

表り設-3 窒素供給設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置する窒素供給設備はF1竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 15] 窒素供給設備内は窒素であり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設 17] 屋外に設置する窒素供給設備は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置する窒素供給設備には積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置する窒素供給設備には降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設 23] 屋外に設置する窒素供給設備は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設 4] 屋外に設置する窒素供給設備は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.7-設 13] 炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備としてレシーバタンクを設置する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 窒素供給設備はF3竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。	
添付図	図り配-3、図り配-6、図り系-1、図り設-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表り設-4 水素供給設備 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{912} 付属設備 水素供給設備 (屋外供給系統) {913} 付属設備 水素ガス供給配管系統 {915} 付属設備 地震インターロック
設置場所		屋外
機器名		付属設備 水素ガス供給配管系統
変更内容		改造 ・耐震性向上のため、屋外配管系統を改造する。 ・水素爆発防止対策を多重化するため、インターロックを新設、改造する。(*1) ・外部火災対策のため、{915} 地震インターロックの制御盤に遮熱板を新設する。 *1 : {915} 地震インターロックを新設、改造する。
員数		1 式
一般仕様	型式	エア駆動式 (SNA-10)
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法 (単位 : mm)	□
	その他の構成機器	水素供給設備遮断弁、減圧弁、安全弁、地震計、水素ガス配管系統、遮熱板
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 水素供給設備遮断弁及び配管はそれぞれ十分な支持性能を有する {914} 障壁及び屋外サポート基礎に設置する。 {915} 地震インターロック (地震計) は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表り設-4 水素供給設備 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。</p> <p>[6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。</p> <p>[913] 水素ガス供給配管系統 第3類</p> <p>[6.1-設 4] [915] 地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。</p> <p>[915] 地震インターロック 第1類</p> <p>地震計 部材: — (高剛性のためボルト評価で代表)</p> <p>地震計 取付ボルト: [ ] [ ] (新規) 計2基</p> <p>地震計 アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) (1基分) 計2基</p> <p>制御盤 部材: [ ]</p> <p>制御盤 アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) (1基分) 計2基</p> <p>遮熱板 部材: [ ]</p> <p>遮熱板 アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) (1基分) 計2基</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する水素供給設備は F1 竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 15] 水素ガス供給配管系統内は水素であり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する水素供給設備は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する水素供給設備は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤には積雪に耐える強度を有する材料を使用する。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する水素供給設備は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤には降下火砕物の堆積に耐える強度を有する材料を使用する。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外に設置する水素供給設備 ([915] 地震インターロックの制御盤含む) は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</p> <p>[8.1-設 25] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動するように屋外用盤とする。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する水素供給設備 ([915] 地震インターロックの制御盤を除く) は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>[8.2-設 7] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤は外部火災の影響を軽減するために遮熱板を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する [915] 地震インターロックの制御盤は爆発の影響を受けない位置に設置する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	—	

表リ設-4 水素供給設備 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設7] {915}地震インターロックに係るケーブルは金属製カバーに収納する。 [11.5-設7] 高圧ガス保安法に基づき、漏えいのないよう開口のない配管を敷設する。 [11.7-設6] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する(915)地震インターロック(独立二系統)を設置する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設10] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する(915)地震インターロック(独立二系統)を設置する。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.2-設18] 地震を検知した時点で自動的に水素ガス供給を停止する(915)地震インターロック(独立二系統)を設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] 水素供給設備はF3竜巻に耐えるようボルトで固定するとともに、配管はF3竜巻に耐えるような支持間隔で保持する。	
添付図	図リ配-3、図リ配-6、図リ系-2、図リ制-1、図リ制-盤1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表り設-5 溢水源供給停止設備（手動） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	[916] 付属設備 遮断弁（工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用 水配管）
設置場所		(1) 屋外 (2) 屋外
機器名		付属設備 溢水源供給停止設備（手動） (1) 工業用水遮断弁（手動） (2) 水道水遮断弁（手動）
変更内容		(1) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 (2) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	ゲート式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。

表り設一5 溢水源供給停止設備（手動） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 遮断弁に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 (916) 遮断弁*1 第1類 *1：配管の一部（質点）として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] 屋外に設置する遮断弁は F1 竜巻により損傷しないよう固定された配管に設置する。 [8.1-設11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。 [8.1-設17] 屋外に設置する遮断弁は降水の影響を受けないように金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。 [8.1-設23] 屋外に設置する遮断弁は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。 [8.2-設4] 屋外に設置する遮断弁は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設67] 地震時においても手動で溢水源を遮断できるように、工業用水及び水道水の供給配管に、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる手動遮断弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 工業用水遮断弁（手動）、水道水遮断弁（手動）には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設17] 地震時においても手動で溢水源を遮断できるように、工業用水及び水道水の供給配管に、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる手動遮断弁を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻に耐えるよう固定された配管に設置する。	
添付図	図り配-4、図り配-6、図り系-3、図り設-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-6 溢水源供給停止設備（自動） 仕様表（1/4）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{917} 付属設備 地震インターロック {918} 付属設備 漏水インターロック {919} 付属設備 遮断弁（蒸気配管） {920} 付属設備 地震インターロック
設置場所	(1) 屋外 (2) 屋外 (3) 屋外 (4) 屋外 (5) 屋外 (6) 屋外 (7) 屋外 *{917}地震インターロックの検出端となる地震計は、放射線管理棟内に設置 *{918}漏水インターロックの検出端となる漏水検知器は、工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、付属建物第 2 核燃料倉庫、付属建物第 3 核燃料倉庫、付属建物第 1 廃棄物処理所、付属建物第 2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟内に設置 *{920}地震インターロックの検出端となる地震計は、工場棟転換工場及び付属建物シリンダ洗浄棟内に設置	
機器名	付属設備 溢水源供給停止設備（自動） (1) 工業用水遮断弁（自動）*1 (2) 水道水遮断弁（自動）*1 (3) 冷却水ポンプ停止インターロック*1,*2 (4) 純水ポンプ停止インターロック*1,*2 (5) アンモニア水ポンプ停止インターロック*1,*2 (6) 空調用水ポンプ停止インターロック*1,*2 (7) 蒸気遮断弁(1)(2)*3 *1：{917}、{918} *2：インターロックとしているのはポンプを停止させる機能のこと。 *3：{919}、{920}	
変更内容	(1) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (2) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (3) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (4) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (5) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (6) 新設 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*1) (7) 新設 ・ 溢水対策強化のため、遮断弁を新設する。 ・ 溢水対策強化のため、インターロックを新設する。(*2) *1：{917} 付属設備 地震インターロック、{918} 付属設備 漏水インターロックを新設する。 *2：{920} 付属設備 地震インターロックを新設する。	
員数	1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 式 (4) 1 式 (5) 1 式 (6) 1 式 (7) 2 基	

表リ設-6 溢水源供給停止設備（自動） 仕様表（2/4）

一般仕様	型式	電磁式
	主要な構造材	別表リ設-6
	寸法（単位：mm）	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) - (4) - (5) - (6) - (7) <input type="text"/>
	その他の構成機器	地震計*1、地震計(1)(2) *1：{917} (1)(2)(3)(4)(5)(6)で共用。 ※漏水検知器は堰漏水検知警報設備（表リ設-2）の構成機器を共有使用する。
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 工業用水遮断弁（自動）及び水道水遮断弁（自動）は、十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。 [917]地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。 [919]蒸気遮断弁(1)は、十分な支持性能を有する工場棟組立工場の壁面に設置する。 [919]蒸気遮断弁(2)は、十分な支持性能を有する付属建物シリンダ洗浄棟の壁面に設置する。 [920]地震インターロック（地震計）は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場及び付属建物シリンダ洗浄棟の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 遮断弁に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する {917} 遮断弁*1 第3類 {918} 遮断弁*1 第3類 {919} 遮断弁*1 第1類 *1：配管の一部（質点）として評価 [6.1-設3] {918}インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設4] {920}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。 なお、{917}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {920} 地震インターロック 第1類 地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）部材： -（高剛性のためボルト評価で代表） 地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> （新規） (1基分)計2基 地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> （新規） (1基分)計2基 制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）部材： <input type="text"/> 制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> （新規） (1基分)計2基
津波による損傷の防止	-	



表り設一6 溢水源供給停止設備（自動） 仕様表（3/4）

技術基準に基づく設計（注）	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-設 6] 屋外に設置する遮断弁は F1 竜巻により損傷しないよう固定された配管に設置する。</p> <p>[8.1-設 11] 屋外に設置する遮断弁は、凍結防止のため保温材を設置する。</p> <p>[8.1-設 17] 屋外に設置する遮断弁は降水の影響を受けないように金属製とする。</p> <p>[8.1-設 19] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-設 21] 屋外に設置する遮断弁を支持する配管は降下火砕物の堆積の影響を受けにくい円筒形とする。</p> <p>[8.1-設 23] 屋外に設置する遮断弁は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。</p> <p>[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。</p> <p>[8.2-設 2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。</p> <p>[8.2-設 4] 屋外に設置する遮断弁は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。</p>
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-設 68] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する(918)漏水インターロックを設置する。</p> <p>[10.1-設 69] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する(917)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する(917)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p> <p>[10.1-設 70] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に 1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する(920)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p>
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-設 15] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する(918)漏水インターロックを設置する。</p> <p>[12.1-設 16] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する(917)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する(917)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p> <p>[12.1-設 18] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に 1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する(920)地震インターロック（地震加速度 0.15G 以下）を設置する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。</p> <p>[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ設一6 溢水源供給停止設備（自動） 仕様表（4/4）

技術基準に基づく設計（注）	警報設備等	<p>[18.2-設 31] 溢水源となる、工業用水及び水道水の配管には遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、これらの遮断弁を閉止する{917}地震インターロック（地震加速度0.15G以下）を設置する。また、溢水源となる冷却水、純水、アンモニア水及び空調用水に関しては、地震を検知した時点で、これらの溢水に繋がる送液ポンプを停止する{917}地震インターロック（地震加速度0.15G以下）を設置する。</p> <p>[18.2-設 31] 地震時に蒸気の供給を停止できるように、蒸気の供給配管に1.0Gの水平地震力に対して弾性範囲となる遮断弁を設置する。地震を検知した時点で、この遮断弁を閉止する{920}インターロック（地震加速度0.15G以下）を設置する。</p> <p>[18.2-設 32] 管理区域内の漏水拡大防止のため、漏水を検知して管理区域内への水供給を停止する{918}漏水インターロックを設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。</p> <p>[99-設 3] 屋外設置の遮断弁はF3竜巻に耐えるよう固定された配管に設置する。F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。 （工場棟転換工場に設置する地震計）</p>	
添付図	<p>図リ配-4、図リ配-6、図リ系-3、図リ設-4、図リ制-2、図リ制-3、図リ制-4、図リ制-5、図リ制配-1、図リ制配-2、図リ制配-3、図リ制配-4、図リ制配-5、図リ制配-6</p>	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-7 保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室 (3) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3） (1) 保安秤量器（シリンダ1） (2) 保安秤量器（シリンダ2） (3) 保安秤量器（シリンダ3）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		3 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PB303-S (2) LPO-20K (3) LPO-50K
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 310g (2) 最大秤量値 20 kg (3) 最大秤量値 50 kg
	取扱う核燃料物質の状態	UF4 等粉末
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 保安秤量器（シリンダ1～3） 濃縮度 5%以下 積載制限 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 （粉末は容器に入れて計量するため容器の形状寸法で制限する。） [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表り設-7 保安秤量器 (シリンダ1) ~ (シリンダ3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	-	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-8 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 原料貯蔵所 (2) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1) (3) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7） (1) 保安秤量器（ウラン管理5） (2) 保安秤量器（ウラン管理6） (3) 保安秤量器（ウラン管理7）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		3 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台
一般仕様	型式	ロードセル式、電子天秤式 (1) IIS-CD-30 (2) ARX-30K (3) HX-400 ※市販品(秤量機)型式
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 3,000 kg (2) 最大秤量値 30 kg (3) 最大秤量値 410g
	取扱う核燃料物質の状態	UF <sub>6</sub> 等粉末、粉末、ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (保安秤量器(ウラン管理5)) (UF <sub>6</sub> シリンダを扱う場合) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088 以下 積載制限 UF <sub>6</sub> シリンダ 1 以下 (粉末輸送容器を扱う場合) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 積載制限 粉末輸送容器 1 以下  (保安秤量器(ウラン管理 6、7)) (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載制限 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (粉末は容器に入れて計量するため容器の形状寸法で制限する。) (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量制限 14.8kgU 以下(ボート(焼結)、ペレットトレイ、金属容器(ペレット)、サンプル容器、ペレット：1個) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 保安秤量器(ウラン管理5)は、原料貯蔵所領域に設置する。また、保安秤量器(ウラン管理6、7)は、第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表リ設一8 保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5]保安秤量器（ウラン管理5）は、核燃料物質の落下を防止する（ラッチロック式フック）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設3] 上位の位置に設置する保安秤量器（ウラン管理5）は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。（耐荷重：保安秤量器（ウラン管理5）3ton）
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	—	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-9 UF<sub>6</sub>シリンダ秤量器 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {922} 付属設備 秤
設置場所	付属建物 原料貯蔵所	
機器名	付属設備 秤量設備 UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器	
変更内容	改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	1台	
一般仕様	型式	シリンダ横置型
	主要な構造材	別表リ設-7
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	最大秤量値 3,000kg
	取扱う核燃料物質の状態	UF <sub>6</sub> 固体
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{922} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088以下 積載制限 UF <sub>6</sub> シリンダ1以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の土間コンクリートに設置する。

表り設-9 UF<sub>6</sub>シリンダ秤量器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (922)UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器 ※1 第1類 UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器 支持脚部材: <input type="text"/> UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	
添付図	図り配-5、図り設-5	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表り設一10 保安秤量器（分析1）、（分析2） 仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	(921) 付属設備 秤量設備 (923) 付属設備 秤
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器（分析1）、（分析2） (1) 保安秤量器（分析1） (2) 保安秤量器（分析2）
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		2 台 (1) 1 台 (2) 1 台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PG802-S (2) SB8001
	主要な構造材	型番に規定
	寸法（単位：mm）	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 810g (2) 最大秤量値 8,100g
	取扱う核燃料物質の状態	粉末、ペレット
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する（6次申請（三原燃第 20-0695 号）にて評価済）。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表り設-10 保安秤量器（分析1）、（分析2） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する。	
添付図	—	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表リ設-1 無停電電源装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
無停電電源装置	主要な構造材	柱(無停電電源装置) はり(無停電電源装置)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト(無停電電源装置) 鋼製管体(無停電電源装置)	

許可との対応：{887} {889}

別表リ設-2 堰漏水検知警報設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰漏水検知警報設備（転換工場） 堰漏水検知警報設備（成型工場） 堰漏水検知警報設備（加工棟） 堰漏水検知警報設備（放射線管理棟） 堰漏水検知警報設備（除染室・分析室） 堰漏水検知警報設備（第2核燃料倉庫） 堰漏水検知警報設備（第3核燃料倉庫） 堰漏水検知警報設備（第1廃棄物処理所） 堰漏水検知警報設備（第2廃棄物処理所） 堰漏水検知警報設備（シリンダ洗浄棟）	主要な構造材	—	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	漏水検知器(接液部)	

許可との対応：{835}，{839}，{846}，{849}，{853}，{857}，{860}，{867}，{871}，{875}

別表リ設-3 窒素供給設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
レシーバータンク (1)	主要な構造材	柱(レシーバータンク (1) 本体)	
レシーバータンク (2)		柱(レシーバータンク (1) 脚部)	
レシーバータンク (3)		柱(レシーバータンク (2) 本体)	
レシーバータンク (4)		柱(レシーバータンク (2) 脚部)	
		柱(レシーバータンク (3) 本体)	
		柱(レシーバータンク (3) 脚部)	
		柱(レシーバータンク (4) 本体)	
		柱(レシーバータンク (4) 脚部)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	配管 逆止弁 アンカーボルト (レシーバータンク (1)) アンカーボルト (レシーバータンク (2)) アンカーボルト (レシーバータンク (3)) アンカーボルト (レシーバータンク (4))	

許可との対応： {910}, {911}

別表リ設-4 水素供給設備 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
水素ガス供給配管系統	主要な構造材	柱 (制御盤 A) はり (制御盤 A) 柱 (制御盤 B) はり (制御盤 B) 柱 (遮熱板 A) はり (遮熱板 A) 柱 (遮熱板 B) はり (遮熱板 B)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (制御盤 A) アンカーボルト (制御盤 B) アンカーボルト (地震計 A) アンカーボルト (地震計 B) アンカーボルト (遮熱板 A) アンカーボルト (遮熱板 B) 取付ボルト (地震計 A) 取付ボルト (地震計 B) 減圧弁 安全弁 水素供給設備遮断弁 (1) 水素供給設備遮断弁 (2) 配管 保温材 金属製カバー (地震インターロックケーブル) 遮熱板パネル (水素貯蔵所地震計 IL 盤 A, B)	

許可との対応 : {912}, {913}, {915}

別表リ設-5 溢水源供給停止設備（手動） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
工業用水遮断弁(手動) 水道水遮断弁(手動)	主要な構造材	—	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	工業用水遮断弁（手動） 水道水遮断弁（手動） 保温材	

許可との対応：{916}

別表リ設-6 溢水源供給停止設備（自動） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
工業用水遮断弁（自動） 水道水遮断弁（自動） 冷却水ポンプ停止インター ロック 純水ポンプ停止インターロ ック アンモニア水ポンプ停止イ ンターロック 空調用水ポンプ停止インタ ーロック 蒸気遮断弁（1）（2）	主要な構造材	柱（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）） 柱（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）） はり（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）） はり（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟））	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）） アンカーボルト（制御盤（転換工場、シリンダ洗浄棟）） アンカーボルト（地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）） アンカーボルト（地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）） 取付ボルト（地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）） 取付ボルト（地震計（転換工場、シリンダ洗浄棟）） 地震計 工業用水遮断弁（自動） 水道水遮断弁（自動） 蒸気遮断弁（1） 蒸気遮断弁（2） 保温材	

許可との対応：{917}，{918}，{919}，{920}



別表リ設-7 UF<sub>6</sub>シリンダ秤量器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器	構造部材	柱 はり	
	ウランを取り扱う部位	ー	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応：{921}, {922}

追表リ設-1(2次) 保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) 仕様表(1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(921) 付属設備秤量設備 (923) 付属設備秤
設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 (2) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 (3) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 (4) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 フードボックス(2)内 (5) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 フードボックス(3)内 (6) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 フードボックス(1)内 (7) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 (8) 加工棟 成型工場 ベレット加工室 (9) 加工棟 成型工場 ベレット加工室
機器名		保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) (1) 保安秤量器(加工棟1) (2) 保安秤量器(加工棟2) (3) 保安秤量器(加工棟3) (4) 保安秤量器(加工棟4) (5) 保安秤量器(加工棟5) (6) 保安秤量器(加工棟6) (7) 保安秤量器(加工棟7) (8) 保安秤量器(加工棟8) (9) 保安秤量器(加工棟9)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 変更なし (9) 変更なし
員数		9台 (1) 1台 (2) 1台 (3) 1台 (4) 1台 (5) 1台 (6) 1台 (7) 1台 (8) 1台 (9) 1台
一般仕様	型式	電子天秤式 (1) HJR-33KT (2) HJR-33KT (3) ARX-30K (4) CG-30K (5) CG-30K (6) CG-30K (7) PB-303 (8) FX-300 (9) IHW-60KGL
	主要な構造材	型番に規定
	寸法(単位:mm)	型番に規定

追表り設-1(2次) 保安秤量器(加工棟1)～(加工棟9) 仕様表(2/2)

一般仕様	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 33,000g (2) 最大秤量値 33,000g (3) 最大秤量値 30,000g (4) 最大秤量値 30,000g (5) 最大秤量値 30,000g (6) 最大秤量値 30,000g (7) 最大秤量値 310g (8) 最大秤量値 310g (9) 最大秤量値 60,000g
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	粉末(UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> スラッジ)、ペレット(UO <sub>2</sub> ペレット)
	核燃料物質の臨界防止	[3.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下(ポート(焼結)、ペレットトレイ、サンプル容器、ペレット: 1)  ただし、質量管理されたフードボックス内の秤量器(保安秤量器(加工棟4)、保安秤量器(加工棟5)、保安秤量器(加工棟6))については使用する容器の制限は不要。 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料(金属材料)を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	—
	警報設備等	—
安全避難通路等	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
廃棄施設	—	
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	—	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 1908096号にて認可済み

追表り設-1 (5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{887,888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機		
設置場所	(1) 付属建物 発電機室 発電機室(1) (2) 付属建物 発電機室 発電機室(2)			
機器名	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 (1) 非常用ディーゼル発電機(1) (2) 非常用ディーゼル発電機(2)			
変更内容	(1) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>既設の設備より容量を増加させ、外部電源系統の機能喪失時における必要な機器を動作させるのに、十分な容量へ改造する。</li> <li>既設の動力室から既設を撤去し、発電機室へ新規に製作し設置する。</li> <li>非常用ディーゼル発電機の新規製作にともない、屋外ケーブル系統を改造する。</li> </ul> (2) 改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>既設の設備より容量を増加させ、外部電源系統の機能喪失時における必要な機器を動作させるのに、十分な容量へ改造する。</li> <li>既設の動力室から既設を撤去し、発電機室へ新規に製作し設置する。</li> <li>非常用ディーゼル発電機の新規製作にともない、屋外ケーブル系統を改造する。</li> </ul>			
員数	2 基 (1 基は予備) (1) 1 基 (2) 1 基			
一般仕様	型式	4 サイクル、水冷、直接噴射式		
	主要な構造材	別表り設-1 【三原燃 第 20-0273 号】、追別表り設-1 (5 次)		
	寸法 (単位: mm)	(1) <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table> (2) <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"><tr><td> </td></tr></table>		
	その他の構成機器	燃料油タンク (2 基)、潤滑油タンク (2 基)、ラジエータ (2 基) 燃料油配管、潤滑油配管、冷却水配管、屋内ケーブル、発電機始動盤 屋外ケーブル、切替配電盤、遮熱板		
その他の性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電機出力: 750kVA (600kW) / 基</li> <li>電圧 (周波数): 3300V (50Hz)</li> <li>燃料油: A 重油</li> </ul>			
取扱う核燃料物質の状態	—			
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—		
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物発電機室の床スラブに設置する。 [5.1-設 1] 切替配電盤は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。		

追表り設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (2/3)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-設 1]* 耐震重要度に応じ分類する。  <u>[6.1-設 2]* 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。</u>                  (非常用ディーゼル発電機) 第2類                  部材: ー (高剛性のためボルト評価で代表)                  アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  (燃料油タンク<sup>※1</sup>) 第2類                  支持脚部材: <input type="checkbox"/>                  支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  (潤滑油タンク<sup>※1</sup>) 第2類                  支持脚部材: <input type="checkbox"/>                  支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  (ラジエータ<sup>※1</sup>) 第2類                  支持脚部材: <input type="checkbox"/>                  支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  (発電機始動盤) 第2類                  発電機始動盤部材: <input type="checkbox"/>                  発電機始動盤アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  (切替配電盤<sup>※1</sup>) 第2類                  支持脚部材: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>                  支持脚アンカーボルト: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規)                  ※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。</p>
	<p>津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>ー</p> <p>[8.1-設 6] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は F1 竜巻に耐えられるようボルトで固定する。                  [8.1-設 13] 不凍液を含めた冷却水とする。                  [8.1-設 17] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は降水の影響を受けないように金属製とし、ケーブルは導体が露出しない構造とする。                  [8.1-設 19] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は積雪に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形とする。                  [8.1-設 20] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は建築基準法及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。                  [8.1-設 21] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の影響を受けにくい円筒形とする。                  [8.1-設 23] 屋外設置のラジエータ配管系統は生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。                  [8.2-設 4] 屋外設置のラジエータ (配管系統含む)は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。                  [8.2-設 5]* 電気回路を鋼製筐体で覆うとともに、筐体は接地する。                  [8.1-設 6] 屋外に設置する切替配電盤は F1 竜巻に耐えられるようボルトで固定する。                  [8.1-設 17] 屋外に設置する切替配電盤は降水の影響を受けないように金属製とする。                  [8.1-設 19] 屋外に設置する切替配電盤は積雪に耐える強度を有する材料を使用する。                  [8.1-設 20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。                  [8.1-設 21] 屋外に設置する切替配電盤は降下火砕物の堆積に耐える強度を有する材料を使用する。                  [8.1-設 28] 屋外に設置する切替配電盤は生物学的影響を受けないように開口部にメッシュ (粉塵除去用)を有する屋外用盤とする。                  [8.1-設 25] 屋外に設置する切替配電盤は、茨城県水戸気象台において過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動するように屋外用盤とする。                  [8.2-設 4] 屋外に設置する切替配電盤は、爆発の影響を受けない位置に設置する。                  [8.2-設 7] 屋外に設置する切替配電盤は、外部火災の影響を軽減するため、遮熱板を設置する。</p>

追表リ設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 41] 第1種管理区域の負圧維持に必要な給電量(170kW)を有する非常用ディーゼル発電機を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2]* 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 15] 室内に可燃性油以外の可燃物を設置しないこととし、可燃性油の漏えいの拡大を防止するため、防油堤を設置する。 [11.3-設 16]* JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1]* 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1]* 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設 1] 使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機は、使用施設の負荷も考慮した電源容量を確保する設計により、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。 [14.4-設 3]* 非常用ディーゼル発電機より給電される機器までの間に配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.2-設 35] 停電時、必要な負荷容量(480kW)に対し、十分に余裕を持った 600kW の発電容量を有する非常用ディーゼル発電機を 2 基(うち 1 基は予備)設置する。また、停電時、40 秒以内に非常用ディーゼル発電機が起動すること。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	[24.1-設 1] 停電時、必要な負荷容量(480kW)に対し、十分に余裕を持った 600kW の発電容量を有する非常用ディーゼル発電機を 2 基(うち 1 基は予備)設置する。また、停電時、40 秒以内に非常用ディーゼル発電機が起動すること。 [24.1-設 2] ディーゼル機関を原動力とし、既設同機接続設備で要求されるのに必要な電圧 3300V を有する非常用ディーゼル発電機を設置する(図り系-4)。 (接続ケーブルは、交流 3300V(変圧器なし)難燃性ケーブル、交流 200V(変圧器あり)一般動力用ケーブル) [24.1-設 3] 給電系統に過電流保護機構を設置する。
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] 屋外設置のラジエータは F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 [99-設 3] 屋外設置の切替配電盤(遮熱板)は F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図り配-1、図り系-1、図り系-2、図り設-1【三原燃 第 20-0273 号】 図り配-6、図り配-7、図り系-4、図り設-6	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

\*は原規規発 2008051 号にて認可済みであり、かつ本申請の対象であることを示す

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2008051 号にて認可済み

追表リ設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{906} 分析設備 同位体分析設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室
機器名		分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		1式 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表リ設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

追表リ設-2 (5次) 同位体分析設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 分析装置本体に収納することにより、核燃料物質の落下を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図リ配-2、図リ設-5、図リ設-6 【三原燃 第20-0256】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可、及び、三原燃第20-0695号で申請済み。



追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{907} 分析設備 不純物分析設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 変更なし (7) 変更なし (8) 改造 ・ 既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・ 竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。	
員数	1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基 (8) 1 基 (9) 1 基	
一般仕様	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600II (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
	主要な構造材	別表り設-3

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/>
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む) (廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約 <input type="text"/> L (廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する(廃水タンクを除く)。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)(廃水タンクを除く)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(廃水タンクを除く)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) 設置架台部材: <input type="text"/> 設置架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする(廃水タンク)。 [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する(廃水タンクを除く)。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する(廃水タンク)。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-57 参照)(廃水タンク)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする(廃水タンクを除く)。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する(サンプル保管庫除く)。
	安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)。	

追表り設-3 (5次) 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に(853)漏水検知警報設備を設置する(廃水タンク)(表り設-2参照)。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。	
添付図	図り配-2、図り配-3、図り配-4、図り系-3、図り設-3、図り設-4、図り設-7、図り設-8、図り設-9、図り設-10、図り設-11、図り設-12、図り設-13 【三原燃 第20-0256】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可、及び、三原燃第20-0695号で申請済み。

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{908} 分析設備 物性測定設備
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 嵩密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基
一 般 仕 様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AAOT※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AA8M-AAOT※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)

追表り設-4 (5次) 物性測定設備 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 分析装置のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として木材を使用する平均粒径測定装置は金属製カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。	
添付図	図リ配-3、図リ設-14、図リ設-15、図リ設-16 【三原燃 第20-0256】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可、及び、三原燃第20-0695号で申請済み。

追表り設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{909} 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	
変更内容	(1) 改造 ・ 作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(図臨配-2、図臨転-121)。 [4.2-設6] <u>工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

追表リ設-5 (5次) 試料回収ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] フードボックスの開口部は風速0.5m/秒以上を維持する(局所排気設備は図ト系1-28参照)。 [10.1-設4] 排気は局所排気設備に接続する(局所排気設備は図ト系1-28参照)。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図リ配-3、図リ設-2 【三原燃 第20-0256】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可、及び、三原燃第20-0695号で申請済み。

追表り設一1 (6次) 保安秤量器 (転換工場1) ~ (転換工場10) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(921) 付属設備 秤量設備 (923) 付属設備 秤
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室 (3) 工場棟 転換工場 転換加工室 (4) 工場棟 転換工場 転換加工室 (5) 工場棟 転換工場 転換加工室 (6) 工場棟 転換工場 転換加工室 (7) 工場棟 転換工場 転換加工室 (8) 工場棟 転換工場 転換加工室 (9) 工場棟 転換工場 転換加工室 (10) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	付属設備 秤量設備 保安秤量器 (転換工場 1) ~ (転換工場 10) (1) 保安秤量器 (転換工場 1) (2) 保安秤量器 (転換工場 2) (3) 保安秤量器 (転換工場 3) (4) 保安秤量器 (転換工場 4) (5) 保安秤量器 (転換工場 5) (6) 保安秤量器 (転換工場 6) (7) 保安秤量器 (転換工場 7) (8) 保安秤量器 (転換工場 8) (9) 保安秤量器 (転換工場 9) (10) 保安秤量器 (転換工場 10)	
変更内容	(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (6) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (7) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (8) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (9) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (10) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数	10 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台 (5) 1 台 (6) 1 台 (7) 1 台 (8) 1 台 (9) 1 台 (10) 1 台	



追表り設一1 (6次) 保安秤量器 (転換工場1) ~ (転換工場10) 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) PB303-S (2) PB303-S (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) ARX-30K (10) ARX-30K ※市販品(秤量機)型式
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 310g (2) 最大秤量値 310g (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 30kg (5) 最大秤量値 30kg (6) 最大秤量値 30kg (7) 最大秤量値 30kg (8) 最大秤量値 30kg (9) 最大秤量値 30kg (10) 最大秤量値 30kg
取扱う核燃料物質の状態	UF <sub>4</sub> 等粉末、粉末	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表り設-1 (6次) 保安秤量器 (転換工場 1) ~ (転換工場 10) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する (保安秤量器 (転換工場 1) (転換工場 2) を除く)。	
添付図	—	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追表り設一2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	(921) 付属設備 秤量設備 (923) 付属設備 秤
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) (1) 保安秤量器 (成型工場1) (2) 保安秤量器 (成型工場2) (3) 保安秤量器 (成型工場3) (4) 保安秤量器 (成型工場4) (5) 保安秤量器 (成型工場5) (6) 保安秤量器 (成型工場6) (7) 保安秤量器 (成型工場7) (8) 保安秤量器 (成型工場8) (9) 保安秤量器 (成型工場9) (10) 保安秤量器 (成型工場10)
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (5) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (6) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (7) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (8) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (9) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (10) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		10 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台 (5) 1 台 (6) 1 台 (7) 1 台 (8) 1 台 (9) 1 台 (10) 1 台

追表り設一2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (2/3)

一般仕様	型式	電子天秤式 (1) ARX-30K (2) ARX-30K (3) ARX-30K (4) ARX-30K (5) ARX-30K (6) ARX-30K (7) ARX-30K (8) ARX-30K (9) AJ-220 (10) PB303
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	(1) 最大秤量値 30kg (2) 最大秤量値 30kg (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 30kg (5) 最大秤量値 30kg (6) 最大秤量値 30kg (7) 最大秤量値 30kg (8) 最大秤量値 30kg (9) 最大秤量値 220g (10) 最大秤量値 310g
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UF <sub>4</sub> 等粉末、粉末、ペレット
	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (ポート (焼結)、ペレットトレイ、金属容器 (ペレット)、サンプル容器、ペレット: 1 個) [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 <u>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	—

追表り設-2 (6次) 保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	-	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第20-0695号で申請済み

追表リ設-3 (6次) 保安秤量器 (ウラン管理1) ~ (ウラン管理4) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{921} 付属設備 秤量設備 {923} 付属設備 秤
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2) (4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		付属設備 秤量設備 保安秤量器 (ウラン管理1) ~ (ウラン管理4) (1) 保安秤量器 (ウラン管理1) (2) 保安秤量器 (ウラン管理2) (3) 保安秤量器 (ウラン管理3) (4) 保安秤量器 (ウラン管理4)
変更内容		(1) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (3) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 (4) 改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数		4 台 (1) 1 台 (2) 1 台 (3) 1 台 (4) 1 台
一般仕様	型式	ロードセル式、電子天秤式 (1) HS-CD-30 (2) FJ-T001is (3) ARX-30K (4) AJ-220JS
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位: mm)	型番に規定
	その他の構成機器	-
	その他の性能	(1) 最大秤量値 3,000kg (2) 最大秤量値 1,000kg (3) 最大秤量値 30kg (4) 最大秤量値 220g
	取扱う核燃料物質の状態	UF <sub>6</sub> 等粉末、粉末、ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{923} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (保安秤量器 (ウラン管理1)) 濃縮度 5%以下 積載 UF <sub>6</sub> シリンダ 1 以下  (保安秤量器 (ウラン管理2)) 濃縮度 5%以下 積載 大型粉末容器 1 以下  (保安秤量器 (ウラン管理3)、保安秤量器 (ウラン管理4)) (粉末を取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 積載 容器の直径 25.1cm 以下又は容積 26.8L 以下 (ペレットを取り扱う場合) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (ポート (焼結)、ペレットトレイ、金属容器 (ペレット)、サンプル容器、ペレット: 1 個) [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

追表り設-3 (6次) 保安秤量器 (ウラン管理 1) ~ (ウラン管理 4) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	-
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5]保安秤量器 (ウラン管理 1) (ウラン管理 2) は、核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7]保安秤量器 (ウラン管理 3) (ウラン管理 4) には、被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置する保安秤量機 (ウラン管理 (1)、ウラン管理 (2)) は損壊に伴う内部飛来物になることを防止する構造とする。 (耐荷重: 保安秤量器 (ウラン管理 1) 3ton、保安秤量器 (ウラン管理 2) 1ton)
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、ワイヤで固定する (保安秤量器 (ウラン管理 2) (ウラン管理 4) を除く)。	
添付図	図ハ設-11、図ハ設-13、図ヘ設-3【三原燃 第 20-0695 号】	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については三原燃 第 20-0695 号で申請済み

追別表り設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 材料一覧(1/2)

機器名	部位	部位名	材料
非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	主要な構造部材	非常用ディーゼル発電機本体 はり(燃料油タンク) 柱(燃料油タンク) はり(潤滑油タンク) 柱(潤滑油タンク) ラジエータ はり(発電機始動盤) 柱(発電機始動盤) <u>はり(切替配電盤)</u> <u>柱(切替配電盤)</u>	
	その他	アンカーボルト 非常用ディーゼル発電機本体 燃料油タンク本体 潤滑油タンク本体 防油堤 ケーブル <u>屋外ケーブル</u> 燃料油配管、潤滑油配管 冷却水配管	



追別表リ設-1(5次) 非常用ディーゼル発電機 材料一覧(2/2)

機器名	部位	部位名	材料
		冷却水 鋼製管体(発電機始動盤,切替配電盤) <u>遮熱板(切替配電盤)</u> <u>フィルター(切替配電盤)</u>	

事業許可との対応：{887}, {888}

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2008051 号にて認可済み

## I-1 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を下記に示す。

本加工施設では、

- ・安全上重要な施設に該当するものはない。
- ・発電所等で考慮すべき原子力特有の高放射線領域での材料劣化等を考慮すべきといった原子力特有の部品はない。

このため、原子力施設特有の重要度の観点からの配慮は不要である。

一般産業用工業品の更新や交換等については、保安品質保証計画書に基づき実施する。

- (1) 供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める\*。

※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。

- ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。
  - ・設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。
- (2) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項を含める。

また、

- ・一般産業用工業品の更新や交換等は、設工認申請書に記載している仕様に合致していることを事業者検査で確認の上、使用を開始し、定期事業者検査等で性能を維持していることを確認する。
- ・インターロック及び警報の系統を構成する機器等については、測定精度を確認し、インターロック設定値、警報設定値を逸脱しないように、必要に応じてインターロックセット値、警報セット値を変更する。
- ・消防法に定める機器等（消火器、自動火災報知設備等）は、消防法に基づき消防法に合致したものと交換し、所轄消防へ必要な届出を実施する。

「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの」とは、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の安全機能を実現するために、核燃料物質を取り扱う加工施設用に設計開発及び製造されたものとする。具体例としては、UF<sub>6</sub>シリンダ、核的制限値を担保するための寸法・形状制限を設けるために専用に設計開発及び製造された塔槽類等が挙げられる。

「一般産業用工業品」は上記以外の機器等である。具体例としては、通信連絡設備（放送設備本体、電話機本体）、安全避難通路に係る設備（非常用照明、誘導灯）、消防法・高圧ガス保安法等で定められている設備（自動火災報知設備感知器本体、音響装置（ベル）、発信機本体、消火栓本体、ホース、ノズル、給水装置、ポンプ起動装置、消火器本体）、カタログ品（安全機能を有

する施設に組み込まれたポンプ、配管、ファン、ケーブル、秤、ランプ、バッテリー、配線、堰のシール材、非常用ディーゼル発電機本体（消耗部）、HEPA フィルタ、熱電対、放射線測定器、飛散防止用防護ネット（ワイヤーロープ、ネット）が挙げられる。

## I-2 検査の項目及び方法

### 1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する附属建物第3核燃料倉庫、附属建物劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、附属施設空シリンダ置場、消火設備防火水槽及び可搬消防ポンプの検査の項目を表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-1～1-3-6に示す。

附属建物第3核燃料倉庫及び附属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/2)に、検査の方法を表1-2-1～1-2-2に示す。

また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッター、ガラルの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目 (1/2)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項												
				員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	二号 作動 (注2)	三号 QMS (注3)			
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	改造	-	①	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	
	屋外	付属建物	改造	-	①	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	
放射性医薬物の廃棄施設	屋外	排水貯留池(1)	変更なし	○	①	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
		排水貯留池(2)	変更なし	-	①	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
その他の加工施設	屋外	付属施設	変更なし	-	①	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
	屋外	非常用設備 消火設備	空シリング置場	変更なし	○	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			防火水槽(1) (転換工場屋外東側)	変更なし	○	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			防火水槽(2) (転換工場屋外東側)	変更なし	○	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			防火水槽(3) (組立工場屋外北側)	更新	○	①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
	防火水槽(4) (放射線管理棟屋外東側)	更新	○	①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○		
	屋外	非常用設備 消火設備	可搬消火ポンプ(1) (転換工場屋外東側)	改造	○	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
可搬消火ポンプ(2) (容器管理棟屋外南側)			増設	○	①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	

(注1)：外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

(注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法

(注3)：その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-1 検査の項目 (2/2)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項										二号 (注2) 作動	三号 (注3) QMS (注4)		
				員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	据付	着底	一号 構造、強度及び漏えい の確認					
													十分な方法				
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物第3棟 燃料倉庫 前室、 貯蔵室(1)、 貯蔵室(2)、 作業室(1)、 作業室(2)、 更衣室(1)、 更衣室(2)、 備品室 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○		
		非常用設備 緊急対策設備(3)	誘導灯 変更なし	○	①	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	
			安全避難通路 増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	堰 (内部溢水止水用)(固定式)	新設	○	①	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○
			堰 (内部溢水止水用)	変更なし	○	①	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
消火器	変更なし		○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 倉庫 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○		
		非常用設備 非常用通報設備	誘導灯 変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
			安全避難通路 増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 非常用通報設備	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし (火災感知設備) 変更なし (警報設備)	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
			消火器	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○

(注1)：外観検査 (①)機器の外観、(○)配管の確認  
(注2)：機能及び性能を確認するために十分な方法  
(注3)：その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法  
(注4)：品質マネジメントシステムに係る検査

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

非常用設備 緊急対策設備(1)		検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の仮移設及び復旧 図リ1-4-1	検査①	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯していること。
		員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 緊急対策設備(3)	安全避難通路の増設 図リ1-4-3	検査①	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯していること。
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。
		員数	固定式扉の員数を目視により確認する。	固定式扉の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	固定式扉の高さを施工業者の品質記録により確認する。	固定式扉の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	固定式扉が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 緊急対策設備(3)	固定式扉 (内漏止水止水用) (固定式)の新設 図リ1-4-4	検査②	固定式扉の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式扉の配置が申請内容のとおりであること。
		検査③	固定式扉に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式扉に有害な傷及び変形がないこと。
		検査④	固定式扉の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式扉の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	固定式扉に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

非常用設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用通報設備	非常ベル設備の仮移設及び復旧 図リ1-4-5	検査①	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。		
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。		
非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備(電話設備)の仮移設、復旧及び増設 図リ1-4-7	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。		
			員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	自動火災報知設備(感知器)について、加圧器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
			作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。		
作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。					



表1-2-1 付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (3/3)

非常用設備 消火設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備・ 機器の検査	消火器の仮移設及 び復旧 図リ1-4-9	検査①	員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。		
			配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。		
		緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用) 図リ1-4-10	検査①	員数	堰の員数を目視により確認する。	堰の員数が申請内容のとおりであること。	
				寸法	堰の厚さ及び高さ寸法を目視により確認する。	堰の厚さ及び高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
				配置	堰の配置を目視により確認する。	堰の配置が申請内容のとおりであること。	
				外観	堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	堰に有害な傷及び変形がないこと。	
		消火設備(屋外消火 栓設備) 図リ1-4-10	検査①	員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。	
				寸法	屋外消火栓の埋設配置について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配置について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
				据付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていること。	
配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。			屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。			
外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。			屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。			
品質マネジメントシステムに係る検査	作動		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。			
			屋外消火栓について、加圧逆水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。			
			設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。			

表1-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1)	安全避難通路の増設 図リ1-5-1	検査① 配置	安全避難通路の配置を目標により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)の増設 図リ1-5-2	検査① 員数	通信連絡設備の員数を目標により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	通信連絡設備の配置を目標により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	緊急対策設備(1) 非常用照明 図リ1-5-3	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
		員数	非常用照明の員数を目標により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目標により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パタリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パタリにより点灯していること。
		員数	誘導灯の員数を目標により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
緊急対策設備(1) 誘導灯 図リ1-5-3	誘導灯	据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	誘導灯の配置を目標により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パタリにより点灯することを確認する。又は記録により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パタリにより点灯していること。

表1-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備・機器の検査	非常用通報設備 非常ベル設備 図リ1-5-3	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			掘付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。	
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	非常用通報設備 放送設備 図リ1-5-3	掘付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
		火災感知設備及びそれを連動する警報設備 図リ1-5-3		員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。
			掘付		自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。
配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。		自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
	外観		自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。		自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。		自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。		
自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。				

表1-2-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準		
変更しない設備・機器の検査	消火設備(消火器) 図リ1-5-3	検査① 員数	消火器の員数が申請内容のとおりであることを確認すること。		
		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであることを確認すること。		
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないこと。		
	消火設備(屋外消火栓設備) 図リ1-5-3	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであることを確認すること。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを確認すること。	
		掘付	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定されていることを確認すること。	
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであることを確認すること。	
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
		作動		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
				屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。又は記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。		

表1-3-1 付属建物第3核燃料倉庫の検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準
耐火施設 図へ1-1-1	検査①	材料	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。
	検査②	寸法	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査③	寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
		配置	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。	
鉄原補強 図へ1-1-2	検査①	材料	鉄原補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄原補強材が不燃性材料であること。
		寸法	鉄原補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄原補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
鉄原交換 図へ1-1-3	検査①	外観	鉄原及び鉄原補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原及び鉄原補強材に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄原の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄原が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	鉄原の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄原が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄原に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 付属建物第3核燃料倉庫の検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法	判定基準
鉄原新設 図へ1-1-4	検査① 材料	鉄原の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄原が不燃性材料であること。
	検査② 寸法	鉄原の外形寸法及び厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原の外形寸法及び厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 据付	鉄原が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	鉄原に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原に有害な傷及び変形がないこと。
鋼板新設 図へ1-1-5	検査① 材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
	検査② 寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 据付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

表1-3-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準	
鉄原補強 図へ1-2-1	検査①	材料	鉄原補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄原補強材が不燃性材料であること。	
		寸法	鉄原補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
	検査②	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		配置	鋼板の配置を施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板の配置が申請内容のとおりであること。	
		据付	鋼板及び鉄原補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板及び鉄原補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	品質マネジメントシステムに係る検査	検査③	外観	鋼板、鉄原及び鉄原補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板、鉄原及び鉄原補強材に有害な傷及び変形がないこと。 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。
				設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	

表1-3-3 排水貯留池の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
排水貯留池(1)及び(2)の検査 図ト1-1	員数	排水貯留池の員数を日視により確認する。	排水貯留池の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	排水貯留池の寸法を目視、又は記録により確認する。	排水貯留池の寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	排水貯留池に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	排水貯留池に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。



表1-3-4 付属施設空シリンダ置場の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
空シリンダ置場の検査 図リ1-1	検査① 寸法	空シリンダ置場の寸法を目視、又は記録により確認する。	空シリンダ置場の寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	空シリンダ置場が施設管理されていることを目視、又は記録により確認する。 空シリンダ置場に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	空シリンダ置場が施設管理されていること。 空シリンダ置場に有害な傷及び変形がないこと。
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

表1-3-5 非常用設備消火設備防火水槽の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準	
防火水槽(3)及び(4)の更新 図リ1-2-1	検査① 員数	防火水槽の員数を目視により確認する。	防火水槽の員数が申請内容のとおりであること。	
	配置	防火水槽の配置を目視、又は記録により確認する。	防火水槽の配置が申請内容のとおりであること。	
	据付	防火水槽が所定の場所に設置されていることを目視、又は記録により確認する。	防火水槽の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	防火水槽に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	防火水槽に有害な傷及び変形がないこと。	
	変更しない設備(防火水槽(1)及び(2))の検査 図リ1-2-2	検査① 員数	防火水槽の員数を目視により確認する。	防火水槽の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	防火水槽の配置を目視、又は記録により確認する。	防火水槽の配置が申請内容のとおりであること。
外観		防火水槽に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	防火水槽に有害な傷及び変形がないこと。	
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。	設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。	

表1-3-6 非常用設備消火設備可搬消防ポンプの検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準	
可搬消防ポンプ(1)の改造 図リ1-3-1	検査①	材料	ベルトラッシングの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	ベルトラッシングの材質が申請内容のとおりであること。 ベルトラッシングが不燃性材料であること。	
		寸法	ベルトラッシングの幅寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの幅寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査②	寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
		員数	可搬消防ポンプの員数を目視により確認する。	可搬消防ポンプの員数が申請内容のとおりであること。	
		配置	可搬消防ポンプの配置を目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプの配置が申請内容のとおりであること。	
	検査③	据付	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定した下部構成部に固定されていることを目視により確認する。	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定した下部構成部に固定されていること。	
		外観	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないこと。	
		作動	可搬消防ポンプが正常に作動することを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプが正常に作動すること。	
	可搬消防ポンプ(2)の増設 図リ1-3-2	検査①	材料	ベルトラッシングの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	ベルトラッシングの材質が申請内容のとおりであること。 ベルトラッシングが不燃性材料であること。
			寸法	ベルトラッシングの幅寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	ベルトラッシングの幅寸法が申請内容のとおりであること。
			材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査②		寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
		員数	可搬消防ポンプの員数を目視により確認する。	可搬消防ポンプの員数が申請内容のとおりであること。	
		配置	可搬消防ポンプの配置を目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプの配置が申請内容のとおりであること。	
検査③		据付	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定した下部構成部に固定されていることを目視により確認する。	可搬消防ポンプが基礎コンクリートに固定した下部構成部に固定されていること。	
		外観	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプに有害な傷及び変形がないこと。	
		作動	可搬消防ポンプが正常に作動することを目視、又は記録により確認する。	可搬消防ポンプが正常に作動すること。	
品質マネジメントシステムに係る検査		設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。 書類により確認する。			

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
	鉄筋	材質、強度を記録により確認する。	材質が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材質が申請内容のとおりであること。
		寸法	寸法が申請内容のとおりであること。
		材料	材料が申請内容のとおりであること。
	コンクリート	鉄筋の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	鉄骨	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
軽重量泡コンクリート(ALC)	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	
	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。	
	寸法	寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	材料が申請内容のとおりであること。	
鉄原	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。	
	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。	
シャック	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
ガラリ	材質、強度を記録により確認する。	材質が申請内容のとおりであること。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
	材料	材質を記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
建物	配置	ガラリにファイルダが設置されていることを記録により確認する。	ガラリにファイルダが設置されていること。
	外観	ガラリがワイヤロープで固縛されていることを記録により確認する。	ガラリが申請内容のとおりに固縛されていること。
建物	系統	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
	配置	建物の配置を目視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		雨樋が図面のとおりに設置されていることを目視により確認する。 供給配管の外部との接続部にストレーナ(50メッシュ)が設置されていることを目視により確認する。	雨樋が図面のとおりに設置されていること。 接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていること。
	外観	既設建物の扉は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを目視により確認する。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。
		既設建物の外観を目視により確認する。	既設建物の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと。
		屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。

## 2. 各設備に関する検査の項目及び方法

今回新たに申請する化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他の加工施設の検査の項目をそれぞれ表 2-1-1～表 2-5-1 に示す。また、これらの検査の方法を表 2-6-1 及び表 2-6-2 に示す。

一方、先行して申請した設備・機器のうち、一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する機器の検査項目を追表 2-1-1 (5 次) に示す。また、これらの検査の方法を表 2-6-1 に示す。

表 2-1-1-1 化学処理施設の検査の項目

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup>		
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>				仕様性能 <sup>※2</sup>	
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>※2</sup>	面速	保持			IL
ウラン回収設備(第4系列)	付属建物 シリンドラ洗浄棟 洗浄室	シリンドラ洗浄装置	改造	①	①②③④	①⑥	①②③	①	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①	
		堰(シリンドラ洗浄装置)	新設	①	①②③④	①②⑦	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		スクラバ	改造	①	①②③④⑤⑥	①⑦	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		洗浄液受槽(1)	改造	①	①②③④⑤⑥⑦⑧	①⑥⑦	①②③	①	①	②③	-	-	-	-	-	-	-	①	
		洗浄液受槽(2)	改造	①	①②③④⑤⑥⑦⑧	①⑦	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		クレーン(洗浄室)	変更なし	①	①②③	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		シリンドラ貯蔵ピット(シリンドラ便転台含む)	撤去	-	⑩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		洗浄残渣沈殿槽	改造	①	①②③④⑤⑥⑦⑧	①⑤⑥⑦	①②③	①	①	②③	-	-	-	-	-	-	-	①	
		ろ過器	改造	①	①②③④⑤	①⑥	①②③	①	①	②③	-	-	-	-	-	-	-	①	
		遠心分離機	改造	①	①②③④⑤	①⑤⑥	①②③	①	①	③	-	-	-	-	-	-	-	①	
液受槽	改造	①	①②③④⑤⑥⑦⑧	①⑤⑥⑦	①②③	①	①	②③	-	-	-	-	-	-	-	①			

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他設置又は変更の工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 及び表 2-6-2 参照

表 2-2-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (1/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											三号 <sup>※2</sup>					
				一号				二号 <sup>※1</sup>				仕様性能 <sup>※2</sup>	面速	二号 <sup>※1</sup>			仕様性能 <sup>※2</sup>			
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全	遮蔽			材料		保持		IL	他	
原料貯蔵設備	付属建物 原料貯蔵所	粉末輸送容器貯蔵枠	改造	①	①②③	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①		
		シンダクタ転倒装置 (原料貯蔵所)	改造	①	①②③	①⑤	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①	
		天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①	
粉末貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)	粉末回収・ベレット 取扱ボックス	変更なし	①	①②③	①	①②③	①	①	③	-	①	-	-	-	-	-	①		
		粉末容器ハンドリング 装置	変更なし	①	①②③	①	①②③	①	①	③	-	①	-	-	-	-	-	-	①	
		内容器用台車	変更なし	①	①③	③	①	-	-	①	③	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		他社用台車	変更なし	①	①③	③	①	-	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		SUS 容器用台車(2)	変更なし	①	①③	③	①	-	-	-	①	-	①	-	-	-	-	-	-	①
原料貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	スクラップ貯蔵棚(粉 末用) (第3核燃料倉 庫)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	①	②	-	-	-	-	-	-	-	①	
		粉末容器構内運搬車 前室	改造	①	①③	-	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-2-1-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (2/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											二号 <sup>※1</sup>			三号 <sup>※2</sup>		
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	保持	IL	他	仕様性能 <sup>注2</sup>	QMS <sup>注3</sup>
										単一	複数									
粉末貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)	クレーン (第3核燃料倉庫)	改造	①	①②③	①	①②③	-	-	①	-	-	-	①	-	-	-	①		
劣化・天然ウラン貯蔵設備	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	保管容器 (劣化・天然ウラン用)	変更なし	①	①③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①		
UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	ペレット貯蔵棚	改造	①	①②③	①	①②③	-	-	①	②③	-	-	-	-	-	-	①		
	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	金属缶用台車(2)	変更なし	①	①③	③	-	-	-	①	③	-	-	-	-	-	-	①		
燃料棒貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	ペレット構内運搬容器	改造	①	①③	-	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	①		
	加工棟 成型工場 前室(1)	燃料棒構内運搬車	改造	①	①③	-	①②③	-	-	①	③	-	-	-	-	-	-	①		
	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	保存燃料棒貯蔵棚 ロットドチャネル用台車(5) ロットドチャネル用リフト	改造 変更なし 変更なし	①	①②③	①	①②③	-	-	①	②③	-	-	-	-	-	-	①		



表 2-2-1 核燃料物質の貯蔵施設の検査の項目 (3/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup>		
				一号						二号 <sup>※1</sup>						仕様性能 <sup>※2</sup>		QMS <sup>※3</sup>	
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全 単一	複数	遮蔽	材料	仕様性能 <sup>※2</sup>	面速				保持
洗浄残渣貯蔵設備	付属建物 シリンドラ洗浄棟 貯蔵室(3)	洗浄残渣貯蔵棚	改造	①	①②③	①②③	-	①	②③	-	①	-	-	-	-	-	①	-	
		洗浄残渣コンベア	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	①	③	①	-	-	-	-	-	①	-	
洗浄残渣貯蔵設備	付属建物 シリンドラ洗浄棟 沈殿槽室	チャッキンググリフト	改造	①	①②③	①⑥	①	①②③	①	③	-	①	-	-	-	-	①	-	
		棚搬入コンベア	改造	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	-	①	-	-	-	-	①	-	
		SUS 容器用台車(5)	改造	①	①③	③⑥	-	-	-	①	②③	-	①	-	-	-	-	①	-
		洗浄残渣乾燥機	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	①	②③	①	①	-	-	-	-	①	-	
		回転混合機(金属容器 (粉末)混合)	改造	①	①②③	①⑥	①	①②③	-	①	-	-	-	-	-	①	-		

表 2-3-1 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（1/2）

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup> QMS <sub>4.3</sub>				
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>							
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	作動 <sup>注1</sup>		仕様性能 <sup>注2</sup>			
廃液処理設備(3)	付属建物 シリンドラ洗浄機 廃液処理室	廃液貯槽(洗浄工程)	改造	①②③⑦⑧	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		沈殿槽	改造	①②③⑦⑧	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		遠心ろ過機	改造	①②③⑧	①	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		液受槽(1)	改造	①②③⑦⑧	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		ろ過機	改造	①②③⑧	①	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①
		液受槽(2)	改造	①②③⑦⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		集水槽(チェック)	改造	①②③⑦⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		イオン交換塔	改造	①②③⑦⑧	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		液受槽(3)	改造	①②③⑦⑧⑨	①⑦	①	①②③	①	-	-	①	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
		乾燥機	改造	①②③⑧	①	①	①②③	①④	-	-	①④	-	-	①	-	-	-	-	-	-	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-3-1 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（2/2）

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													二号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>			仕 性 能 <sup>注2</sup>	Q M S <sup>注3</sup>		
				員数	外觀	寸法	配置	据付	系統	境界安全 単一	複数	遮蔽	材料	仕 性 能 <sup>注2</sup>	面速	保持			IL	他
廃液処理設備(3)	付風建物 シリング洗浄棟 廃液処理室	フードボックス	改造	①	①②③	①	①	①②③	①	-	-	-	①	-	-	-	-	-	①	
		廃液貯槽(チェック)	改造	①	①②③④⑤⑥⑦	①⑦	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		廃液処理室回収ピット	改造	①	①②③④⑤⑥⑦	①⑦	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		堰(廃液貯槽(洗浄工程))	新設	①	①②③④⑦	①②⑦	①②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
保管廃棄設備	付風建物 シリング洗浄棟 測定室	測定室回収ピット	改造	①	①②③④⑦⑧	①⑦	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排水貯留設備	改造	①	①②③④⑦	①⑦	①	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	保管棚	改造、 変更なし	①	①②③④⑦⑧	①⑦	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	

表 2-3-2 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（1/3）

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											二号 <sup>※2</sup>					
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法											二号 <sup>※1</sup>		仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>		
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	作動 <sup>注1</sup>			QM S <sup>注3</sup>	
							単一	複数				保持	IL	他						
焼却設備	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	焼却炉	改造	①	①②③⑦ ⑧	①	①	①②③	①	①	①	-	-	-	①	①	-	①		
				①	①②③④	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
				①	①②③④	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
				①	①②③	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
				①	①②③	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
固体廃棄物 処理設備	付属建物 第1廃棄物処理所 前室	クレーン（第1廃棄物 処理所前室）	新設	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①		
				①	①②③	①⑤	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
				①	①②③	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
焼却設備	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物プレス室	クレーン（第2廃棄物 処理所）	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①		
				①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表2-6-1参照

表 2-3-2 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（2/3）

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第一項 <sup>※3</sup>													二号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>			仕様性能 <sup>注2</sup>	QM <sup>注3</sup>		
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	保持			IL	他
固体廃棄物 処理設備 除染設備	放射線管理棟 廃棄物詰室 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	ドラム缶用廃棄物プレス	改造	①	①②③	①⑤	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	①	-	-	①	-	
		超音波洗浄機	改造、 変更なし	①	①②③④ ⑤	①	①②③	①	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		廃水中和設備 (廃水受槽、中和槽、ろ 液受槽)	改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	②	-	①
		廃水中和設備 (遠心分離機)	変更なし	①	①②③④	①	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		分別・解体フード	改造	①	①②③	①	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	①	-	-	-	①
		水洗槽	変更なし	①	①②③④ ⑤	①	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		切断フード	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	①	-	-	-	①
		排水受槽	改造	①	①②③⑦ ⑧	①⑦	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	②	-	①
		乾燥機	改造、 変更なし	①	①②③④	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		プラスト装置	改造	①	①②③④	①	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		クレーン（除染室(2)）	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	①	

表 2-3-2 放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目（3/3）

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>												二号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法												二号 <sup>※1</sup>			仕様性能 <sup>注2</sup>
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	作動 <sup>注1</sup>		仕様性能 <sup>注2</sup>	
							単一	複数				保持	IL	他	QM	S	注3		
除染設備	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	解体用フードボックス	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	①	①	①	-	-	-	-	-	-	①	
		切断機(1)	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	保管廃棄設備	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	切断機(2)	改造	①	①②③	①⑤	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
			廃棄物貯蔵設備(1)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保管廃棄設備	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	ドラム缶ウラン量測定装置	変更なし	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	改造	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
保管廃棄設備	付属建物 放射線管理棟 前室	クレーン(放射線管理棟前室)	新設	①	①②③	①	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①

表 2-3-3-3 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物の廃棄設備）の検査の項目

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup> QMS H2			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様 性能 H2	面速	保持		IL	他	仕様 性能 H2
放射性 廃棄物 の廃棄 施設	付属建物 第3核燃料倉庫	給気ファン	変更なし	①②③ ⑦	①	①	①② ③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	①		
		排気ファン	変更なし	①②③ ⑦	①④	①	①② ③	②③	-	①	-	-	-	-	-	-	-	①②	①	
		高性能エアフィルタ	改造	①②③	①④	①	①② ③④	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	③	①	
		給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし	①②	-	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造	①②③	-	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		給気ダクト・ダンパ	改造	①②③	⑥	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造	①②	⑧	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ～排気塔)	改造	①②③	⑧	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	④	①
		給気ダクト・ダンパ	改造	①②	⑥	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造	①②	⑥	①	③	②	-	①	-	-	-	-	-	-	-	-	④	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1:二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2:三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3:検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-4-1-1 放射線管理施設の検査の項目 (1/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										二号 <sup>※1</sup>						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	境界安全		遮蔽	材料	仕稼性能 <sup>※2</sup>	面速	作動 <sup>注1</sup>			仕稼性能 <sup>※2</sup>	QMS <sup>※3</sup>
単一		複数	保持							II	他									
放射線管理施設	工場棟 転換工場	エクスニフア		改造	①	①②③	①	①	③			①③	-	-	-	①	-	-	-	-
	工場棟 成型工場																			
	加工棟 成型工場																			
	放射線管理棟																			
	付属建物 第2核燃料倉庫																			
	付属建物 除染室・分析室																			
	付属建物 第3核燃料倉庫																			
	付属建物 第1廃棄物処理所																			
	付属建物 第2廃棄物処理所																			
	付属建物 シンリダダ洗浄棟																			

注1：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「II」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2：「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2：三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3：検査の方法は表 2-6-1 及び表 2-6-2 参照



表 2-4-1-1 放射線管理施設の検査の項目 (2/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup> QMS 1E3				
				一号			二号 <sup>※1</sup>				三号 <sup>※1</sup>										
				外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	仕様性能 <sup>1E3</sup>	面速	保持	IL		他	仕様性能 <sup>1E3</sup>		
放射線 管理施設	工場棟 転換工場 転換加工室																				
	工場棟 成型工場 ペレット加工室																				
	工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室																				
	工場棟 成型工場 燃料構造接室		改造																		
	工場棟 組立工場 燃料集合体 組立室																				
	工場棟 組立工場 燃料集合体 貯蔵室																				

表 2-4-1 放射線管理施設の検査の項目 (3/3)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>													三号 <sup>※2</sup>				
				一号			二号 <sup>※1</sup>			三号 <sup>※2</sup>			三号 <sup>※2</sup>								
				構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面遊	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>	仕様性能 <sup>注2</sup>		仕様性能 <sup>注2</sup>			
放射線管理施設	放射線管理棟			員数	外観	寸法	配置	据付	系統	監視安全 単一	複数	遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注2</sup>	面遊	保持	IL	他	仕様性能 <sup>注2</sup>	QMS <sup>注3</sup>	
	付属建物 除染室・分析室	ハンドフットモニタ	改造	①	①②③	①	①	①②③	③	-	-	-	①	-	-	-	-	-	②	-	①
	付属建物 第2 廃棄物処理所																				
	付属建物 第3 核燃料倉庫																				
	排気塔 (工場棟 転換工場)																				
	排気塔 (工場棟 成型工場)																				
	排気塔 (加工棟 成型工場)																				
	排気塔 (付属建物 第3核燃料倉庫)	ダストモニタ	改造	①	①②③	①	①	①②③	①③	-	-	-	-	①	-	-	-	-	②	-	①
	排気塔 (付属建物 第1廃棄物処理所)																				
	排気塔 (付属建物 シリンダ洗浄棟)																				
屋外		モニタリングポスト	改造	①	①②③	①	①	①②③	③	-	-	-	①	-	-	-	-	-	-	-	①
加工棟 成型工場		環境モニタリング設備 ダストモニタ	撤去	-	⑩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①

表 2-5-1-1 その他の加工施設の検査の項目 (1/2)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											三号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	二号 <sup>※1</sup>			仕様性能 <sup>注2</sup>	三号 <sup>※2</sup>				
				外観	寸法	配置	据付			系統	臨界安全	遮蔽				材料	作動 <sup>注1</sup>	保持
その他の加工施設	放射線管理棟 管理室	無停電電源装置	改造	①	①②③	①	①②③	③	-	-	-	-	①	-	-	①④	⑤	QMS <sup>注3</sup>
	工場棟 転換工場																	
	工場棟 成型工場																	
	加工棟 成型工場																	
	放射線管理棟																	
	付属建物 除染室・分析室																	
	付属建物 第2核燃料倉庫																	
	付属建物 第3核燃料倉庫																	
	付属建物 第1廃棄物処理所																	
	付属建物 第2廃棄物処理所																	
	付属建物 シンダダ乾浄棟																	
		堰漏水検知警報設備	新設	①	①②⑦	⑦	③	-	-	-	-	-	①	-	-	②	-	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1: 二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2: 三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3: 検査の方法は表2-6-1 参照

表 2-5-1-1 その他の加工施設の検査の項目 (2/2)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											三号 <sup>※2</sup>			
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法				二号 <sup>※1</sup>				仕様性能 <sup>注2</sup>	面速	仕様性能 <sup>注2</sup>				
				負数	外觀	寸法	配置	据付	系統	臨界安全 単一	遮蔽			材料		保持	IL	他
その他の加工施設	屋外	窒素ガス供給配管系統	改造	①	①②③	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		水素ガス供給配管系統	改造	①	①②③④⑥	①⑤⑥⑧	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	①
	屋外 <sup>※4</sup>	溢水源供給停止設備 (手動)	新設	①	①②③	①	③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		溢水源供給停止設備 (自動)	新設	①	①②③④⑦	①	①②③	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
付属建物 シリンドラ洗浄棟 貯蔵室(3)	付属建物 シリンドラ洗浄棟 洗殿槽室	保安秤量器(シリンドラ 1) ~ (シリンドラ3)	改造	①	①③	-	①	-	-	-	①	③	-	-	-	-	①	
付属建物 原料貯蔵所 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)		保安秤量器(ウラン管理 5) ~ (ウラン管理7)	改造	①	①③	-	①	-	-	-	①	③	-	-	-	-	①	
付属建物 原料貯蔵所	付属建物 原料貯蔵所	UF <sub>6</sub> シリンドラ秤量器	改造	①	①②	①	①②③	-	-	-	①	③	-	-	-	-	①	
付属建物 除染室・分析室 分析室		保安秤量器(分析1)、 分析2)	改造	①	①③	-	①	-	-	-	①	③	-	-	-	-	①	

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

注4: [917]地震インテグレーションの検出端となる地震計は放射線管理棟、[918]漏水インテグレーションの検出端となる液位計は工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場、付属建物シリンドラ洗浄棟及び付属建物第3核燃料倉庫、[920]地震インテグレーションの検出端となる地震計は工場棟転換工場及び付属建物シリンドラ洗浄棟の内部に設置する。

※1: 二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2: 三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3: 検査の方法は表 2-6-1 参照

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (1/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
員数	① 員数を目視により確認する。	① 員数が申請内容の通りであること。
外観	① 設備・機器の外観を目視により確認する。 ② 設備・機器の設置状態を目視で確認する。 ③ 所定の安全機能部位が設置されていることを目視で確認する。 ④ ウランが存在する部位へ溢水が浸入しない構造であることを目視により確認する。 ⑤ 設備・機器の所定の位置に被水防護カバーを目視により確認する。 ⑥ 設備・機器の消火水侵入防止機構を目視により確認する。 ⑦ 警報設備の検出端またはILの検出端及び作動端が設置されていることを目視により確認する。 ⑧ 設備・機器に開口部がないことを目視により確認する。なお、液体を取り扱う機器については、通水試験を行い確認する。 ⑨ ウラン溶液液面に対するユーティリティ、排気配管の設置位置を目視により確認する。	① 有害な傷及び変形がないこと。また、外観が申請内容の通りであること。 ② 設備・機器が申請内容の通り床、または機器に取り付けられていること。 ③ 設備・機器が申請内容の通り取り付けられていること。 ④ 溢水、被水が侵入しない構造であること。 ⑤ 設備・機器の被水防護カバーが、申請内容の通り設置されていること。 ⑥ 設備・機器の消火水侵入機構が、申請内容の通り設置されていること。 ⑦ 申請書に記載の系統の通りに設置されていること。 ⑧ 申請内容の通りに開口部がない構造である（漏えいがない）こと。 ⑨ ユーティリティ、排気配管はウラン溶液と接触しない位置に設置されていること。
寸法*	① 外寸（幅、奥行き、高さ）、配管の支持間隔を測定により確認する。 ② 堰高さを測定により確認する。 ③ スペーサ寸法を測定により確認する。 ④ 設備・機器の高さを測定により確認する。 ⑤ オイルパンの寸法（幅、奥行き、高さ）、遮熱板（板厚）の寸法及び設置位置を測定により確認する。 ⑥ 設備・機器のウランの存在高さまたは、開口部の高さを測定により確認する。 ⑦ 液位計の取り付け位置を測定により確認する。 ⑧ ダクトの支持間隔を測定により確認する。	① 寸法が申請内容の通りであること。 ② 寸法が申請内容の通りであること。 ③ 寸法が申請内容の通りであること。 ④ 高性能エアフィルタ、幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の高さが溢水高さ以上であること。 ⑤ 寸法、設置位置が申請内容のとおりであること。 ⑥ ウランの存在高さまたは開口部の高さが溢水高さ以上であること。 ⑦ 寸法が申請内容の通りであること。 ⑧ 適切な支持間隔であること。

\*品質記録による確認も含む

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (2/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
配置		① 設備・機器の配置を目視により確認する。 ② 設備・機器(堰、防護カバー)の配置を目視により確認する。 ③ 焼結炉、ロータリーキルンの接地状態を目視により確認する。	① 配置が申請内容の通りであること。 ② 配置が申請内容の通りであること。 ③ 焼結炉、ロータリーキルンが申請内容の通り接地されていること。
据付		① 設備・機器を取り付けるボルトの員数を目視により確認する。 ② 設備・機器を取り付けるボルトの寸法を品質記録または測定機器により確認する。 ③ ボルトの据付け状態を目視により確認する。 ④ ボルト、金属カバーの据付け状態を目視により確認する。	① ボルトの員数が申請内容の通りであること。 ② ボルトの寸法が申請内容の通りであること。 ③ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。 ④ ボルトまたはナットが緩みなく締め付けられていること。
系統		① 機器と機器(配管)、または機器と気体廃棄設備との接続を目視により確認する。 ② 気体廃棄設備の経路を目視により確認する。 ③ 設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。 ④ 内部の圧力を測定する。 ⑤ 機器と窒素ガス予備系統との接続を目視により確認する。	① 申請書内容の通りに接続していること。 ② 申請書内容の通りに接続していること。 ③ 非常用電源系統に接続していること。 ④ 設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧であること。 ⑤ 申請書内容の通りに接続していること。
臨界安全	単一ユニット	① ユニット寸法に適用されている寸法制限值を測定器により確認する。	① ユニットに適用されている寸法制限值を満足すること。
	複数ユニット	① 各ユニットをそれぞれ中心ユニットとして計算した総立体角が許容立体角以下であることを確認する。 ② ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であること、または、機器図に示された臨界評価上の設計仕様を満足することを確認する。 ③ 当該ユニットが属する領域と他の領域との最小の表面間距離が必要離隔距離以上であることを確認する。	① 計算した総立体角が許容立体角を満足すること。 ② 立体角法を適用した場合は、ユニット間の表面間距離が30.5cm以上であること。 臨界計算コードを適用した場合は、機器図に記載された臨界評価上の設計仕様を満足すること。 ③ 当該ユニットが属する領域と他の領域との表面間距離が必要離隔距離以上であること。
材料		① 使用材料を品質記録により確認する。	① 材料が申請内容のとおりであること。
面速		① フードボックスを有する機器については、開口部での面速を風速計により測定する。	① 面速が0.5m/sec以上であること。

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (3/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
作動 (保持)	① 定格荷重 (模擬荷重) を作用させ目視により動作を確認する。	① 申請内容通りの搬送能力を有し、それが駆動電源断の状態でも維持すること。
作動 (IL)	① 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ② 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ③ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ④ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑤ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑥ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑦ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑧ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑨ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑩ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑪ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑫ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑬ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑭ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑮ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑯ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。 ⑰ 設定値を実信号もしくは模擬信号で入力し確認する。	① インターロック設定値信号を与えた際、加熱が停止すること。 ② インターロック設定値信号を与えた際、給液が停止すること。 ③ インターロック設定値信号を与えた際、扉開 (またはフィーダ運転) 操作をしても、扉開 (またはフィーダ運転) とならないこと。 ④ インターロック設定 pH 信号を与えた際、ポンプが停止すること。 ⑤ インターロック設定回転数信号を与えた際、ポンプが停止すること。 ⑥ インターロック設定値信号を与えた際、扉が開錠できないこと。 ⑦ インターロック設定値信号を与えた際、ペレット明替機に焼結ポートが挿入できないこと。 ⑧ インターロック設定値信号を与えた際、ケーキを供給するポンプが停止すること。 ⑨ インターロック設定値信号を与えた際、水素遮断弁が閉止すること。 ⑩ インターロック設定値信号を与えた際、水素供給弁が閉、窒素供給弁が開となること。 ⑪ インターロック設定値信号を与えた際、屋外窒素供給弁が開となること。 ⑫ インターロック設定値信号を与えた際、スクリーフィーダ及び充填装置が停止すること。 ⑬ インターロック設定値信号 (排気ファン停止) を与えた際、給気ファンが停止する (または起動できない) こと。 ⑭ インターロック設定値信号を与えた際、助燃用プロパンガスの供給が停止すること。 ⑮ インターロック設定値信号を与えた際、工業用水遮断弁、水道水遮断弁、及び蒸気遮断弁が閉止すること。 ⑯ インターロック設定値信号を与えた際、送液ポンプが停止すること。 ⑰ インターロック設定値信号を与えた際、灯油供給弁が閉止すること。

表 2-6-1 新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法 (4/4)

検査の項目	検査の方法	判定基準
作動 (他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電源断もしくは信号断により動作を確認する。</li> <li>② 設定値を実信号または模擬信号で入力し確認する。</li> <li>③ 設備・機器の消火水侵入防止機構の動作を確認する。</li> <li>④ 商用電源の模擬停電後、無停電電源装置及び非常用ディーゼル発電機に接続している設備・機器が作動することを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 動作が申請の内容の通りであること。</li> <li>② 警報設定値信号を与えた際、警報が吹鳴すること。</li> <li>③ 設備・機器の消火水侵入機構が閉止すること。</li> <li>④ 無停電電源装置及び非常用ディーゼル発電機に接続している設備・機器が作動すること。</li> </ul>
仕様上 求められる性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種管理区域の圧力を測定する。</li> <li>② 廃棄能力を品質記録により確認する。</li> <li>③ 高性能エアフィルタの捕集効率を品質記録により確認する。</li> <li>④ ダクトのシール施工を品質記録により確認する。</li> <li>⑤ 電圧及び周波数を試験にて確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 負圧であること。</li> <li>② 廃棄能力が申請内容の通りであること。</li> <li>③ 要求された捕集効率以上であること。</li> <li>④ ダクトのシール施工が申請内容の通りであること。</li> <li>⑤ 電圧が±10%、周波数が±5%以内の範囲に収まっていること。</li> </ul>
品質マネジメント システムに係る検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</li> </ul>

表 2-6-2 撤去する設備・機器の検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 設備・機器(配管・排気系統を含む)が撤去され、排気の閉止措置が行われていることを目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 撤去設備・機器(配管・排気系統を含む)について、当該機器が撤去され、排気の閉止措置がされていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 設備・機器が撤去され、閉止措置が行われていることを目視により確認する。また、撤去後の地面が整地され、床表面が樹脂系塗料で塗装されていることを目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 撤去設備・機器について、当該機器が撤去され、閉止措置がされていること。撤去後の床表面が樹脂系塗料で塗装されていること。</li> </ul>
品質マネジメント システムに係る検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを書類により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであること。</li> </ul>



追表 2-1-1 (5次) その他の加工施設の検査の項目

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三条の四の二 第1項 <sup>※3</sup>											二号 <sup>※2</sup>						
				一号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法						二号 <sup>※1</sup>											
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全 単一	複数	遮蔽	材料	仕様性能 <sup>注3</sup>		面速	保持	IL	他	仕様性能 <sup>注2</sup>	
その他の加工施設	付属建物 発電機室	非常用ディーゼル発電機	改造	①	①②③	①⑤	①	①②③	①	①	-	-	-	①	-	-	-	④	-	QMS <sup>注2</sup>	①

注1:「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。

注2:「仕様性能」は仕様上求められる性能を示す。

注3:「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。

※1: 二号 機能及び性能を確認するために十分な方法

※2: 三号 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

※3: 検査の方法は表 2-6-1 参照

### 3. 加工施設の性能検査

本申請及び既認可の分割申請における加工施設の性能検査として、事業許可の安全機能を有する施設に対して、全ての性能検査（加工規則第三条の四の二第1項における二号検査、並びに旧加工規則第三条の六第1項における二号及び三号検査のうち作動検査・面速検査・漏えい検査）が完了し、合格していることを、使用前事業者検査の実施記録により確認する。

加工施設の性能検査の確認対象となる建物及び設備の一覧表を表 3-1 に示す。同表の「申請次数、取り外しの申請次数及び区分」の欄に記載している記号の意味は以下の通りである。

- ：適合確認（性能検査の確認を含む）または撤去する建物あるいは設備
- ：性能検査のみを確認対象とする建物あるいは設備・機器
- 1：撤去し、廃棄する設備・機器
- 2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器
- 3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(1/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
[1]	蒸発器【脱着式UF <sub>6</sub> 配管、UF <sub>6</sub> 配管系統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水配管系統、窒素ガス配管系統を含む】	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造					3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—			
		原料倉庫地下ピット	変更なし					3	○			認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号			
[2]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造						○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号			
[3]	IL:シリンダ過加熱防止インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造						○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—		
[4]	IL:シリンダ圧力高インターロック									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[5]	IL:UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(電導度)インターロック									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[6]	IL:地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小))									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[7]	IL:シリンダ取外しインターロック									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[8]	フードボックス[コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽]			UF <sub>6</sub> フードボックス	改造						○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
[9]	IL:UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック											○	○		●
[10]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(フードボックス内)									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[11]	防護カバー[蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽、フードボックス]	UF <sub>6</sub> 防護カバー	新設						○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—		
[12]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー内)									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
[13]	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー外)									○	○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(2/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[14]	コールドトラップ (UF <sub>6</sub> 配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(1) コールドトラップ(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[15]	IL:コールドトラップ温度高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[16]	IL:コールドトラップ圧力高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[17]	コールドトラップ (小) (UF <sub>6</sub> 配管系統、真空配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(小)(1) コールドトラップ(小)(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[18]	IL:コールドトラップ (小) 温度高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[19]	IL:コールドトラップ (小) 圧力高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[20]	IL:コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[21]	加水分解装置 (エジェクタ) (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:-	
[22]	循環貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)								3	○	○	○
[23]	堰 (循環貯槽)	堰 (循環貯槽)	新設						○	○	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-
[24]	堰漏水検知警報設備									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[25]	IL:液貯槽ポンプ停止インターロック	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造						○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-	
[26]	IL:循環貯槽液位高インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[27]	IL:循環貯槽液位低インターロック									○	○	● 5次:原規発第2008051号 6次:-
[28]	熱交換器	熱交換器 (循環貯槽) (1) 熱交換器 (循環貯槽) (2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(3/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{29}	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—
{30}	熱交換器	熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—
{31}	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) < UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	新設						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{32}	堰漏水検知警報設備								○	●	認可番号 6次:—
{33}	飛散防止カバー < UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	飛散防止カバー(1) 飛散防止カバー(2)	新設						○	●	認可番号 6次:—
{34}	I L : UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロック	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造						○	●	認可番号 6次:—
{35}	液受槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	液受槽(1) 液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—
{36}	I L : 液受槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:—
{37}	調液貯槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—
{38}	熱交換器	熱交換器 (調液貯槽)(1) 熱交換器 (調液貯槽)(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—
{39}	I L : 調液貯槽液位高インターロック	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造						○	●	認可番号 6次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(4/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[40]	沈殿槽（ウラン配管系統を含む）	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
[41]	堰(液貯槽)＜沈殿槽、熟成槽、遠心分離機（固液分離用）、ろ液分離槽、仕上げろ過機、濃縮液受槽、汚濁液受槽、再生液貯槽、洗浄液受槽＞	堰（液貯槽）(1) 堰（液貯槽）(2)	新設						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[42]	堰漏水検知警報設備								○	●	認可番号 6次:—
[43]	IL：沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B	改造						○	●	認可番号 6次:—
[44]	IL：沈殿槽流量比インターロック	沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造						○	●	認可番号 6次:—
[45]	熟成槽（ウラン配管系統、水配管系統を含む）	熟成槽(1)-A 熟成槽(1)-B 熟成槽(1)-C 熟成槽(1)-D 熟成槽(1)-E	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
[46]	IL：熟成槽液位高インターロック	熟成槽(2)-A 熟成槽(2)-B 熟成槽(2)-C 熟成槽(2)-D 熟成槽(2)-E								○	●
[47]	遠心分離機（洗浄用）（ADUスラリ配管系統、洗浄ろ液配管系統、水配管系統を含む）	遠心分離機（洗浄用）(1) 遠心分離機（洗浄用）(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
[48]	堰(洗浄槽)＜遠心分離機（洗浄用）、洗浄槽、洗浄ろ液分離槽＞	堰（洗浄槽）	新設						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[49]	堰漏水検知警報設備								○	●	認可番号 6次:—
[50]	洗浄槽（ADUスラリ配管系統、水配管系統を含む）	洗浄槽(1)-A 洗浄槽(1)-B 洗浄槽(1)-C 洗浄槽(1)-D	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
[51]	IL：洗浄槽液位高インターロック	洗浄槽(2)-A 洗浄槽(2)-B 洗浄槽(2)-C 洗浄槽(2)-D								○	●
[52]	洗浄ろ液分離槽（洗浄ろ液配管系統を含む）	洗浄ろ液分離槽(1) 洗浄ろ液分離槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
[53]	IL：洗浄ろ液分離槽液位高インターロック									○	●
[54]	遠心分離機（固液分離用）（ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統、水配管系統を含む）	遠心分離機（固液分離用）(1) 遠心分離機（固液分離用）(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(5/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
(55)	ろ液分離槽（ろ液配管システムを含む）	ろ液分離槽(1)-A ろ液分離槽(2)-A ろ液分離槽(1)-B ろ液分離槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(56)		IL:ろ液分離槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
(57)	仕上げる過機（濃縮液配管システム、清澄液配管システム、水配管システムを含む）	仕上げる過機(1) 仕上げる過機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(58)		ろ過器		ろ過器(転換工程)(1)-A ろ過器(転換工程)(1)-B ろ過器(転換工程)(2)-A ろ過器(転換工程)(2)-B	改造						○	○
(59)	IL:仕上げる過機異常インターロック	仕上げる過機(1) 仕上げる過機(2)								○	●	認可番号 6次:-
(60)	濃縮液受槽（濃縮液配管システムを含む）	濃縮液受槽(1) 濃縮液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(61)		IL:濃縮液受槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
(62)	清澄液受槽（清澄液配管システムを含む）	清澄液受槽(1)-A 清澄液受槽(2)-A 清澄液受槽(1)-B 清澄液受槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(63)		IL:清澄液受槽液位高インターロック		清澄液受槽(1)-C 清澄液受槽(2)-C						○	●	認可番号 6次:-
(64)		IL:清澄液受槽pH異常インターロック		清澄液受槽(2)-C						○	●	認可番号 6次:-
(65)	再生液貯槽（再生液配管システムを含む）	再生液貯槽(1)-A 再生液貯槽(2)-A 再生液貯槽(1)-B 再生液貯槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(66)		IL:再生液貯槽液位高インターロック		再生液貯槽(1)-C 再生液貯槽(2)-C						○	●	認可番号 6次:-
(67)	洗浄液受槽（洗浄液配管システムを含む）	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
(68)		IL:洗浄液受槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
(69)	金属容器（溶液・スラリー）	金属容器(溶液・スラリー)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
(70)	金属容器（溶液・スラリー）用台車	金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
(71)	予備成型乾燥機（排気配管システムを含む）	予備成型乾燥機(1) 予備成型乾燥機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(6/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[72]	乾燥機（排気配管系統を含む）	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[73]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス(1)-A 粉末回収ボックス(2)-A 粉末回収ボックス(1)-B 粉末回収ボックス(2)-B 粉末回収ボックス(1)-C 粉末回収ボックス(2)-C	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[74]	IL：乾燥機ベルト駆動停止インターロック	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造						○	●	認可番号 6次:-	
[75]	IL：乾燥機ADU厚み異常インターロック									○	●	認可番号 6次:-
[76]	IL：乾燥機温度高インターロック									○	●	認可番号 6次:-
[77]	IL：乾燥機運転制御機構									○	●	認可番号 6次:-
[78]	ADUスクラバ（スクラバ液配管系統を含む）	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[79]	堰（ADUスクラバ）	堰（ADUスクラバ）(1) 堰（ADUスクラバ）(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[80]	堰漏水検知警報設備								○	●	認可番号 6次:-	
[81]	IL：ADUスクラバ液位高インターロック	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造						○	●	認可番号 6次:-	
[82]	ADUスクラバポンプ停止警報設備								○	●	認可番号 6次:-	
[83]	ADUブロータンク（ADU輸送配管系統を含む）	ADUブロータンク(1) ADUブロータンク(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[84]	ADU受けホッパ（ADU配管系統を含む）	ADU受けホッパ(1) ADU受けホッパ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(7/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[85]	ADUバグフィルタ（ADU配管系統、排気配管系統を含む）	ADUバグフィルタ(1) ADUバグフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[86]	フードボックス(ADUバグフィルタ)		改造						○	●	認可番号 6次:-
[87]	ADUバックアップフィルタ	ADUバックアップフィルタ(1) ADUバックアップフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[88]	リサイクル粉搬送装置	リサイクル粉搬送装置(1) リサイクル粉搬送装置(2)	改造 変更なし				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[89]	リサイクル粉投入ボックス（リサイクル粉末配管系統を含む）	リサイクル粉投入ボックス(1) リサイクル粉投入ボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[90]	リサイクル粉受けホッパ（リサイクル粉末配管系統を含む）	リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[91]	スクリーフィーダ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[92]	ポリューマ（粉末配管系統を含む）	ポリューマ(1) ポリューマ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[93]	スクリーフィーダ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(8/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{94}	ロータリーキルン (UO <sub>2</sub> 粉末配管系統、水蒸配管系統、窒素ガス配管系統、排ガス配管系統、水封ポットを含む)	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{95}	ダストチャンバ	ダストチャンバ(1) ダストチャンバ(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{96}	フードボックス(ロータリーキルン)[ロータリーキルン、UO <sub>2</sub> ブロータンク]	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○	●	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{97}	ガスヒータ	ガスヒータ(1) ガスヒータ(2)	改造				3		○	●	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{98}	IL:ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{99}	爆発圧力逃し機構								○	●	認可番号 6次:-
{100}	IL:ロータリーキルン温度低インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{101}	IL:ロータリーキルン炉内圧力低インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{102}	IL:燃焼チャンバ失火インターロック	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造						○	●	認可番号 6次:-
{103}	IL:ロータリーキルン過加熱防止インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{104}	IL:水蒸漏えい検知インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{105}	IL:地震インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{106}	UO <sub>2</sub> ブロータンク (UO <sub>2</sub> 輸送配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> ブロータンク(1) UO <sub>2</sub> ブロータンク(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{107}	UO <sub>2</sub> フィルタ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{108}	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(1) UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{109}	フードボックス(UO <sub>2</sub> フィルタ)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(9/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{110}	UO <sub>2</sub> 受けホッパ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> 受けホッパ(1) UO <sub>2</sub> 受けホッパ(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
{111}	フードボックス(UO <sub>2</sub> 受けホッパ)							○	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{112}	粉砕機 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)						3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
{113}	粉砕機バグフィルタ	粉砕機(1) 粉砕機(2)	改造					○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
{114}	フードボックス(粉砕機)							○	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{115}	充填装置 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)	充填装置(1) 充填装置(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
{116}	フードボックス(充填装置)							○	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{117}	大型混合装置	大型混合装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{118}	サンブラ (酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{119}	バックアップフィルタ(サンブラ)	バックアップフィルタ(サンブラ)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{120}	抜き出しボックス	抜き出しボックス(1) 抜き出しボックス(2)	変更なし						○	●	認可番号 6次:—
{121}	フードボックス(サンブラ)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{122}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{123}	サンプリング台	サンプリング台	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{124}	粉砕機 (酸化ウラン輸送配管系統を含む)						3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
{125}	フードボックス(粉砕機)	粉砕機	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{126}	バグフィルタ								○	○	認可番号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(10/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[127]	粉末輸送装置②〔酸化ウラン配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置②	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[128]	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[129]	フードボックス(粉末輸送装置②)	粉末輸送装置②	改造							○	●	認可番号 6次:ー
[130]	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[131]	粉末抜き出しボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	粉末抜き出しボックス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[132]	濃縮度混合工程用クレーン	濃縮度混合工程用クレーン	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[133]	粉末輸送装置①ホッパ部①〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部①	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[134]	フードボックス(混合装置)[粉末輸送装置①ホッパ部①、バグフィルタ (粉末輸送装置①)、混合装置]									○	●	認可番号 6次:ー
[135]	バグフィルタ(粉末輸送装置①)〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	バグフィルタ (粉末輸送装置①)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[136]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[137]	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[138]	混合装置	混合装置	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[139]	粉末梱包機	粉末梱包機	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[140]	フードボックス(粉末梱包機)									○	●	認可番号 6次:ー
[141]	充填装置	充填装置	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[142]	フードボックス(充填装置)									○	●	認可番号 6次:ー
[143]	粉末輸送装置①ホッパ部②〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[144]	フードボックス (粉末輸送装置①ホッパ部②)									○	●	認可番号 6次:ー
[145]	組成型用プレス	組成型用プレス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
[146]	フードボックス (組成型用プレス)									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(11/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[147]	スラグコンベア	スラグコンベア	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[148]	粉末集塵装置〔排気配管系統を含む〕	粉末集塵装置	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー	
[149]	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	バックアップフィルタ (粉末集塵装置)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[150]	造粒機〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒機	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[151]	フードボックス (造粒機)									○	●	認可番号 6次:ー
[152]	篩分機									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[153]	オーバーサイズ粉受器									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[154]	アンダーサイズ粉受器〔フードボックスを含む〕			アンダーサイズ粉受器	改造						○	○
[155]	小分け装置	小分け装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[156]	フードボックス (小分け装置)									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[157]	リフタ	リフタ	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー	
[158]	原料フードボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	原料フードボックス	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー	
[159]	粉末フィーダ									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[160]	IL:原料フードボックス質量高インターロック										○	●
[161]	溶解槽〔溶解液配管系統、排気配管系統を含む〕	溶解槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー	
[162]	堰(ウラン回収第1系列)＜溶解槽、遠心ろ過機、沈殿槽、遠心分離機、乾燥機、ろ液受槽(1)、pH調整槽、ろ過機(原液用)、ろ液受槽(2)＞	堰(ウラン回収第1系列)	新設						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[163]	堰漏水検知警報設備								○	●	認可番号 6次:ー	
[164]	IL:溶解槽比重高インターロック	溶解槽	改造						○	●	認可番号 6次:ー	
[165]	IL:溶解槽液位高インターロック										○	●

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(12/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{166}	遠心ろ過機【硝酸ウラン配管系統、排気配管系統を含む】	遠心ろ過機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{167}	溶解液受槽	溶解液受槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{168}	IL:溶解液受槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{169}	ろ過器(1)	ろ過器(1)-A ろ過器(1)-B	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{170}	沈殿槽【硝酸化ウランスラリー配管系統を含む】	沈殿槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{171}	IL:沈殿槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{172}	遠心分離機【硝酸化ウランケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む】	遠心分離機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{173}	IL:遠心分離機異常インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{174}	乾燥機【洗浄液配管系統、乾燥トレイを含む】	乾燥機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{175}	洗浄液受けポット	洗浄液受けポット	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{176}	IL:洗浄液受けポット液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
{177}	ろ液受槽(1)【ろ液配管系統を含む】	ろ液受槽(1)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{178}	ろ過器(2)	ろ過器(2)	変更なし				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{179}	IL:ろ液受槽(1)液位高インターロック	ろ液受槽(1)	改造						○	●	認可番号 6次:-
{180}	箱形乾燥機【乾燥トレイを含む】	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{181}	乾燥トレイ用台車	乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(13/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[182]	明け替えフードボックス①（気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統を含む）	明け替えフードボックス①	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[183]	ホッパ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[184]	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①）	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[185]	明け替えフードボックス②	明け替えフードボックス②	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[186]	pH調整槽（ADUスラリ配管系統を含む）	pH調整槽(1) pH調整槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[187]	IL：pH調整槽液位高インターロック								○	●	認可番号 6次:-
[188]	ろ過機（廃液用）（ろ液配管系統、水配管系統、圧縮空気配管系統を含む）	ろ過器（廃液用）	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[189]	ろ過器（3）	ろ過器（3）	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[190]	ろ液受槽（2）（ろ液配管系統を含む）	ろ液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[191]	IL：ろ液受槽(2) pH異常インターロック								○	●	認可番号 6次:-
[192]	液位高警報設備								○	●	認可番号 6次:-
[193]	解砕機（気送配管系統を含む）	解砕機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[194]	解砕機フードボックス								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[195]	輸送装置（ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む）	輸送装置	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[196]	バックアップフィルタ(輸送装置)	バックアップフィルタ（輸送装置）	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[197]	フードボックス(仮焼炉)[輸送装置、仮焼炉]	輸送装置	改造						○	●	認可番号 6次:-
[198]	仮焼炉（ウラン粉末配管系統、排気配管系統、循環液配管系統を含む）	仮焼炉	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[199]	IL：仮焼炉温度高インターロック								○	●	認可番号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(14/77)

安全機能一覧 番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工記		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{200}	粉末受けホッパ（ウラン粉末配管システムを含む）	粉末受けホッパ	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:— 7次:—
{201}	充填ボックス									○	○
{202}	イオン交換装置（吸着塔）（廃液配管システム、乾燥空気配管システム、水配管システムを含む）	イオン交換装置（吸着塔）(1)~(12)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{203}	堰（ウラン回収第2系列-1）	堰（ウラン回収第2系列-1）	新設						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{204}	堰漏水検知警報設備									○	●
{205}	フードボックス（イオン交換装置）	イオン交換装置（吸着塔）(1)~(12)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:— 7次:—
{206}	酸洗装置（硝酸ウラニル配管システムを含む）	酸洗装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:— 7次:—
{207}	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:— 7次:—
{208}	IL：オーバーフロー液受槽液位高インターロック										○
{209}	堰（ウラン回収第2系列-2）＜酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽＞	堰（ウラン回収第2系列-2）	新設						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{210}	堰漏水検知警報設備									○	●
{211}	投入ボックス（粉末配管システムを含む）	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{212}	溶出槽（硝酸ウラニル配管システム、乾燥空気配管システムを含む）	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{213}	拔出ボックス	拔出ボックス(1) 拔出ボックス(2)	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{214}	中間槽（硝酸ウラニル配管システム、乾燥排気配管システムを含む）	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{215}	ろ過器	ろ過器（中間槽）(1) ろ過器（中間槽）(2)	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{216}	IL：中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造						○	●	認可番号 6次:—



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(15/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[217]	溶出液受槽（溶出液配管系統を含む）	溶出液受槽(1) 溶出液受槽(2) 溶出液受槽(3)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[218]	IL：溶出液受槽液位高インターロック									○	●
[219]	リサイクル液受槽（リサイクル液配管系統を含む）	リサイクル液受槽(1) リサイクル液受槽(2) リサイクル液受槽(3)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[220]	IL：リサイクル液受槽液位高インターロック									○	●
[221]	洗浄液受槽（洗浄液配管系統を含む）	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[222]	IL：洗浄液受槽液位高インターロック									○	●
[223]	沈殿槽（ADUスラリ配管系統を含む）	沈殿槽(1) 沈殿槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[224]	IL：沈殿槽液位高インターロック									○	●
[225]	遠心分離機（ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む）	遠心分離機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[226]	IL：遠心分離機異常インターロック										○
[227]	ろ液受槽（ろ液配管系統を含む）	ろ液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[228]	仕上げろ過器	仕上げろ過器	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[229]	IL：ろ液受槽 pH異常インターロック	ろ液受槽	改造						○	●	認可番号 6次:—
[230]	IL：ろ液受槽液位高インターロック										○
[231]	清澄液受槽（清澄液配管系統を含む）	清澄液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[232]	液位高警報設備										○
[233]	乾燥機（ADU粉末配管系統、乾燥空気配管系統、乾燥排気配管系統、凝縮液配管系統を含む）	乾燥機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[234]	乾燥排気フィルタ	乾燥排気フィルタ	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(16/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[235]	ADU受ホッパ（ADU配管系統を含む）	ADU受ホッパ	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[236]	ADU抜出ボックス	ADU抜出ボックス	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[237]	粉碎機	粉碎機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[238]	フードボックス(粉碎機)						3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—
[239]	スクラップ仮焼炉（仮焼排気配管系統、仮焼ポートを含む）	スクラップ仮焼炉	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[240]	仮焼ポート用台車	仮焼ポート用台車	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[241]	IL：スクラップ仮焼炉温度高インターロック	スクラップ仮焼炉	改造						○	●	認可番号 6次:—	
[242]	ヒュームフード（1）	ヒュームフード(1)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[243]	ヒュームフード（2）	ヒュームフード(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[244]	箱型乾燥機（乾燥トレイを含む）	箱型乾燥機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:— 7次:—	
[245]	回転混合機	回転混合機	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[246]	フードボックス（粉末投入用）（回転混合機）									○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[247]	フードボックス（回転混合機）									○	●	認可番号 6次:—
[248]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:— 7次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(17/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[249]	シリンダ洗浄装置（配管系統を含む）	シリンダ洗浄装置 シリンダ検査装置	改造							3	○	認可番号 6次：－ 7次：－	
[250]	堰<シリンダ洗浄装置、洗浄液受槽、スクラバ、耐圧貯槽>	堰（シリンダ洗浄装置）	新設								○	認可番号 7次：－	
[251]	凝縮水検知警報設備										○	認可番号 7次：－	
[252]	スクラバ（配管系統を含む）			スクラバ	改造							3	○
[253]	液位高警報設備										○	認可番号 7次：－	
[254]	洗浄液受槽（1）（配管系統を含む）	洗浄液受槽(1)	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[255]	液位高警報設備										○	認可番号 7次：－	
[256]	洗浄液受槽（2）（配管系統を含む）	洗浄液受槽(2)	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[257]	液位高警報設備										○	認可番号 7次：－	
[258]	クレーン	クレーン（洗浄室）	変更なし								○	認可番号 7次：－	
[259]	洗浄残渣沈殿槽（ウラン配管系統を含む）	洗浄残渣沈殿槽(1) 洗浄残渣沈殿槽(2)	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[260]	IL：洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック										○	認可番号 7次：－	
[261]	ろ過器	ろ過器	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[262]	遠心分離機（配管系統を含む）	遠心分離機	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[263]	液受槽	液受槽	改造								3	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[264]	繰返し粉搬送装置（ホッパ）	繰返し粉ホッパ台車(1) 繰返し粉ホッパ台車(2)	変更なし								○	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[265]	繰返し粉搬送装置	繰返し粉搬送装置	変更なし								○	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[266]	繰返し粉輸送ホッパ（1）（ウラン粉末配管系統を含む）	繰返し粉中間ホッパ	改造								○	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[267]	フードボックス（繰返し粉輸送ホッパ（1））										○	●	認可番号 6次：－
[268]	繰返し粉小分けボックス			繰返し粉小分けボックス	改造								○
[269]	繰返し粉輸送ホッパ（2）（ウラン粉末配管系統を含む）	繰返し粉投入ホッパ	改造								○	○	認可番号 6次：－ 7次：－
[270]	フードボックス（繰返し粉輸送ホッパ（2））										○	●	認可番号 6次：－
[271]	バックアップフィルタ（繰返し粉輸送ホッパ（2））			バックアップフィルタ(1)	改造								○

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(18/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[272]	繰返し粉投入ボックス	繰返し粉投入ボックス	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[273]	容器昇降リフト										○
[274]	明替えボックス	明替えボックス	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[275]	大型混合装置	大型混合装置(1) 大型混合装置(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[276]	八面体ボックス	大型粉末容器取出ボックス(1) 大型粉末容器取出ボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[277]	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1) 大型粉末容器用クレーン(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[278]	原料粉末輸送ホッパ（ウラン粉末配管システムを含む）	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[279]	バックアップフィルタ（原料粉末輸送ホッパ）	バックアップフィルタ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		バックアップフィルタ(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[280]	フードボックス（原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ）	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	●	認可番号 6次:-
[281]	粉末混合機	粉末混合機(1) 粉末混合機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[282]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機）									○	○
[283]	粗成型用プレス	粗成型用プレス(1) 粗成型用プレス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[284]	フードボックス（粗成型用プレス）									○	○
[285]	粗成型用プレスフィーダ	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[286]	スラグコンベア	スラグコンベア(1) スラグコンベア(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[287]	粉末集塵装置（粗成型工程）（ウラン粉末配管システムを含む）	粉末集塵装置(1) 粉末集塵装置(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[288]	フードボックス（粉末集塵装置（粗成型工程））									○	●
[289]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（粗成型工程））	バックアップフィルタ(4) バックアップフィルタ(5)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(19/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[290]	造粒機〔ウラン粉末配管系統を含む〕									<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[291]	アンダーサイズ粉受器	造粒機(1) 造粒機(2)	改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[292]	フードボックス（造粒機）									<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	認可番号 6次:ー	
[293]	造粒粉末小分けボックス	造粒粉末小分けボックス(1)	変更なし							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
		造粒粉末小分けボックス(2)	改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[294]	造粒粉末輸送ホッパ(1)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒粉末ホッパ(1)	改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー	
[295]	フードボックス（造粒粉末輸送ホッパ(1)）	造粒粉末ホッパ(2)									<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	認可番号 6次:ー
[296]	造粒粉末輸送ホッパ(2)〔ウラン粉末配管系統を含む〕		改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[297]	フードボックス（造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機）	潤滑剤混合機(1) 潤滑剤混合機(2)									<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	認可番号 6次:ー
[298]	潤滑剤混合機										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[299]	回転混合機（金属容器(粉末)混合）	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3) 回転混合機(4)	改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[300]	本成型用プレス		改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[301]	フードボックス（本成型用プレス）										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[302]	本成型用プレスフィーダ	本成型用プレス(1) 本成型用プレス(2)									<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[303]	本成型用プレスホッパ										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[304]	ベレットコンベア										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[305]	ベレット移替機		改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[306]	フードボックス（ベレット移替機）										<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	認可番号 6次:ー
[307]	圧粉体密度測定装置	ベレット移替機(1) ベレット移替機(2)									<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[308]	ポートコンベア										<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー
[309]	乗移台1	乗移台1	改造							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	認可番号 6次:ー 7次:ー	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(20/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[310]	粉末集塵装置（本成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(3)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[311]	フードボックス（粉末集塵装置（本成型工程））	粉末集塵装置(4)								○	●	認可番号 6次:ー	
[312]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（本成型工程））	バックアップフィルタ(6) バックアップフィルタ(7)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[313]	試験用プレス	試験用プレス	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[314]	フードボックス（試験用プレス）										○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[315]	フードボックス(1)	フードボックス(1)	変更なし							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[316]	フードボックス(2)	フードボックス(2)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[317]	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[318]	連続焼結炉〔水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、窒素配管システム、冷却水配管システムを含む〕	連続焼結炉(1) 連続焼結炉(2)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[319]	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[320]	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[321]	IL：水素漏えい検知インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[322]	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[323]	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[324]	IL：地震インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[325]	爆発圧力逃し機構										○	●	認可番号 6次:ー
[326]	バッチ式小型焼結炉〔水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、冷却水配管システムを含む〕	バッチ式小型焼結炉	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
[327]	IL：供給ガス圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[328]	IL：着火源喪失警報										○	●	認可番号 6次:ー
[329]	IL：水素漏えい検知インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[330]	IL：バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[331]	IL：バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[332]	IL：地震インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[333]	爆発圧力逃し機構								○	●	認可番号 6次:ー		

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(21/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[334]	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[335]	ベレットコンベア	ベレットコンベア(1) ベレットコンベア(2) ベレットコンベア(3) ベレットコンベア(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[336]	パーツフィーダ	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[337]	フードボックス（センターレスグラインダ）	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造							○	●	認可番号 6次:ー
[338]	フードボックス（パーツフィーダ）	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造							○	●	認可番号 6次:ー
[339]	ベレット配列機	ベレット配列機(1) ベレット配列機(2) ベレット配列機(3) ベレット配列機(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[340]	ベレットトレイコンベア	ベレットトレイコンベア	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[341]	冷却水循環槽（研削用）〔冷却水配管系統を含む〕	冷却水循環槽(1) 冷却水循環槽(2) 冷却水循環槽(3) 冷却水循環槽(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[342]	遠心分離機（研削用）〔冷却水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(1) 遠心分離機(2) 遠心分離機(3) 遠心分離機(4)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[343]	ベレット外観検査装置（外観検査用）	ベレット外観検査装置(1) ベレット外観検査装置(2) ベレット外観検査装置(3)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[344]	金属容器（ベレット）受	ベレット外観検査装置(4) ベレット外観検査装置(5)									○	○
[345]	ベレット外観検査装置（寸法・密度検査用）	ベレット寸法密度検査装置	変更なし							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[346]	ベレット外観検査装置（焼結体密度検査用）	焼結体密度検査装置	変更なし							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[347]	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[348]	ロータ用台車(1)	ロータ用台車(1)	変更なし							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[349]	液受槽（洗浄ボックス）	液受槽(1) 液受槽(2)	追加							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[350]	循環槽（洗浄ボックス）〔洗浄水配管系統を含む〕	循環槽A・B	追加							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[351]	ろ過器（洗浄ボックス）	ろ過器(1)	追加							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(22/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[352]	遠心分離機（洗浄ボックス）（洗浄水配管系統、ロータを含む）	スラッジ回収機能付き遠心分離機	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[353]	スラッジ回収ボックス										○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[354]	研削屑乾燥機（研削屑乾燥バットを含む）	研削屑乾燥機(1)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[355]	IL：研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック	研削屑乾燥機(2)								○	●	認可番号 6次:ー	
[356]	フードボックス（1.2系酸化明替用）	フードボックス(4) フードボックス(5)	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[357]	ベレット明替機	ベレット明替機	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[358]	IL：ベレット明替機1ポート制限インターロック										○	●	認可番号 6次:ー
[359]	酸化炉（ラック搬送装置、ポート（酸化）を含む）	酸化炉(1)-A 酸化炉(1)-B 酸化炉(2)-A	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[360]	IL：酸化炉温度高インターロック	酸化炉(2)-B								○	●	認可番号 6次:ー	
[361]	粉碎機	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[362]	フードボックス（粉末投入用）（粉碎機）										○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[363]	フードボックス（粉碎機）										○	●	認可番号 6次:ー
[364]	フードボックス(洗浄用)（配管系統を含む）	洗浄ボックス(3)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[365]	液受槽（フードボックス(洗浄用)）	液受槽(3)	追加						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[366]	ろ過器（フードボックス(洗浄用)）	ろ過器(2)	追加						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[367]	遠心分離機（フードボックス(洗浄用)）（洗浄水配管系統、ロータを含む）	遠心分離機(5)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
[368]	粉末篩分機	粉末篩分機(1) 粉末篩分機(2)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー		
[369]	フードボックス（粉末投入用）（粉末篩分機）					○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー	
[370]	フードボックス（粉末篩分機）					○				○	●	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー	
[371]	粉末篩分機用電動リフタ	電動リフタ(1) 電動リフタ(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー		



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(23/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[372]	粉末混合機1	一次混合機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[373]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機1）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[374]	容器リフト（粉末混合機1）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[375]	フードボックス（粉末混合機1）				○					○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-
[376]	粉末明替用フードボックス	フードボックス(1)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
		フードボックス(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[377]	回転混合機（金属容器(粉末)混合）	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[378]	粉末混合機2	二次混合機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[379]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機2）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[380]	粉砕機				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[381]	容器リフト（粉末混合機2）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[382]	フードボックス（粉末混合機2）				○					○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(24/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[383]	中型混合機	濃度調整混合機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[384]	フードボックス（粉末投入用）（中型混合機）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[385]	フードボックス（中型混合機）				○					○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—
[386]	中型混合機用電動リフト	電動リフト(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[387]	相成型用プレス	相成型用プレス	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[388]	フードボックス（相成型用プレス）				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[389]	相成型用プレスフィーダ	相成型用プレスフィーダ	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[390]	フードボックス（相成型用プレスフィーダ）				○					○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—
[391]	スラグコンベア	スラグコンベア	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[392]	粉末集塵装置（相成型工程）（ウラン粉末配管系統を含む）	粉末集塵装置(1)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[393]	フードボックス（粉末集塵装置（相成型工程））									○	●	認可番号 6次:—
[394]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（相成型工程））	バックアップフィルタ(1)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(25/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[395]	造粒機	造粒機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—		
[396]	フードボックス (造粒機)					○					○	●	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:—
[397]	本成型用プレス	本成型用プレス	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—		
[398]	フードボックス (本成型プレス)					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—
[399]	本成型用プレスホッパ					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—
[400]	フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—
[401]	ベレットコンベア					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—
[402]	ベレット整列機			ベレット整列機	改造		○					○	○
[403]	フードボックス (ベレット整列機)					○						○	●
[404]	本成型プレス用電動リフト	電動リフト(4)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[405]	粉末集塵装置 (本成型工程) (ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(2)	改造							○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[406]	フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))											○	●
[407]	バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))	バックアップフィルタ(2)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:— 7次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(26/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[408]	連続焼結炉（水素配管系統、窒素配管系統（地震時供給系）、窒素配管系統、冷却水配管系統を含む）	連続焼結炉	改造							○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[409]	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[410]	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[411]	IL：水素漏えい検知インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[412]	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[413]	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[414]	IL：地震インターロック										○	●	認可番号 6次:—
[415]	爆発圧力逃し機構										○	●	認可番号 6次:—
[416]	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[417]	ベレットコンベア	ベレットコンベア	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[418]	パーツフィーダ	パーツフィーダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[419]	フードボックス（センターレスグラインダ）	センターレスグラインダ	改造		○					○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—	
[420]	フードボックス（パーツフィーダ）	パーツフィーダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[421]	ベレット配列機	ベレット配列機	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[422]	冷却水循環槽（研削用）（冷却水配管系統を含む）	冷却水循環槽	改造							○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[423]	遠心分離機（研削用）（冷却水配管系統、ロータを含む）	遠心分離機(1)	変更なし							○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
[424]	ベレット外観検査装置	ベレット外観検査装置	改造		○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
[425]	金属容器（ベレット）受				○							○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[426]	ベレット寸法密度測定台	ベレット寸法密度測定台	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(27/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[427]	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[428]	ロータ用台車(2)	ロータ用台車(2)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[429]	洗浄水循環槽(洗浄用)(洗浄水配管系統を含む)	洗浄水循環槽(1) 洗浄水循環槽(2)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[430]	ろ過器	ろ過器	追加							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[431]	遠心分離機(洗浄用)(洗浄水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(2) 遠心分離機(3)	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[432]	研削屑乾燥機(研削屑乾燥バットを含む)	研削屑乾燥機	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[433]	IL:研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック					○						○	●
[434]	粉末再生フードボックス	フードボックス(3)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[435]	酸化炉(ラック搬送装置、ポート(酸化)を含む)	酸化炉	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[436]	IL:酸化炉温度高インターロック					○						○	●
[437]	粉碎機	粉碎機	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[438]	フードボックス(粉末投入用)(粉碎機)					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
[439]	フードボックス(粉碎機)					○					○	○	●
[440]	乾燥機(ベレットトレイを含む)	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2) ベレット乾燥機(3) ベレット乾燥機(4) ベレット乾燥機(6) ベレット乾燥機(8) ベレット乾燥機(9) ベレット乾燥機(10)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[441]	ベレット挿入機	ベレット挿入機Ⅰ系 ベレット挿入機Ⅱ系	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[442]	ベレットトレイ用台車(3)	ベレットトレイ用台車(3)	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(28/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[443]	端面洗浄機	端面洗浄機Ⅰ系 端面洗浄機Ⅱ系	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[444]	端栓圧入機	端栓圧入機Ⅰ系 端栓圧入機Ⅱ系	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[445]	端栓溶接装置	上部端栓周溶接装置Ⅰ系 下部端栓周溶接装置Ⅰ系 上部端栓周溶接装置Ⅱ系 下部端栓周溶接装置Ⅱ系	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
		He加圧溶接装置Ⅰ系 He加圧溶接装置Ⅱ系	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[446]	燃料棒ラインコンベア〔ロッドトレイを含む〕	ラインコンベアⅠ系(1) ラインコンベアⅠ系(2) ラインコンベアⅠ系(3) ラインコンベアⅠ系(4) ラインコンベアⅠ系(5) ラインコンベアⅠ系(6) 払出しコンベアⅠ系 ラインコンベアⅡ系(1) ラインコンベアⅡ系(2) ラインコンベアⅡ系(3) ラインコンベアⅡ系(4) ラインコンベアⅡ系(5) ラインコンベアⅡ系(6) 払出しコンベアⅡ系	改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 変更なし 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[447]	端栓切断機	端栓切断機	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[448]	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[449]	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[450]	燃料棒ラインコンベア〔ロッドトレイ、ロッドチャンネルを含む〕	受入コンベア UT前コンベア シールX線前コンベア トレイ搬送コンベア 全長・重量前コンベア トレイスタックコンベア 燃料棒スタックコンベアA γ線搬送コンベア 燃料棒スタックコンベアB 燃料棒供給コンベア チャンネル搬送コンベア チャンネルスタックコンベア	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:ー 7次:ー
[451]	燃料棒検査装置(超音波式)	超音波検査装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:ー 7次:ー
[452]	X線検査装置	シールX線検査装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:ー 7次:ー
[453]	燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:ー 7次:ー

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(29/77)

事業許可		般工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{454}	燃料棒検査装置(渦電流式)	渦電流検査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{455}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{456}	ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{457}	定盤	燃料棒検査定盤(1) 燃料棒検査定盤(2) 燃料棒立会検査定盤	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{458}	燃料棒受台	燃料棒受台	変更なし						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{459}	乾燥機〔ペレットトレイを含む〕	ペレット乾燥機(1) ペレット乾燥機(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{460}	ペレット挿入機	ペレット挿入機	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{461}	ペレットトレイ用台車(4)	ペレットトレイ用台車(4)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{462}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{463}	端栓溶接装置	端栓周溶接装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
		He加圧溶接装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{464}	端栓切断機	端栓切断機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{465}	ペレット取出台	ペレット取出台	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{466}	燃料棒ラインコンベア	燃料棒ラインコンベア	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{467}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
{468}	スタック台	スタック台	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(30/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{469}	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{470}	マガジン昇降台	マガジン昇降台	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{471}	マガジン	マガジン	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{472}	運搬台車	運搬台車	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{473}	マガジン架台	マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{474}	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{475}	燃料集集体組立装置	燃料集集体組立装置(1) 燃料集集体組立装置(2) 燃料集集体組立装置(3)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{476}	マガジン架台部	マガジン架台部	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{477}	燃料集集体洗浄装置	燃料集集体洗浄装置 拘束力検査測定台	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{478}	ホイスト	ジブクレーン(1)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{479}	燃料集集体検査台	エンベロープ検査装置	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{480}	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{481}	燃料集集体検査定盤	燃料集集体検査定盤	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{482}	燃料集集体検査測定台	燃料集集体検査測定台(1) 燃料集集体検査測定台(2) 燃料集集体検査測定台(3)	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{483}	ホイスト	ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{484}	燃料集集体外観検査台	燃料集集体外観検査台	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{485}	燃料集集体嵌合台	燃料集集体検査ビット(1) 燃料集集体検査ビット(2) 燃料集集体検査ビット(3)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{486}	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠(1) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)	改造							○		認可番号 7次:-
{487}	シリンダ貯蔵ビット	シリンダ貯蔵ビット	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{488}	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造							○	●	認可番号 5次:原規発第2008051号



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(31/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[489]	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置（原料貯蔵所）	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[490]	天井走行クレーン	天井走行クレーン（原料貯蔵所5t）	改造								○	認可番号 7次:-
[491]	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台(1) シリンダ貯蔵架台(2) シリンダ貯蔵架台(3)	改造			3					○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[492]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造						○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
[493]	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[494]	天井走行クレーン	天井走行クレーン（転換5t）	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[495]	大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架台(1) 大型粉末容器貯蔵架台(2) 大型粉末容器貯蔵架台(3) 大型粉末容器貯蔵架台(4) 大型粉末容器貯蔵架台(5) 大型粉末容器貯蔵架台(6)	改造			3					○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[496]	大型粉末容器	大型粉末容器	改造			3	3				○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[497]	大型粉末容器用台車	大型粉末容器用台車	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[498]	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚(1) 仕掛品貯蔵棚(2) 仕掛品貯蔵棚(3)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[499]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[500]	SUS容器用台車(3)	SUS容器用台車(3)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[501]	SUS容器用台車(4)	SUS容器用台車(4)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[502]	スクラップ貯蔵棚（粉未用）	スクラップ貯蔵棚（粉未用）	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[503]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[504]	運搬台車	運搬台車(1) 運搬台車(2) 運搬台車(3) 運搬台車(4) 運搬台車(5) 運搬台車(6) 運搬台車(7)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[505]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[506]	金属容器（粉未）	金属容器（粉未）	改造		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(32/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	般工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[507]	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[508]	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[509]	金属容器（粉末）用台車(1)	金属容器（粉末）用台車(1)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[510]	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[511]	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[512]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[513]	金属容器（粉末）用台車(2)	金属容器（粉末）用台車(2)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[514]	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(7) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(8) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(9) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(10) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(11) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(12) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(13) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(14) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(15) スクラップ貯蔵棚（粉末用）(16)	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[515]	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[516]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[517]	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4) 粉末一時貯蔵棚(5) 粉末一時貯蔵棚(6)	改造		○						○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[518]	金属容器（粉末）	金属容器（粉末）	改造		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[519]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						●	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
[520]	SUS容器用台車(1)	SUS容器用台車(1)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[521]	金属容器（粉末）用台車(3)	金属容器（粉末）用台車(3)-1 金属容器（粉末）用台車(3)-2	変更なし		○						○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[522]	フードボックス	フードボックス(4)	変更なし		○						○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(33/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[523]	原料粉末貯蔵棚	原料粉末貯蔵棚(1) 原料粉末貯蔵棚(2)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[524]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[525]	粉末貯蔵室(1)用電動リフト	電動リフト(5)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[526]	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[527]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[528]	粉末貯蔵室(2)用電動リフト	電動リフト(6)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[529]	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[530]	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[531]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[532]	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[533]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[534]	第2核燃料倉庫用電動リフト	電動リフト	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[535]	粉末回収・ペレット取扱ボックス	粉末回収・ペレット取扱ボックス	変更なし						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[536]	粉末容器ハンドリング装置	フードボックス(1) フードボックス(2) コンベア(1) コンベア(3) バランスー(1) バランスー(2)	変更なし						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[537]	内容器用台車	内容器用台車	変更なし						○		認可番号 7次:-
[538]	他社缶用台車	他社缶用台車	変更なし						○		認可番号 7次:-
[539]	SUS容器用台車(2)	SUS容器用台車(2)	変更なし						○		認可番号 7次:-
[540]	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	改造						○		認可番号 7次:-
[541]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○					●	認可番号 2次:原規規発第1908096号
[542]	リフト	リフト	改造						○		認可番号 7次:-
[543]	粉末容器構内運搬車	粉末容器構内運搬車	改造						○		認可番号 7次:-
[544]	クレーン	クレーン (第3核燃料倉庫)	改造						○		認可番号 7次:-
[545]	保管容器 (劣化・天然ウラン用)	保管容器(1) 保管容器(2)	変更なし						○		認可番号 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(34/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[546]	圧粉ベレット一時貯蔵棚（ポート（焼結）を含む）	圧粉ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[547]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[548]	乗移台 2	乗移台2	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[549]	ポート運搬台車	ポート運搬台車(1) ポート運搬台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[550]	焼結ベレット一時貯蔵棚（ポート（焼結）を含む）	焼結ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		焼結ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[551]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		ベレットラインコンベア(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[552]	ポート（焼結）用台車(1)	ポート（焼結）用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[553]	ポート（焼結）用台車(2)	ポート（焼結）用台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[554]	スクラップ貯蔵棚（ベレット用）	スクラップ貯蔵棚（ベレット用）(1) スクラップ貯蔵棚（ベレット用）(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[555]	金属容器（ベレット）	金属容器（ベレット）	改造						○	●	認可番号 6次:-
[556]	金属容器（ベレット）用台車(1)	金属容器（ベレット）用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[557]	仕上りベレット一時貯蔵棚（ベレットトレイを含む）	仕上りベレット一時貯蔵棚(1)～(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[558]	仕上りベレット貯蔵棚（ベレットトレイを含む）	仕上りベレット貯蔵棚架台(1)～(10) 仕上りベレット貯蔵棚（前期型） 仕上りベレット貯蔵棚（後期型）	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[559]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[560]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[561]	ベレットトレイ用台車(1)	ベレットトレイ用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(35/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[562]	余剰ベレット貯蔵棚【金属缶を含む】	余剰ベレット貯蔵棚(1) 余剰ベレット貯蔵棚(2) 余剰ベレット貯蔵棚(3) 余剰ベレット貯蔵棚(4)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[563]	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[564]	圧粉ベレット貯蔵棚【ポート（焼結）を含む】	圧粉ベレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[565]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[566]	焼結ベレット貯蔵棚【ポート（焼結）を含む】	焼結ベレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[567]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:—
[568]	ポート（焼結）用台車(3)	ポート（焼結）用台車(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[569]	ポート（焼結）用台車(4)	ポート（焼結）用台車(4)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[570]	金属容器（ベレット）用台車(2)	金属容器（ベレット）用台車(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[571]	仕上りベレット一時貯蔵棚【ベレットトレイを含む】	仕上りベレット一時貯蔵棚(1)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
		仕上りベレット一時貯蔵棚(2)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[572]	ベレットトレイ用台車(2)	ベレットトレイ用台車(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[573]	仕上りベレット貯蔵棚【ベレットトレイを含む】	仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[574]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—
[575]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(36/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[576]	ペレット貯蔵棚（金属缶を含む）	ペレット貯蔵棚（1）	改造								○	認可番号 7次：-
		ペレット貯蔵棚（2）										
[577]		金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)	変更なし								○
[578]	ペレット構内運搬容器	ペレット構内運搬容器	改造								○	認可番号 7次：-
[579]	燃料棒一時貯蔵棚（ロッドチャンネルを含む）	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○	認可番号 6次：- 7次：-
[580]		ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし								○
[581]	燃料棒一時貯蔵棚（ロッドチャンネルを含む）	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○	認可番号 6次：- 7次：-
[582]		ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造							○	認可番号 6次：- 7次：-
[583]		ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造								○
[584]	燃料棒貯蔵棚（ロッドチャンネルを含む）	燃料棒貯蔵棚(1)	改造								○	認可番号 6次：- 7次：-
		燃料棒貯蔵棚(2)										○
[585]	トラバース	トラバース	改造								○	認可番号 6次：- 7次：-
[586]	運搬車	運搬車	改造								○	認可番号 6次：- 7次：-
[587]	燃料棒貯蔵棚（ロッドチャンネルを含む）	燃料棒貯蔵棚	変更なし		○						○	認可番号 2次：原規発第1908096号 6次：- 7次：-
[588]		ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		○					○	認可番号 2次：原規発第1908096号 6次：- 7次：-
[589]		燃料棒構内運搬車	燃料棒構内運搬車	改造								○
[590]	保存燃料棒貯蔵棚（ロッドチャンネルを含む）	保存燃料棒貯蔵棚	改造								○	認可番号 7次：-
[591]	ロッドチャンネル用台車(5)	ロッドチャンネル用台車(5)	変更なし								○	認可番号 7次：-
[592]	ロッドチャンネル用リフト	ロッドチャンネル用リフト	変更なし								○	認可番号 7次：-
[593]	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造								○	認可番号 6次：- 7次：-
[594]	天井走行クレーン	天井走行クレーン（組立北4.8t）	変更なし								○	認可番号 6次：- 7次：-
		天井走行クレーン（組立北3t）	変更なし								○	認可番号 6次：- 7次：-
		天井走行クレーン（組立南5t）	変更なし								○	認可番号 6次：- 7次：-
		天井走行クレーン（組立南1t）	変更なし								○	認可番号 6次：-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(37/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{595}	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{596}		燃料集合体移送装置	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{597}		天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理機4.8t)	変更なし								○	●
{598}	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造									○	認可番号 7次:-
{599}		洗浄残渣コンベア	改造								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{600}		チャッキングリフト	チャッキングリフト	改造								3	○
{601}	棚搬入コンベア	棚搬入コンベア	改造								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{602}	SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造									○	認可番号 7次:-
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○								● 認可番号 2次:原規規発第1908096号
{604}	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機 洗浄残渣明替フードボックス	改造								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{605}	洗浄残渣乾燥機 (乾燥バットを含む)											3	○
{606}	回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{607}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○								● 認可番号 2次:原規規発第1908096号
{608}	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3		○	○	○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{609}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造、変更なし			3	3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
		給気ファン	改造、変更なし			3	3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
		給気ファン (分析室、分光分析室給気系統(2))	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{610}	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3				○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(38/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[610]	排気ファン	排気ファン	改造			3				○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:- 7次:-
		排気ファン（分析室、分光分析室局所排気系統(1)）	改造			3				○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:- 7次:-
[611]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ（分析室、分光分析室局所排気系統(1)）	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
[612]	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	新設、変更なし			3				○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:-
[613]	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	新設、改造			3				○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:-
[614]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
[615]	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
[616]	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	改造			3	3			○	●	認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 6次:-
[617]	I L：給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造、変更なし							○	●	認可番号 6次:-
		給気ファン	改造、変更なし							○	●	認可番号 6次:-
		給気ファン（分析室、分光分析室給気系統(2)）	改造							○	●	認可番号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし							○	●	認可番号 6次:-
		排気ファン	改造							○	●	認可番号 6次:-
[618]	スクラバ（蒸発・加水分解系統）（排気・循環液配管系統含む）	スクラバ（原料倉庫局所排気系統）	改造			3				○	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-
[619]	切替ダンパ	切替ダンパ（原料倉庫局所排気系統）	新設及び改造							○	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:-
[620]	地震運動閉止ダンパ	地震運動閉止ダンパ	新設							○	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:-
[621]	I L：地震インターロック	地震運動閉止ダンパ	新設							○	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:-



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(39/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{622}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{623}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{624}	給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設						○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{625}	排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設						○		●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{626}	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 【排気・循環液配管系統含む】	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{627}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○		●	認可番号 6次:—
		排気ファン	改造						○		●	認可番号 6次:—
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○		●	認可番号 6次:—
{628}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{629}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{630}	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) 【排気・循環液配管系統含む】	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{631}	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統) 【排気・循環液配管系統含む】	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{632}	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) 【排気・循環液配管系統含む】	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) (転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{633}	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) 【排気・循環液配管系統含む】	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{634}	スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 【排気・循環液配管系統含む】	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	改造			3			○	○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{635}	排ガス分解装置(助燃用プロパンガス供給配管系統を含む)	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		●	認可番号 6次:—
{636}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) (転換加工室局所排気系統(1))	改造			3			○		●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{637}	1L:安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		●	認可番号 6次:—
{638}	スクラバ(分析系統) 【排気・循環液配管系統含む】	スクラバ(分析系統)(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○	○		認可番号 6次:— 7次:—
{639}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○		●	認可番号 6次:—
		排気ファン	改造						○		●	認可番号 6次:—
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○		●	認可番号 6次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(40/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
(640)	気体廃棄設備（2）	気体廃棄設備(2)	-			3	2、3		○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
(641)	給気ファン（空調機給気ファン含む）	給気ファン	改造			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン（フィルタ室(1)給気系統）	改造			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン（作業室、廃棄物缶詰室給気系統）	変更なし			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
(642)	排気ファン	排気ファン（燃料棒溶解室室内排気系統）	改造			3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし			3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
(643)	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ（廃棄物缶詰室局所排気系統）	改造			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ（廃棄物一時貯蔵所室内排気系統）	改造			3	2、3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
(644)	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設						○	●	認可番号 6次:-
(645)	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造			3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
(646)	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
(647)	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	2、3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(41/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[648]	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	2、3		○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
[649]	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造						○	●	認可番号 6次:-	
		給気ファン（フィルタ室(1)給気系統）	改造						○	●	認可番号 6次:-	
		給気ファン（作実室、廃棄物缶詰室給気系統）	変更なし							○	●	認可番号 6次:-
		排気ファン（燃料棒溶接室室内排気系統）	改造							○	●	認可番号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし							○	●	認可番号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし							○	●	認可番号 6次:-
[650]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
[651]	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○	●	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
[652]	負圧警報装置	排気ファン（燃料棒溶接室室内排気系統）	改造						○	●	認可番号 6次:-	
		排気ファン	改造、変更なし						○	●	認可番号 6次:-	
		排気ファン	改造、変更なし						○	●	認可番号 6次:-	
[653]	気体廃棄設備（3）	気体廃棄設備(3)	-		3				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[654]	給気ファン（空調機給気ファン含む）	給気ファン（燃料棒溶接室給気系統）	変更なし						○	●	認可番号 6次:-	
		給気ファン	変更なし						○	●	認可番号 6次:-	
[655]	排気ファン	排気ファン	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[656]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						○	●	認可番号 6次:-	
[657]	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし						○	●	認可番号 6次:-	
[658]	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造						○	●	認可番号 6次:-	
[659]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造		3				○	●	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(42/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{660}	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造		3					○	● 認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:—
{661}	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	● 認可番号 6次:—
{662}	I L：給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	● 認可番号 6次:—
		給気ファン	変更なし							○	● 認可番号 6次:—
		排気ファン	改造							○	● 認可番号 6次:—
{663}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	● 認可番号 6次:—
{664}	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	● 認可番号 6次:—
{665}	負圧警報装置	排気ファン	改造							○	● 認可番号 6次:—
{666}	気体廃棄設備（4）	気体廃棄設備(4)	—							○	認可番号 7次:—
{667}	給気ファン（空調機給気ファンを含む）	給気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{668}	排気ファン	排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{669}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造							○	認可番号 7次:—
{670}	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 7次:—
{671}	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造							○	認可番号 7次:—
{672}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 7次:—
{673}	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 7次:—
{674}	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 7次:—
{675}	I L：給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
		排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{676}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 7次:—
{677}	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 7次:—
{678}	負圧警報装置	排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(43/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[679]	気体廃棄設備（5）	気体廃棄設備(5)	-						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[680]	給気ファン	給気ファン（廃棄物処理室・排気室給気系統）	変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[681]	排気ファン	排気ファン	改造						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[682]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[683]	給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)（廃棄物処理室・排気室給気系統）	新設						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[684]	排気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[685]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ（廃棄物処理室・排気室給気系統）	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[686]	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[687]	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	排気ダクト・ダンパ（高性能エアフィルタ～排気塔）	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[688]	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン（廃棄物処理室・排気室給気系統）	変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[689]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ（廃棄物処理室・排気室給気系統）	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[690]	排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ）	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[691]	負圧警報装置（第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄機共用）	排気ファン	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[692]	スクラバ（局所排気系統）（排気・循環液配管系統を含む）	スクラバ（局所排気系統）（廃棄物処理室・排気室局所排気系統）	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(44/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{693}	気体廃棄設備(6)	気体廃棄設備(6)	-						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{694}	空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{695}	排気ファン	排気ファン	変更なし						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{696}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{697}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統)	新設						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{698}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	新設						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{699}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{700}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)(廃棄物プレス室局所排気系統)	新設						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{701}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{702}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{703}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{704}	IL:給排気ファンの起動停止インターロック	空調機給気ファン	変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	変更なし						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{705}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{706}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(45/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[707]	転換第1廃液貯槽（配管システムを含む）	転換第1廃液貯槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[708]	液位高警報設備										○
[709]	洗浄液受槽（配管システムを含む）	洗浄液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[710]	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[711]	液位高警報設備	洗浄液受槽	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[712]	ろ液受槽（配管システムを含む）	ろ液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[713]	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[714]	液位高警報設備	ろ液受槽	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[715]	地下集水槽（配管システムを含む）	地下集水槽A 地下集水槽B	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[716]	地下ピット（ピット内液回収配管システム含む）	地下集水槽地下ピット	変更なし						○	●	認可番号 6次:—
[717]	液位高警報設備	地下集水槽A	改造						○	●	認可番号 6次:—
[718]	環瀬水検知警報設備	地下集水槽B								○	●
[719]	転換第2廃液貯槽（配管システムを含む）	転換第2廃液貯槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[720]	液位高警報設備										○
[721]	混合槽（配管システムを含む）	混合槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[722]	液位高警報設備										○
[723]	集水槽(チェック)（配管システムを含む）	集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
[724]	液位高警報設備									○	●

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(46/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[725]	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)〔廃液配管系統を含む〕	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
[726]	液位高警報設備										○
[727]	廃液貯槽(洗浄工程)〔配管系統を含む〕	廃液貯槽(洗浄工程)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[728]	液位高警報設備										
[729]	沈殿槽〔配管系統を含む〕	沈殿槽	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[730]	液位高警報設備										
[731]	遠心ろ過機	遠心ろ過機	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[732]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(1)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[733]	液位高警報設備										
[734]	ろ過機	ろ過機	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[735]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(2)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[736]	液位高警報設備										
[737]	集水槽(チェック)〔配管系統を含む〕	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[738]	液位高警報設備										
[739]	イオン交換塔	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[740]	液位高警報設備(イオン交換塔)										
[741]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(3)	改造						3	○	認可番号 6次:— 7次:—
[742]	液位高警報設備(液受槽)										



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(47/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[743]	乾燥機	乾燥機	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[744]	フードボックス	フードボックス	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[745]	廃液貯槽(チェック) (配管システムを含む)	廃液貯槽 (チェック) (1) 廃液貯槽 (チェック) (2)	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[746]	液位高警報設備 (廃液貯槽(チェック))												○
[747]	廃液処理室回収ビット (配管システムを含む)	廃液処理室回収ビット	改造									○	認可番号 7次:-
[748]	液位高警報設備 (廃液処理室回収ビット)												○
[749]	堰 (廃液貯槽(洗浄工程)) <廃液貯槽(チェック)、沈殿槽、過ろ機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽>	堰 (廃液貯槽 (洗浄工程))	新設									○	認可番号 7次:-
[750]	測定室回収ビット (配管システムを含む)	測定室回収ビット	改造									○	認可番号 7次:-
[751]	液位高警報設備												○
[752]	貯留タンク (配管システムを含む)	貯留タンク(1) 貯留タンク(2)	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[753]	液位高警報設備												○
[754]	貯留タンク(チェック) (配管システムを含む)	貯留タンク(チェック)(1) 貯留タンク(チェック)(2) 貯留タンク(チェック)(3)	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[755]	液位高警報設備												○
[756]	ろ過機	ろ過機	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[757]	ろ液受槽 (配管システムを含む)	ろ液受槽	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[758]	液位高警報設備												○
[759]	堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造								○	●	認可番号 6次:-
[760]	集水ビット (配管システムを含む)	集水ビット	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[761]	液位高警報設備 (集水ビット)												○
[762]	凝集沈殿槽 (配管システムを含む)	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設								○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-
[763]	液位高警報設備												○

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(48/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[764]	遠心分離機	遠心分離機	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[765]	ろ液受槽（配管系統を含む）	ろ液受槽(1)～(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[766]	液位高警報設備						○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[767]	ろ過機	ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び改造				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[768]	チェックタンク（配管系統を含む）	チェックタンク(1)～(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[769]	液位高警報設備						○		○	●	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
[770]	イオン交換装置	イオン交換装置	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[771]	乾燥機	乾燥機	新設				○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[772]	チェックタンク（配管系統を含む）	チェックタンク(1)～(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[773]	液位高警報設備						○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[774]	堰（チェックタンク）	堰（チェックタンク）	新設				○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[775]	堰漏水検知警報設備						○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[776]	排水貯留池	排水貯留池(1) 排水貯留池(2)	変更なし							○	認可番号 7次:—
[777]	液位高警報設備	排水貯留設備(1) 排水貯留設備(2)	改造							○	認可番号 7次:—
[778]	保管棚						3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[779]	廃液容器	保管棚(1) 保管棚(2) 保管棚(3)	改造、変更なし							○	認可番号 7次:—
[780]	受容器（保管棚）	廃液容器 受容器					3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
[781]	漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(49/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{782}	焼却炉（排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む）	焼却炉	改造					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{783}	投入フードボックス							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{784}	抽出フードボックス							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{785}	IL:燃焼装置失火インターロック							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{786}	IL:排ガス温度高インターロック							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{787}	IL:燃焼用空気停止インターロック							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{788}	送風機ファン							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{789}	サイクロン	サイクロン	変更なし					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{790}	フードボックス							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{791}	フラッシュチャンバ	フラッシュチャンバ	改造					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{792}	集塵機	集塵機	改造					3	○	●	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:—	
{793}	イオン交換材混合機	イオン交換材混合機	変更なし					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{794}	イオン交換材成型機	イオン交換材成型機	変更なし					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{795}	ビット（配管系統を含む）	ビット	改造						3		○	認可番号 6次:— 7次:—
{796}	液位高警報設備										○	認可番号 7次:—
{797}	クレーン	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造						○	●	認可番号 6次:—	
{798}	クレーン	クレーン（第1廃棄物処理所前室）	新設								○	認可番号 7次:—
{799}	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{800}	フードボックス							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{801}	破砕機	破砕機	改造					3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—
{802}	フードボックス							3			○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(50/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[803]	クレーン	クレーン（第2廃棄物処理所）	改造								○ 認可番号 7次:-
[804]	ドラム缶用廃棄物プレス	ドラム缶用廃棄物プレス	改造						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[805]	超音波洗浄機	超音波洗浄機（1） 超音波洗浄機（2）	変更なし				3			○ 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[806]	廃水中和設備（配管系統を含む）	廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	改造、変更なし						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[807]				液位高警報設備							○ 認可番号 7次:-
[808]	分別・解体フード（ドラム缶回転機を含む）	分別・解体フード	改造						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[809]	水洗槽（配管系統を含む）	水洗槽	変更なし						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[810]	切断フード	切断フード	変更なし				3			○ 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[811]	排水受槽（配管系統を含む）	排水受槽	改造						3	○ 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[812]				液位高警報設備							○ 認可番号 7次:-
[813]	乾燥機	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	改造、変更なし						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[814]	プラスト装置	プラスト装置(1) プラスト装置(2)	改造				3			○ 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[815]	クレーン	クレーン（除染室(2)）	改造						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[816]	解体用フードボックス	解体用フードボックス	変更なし						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[817]	切断機	切断機(1) 切断機(2)	改造、変更なし						3	○ 認可番号 6次:- 7次:-	
[818]	廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造							○ 認可番号 7次:-	
[819]	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	変更なし							○ 認可番号 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(51/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{820}	クレーン	クレーン（廃棄物一時貯蔵所）	改造				3				○ 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{821}	クレーン	クレーン（放射線管理棟前室）	新設								○ 認可番号 7次:-
{822}	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	改造							○ ● 認可番号 6次:-	
{823}	クレーン	クレーン	変更なし							○ ● 認可番号 6次:-	
{824}	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設	○							● 認可番号 1次:原規規発第1806196号
{825}	クレーン	クレーン①	新設	○							● 認可番号 1次:原規規発第1806196号
{826}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	新設					○			● 認可番号 5次:原規規発第2008051号
{827}	クレーン	クレーン②	新設	○							● 認可番号 1次:原規規発第1806196号
{828}	エアシニファ	エアシニファ（工場棟 転換工場） エアシニファ（工場棟 成型工場） エアシニファ（加工棟 成型工場） エアシニファ（放射線管理棟） エアシニファ（付属建物 第2核燃料倉庫） エアシニファ（付属建物 除染室・分析室） エアシニファ（付属建物 第3核燃料倉庫） エアシニファ（付属建物 第1廃棄物処理所） エアシニファ（付属建物 第2廃棄物処理所） エアシニファ（付属建物 シリンダ洗浄棟）	改造			2		2	2		○ ● 認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{829}	エリアモニタ	エリアモニタ Ch-1 エリアモニタ Ch-2 エリアモニタ Ch-3 エリアモニタ Ch-4 エリアモニタ Ch-5 エリアモニタ Ch-6 エリアモニタ Ch-7 エリアモニタ Ch-8	改造			2					○ ● 認可番号 3次:原規規発第1904115号 7次:-
{830}	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ1~6 ハンドフットモニタ7 ハンドフットモニタ8 ハンドフットモニタ9	改造								○ 認可番号 7次:-
{831}	ダストモニタ	転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	改造			2		2	2		○ ● 認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{832}	モニタリングポスト	モニタリングポスト	改造								○ 認可番号 7次:-
{833}	工場棟(転換工場)	工場棟転換工場	改造、変更なし					○		○	○ ● 認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-1、SD-2)は6次申請 7次:-
{834}	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設					○			○ ● 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{835}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（転換工場）	新設								○ ● 認可番号 7次:-
{836}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○		● 認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(52/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[837]	工場棟(成型工場)	工場棟成型工場	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[838]	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[839]	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（成型工場）	新設						○	○	認可番号 7次:-
[840]	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
[841]	工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-17)は6次申請 7次:-
[842]	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
[843]	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造				○			●	認可番号 4次:原規規発第2003279号
[844]	加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[845]	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
[846]	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（加工棟）	新設							○	認可番号 7次:-
[847]	放射線管理棟	放射線管理棟	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[848]	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[849]	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（放射線管理棟）	新設							○	認可番号 7次:-
[850]	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
[851]	付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-220)は6次申請 7次:-
[852]	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[853]	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（除染室・分析室）	新設							○	認可番号 7次:-
[854]	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号
[855]	付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[856]	堰（内部溢水止水用）	堰（内部溢水止水用）	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[857]	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備（第2核燃料倉庫）	新設							○	認可番号 7次:-
-	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○	●	認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 性能検査の対象設備一覧(各建物・設備の申請状況)(53/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{858}	付属建物(第3核燃料倉庫)	第3核燃料倉庫	改造								○	認可番号 7次:-
{859}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設、変更なし								○	認可番号 7次:-
{860}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第3核燃料倉庫)	新設								○	認可番号 7次:-
{861}	付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{862}	付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)	劣化・天然ウラン倉庫	改造								○	認可番号 7次:-
{863}	付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造					○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{864}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁(5)	新設							○	●	認可番号 6次:-
{865}	付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{866}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{867}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第1廃棄物処理所)	新設								○	認可番号 7次:-
{868}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設							○	●	認可番号 6次:-
{869}	付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{870}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{871}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第2廃棄物処理所)	新設								○	認可番号 7次:-
{872}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設							○	●	認可番号 6次:-
{873}	付属建物(シリンダ洗浄棟)	シリンダ洗浄棟	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{874}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{875}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(シリンダ洗浄棟)	新設								○	認可番号 7次:-
{876}	付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{877}	付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設	○						○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 5次:- 7次:-
{878}	付属建物(発電機室)	発電機室	新設						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(54/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[879]	付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設				○		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[880]	付属建物(第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[881]	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁(1)	新設						○	●	認可番号 6次:-	
[882]	遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(4)	新設						○	●	認可番号 6次:-	
[883]	遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	独立遮蔽壁(3)	新設						○	●	認可番号 6次:-	
[884]	遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(2)	新設						○	●	認可番号 6次:-	
[885]	防護フェンス	防護フェンス	新設						○	●	認可番号 6次:-	
[886]	空シリンダ置場	空シリンダ置場	変更なし							○	認可番号 7次:-	
[887]	非常用電源設備	非常用電源設備	-					○		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-	
[888]	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-	
[889]	無停電電源装置	無停電電源装置	改造							○	認可番号 7次:-	
[890]	非常用通報設備	非常用通報設備	-		○	2	○		2	○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-
[891]	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし		○					○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規発第1908096号 7次:-	
		非常ベル設備	変更なし				2	○		○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-	
		非常ベル設備	変更なし				2	○		○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-	
		非常ベル設備	変更なし				2	○		○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-	
		非常ベル設備	変更なし				2	○		○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-	
		非常ベル設備	変更なし					○		○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-	



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(55/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[891]	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし					○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			変更なし						2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし							2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし									○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-	
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-	
[892]	放送設備	放送設備	増設		○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-		
			変更なし			2						○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-	
			変更なし				2		○			○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし					2		○		○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし						2		○	○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし							2		○	○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし							2		○	○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし									○	○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(56/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[892]	放送設備	放送設備	変更なし				○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:—			
			増設				○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:—			
			増設							○	○	発電機室 認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:—		
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—	
			変更なし								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(57/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:—			
			増設		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:—		
			増設				2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設					2	○				○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設					2	○				○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設					2	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設					2	○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設							○				○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設							○				○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設								○			○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—
			増設								2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—	
			増設								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(58/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—		
			改造						2	○	●	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:—		
			増設								○	○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—	
			増設								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—	
			新設								○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—	
[894]	消火設備	消火設備	—		○	○				2	○	○	認可番号 1次:原規発第1806196号 2次:原規発第1908096号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:— 7次:—	
[895]	屋外消火栓	屋外消火栓	増設		○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規発第1806196号 7次:—	
			変更なし			○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規発第1908096号 7次:—
			変更なし				2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:—
			変更なし				2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:—
			変更なし				2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:—
			変更なし				2	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(59/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{895}	屋外消火栓	屋外消火栓	変更なし				2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—		
			変更なし					○			○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—		
			変更なし						○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			変更なし						○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設								○	○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—	
			変更なし									○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			改造									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—
{896}	防火水槽	防火水槽(1) 防火水槽(2) 防火水槽(3) 防火水槽(4)	変更なし、更新								○	認可番号 7次:—		
{897}	可搬式消火ポンプ	可搬式消火ポンプ(1) 可搬式消火ポンプ(2)	改造、増設								○	認可番号 7次:—		

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(60/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[898]	消火器	消火器	増設	○							● 廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規発第1805196号
			変更なし		○						● 加工棟成型工場 認可番号 2次:原規発第1908096号
			増設			○					● 工場棟転換工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 工場棟成型工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 工場棟組立工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 放射線管理棟 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 除染室・分析室 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号
			変更なし			○					● 第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規発第2003279号
			変更なし			○					● 容器管理棟 認可番号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規発第2003279号
			増設			○					● 発電機室 認可番号 5次:原規発第2008051号
			変更なし			○					● 第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(61/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	○	●	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし						2	○	●	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし							2	○	●	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし									○	●	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	●	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
			変更なし										○	●
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-		○	2 ○	2	2 ○	2 ○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設		○						○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-		
			変更なし			○						○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-	
			撤去及び改造				2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設及び改造				2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設及び改造				2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(62/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造			2	○			○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—		
			改造			2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—		
			改造					2	○		○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設					2	○		○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設						○		○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			増設							○	○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—	
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			改造							2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし							2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし							2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			増設								○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			変更なし								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(63/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
(901)	警報設備	警報設備	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:—			
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:—		
			変更なし					2	○				○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			変更なし					2	○				○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			変更なし					2	○				○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			変更なし						2	○				○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし						2	○				○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし							2	○			○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし							2	○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設									○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—
			変更なし									2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			改造									2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(64/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[901]	警報設備	警報設備	変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし						2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし								○	○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-	
			変更なし								○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-	
[902]	緊急対策設備	緊急対策設備	-		○	○				2	○	○	認可番号 1次:原規発第1806196号 2次:原規発第1908096号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[903]	非常灯	非常用照明	増設		○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規発第1806196号 7次:-	
			変更なし			2						○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規発第1908096号 7次:-	
			改造				2		○				○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2		○				○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2		○			○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2		○		○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-		

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(65/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
(903)	非常灯	非常用照明	変更なし				2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—		
			変更なし					2	○			○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—	
			変更なし						2	○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設							○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設								○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—
			変更なし								2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(66/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[904]	誘導灯	誘導灯	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:—	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:—
			変更なし				○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし				○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし				○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし				○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし				○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし					○				○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			変更なし					○				○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設						○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—
			増設								○	○	発電機室・ 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—
			変更なし							○	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—
			変更なし							○	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(67/77)

事業許可		設工総		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[904]	誘導灯	誘導灯	変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし						2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			増設								○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-	
			変更なし									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設		○							● 廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			増設			○							● 加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			増設					○					● 工場棟転換工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○					● 工場棟成型工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○					● 工場棟組立工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○				● 放射線管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○			● 除染室・分析室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○			● 第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設								○		● 容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(68/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
(905)	安全避難通路	安全避難通路	増設					○				放射線管理棟前室 ● 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設						○			発電機室 ● 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			増設							○		第1廃棄物処理所 ● 認可番号 6次:—
			増設							○		第2廃棄物処理所 ● 認可番号 6次:—
			増設							○		シリンダ洗浄機 ● 認可番号 6次:—
			増設							○		第3廃棄物倉庫 ● 認可番号 6次:—
			増設							○		第1廃棄物処理所前室 ● 認可番号 6次:—
			増設							○		第3核燃料倉庫 ○ 認可番号 7次:—
			増設							○		原料貯蔵所 ● 認可番号 6次:—
			増設								○	
(906)	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(69/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		廃水タンク	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		嵩密度測定装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		平均粒径測定装置	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[909]	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[910]	窒素供給設備	レシーバータンク(1) レシーバータンク(2) レシーバータンク(3)	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	レシーバータンク(4)				3				3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(70/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[912]	水素供給設備(屋外供給系統)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[913]	水素ガス供給配管系統	水素ガス供給配管系統	改造			3			3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[914]	障壁	水素供給設備障壁	新設						○	●	認可番号 6次:-
[915]	IL:地震インターロック	水素ガス供給配管系統	改造							○	認可番号 7次:-
[916]	遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)	工業用水遮断弁(手動) 水道水遮断弁(手動)	新設							○	認可番号 7次:-
[917]	IL:地震インターロック	工業用水遮断弁(自動) 水道水遮断弁(自動) 冷却水ポンプ停止インターロック	新設							○	認可番号 7次:-
[918]	IL:漏水インターロック	純水ポンプ停止インターロック アンモニア水ポンプ停止インターロック 空調用水ポンプ停止インターロック									○
[919]	遮断弁(蒸気配管)	蒸気遮断弁(1)	新設							○	認可番号 7次:-
[920]	IL:地震インターロック	蒸気遮断弁(2)									○
[921]	秤量設備	秤量設備	-		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908095号 6次:- 7次:-
[922]	秤	UF6シリンダ秤量器	改造							○	原料貯蔵所 認可番号 7次:-
[923]	秤	保安秤量器(加工棟1) 保安秤量器(加工棟2) 保安秤量器(加工棟3) 保安秤量器(加工棟4) 保安秤量器(加工棟5) 保安秤量器(加工棟6) 保安秤量器(加工棟7) 保安秤量器(加工棟8) 保安秤量器(加工棟9)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(転換工場1) 保安秤量器(転換工場2) 保安秤量器(転換工場3) 保安秤量器(転換工場4) 保安秤量器(転換工場5) 保安秤量器(転換工場6) 保安秤量器(転換工場7) 保安秤量器(転換工場8) 保安秤量器(転換工場9) 保安秤量器(転換工場10)	改造							○	認可番号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(成型工場1) 保安秤量器(成型工場2) 保安秤量器(成型工場3) 保安秤量器(成型工場4) 保安秤量器(成型工場5) 保安秤量器(成型工場6) 保安秤量器(成型工場7) 保安秤量器(成型工場8) 保安秤量器(成型工場9) 保安秤量器(成型工場10)	改造							○	認可番号 6次:- 7次:-



表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(71/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[923]	秤	保安秤量器(ウラン管理1) 保安秤量器(ウラン管理2) 保安秤量器(ウラン管理3) 保安秤量器(ウラン管理4)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(分析1) 保安秤量器(分析2)	改造								○	認可番号 7次:-
		保安秤量器(ウラン管理5) 保安秤量器(ウラン管理6) 保安秤量器(ウラン管理7)	改造								○	認可番号 7次:-
		保安秤量器(シリンダ1) 保安秤量器(シリンダ2) 保安秤量器(シリンダ3)	改造								○	認可番号 7次:-
-	-	アンモニア水製造装置	撤去			○					● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規発第1904115号	
-	-	大型秤量機3,500kg 秤	撤去			○					● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規発第1904115号	
-	-	発光分光分析装置	撤去						○		● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 5次:原規発第2008051号	
-	-	イオン交換塔	撤去							○	● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (48原第10305号) 撤去申請認可番号 6次:-	
-	-	本成型用プレス	撤去		○						● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号) 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規発第1806196号	
-	-	ベレット移替機	撤去		○						● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号) 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規発第1806196号	
-	-	粉末集塵装置	撤去		○						● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規発第1806196号	

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(72/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉体密度測定装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (3安(核規)第802号) 2安(核規)第632号 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	連続焼結炉	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 47原第2694号 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	洗浄ボックス	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	遠心分離機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉碎装置	撤去	○							取得時許可番号 (57安(核規)第54号) 取得時認可番号 (平成14・05・27原第3号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉末混合機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレットラインコンベア	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 47原第2694号 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(73/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	乾燥機	撤去	○							● 取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレット挿入機	撤去	○							● 取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	端柱溶接装置	撤去	○							● 取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料棒組立装置	撤去	○							● 取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置(燃料棒検査室)	撤去	○							● 取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体検査台	撤去	○							● 取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置(燃料集合体組立室)	撤去	○							● 取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(74/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
-	-	庄粉ベレット一時貯蔵庫②	撤去	○							●	取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	焼結ベレット一時貯蔵庫③	撤去	○							●	取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第1廃棄物倉庫	撤去	○							●	取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第2廃棄物倉庫	撤去	○							●	取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材保管倉庫	撤去	○							●	取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃水処理所	撤去				○				●	取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	高汚染貯留タンク	撤去				○				●	取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(75/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	低汚染貯留タンク	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	液受槽	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	後処理ろ過器	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排風機(廃水処理所)	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去				○				● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排水設備(第1 廃棄物倉庫)	撤去		○						● 取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(76/77)

事業許可		竣工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (55安(核規)第388号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (62安(核規)第680号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	超音波探傷装置	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第358号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	材料試験機	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	火災報知設備(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 性能検査の対象設備一覧（各建物・設備の申請状況）(77/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							● 取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規発第1806196号
-	-	付属建物動力室	撤去※						○		● 取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第5369号) (57安(核規)第155号)(増設部) 5次:原規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般建物へ変更する。
-	-	ボイラー	撤去※						○		● 取得時許可番号 (47原第349号) 5次:原規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	暖冷房設備	撤去※						○		● 取得時認可番号 (44原第5369号) 5次:原規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	灯油貯蔵設備	撤去							○	● 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 6次:-
-	-	計量機	撤去※							○	● 取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:- ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	シリンダ貯蔵ピット(シリンダ傾転機含む)	撤去							○	● 取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:-
-	-	耐圧試験設備	撤去※							○	● 取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:- ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	環境モニタリング設備ダストモニタ	撤去							○	● 取得時認可番号 (平成17・09・12原第9号) 撤去申請認可番号 7次:-

## I-3 添付図面

### I-3-1 添付図面 (建物)

#### へ 貯蔵施設

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 図へ建-1-1            | 敷地内建物配置図                               |
| 図へ建-1-2(1/2)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)               |
| 図へ建-1-2(2/2)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階)               |
| 図へ建-1-3            | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図                |
| 図へ建-1-4            | 付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係         |
| 図へ建-1-5            | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係      |
| 図へ建-1-6(1/2)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階)               |
| 図へ建-1-6(2/2)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(2階)               |
| 図へ建-1-7            | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図                |
| 図へ建-1-8(1/3)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1階)         |
| 図へ建-1-8(2/3)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)         |
| 図へ建-1-8(3/3)       | 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(R階)         |
| 図へ建-1-9            | 付属建物 第3核燃料倉庫 建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固縛概要図   |
| 図へ建-1-10           | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン |
| 図へ建-1-11(1/2)      | 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)                 |
| 図へ建-1-11(2/2)      | 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階)                 |
| 図へ建-1-12           | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図                  |
| 図へ建-1-13           | 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧            |
| 図へ建-1-14           | 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧         |
| 図へ建-1-15<br>(1/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)           |
| 図へ建-1-15<br>(2/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)           |
| 図へ建-1-15<br>(3/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)           |
| 図へ建-1-15<br>(4/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)           |
| 図へ建-1-15<br>(5/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)           |
| 図へ建-1-15<br>(6/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)           |
| 図へ建-1-15<br>(7/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)           |
| 図へ建-1-15<br>(8/10) | 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)           |



図へ建-1-15 (9/10)	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図へ建-1-15 (10/10)	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(10)
図へ建-1-16 (1/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)
図へ建-1-16 (2/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
図へ建-1-16 (3/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
図へ建-1-16 (4/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図へ建-1-16 (5/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
図へ建-1-16 (6/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
図へ建-1-16 (7/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
図へ建-1-16 (8/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)
図へ建-1-16 (9/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図へ建-2-1	付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図
図へ建-2-2	付属建物 第3核燃料倉庫 2階 平面図
図へ建-2-3	付属建物 第3核燃料倉庫 屋根伏図
図へ建-2-4	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (東側、西側)
図へ建-2-5	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (南側、北側)
図へ建-2-6	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図 (1/2)
図へ建-2-7	付属建物 第3核燃料倉庫 断面図 (2/2)
図へ建-2-8	付属建物 第3核燃料倉庫 杭及び基礎及び1階伏図
図へ建-2-9	付属建物 第3核燃料倉庫 2階 梁伏図
図へ建-2-10	付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏図
図へ建-2-11	付属建物 第3核燃料倉庫 R階 小屋伏図
図へ建-2-12	付属建物 第3核燃料倉庫 A,B通り 軸組図
図へ建-2-13	付属建物 第3核燃料倉庫 C,D通り 軸組図
図へ建-2-14	付属建物 第3核燃料倉庫 1,4通り 軸組図
図へ建-2-15	付属建物 第3核燃料倉庫 5,6,7,8通り 軸組図
図へ建-3-1	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図
図へ建-3-2	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図
図へ建-3-3	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 立面図

図へ建-3-4	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 断面図
図へ建-3-5	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図
図へ建-3-6	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R階 梁伏図
図へ建-3-7	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 A通り 軸組図
図へ建-3-8	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り 軸組図
図へ建-3-9	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1,2,3通り 軸組図
図へ遮-1	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物1階平面)
図へ遮-2	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物2階平面)
図へ遮-3	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面)
図へ遮-4	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物平面)
図へ遮-5	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物立面)

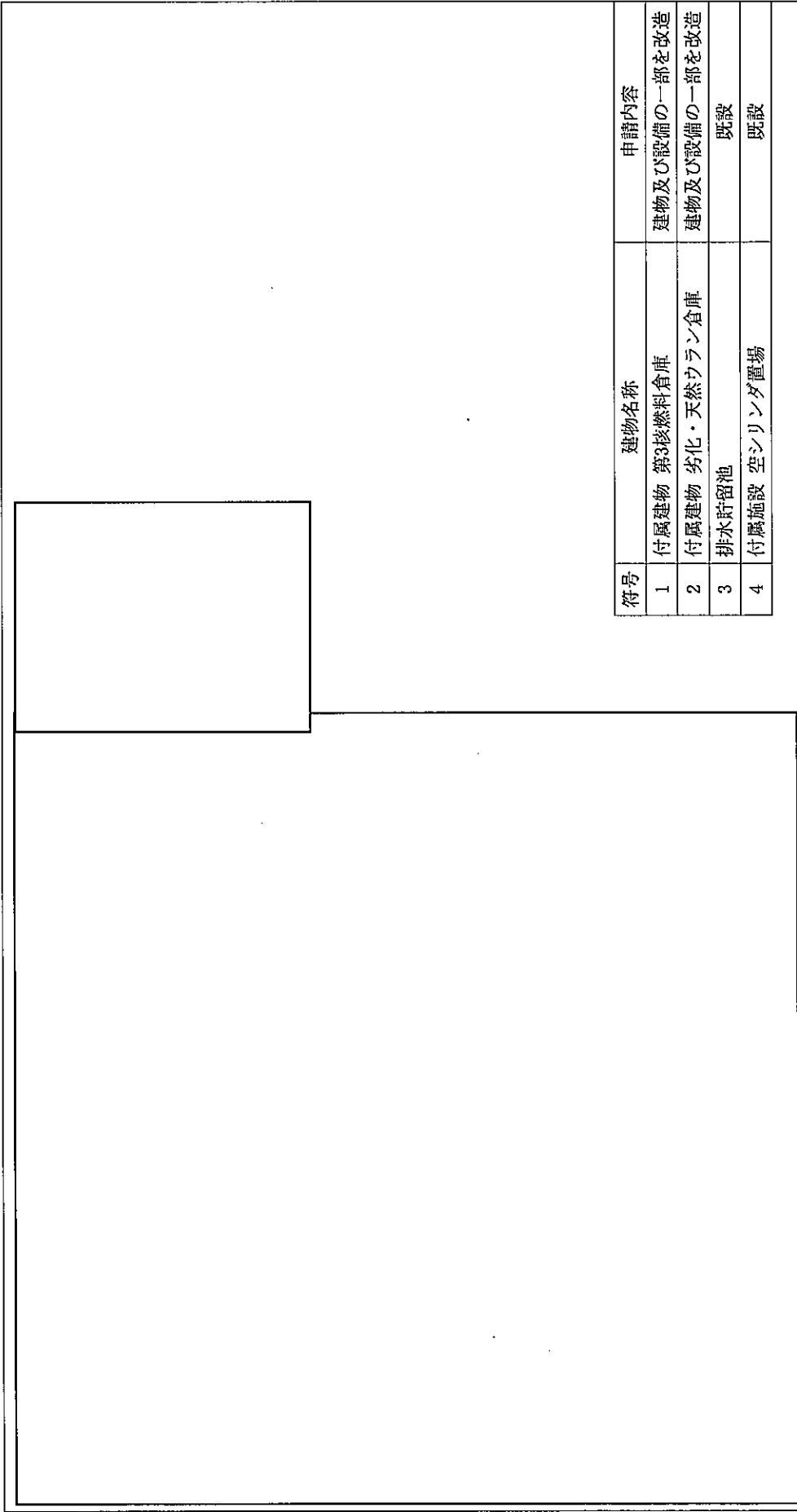
#### ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	排水貯留池(1) 詳細図
図ト建-2	排水貯留池(2) 詳細図

#### リ その他の加工施設

図リ建-1	付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図
図リ非-1-1	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫1階)
図リ非-1-2	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫2階)
図リ非-1-3	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-2-1	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (第3核燃料倉庫1階)
図リ非-2-2	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (第3核燃料倉庫2階)
図リ非-2-3	非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) (劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-3-1	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第3核燃料倉庫1階)
図リ非-3-2	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第3核燃料倉庫2階)
図リ非-3-3	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-4-1	消火設備 屋外消火栓配置図(1)
図リ非-4-2	消火設備 屋外消火栓配置図(2)
図リ非-4-3	第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート
図リ非-4-4	劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート
図リ非-4-5	消火設備 防火水槽配置図
図リ非-4-5-1	消火設備 防火水槽(1)(2) 平面図、断面図
図リ非-4-5-2	消火設備 防火水槽(3)(4) 平面図、断面図

図リ非-4-6	消火設備 可搬消防ポンプ配置図
図リ非-4-6-1	消火設備 可搬消防ポンプ詳細図
図リ非-4-7	消火設備 消火器(第3核燃料倉庫1階)
図リ非-4-8	消火設備 消火器(第3核燃料倉庫2階)
図リ非-4-9	消火設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)
図リ非-5-1	緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図 (第3核燃料倉庫1階)
図リ非-5-2	緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図 (第3核燃料倉庫2階)
図リ電建-1	付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図



符号	建物名称	申請内容
1	付属建物 第3核燃料倉庫	建物及び設備の一部を改造
2	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	建物及び設備の一部を改造
3	排水貯留池	既設
4	付属施設 空シリンダ置場	既設

- 凡例
- ▨ : 申請する建物及び施設
  - : 敷地境界
  - : 周辺監視区域境界
  - : 立入制限区域

名称	敷地内建物配置図	
図番	図へ建-1-1	—

	付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)	付属建物 第3核燃料倉庫
	注1) 図中の番号は工事番号を示す 注2) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す 注3) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す	図へ建一1-2(1/2)

	名称	付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階)
	図番	付属建物 第3核燃料倉庫 図へ建一1-2(2/2)
	<p>注1) 図中の番号は工事番号を示す  注2) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す  注3) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す</p>	

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
	図番	図へ建一1-3
<p>注1) 図中の番号は工事番号を示す</p> <p>注2) 前巻対策のための工事を青字青囲いで示す</p>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価					
			耐震	耐電巻	火災	航空機墜下火災	遮蔽	臨界
第3核燃料倉庫	a. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止のために、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)及び更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設する。	—	—	◎ (内部)	—	—	—
	b. 鉄扉補強	耐電巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により補強する。	—	◎	○ (内部)	—	—	—
	c. 鉄扉交換	耐電巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たな鉄扉(SD-32)に交換する。	—	◎	○ (内外部)	—	—	—
	d. 鉄扉新設	耐電巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存シャッター及び本体2階の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-31, SD-33)を新設する。	—	◎	○ (内外部)	—	—	—
	e. 鋼板新設	内部火災による延焼防止のために、本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)境界の既存ドアを撤去し、鉄扉を新設する。	—	—	◎ (内部)	—	—	—
		耐電巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の非管理区域の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。	—	◎	○ (外部)	—	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している

名称	付属建物 第3核燃料倉庫	
図番	図へ建-1-4	付属建物 第3核燃料倉庫



建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価					
			耐震	耐巻卷	火災 航空機落下火災	遮蔽	臨界	
ウ劣 ラ化 ン・天 倉 然	a. 鉄扉補強	耐巻卷性能向上を目的に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の既存鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄扉補強材により補強する。	—	◎	○ (内外部)	—	—	—

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係	
図番	図へ建-1-5	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

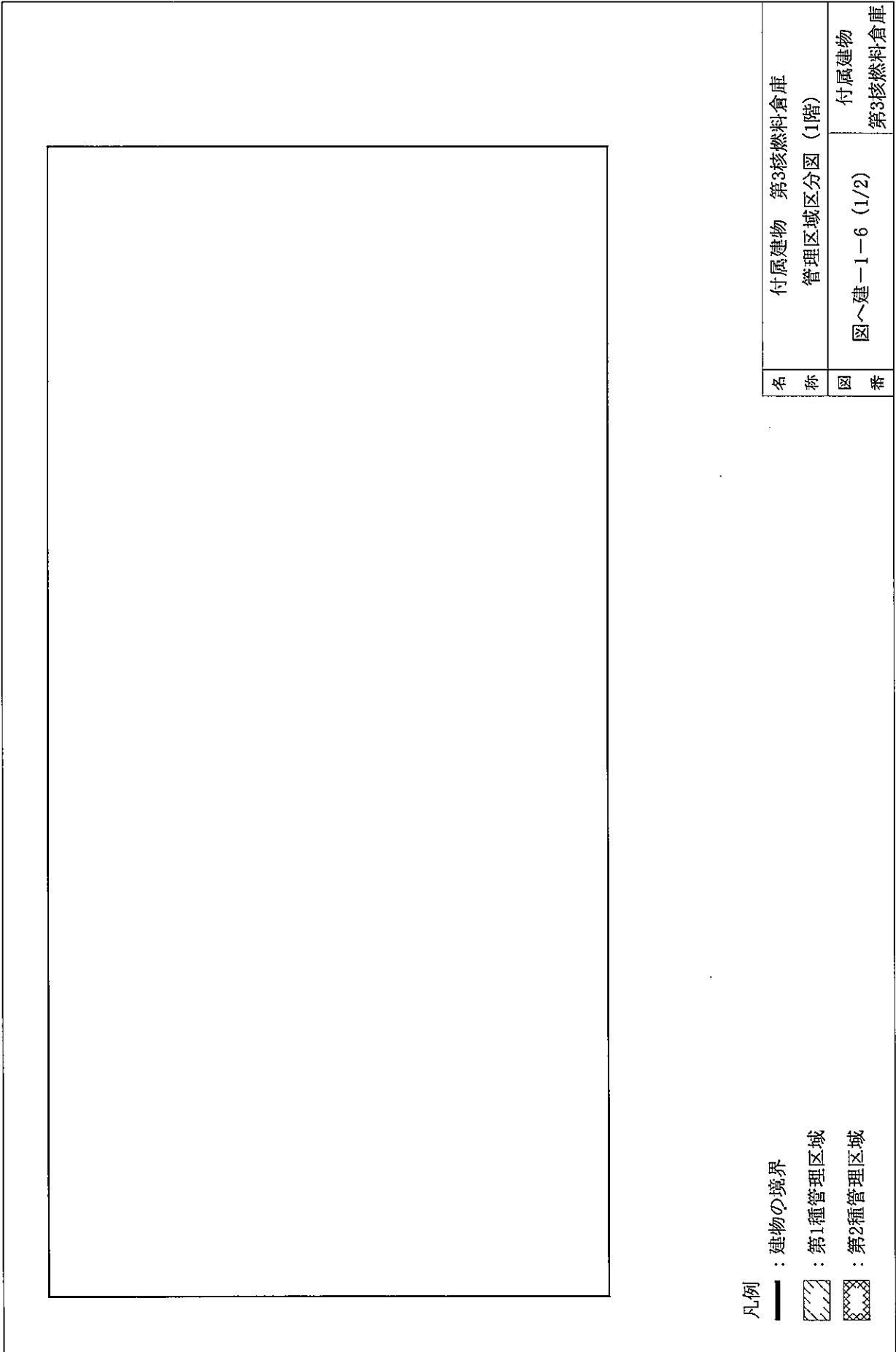
  

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

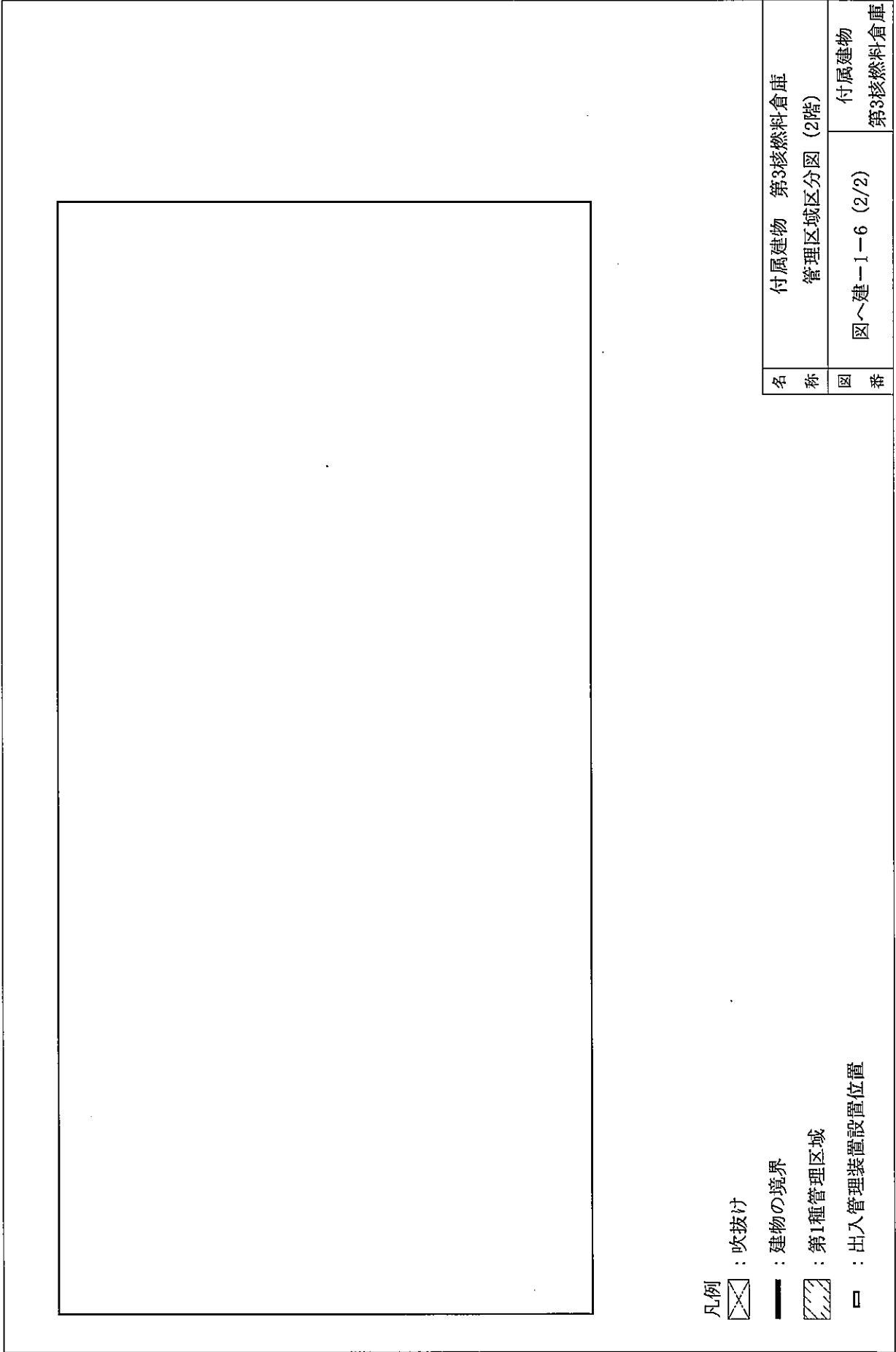
注) 耐震評価ではすべての補強の重量を考慮している



凡例

- : 建物の境界
- ▨ : 第1種管理区域
- ▩ : 第2種管理区域

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図 (1階)
図番	図へ建-1-6 (1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫



凡例



: 吹抜け



: 建物の境界

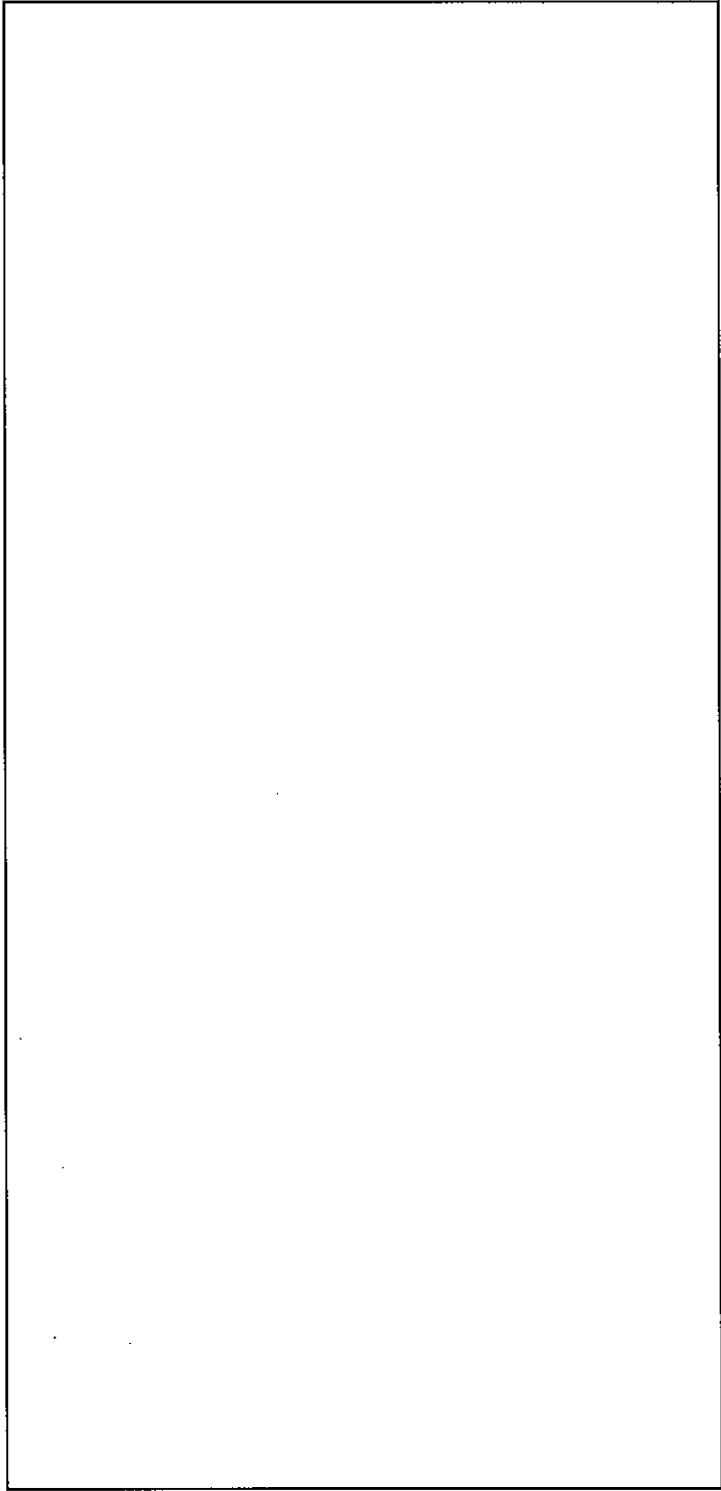


: 第1種管理区域



: 出入管理装置設置位置

名称	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	管理区域区分図 (2階) 図へ建-1-6 (2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫

		<p>凡例</p> <p>— : 建物の境界</p> <p>▨ : 第2種管理区域</p> <p>□ : 出入管理装置設置位置</p>	<p>名称</p> <p>付属建物 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>管理区域区分図</p>	<p>図番</p> <p>図へ建-1-7</p> <p>付属建物 劣化・天然ウラン倉庫</p>
--	--	---	---	---

<div style="border: 1px solid black; height: 800px; width: 100%;"></div>	<p>付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン (1階)</p>
	<p>付属建物 第3核燃料倉庫</p>
<p>凡例        - - - - : 竜巻防護ライン        SD : 鉄扉</p> <p>注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする</p>	<p>名称</p>
	<p>図番</p>
	<p>図へ建-1-8 (1/3)</p>

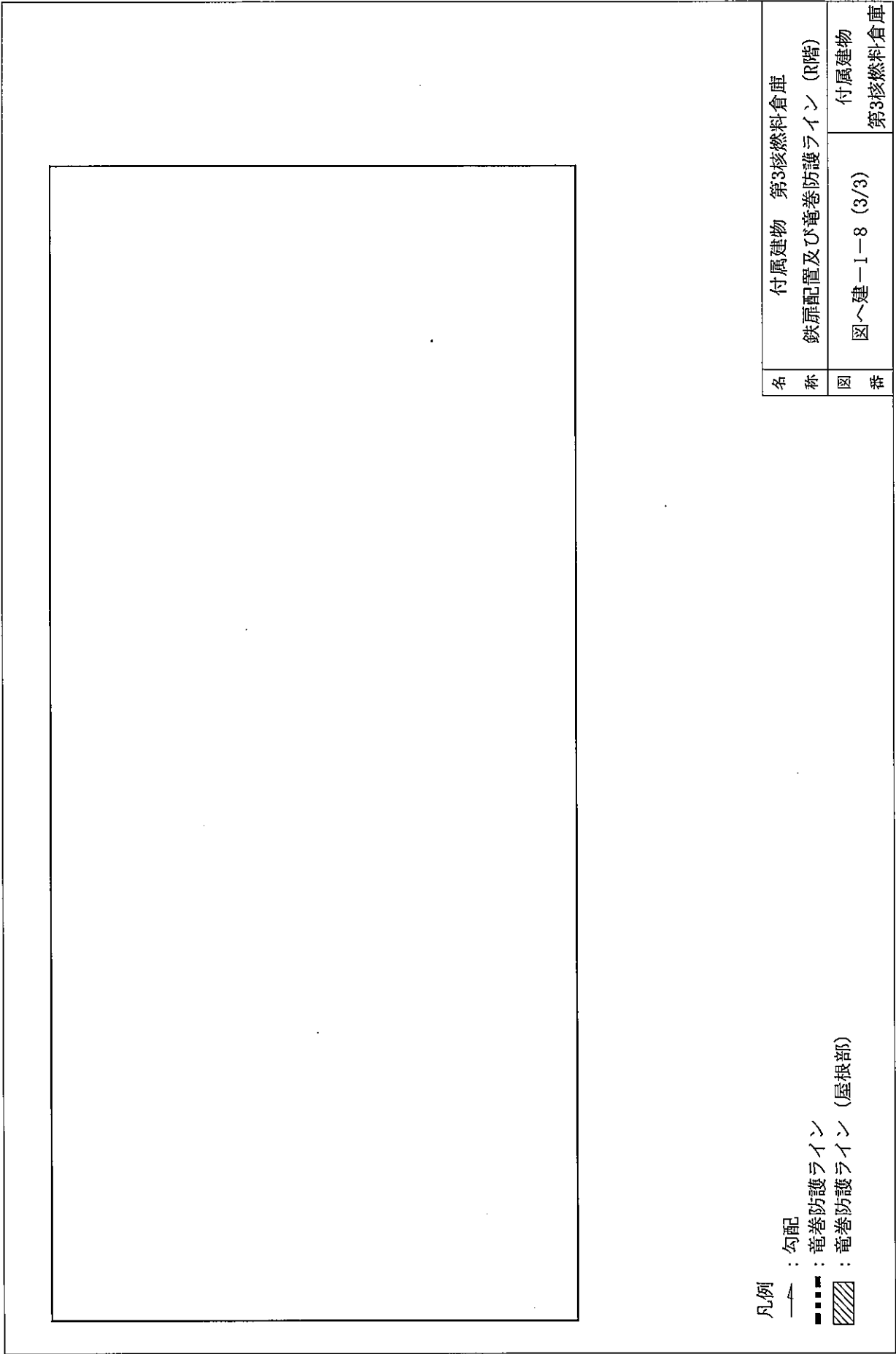
						付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン (2階)	付属建物 図へ建-1-8 (2/3)	付属建物 第3核燃料倉庫			

凡例

■ ■ ■ ■ ■ : 竜巻防護ライン

SD : 鉄扉

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする



凡例

— : 勾配

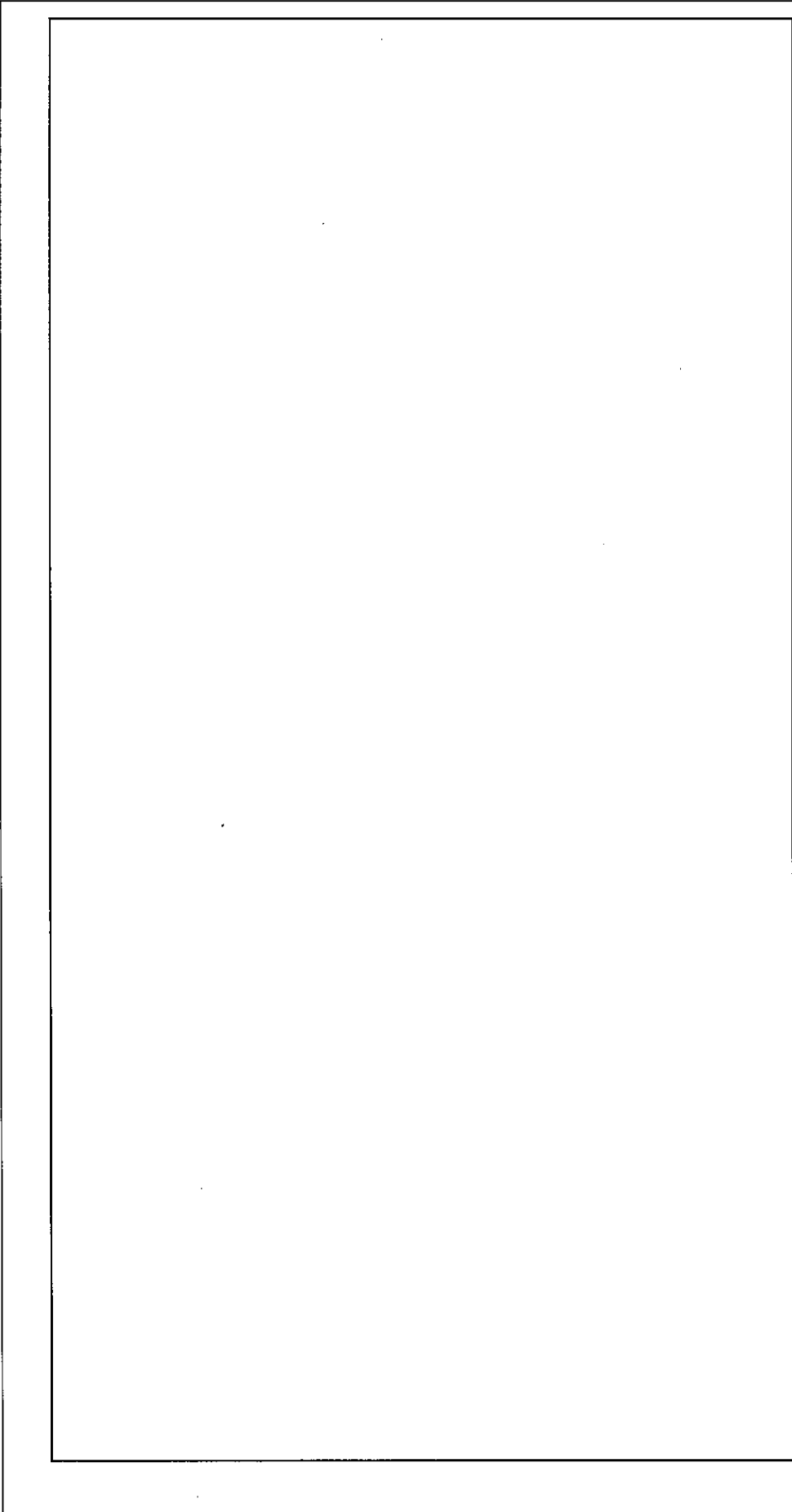
■ : 竜巻防護ライン

▨ : 竜巻防護ライン (屋根部)

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン (R階)
図番	図へ建-1-8 (3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		単位：mm
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
補強材(フランスス落とし)：角棒 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>		付属建物 第3核燃料倉庫
		建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固締概要図
		付属建物
		第3核燃料倉庫
名	図	図へ建-1-9
称	番	





単位：mm

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護ライン
図番	図へ建-1-10 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例

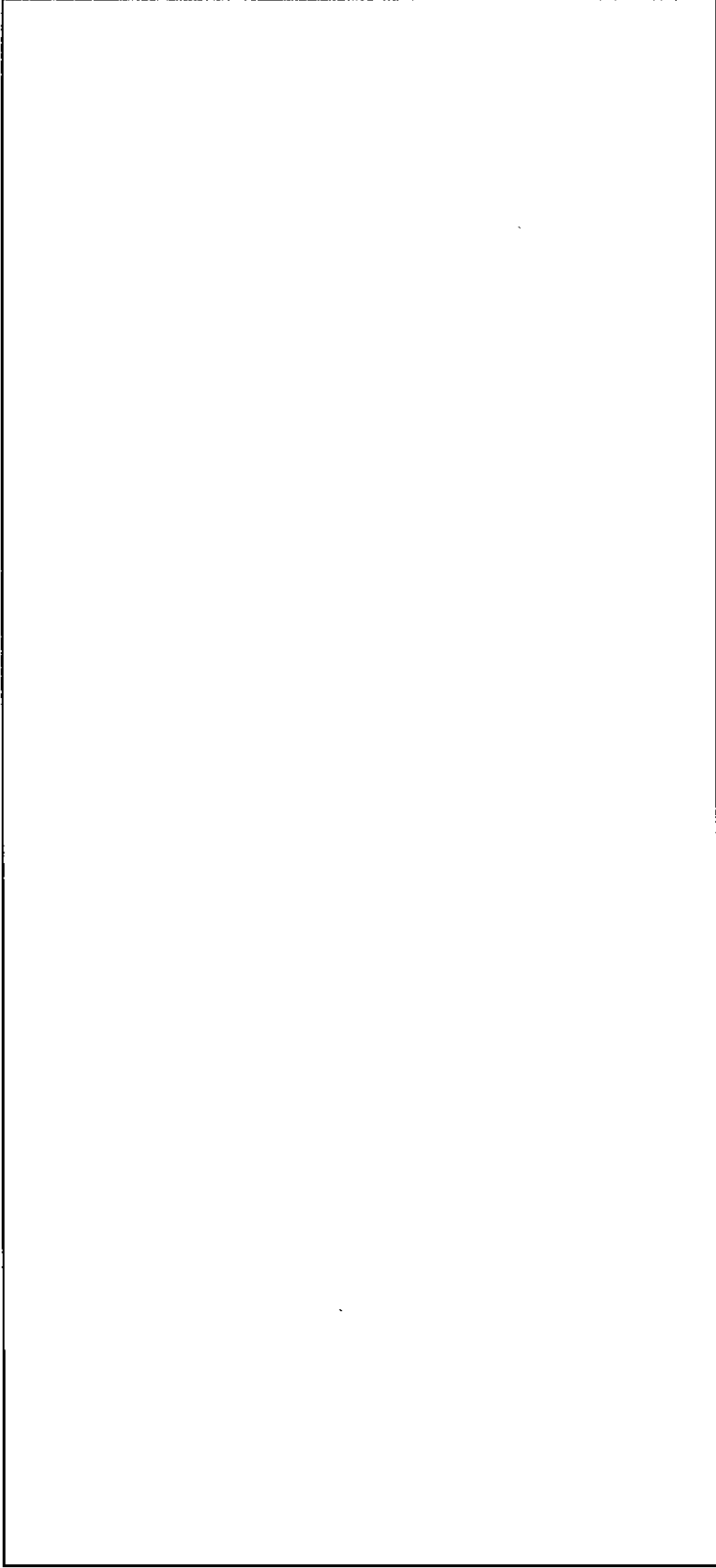
■■■■：竜巻防護ライン  
SD：鉄扉

注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする  
注2) 屋根部も竜巻防護ラインとする

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)
図番	付属建物 第3核燃料倉庫 図へ建-1-11(1/2)

凡例

--- : 火災区域



凡例

— : 火災区域

☒ : 吹抜け

注) 括弧は共通の火災区域であることを示す。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階)
図番	図〜建-1-11(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫

<p>凡例</p> <p>—— : 火災区域</p>		名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図
		図番	図へ建一1-12 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

建物名称	火災 区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)	
			壁(主寸法)	屋根/天井 床
第3核燃料倉庫 (前室を除く)	R1	東		
		西		
		南		
		北		
第3核燃料倉庫 (前室)	R2	東		
		西		
		南		
		北		

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧	
図番	図へ建-1-13	付属建物 第3核燃料倉庫

注1) RC(コンクリート)を示す  
注2) 全ての鉄扉及びビヤッタは1.5mm以上の鋼板

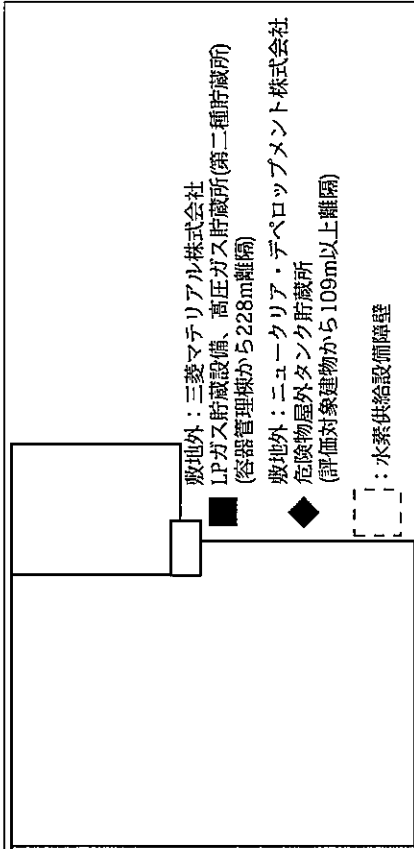
建物名称	火災区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)	
			壁(主寸法)	屋根/天井
劣化・天然ウラン倉庫	V	東		床
		西		
		南		
		北		

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
図番	図へ建-1-14 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

注1) RC(コンクリート)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは1.5mm以上の鋼板



敷地外：三菱マテリアル株式会社  
 LPガス貯蔵設備、高圧ガス貯蔵所(第二種貯蔵所)  
 (容器管理棟から228m離隔)

敷地外：ニュークラリア・デベロッパメント株式会社  
 危険物屋外タンク貯蔵所  
 (評価対象建物から109m以上離隔)

：水素供給設備障壁

タンクローリーの経路及び火災評価時の場所(※1参照)

参照図面	経路	火災評価時の場所
(1) 図へ建-1-15(3/10)	—	危険物屋外タンク貯蔵所(1)
(2) 図へ建-1-15(4/10)	—	危険物屋外タンク貯蔵所(2)
(3) 図へ建-1-15(5/10)	—	危険物屋外タンク貯蔵所(3)
(4) 図へ建-1-15(6/10)	—	高圧ガス製造所
(5) 図へ建-1-15(7/10)	—	A重油用タンクローリー(12kL以下)の火災評価時の場所
(6) 図へ建-1-15(8/10)	—	灯油用タンクローリー(4kL以下)の火災評価時の場所
(7) 図へ建-1-15(9/10)	—	液化アンモニアローリー(10t)の火災評価時の場所
(8) 図へ建-1-15(10/10)	—	LPガスローリー(3t)の火災評価時の場所
(9) —	—	タンクローリー

名称	付属建物 第3核燃料倉庫	
図番	図へ建-1-15(1/10)	付属建物 第3核燃料倉庫

※1：水素トレーラの経路については図へ建-1-15(2/10)を参照のこと  
 注) 灯油用タンクローリーの経路は、事業許可で定めた経路よりも更に加工施設から離れた経路に見直しした。  
 先行申請の経路はより安全側の評価見直しは不要である。

		名 称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
図 番	図へ建-1-15(2/10) 付属建物 第3核燃料倉庫		



(1) 危険物屋外タンク貯蔵所(1) 油種名：A重油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)	
図番	図へ建-1-15(3/10)	付属建物 第3核燃料倉庫

(2) 危険物屋外タンク貯蔵所(2) 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

\*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図番	付属建物 図へ建-1-15(4/10) 第3核燃料倉庫

(3) 危険物屋外タンク貯蔵所(3) 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫	
図番	外部火災、爆発の影響評価(5)	付属建物
	図へ建-1-15(5/10)	第3核燃料倉庫

(4) 高圧ガス製造所 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1: 排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫	
名称	外部火災、爆発の影響評価(6)	
図番	図へ建-1-15(6/10)	付属建物 第3核燃料倉庫

(5) A重油用タンクローリ 油種名：A重油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1: 排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

なお、評価部位に鋼板[ ]があるが、[ ]は、[ ]より[ ]を用いて評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)	
図番	図へ建-1-15(7/10)	付属建物 第3核燃料倉庫

(6) 灯油用タンクローリ 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照  
 \*1: 排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

なお、評価部位に鋼板[ ]があるが、[ ]は、[ ]より[ ]を用いて評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	外部火災、爆発の影響評価(8) 図へ建-1-15(8/10) 付属建物 第3核燃料倉庫

(7) 液化アンモニアローリ 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

\*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い□である排気塔で評価した。

\*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板□として評価した。

名称	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	外部火災、爆発の影響評価(9) 図へ建-1-15(9/10) 付属建物 第3核燃料倉庫

(8)LPガスローリ 油種名：液化プロパンガス

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
① 第3核燃料倉庫				

注)対象物と建物の位置関係は図へ建-1-15(1/10)参照

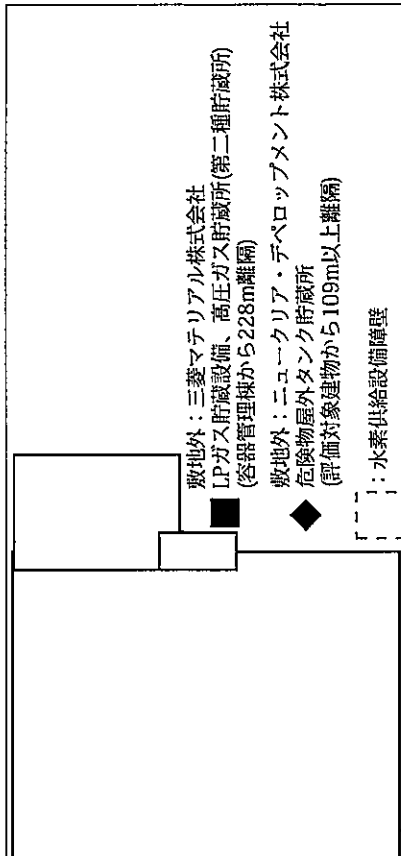
\*1：排気塔から外部火災の影響が及ぶことは考えにくいですが、保守的に壁厚さが最も薄い[ ]である排気塔で評価した。

\*2：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板[ ]として評価した。

なお、評価部位に鋼板[ ]があるが、[ ]は、[ ]より[ ]を用いて評価した。

名	附属建物 第3核燃料倉庫
称	外部火災、爆発の影響評価(10)
図	図へ建-1-15(10/10)
番	附属建物 第3核燃料倉庫





タンクローリーの経路及び火災評価時の場所(※1参照)

参照図面	経路	火災評価時の場所
(1) 図へ建-1-16(3/9)	-	危険物屋外タンク貯蔵所(1)
(2) -	-	危険物屋外タンク貯蔵所(2)
(3) 図へ建-1-16(4/9)	-	危険物屋外タンク貯蔵所(3)
(4) 図へ建-1-16(5/9)	-	高圧ガス製造所
(5) 図へ建-1-16(6/9)	A重油用タンクローリーの経路	A重油用タンクローリー(12AL以下の火災評価時の場所)
(6) 図へ建-1-16(7/9)	灯油用タンクローリーの経路	灯油用タンクローリー(4AL以下の火災評価時の場所)
(7) 図へ建-1-16(8/9)	液化アンモニアローリーの経路	液化アンモニアローリー(100Lの火災評価時の場所)
(8) 図へ建-1-16(9/9)	LPガスローリーの経路	LPガスローリー(31Lの火災評価時の場所)
(9) -	-	タンクローリー

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	
図番	図へ建-1-16(1/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

※1：水素トレーラの経路については図へ建-1-16(2/9)を参照のこと  
 注) 灯油用タンクローリーの経路は、事業許可で定めた経路よりも更に加工施設から離れた経路に見直した。  
 先行申請の経路はより安全側の評価条件であり、先行申請の評価見直しは不要である。

		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
		図へ建一1-16(2/9)
名	称	図 番

(1) 危険物屋外タンク貯蔵所(1) 油種名：A重油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				—
				—

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照  
 \*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
図番	図へ建-1-16(3/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

(3) 危険物屋外タンク貯蔵所(3) 油種名：灯油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				— —

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

\*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
図番	図へ建-1-16(4/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

(4) 高圧ガス製造所 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				— —

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

\*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
図番	図へ建-1-16(5/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

(5) A重油用タンクローリ 油種名：A重油

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン 倉庫				— —

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

\*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として  
評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)	
図番	図へ建-1-16(6/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

(6) 灯油用タンクローリ 油種名：灯油

対象建物	距離 (m)	評価対象	厚さ (mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				— —

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

\*1：鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)	
図番	図へ建-1-16(7/9)	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

(7) 液化アンモニアローリ 油種名：液化アンモニア

対象建物	距離(m)	評価対象	厚さ(mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				

注) 対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照  
 \*1: 鉄扉の板厚は保守的に全て鋼板 [ ] として  
 評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)		
図番	図へ建-1-16(8/9)	付属建物	劣化・天然ウラン倉庫



(8)LPガスローリ 油種名：液化プロパンガス

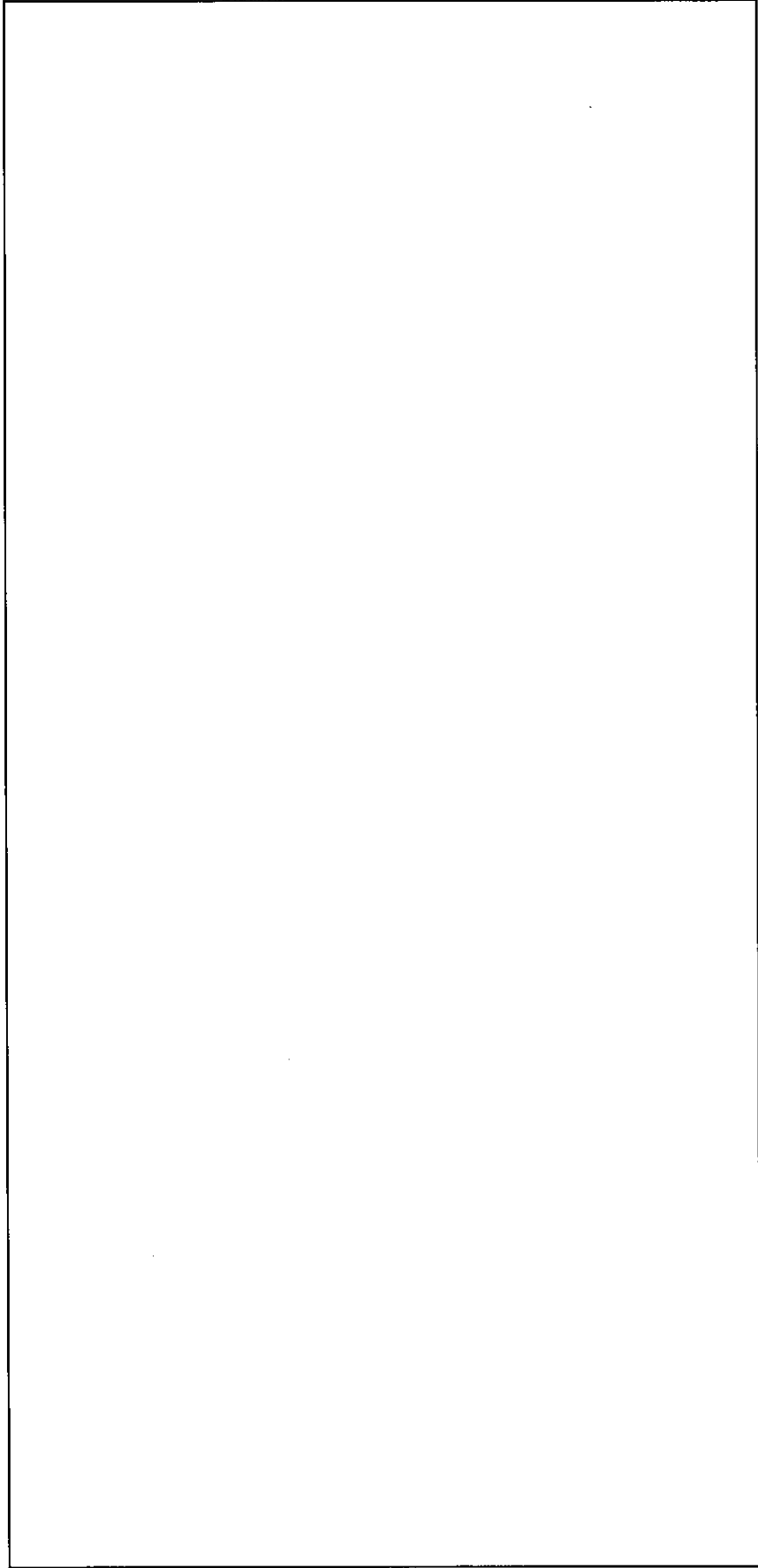
対象建物	距離 (m)	評価対象	厚さ (mm)	評価対象部位
② 劣化・天然ウラン倉庫				—
				—

注)対象物と建物の位置関係は図へ建-1-16(1/9)参照

\*1：鉄扉の板厚は保守的に全て銅板 [ ] として評価した。

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
図番	図へ建-1-16(9/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

主要な 構造材	柱, 梁 屋根, 壁
------------	---------------

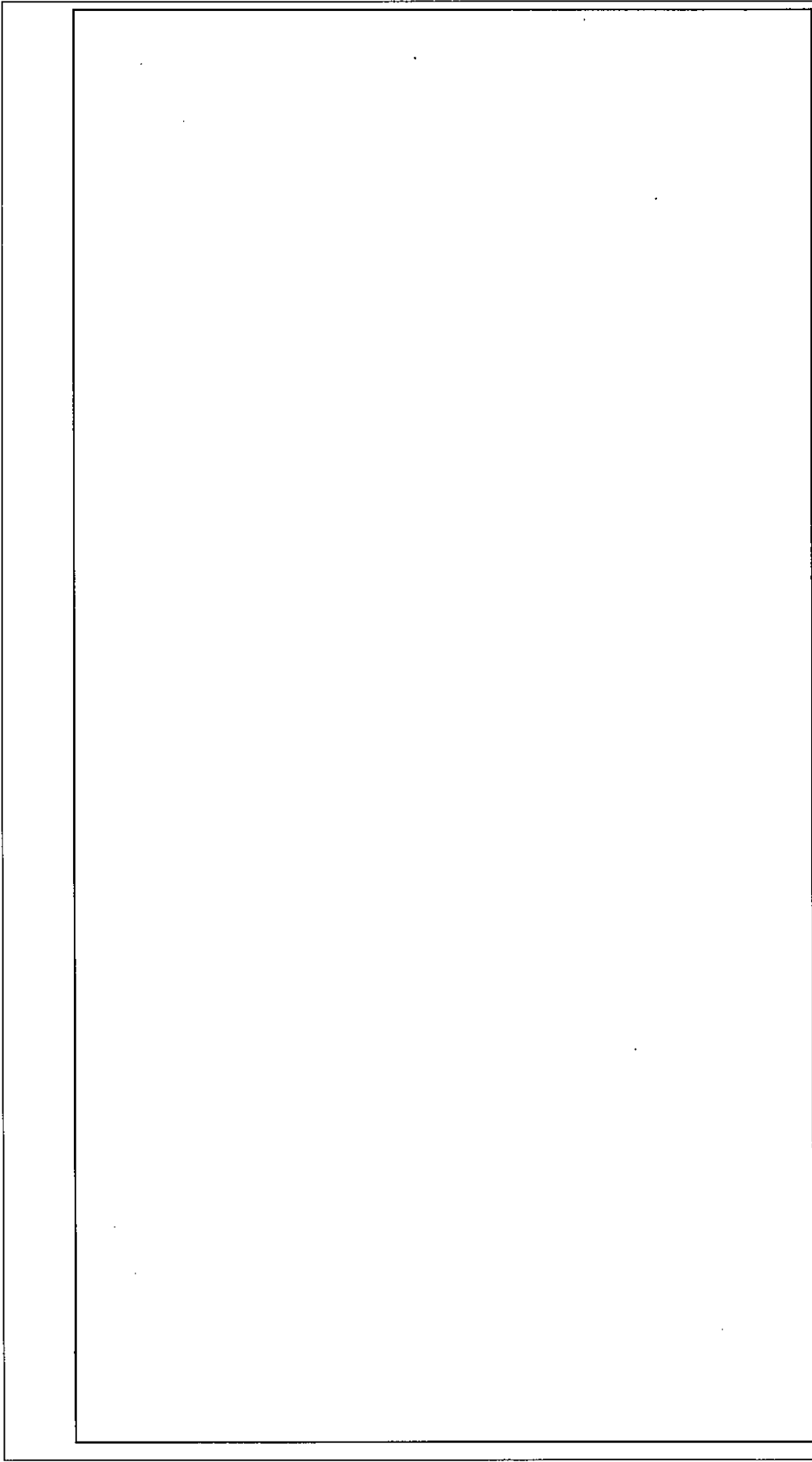


注1) SDは鉄扉を示す  
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 第3核燃料倉庫)を参照」を参照  
 単位: mm

凡例

\* : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図
図番	図へ建-2-1 付属建物 第3核燃料倉庫

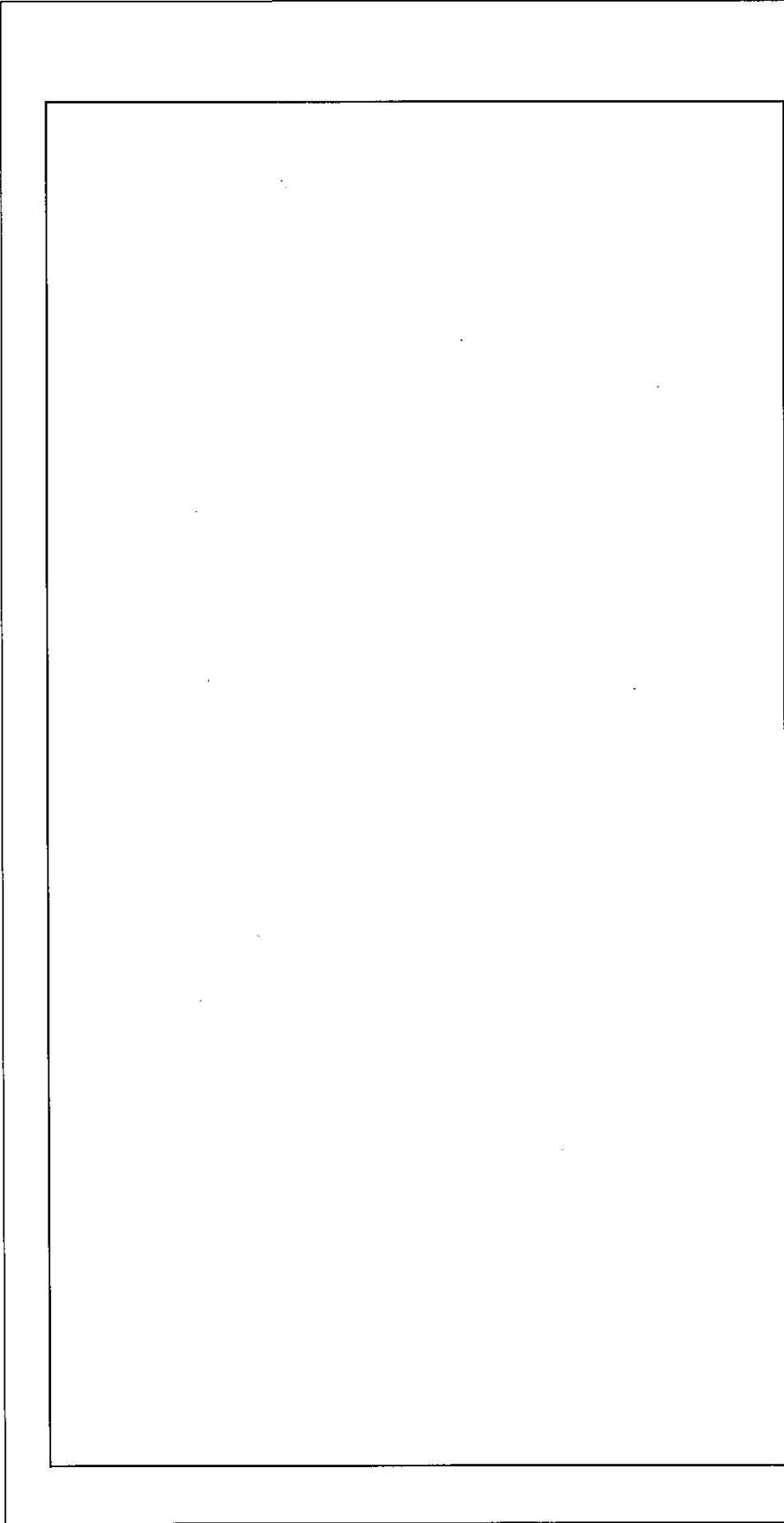


凡例

☒ : 吹抜け

\* : F1 葺巻で損傷しない、且つF3 葺巻で耐える

名称	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	2階 平面図 図へ建-2-2
	付属建物 第3核燃料倉庫

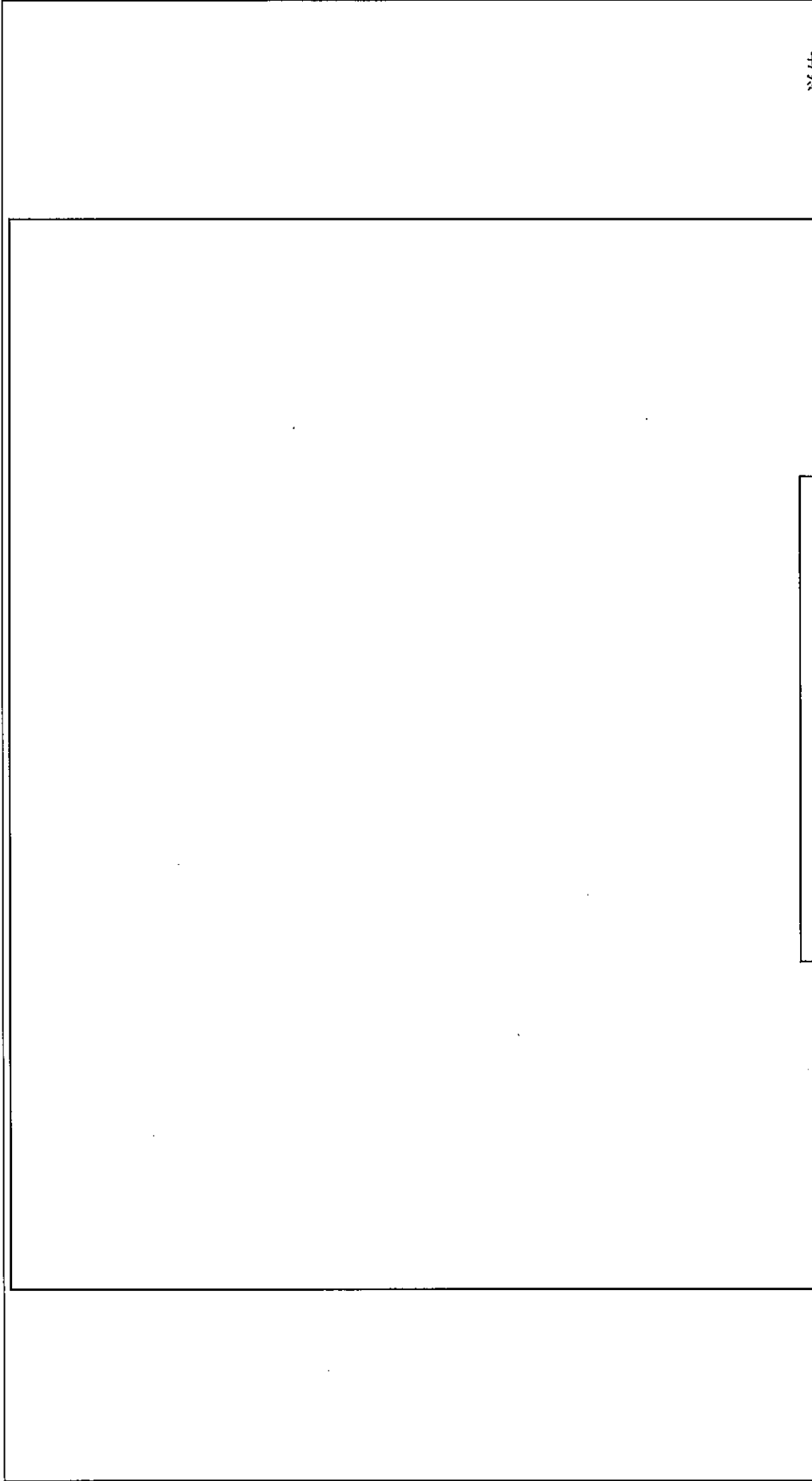


単位：mm

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 屋根伏図
図番	図～建-2-3 付属建物 第3核燃料倉庫

凡例  
— : 勾配

注) 屋根には防水層を設置.

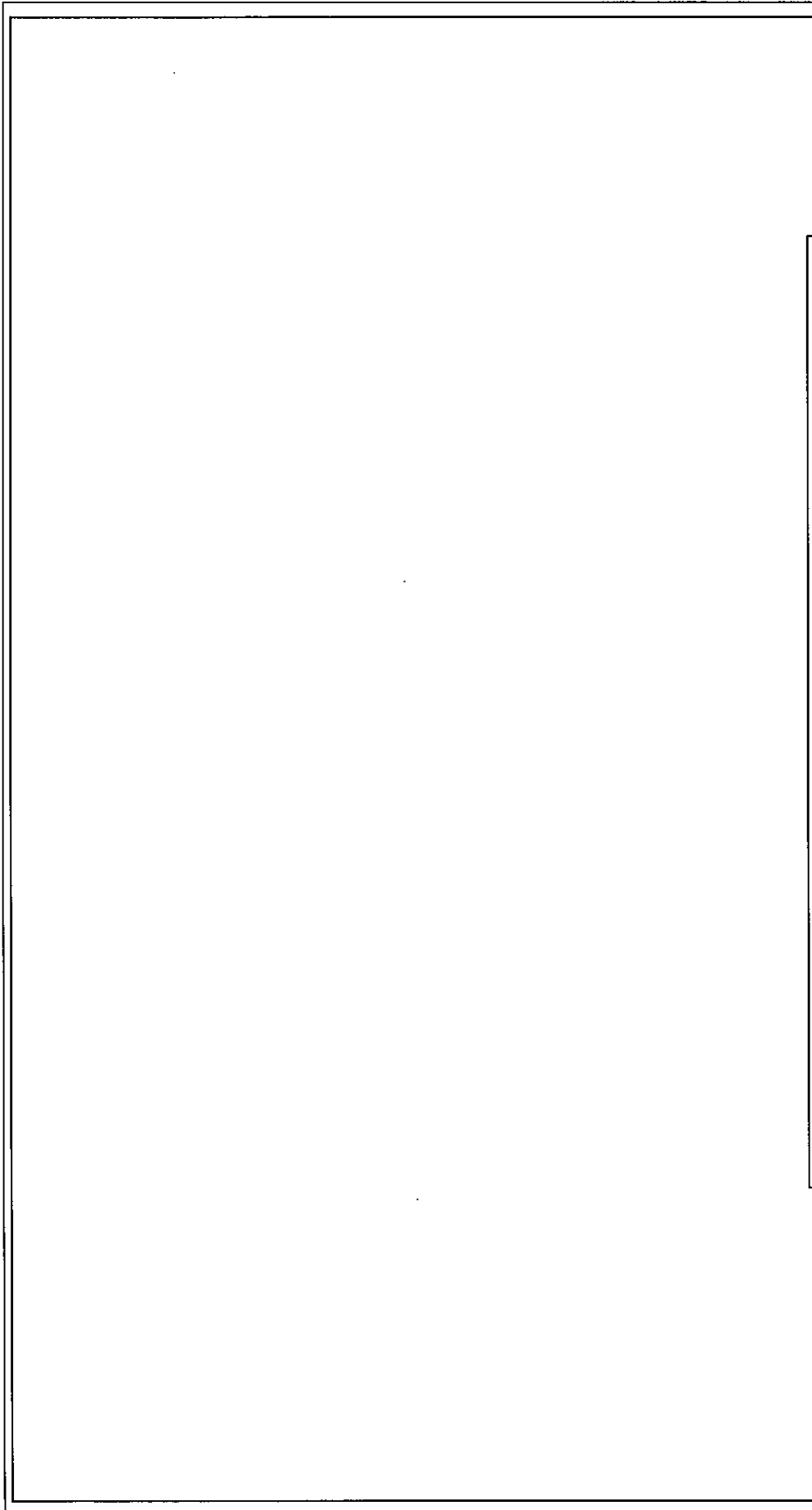


単位：mm

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (東側、西側)
図番	付属建物 第3核燃料倉庫 図～建-2-4

注) SDは鉄扉を示す

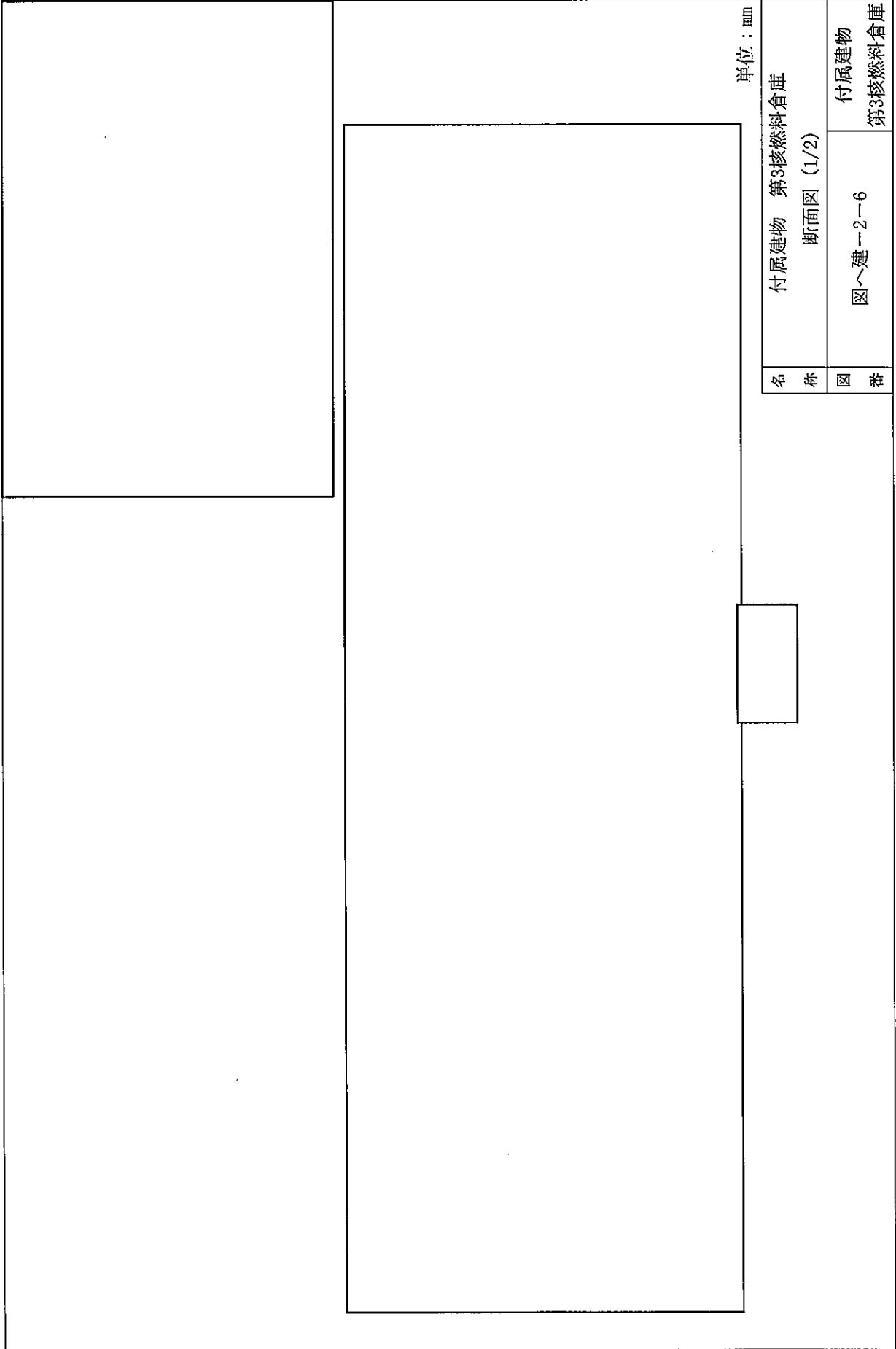
凡例  
— : 勾配



単位：mm

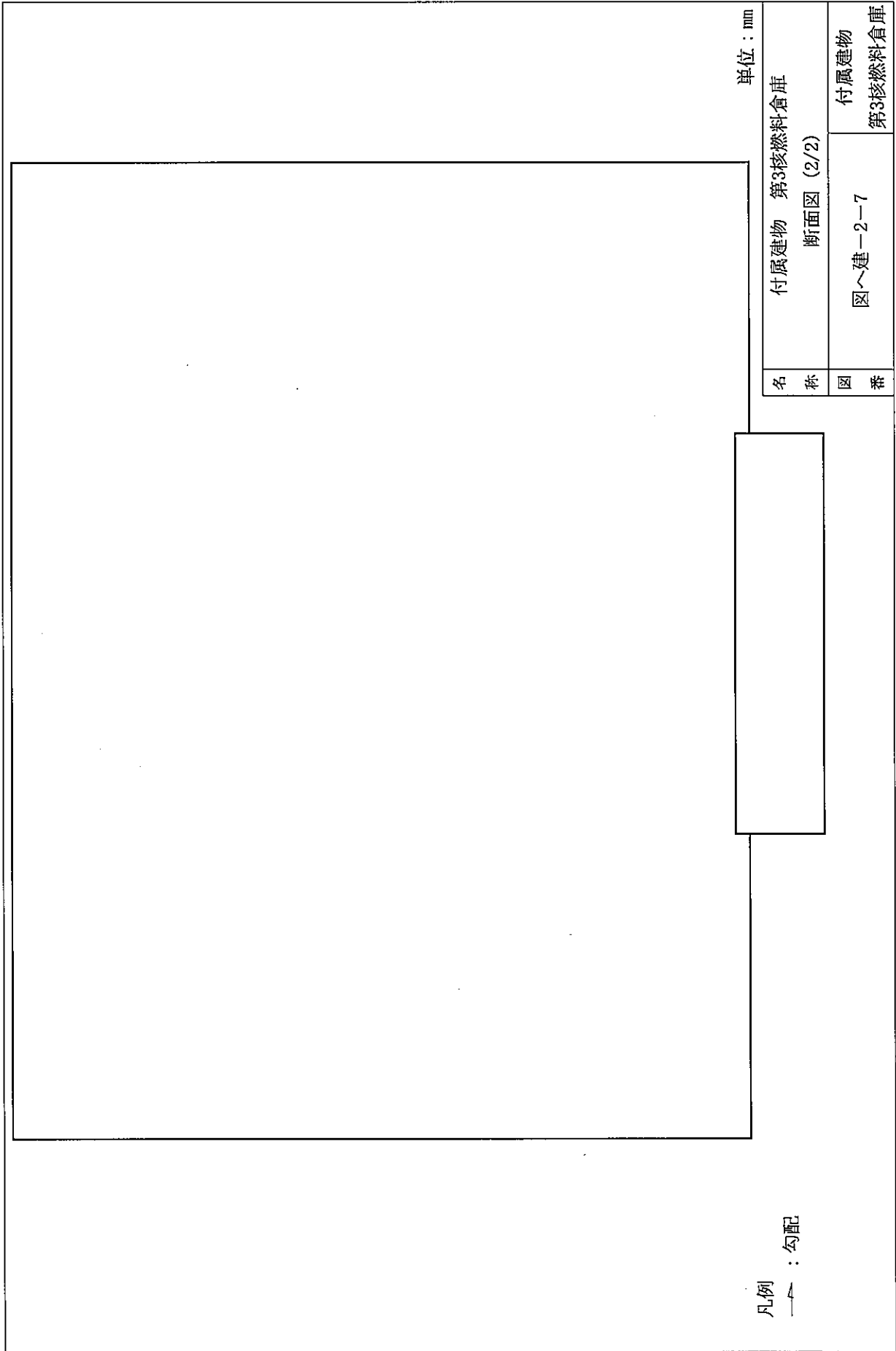
名称	付属建物 第3核燃料倉庫 立面図 (南側、北側)
図番	図～建-2-5 付属建物 第3核燃料倉庫

注) SDは鉄扉を示す



单位：mm

名称	附属建物 第3核燃料倉庫 断面図 (1/2)	
図番	図～建-2-6	附属建物 第3核燃料倉庫

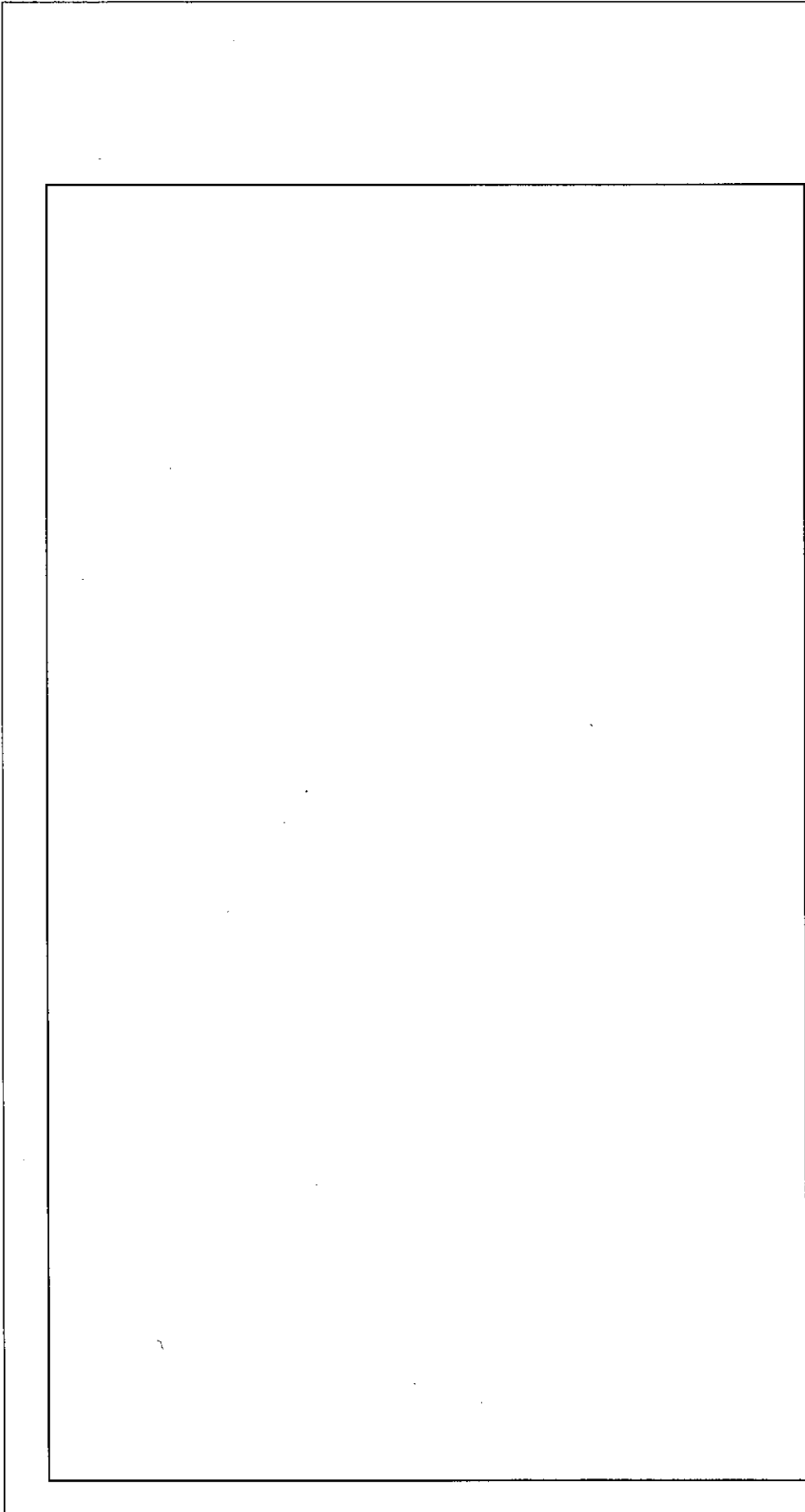


单位：mm

名称	附属建筑物 第3核燃料倉庫 断面図 (2/2)
図番	図～建-2-7 附属建筑物 第3核燃料倉庫

凡例  
— : 勾配



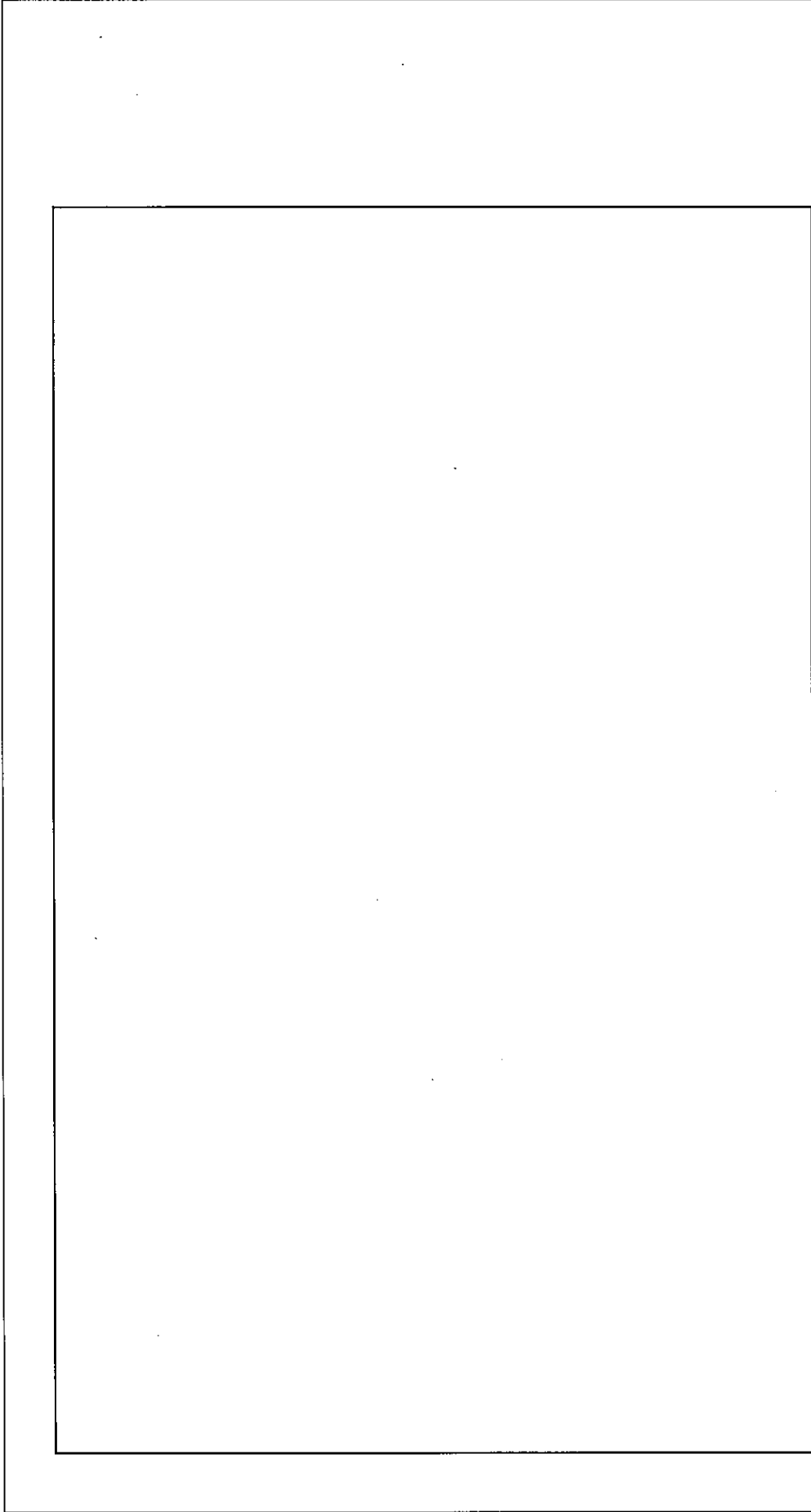


单位：mm

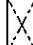

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 杭及び基礎及び1階伏図
図番	図〜建-2-8 付属建物 第3核燃料倉庫

凡例

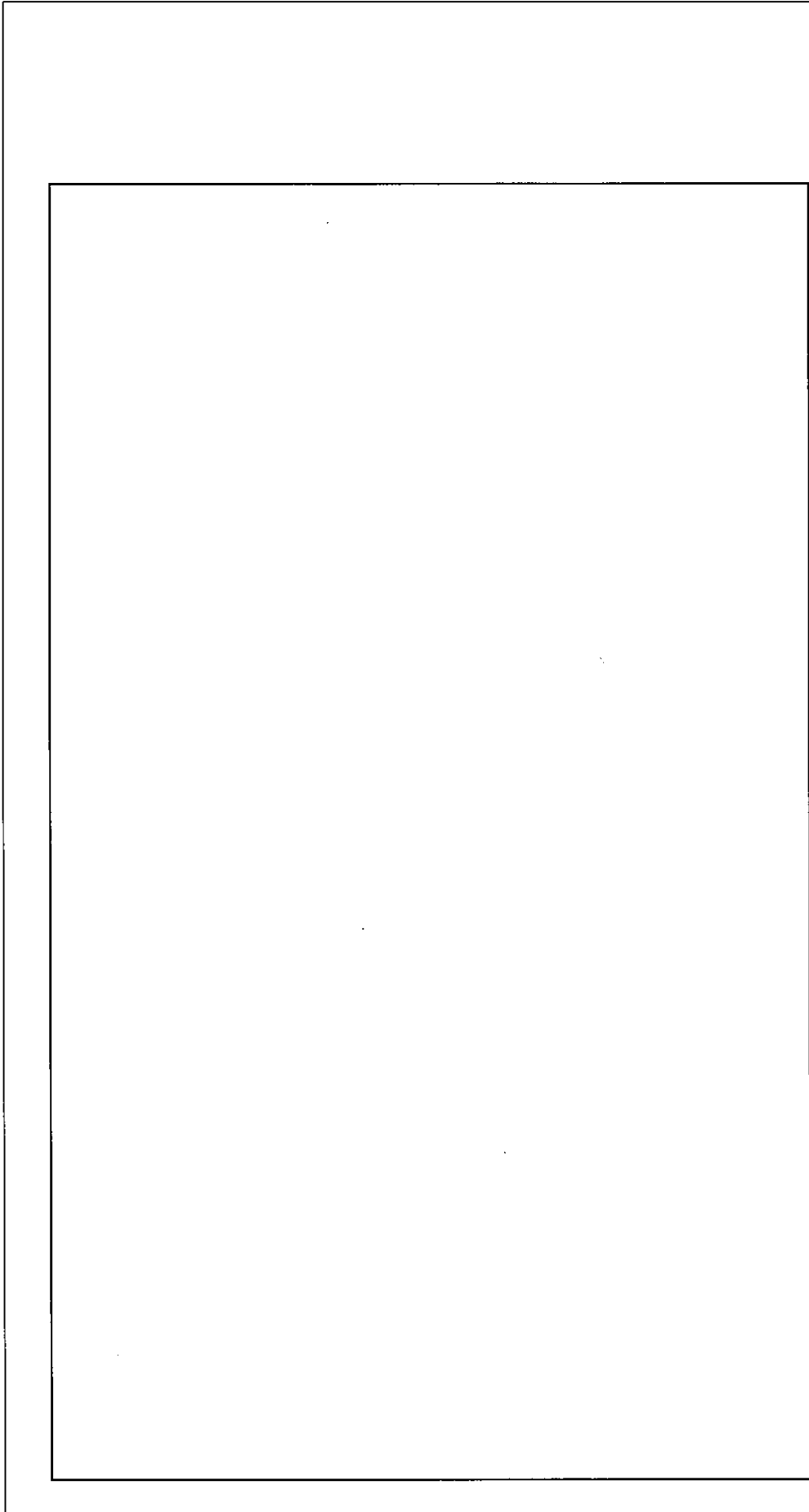
○：既設杭(φ500)



単位：mm

凡例  
 : 吹抜け  
 : 開口部

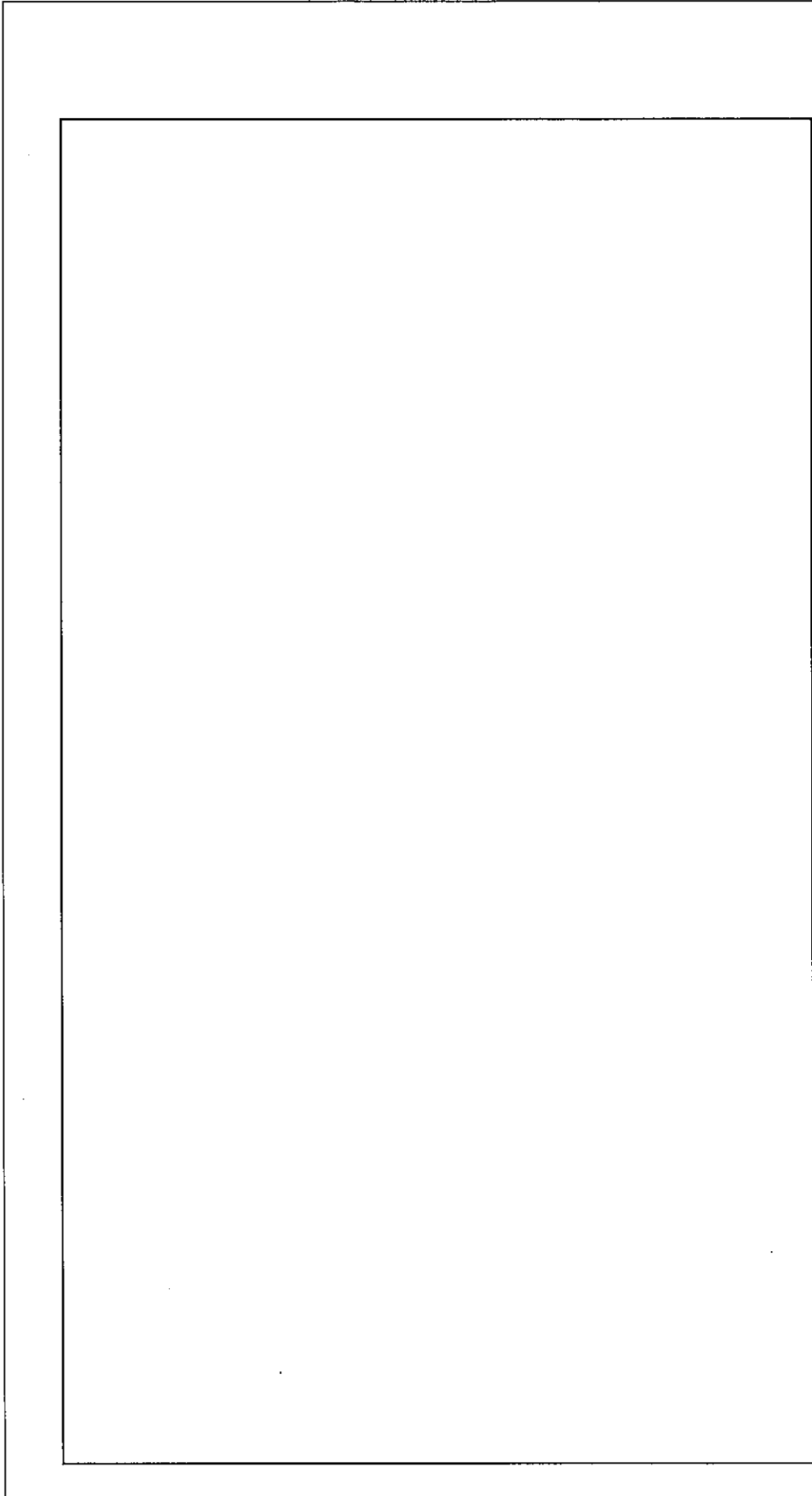
名称	付属建物 第3核燃料倉庫 2階 梁伏図
図番	図〜建-2-9 付属建物 第3核燃料倉庫



单位：mm

凡例  
：吹抜付

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏区
図番	図へ建-2-10 付属建物 第3核燃料倉庫

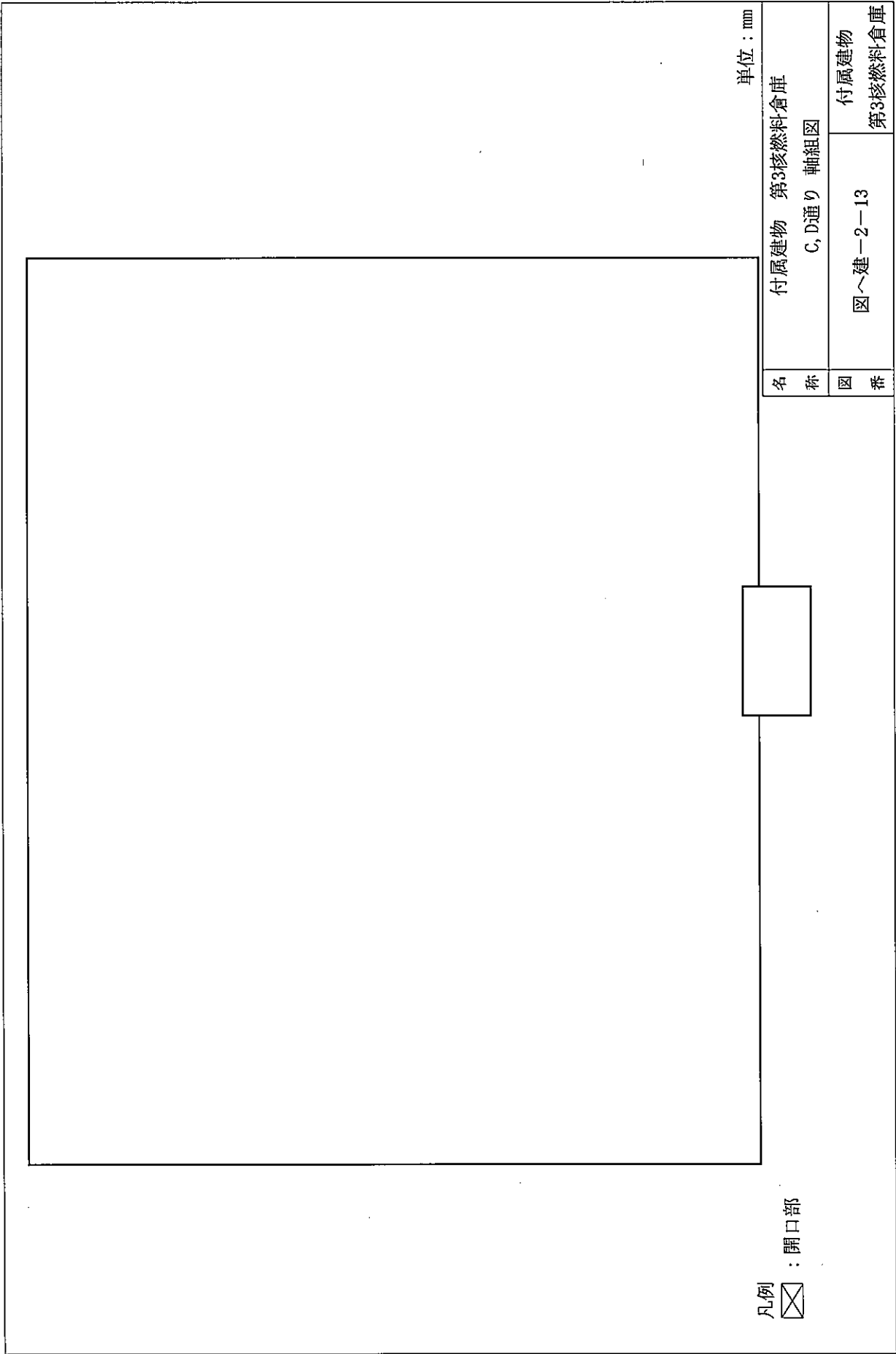


单位：mm


凡例  
：吹抜付

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 R階 小屋伏図
図番	図へ建-2-11 付属建物 第3核燃料倉庫

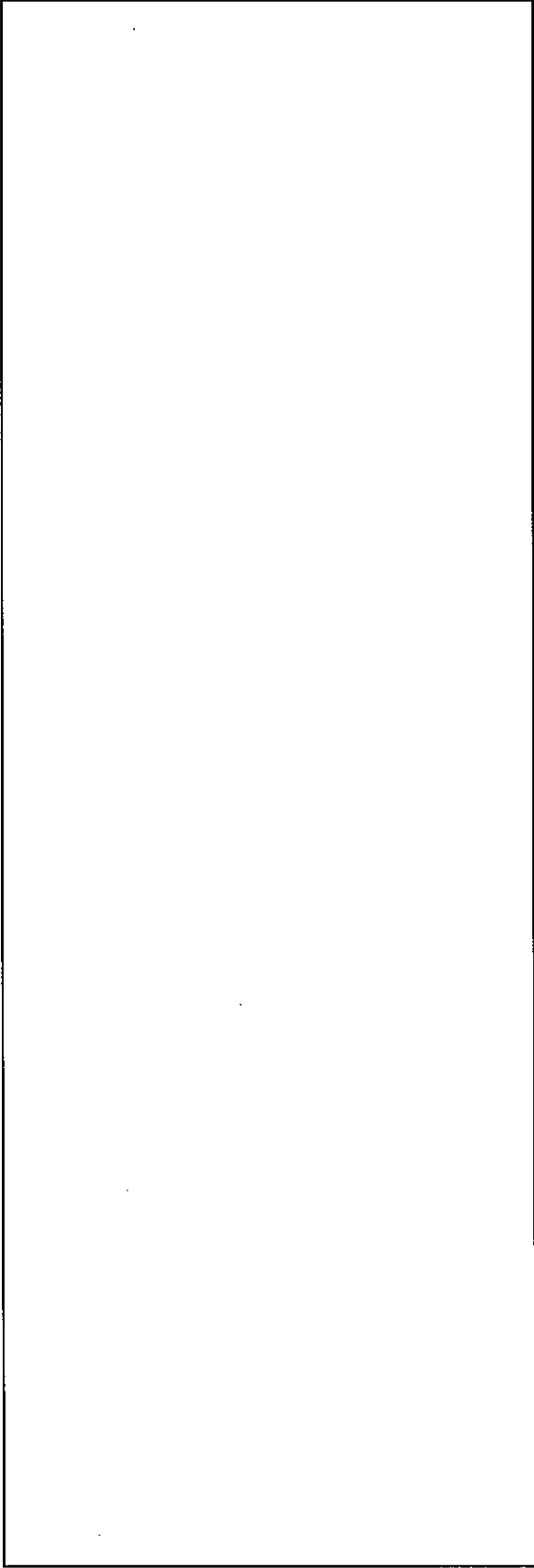
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		単位：mm	
		付属建物 第3核燃料倉庫 A, B通り 軸組図	
凡例	☒	開口部	
名称	付属建物 第3核燃料倉庫		
図番	図～建-2-12		付属建物 第3核燃料倉庫



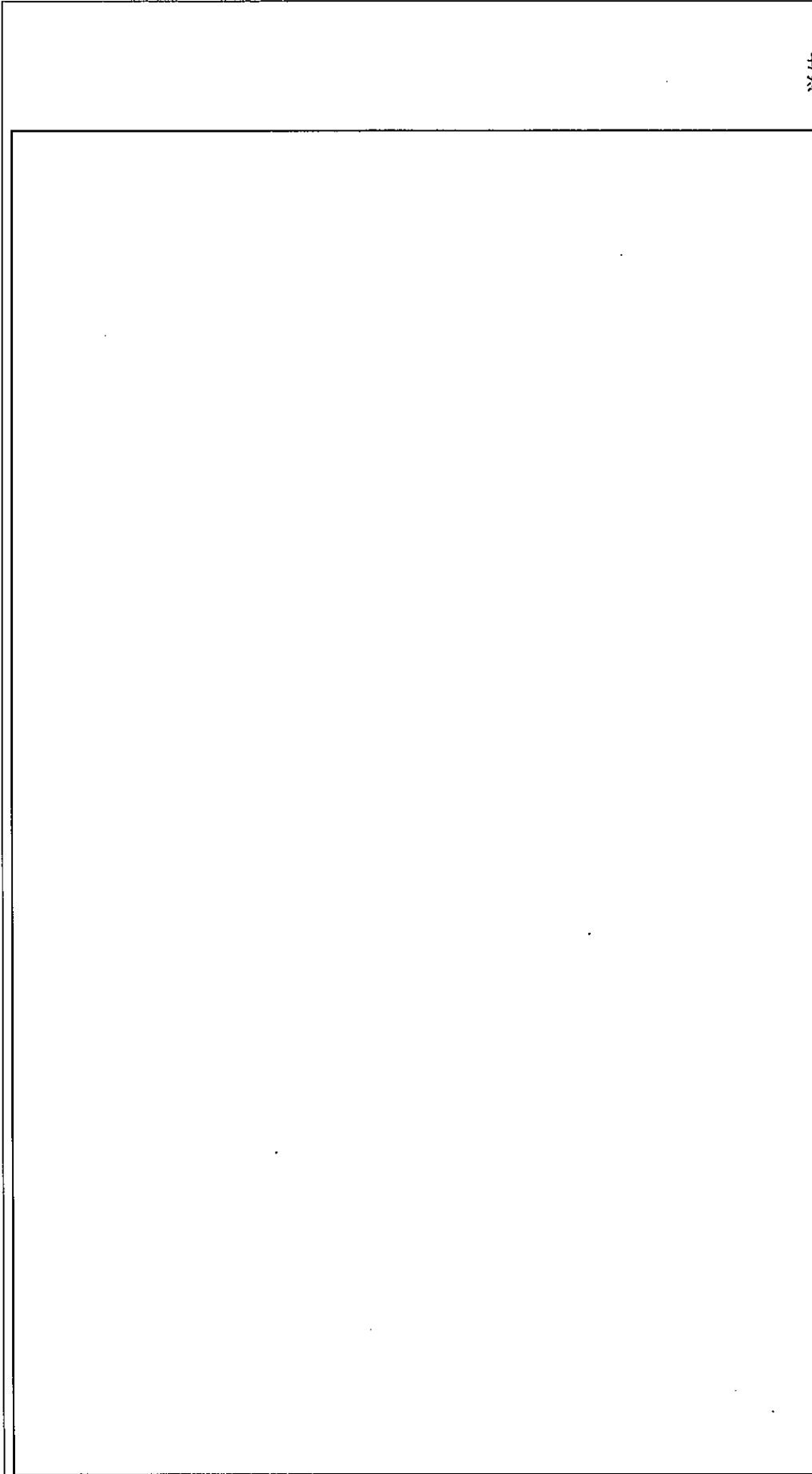
単位：mm

凡例  
：開口部

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 C, D通り 軸組図
図番	図へ建-2-13 付属建物 第3核燃料倉庫

<div style="text-align: center;">  </div>		单位：mm	
		付属建物 第3核燃料倉庫 1, 4通り 軸組図	付属建物 第3核燃料倉庫
名 称	図 番		

凡例  : 開口部



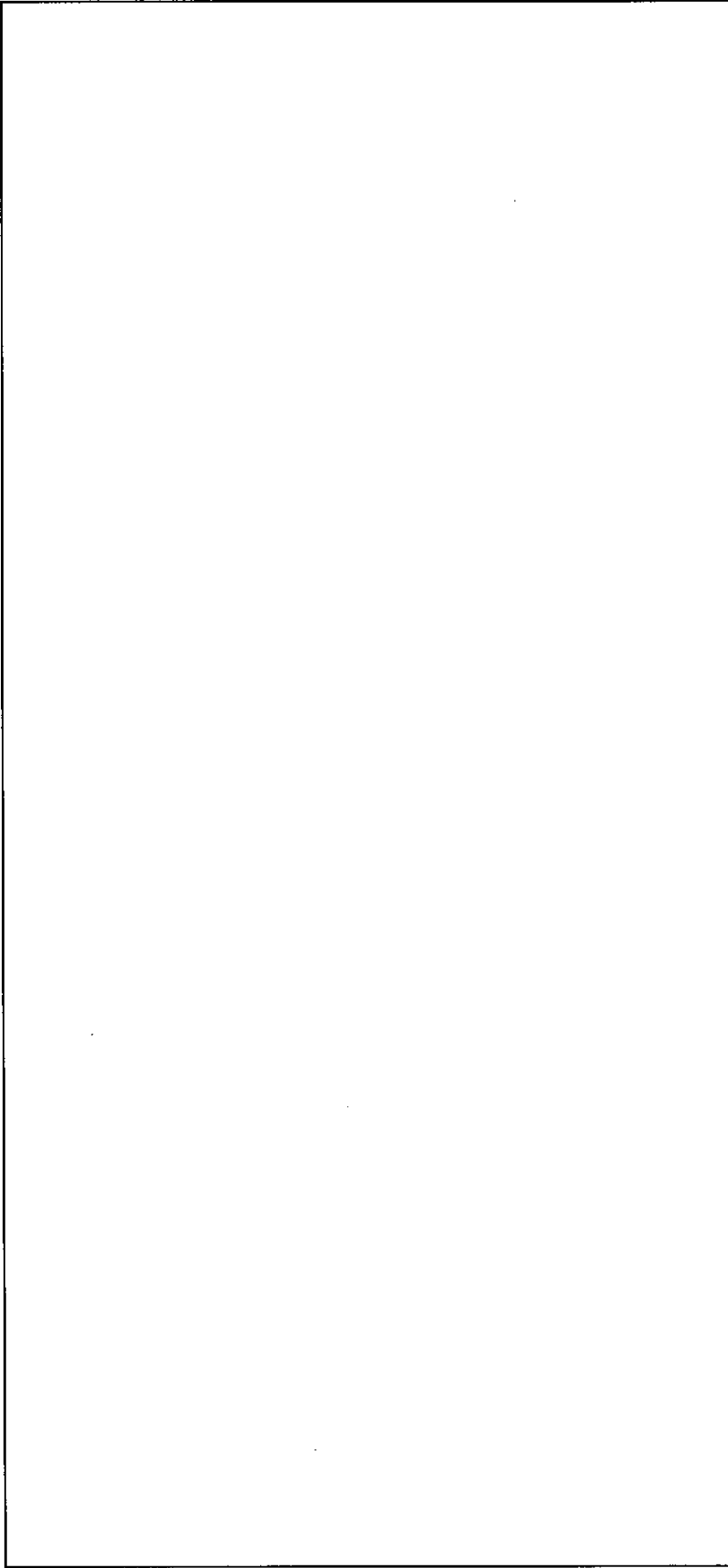
単位：mm

凡例  : 開口部

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 5, 6, 7, 8通り 軸組図
図番	図〜建-2-15 付属建物 第3核燃料倉庫



主要な 構造材	梁
	屋根, 壁

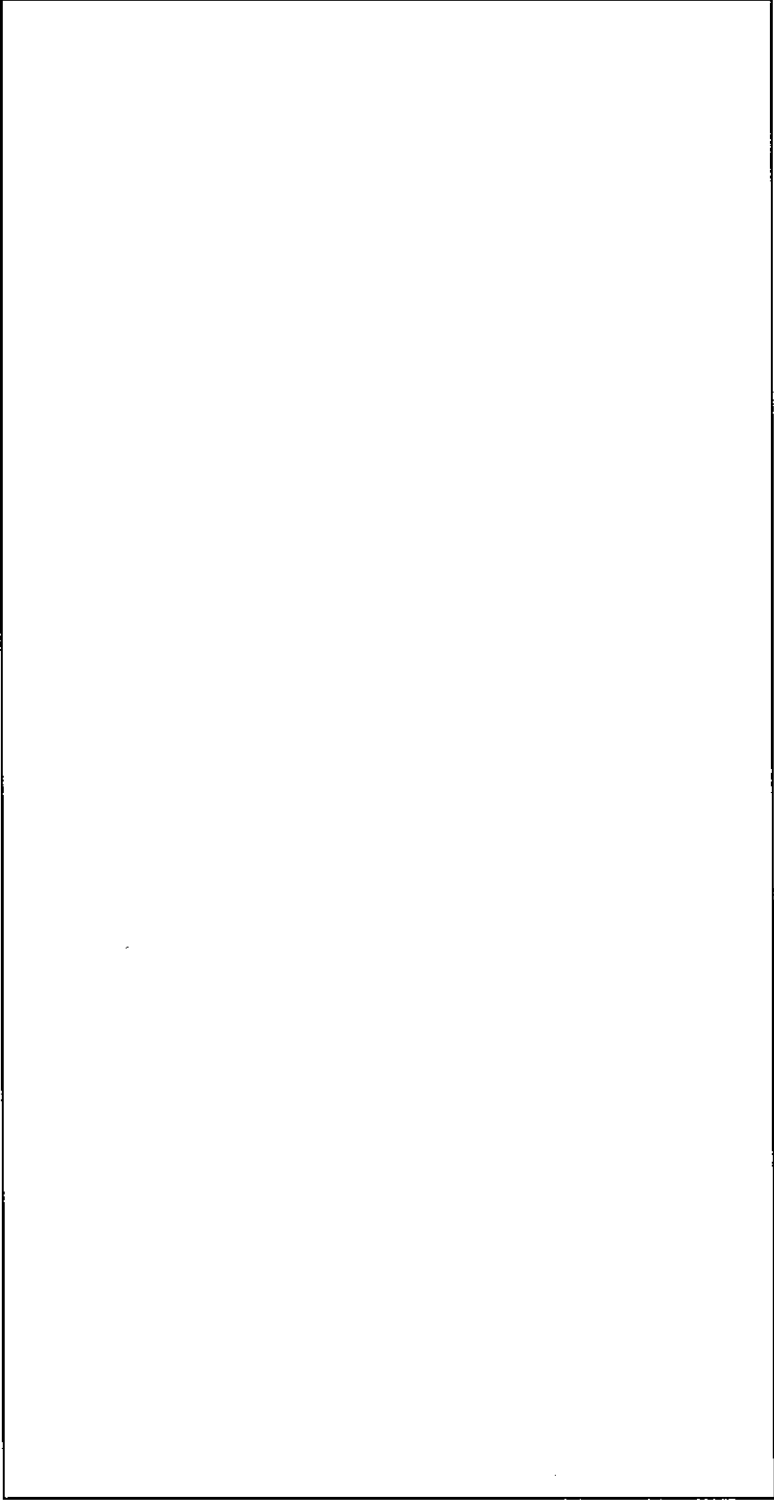



注1) SDは鉄扉を示す  
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 劣化・天然ウラン倉庫)を参照 単位: mm

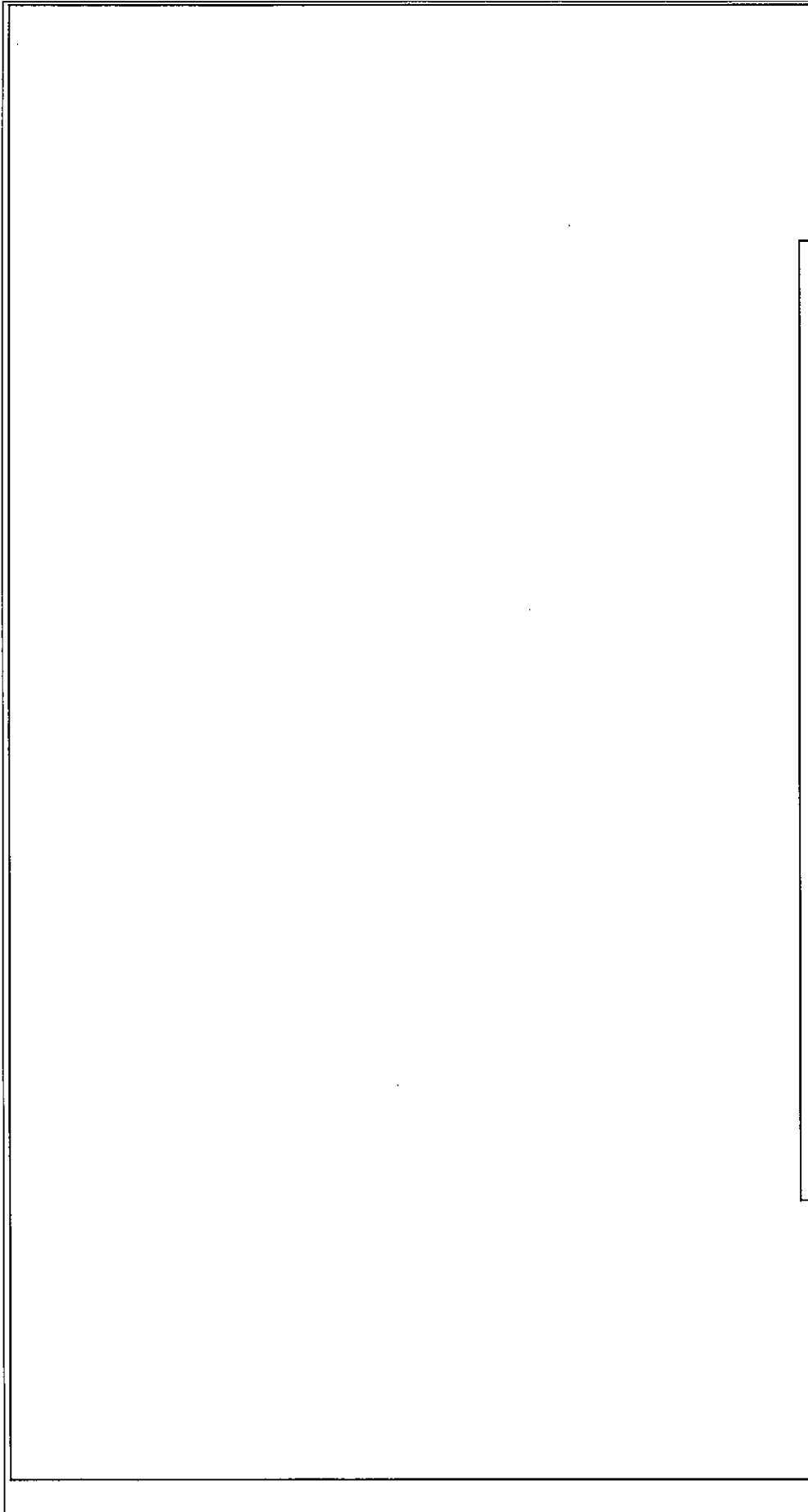
凡例

\* : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図	
図番	図へ建-3-1	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

<div style="text-align: center;">  </div>		単位：mm	
		名称 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図	図番 図へ建-3-2

凡例  
 : 勾配




単位：mm

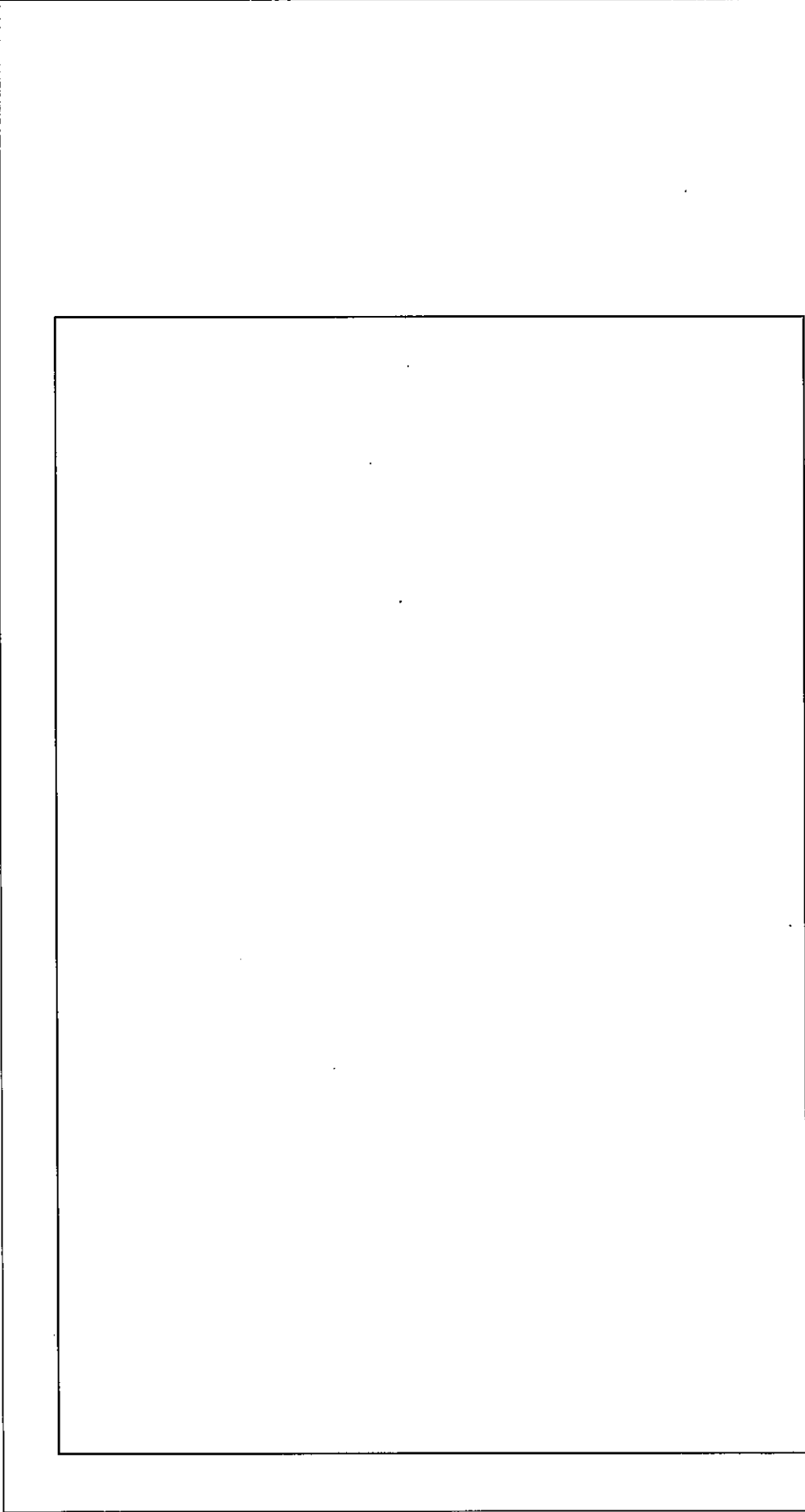
名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
図番	図へ建-3-3
	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



注) SDは鉄扉を示す

凡例  : 開口部

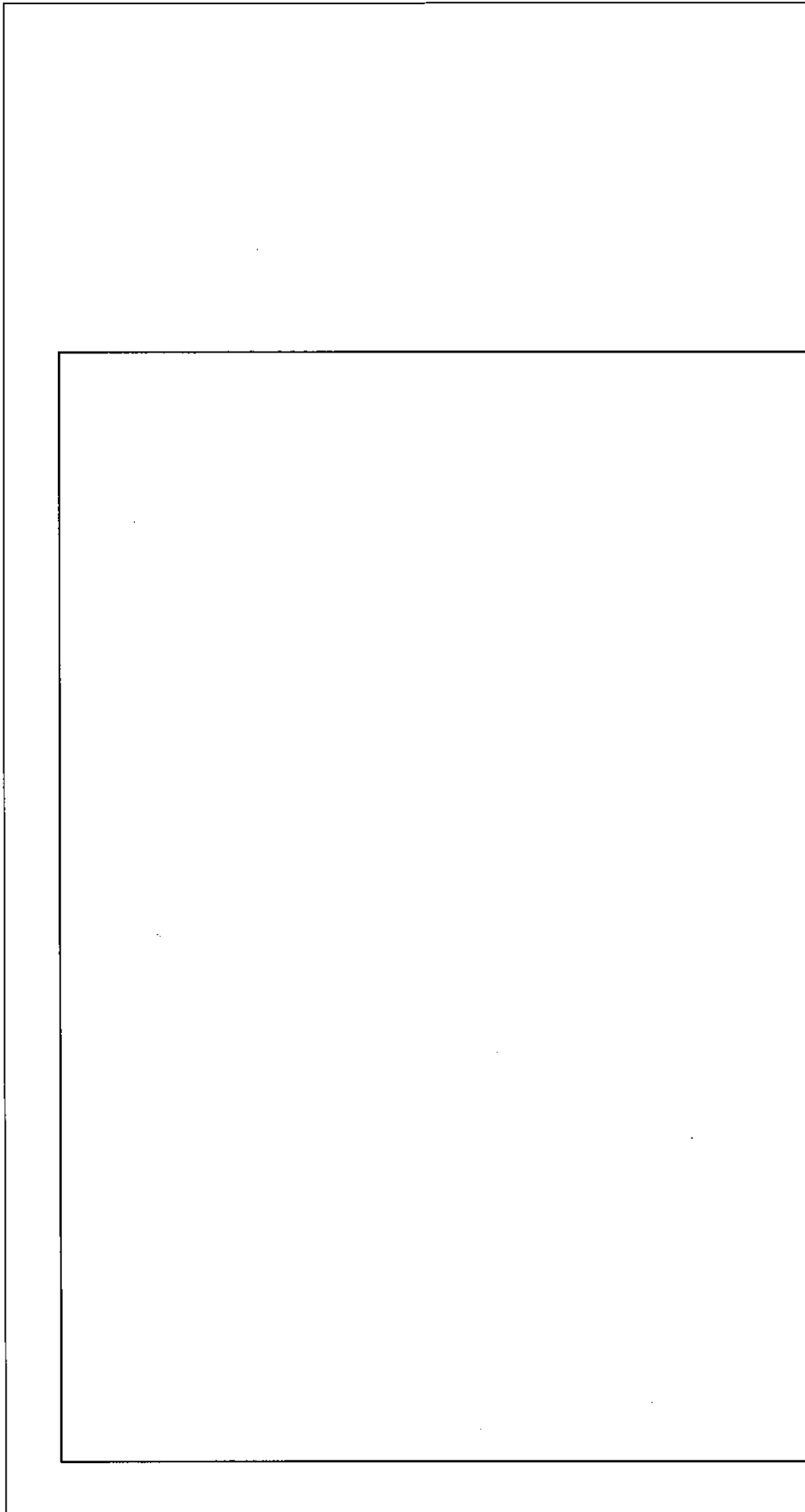
<div style="text-align: right;">           凡例  <input checked="" type="checkbox"/> : 開口部  <input type="checkbox"/> : 勾配         </div>		<div style="text-align: right;">           単位：mm         </div>	
<div style="text-align: right;">           図番            図へ建-3-4         </div>		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	



単位：mm

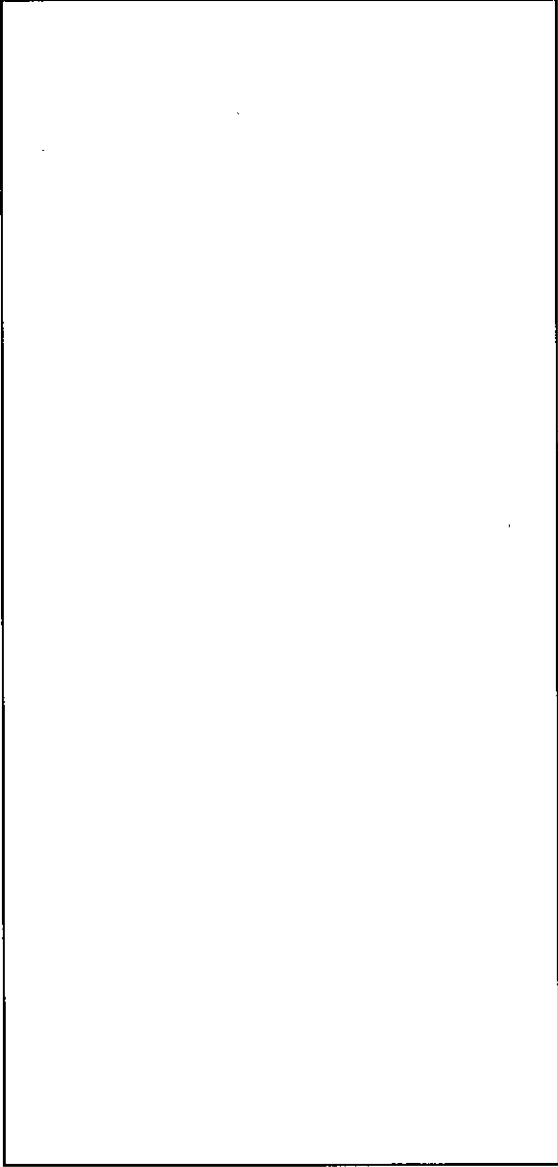
凡例  
○：既設杭(φ300)

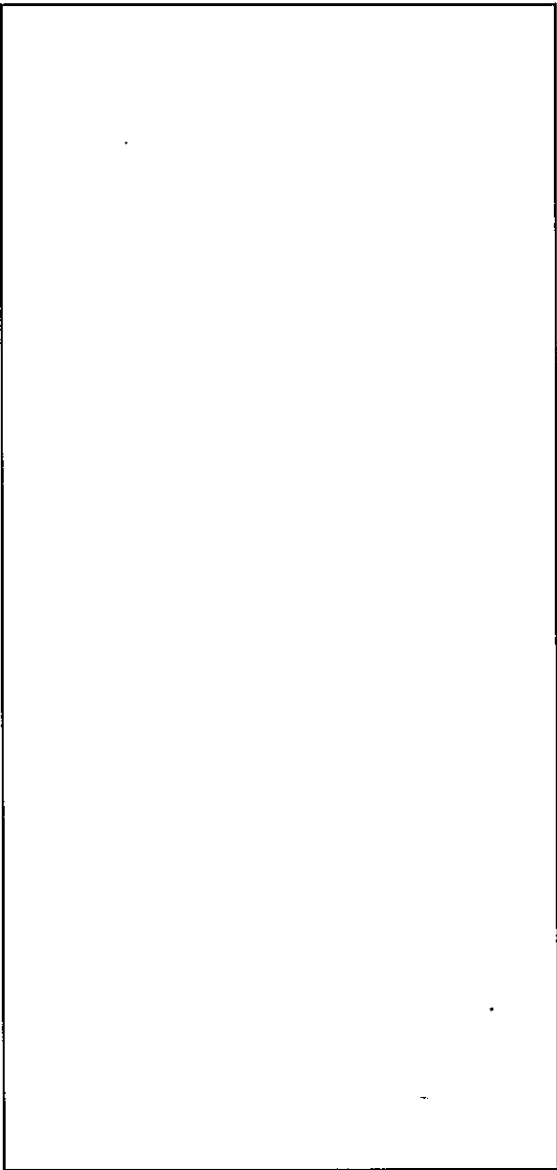
名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図
図番	図へ建-3-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫




単位：mm

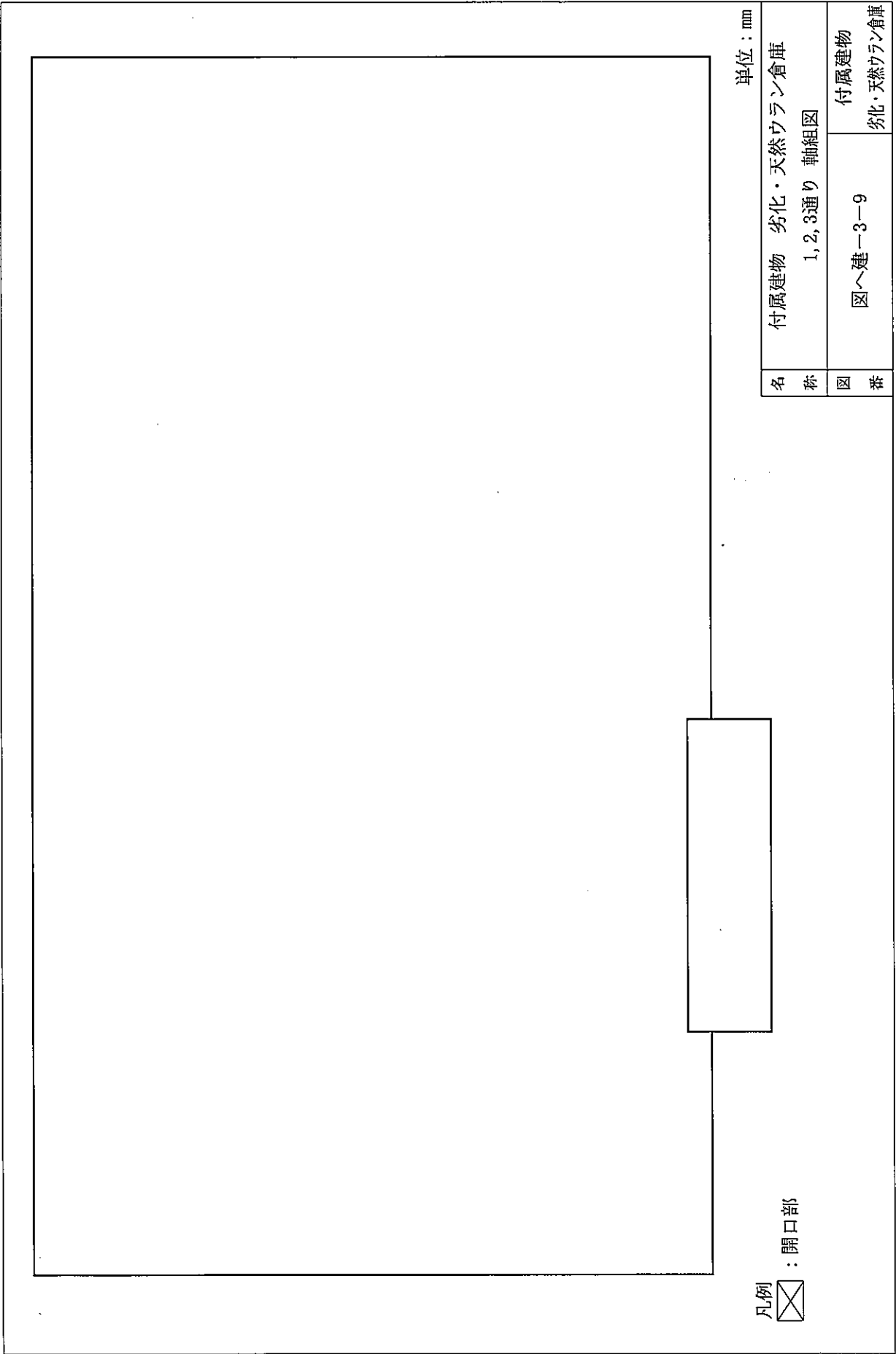
名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R階 梁伏図
図番	図へ建-3-6
	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

		単位：mm	
		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 A通り 軸組図	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
名称	図へ建-3-7		
図番			

<div style="text-align: center;">  </div>		単位：mm	
		名称 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り 軸組図	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
図番 図へ建-3-8			


凡例  : 開口部



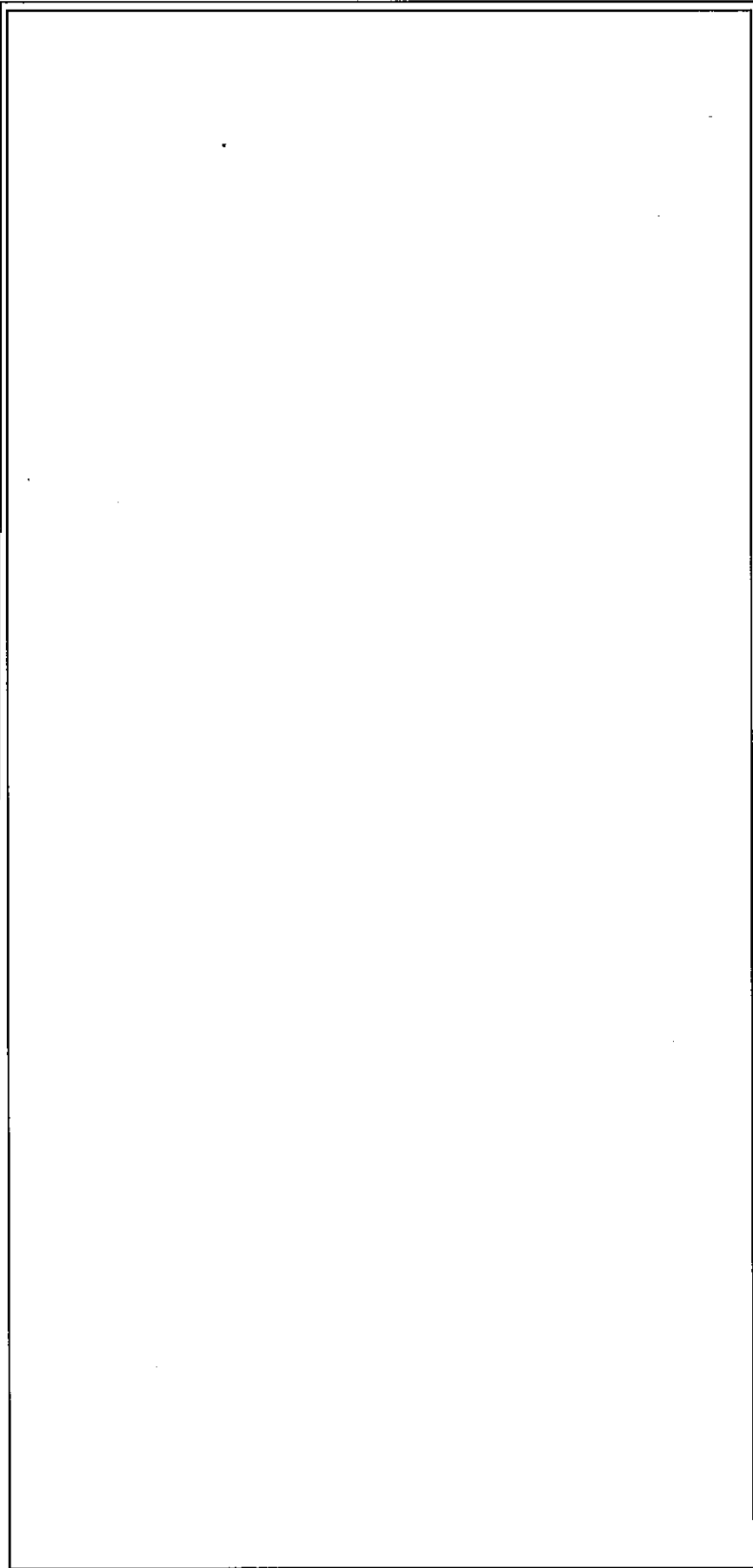


単位：mm

名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1, 2, 3通り 軸組図
図番	図へ建-3-9 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例  : 開口部

主要な 構造材	柱, 梁 屋根, 壁
------------	---------------



凡例

..... : 遮蔽能力を期待する壁

\*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は  (設計確認値)

\*2 : 高さ  (設計確認値)

\*3 : 高さ  (設計確認値)

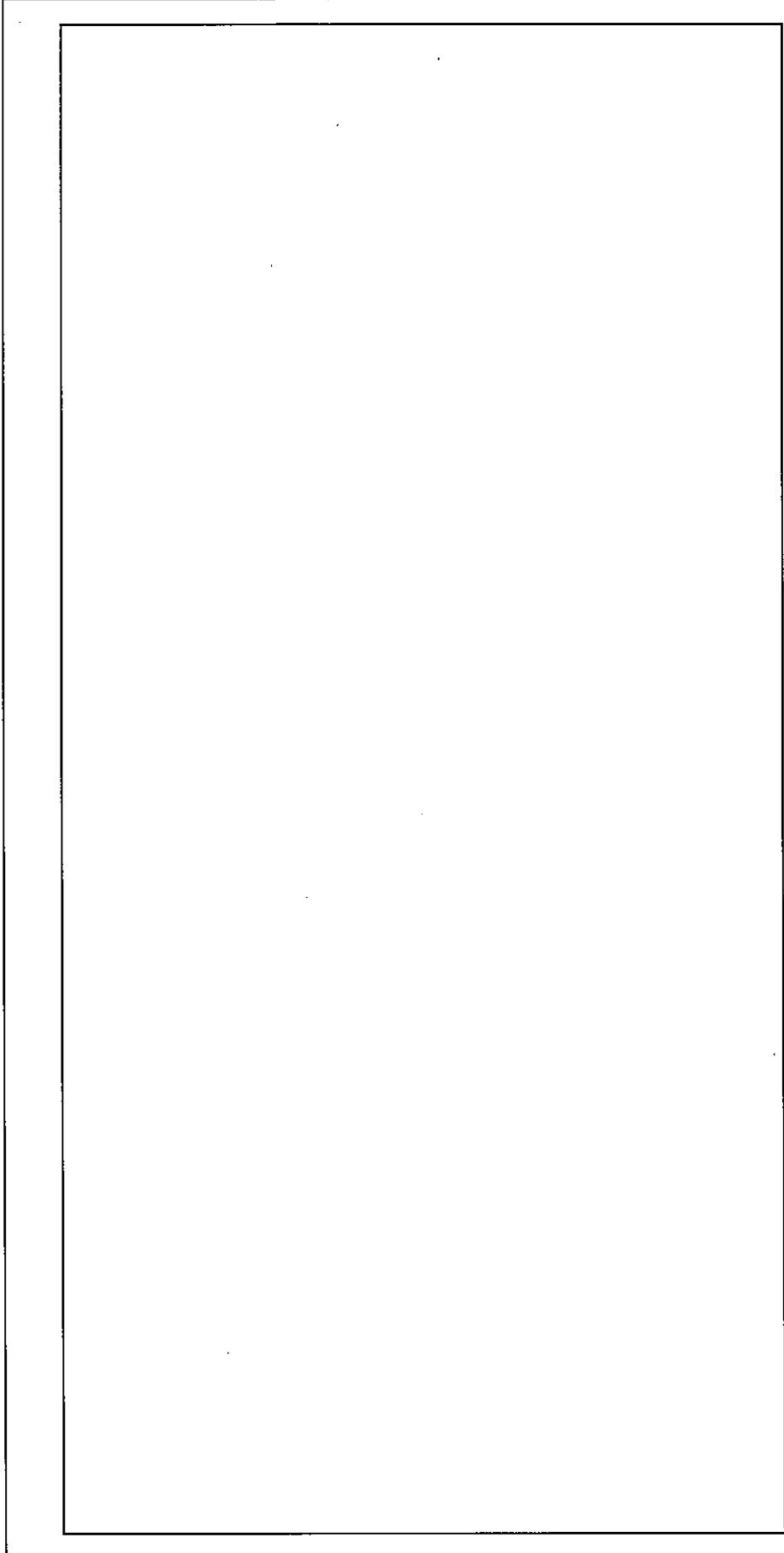
\*4 : ①-⑥通り 高さ  (設計確認値)、⑥-⑧通り 高さ  (設計確認値)

\*5 : ①-③通り 高さ  (設計確認値)、③-⑤通り 高さ  (設計確認値)

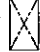
\*6 : 遮蔽計算上の設計確認値は

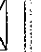
単位 : mm

名称	付属建物 第3核燃料倉庫
図番	遮蔽関係図 (建物1階平面) 図へ遮-1 付属建物 第3核燃料倉庫



凡例

 : 吹抜け

 : 遮蔽能力を期待する壁

\*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は

\*2 : 高さ  (設計確認値)

\*3 : ①-⑥ 通り 高さ  (設計確認値)、⑥-⑧ 通り 高さ  (設計確認値)

\*4 : ①-④ 通り 高さ  (設計確認値)、④-⑤ 通り 高さ  (設計確認値)

単位：mm

名称	付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物2階平面)
図番	図へ遮-2 付属建物 第3核燃料倉庫

--	--

--

単位：mm

凡例

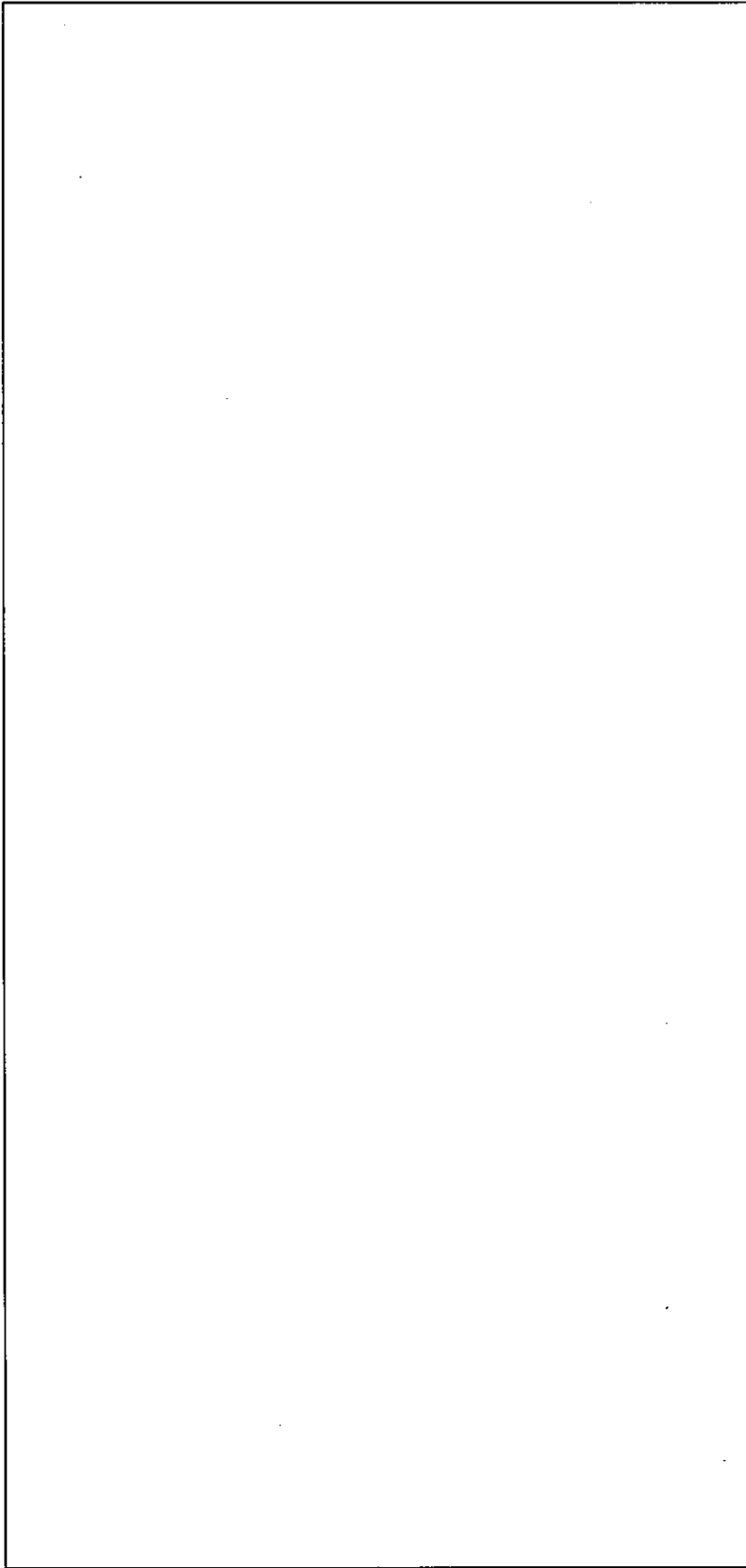
：遮蔽能力を期待する天井及び屋根（鉄筋コンクリート）

\*1：遮蔽計算上の設計確認値は

\*2：遮蔽計算上の設計確認値は

名 称	付属建物 第3核燃料倉庫
図 番	遮蔽関係図（建物断面） 図～遮-3
	付属建物 第3核燃料倉庫

主要な 構造材	梁
	屋根, 壁



単位 : mm

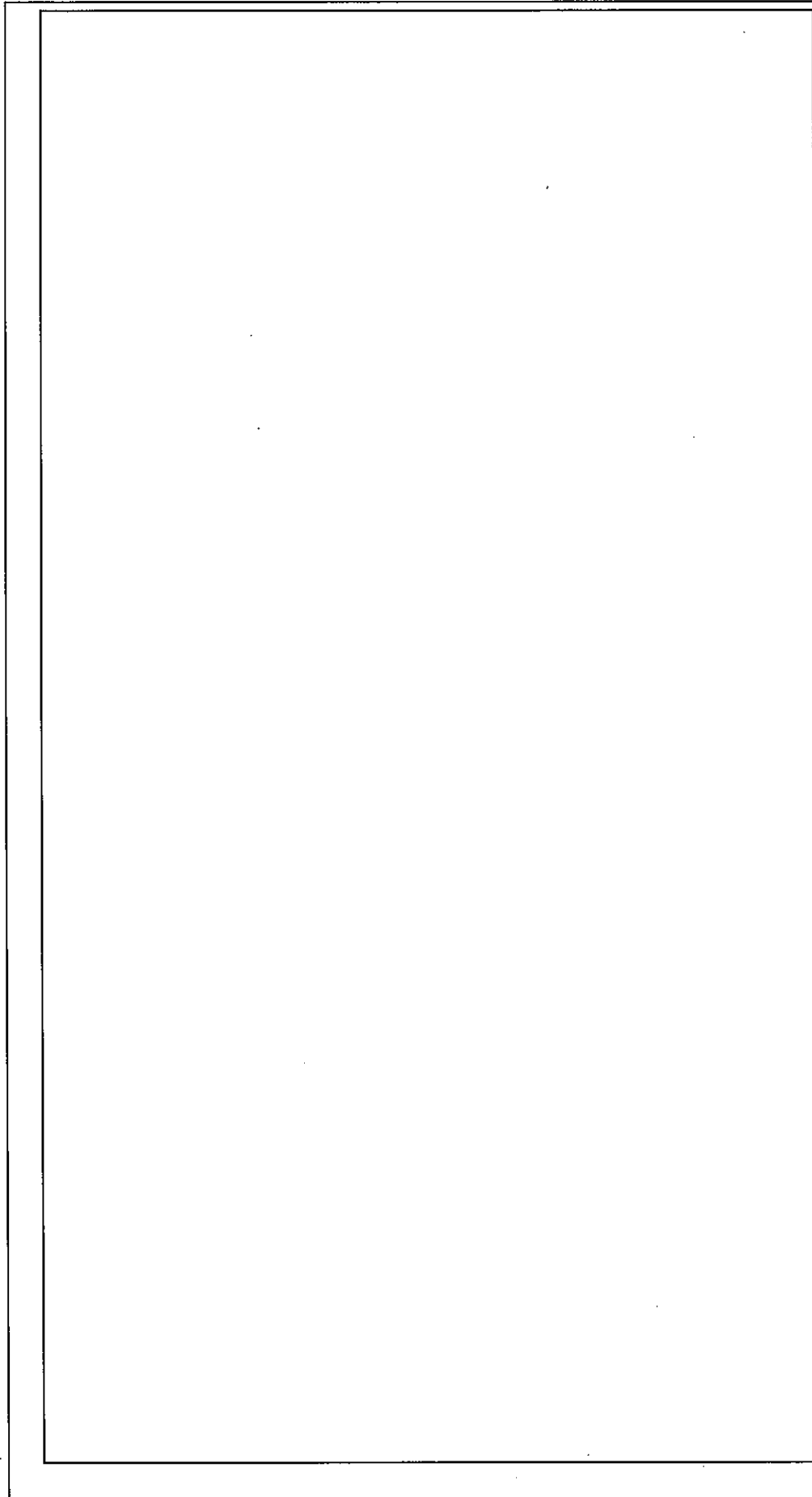
名称	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図(建物平面)
図番	図へ遮-4 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫

凡例

：遮蔽能力を期待する壁

\*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は

<p>凡例</p> <p>：遮蔽能力を期待する屋根(鉄筋コンクリート)</p> <p>*1：遮蔽計算上の設計確認値は□</p>		<p>単位：mm</p>	
		<p>付属建物 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>遮蔽関係図(建物立面)</p>	<p>付属建物</p> <p>劣化・天然ウラン倉庫</p>
名 称	<p>付属建物 劣化・天然ウラン倉庫</p> <p>遮蔽関係図(建物立面)</p>		
図 番	<p>図へ遮-5</p>		



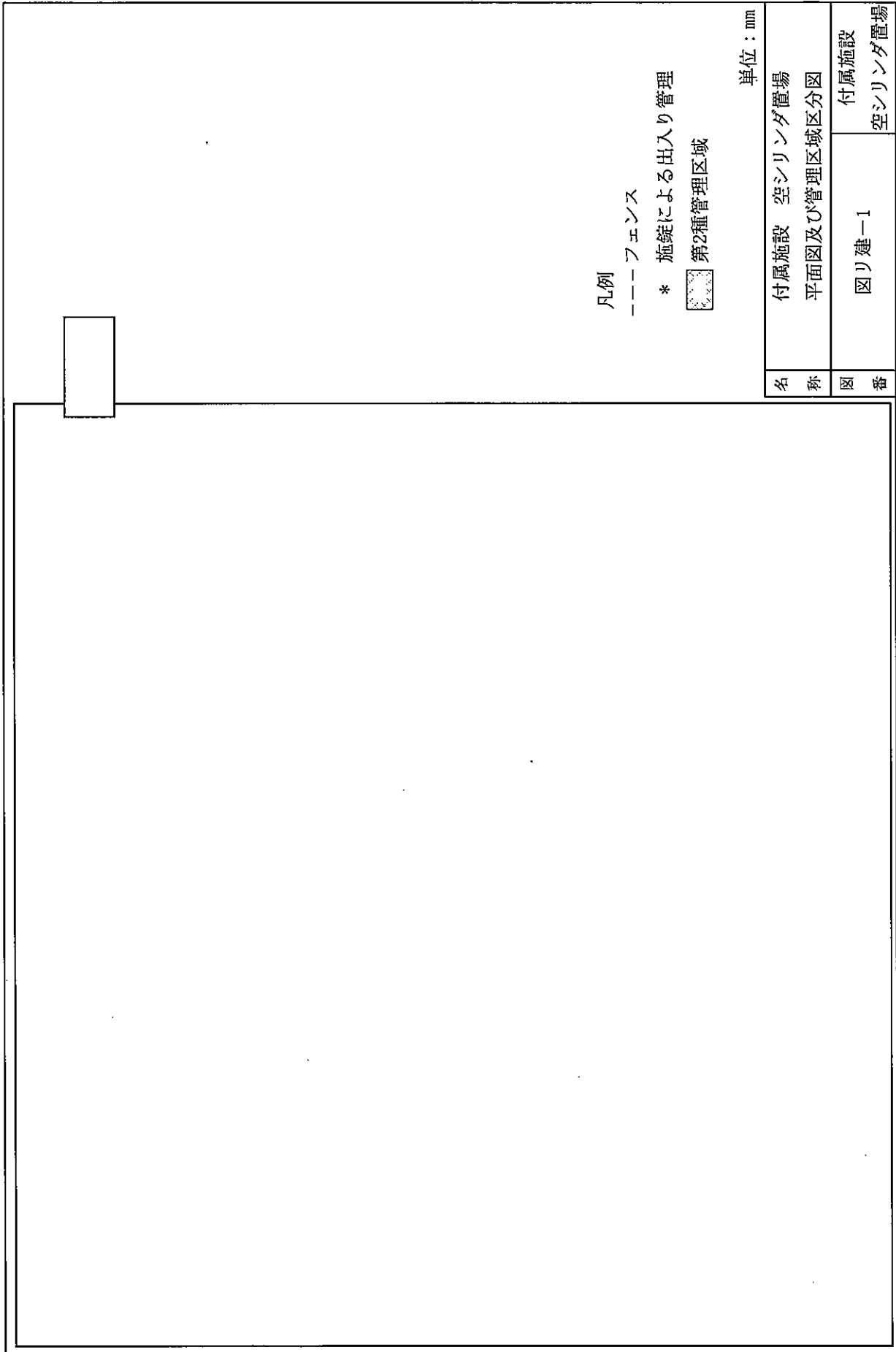
単位：mm

名称	排水貯留池(1) 詳細図
図番	図ト建一1
	工場棟 廃棄物処理所

注)◎は鉄筋のピッチを示す

		単位：mm	
		名 称	排水貯留池(2) 詳細図
注)◎は鉄筋のピッチを示す		図 番	図ト建-2
		工場棟	廃棄物処理所






凡例

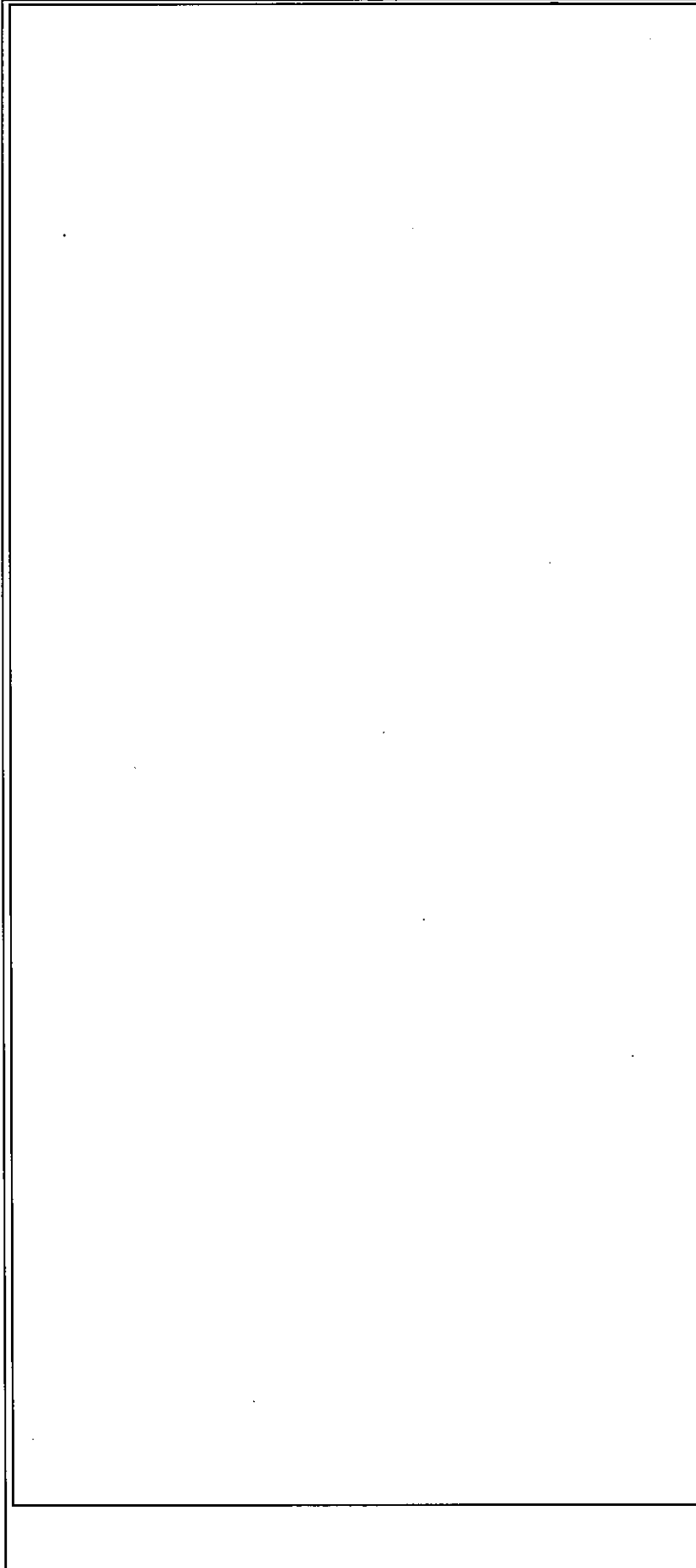
---- フェンス

\* 施錠による出入り管理

 第2種管理区域

単位：mm

名称	付属施設 空シリンダ置場 平面図及び管理区域区分図
図番	図り建-1 付属施設 空シリンダ置場

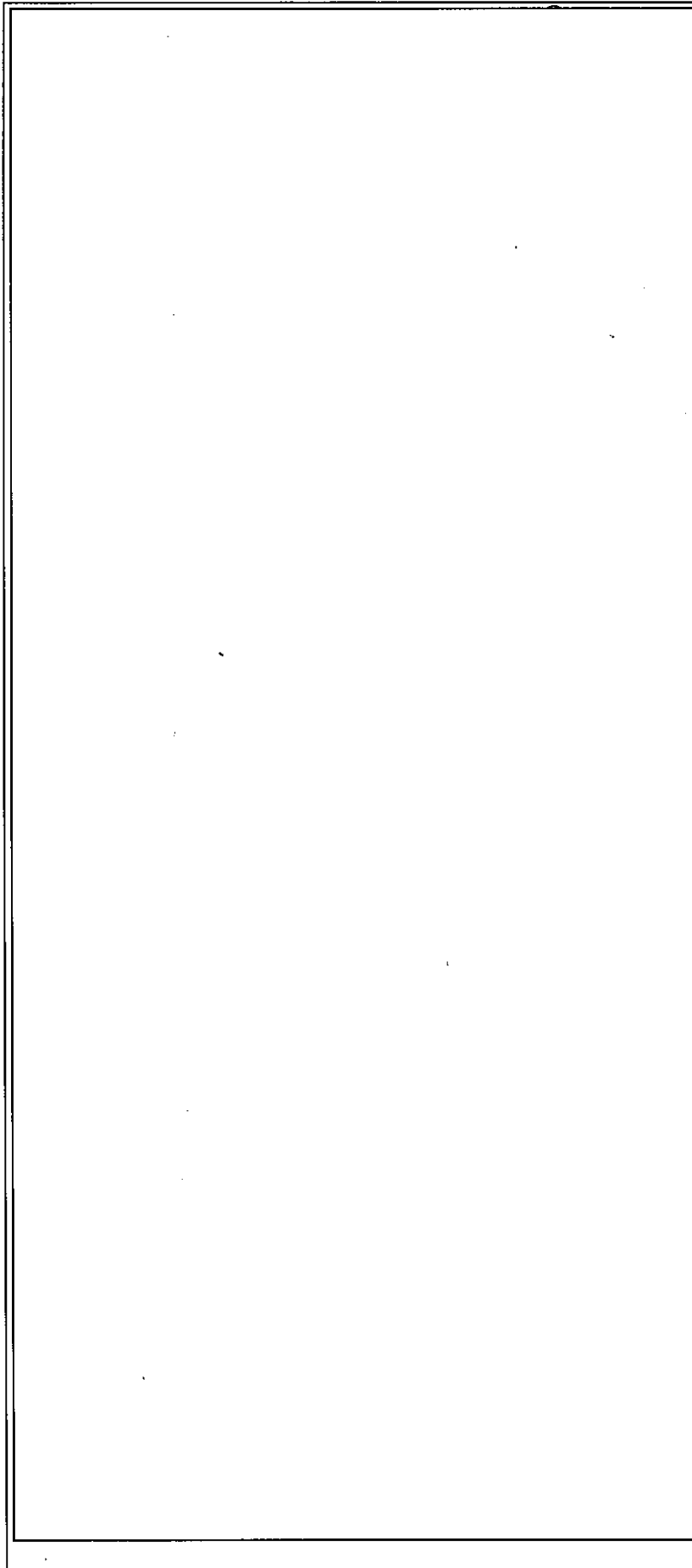


凡例

- : 非常用照明(10台)
- ⊙ : 誘導灯(避難口誘導灯)(4個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(7個)
- : 今回の申請範囲外
- ▨ : 安全避難通路
- \* : 避難口
- ⊠ : 分電盤

注)非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

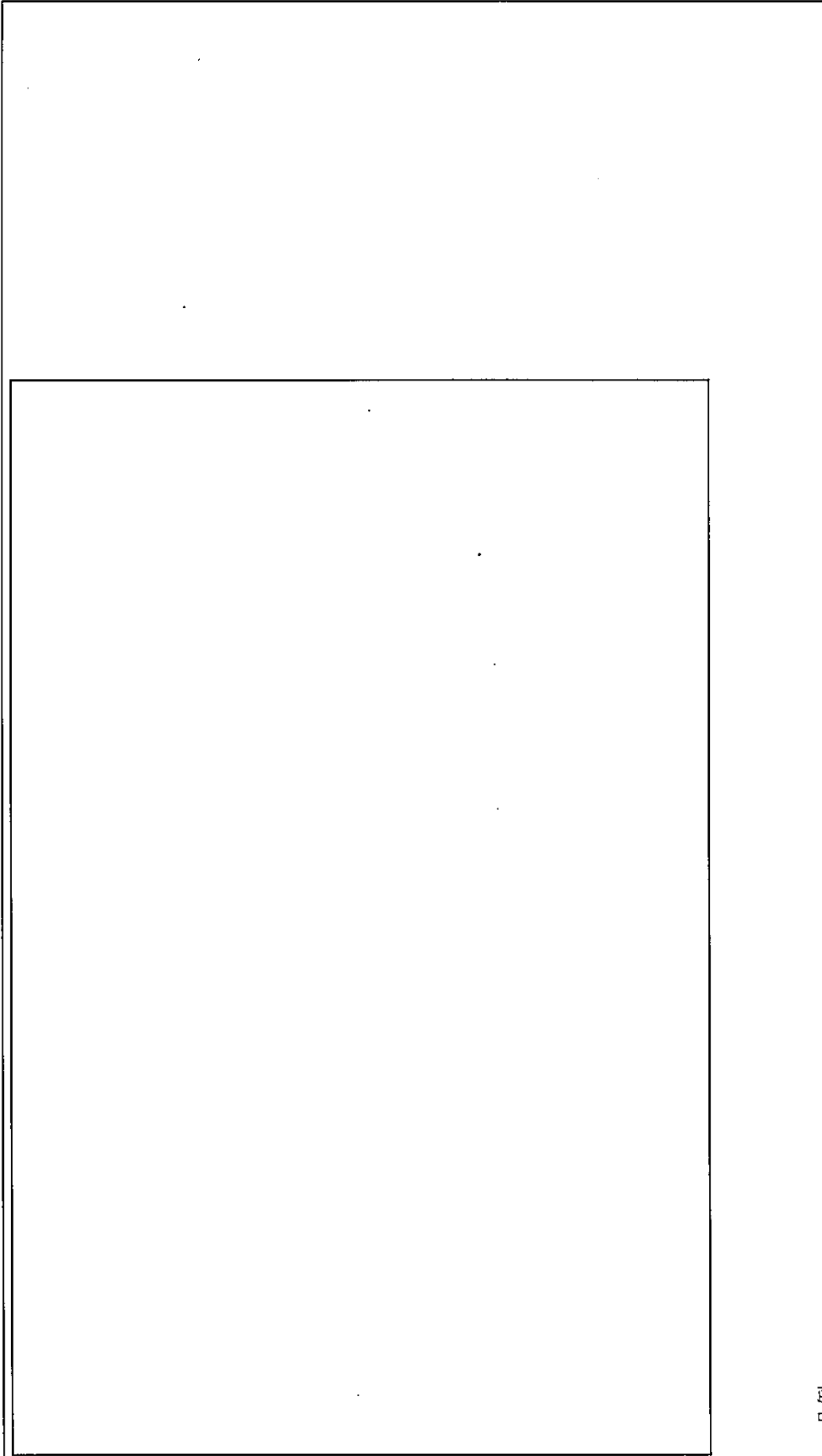
名称	緊急対策設備(1)	
	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉庫1階)	
図番	図リ非-1-1	付属建物 第3核燃料倉庫



凡例

- : 非常用照明 (12台)
  - ⊙ : 誘導灯 (避難口誘導灯) (5個)
  - : 誘導灯 (通路誘導灯) (2個)
  - : 今回の申請範囲外
  - : 安全避難通路
  - \* : 避難口
  - ⊠ : 分電盤
  - ⊠ : 吹抜け
- 注) 非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

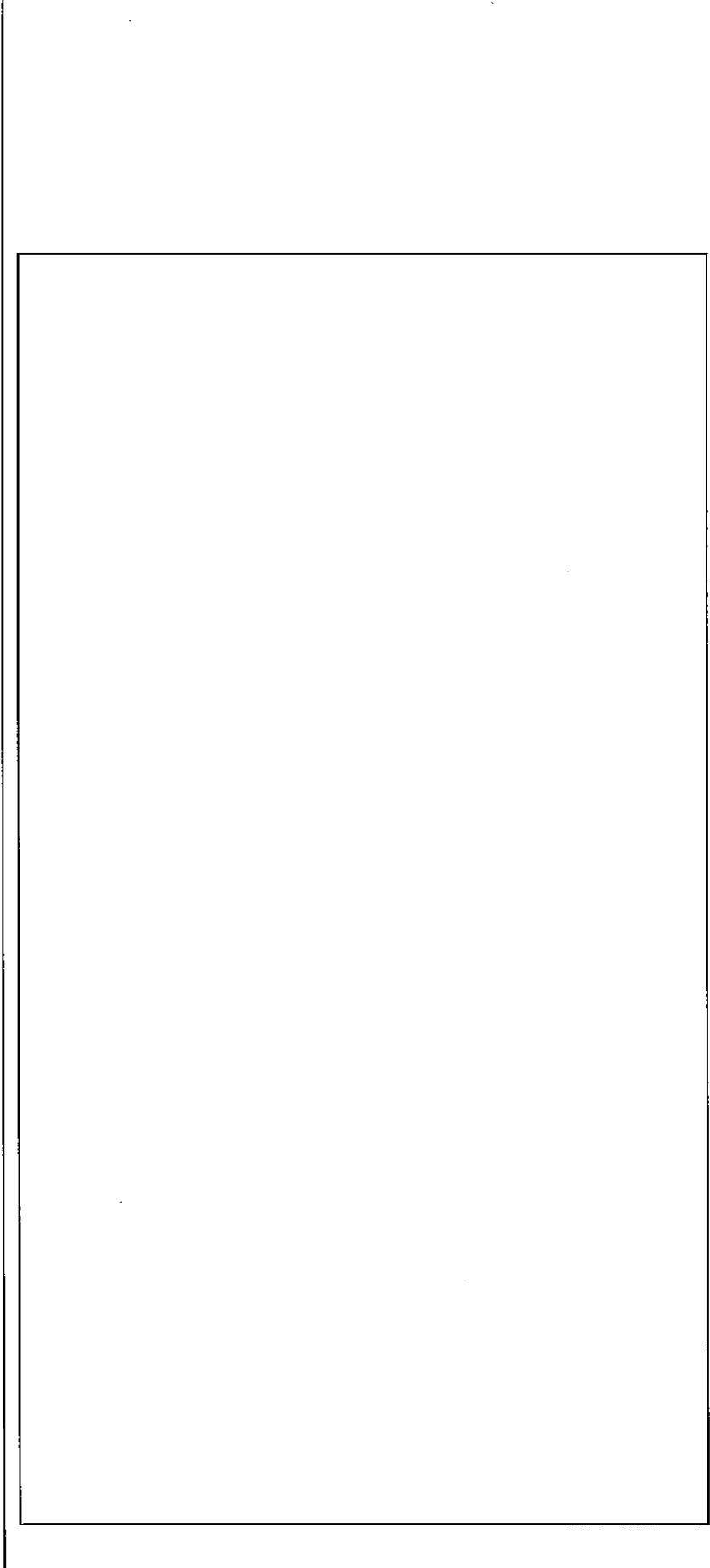
名称	緊急対策設備 (1)	
	非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第3核燃料倉庫2階)	
図番	図リ非-1-2	付属建物 第3核燃料倉庫



凡例

- : 非常用照明(1台)
- ⊕ : 誘導灯(避難口誘導灯)(1個)
- : 誘導灯(通路誘導灯)(1個)
- : 安全避難通路
- \* : 避難口
- ⊗ : 分電盤

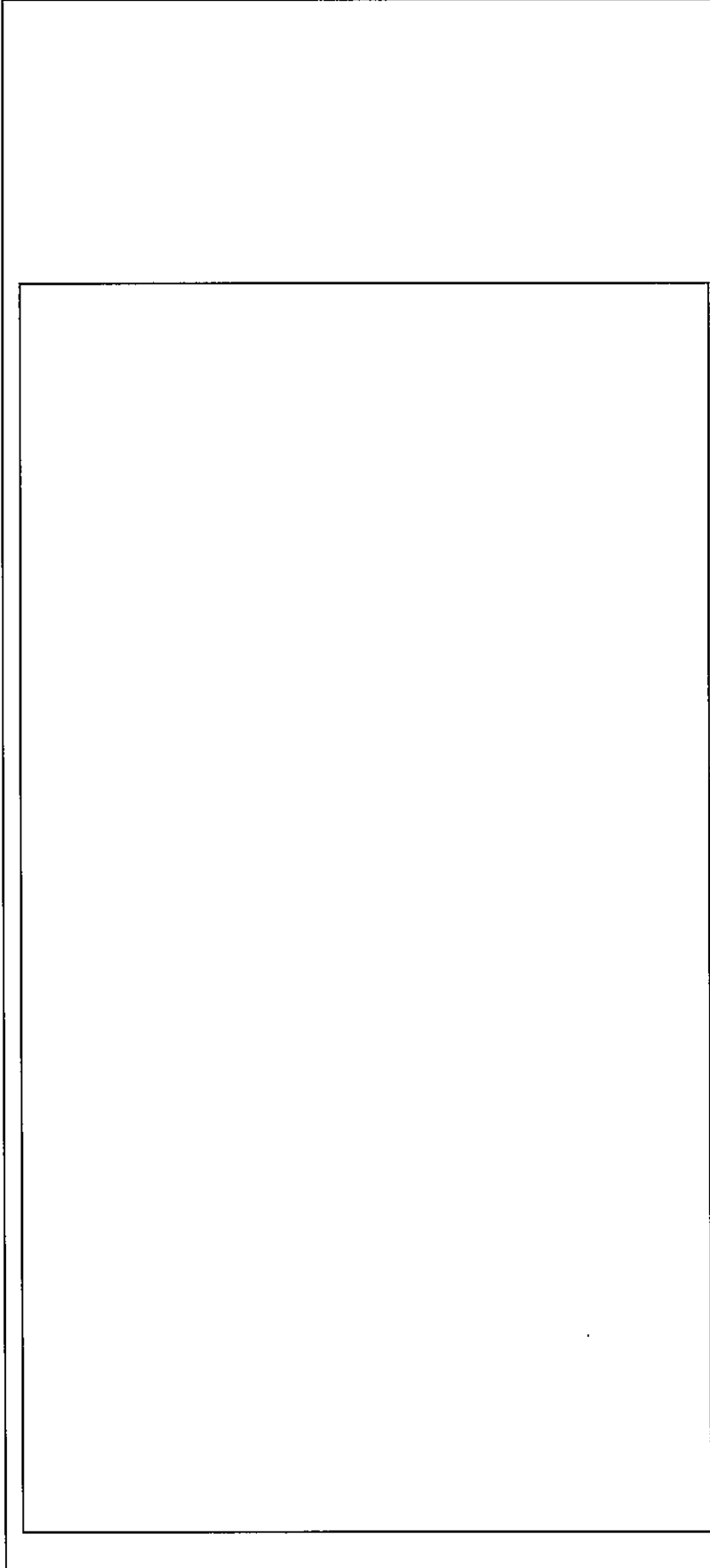
名称	緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(劣化・天然ウラン倉庫)	
図番	図リ非-1-3	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



凡例

- ① : 放送設備 (スピーカー 3台)
- ② : 電話設備 (有線式 1台)
- ③ : 非常ベル設備 (3個)

名称	非常用通報設備	
図番	図リ非-2-1	付属建物 第3核燃料倉庫



凡例

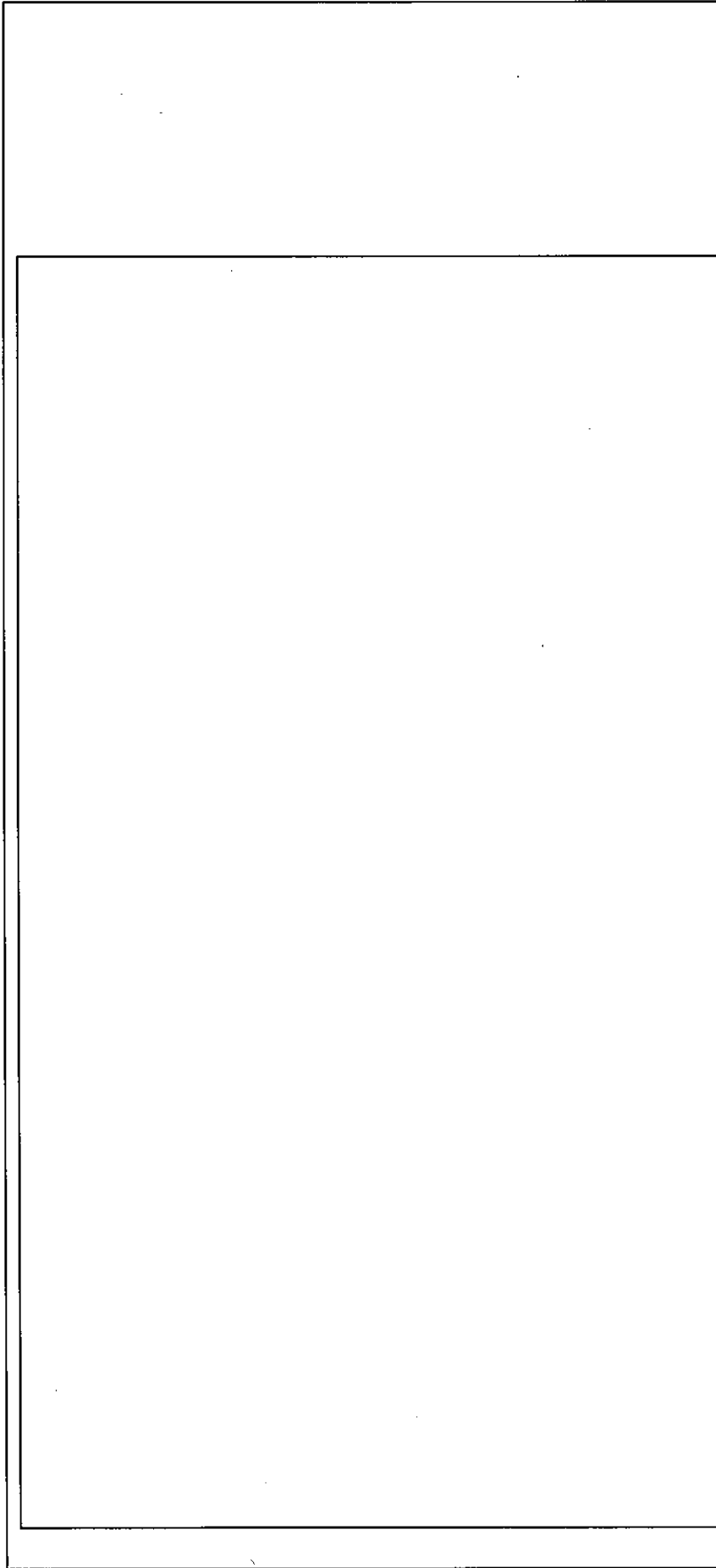
- ⊕ : 放送設備 (スピーカーカー 1台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊞ : 非常ベル設備 (1個)
- ⊞ : 吹抜け

名称	非常用通報設備	
図番	図リ非-2-2	付属建物 第3核燃料倉庫

		名	非常用通報設備
		称	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(劣化・天然ウラン倉庫)
		図	付属建物
		番	図リ非--2--3 劣化・天然ウラン倉庫

凡例

- ⊕ : 放送設備 (スピーカー 1台)
- : 電話設備 (無線式 1台)
- ⊖ : 非常ベル設備 (1個)

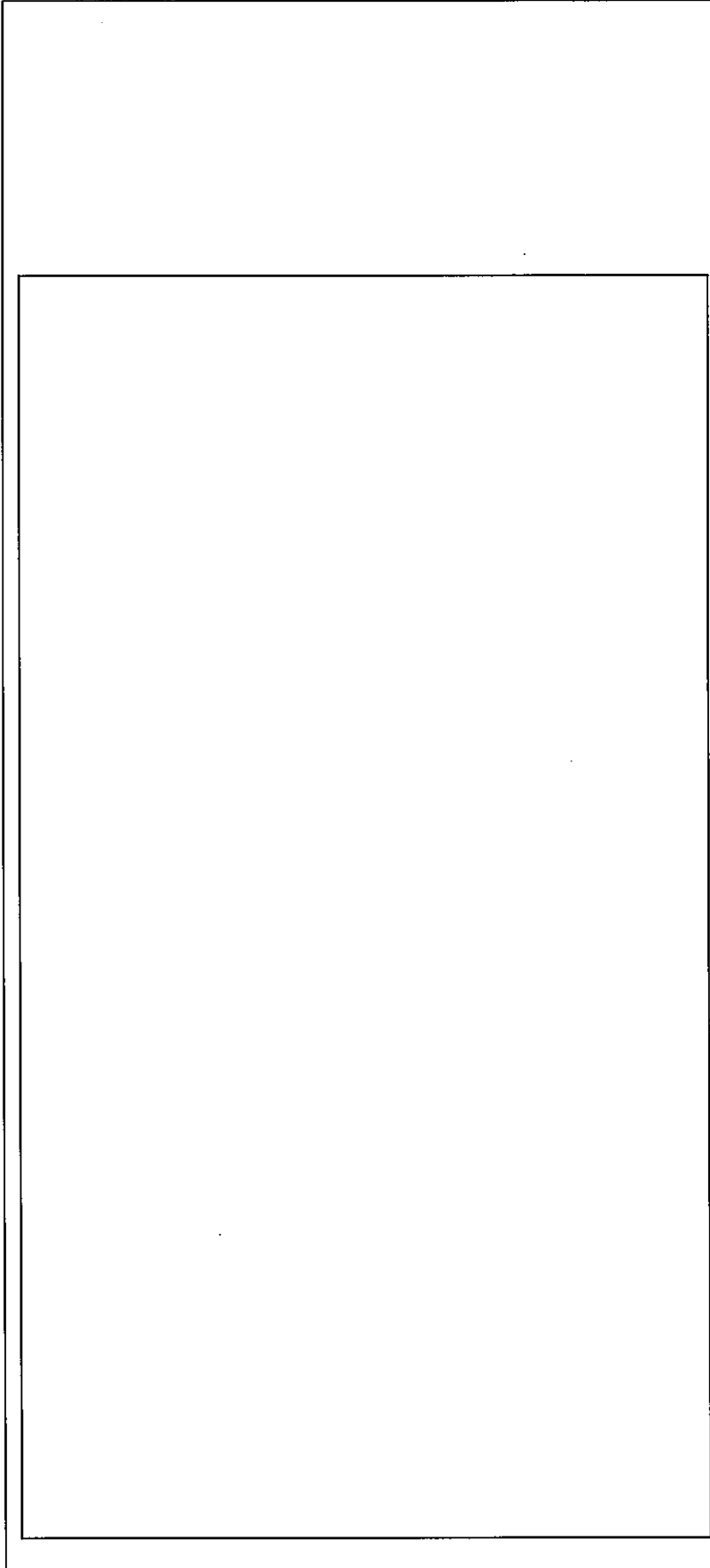


凡例

- ㊦ : 煙感知器 (8個)
- : 熱感知器 (1個)
- ㊦ : 発信機 (P型 3個)
- ㊦ : 警報設備(ベル) (3個)

名称	自動火災報知設備
図番	図リ非-3-1
	付属建物 第3核燃料倉庫



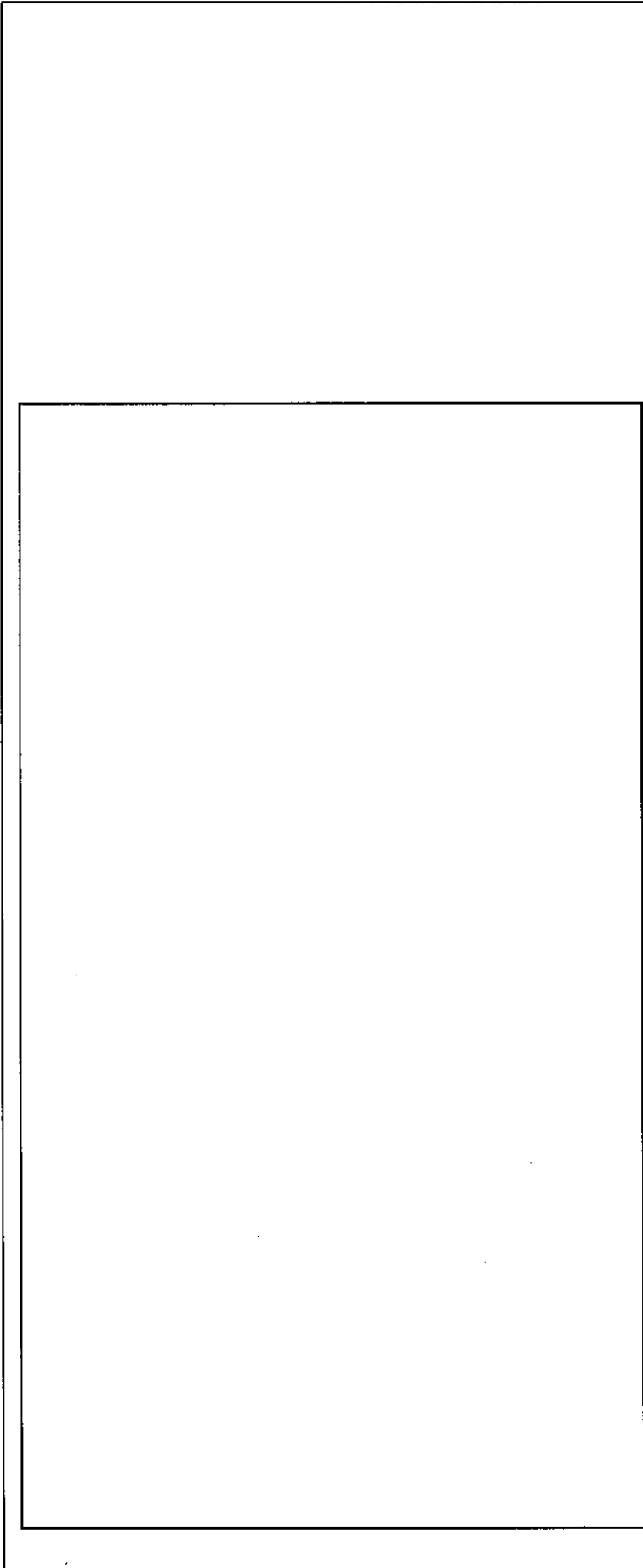


凡例

- ⑤ : 煙感知器 (10個)
- : 熱感知器 (4個)
- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊠ : 空気管式感知器 (感知器 5基)

- Ⓜ : 発信機 (P型 2個)
- Ⓜ : 警報設備 (ベル) (2個)
- ⊠ : 吹抜け

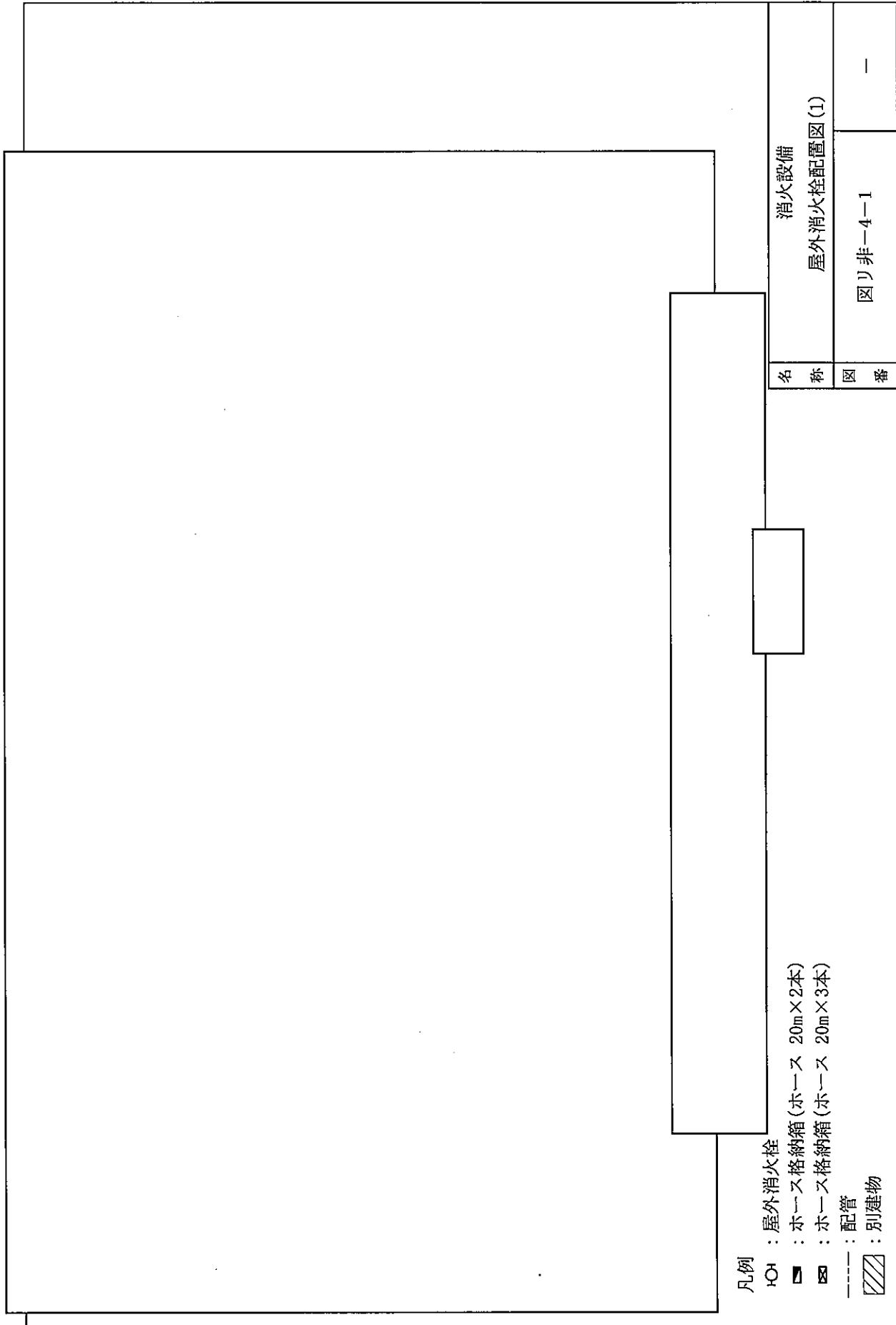
名称	自動火災報知設備 火災感知設備及びこれに連動する警報設備(第3核燃料倉庫2階)	
図番	図リ非-3-2	付属建物 第3核燃料倉庫



凡例

- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊗ : 空気管式感知器 (感知器 1基)
- ⊕ : 警報設備 (〜/〜) (1個)
- Ⓟ : 発信機 (P型 1個)

名	自動火災報知設備	
称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(劣化・天然ウラン倉庫)	
図	図リ非-3-3	
番	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	



凡例

○H : 屋外消火栓

■ : ホース格納箱 (ホース 20m×2本)

▣ : ホース格納箱 (ホース 20m×3本)

--- : 配管

▨ : 別建物

名 称

図 番

消防設備

屋外消火栓配置図(1)

図リ非-4-1

-

		名称 消防設備 屋外消火栓配置図 (2)	図番 図リ非-4-2
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HOH : 屋外消火栓</li> <li>■ : ホース格納箱 (ホース 20m×2本)</li> <li>☒ : ホース格納箱 (ホース 20m×3本)</li> <li>■ : 屋外消火栓 (ホース 20m×2本内蔵型)</li> <li>---- : 配管</li> </ul>			

	第3核燃料倉庫	
	消防栓からのアクセスルート	付属建物
名称	図り非-4-3	第3核燃料倉庫
図番		

凡例

- ➡ : 屋外消防栓からのアクセスルート
- ⋯ : 屋内の消防栓アクセスルート
- HO : 屋外消防栓

		劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
		名称 図番	図り非-4-4

凡例

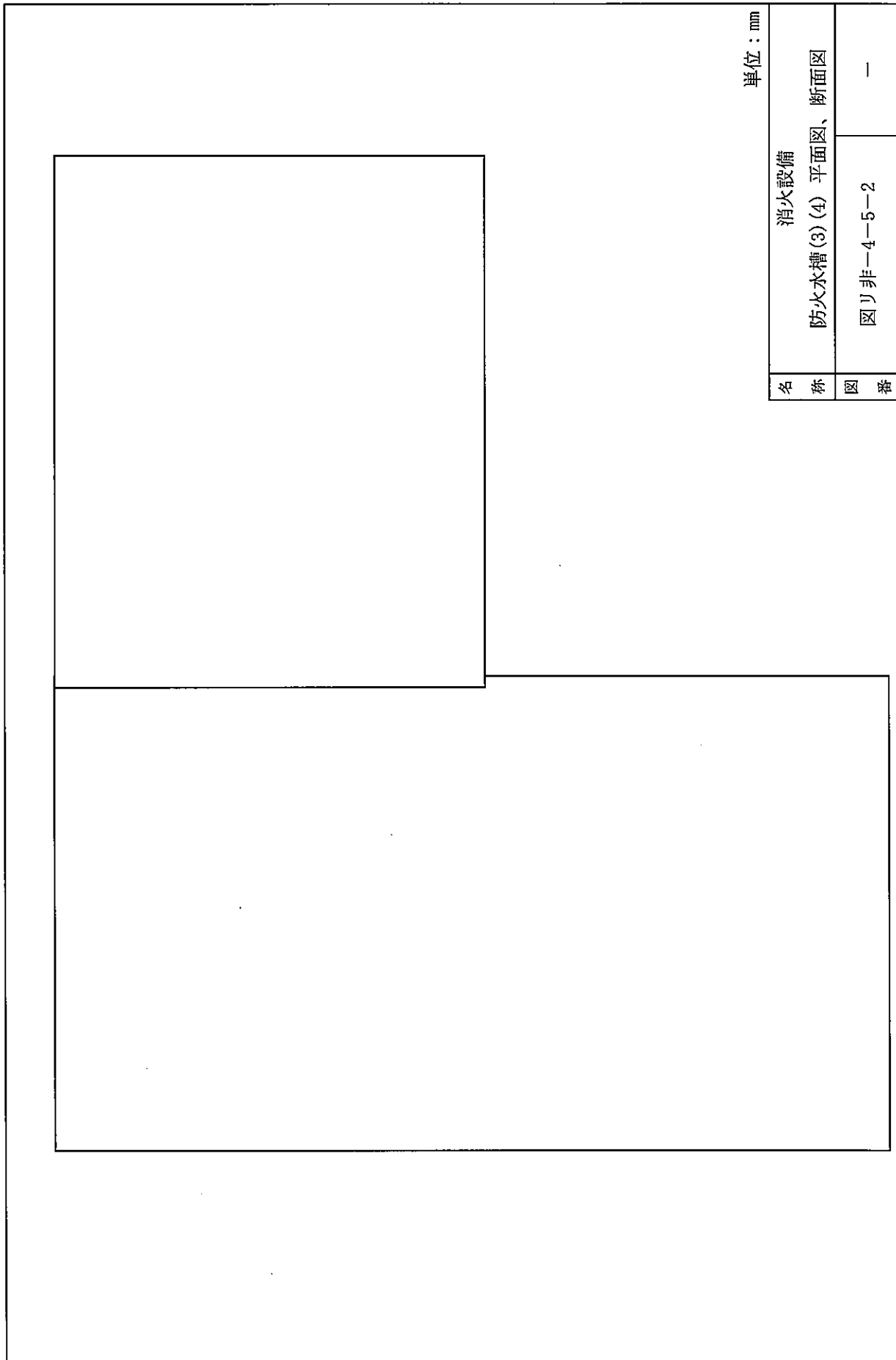
→ : 屋外消火栓からのアクセスルート

FO : 屋外消火栓

	消火設備 防火水槽配置図	
	名 称	図 番
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p>□ : 従来の申請で設置場所としていた防火水槽</p> </div>	
		—

<p>注)④は鉄筋のピッチを示す</p> <p>単位：mm</p>		名称	消火設備
		図番	防火水槽(1)(2) 平面図、断面図 図リ非-4-5-1
		図番	-

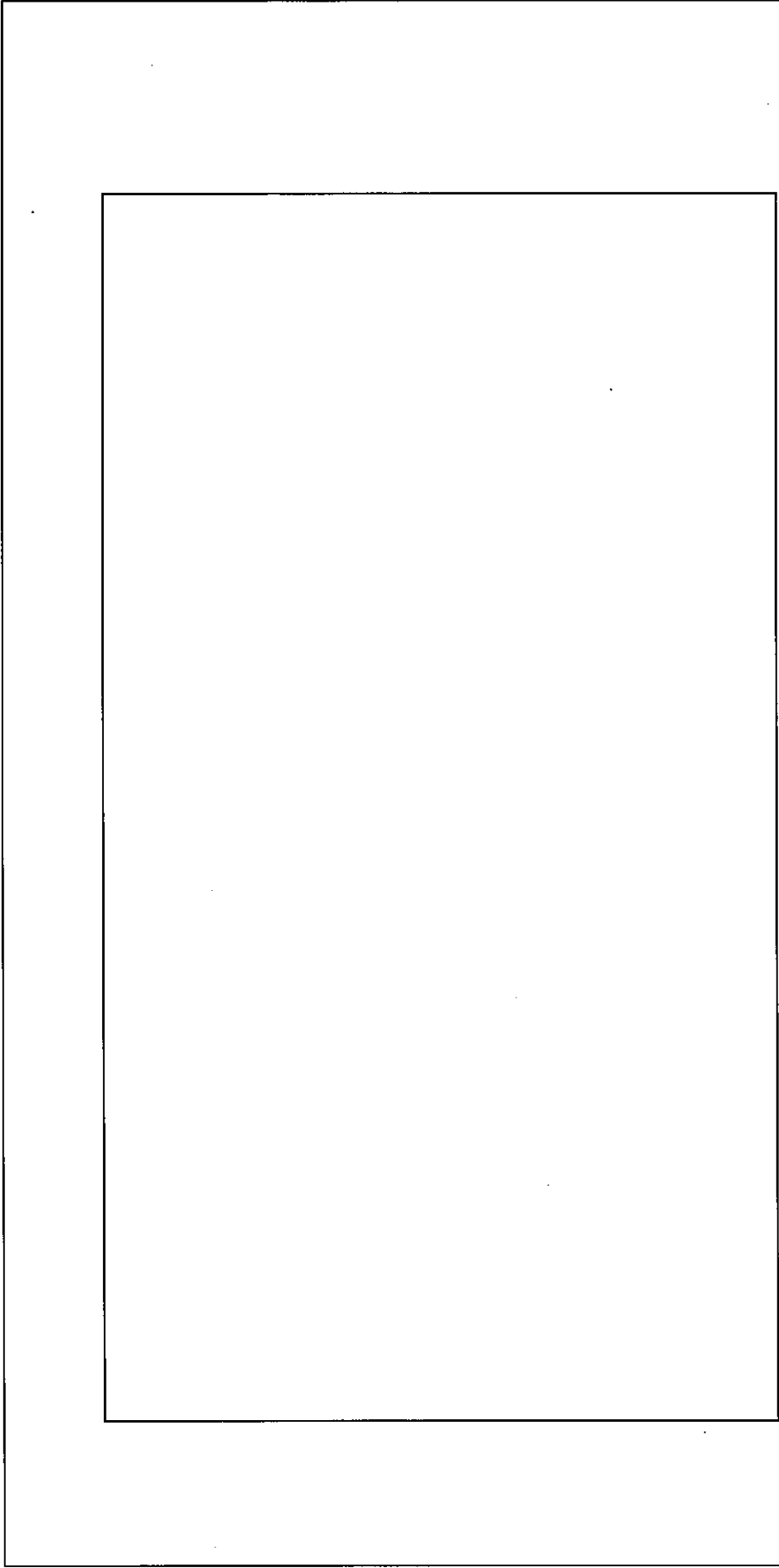




単位：mm

名称	消防設備 防火水槽(3)(4) 平面図、断面図	
図番	図リ非-4-5-2	-

凡例 <input checked="" type="checkbox"/> : 可搬消防ポンプ設置位置		名称 消火設備 可搬消防ポンプ配置図
注) 可搬消防ポンプは竜巻で飛来物とならないように固縛する		図番 図リ非-4-6 -

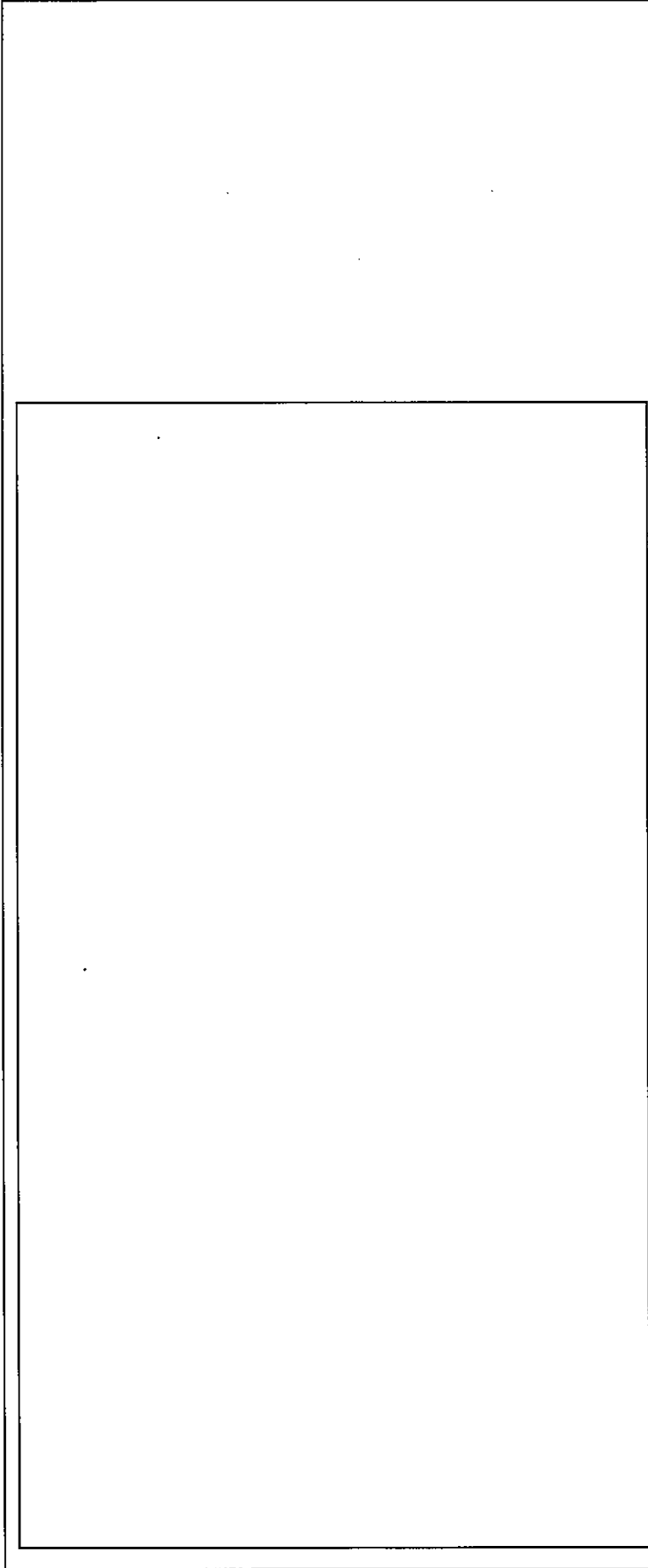


単位：mm

名称	消火設備 可搬消防ポンプ詳細図	
図番	図リ非-4-6-1	-

<p>凡例</p> <p>◎ : 粉末消火器 (10型 6本)</p>		<p>消火設備</p> <p>消火器 (第3核燃料倉庫1階)</p>
		<p>付屬建物</p> <p>第3核燃料倉庫</p>
<p>名 称</p>	<p>図 非-4-7</p>	<p>番 号</p>

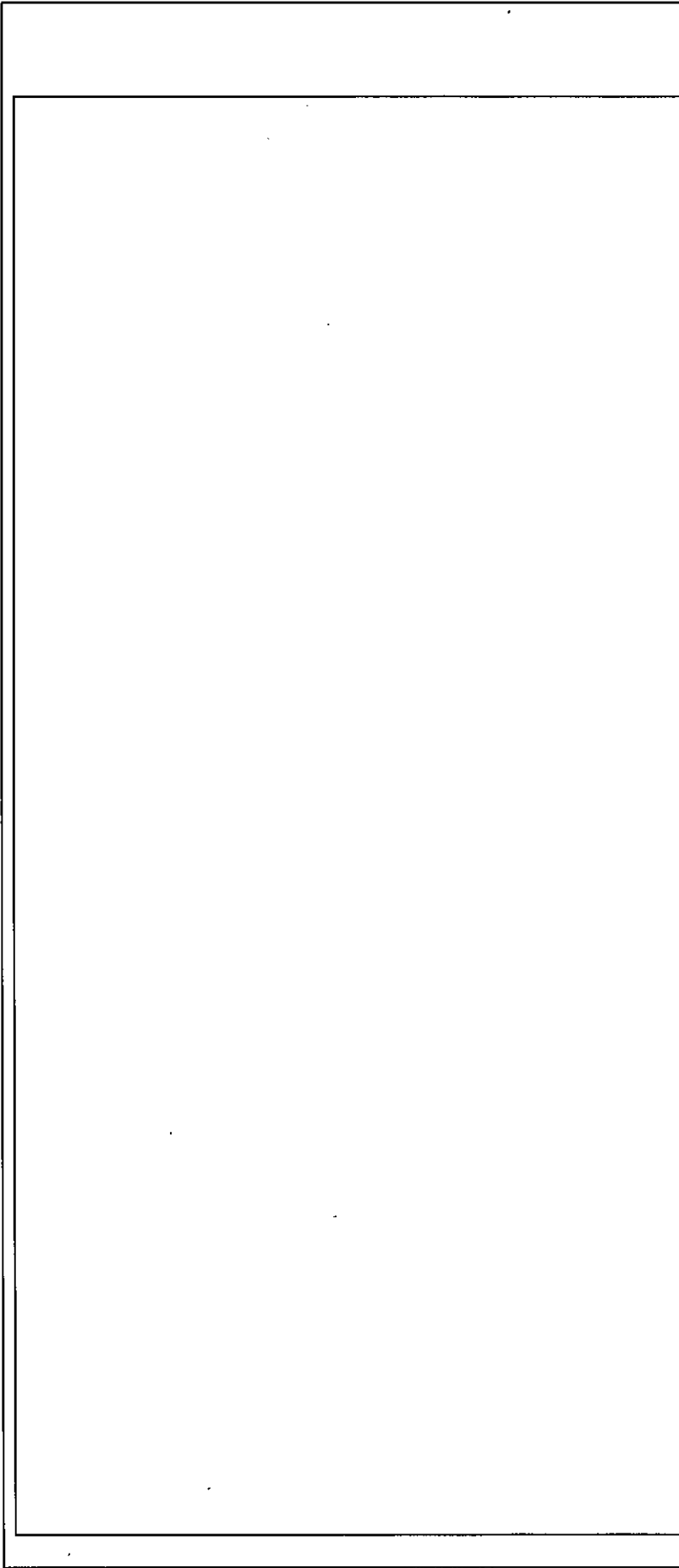
<p>凡例</p> <p>◎ : 粉末消火器(10型 4本)</p> <p>☒ : 吹抜け</p>		<p>消火設備</p> <p>消火器(第3核燃料倉庫2階)</p>	<p>付属建物</p> <p>第3核燃料倉庫</p>
		<p>名 称</p>	<p>図 番</p> <p>図リ非-4-8</p>



凡例

◎ : 粉末消火器(10型 1本)

名称	消火設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)	
図番	図リ非-4-9	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



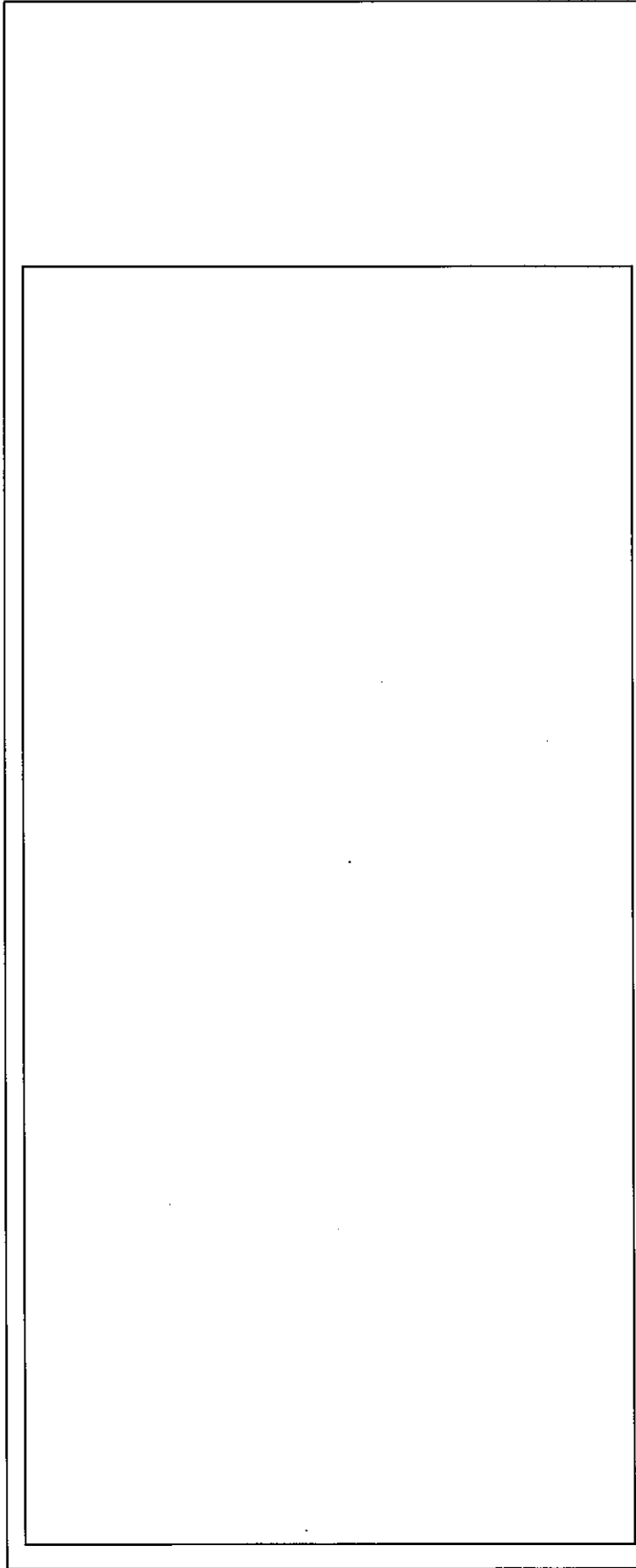
注1) 作業室(1)北東部にも溢水源があるため、新たに溢水防護区画を設定する  
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す  
 注3) 溢水防護区画の既存堰高さは□(設計確認値: □以上)の鉄筋コンクリート  
 注4) 堰の溢水源側に漏水検知警報設備を設置する

単位: mm

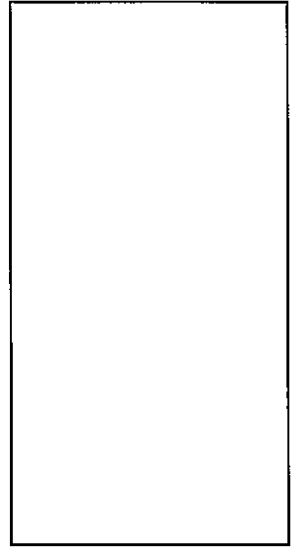
凡例

-----: 溢水防護区画

名称	緊急対策設備(3)	
図番	溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3核燃料倉庫4階)	付属建物
	図リ非-5-1	第3核燃料倉庫



注1) 第3核燃料倉庫内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする  
 注2) □で囲んだ数値は溢水防護区画番号を示す  
 注3) 各堰の溢水源側に漏水検知警報設備を設置する



凡例

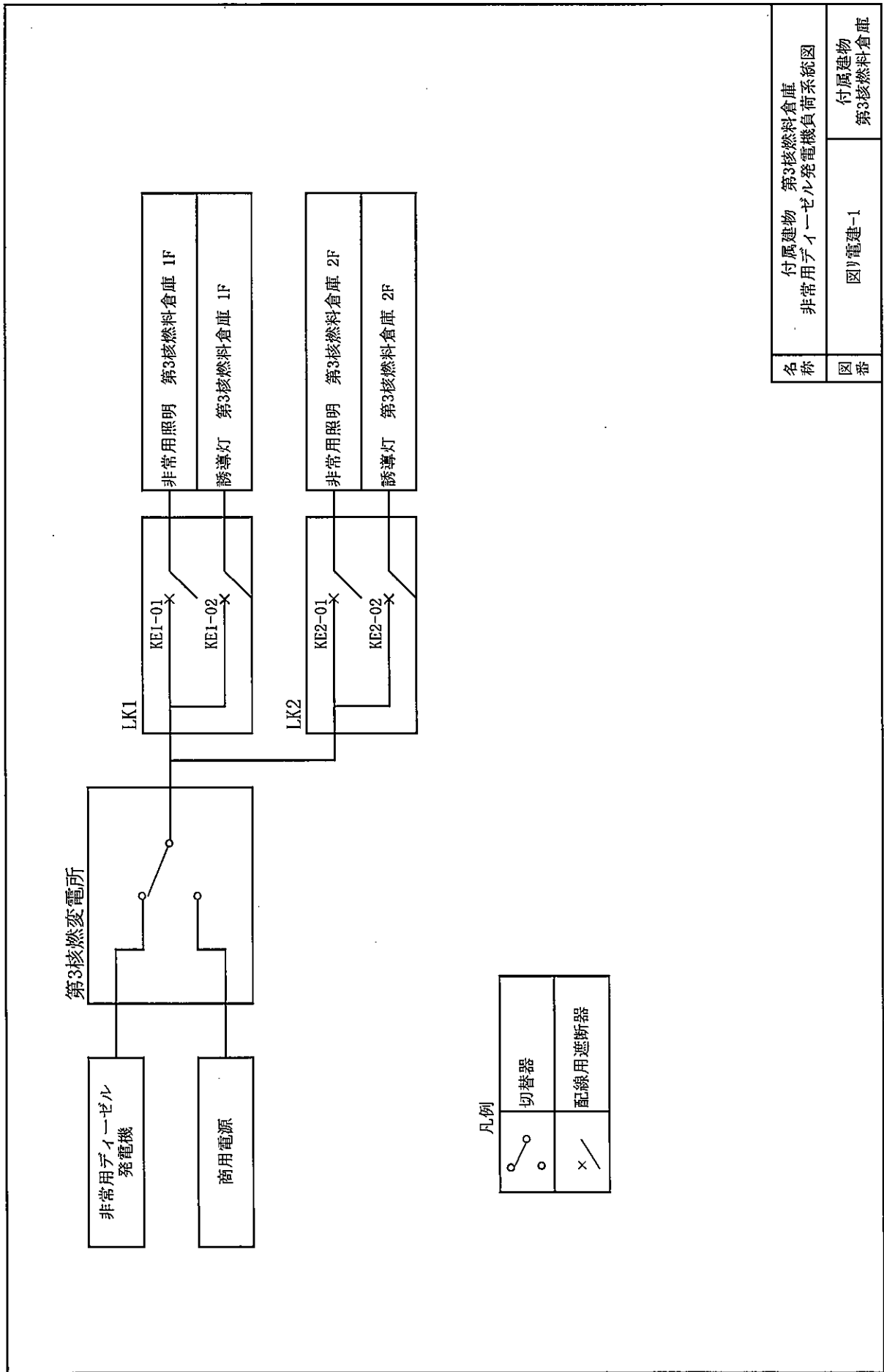
☒ : 吹抜け

--- : 溢水防護区画

単位 : mm

名称	緊急対策設備 (3)	
図番	溢水防護区画及び堰 (内部溢水止水用) 配置図 (第3核燃料倉庫2階)	付属建物 第3核燃料倉庫
	図リ非	5-2





名称	付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機負荷系統図	
図番	図Y電建-1	付属建物 第3核燃料倉庫

I-3-2 添付図面（設備・機器）

イ 化学処理施設

図イ配-1	化学処理施設 機器配置図
図イ系-1(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 系統図
図イ系-補1(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 耐震分類系統図
図イ設-1(1/4)～(4/4)	ウラン回収設備（第4系列） シリンダ洗浄装置、シリンダ検査装置
図イ設-2(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 堰（シリンダ洗浄装置）
図イ設-3	ウラン回収設備（第4系列） スクラバ
図イ設-4(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(1)
図イ設-5	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(2)
図イ設-6	ウラン回収設備（第4系列） クレーン（洗浄室）
図イ設-7(1/3)～(3/3)	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)
図イ設-8	ウラン回収設備（第4系列） ろ過器
図イ設-9(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 遠心分離機
図イ設-10(1/2)、(2/2)	ウラン回収設備（第4系列） 液受槽
図イ制-1	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック系統図
図イ制-2	ウラン回収設備（第4系列） 堰（シリンダ洗浄装置）堰漏水検知警報設備系統図
図イ制-3	ウラン回収設備（第4系列） スクラバ液位高警報設備系統図
図イ制-4	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(1)液位高警報設備系統図
図イ制-5	ウラン回収設備（第4系列） 洗浄液受槽(2)液位高警報設備系統図
図イ制-6	ウラン回収設備（第4系列） 液受槽 液位高警報設備系統図
図イ制配-1	ウラン回収設備（第4系列） 耐震重要度分類第3類インターロック盤、警報盤配置図

へ 核燃料物質の貯蔵施設

図へ配-1	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図へ配-2(1/2)、(2/2)	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図へ配-3	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図へ配-4	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図
図へ設-1(1/2)、(2/2)	原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠(1)(2)
図へ設-2(1/3)～(3/3)	原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)
図へ設-3	原料貯蔵設備 天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)
図へ設-4	粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
図へ設-5(1/6)～(6/6)	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
図へ設-6	粉末貯蔵設備 内容器用台車
図へ設-7	粉末貯蔵設備 他社缶用台車

図へ設-8	粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(2)
図へ設-9(1/6)~(6/6)	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)
図へ設-10	粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
図へ設-11	粉末貯蔵設備 クレーン(第3核燃料倉庫)
図へ設-12	劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用)
図へ設-13(1/3)~(3/3)	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
図へ設-14	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
図へ設-15	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
図へ設-16	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車
図へ設-17(1/2)、(2/2)	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
図へ設-18	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)
図へ設-19(1/2)、(2/2)	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフト
図へ設-20(1/4)~(4/4)	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)
図へ設-21	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
図へ設-22	洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト
図へ設-23(1/2)、(2/2)	洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
図へ設-24	洗浄残渣貯蔵設備 SUS 容器用台車(5)
図へ設-25(1/3)~(3/3)	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス
図へ設-26	洗浄残渣貯蔵設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト配-気1(1/2)	気体廃棄設備(4) 機器配置図(1階)
図ト配-気1(2/2)	気体廃棄設備(4) 機器配置図(2階)
図ト配-液1(1/3)~(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図ト配-液2(1/2)、(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 屋外配管配置図
図ト配-固1(1/4)~(4/4)	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
図ト系-気4-1	気体廃棄設備(4) 貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 室内排気系統
図ト系-気4-2	気体廃棄設備(4) 作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排気系統
図ト系-気4-3(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備(4) 作業室(1) 局所排気系統
図ト系-気4-4	気体廃棄設備(4) 貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 給気系統
図ト系-気4-5	気体廃棄設備(4) 作業室(1)、更衣室、シャワー室 給気系統
図ト系-液1(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3)系統図
図ト系-液2	排水貯留設備系統図
図ト系-液補1(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3)耐震分類系統図
図ト系-液補2	排水貯留設備 耐震分類系統図
図ト系-固1	焼却設備系統図

図ト系一固 2	除染設備系統図
図ト系一固補 1	焼却設備耐震分類系統図
図ト系一固補 2	除染設備耐震分類系統図
図ト設一気 1(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備 排気ファン(床置き型)
図ト設一気 2(1/2)	気体廃棄設備 高性能エアフィルタ(タイプ8)
図ト設一気 2(2/2)	気体廃棄設備 高性能エアフィルタ(タイプ9)
図ト設一気 3(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備 給気ファン(床置き型)
図ト設一気 4	気体廃棄設備 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)
図ト設一液 1	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(洗浄工程)
図ト設一液 2	廃液処理設備(3) 沈殿槽
図ト設一液 3	廃液処理設備(3) 遠心ろ過機
図ト設一液 4	廃液処理設備(3) 液受槽(1)
図ト設一液 5	廃液処理設備(3) ろ過機
図ト設一液 6	廃液処理設備(3) 液受槽(2)
図ト設一液 7	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)(1)(2)
図ト設一液 8(1/3)～(3/3)	廃液処理設備(3) イオン交換塔(1)(2)
図ト設一液 9	廃液処理設備(3) 液受槽(3)
図ト設一液 10	廃液処理設備(3) 乾燥機
図ト設一液 11	廃液処理設備(3) フードボックス
図ト設一液 12(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)(1)(2)
図ト設一液 13	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット
図ト設一液 14	廃液処理設備(3) 堰(廃液貯槽(洗浄工程))
図ト設一液 15	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット
図ト設一液 16	排水貯留設備
図ト設一液 17(1/4)～(4/4)	保管廃棄設備 保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器
図ト設一固 1(1/6)～(6/6)	焼却設備 焼却炉
図ト設一固 2(1/2)、(2/2)	焼却設備 サイクロン
図ト設一固 3	焼却設備 フラッシュチャンバ
図ト設一固 4(1/2)、(2/2)	焼却設備 イオン交換材混合機
図ト設一固 5(1/2)、(2/2)	焼却設備 イオン交換材成型機
図ト設一固 6	焼却設備 ピット
図ト設一固 7	焼却設備 クレーン(第1廃棄物処理所前室)
図ト設一固 8(1/8)～(8/8)	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
図ト設一固 9(1/2)、(2/2)	固体廃棄物処理設備 破砕機
図ト設一固 10(1/2)、(2/2)	固体廃棄物処理設備 クレーン(第2廃棄物処理所)
図ト設一固 11(1/3)～(3/3)	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス
図ト設一固 12(1/2)、(2/2)	除染設備 超音波洗浄機(1)(2)

図ト設一固 13(1/4)～(4/4)	除染設備 廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽
図ト設一固 14(1/3)～(3/3)	除染設備 分別・解体フード
図ト設一固 15	除染設備 水洗槽
図ト設一固 16	除染設備 切断フード
図ト設一固 17	除染設備 排水受槽
図ト設一固 18(1/3)～(3/3)	除染設備 乾燥機(1)(2)(3)
図ト設一固 19(1/2)、(2/2)	除染設備 プラスト装置(1)(2)
図ト設一固 20	除染設備 クレーン(除染室(2))
図ト設一固 21	除染設備 解体用フードボックス
図ト設一固 22(1/2)、(2/2)	除染設備 切断機(1)(2)
図ト設一固 23	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)
図ト設一固 24(1/2)、(2/2)	保管廃棄設備 ドラム缶ウラン量測定装置
図ト設一固 25	保管廃棄設備 クレーン(廃棄物一時貯蔵所)
図ト設一固 26	保管廃棄設備 クレーン(放射線管理棟前室)
図ト設一固 27	固体廃棄物の廃棄設備 第1廃棄物処理所
図ト設一固 28	固体廃棄物の廃棄設備 第2廃棄物処理所
図ト設一固 29	固体廃棄物の廃棄設備 除染室・分析室
図ト制一気 1(1/2)、(2/2)	気体廃棄設備(4) 給排気ファンの起動停止インターロック系統図
図ト制一気 2	気体廃棄設備(4) 負圧警報装置系統図
図ト制一 1	焼却設備 焼却炉燃焼装置失火インターロック系統図
図ト制一 2	焼却設備 焼却炉排ガス温度高インターロック系統図
図ト制一 3	焼却設備 焼却炉燃焼用空気停止インターロック系統図
図ト制一 4	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(洗浄工程)液位高警報設備系統図
図ト制一 5	廃液処理設備(3) 沈殿槽液位高警報設備系統図
図ト制一 6	廃液処理設備(3) 液受槽(1)液位高警報設備系統図
図ト制一 7	廃液処理設備(3) 液受槽(2)液位高警報設備系統図
図ト制一 8(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)液位高警報設備系統図
図ト制一 9(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) イオン交換塔液位高警報設備系統図
図ト制一 10	廃液処理設備(3) 廃液処理室回収ピット液位高警報設備系統図
図ト制一 11	廃液処理設備(3) 液受槽(3)液位高警報設備系統図
図ト制一 12(1/2)、(2/2)	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(チェック)液位高警報設備系統図
図ト制一 13	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット液位高警報設備系統図
図ト制一 14(1/2)、(2/2)	排水貯留設備液位高警報設備系統図
図ト制一 15(1/2)、(2/2)	保管廃棄設備 保管棚漏水検知警報設備系統図
図ト制一 16	焼却設備 ピット液位高警報設備系統図
図ト制一 17	除染設備 廃水中和設備液位高警報設備系統図
図ト制一 18	除染設備 排水受槽液位高警報設備系統図
図ト制一 19	廃液処理設備(3) 堰(廃液貯槽(洗浄工程))漏水検知警報設備系統図

図ト制配一気1	気体廃棄設備(4) 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図ト制配一1	焼却設備 耐震重要度分類第3類 インターロック盤、警報盤配置図
図ト制配一2	廃液処理設備(3) 耐震重要度分類第3類 警報盤配置図
図ト制配一3	保管廃棄設備, 排水貯留設備 耐震重要度分類第3類警報盤配置図
図ト制配一4	除染設備 耐震重要度分類第3類警報盤配置図

チ 放射線管理施設

図チ配一1(1/14)～(14/14)	放射線管理施設 エアスニファ機器配置図
図チ配一2	放射線管理施設 エリアモニタ機器配置図
図チ配一3(1/6)～(6/6)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ機器配置図
図チ配一4(1/9)～(9/9)	放射線管理施設 ダストモニタ機器配置図
図チ配一5	放射線管理施設 モニタリングポスト機器配置図
図チ系一1	放射線管理施設 エアスニファ系統図
図チ系一2(1/3)～(3/3)	放射線管理施設 ダストモニタ系統図
図チ系一3	放射線管理施設 モニタリングポスト系統図
図チ系一4(1/5)～(5/5)	放射線管理施設 非常用電源設備との接続設備
図チ設一1(1/4)～(4/4)	放射線管理施設 エリアモニタ (Ch-1～8)
図チ設一2(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ
図チ設一3(1/12)～(12/12)	放射線管理施設 ダストモニタ
図チ設一4(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 モニタリングポスト
図チ制一1	放射線管理施設 エリアモニタ警報設備系統図
図チ制一2(1/2)、(2/2)	放射線管理施設 ハンドフットモニタ警報設備系統図
図チ制一3	放射線管理施設 ダストモニタ警報設備系統図
図チ制一盤1(1/7)～(7/7)	放射線管理施設 ダストモニタ

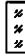


リ その他の加工施設

図リ配一1	非常用電源設備 無停電電源装置機器配置図
図リ配一2(1/17)～(17/17)	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図リ配一3(1/2)、(2/2)	付属設備 窒素供給設備、水素供給設備配置図
図リ配一4(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備配置図
図リ配一5	付属設備 機器配置図
図リ配一6	外部火災・爆発源と機器配置図
図リ配一7	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 機器配置図
図リ系一1	付属設備 窒素供給設備系統図
図リ系一2	付属設備 水素供給設備系統図
図リ系一3(1/5)～(5/5)	付属設備 溢水源供給停止設備系統図
図リ系一4	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図
図リ設一1	非常用電源設備 無停電電源装置

図リ設一2(1/3)～(3/3)	付属設備 窒素供給設備
図リ設一3(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 (手動)
図リ設一4(1/3)～(3/3)	付属設備 溢水源供給停止設備 (自動)
図リ設一5	付属設備 UF <sub>6</sub> シリンダ秤量器
図リ設一6	非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機 (1)(2)
図リ制一1(1/2)、(2/2)	付属設備 水素ガス供給配管系統 地震インターロック系統図
図リ制一2	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インターロック系統図
図リ制一3(1/14)～(14/14)	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インターロック系統図
図リ制一4(1/2)、(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インターロック系統図
図リ制一5(1/2)、(2/2)	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一6(1/2)、(2/2)	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一7(1/2)、(2/2)	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一8	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一9	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一10	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一11	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一12	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一13	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制一14	建物 堰漏水検知警報設備系統図
図リ制配一1	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配一2	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配一3	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配一4	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配一5	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制配一6	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図リ制一盤1(1/2)、(2/2)	付属設備 水素ガス供給配管系統 水素貯蔵所地震計 IL 盤 A, B 外形図
図リ制一盤2(1/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震計 IL 盤 (蒸気) 外形図
図リ制一盤2(2/2)	付属設備 溢水源供給停止設備 地震計 IL 盤 (シリンダ蒸気) 外形図

ウラン回収設備(第4系列)  
(附属建物 シリンドラ洗浄棟)

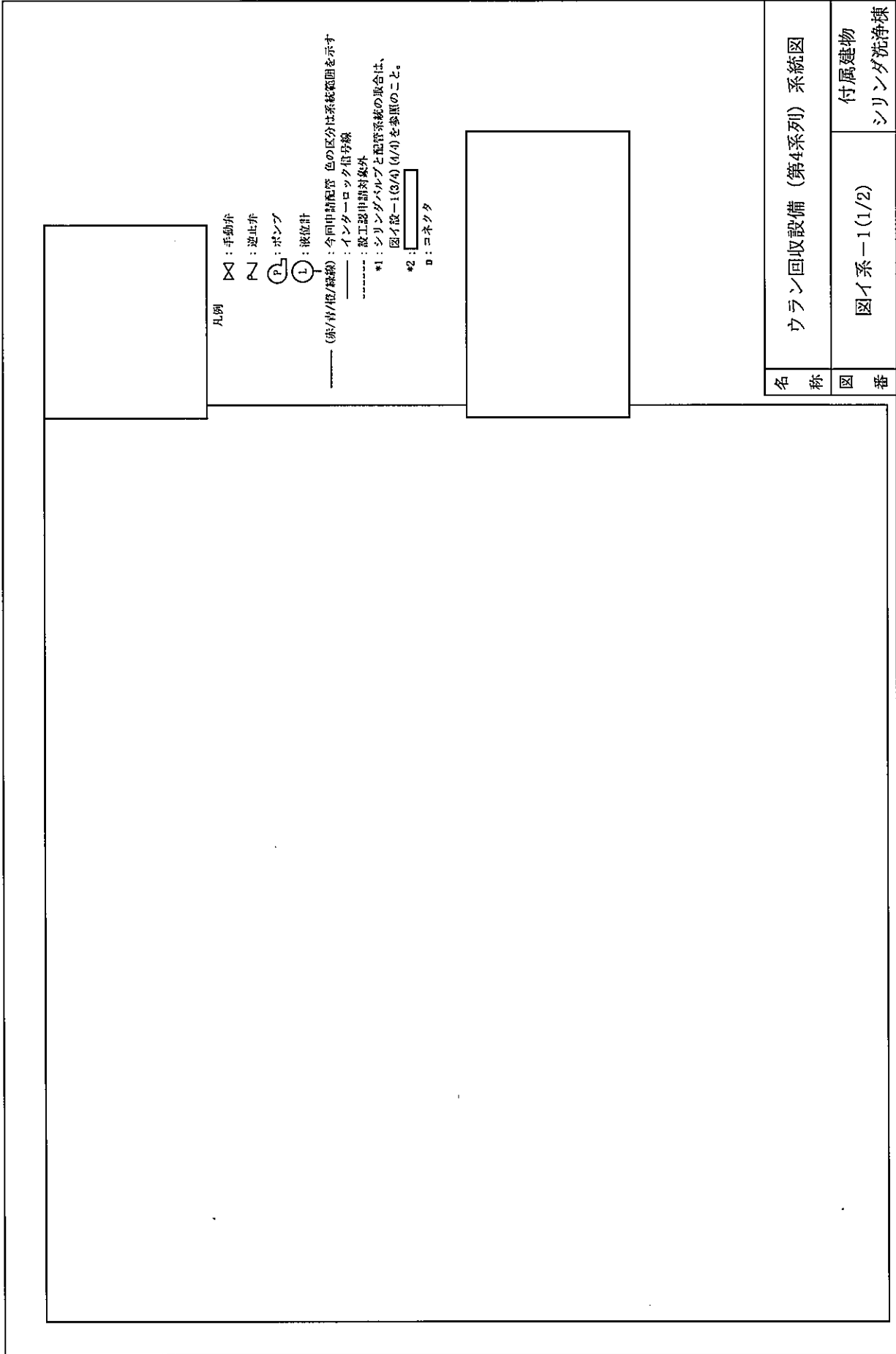
符号	機器名	変更内容
1	シリンドラ洗浄装置	改造
2	シリンドラ検査装置	改造
3	堰(シリンドラ洗浄装置)	新設
4	スクラバ	改造
5	洗浄液受槽(1)	改造
6	洗浄液受槽(2)	改造
7	クレーン(洗浄室)	変更なし
8	洗浄残渣沈殿槽(1)	改造
9	洗浄残渣沈殿槽(2)	改造
10	ろ過器	改造
11	遠心分離機	改造
12	液受槽	改造
13	シリンドラ傾転台	撤去
14	シリンドラ貯蔵ピット	撤去

-  : 洗浄室側の床面(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0)より80mm低い範囲  
 : 洗浄室側の床面(シリンドラ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0)より50mm低い範囲  
 : 申請する機器

名称  
化学処理施設  
機器配置図

図番  
図イ配-1  
附属建物  
シリンドラ洗浄棟



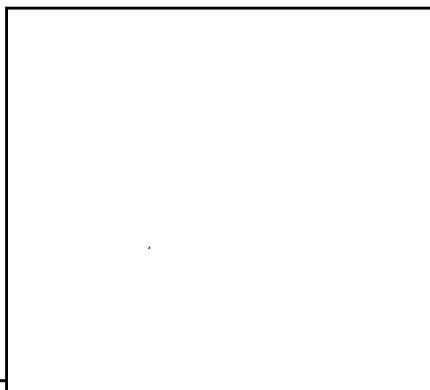


名称	ウラン回収設備 (第4系列) 系統図	
図番	図イ系-1(1/2)	付属建物 シリンダ洗浄棟

凡例

N : 逆止弁  
P : ポンプ

—— (赤/青/緑線) : 今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す  
----- : 配工認申請対象外  
----- : 前回までの申請範囲  
—— : フードボックス  
\*1 : 気体液薬設備としての申請範囲  
\*2 :



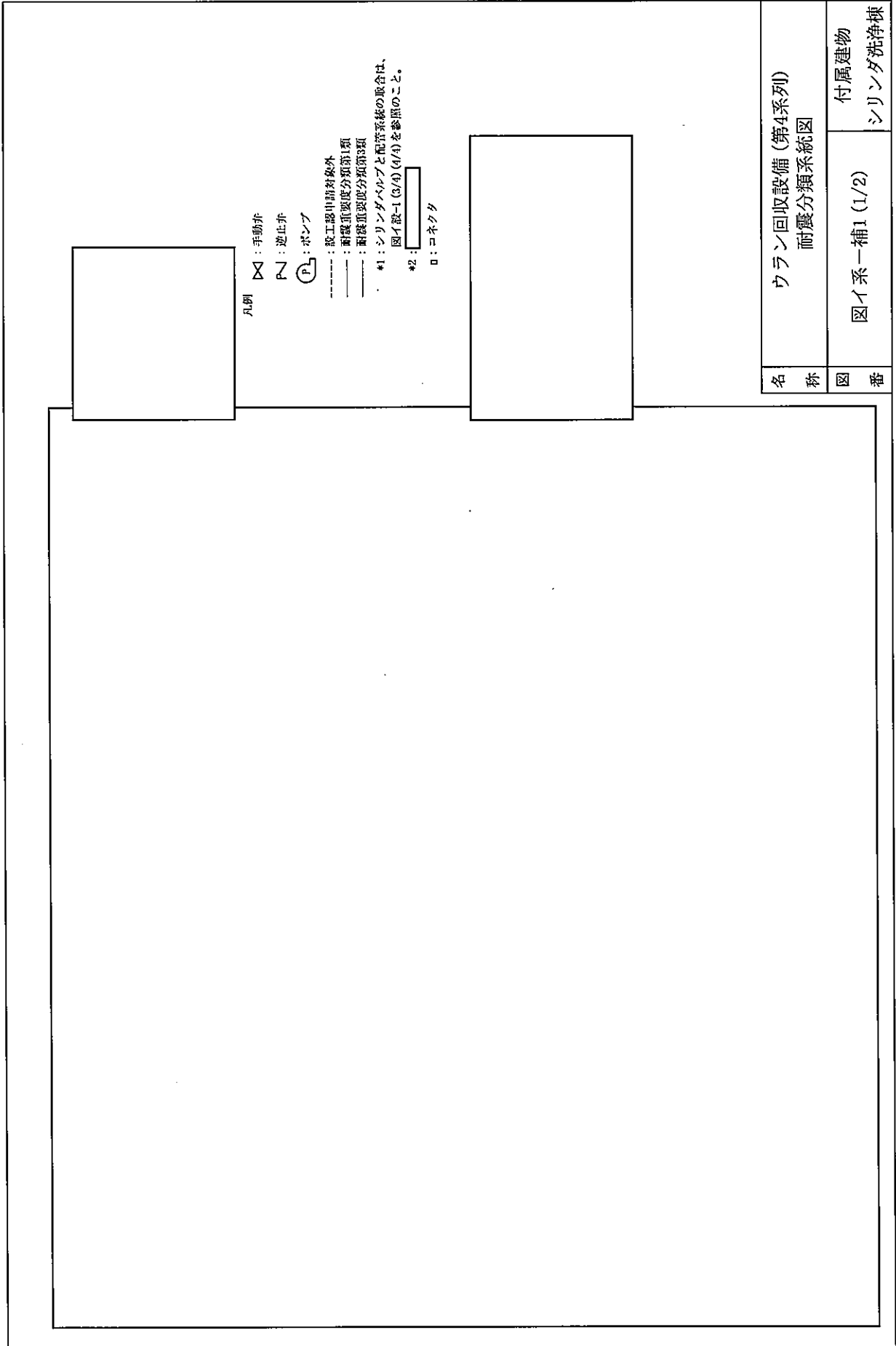
名称

ウラン回収設備 (第4系列) 系統図

図番

図イ系-1(2/2)

付属建物  
シリダダ洗浄棟



凡例

☒ : 手動弁

PN : 逆止弁

Ⓟ : ポンプ

----- : 設工費申請対象外

----- : 耐震重要度分類第1類

----- : 耐震重要度分類第3類

・ \*1 : シリンダバルブと配管系統の取合は、  
図イ設-1 (3/4) (4/4) を参照のこと。

\*2 :

□ : コネクタ

名称

ウラン回収設備 (第4系列)  
耐震分類系統図

図番

図イ系一補1 (1/2)

付属建物  
シリンダ洗浄棟

凡例

N : 逆止弁

(P) : ポンプ

—— (赤/青/緑線) : 今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す

—— : 耐震重複度分類第1類

--- : 耐震重複度分類対象外

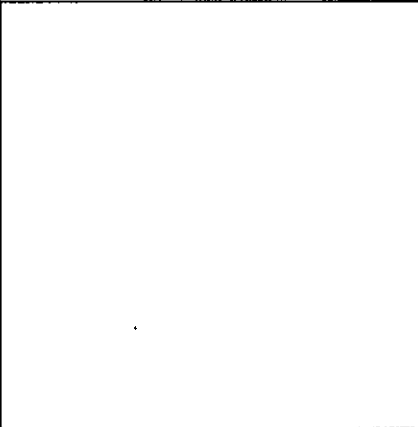
--- : 設工部申請対象外

--- : 前回までの申請範囲

--- : フードボックス

\*1 : 気体作業設備としての申請範囲

\*2 :



名称

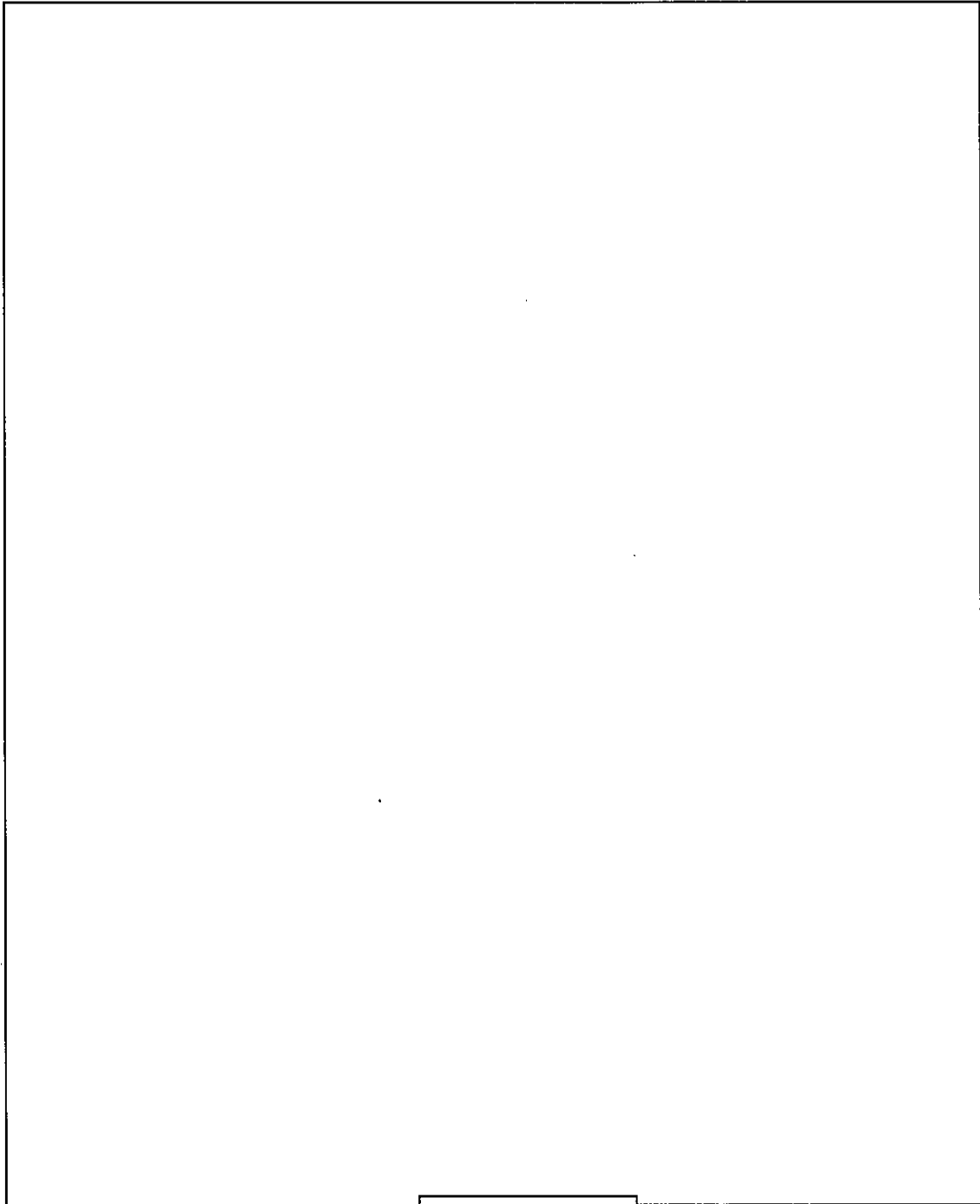
ウラン回収設備 (第4系列)  
耐震分類系統図

図番

図イ系一補1 (2/2)  
付属建物  
シリダダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{249}	シリンダ洗浄装置	1式

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1 : 溢水水位 (床面より140mm)

\*2 : 5次申請 図へ設-1参照

\*3 : シリンダバルブと配管系統の取合は、図イ設-1(3/4)参照

単位 : mm

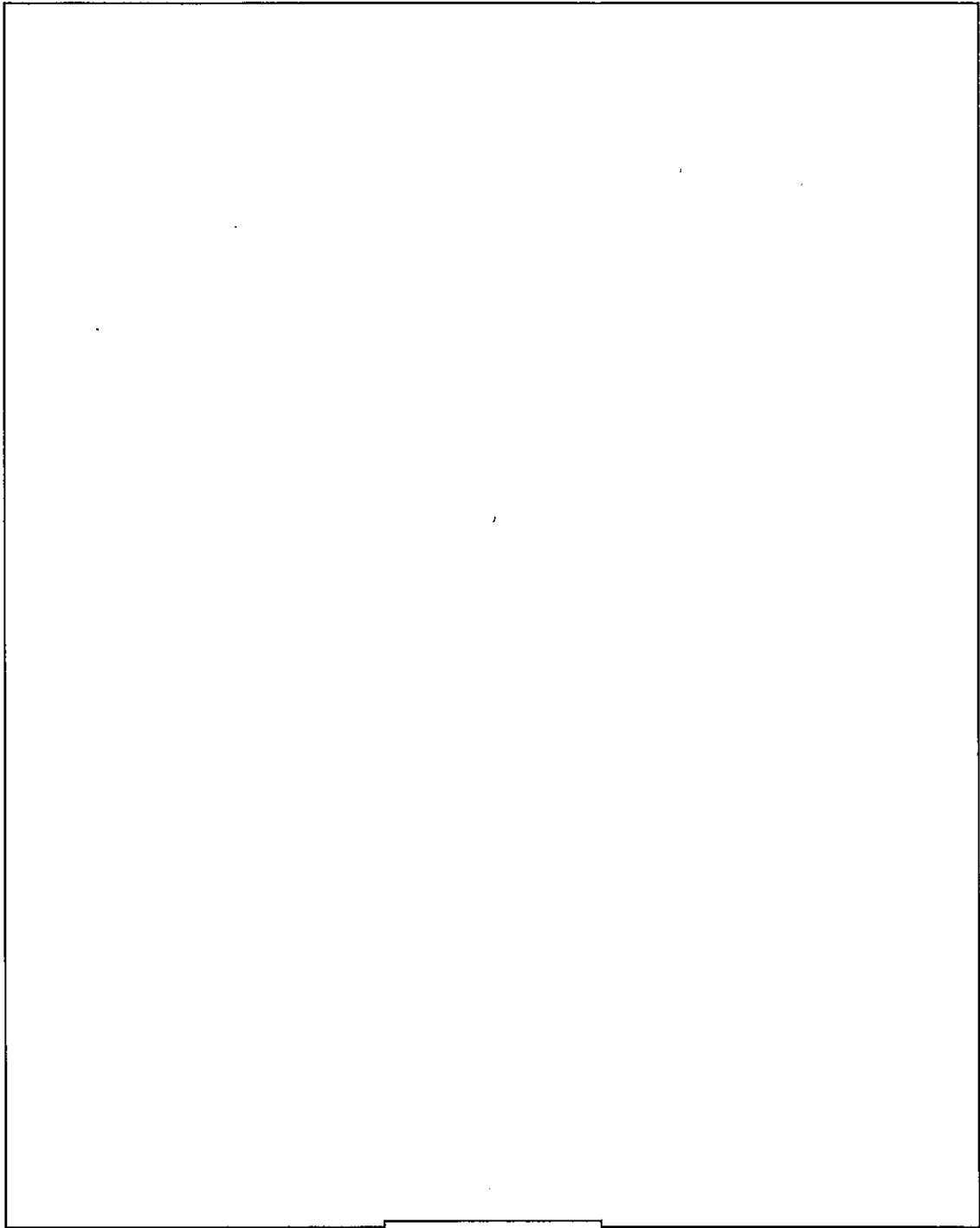
\*4 : {1} 蒸発器で蒸発した後のUF<sub>6</sub>シリンダ  
残留したUF<sub>4</sub>等粉末が存在

☒ : 追加ベースプレート (□mm : □)

☒ : ウランが滞留する部分

名称	ウラン回収設備(第4系列)	
	シリンダ洗浄装置、シリンダ検査装置	
図番	図イ設-1(1/4)	付属建物 シリンダ洗浄棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1 : 溢水水位 (床面より140mm)

\*2 : 5次申請 図へ設-1参照

\*3 : シリンダバルブと配管系統の取合は、図イ設-1(4/4)参照

単位 : mm

\*4 : 洗浄済UF<sub>6</sub>シリンダ

⊗ : 追加ベースプレート (□mm : □)

▨ : ウランが滞留する部分

名称	ウラン回収設備(第4系列)	
	シリンダ洗浄装置、シリンダ検査装置	
図番	図イ設-1(2/4)	付属建物
		シリンダ洗浄棟

		ウラン回収設備(第4系列)
		付属建物 シリندانダ洗浄棟
名称	シリندانダ洗浄装置、シリندانダ検査装置	
図番	図イ設-1(3/4)	

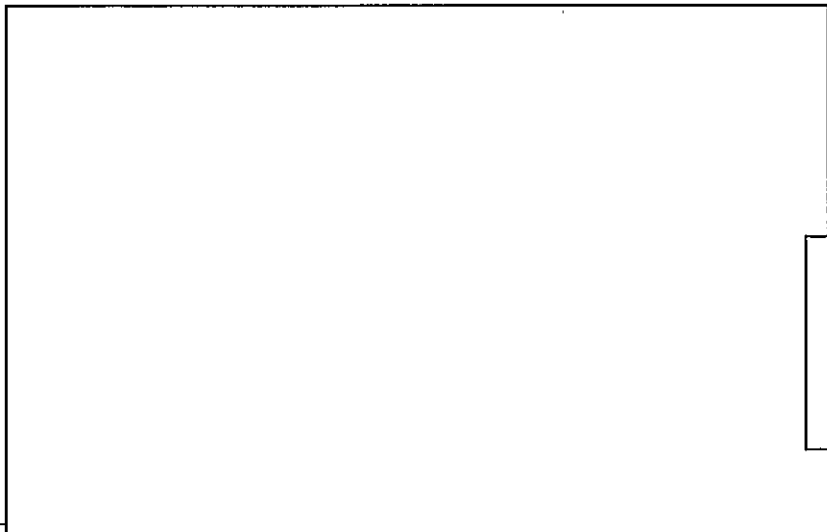
		ウラン回収設備(第4系列)
		シリндаダ洗浄装置、シリндаダ検査装置
名称		付属建物
図番	図イ設-1(4/4)	シリндаダ洗浄棟



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{250}	堰	1式
{251}	堰漏水検知警報設備	-

\*5

内は、耐震計算書の部位名称を示す

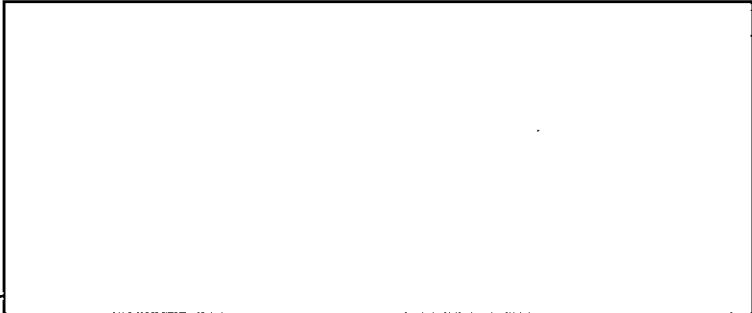


単位：mm

名	ウラン回収設備(第4系列)
称	堰(シリンドラ洗浄装置)
図	図イ設-2(1/2)
番	付属建物 シリンドラ洗浄棟

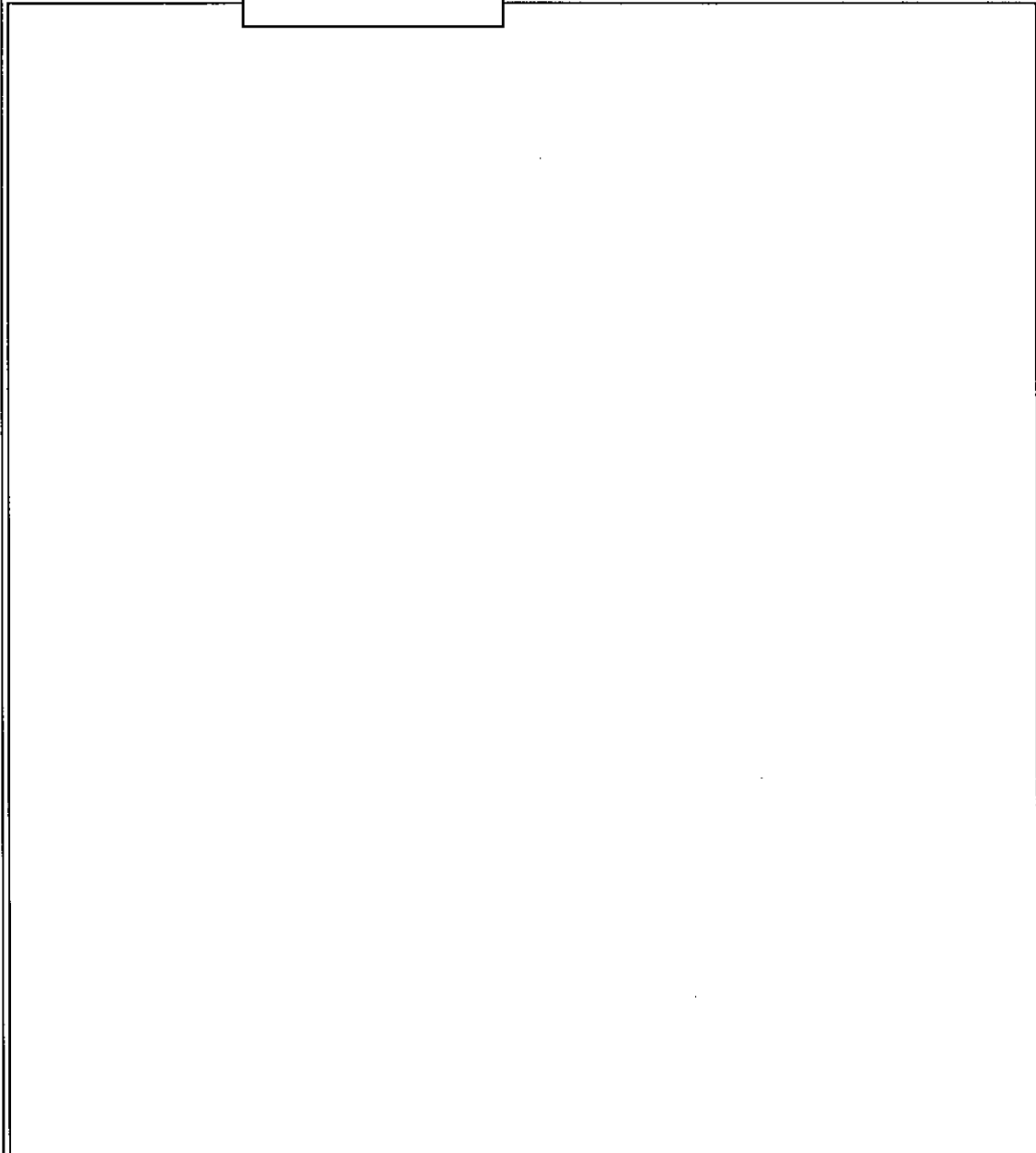
- \*1：堰の溢水堰側に漏水検知警報設備を設置する
- \*2：耐腐食性材料
- \*3：床との接触面(耐薬品性を有する  塗装)
- \*4：{251}堰漏水検知警報設備(漏水検知器(電極式))  
高さ：洗浄室床面の高さから10mm以上、50mm以下
- \*5：警報設備の基数については  
警報設備系統図(図イ制-2)参照
- \*6：床面はコンクリート表面に
- \*7：{250}堰高さ設定位置：床面より38mm以上

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



名称	ウラン回収設備(第4系列) 堰(シリンドラ洗浄装置)
図番	図イ設-2(2/2) 付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{252}	スクラバ	1
{253}	液位高警報設備	~



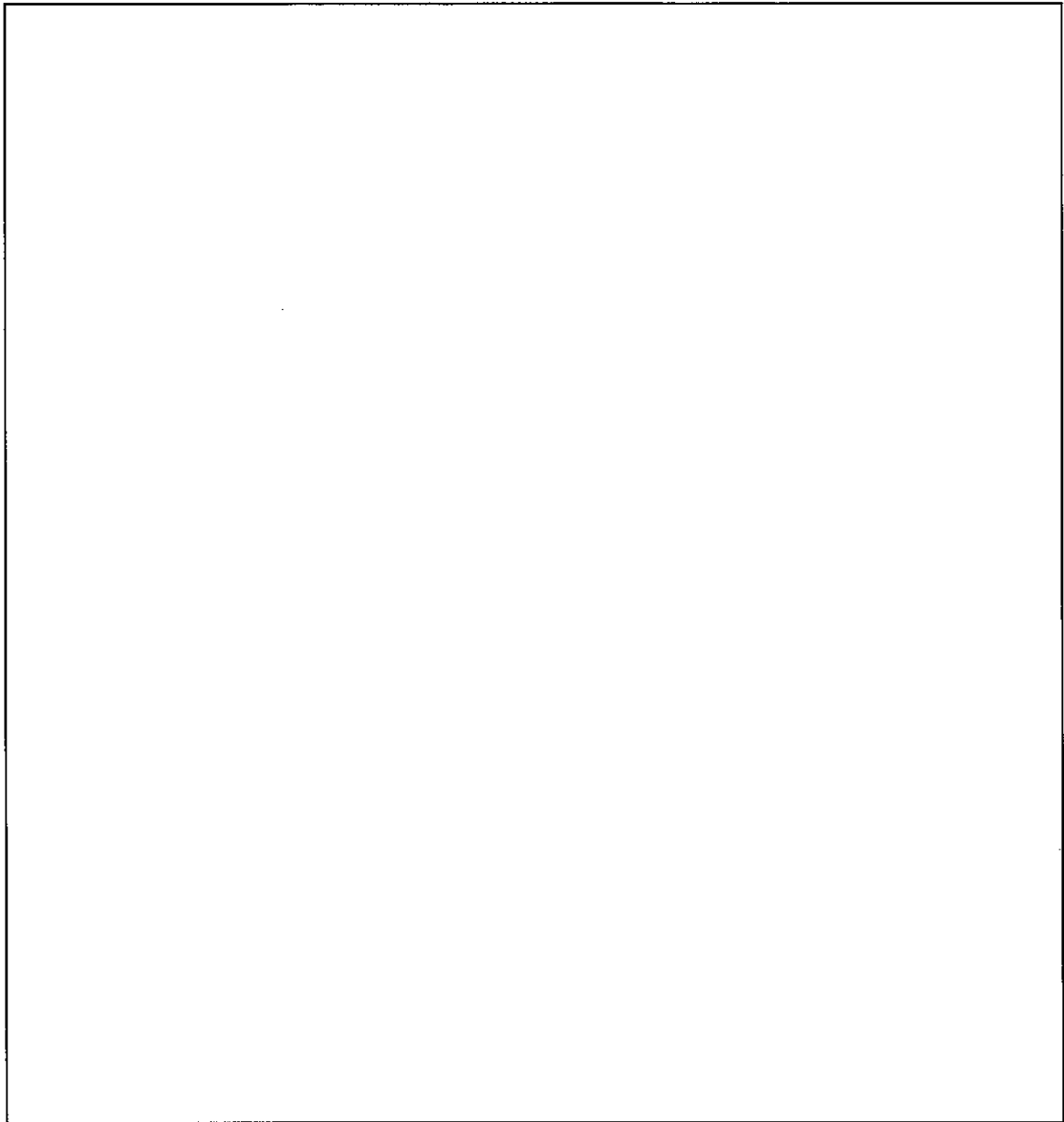
- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
  - \*2 : {253} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より11mm以上
  - \*3 : 液位計(電極式)
  - \*4 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図イ制-3) 参照
  - ← : 申請機器の配管系統
  - : 設工認申請対象外
- 単位 : mm

名称	ウラン回収設備(第4系列) スクラバ	
図番	図イ設-3	付属建物 シリندانダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{254}	洗浄液受槽(1)	1
{255}	液位高警報設備	-

\*4

内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1 : 溢水水位 (床面より140mm)

\*2 : {255} 液位高検知設定位置

: 槽上面より85mm以上

\*3 : 液位計(電極式)

\*4 : 警報設備の基数については

警報設備系統図 (図イ制-4) 参照

\*5 : 槽内面に

\*6 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm

以上とする

← : 申請機器の配管系統

▨ : ウランが滞留する部分

単位 : mm


名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(1)	
図番	図イ設-4(1/2)	付属建物 シリンダ洗浄棟

\*1 : 溢水水位 (床面より140mm)

\*6 : 単ユニット間の表面間距離は  
305mm以上とする

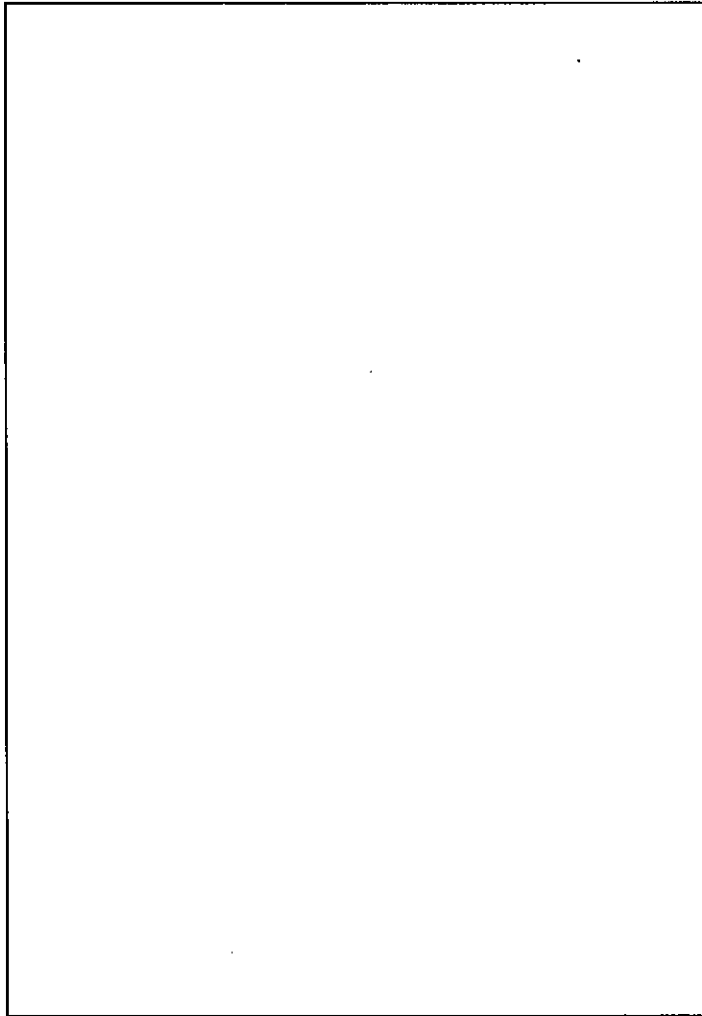
\*7 : 形状寸法制限 (容積26.5L以下)

\*8 : 臨界安全評価に使用

 : ウランが滞留する部分

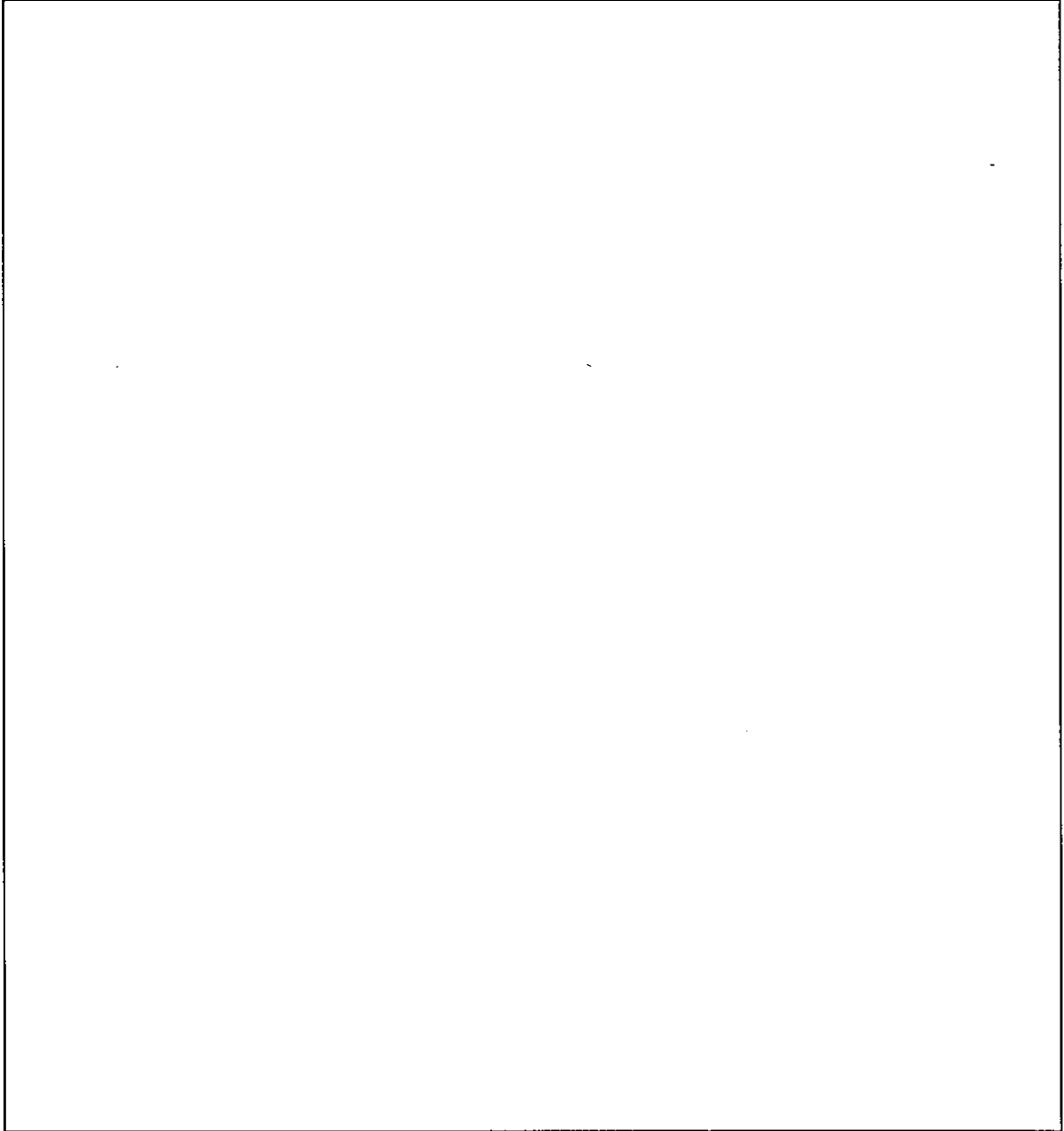
単位 : mm

名称	ウラン回収設備 (第4系列) 洗浄液受槽 (1)	
図番	図イ設-4 (2/2)	付属建物 シリンドラダ洗浄棟



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{256}	洗浄液受槽(2)	1
{257}	液位高警報設備	-

\*4

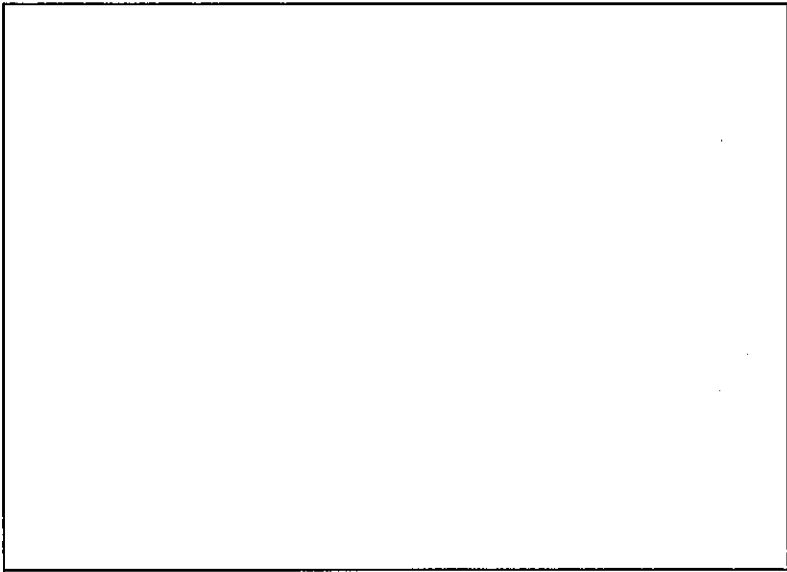


- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
- \*2 : {257} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より117mm以上
- \*3 : 液位計(電極式)
- \*4 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図イ設-5) 参照
- ← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(2)	
図番	図イ設-5	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
[258]	クレーン	1



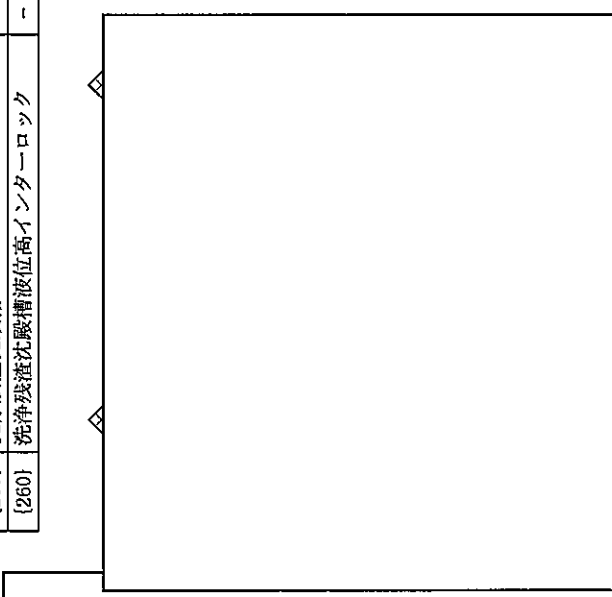
\*1 : 停電時保持機能  
 \*2 : 落下防止 (荷重2.5t以下)

単位 : mm

名称	ウラン回収設備 (第4系列) クレーン (洗浄室)	
図番	図イ設-6	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{259}	洗浄残渣沈殿槽	2
{260}	洗浄残渣沈殿槽液位高インタローック	-

内は、耐震計算書の部位名称を示す



- の基準高さF.L. 0より140mm)
- \*2 : {260} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より10mm以上
  - \*3 : 液位計(電極式)
  - \*4 : インタローック設備の基數については  
インタローック系統図(図イ制-1) 参照
  - \*5 : 槽内面に
  - \*6 : 床面 (F.L. -80) より500mm以上
  - \*7 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする

単位: mm

名	ウラン回収設備(第4系列)	
称	洗浄残渣沈殿槽(1)(2)	
図	図イ設-7(1/3)	付属建物
番		シリンダ洗浄棟

\*10: シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ  
(図イ配-1参照)

■ : ウランが滞留する部分  
← : 申請機器の配管系統



□内は、耐震計算書の部位名称を示す


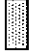
□内は、耐震計算書の部位名称を示す

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

- \*1 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)
- \*2 : {260}液位高検知設定位置: 上面より10mm以上
- \*3 : 液位計(電極式)
- \*5 : 槽内面に□
- \*6 : 床面 (F.L. -80) より500mm以上
- \*7 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする
- \*8 : {263}配管系統との接合部まで
- \*10 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ(図イ配-1参照)

□ : ウランが滞留する部分  
 ← : 申請機器の配管系統  
 単位 : mm

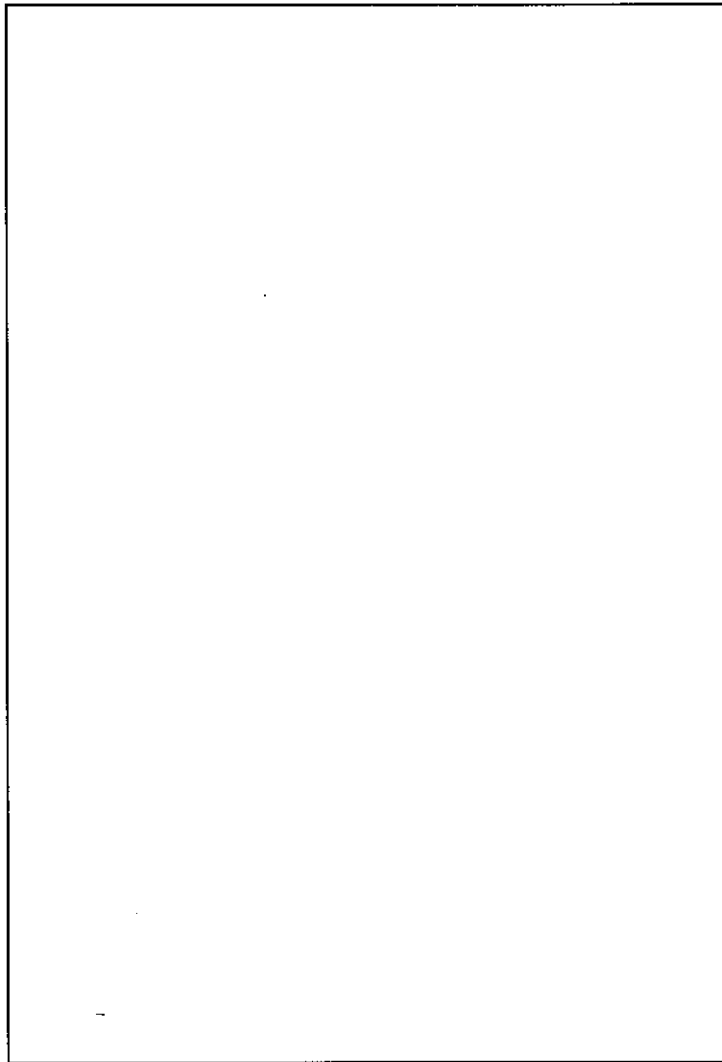
名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)
図番	図イ設-7(2/3) 付属建物 シリンダ洗浄棟


- \*1 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)
  - \*10 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ(図イ配-1参照)
  - \*11 : 単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする
  - \*12 : 形状寸法制限 (容積26.5L以下)
  - \*13 : 容積11L以上
  - \*14 : オイルパンから防護対象パネル(□)までの距離773mm以上
-  : 潤滑油を有する部位  
 : ウランが滞留する部分


単位 : mm


名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)
図番号	図イ設-7(3/3) 付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{261}	ろ過器	1



- \*1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)
- \*2 : 耐腐食性材料 (  )
- \*3 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.Oより140mm)
- \*4 : 廃液に含まれるウランの除去
- \*5 : 単一ユニット間の表面距離は305mm以上とする
- \*6 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ(図イ配-1参照)

 : ウランが滞留する部分

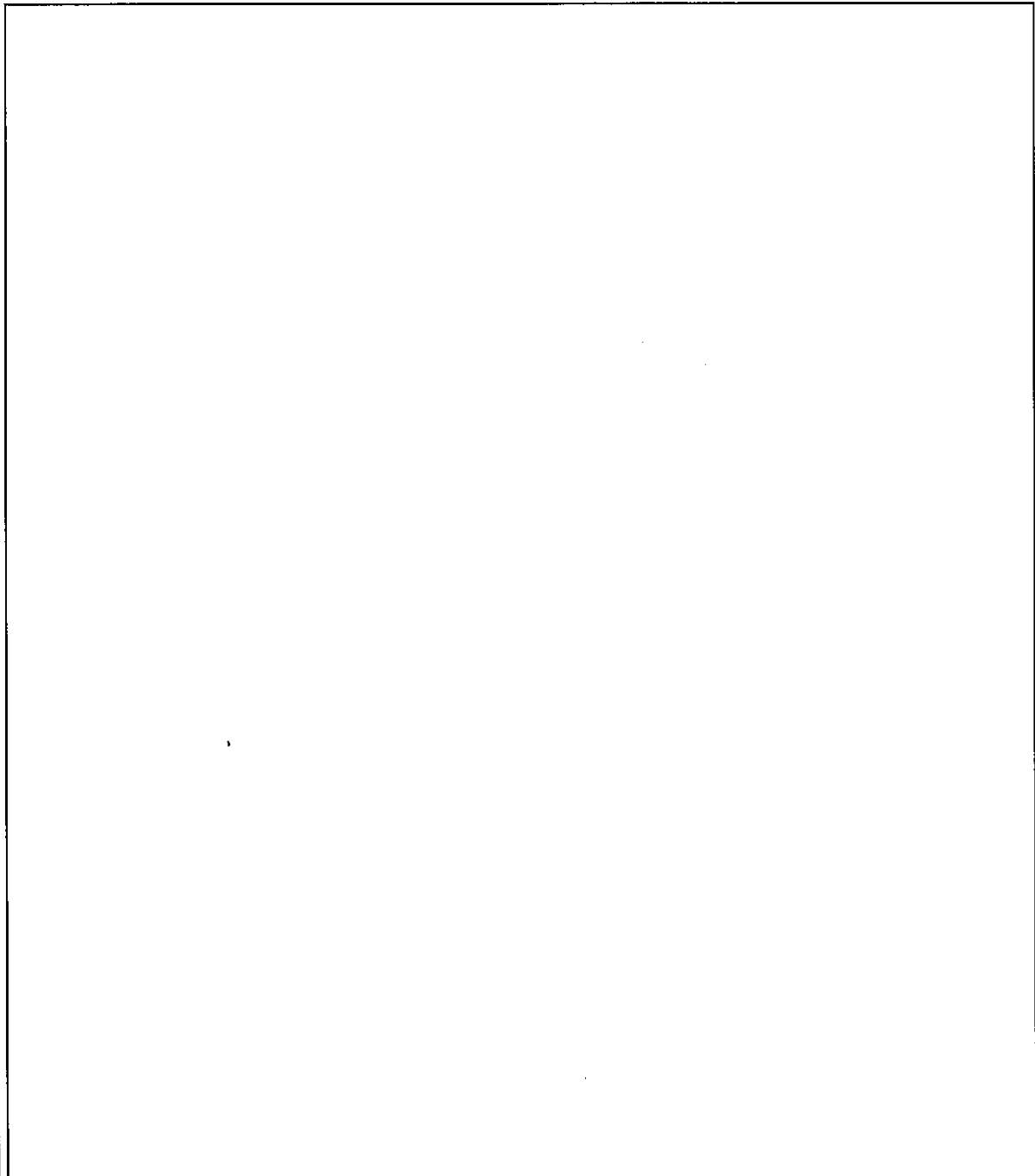
 : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	ウラン回収設備(第4系列) ろ過器	
図番	図イ設-8	附属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{262}	遠心分離機	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1: 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)

\*2: 耐腐食性材料 ( )

\*3: シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ (図イ配-1参照)

▨: 追加部材 ( ) : ( )

▧: 追加部材 ( ) : ( )

⊠: 追加ベースプレート ( mm : )

░: ウランが滞留する部分

←: 申請機器の配管系統

----: 設工認申請対象外

N: 逆止弁

単位: mm

名称	ウラン回収設備(第4系列) 遠心分離機	
図番	図イ設-9(1/2)	付属建物 シリンダ洗浄棟

\*4 : 容積0.7L以上

\*5 : 火災源より高い位置にウランを取り扱い扱う  
フードボックスはない

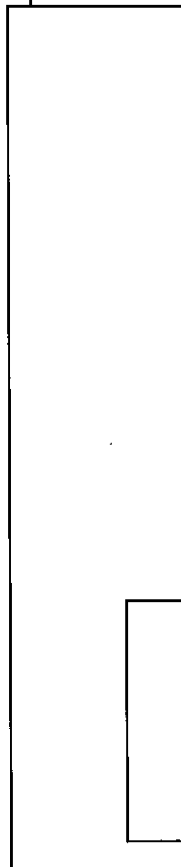
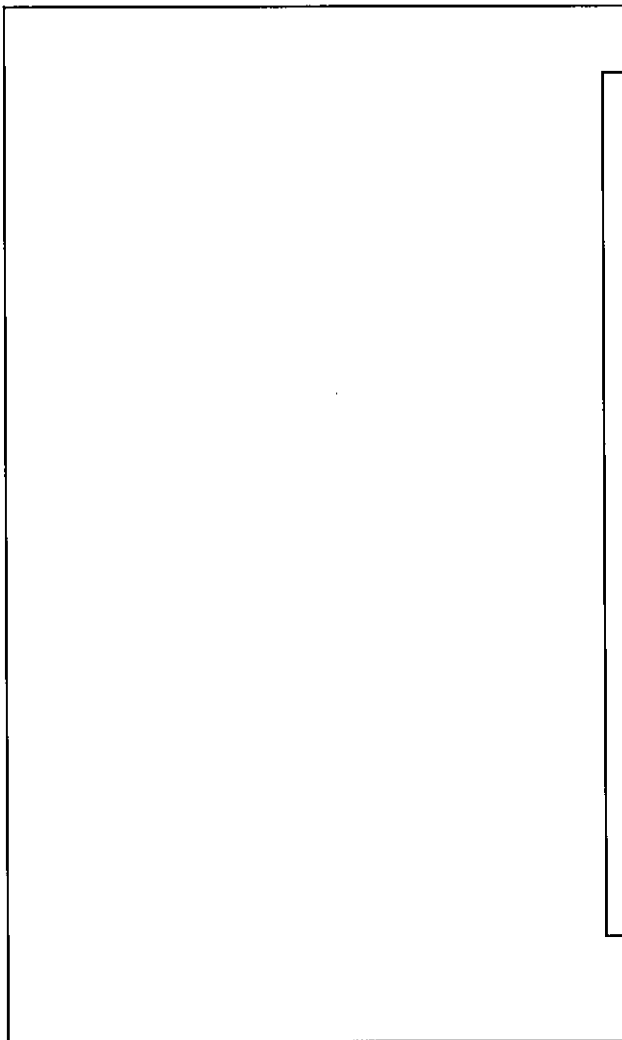
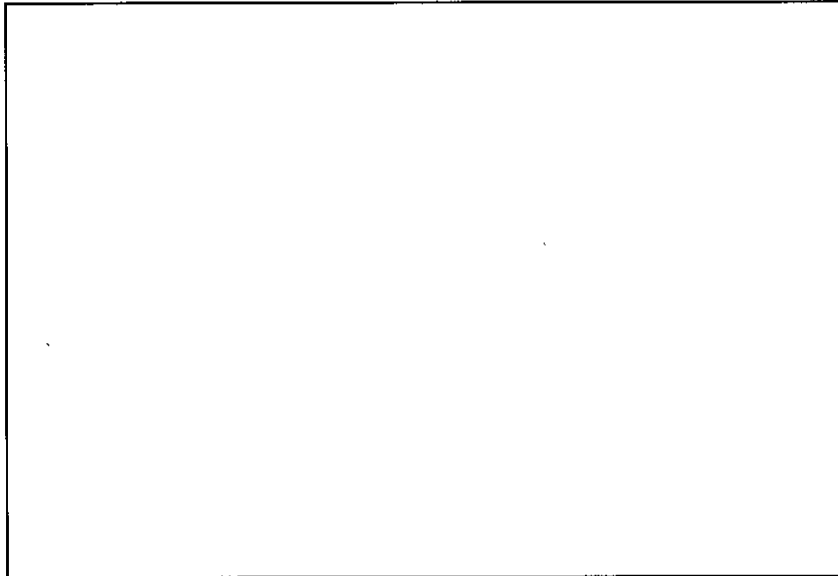
: 潤滑油を有する部位

単位 : mm

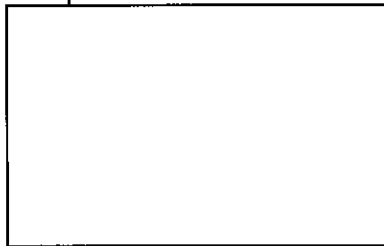
名称	ウラン回収設備(第4系列) 速心分離機	付属建物
図番	図イ設-9(2/2)	シリンダ洗浄棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{263}	液受槽	1



- : ウランが滞留する部分
- \*1 : 金属製カバー
- \*2 : 耐腐食性材料 (□)
- \*3 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ F.L. 0より140mm)
- \*4 : 液位高検知設定位置 槽上面より118mm以上
- \*5 : 液位計 (電極式)
- \*6 : 単一ユニット間の表面間 距離は305mm以上とする
- \*7 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ (図イ配-1参照)
- ← : 申請機器の配管系統



単位 : mm

名 称	ウラン回収設備(第4系列)	
	液受槽	
図 番	図イ設-10(1/2)	付属建物
		シリンダ洗浄棟

\*1：溢水水位（シリダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF. L. 0より140mm）

\*7：シリダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ（図イ配-1参照）

\*8：単一ユニット間の表面間距離は305mm以上とする

\*9：形状寸法制限（容積26.5L以下）

\*10：容積11L以上

\*11：オイルパンから防護対象パネル□までの距離73mm以上

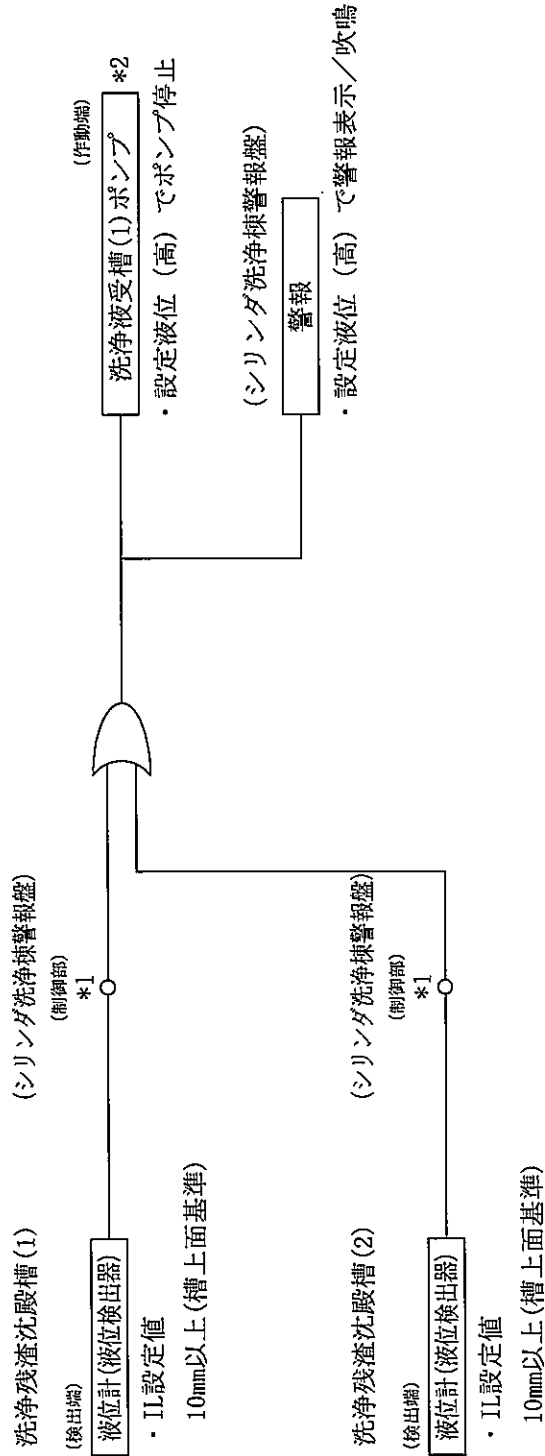
▨：潤滑油を有する部位

▩：ウランが滞留する部分

単位：mm

名称	ウラン回収設備（第4系列） 液受槽	
図番	図イ設-10（2/2）	付属建物 シリダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{260}	洗浄残渣沈殿槽液位高インタローロック	1式



\*1: メカニカルリレー  
\*2: 電源喪失でポンプ停止

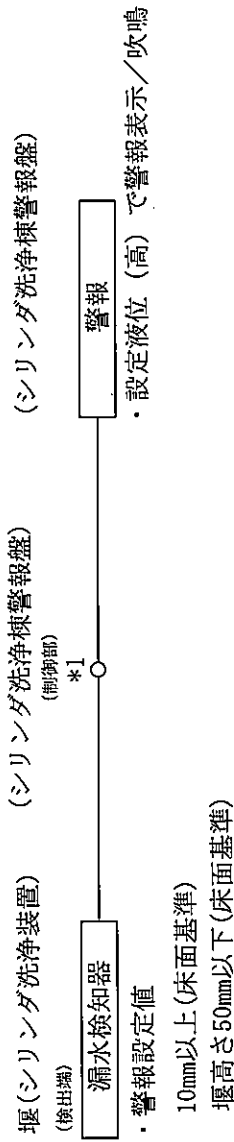
凡例

D ORゲート

名称	ウラン回収設備(第4系列)	
図番	図イ制-1	付属建物 シリンドラ洗浄棟



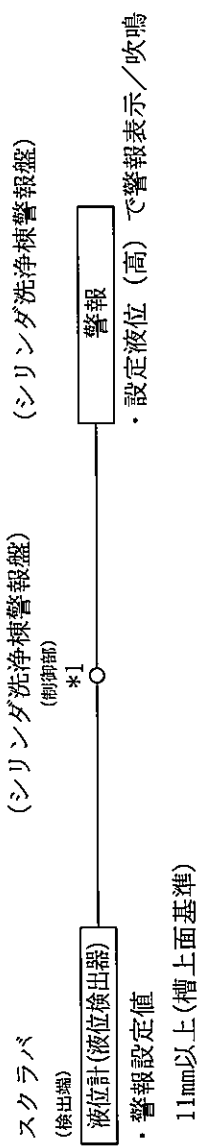
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{251}	堰漏水検知警報設備	1基



\*1: メカニカルリレー

名称	ウラン回収設備(第4系列)	
図番	図イ制-2	付属建物 シリンダ洗浄棟

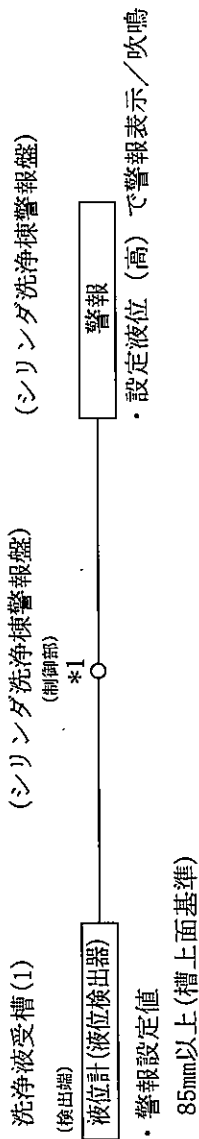
No.	安全機能を有する施設名称	基
[253]	液位高警報設備	1式



\*1: メカニカルリレー

名称	ウラン回収設備(第4系列) スクラバ液位高警報設備系統図	
図番	図イ制-3	付属建物 シリンダダ洗浄棟

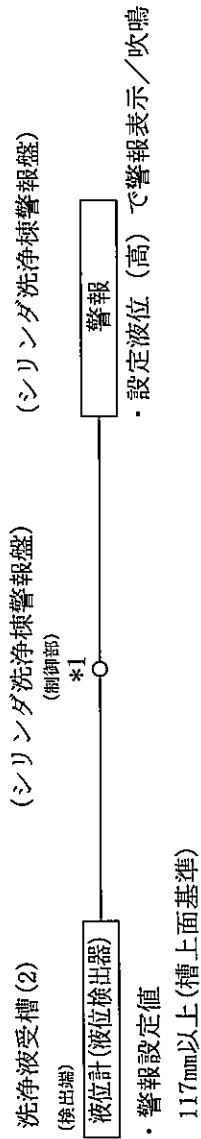
No. (255)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備
	基 1式



名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(1)液位高警報設備系統図
図番	図イ制一4 付属建物 シリンダ洗浄棟

\*1: メカニカルリレー

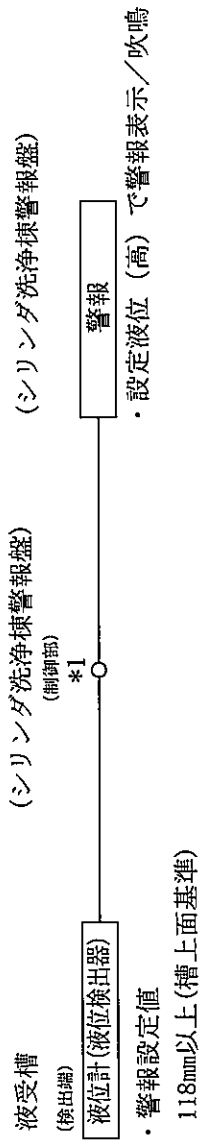
No. (257)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備
	基 1式



名称	ウラン回収設備(第4系列) 洗浄液受槽(2)液位高警報設備系統図	
図番	図イ制-5	付属建物 シリンダダ洗浄棟

\*1: メカニカルリレー

No.	安全機能を有する施設名称
{263}	液受槽
	基
	1基



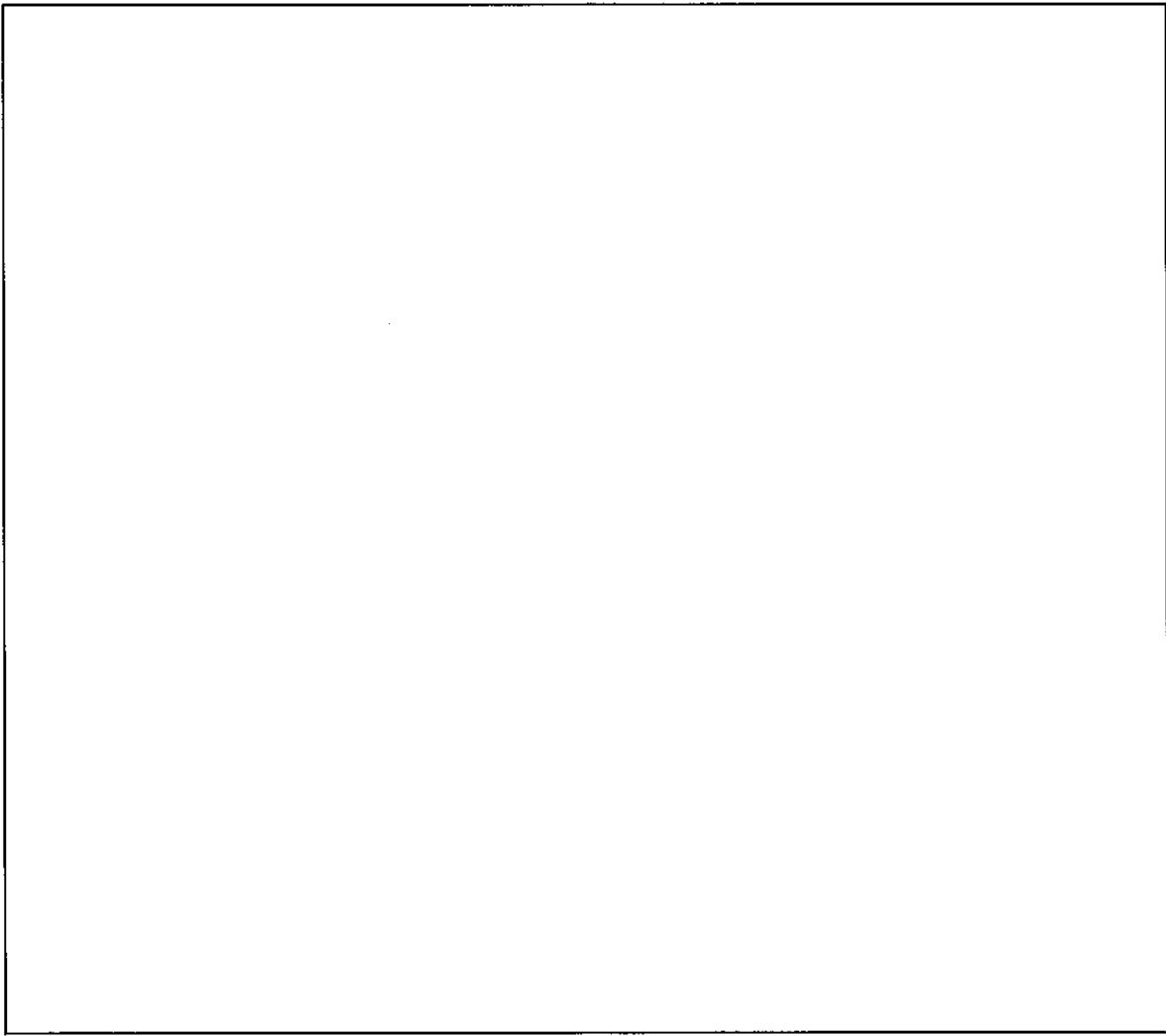
\*1: メカニカルリレー

名称	ウラン回収設備(第4系列) 液受槽 液位高警報設備系統図
図番	図イ制-6 付属建物 シリンダ洗浄棟

ウラン回収設備(第4系列)

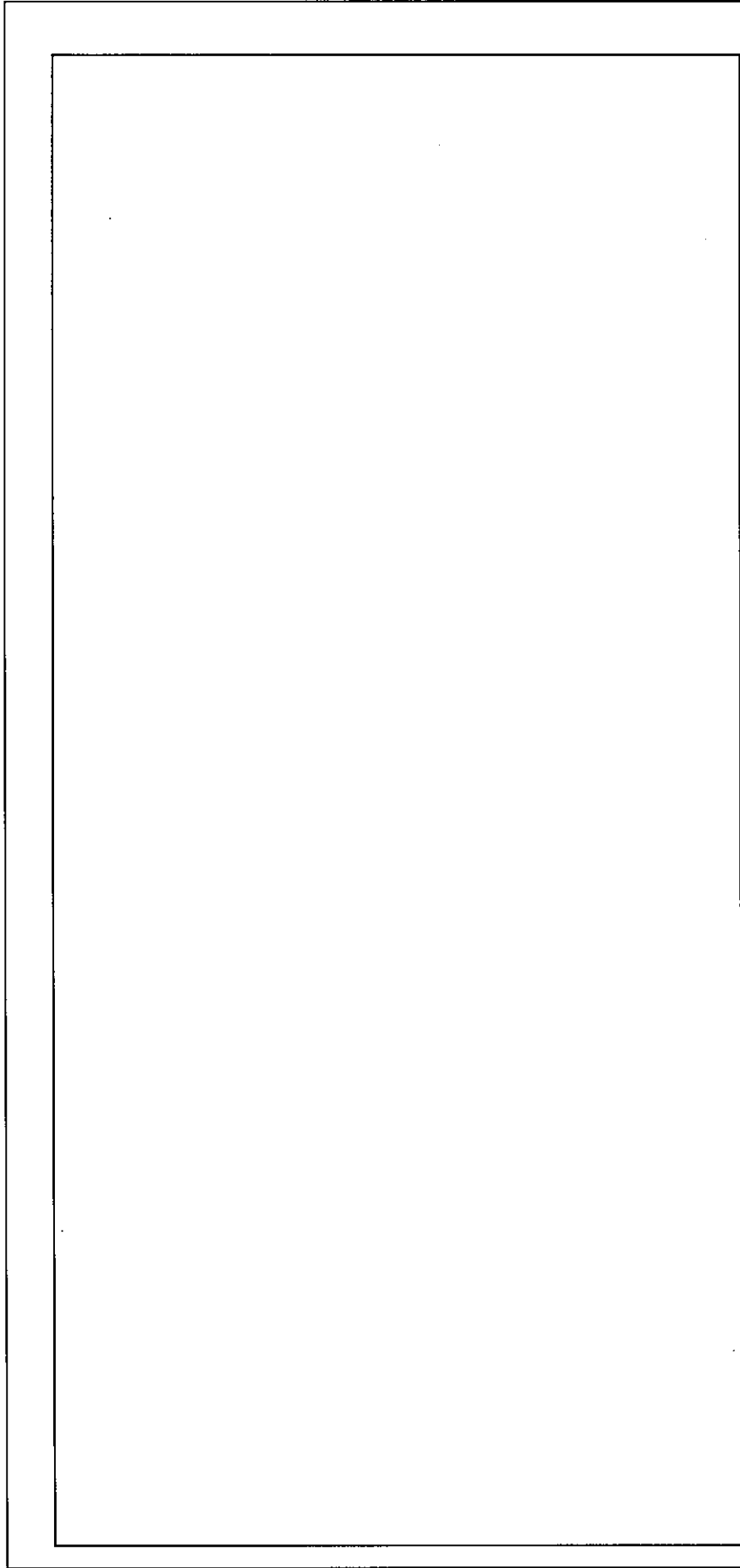
(廃液処理室)

符号	機器名	変更内容
1	シリンドラダ洗浄機警報盤	改造



/// : インターロック盤、警報盤配置エリア

名称	ウラン回収設備(第4系列)	
図番	図イ制御ー1	付属建物 シリンドラダ洗浄棟



原料貯蔵設備  
(原料貯蔵所)

符号	機器名称	変更内容
1	粉末輸送容器貯蔵機(1)	改造
2	粉末輸送容器貯蔵機(2)	改造
3	シリンダ転倒装置	改造
4	天井走行クレーン(原料貯蔵所内)	改造

▨：申請する機器

名称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	
図番	図へ配-1	付属建物 原料貯蔵所

--

▨ : 申請する機器

核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	付属建物 第3核燃料倉庫
名称	図番
図へ配-2 (1/2)	



粉末貯蔵設備

(作業室 (1))

符号	機器名称	変更内容
1-1	粉末回車・ペレット取扱ボックス	変更なし
1-2	粉末容器ハンドリング装置 (フードボックス (1))	変更なし
1-3	粉末容器ハンドリング装置 (フードボックス (2))	変更なし
1-4	粉末容器ハンドリング装置 (コンベア (1))	変更なし
1-5	粉末容器ハンドリング装置 (コンベア (3))	変更なし
1-6	粉末容器ハンドリング装置 (パランカー (1))	変更なし
1-7	粉末容器ハンドリング装置 (パランカー (2))	変更なし

(貯蔵室 (1))

符号	機器名称	変更内容
1-8	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)	改造
1-9	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)	改造
1-10	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3)	改造
1-11	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)	改造
1-12	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (5)	改造
1-13	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (6)	改造
1-14	リフト (1)	改造
1-15	リフト (2)	改造
1-16	リフト (3)	改造
1-17	クレーン	改造

UO<sub>2</sub>ペレット貯蔵設備

(貯蔵室 (2))

符号	機器名称	変更内容
2-1	ペレット貯蔵棚 (1) -1	改造
2-2	ペレット貯蔵棚 (1) -2	改造
2-3	ペレット貯蔵棚 (1) -3	改造
2-4	ペレット貯蔵棚 (1) -4	改造
2-5	ペレット貯蔵棚 (1) -5	改造
2-6	ペレット貯蔵棚 (1) -6	改造
2-7	ペレット貯蔵棚 (1) -7	改造
2-8	ペレット貯蔵棚 (1) -8	改造
2-9	ペレット貯蔵棚 (1) -9	改造
2-10	ペレット貯蔵棚 (1) -10	改造
2-11	ペレット貯蔵棚 (1) -11	改造
2-12	ペレット貯蔵棚 (1) -12	改造
2-13	ペレット貯蔵棚 (1) -13	改造
2-14	ペレット貯蔵棚 (1) -14	改造
2-15	ペレット貯蔵棚 (1) -15	改造
2-16	ペレット貯蔵棚 (1) -16	改造
2-17	ペレット貯蔵棚 (1) -17	改造
2-18	ペレット貯蔵棚 (1) -18	改造
2-19	ペレット貯蔵棚 (1) -19	改造
2-20	ペレット貯蔵棚 (1) -20	改造
2-21	ペレット貯蔵棚 (1) -21	改造
2-22	ペレット貯蔵棚 (2) -1	改造
2-23	ペレット貯蔵棚 (2) -2	改造
2-24	ペレット貯蔵棚 (2) -3	改造
2-25	ペレット貯蔵棚 (2) -4	改造
2-26	ペレット貯蔵棚 (2) -5	改造
2-27	ペレット貯蔵棚 (2) -6	改造
2-28	ペレット貯蔵棚 (2) -7	改造
2-29	ペレット貯蔵棚 (2) -8	改造
2-30	ペレット貯蔵棚 (2) -9	改造

燃料棒貯蔵設備

(貯蔵室 (2))

符号	機器名称	変更内容
3-1	保存燃料棒貯蔵棚	改造

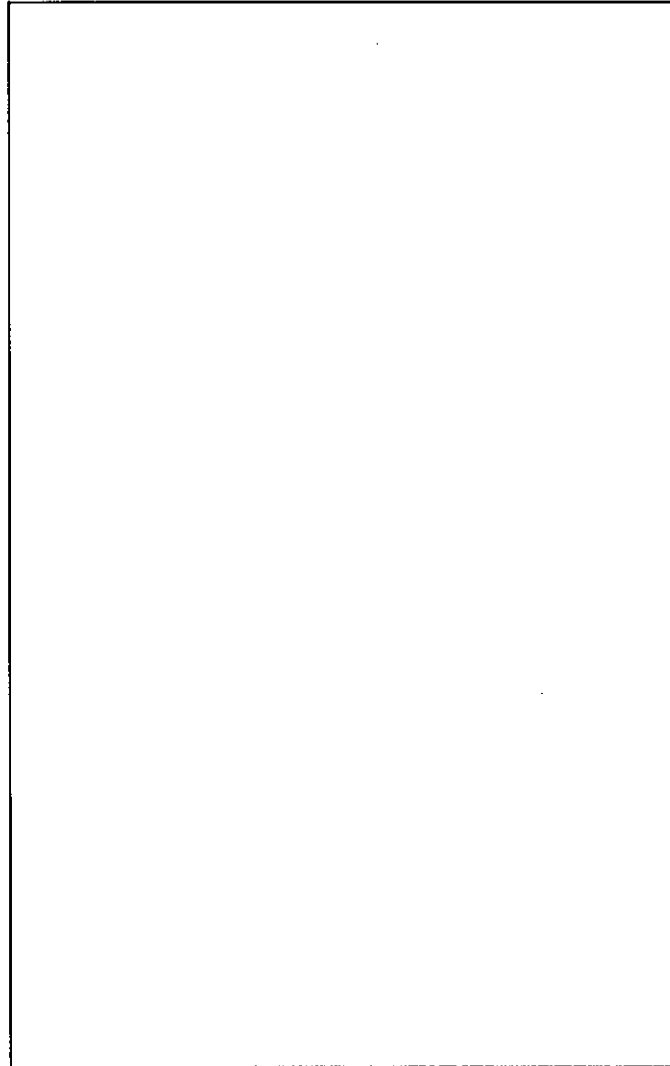
核燃料物質の貯蔵施設  
機器配置図

付属建物  
図へ配-2 (2/2)  
第3核燃料倉庫

劣化・天然ウラン貯蔵設備

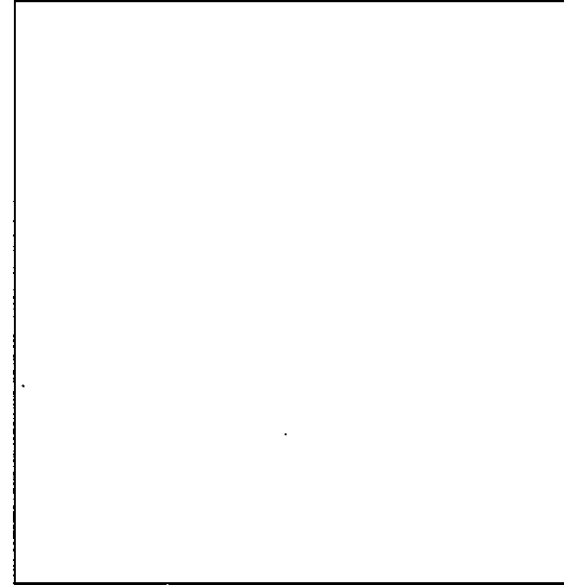
(劣化・天然ウラン倉庫)

符号	機器名称	変更内容
1	保管容器 (劣化・天然ウラン用) (保管容器 (1) (2))	変更なし



: 保管容器(1) (2)を置く範囲  
(配置は任意とする)

名称	核燃料物質の貯蔵施設 機器配置図	
図番	図へ配-3	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



洗浄残渣貯蔵設備

(付属建物 シリダダ洗浄棟)

符号	機器名	変更内容
1	洗浄残渣貯蔵棚(1)	改造
2	洗浄残渣貯蔵棚(2)	改造
3	洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造
4	洗浄残渣コンベア	改造
5	チャッキングリフト	改造
6	集塵入コンベア	改造
7	洗浄残渣乾燥機	改造
8	洗浄残渣明許フードボックス	改造
9	回転混合機(金属系(粉末)混合)	改造

■■■■ : 洗浄室側の床面(\*1)より80mm低い範囲

■■■■ : 洗浄室側の床面(\*1)より50mm低い範囲

■■■■ : 洗浄残渣貯蔵棚側の床面(\*2)より150mm低い範囲

■■■■ : 申請する機器

\*1: シリダダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0

\*2: シリダダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0

核燃料物質の貯蔵施設

機器配置図

名称

図へ配-4

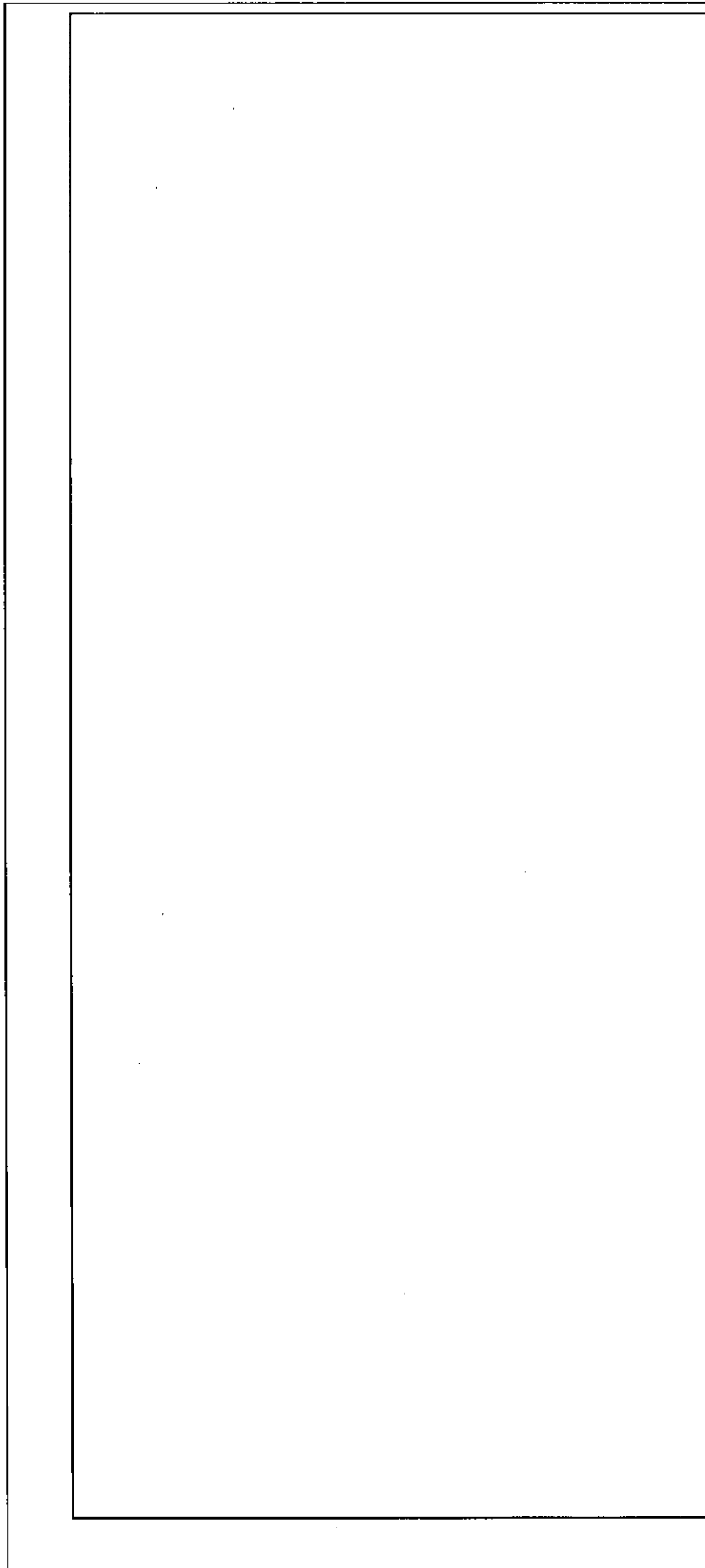
付属建物  
シリダダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
[486]	粉末輸送容器貯蔵枠	1式

内は、耐震計算書の部位名称を示す

\*1 : 転倒防止 (ペルト破断強度3ton以上)  
 \*2 : 積載制限 (粉末輸送容器 2段以下)  
 // : 撤去部材  
 ⊗ : 補強部材  
 単位 : mm



名称	原料貯蔵設備
図番	粉末輸送容器貯蔵枠(1) (2) 図へ設-1 (1/2)
	付属建物 原料貯蔵所

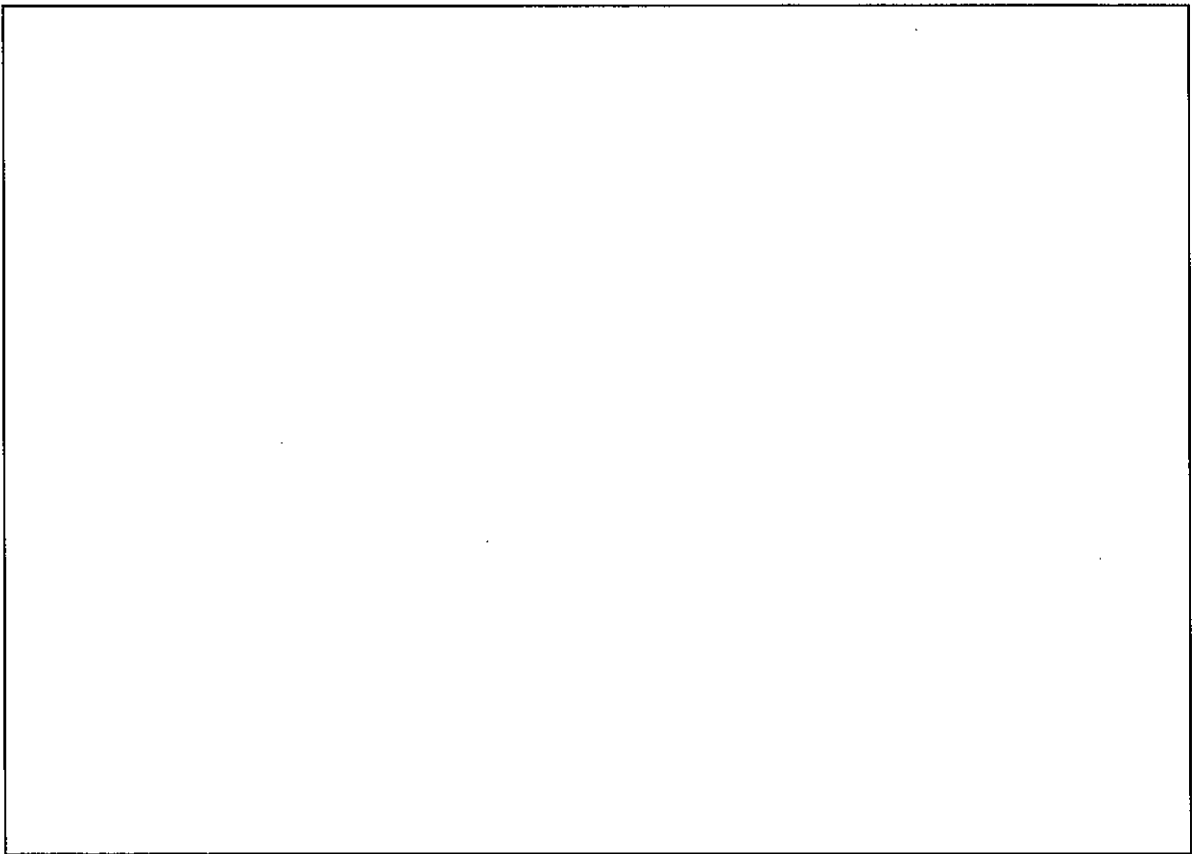



※ 粉末輸送容器を置く場合は、◎ のシリンダ貯蔵ビット (6次申請) に蓋をしてUF。シリンダの貯蔵はしない

- \*3 : 枠内側から壁間の距離 1347.5mm以上
- \*4 : 枠内側から壁間の距離 500mm以上
- \*5 : 枠内側から壁間の距離 347.5mm以上
- \*6 : 枠内側から壁間の距離 1000mm以上
- \*7 : 枠内側からビット内側間の距離 1233.5mm以上
- \*8 : ビット内側から壁間の距離 1500mm以上
- \*9 : ビット内側から壁間の距離 500mm以上

名称	原料貯蔵設備
図番	粉末輸送容器貯蔵枠(1)(2) 図へ設一1 (2/2)
単位: mm	付属建物 原料貯蔵所

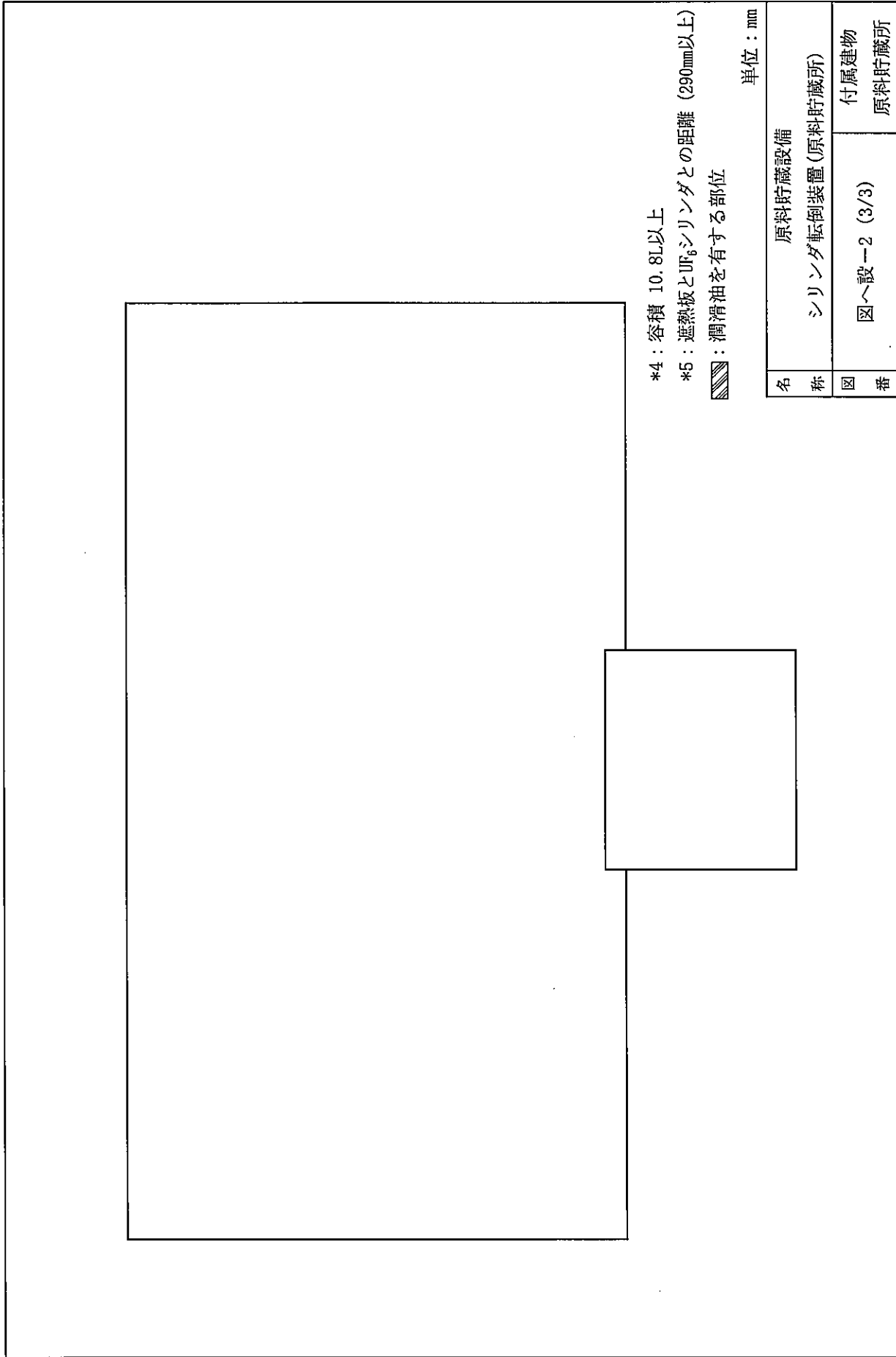
No. (489)	安全機能を有する施設名称 シリンダ転倒装置	基数 1
<p>内は、耐震計算書の部位名称を示す</p>		
<p>*1 : 設工認申請対象外</p> <p>  : 潤滑油を有する部位          : 追加ベースプレート(10mm : SS400)         <input type="checkbox"/> </p> <p>単位 : mm</p>		
名称	原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	原料貯蔵所
図番	図へ設-2 (1/3)	付属建物 原料貯蔵所



- \*2 : 落下防止 (ベルト破断強度3ton以上)
- \*3 : 落下防止 (ベルト位置1000mm以上、2000mm以下)
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm

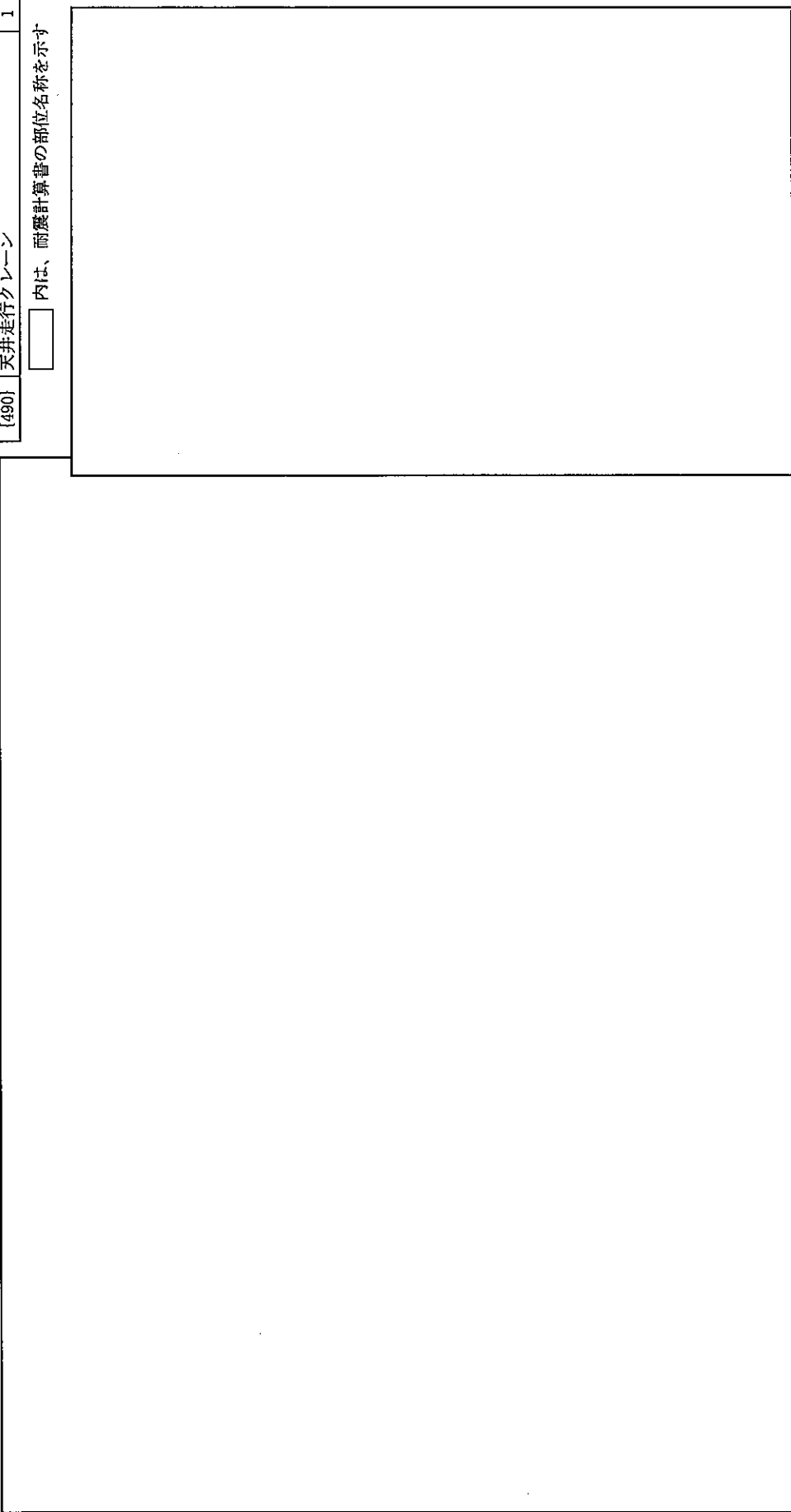
名	原料貯蔵設備	
称	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	
図	図へ設一2 (2/3)	付属建物
番		原料貯蔵所





No.	安全機能を有する施設名称
{490}	天井走行クレーン

図内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

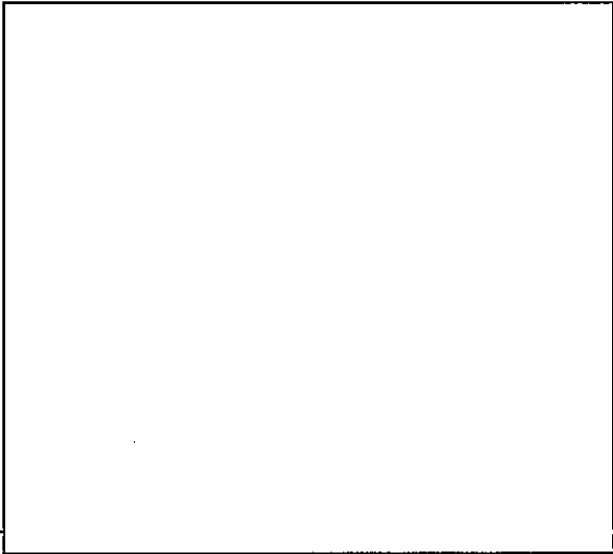
名称	原料貯蔵設備 天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)
図番	図へ設-3 付属建物 原料貯蔵所




\*4： {921} {923} 秤量設備秤 (保安秤量器 (ウラン管理6) ) にて $W_p$ シリンダ又は粉末輸送容器を秤量する場合、 {490} 天井走行クレーンに設置したラッチロック式フックに秤を掛け、秤に設置したラッチロック式フックにより、 $W_p$ シリンダ又は粉末輸送容器の落下防止を図る。

- \*1： 停電時保持機能
- \*2： 落下防止 (ラッチロック式フック (荷重 5t以下) )
- \*3： 積載制限 ( $W_p$ シリンダ 1以下) (粉末輸送容器 1以下)

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(535)	粉末回収・ペレット取扱ボックス	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



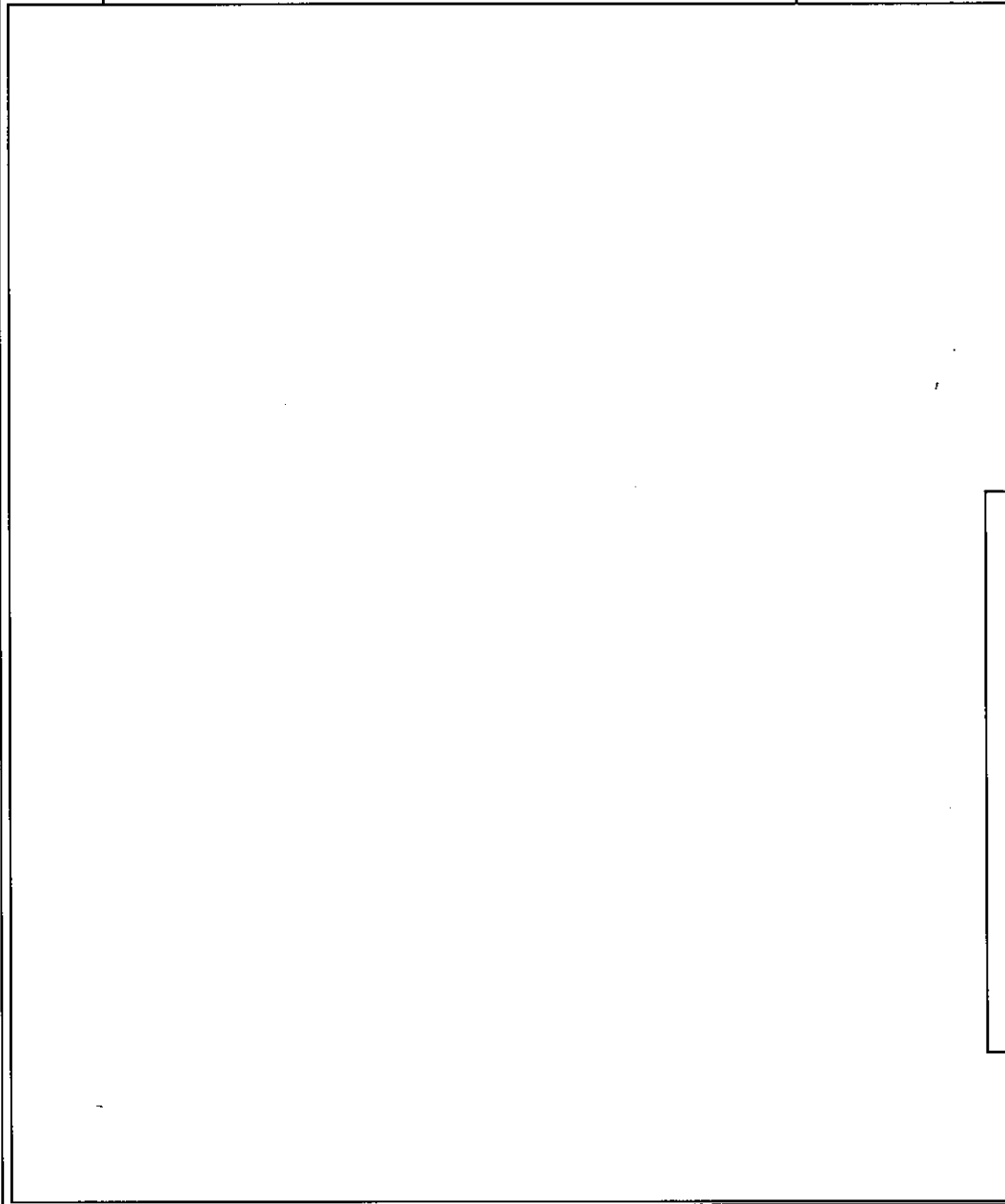
- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(4)としての申請範囲  
(図ト系 気4-3参照)
-  : 機器を囲うフードボックス
-  : ウランを取り扱うフードボックス
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm




名称	粉末貯蔵設備	
	粉末回収・ペレット取扱ボックス	
図番	図へ設-4	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基
{536}	粉末容器ハンドリング装置	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



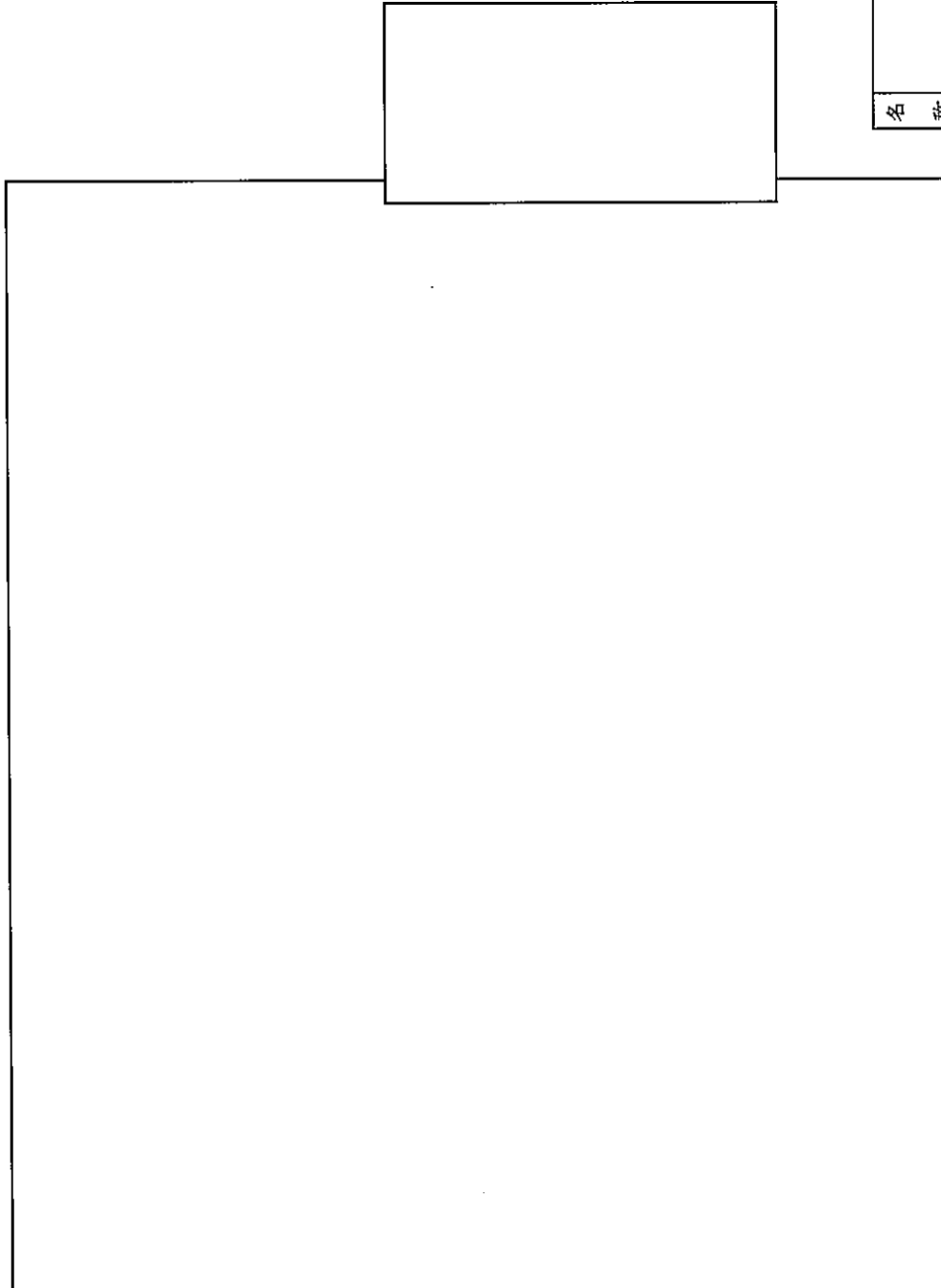
- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(4)としての申請範囲  
(図ト系 気4-3参照)
- \*3 : 設工認申請対象外 (加工施設の技術基準に適合したものを他社より支給)
- \*4 : 設工認申請対象外 (波及的破壊を生じさせないことを確認)

-  : 機器を囲うフードボックス
-  : ウランを取り扱うフードボックス
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置	
図番	図へ設-5 (1/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

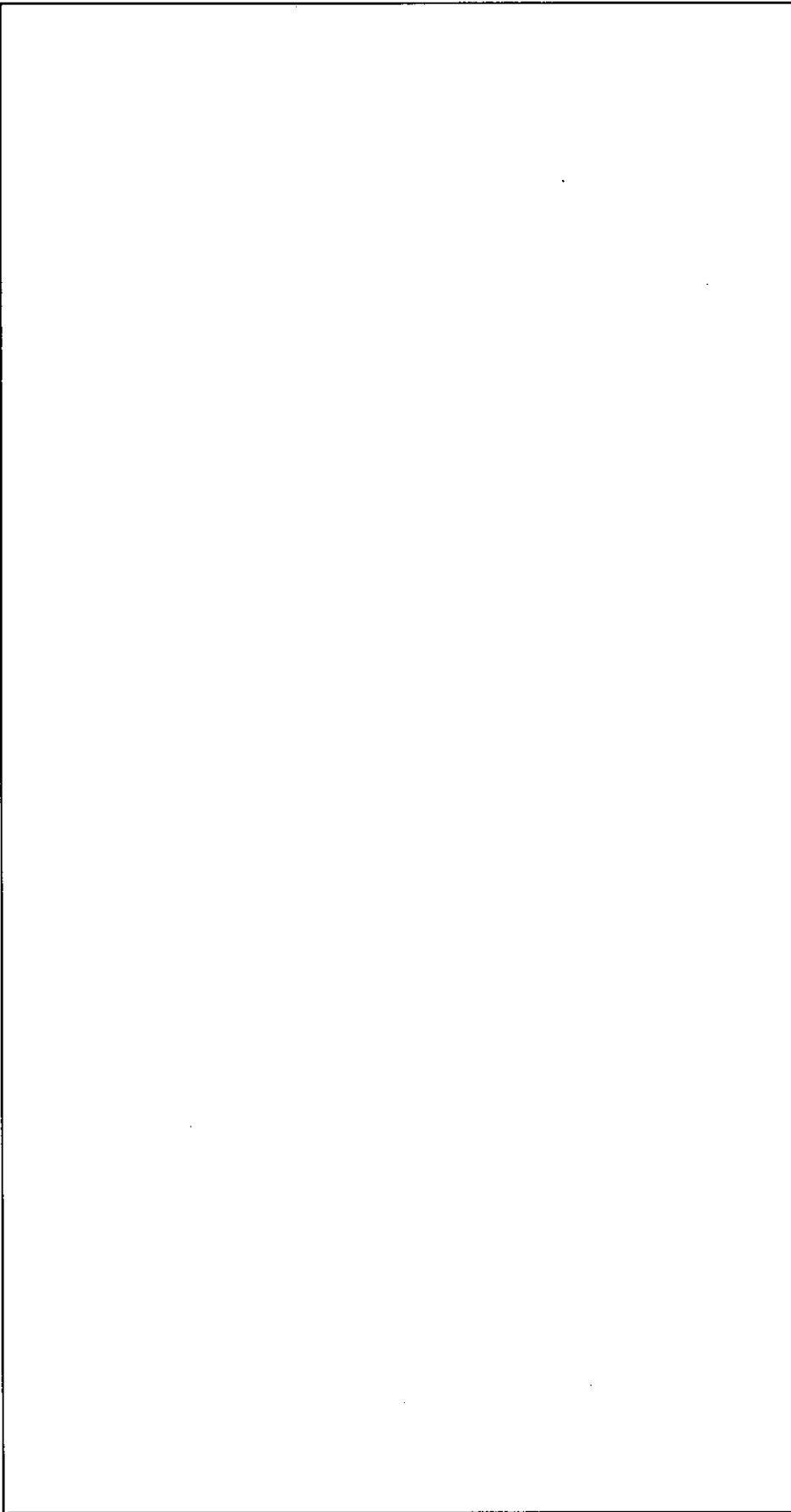
□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す



名称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
図番	図へ設-5 (2/6) 付属建物 第3核燃料倉庫

	<p>*5：形状寸法制限(コンベア(1)) 幅320以下、長さ1000以下、高さ330以下</p> <p>*6：形状寸法制限(フードボックス(1)上部) 幅1000以下、長さ1700以下、高さ540以下</p> <p>*7：形状寸法制限(フードボックス(1)下部、コンベア(2)、フードボックス(2)) 幅380以下、長さ(合計)3820以下、高さ380以下</p> <p>*8：形状寸法制限(コンベア(3)容器私出部) 幅400以下、長さ640以下、高さ380以下</p> <p>*9：容器の落下防止(高さ20mm以上)</p> <p style="text-align: right;">単位：mm</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1252 725 1347 833">名称</td> <td data-bbox="1252 232 1347 725">粉末貯蔵設備</td> </tr> </table>	名称	粉末貯蔵設備	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1347 725 1434 833">図番</td> <td data-bbox="1347 232 1434 725">           図へ設-5 (3/6)            付属建物            第3核燃料倉庫         </td> </tr> </table>	図番	図へ設-5 (3/6) 付属建物 第3核燃料倉庫
名称	粉末貯蔵設備						
図番	図へ設-5 (3/6) 付属建物 第3核燃料倉庫						

内は、耐震計算書の部位名称を示す

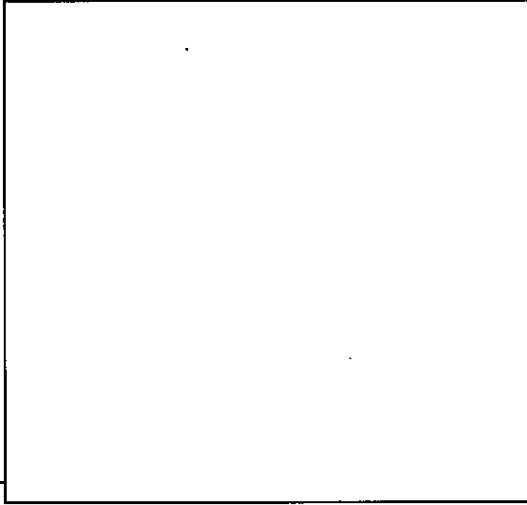


\*10 : スクラップ貯蔵棚 (粉末) より  
 \*11 : 作業者がSUS容器をコンベア(1)へ移動  
 その際、作業負荷軽減のため作業補助機を使用  
 \*12 : SUS容器からU0;粉末を他社缶または粉末容器に詰め替える  
 \*13 : 容器払出し用プッシャーにて他社缶または  
 粉末容器をコンベア(3)へ移動する  
 ■ : ウランが滞留する部分  
 ← : ウランの流れ

ウランの流れ説明図 (1/3)

名称	粉末貯蔵設備
図番	図へ設一5 (4/6) 付属建物 第3核燃料倉庫

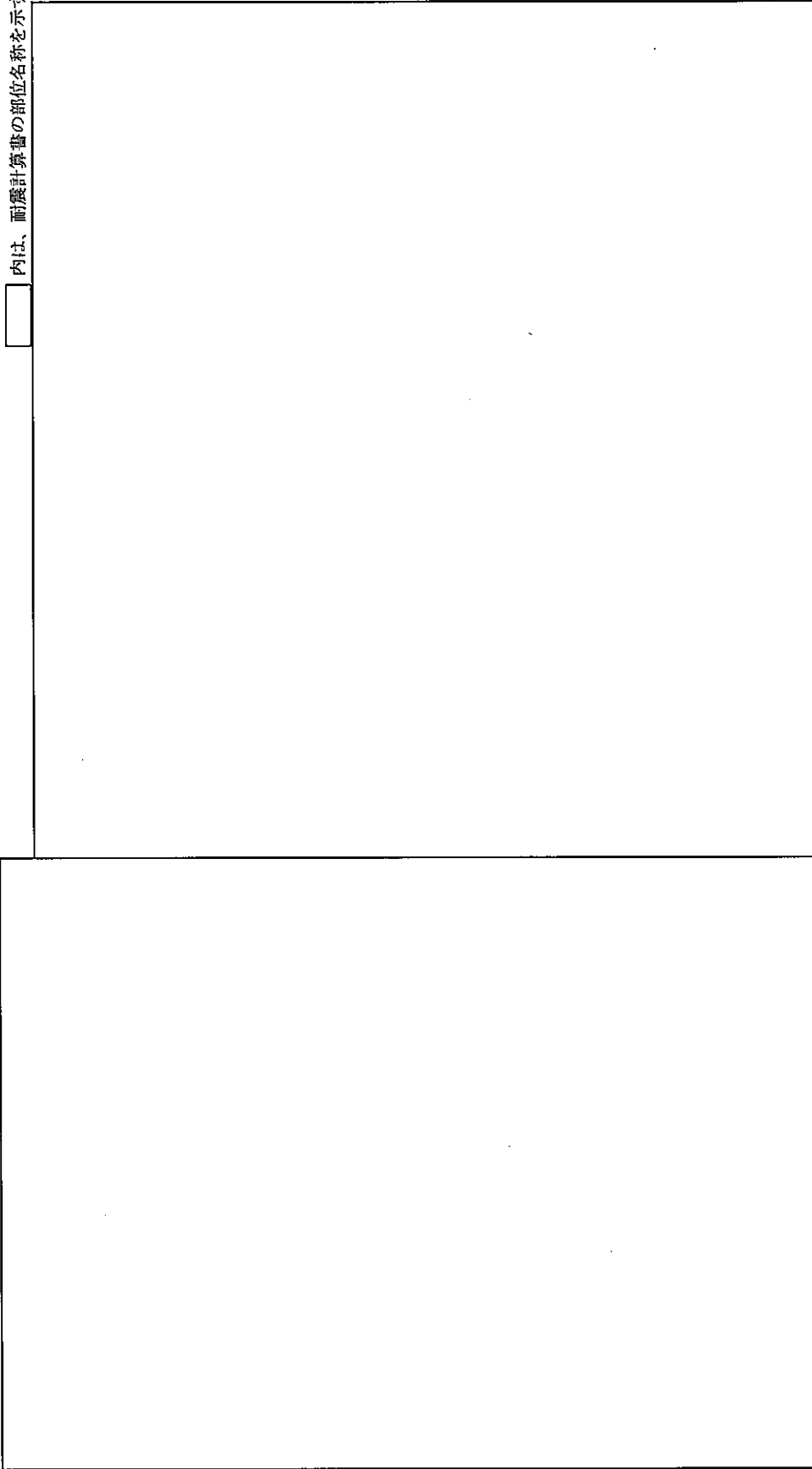
□内は、耐震計算書の部位名称を示す



- \*14：作業者が他社缶を台車に移動  
 その際、作業負荷軽減のため作業補助機を使用  
 その後、粉末輸送容器（外運搬容器）へ運搬する
- \*15：粉末容器はフードボックス(2)へ移動
- ：ウランが滞留する部分
- ←：ウランの流れ

名称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置	
図番	図へ設-5 (5/6)	付属建物 第3核燃料倉庫

内は、耐震計算書の部位名称を示す



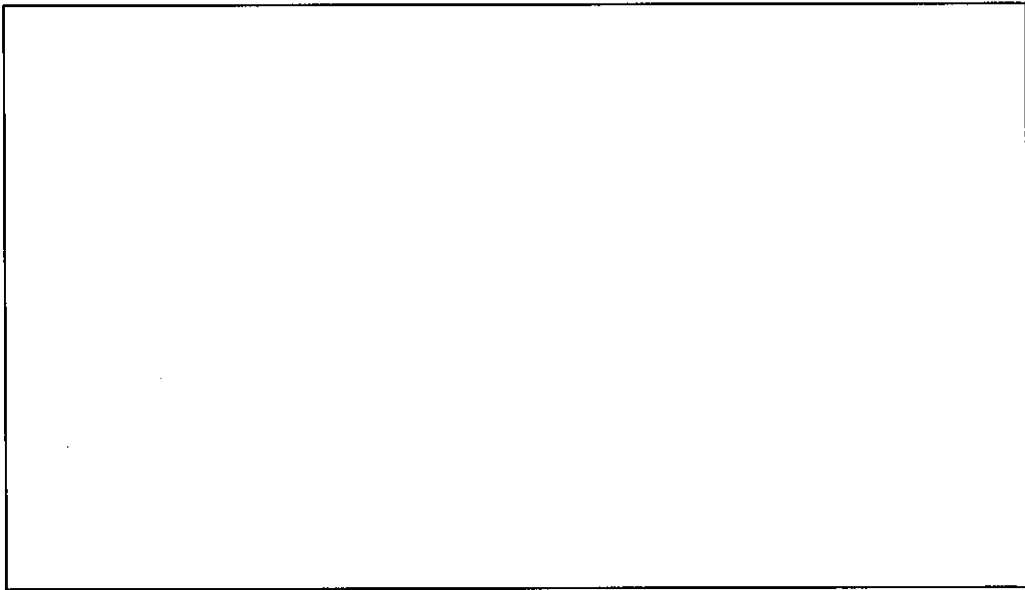
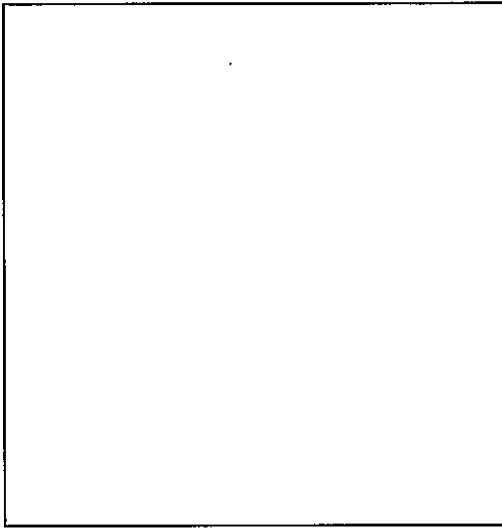
- \*16 : 内容器に粉末容器をパキュームパッドにて挿入する
- \*17 : 粉末を充填した容器は、台車を使用して、粉末輸送容器（外運搬容器）へ運搬する
- ▨ : ウランが滞留する部分
- ← : ウランの流れ


ウランの流れ説明図 (3/3)

名称	粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
図番	図へ設-5 (6/6) 付属建物 第3核燃料倉庫



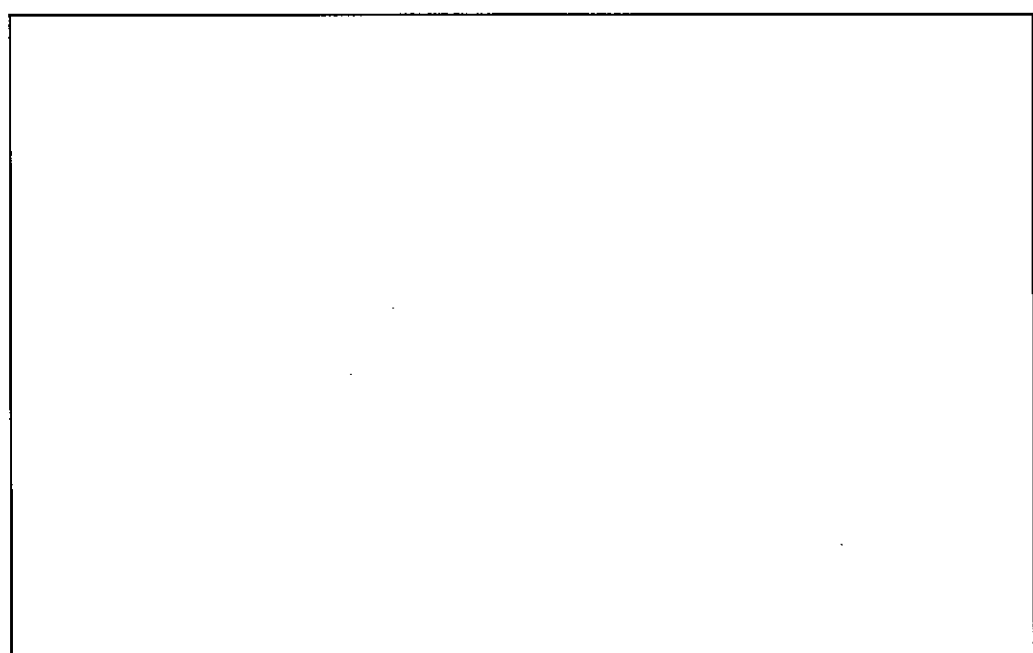
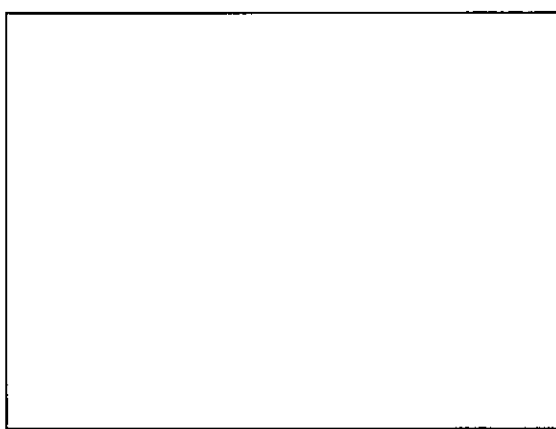
No. {537}	安全機能を有する施設名称 内容器用台車	基款 6
--------------	------------------------	---------




- \*1 : 形状寸法制限 (容器の直径 217mm以下)
  - \*2 : 積載制限  
(積載数 内容器 1以下)
  - \*3 : スペーサー (155mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる  
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)
  - \*4 : 容器の落下防止 (45mm以上)
  - \*5 : 設工認申請対象外 (加工施設の技術基準に適合したものを  
他社より支給)
-  : ウランが滞留する部分
- 単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備 内容器用台車
図番	図へ設-6 付属建物 第3核燃料倉庫

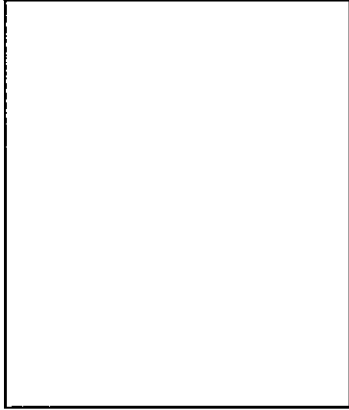
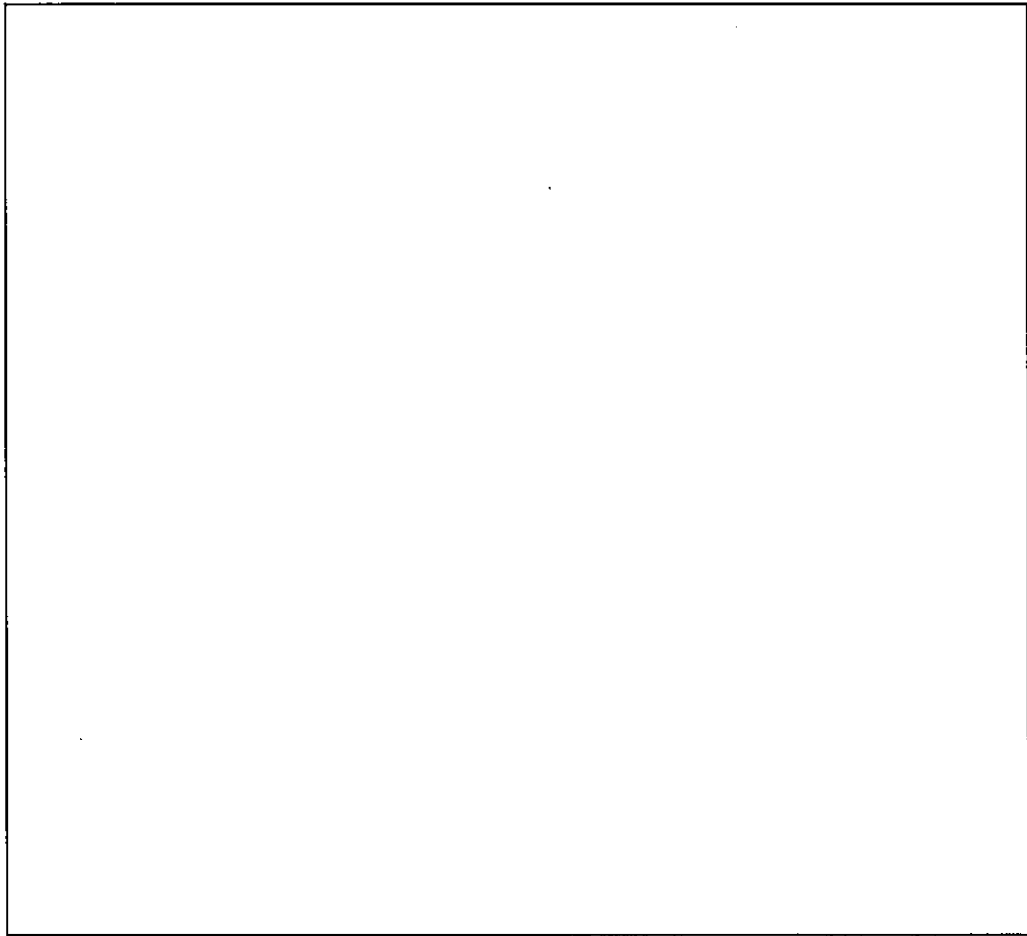
No.	安全機能を有する施設名称
{538}	他社用台車
	基敬
	3



- \*1：積載制限  
(積載数 他社缶 1以下)
  - \*2：スペーサー(155mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる  
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)
  - \*3：容器の落下防止 (45mm以上)
  - \*4：設工認申請対象外 (加工施設の技術基準に適合したものを  
他社より支給)
-  : ウランが滞留する部分
 単位：mm

名称	粉末貯蔵設備 他社用台車
図番	図へ設-7 付属建物 第3核燃料倉庫


No.	安全機能を有する施設名称	基数
{539}	SUS容器用台車(2)	3



\*1 : 形状寸法制限 (容器の直径 251mm以下)

\*2 : スペーサー (155mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できるように155mm以上のスペーサーを設置する。)

\*3 : 容器の落下防止 (45mm以上 : )

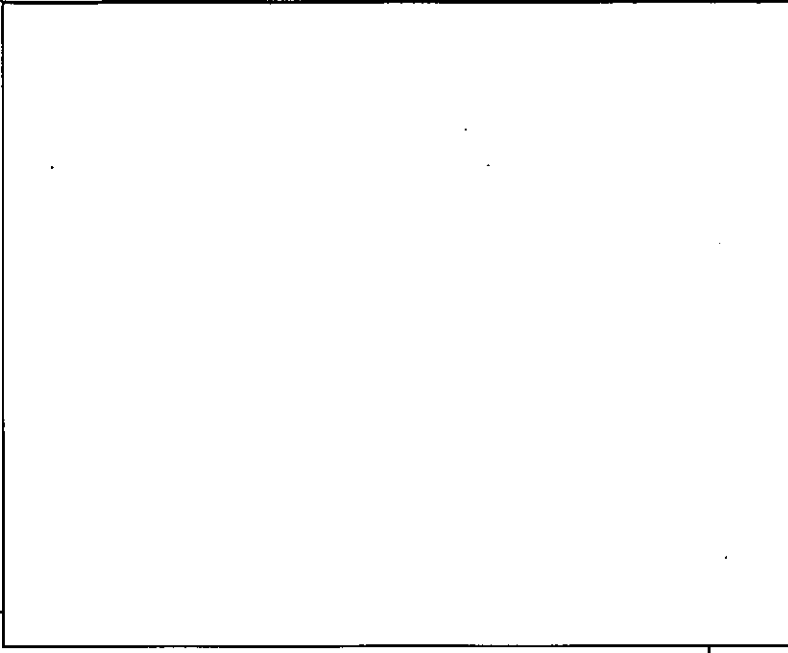
 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(2)	
図番	図へ設-8	付属建物 第3核燃料倉庫


No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(540)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	6
(542)	リフト	3

内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1 : 形状寸法制限 (容器の直径 251mm以下)  
 \*2 : 容器の落下防止 ()  
 (ストッパー間隔175mm以上、240mm以下)  
 (ストッパー板厚2.5mm以上)

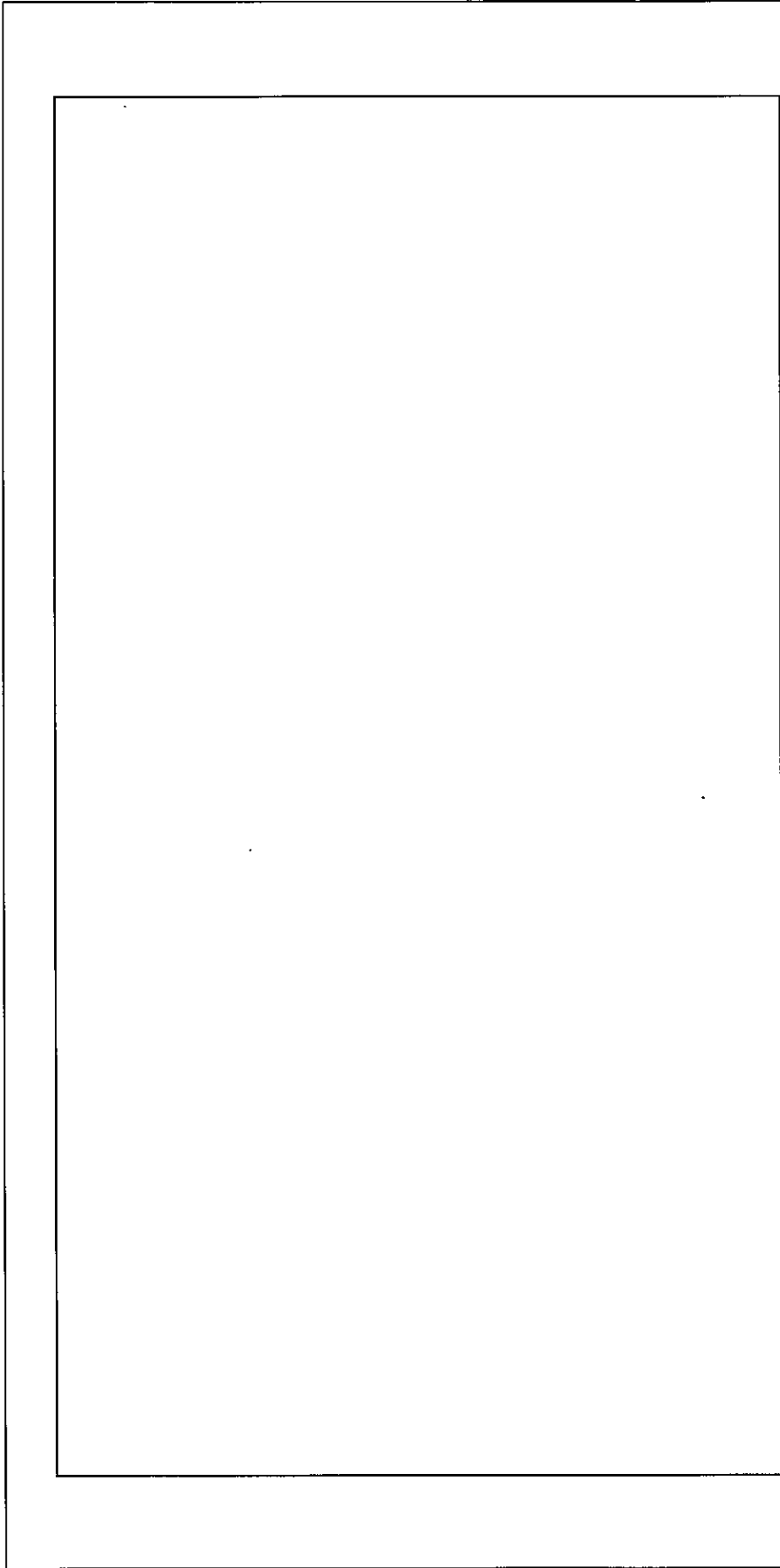
\*3 : 容器列間の表面間隔 水平方向 305mm以上  
 \*4 : 容器列間の表面間隔 鉛直方向 305mm以上

 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
図番	図へ設-9 (1/6) 付属建物 第3核燃料倉庫

	☒ : 架台補強 ( ) :	
	粉未貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉未用)	付属建物 第3核燃料倉庫
名 称	図 番	図へ設-9 (2/6)



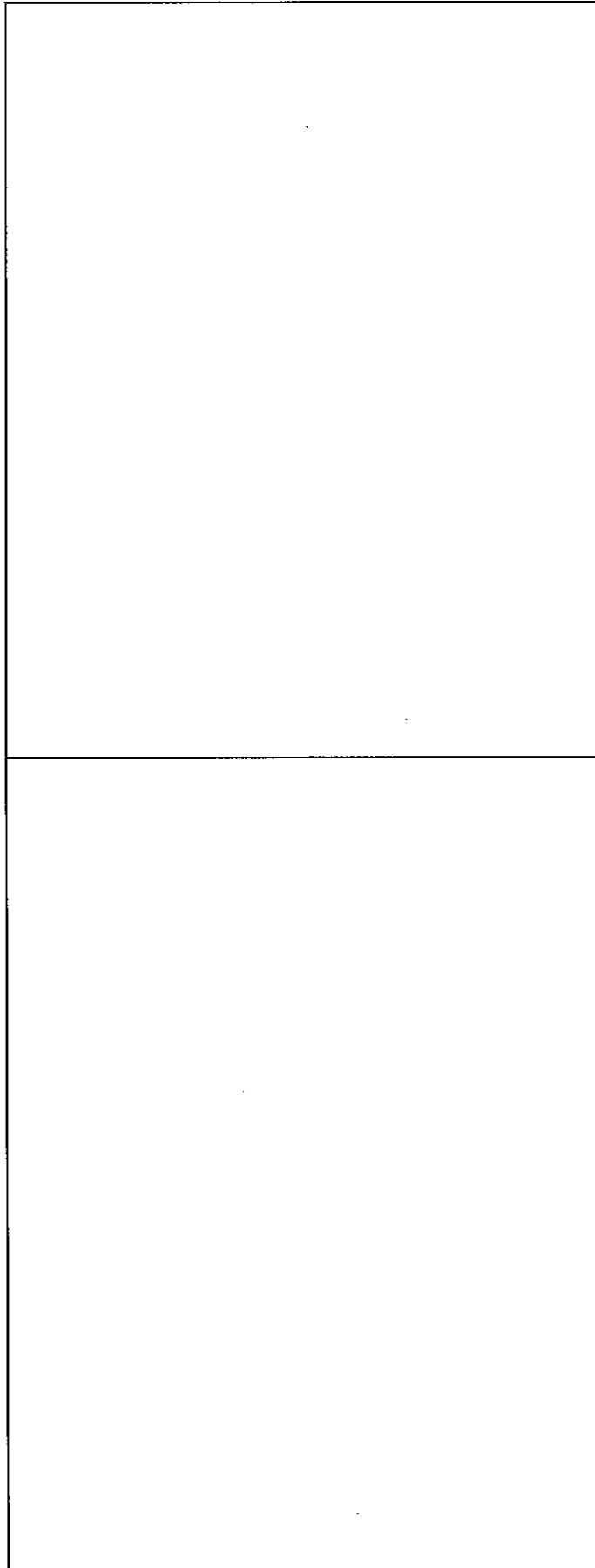
☒ : 架台補強 ( [ ] : [ ] )

柱間に28ヶ所

名称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉未用)
図番	図へ設-9 (3/6) 付属建物 第3核燃料倉庫

	粉未貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉未用)	
	付属建物 第3核燃料倉庫	図へ設-9 (4/6)

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*5 : 容器の落下防止 (高さ5mm以上)

\*6 : 停電時保持機能

▨ : ウランが滞留する部分

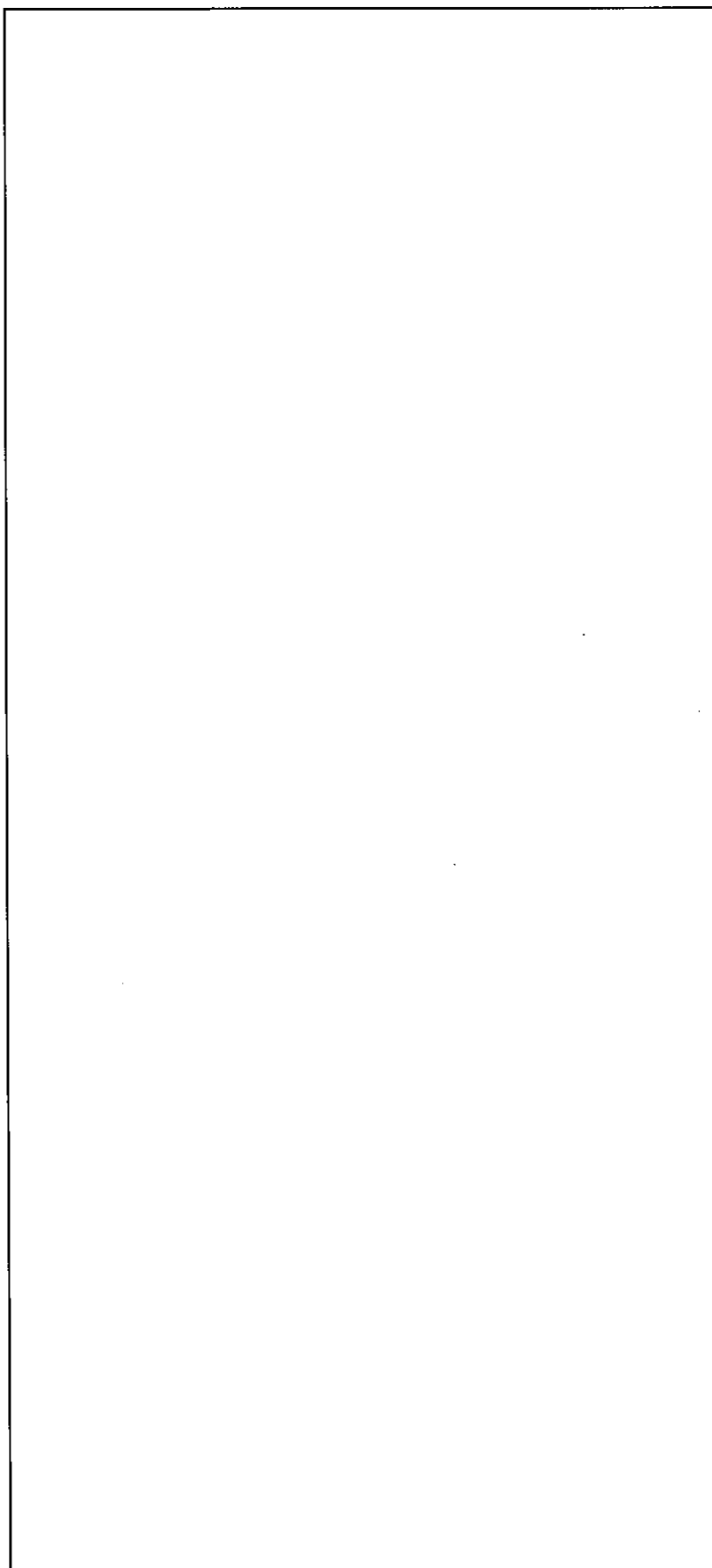
単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
図番	図へ設-9 (5/6) 付属建物 第3核燃料倉庫



	<p>*7 : 最北側壁側収納容器列と設置位置北側壁面の表面間隔 328.5mm以上</p> <p>*8 : 最南側壁側収納容器列と設置位置南側壁面の表面間隔 328.5mm以上</p> <p>*9 : 最西側壁側収納容器列と設置位置西側壁面の表面間隔 305mm以上</p> <p>//// : SUS容器貯蔵エリア</p> <p style="text-align: right;">単位 : mm</p>
名 称	粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉未用)
図 番	図へ設-9 (6/6) 付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基
{543}	粉末容器構内運搬車	1




\*1 : 容器の落下防止 (  )

\*2 : 形状寸法制限 ( 容器の直径 251mm以下 )

\*3 : 容器列間の表面間隔 水平方向 305mm以上

\*4 : 設工認申請対象外

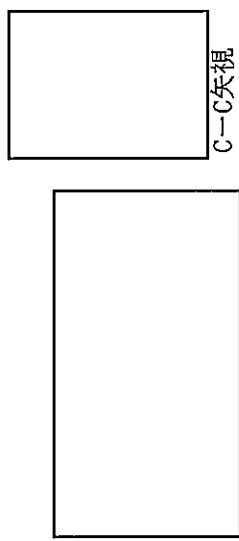
 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

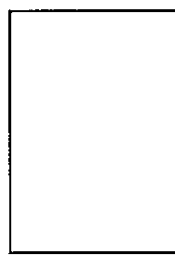
名	粉末貯蔵設備	付属建物 第3核燃料倉庫
称	粉末容器構内運搬車	
図	図へ設-10	
番		

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{544}	クレーン	1

□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す



B部詳細

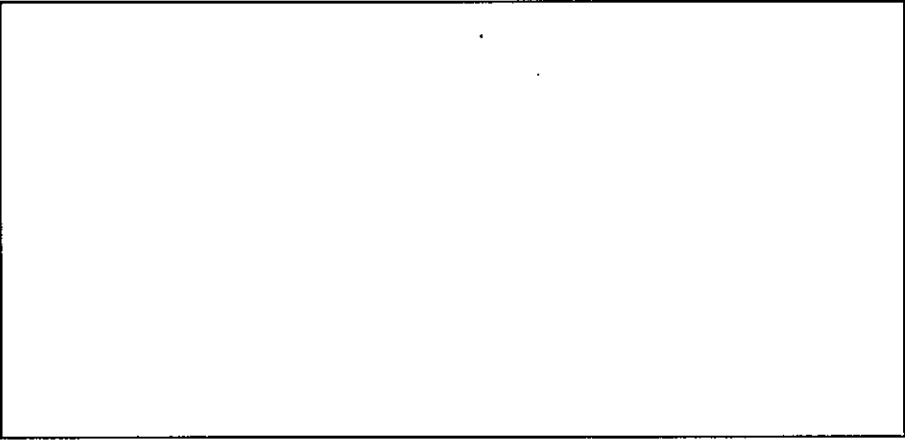


- \*1 : 容器の落下防止 (荷重 0.125t, 2t以下)
- \*2 : 停電時保持機能
- \*3 : 内容器1以下、他社缶3容器以下
- \*4 : 輸送容器1以下、内容器1以下、他社缶3容器以下
- \*5 : ウラン取り扱いの同時使用はしない
- \*6 : {921}{923}秤量設備 (保安秤量器 (ウラン管理5) )にて粉末輸送容器を秤量する場合、{544}クレーンに設置したラッチロック式フックに秤を掛け、秤に設置したラッチロック式フックにより粉末輸送容器の落下防止を図る。

単位 : mm

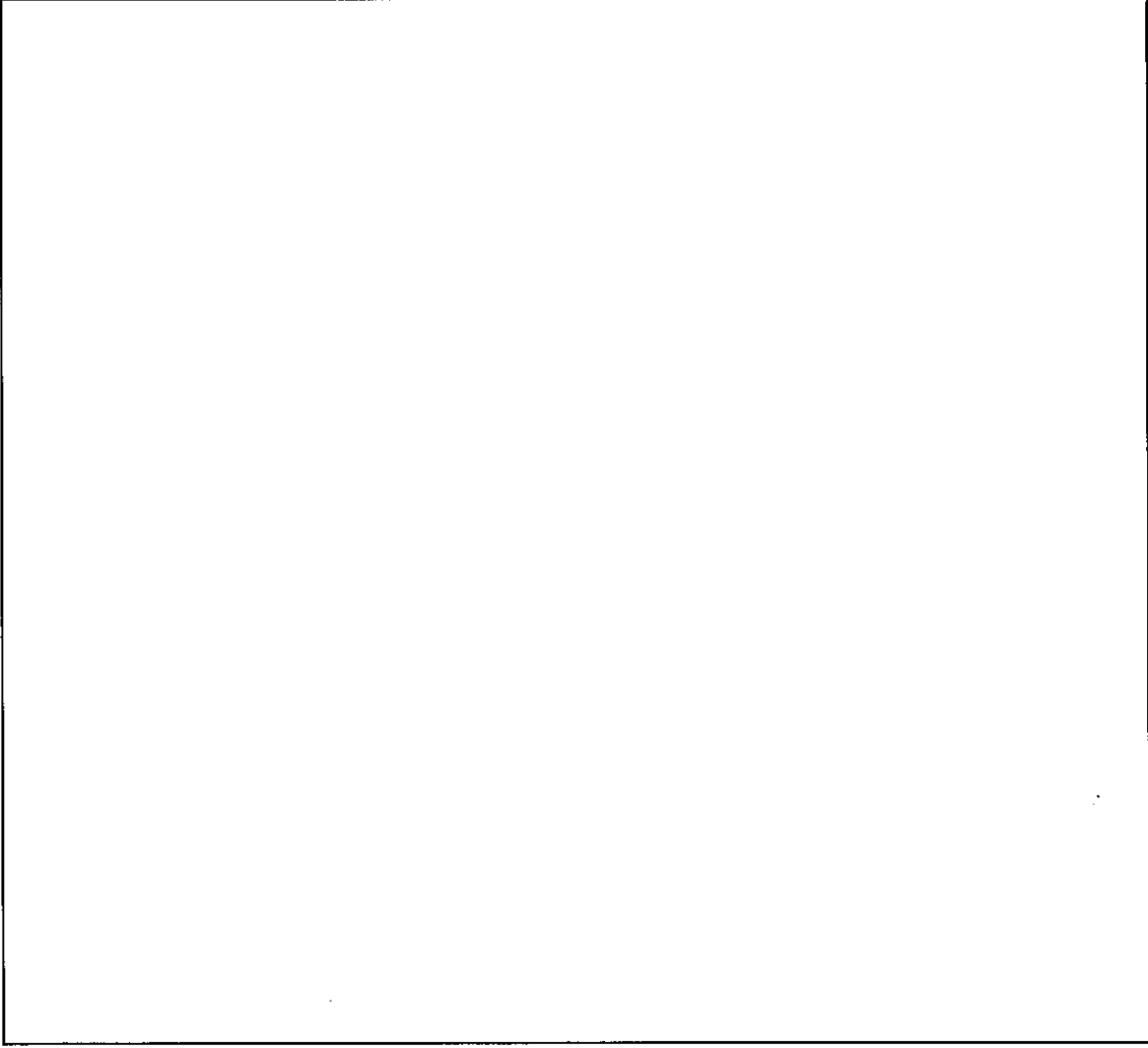
名	粉末貯蔵設備
称	クレーン (第3核燃料倉庫)
図	図へ設-11
番	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基數
(545)	保管容器 (劣化・天然ウラン用)	1式



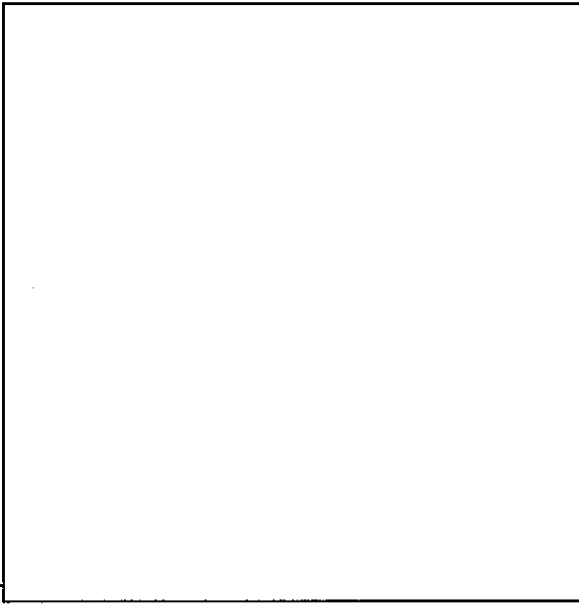
単位：mm



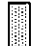
名称	劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器 (劣化・天然ウラン用)	
図番	図へ設-12	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{576}	ペレット貯蔵棚(金属缶を含む)	30

内は、耐震計算書の部位名称を示す



- \*1 : 落下防止 (25A Sch40以上)
  - \*2 : 形状寸法制限 (収納部厚み 95mm以下)
  - \*3 : 棚収納部幅 610mm以下
  - \*4 : 収納部(金属缶)間の上下表面間隔 305mm以上
  - \*5 : 収納部(金属缶)と設置床面の表面間隔 305mm以上
-  : 追加部材 (  ) :   
 : 追加ベースプレート (  mm :  )  
 : ウランが滞留する部分
- 単位 : mm

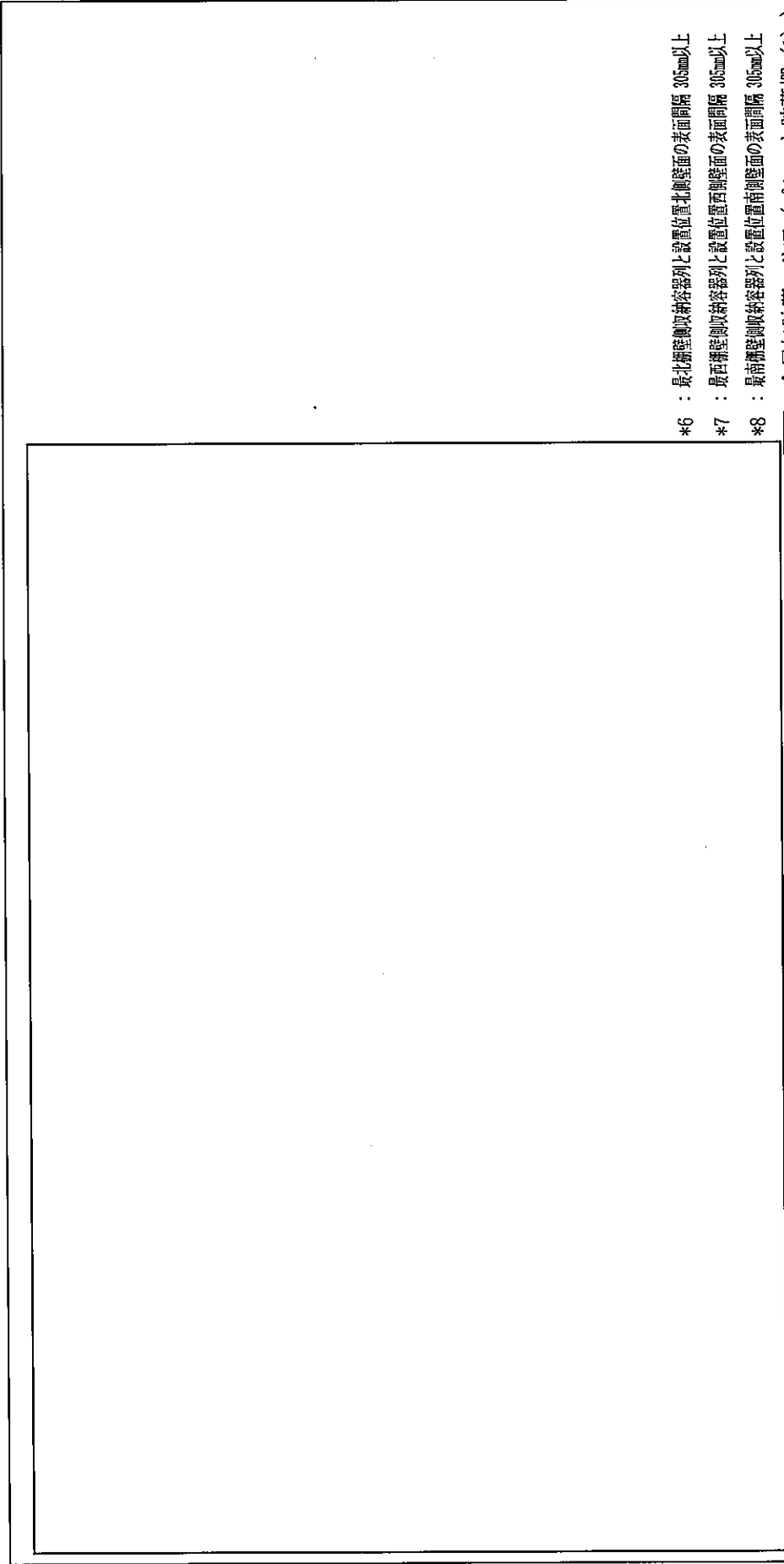
名称	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚	
図番	図へ設-13 (1/3)	付属建物 第3核燃料倉庫

内は、耐震計算書の部位名称を示す

- \*1 : 落下防止 (25A Sch40以上)
  - \*2 : 形状寸法制限 (収納部厚み95mm以下)
  - \*3 : 棚収納部幅 610mm以下
  - \*4 : 収納部(金属缶)間の上下表面間隔 305mm以上
  - \*5 : 収納部(金属缶)と設置床面の表面間隔 305mm以上
- : 追加部材 (  )  
 : 追加ベースプレート (  mm :  )  
 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備
称	ペレット貯蔵棚
図	図へ設-13 (2/3)
番	付属建物 第3核燃料倉庫



\*6 : 北側壁側射線容器列と設置位置北側壁面の表面間隔 305mm以上

\*7 : 最西側壁側射線容器列と設置位置西側壁面の表面間隔 305mm以上

\*8 : 最南側壁側射線容器列と設置位置南側壁面の表面間隔 305mm以上

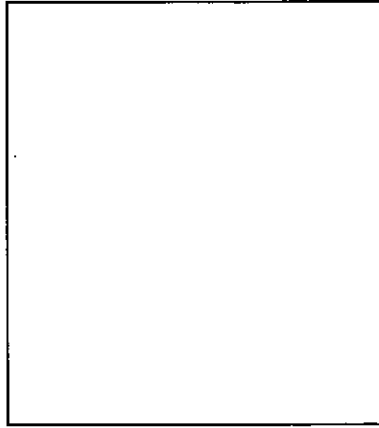
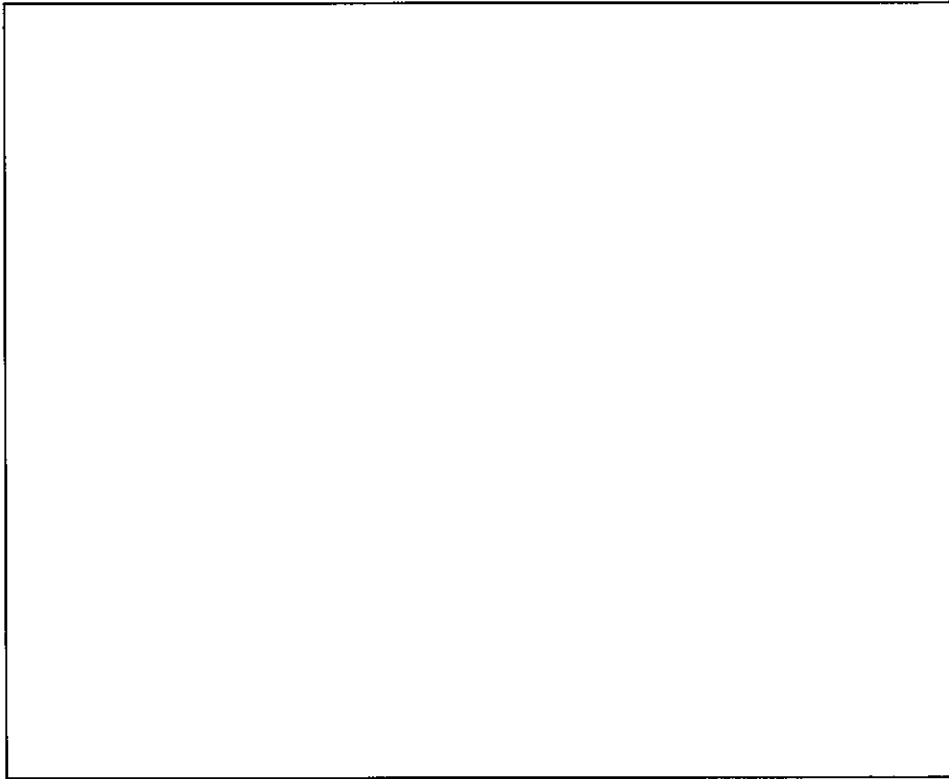
▨ : 金属缶貯蔵エリア (ペレット貯蔵棚 (1))

▨ : 金属缶貯蔵エリア (ペレット貯蔵棚 (2))

単位 : mm

名称	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
図番	図へ設-13 (3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{577}	金属缶用台車(2)	1



\*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)

\*2 : スペーサー(155mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できる  
ように155mm以上のスペーサーを設置する。)

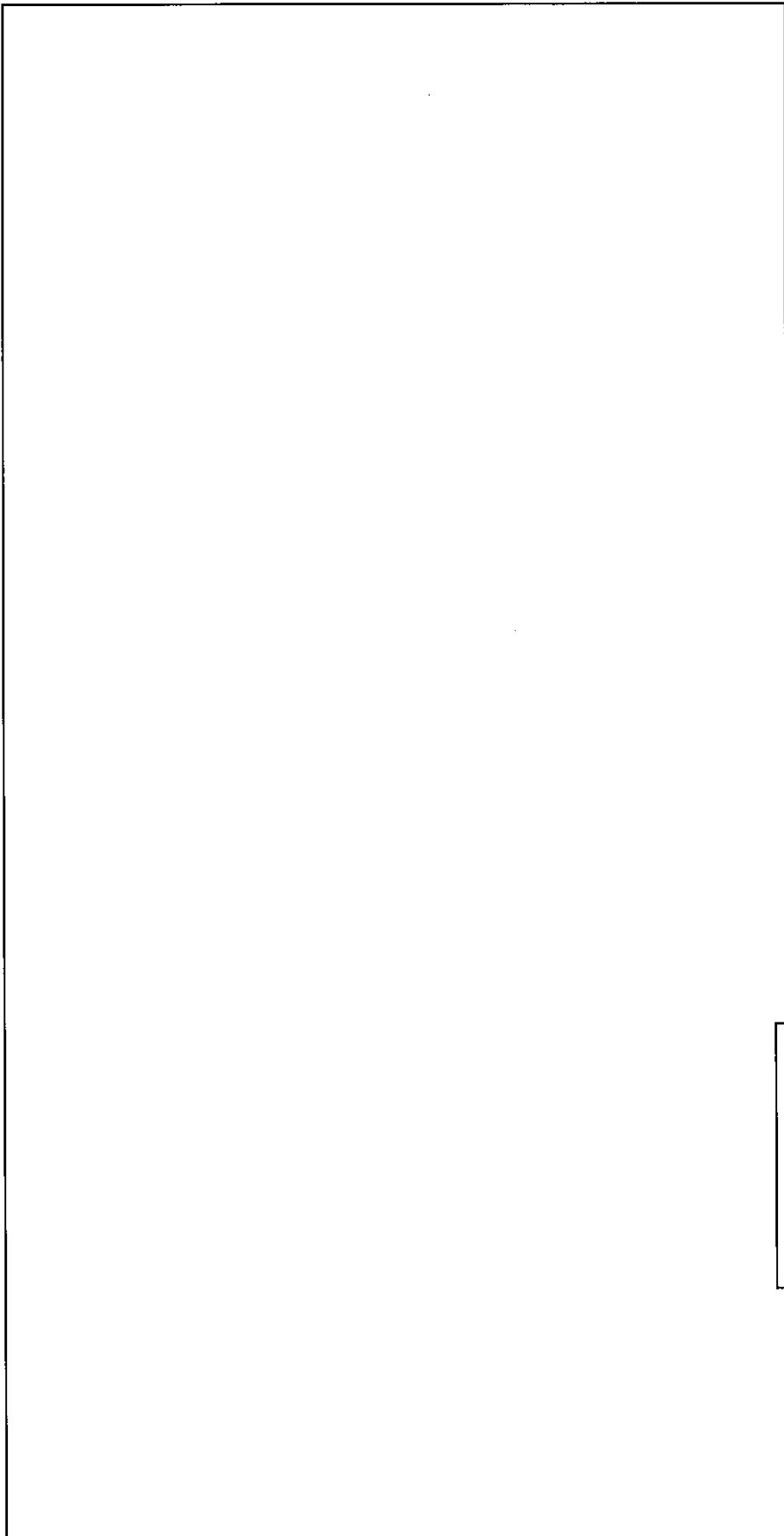
\*3 : 容器の落下防止   
 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備	
称	金属缶用台車(2)	
図	図へ設-14	付属建物
番		第3核燃料倉庫



No.	安全機能を有する施設名称	基盤
{578}	ペレット構内運搬容器	1



- \*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)
- \*2 : 飛散のない構造
- \*3 : 容器の落下防止
- : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器	
図番	図へ設-15	付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
{589}	燃料棒構内運搬車	1

名称	燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車	
図番	図へ設-16	加工棟 成型工場

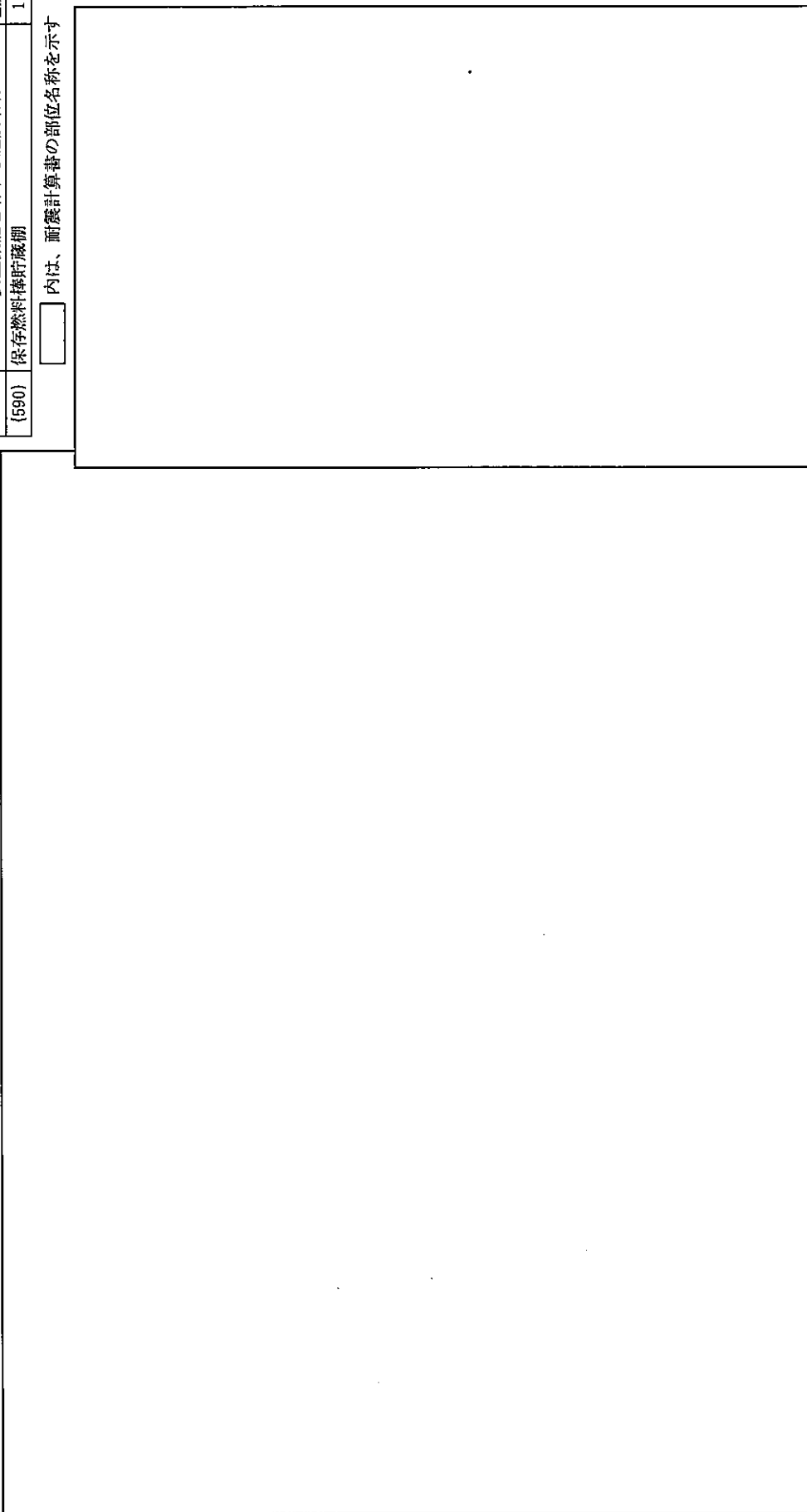
\*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み107mm以下)  
 \*2 : 落下防止 (高さ10mm以上)  
 \*3 : 設工認申請対象外  
 \*4 : 竜巻対策

□ : ウランが滞留する部分

単位 : mm

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(590)	保存燃料棒貯蔵棚	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



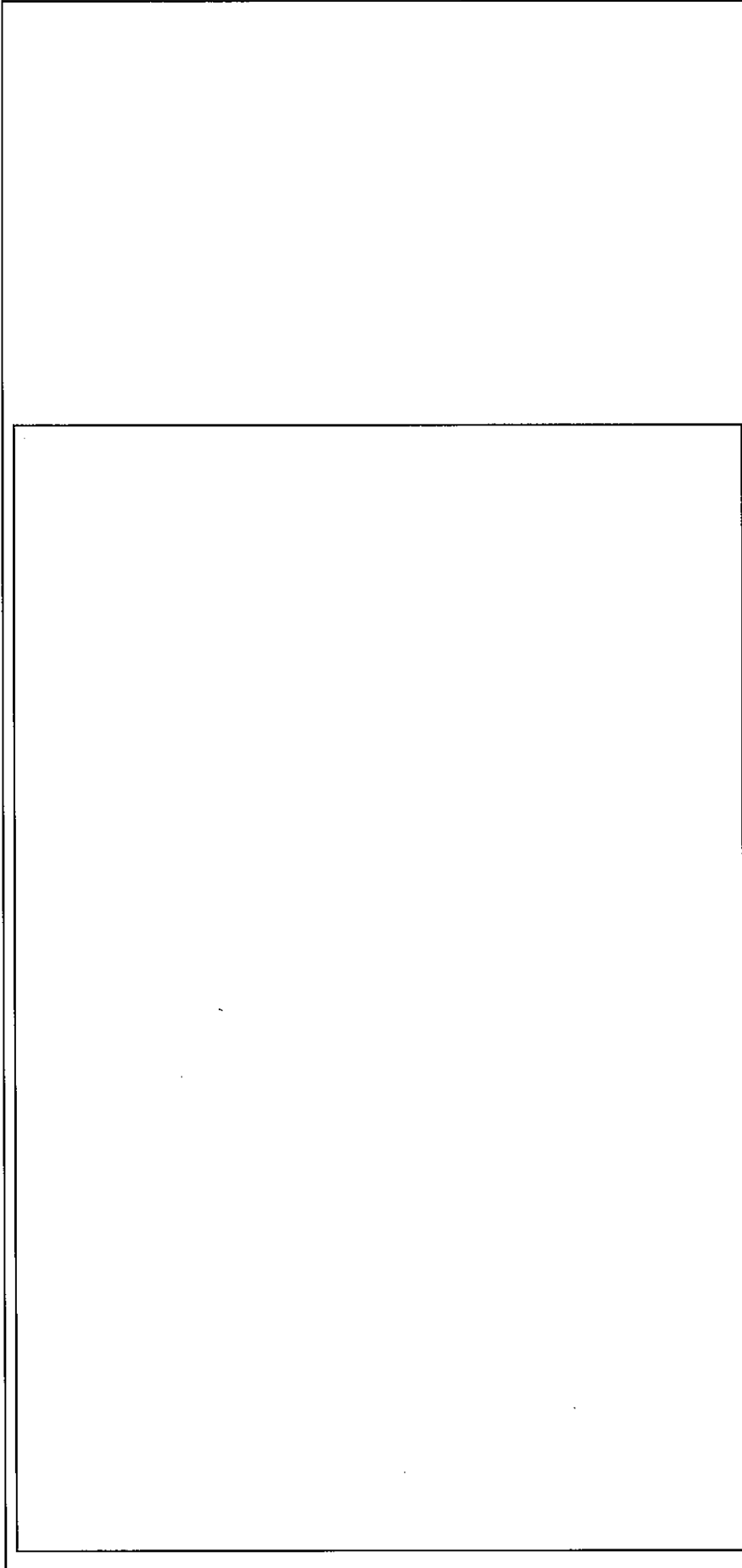
- \*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)
- \*2 : 落下防止 (高さ 10mm以上)
- \*3 : 複数ユニット臨界防止 (収納部幅 1050mm以下)
- \*4 : 複数ユニット臨界防止 (収納部(燃料棒)間の上下表面間隔293mm以上)
- \*5 : 複数ユニット臨界防止 (収納部(燃料棒)と設置床面の表面間隔305mm以上)
- \*6 : 複数ユニット臨界防止 (収納部長さ 4100mm以下)

☒ : 追加ベースプレート □mm : □

▨ : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
図番	図へ設-17 (1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫



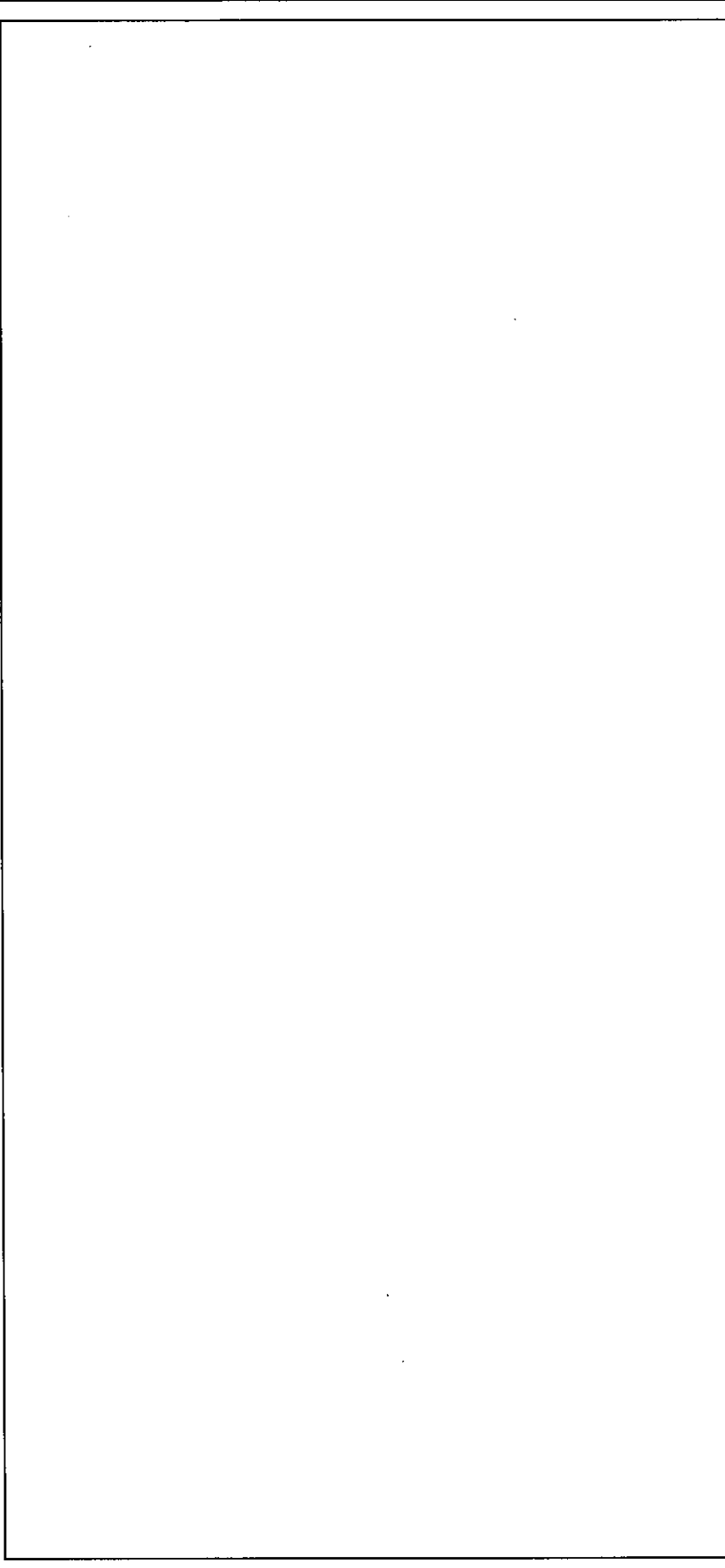
\*7 : 最北側壁面貯蔵容器列と設置位置北側壁面の表面間隔 305mm以上


//// : 燃料棒貯蔵エリア

単位 : mm

名	燃料棒貯蔵設備
称	保存燃料棒貯蔵棚
図番	図へ設-17 (2/2)
	付属建物 第3核燃料倉庫

No. (591)	安全機能を有する施設名称 ロッドチャネル用台車(5)	基数
		1

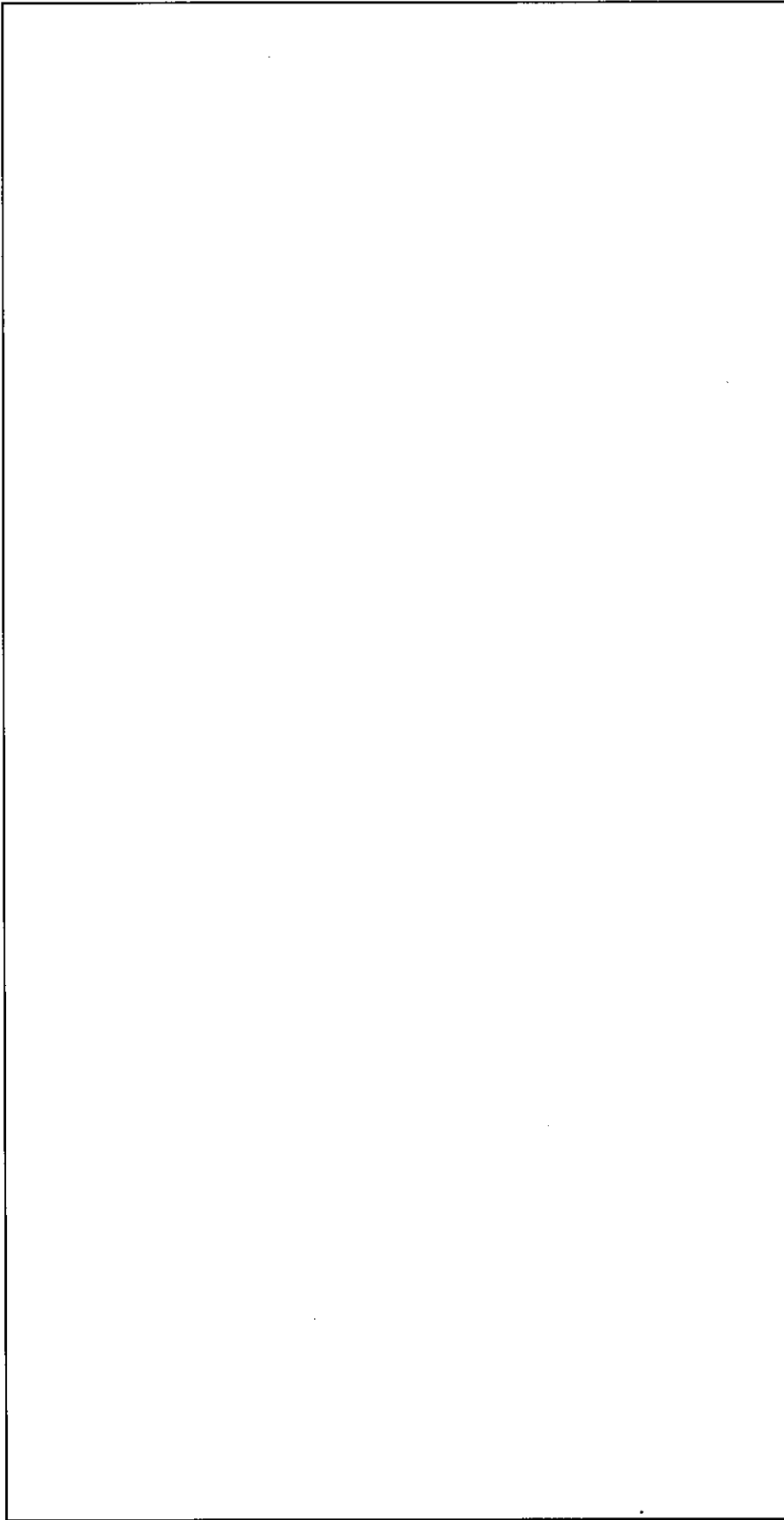


- \*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)
  - \*2 : スペーサー (15mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できるように155mm以上のスペーサーを設置する。)
  - \*3 : 落下防止 (高さ10mm以上)
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャネル用台車(5)
図番	図へ設-18
	付属建物 第3核燃料倉庫

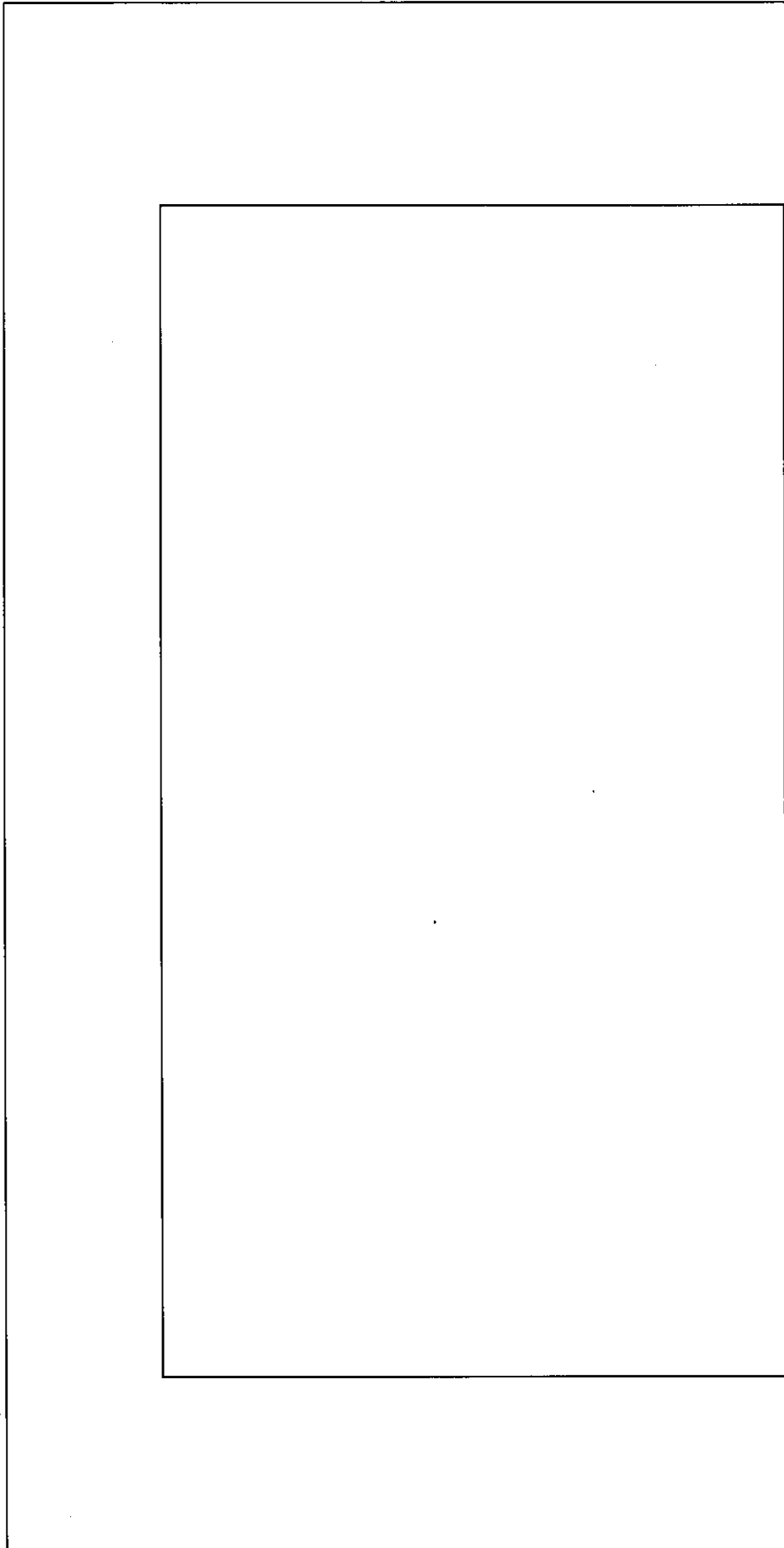
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{592}	ロッドチャンネル用リフト	1



名称	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフト	
図番	図へ設-19 (1/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

- \*1 : 形状寸法制限 (収納部厚み 107mm以下)
- \*2 : 落下防止 (高さ10mm以上)
- \*3 : 停電時保持機能
- : ウランが滞留する部分

単位 : mm



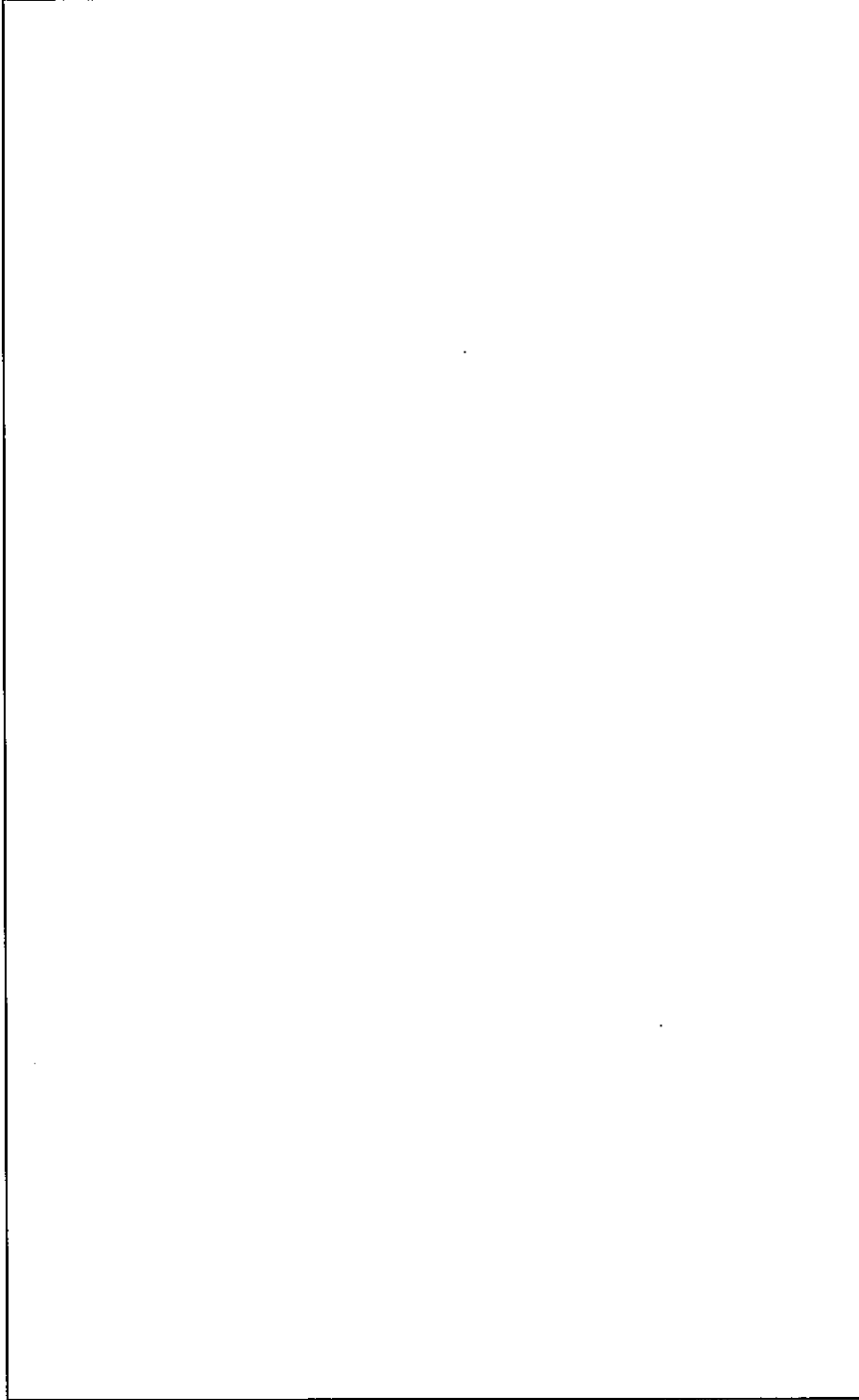
\*4：ロッドチャネルの昇降にのみ使用

名称	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャネル用リフト
図番	図へ設-19 (2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫

No. (598)	安全機能を有する施設名称 洗浄残渣貯蔵棚	基数 3
<p>□内は、耐震計算書の部位名称を示す</p>		
単位：mm		
名称	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)	
図番	図へ設-20(1/4)	付属建物 シリンドラ洗浄棟
*1：形状寸法制限（容器の直径251mm以下） SUS容器は先行申請で申請済み	*4：最下段容器列と設置床面の表面間隔 250mm以上 SUS容器を収納 最大900個(3基分)	
*2：溢水水位（床面より380mm）	*5：天井までの距離1400mm以上	
*3：容器列間の表面間隔 鉛直方向365mm以上	□：ウランが滞留する部分	



□内は、耐震計算書の部位名称を示す



名称	洗淨残渣貯蔵設備
図番	洗淨残渣貯蔵棚(1)(2)(3) 図へ設-20(2/4) 付属建物 シリندانダ洗淨棟

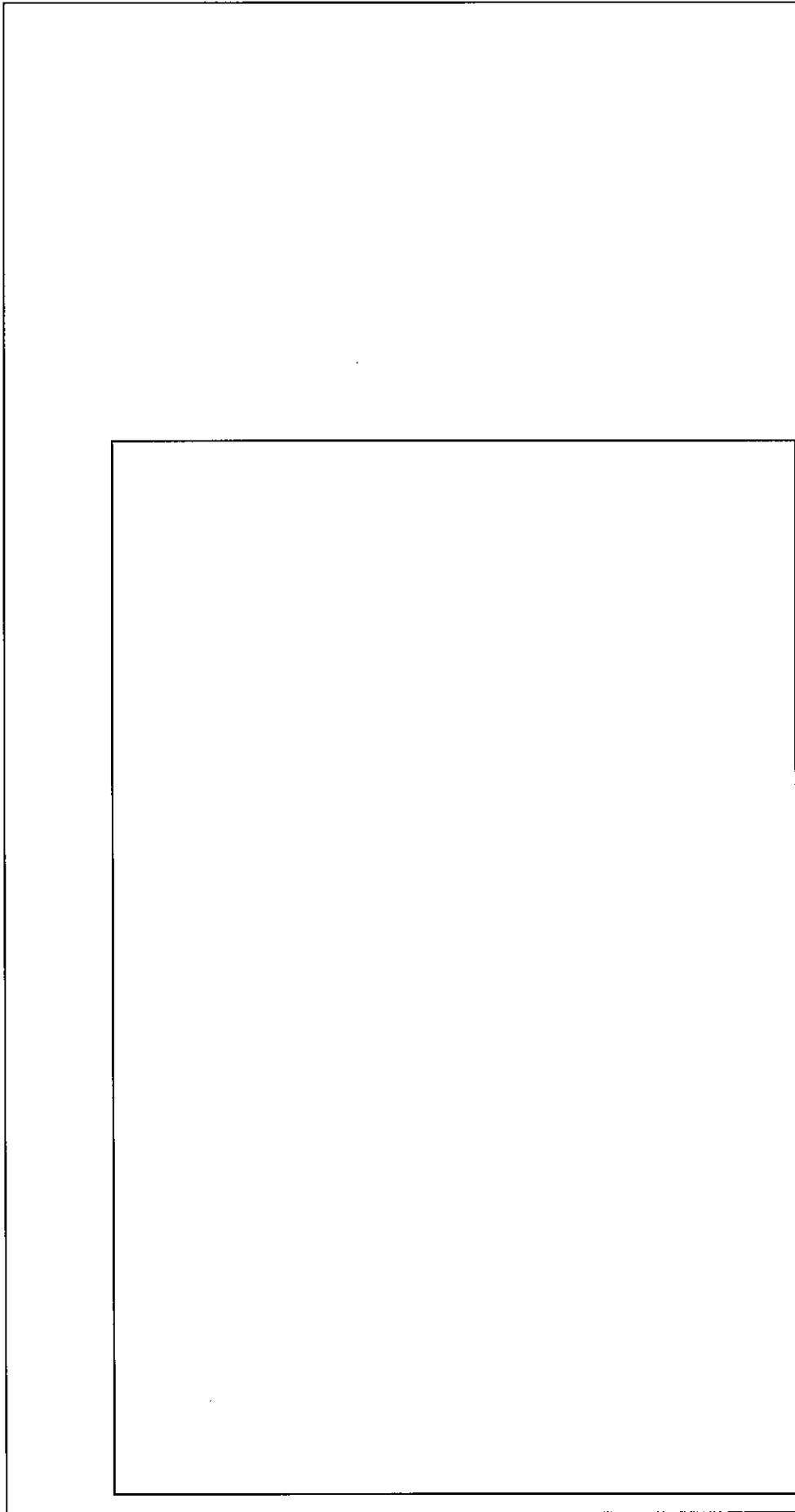
内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

単位：mm

名称	洗浄残渣貯蔵設備	
図番	洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)	付属建物 シリンダ洗浄棟
	図へ設-20(3/4)	

- \*6 : 容器の落下防止(高さ6mm以上)
- \*7 : 貯蔵容器用トレイ内寸 275mm以上
- \*8 : 貯蔵容器用トレイ(中性子遮蔽板)底板厚 2.9mm以上
- \*9 : SUS容器の中心間距離が520mm以上



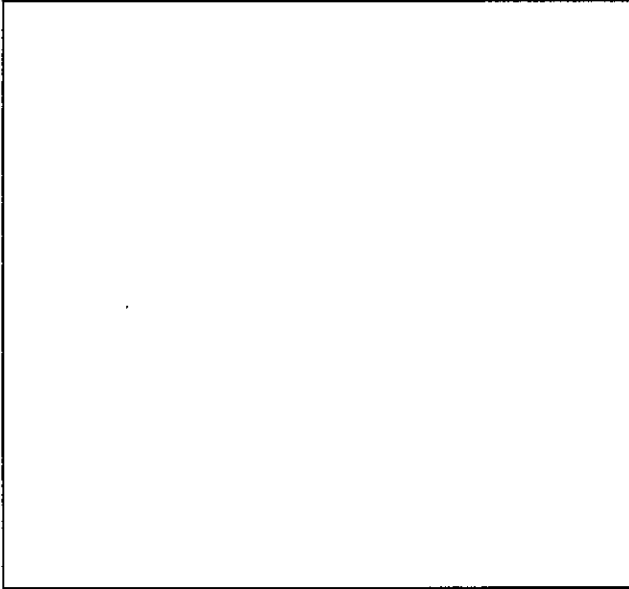
単位：mm

名称	洗淨残渣貯蔵設備
図番	洗淨残渣貯蔵棚(1)(2)(3) 図へ設-20(4/4) 付属建物 シリンダ洗浄棟

- \*10：最東棚壁側収納容器と設置位置東側壁面の表面間隔 700mm以上
- \*11：隣り合う棚(収納容器列)の収納容器間隔 1075mm以上
- \*12：最西棚壁側収納容器と設置位置西側壁面の表面間隔 700mm以上
- ////：SUS容器貯蔵エリア

No. (599)	安全機能を有する施設名称 洗浄残渣コンベア	基数 1
--------------	--------------------------	---------

内は、耐震計算書の部位名称を示す



- \*1 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L.0より140mm)
  - \*2 : 開口部風速 0.5m/秒以上
  - \*3 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲(6次申請 図ト系6-2参照)
  - \*4 : 容器の落下防止(高さ6mm以上)
  - \*5 : 遠心分離機からUF粉末をSUS容器に充填する
  - \*6 : SUS容器をチャッキングリフトに移動する
  - \*7 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ(図へ配-4参照)
- 単位: mm

- : ウランを取り扱うフードボックス
- : ウランを取り扱うフードボックス
- : ウランが滞留する部分
- : 設工認申請対象外(波及的破損を生じさせないことを確認)

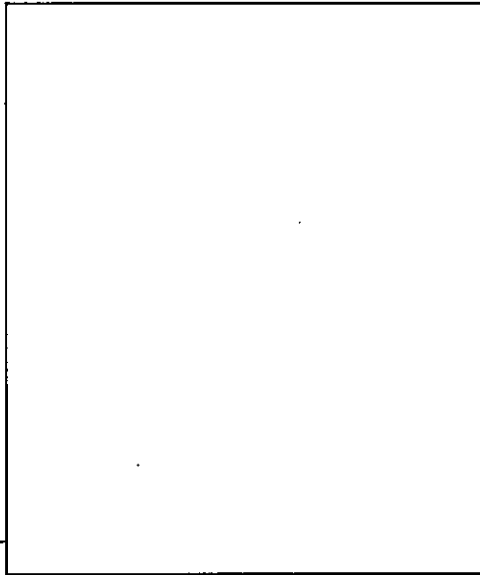
← : ウランの流れ

名称	洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
図番	図へ設-21
付属建物	シリンダ洗浄棟






<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す		No.	安全機能を有する施設名称	基数
		{600}	チャッキングリフト	1
		*1 : 溢水水位 (シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さF.L. 0より140mm) *2 : 形状寸法制限 (容器の直径251mm以下) SUS容器は先行申請で申請済 *3 : 容器の落下防止 (高さ6mm以上) *4 : シリンダ洗浄棟1階の溢水水位の基準高さ (図へ配-4参照) : ウランが滞留する部分		
		単位 : mm		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名称	洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト	
		図番	図へ設-22	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{601}	棚搬入コンベア	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す

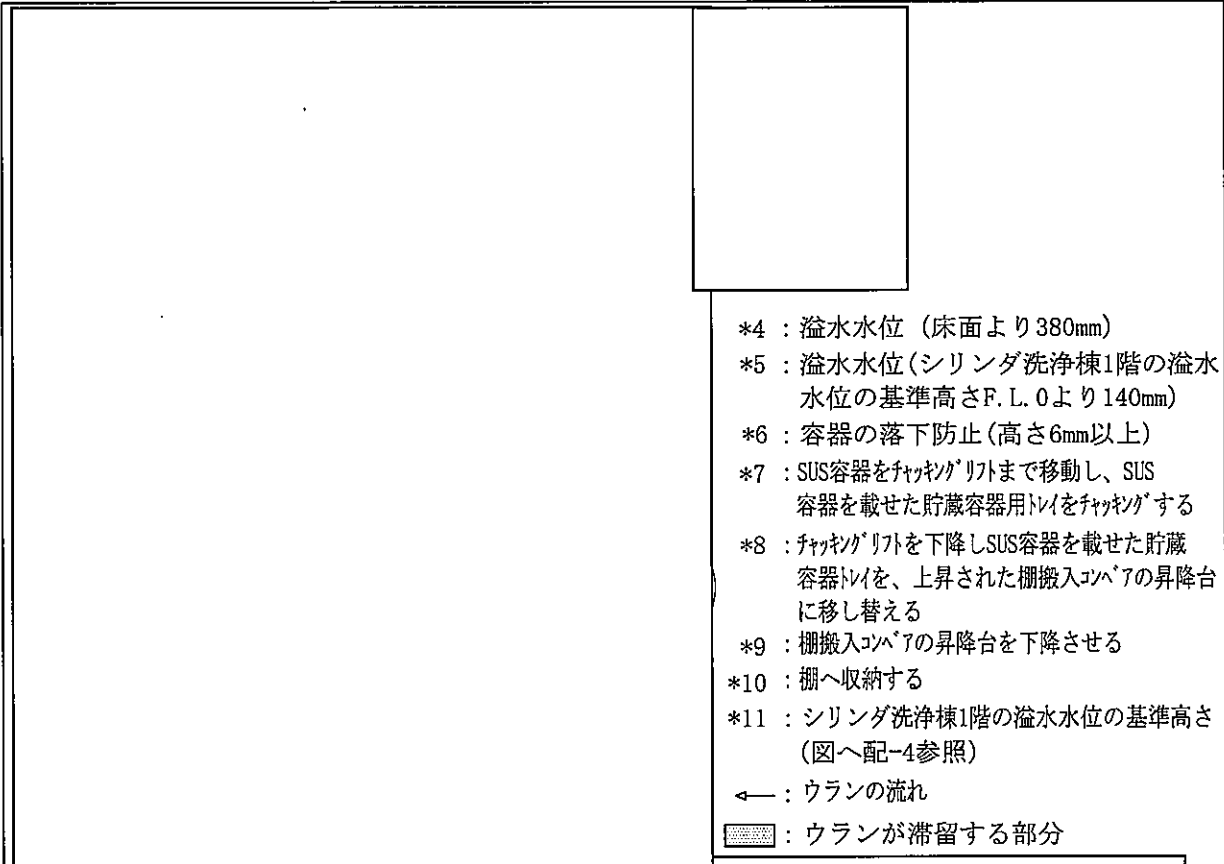


- \*1 : 溢水水位 (床面より380mm)
- \*2 : 形状寸法制限 (容器の直径251mm以下)  
SUS容器は先行申請で申請済
- \*3 : 転倒防止部 (幅125mm以上、板厚9mm以上) ( )

-  : 追加部材 ( ) : ( )
  -  : 追加部材 ( ) : ( )
  -  : 追加部材 ( ) : ( )
  -  : 追加部材 (バースレット) [mm] : ( )
  -  : ウランが滞留する部分
- 単位 : mm

名称	洗淨残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
----	---------------------

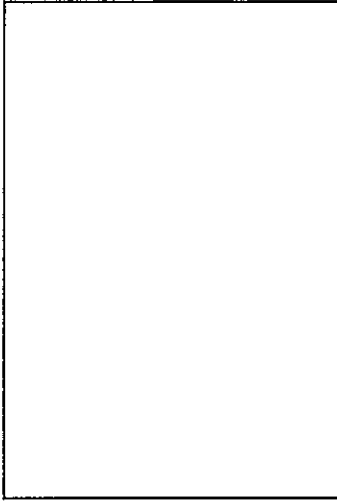
図番	図へ設-23(1/2)	付属建物	シリンドラ洗淨棟
----	-------------	------	----------



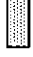


単位：mm

名称	洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア	
図番	図へ設-23(2/2)	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{602}	SUS容器用台車(5)	1



- \*1 : 形状寸法制限 (容器の直径 251mm以下)
- \*2 : スペーサー (155mm以上)  
(ユニット表面間で必要な隔離距離を維持できるように155mm以上のスペーサーを設置する。)
- \*3 : 容器の落下防止  
(ストッパー間隔247mm以下)
- \*4 : 溢水水位 (シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF. L. 0より380mm)
- \*5 : SUS容器は溢水範囲に開口部が無く  
ウラン滞留部に溢水が浸入しない構造
- \*6 : シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ  
(図へ配-4参照)

 : ウランが滞留する部分  
 : 追加部材(  )

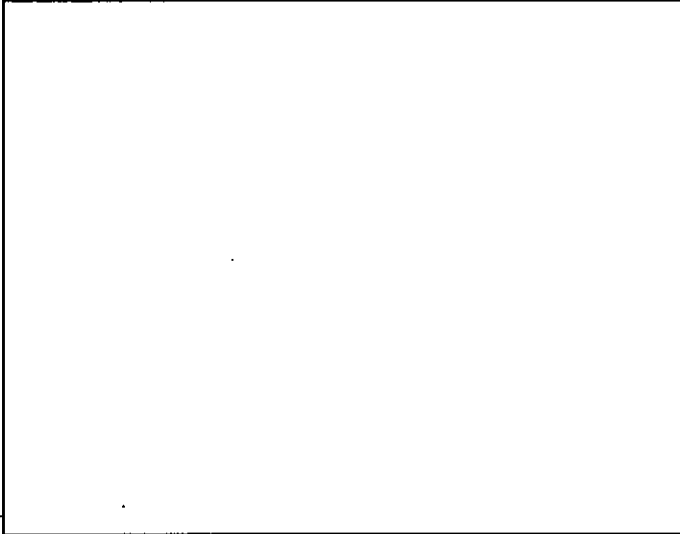
単位 : mm

名称	洗浄残渣貯蔵設備 SUS容器用台車 (5)	
図番	図へ設-24	付属建物 シリンダ洗浄棟



<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す	No.	安全機能を有する施設名称	基礎		
	{604}	洗浄残渣明替フードボックス	1		
	{605}	洗浄残渣乾燥機	1		
<p>*1 : 溢水水位(シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0より380mm)</p> <p>*2 : 開口部風速 0.5m/秒以上</p> <p>*3 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲(6次申請 図ト系6-2参照)</p> <p>*4 : 金属容器またはSUS容器と設置床面の表面間隔180mm以上</p> <p>*5 : 金属容器(粉末)、SUS容器のどちらかを使用</p> <p>*6 : シリンドラ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ(図へ配-4参照)</p> <p> <input type="checkbox"/> : ウランを取り扱うフードボックス(PC)  <input type="checkbox"/> : 追加部材(梁) <input type="checkbox"/> : <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> : 追加部材(梁) <input type="checkbox"/> : <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> : 追加部材(厚板) <input type="checkbox"/>mm : <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> : ウランが滞留する部分         </p>					
		<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">           名称 洗浄残渣貯蔵設備            図番 図へ設-25(1/3)         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">           洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス            シリンドラ洗浄棟         </td> </tr> </table>					名称 洗浄残渣貯蔵設備 図番 図へ設-25(1/3)
	名称 洗浄残渣貯蔵設備 図番 図へ設-25(1/3)				
洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス シリンドラ洗浄棟					
単位：mm					

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



- \*1 : 溢水水位(シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L. 0より380mm)
- \*2 : シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ(図へ配-4参照)

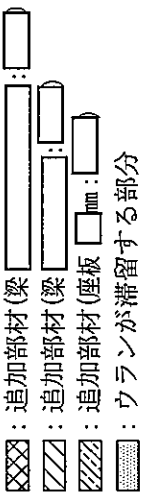
- ▣ : 追加部材(梁)  :
- ▤ : 追加部材(梁)  :
- ▥ : ウランが滞留する部分   単位 : mm

名称	洗浄残渣貯蔵設備	
図番	洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス 図へ設-25(2/3)	付属建物 シリンダ洗浄棟

- \*1 : SUS容器を洗浄残渣貯蔵棚より、SUS容器用台車(5)へ載せる
  - \*2 : SUS容器用台車(5)で洗浄残渣明替フードボックスまで移動する
  - \*3 : フードボックス内で作業者がSUS容器内のUF粉末を乾燥バットに詰め替える
  - \*4 : 乾燥バットを収納フックにセットする
  - \*5 : 収納フックを洗浄残渣乾燥機に移動する
  - \*6 : UF粉末を入れた乾燥バットを、洗浄残渣明替フードボックスに移動する
  - \*7 : 乾燥バットからUF粉末を金属容器(粉末)に詰め替える
  - \*8 : 作業者が金属容器(粉末)を回転混合器に移動して混合する。
  - \*9 : 混合後に金属容器(粉末)を回転混合器から洗浄残渣明替フードボックスに移動する
  - \*10 : 洗浄残渣明替フードボックス内で作業者が金属容器(粉末)内のUF粉末をSUS容器に詰め替える
  - \*11 : 洗浄残渣明替フードボックス内からSUS容器をSUS容器用台車(5)に載せる
  - \*12 : SUS容器用台車(5)を洗浄残渣貯蔵棚(1)(2)(3)へ移動しSUS容器を棚へ収納する
- ← : ウランの流れ

名称	洗浄残渣貯蔵設備	
図番	洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス	付属建物 シリンダ洗浄棟
	図へ設-25(3/3)	

□内は、耐震計算書の部位名称を示す


No. (606)	安全機能を有する施設名称	基数
	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1
*1	溢水水位(シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さF.L.0より380mm)	
*2	容器の落下防止 (容器ホルダ上端高さ210mm以上、 容器高さ以下、厚さ2mm以上)	
*3	形状寸法制限 (容器の直径251mm以下) 金属容器(粉末)は先行申請で申請済	
*4	ウラン粉末を充填した容器は、 作業員が洗浄残渣明替フードボックス へ運搬する	
*5	シリンダ洗浄棟地階の溢水水位の基準高さ (図へ配-4参照)	
	 □:追加部材(梁) □: □ □:追加部材(梁) □: □ □:追加部材(平板) □mm: □ □:ウランが滞留する部分	
	単位: mm	
名称	洗浄残渣貯蔵設備	
図番	図へ設-26	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全設備を有する施設名称	凡 例
(667)	換気ファン	換気ファン No.
(668)	換気ファン	換気ファン No.
(669)	高圧機エアフィルター	フィルター No.
(670)	排気機停止ボタン (屋外との関係欄)	安全装置表
(671)	換気機停止ボタン (屋外との関係欄)	安全装置表
(678)	高圧警報装置	安全装置表
-	プレフィルター	PE PF



名 称	気体廃棄設備(4) 機器配置図(1階)	
図 番	図卜配-気1 (1/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

		気体廃棄設備 (4) 機器配置図 (2階)
	図卜配-気1 (2/2)	付属建物 第3核燃料倉庫
名称		
図番		

<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		 : 申請する機器	
		液体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
名称			
図番	図ト配一液1 (1/3)		付属建物 シリンドラ洗浄棟

▨ : 申請する機器

名	液体廃棄物の廃棄設備	放射線管理棟
称	機器配置図	
図	図1配一液1 (2/3)	
番		



廃液処理設備 (3)  
(付属建物 シリンドラ洗浄機)

符号	機器名	変更内容
1-1	廃液貯槽 (洗浄工程)	改造
1-2	沈殿槽	改造
1-3	遠心ろ過機	改造
1-4	液受槽 (1)	改造
1-5	ろ過機	改造
1-6	液受槽 (2)	改造
1-7	集水槽 (チェック) (1)	改造
1-8	集水槽 (チェック) (2)	改造
1-9	イオン交換塔 (1)	改造
1-10	イオン交換塔 (2)	改造
1-11	液受槽 (3)	改造
1-12	乾燥機	改造
1-13	フードボックス	改造
1-14	廃液貯槽 (チェック) (1)	改造
1-15	廃液貯槽 (チェック) (2)	改造
1-16	廃液処理室回収ビット	改造
1-17	槽 (廃液貯槽 (洗浄工程))	新設
1-18	測定室回収ビット	改造

保管廃棄設備  
(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
2-1	保管棚 (1)	改造
2-2	保管棚 (2)	改造
2-3	保管棚 (3)	変更なし
2-4	受容器	改造

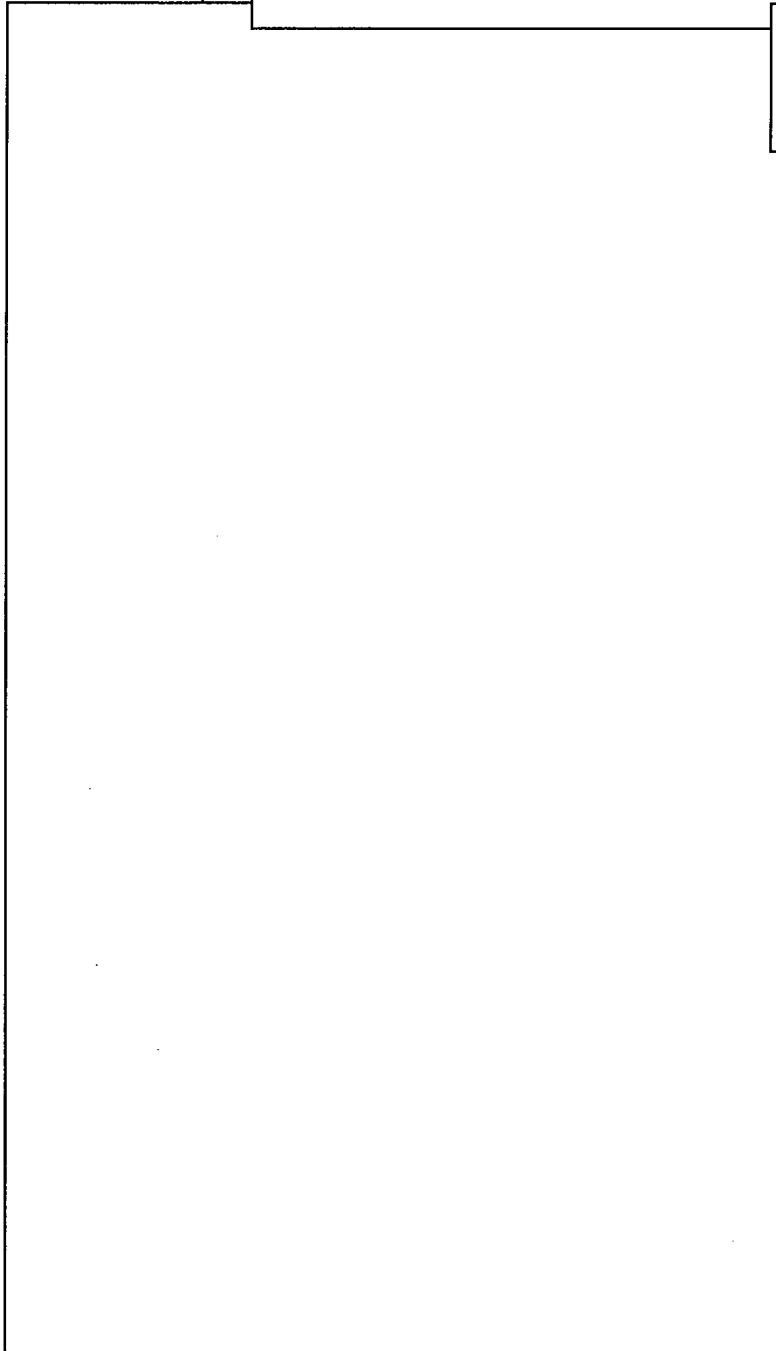
名称 液体廃棄物の廃棄設備  
機器配置図

図番 図ト配一液1 (3/3)

—

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>—— : 既設配管 (屋内)</p> <p>—— : 既設配管 (屋外)</p> <p>—— : 共同溝</p> <p>----- : 設工認申請対象外</p> </div>	
液体廃棄物の廃棄設備 屋外配管配置図	
名	図ト配一液2 (1/2)
図	番
	—

- : (795) ビット配管系統
- \_\_\_\_\_ : (745) 廃液貯槽(チェック)配管系統
- \_\_\_\_\_ : (777) 排水貯留設備配管系統
- ..... : 設工認申請対象外
- : 埋設構造物



\*1 : 設工認申請対象外

\*2 : 床(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

共同溝 : 高さ□, 幅□

地表から床面までの距離約□

(地表から配管の上端までの深さ□以上)

\*3 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

\*4 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

\*5 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

\*6 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

\*7 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

\*8 : 基礎(コンクリート)厚さ□, 砕石厚さ□

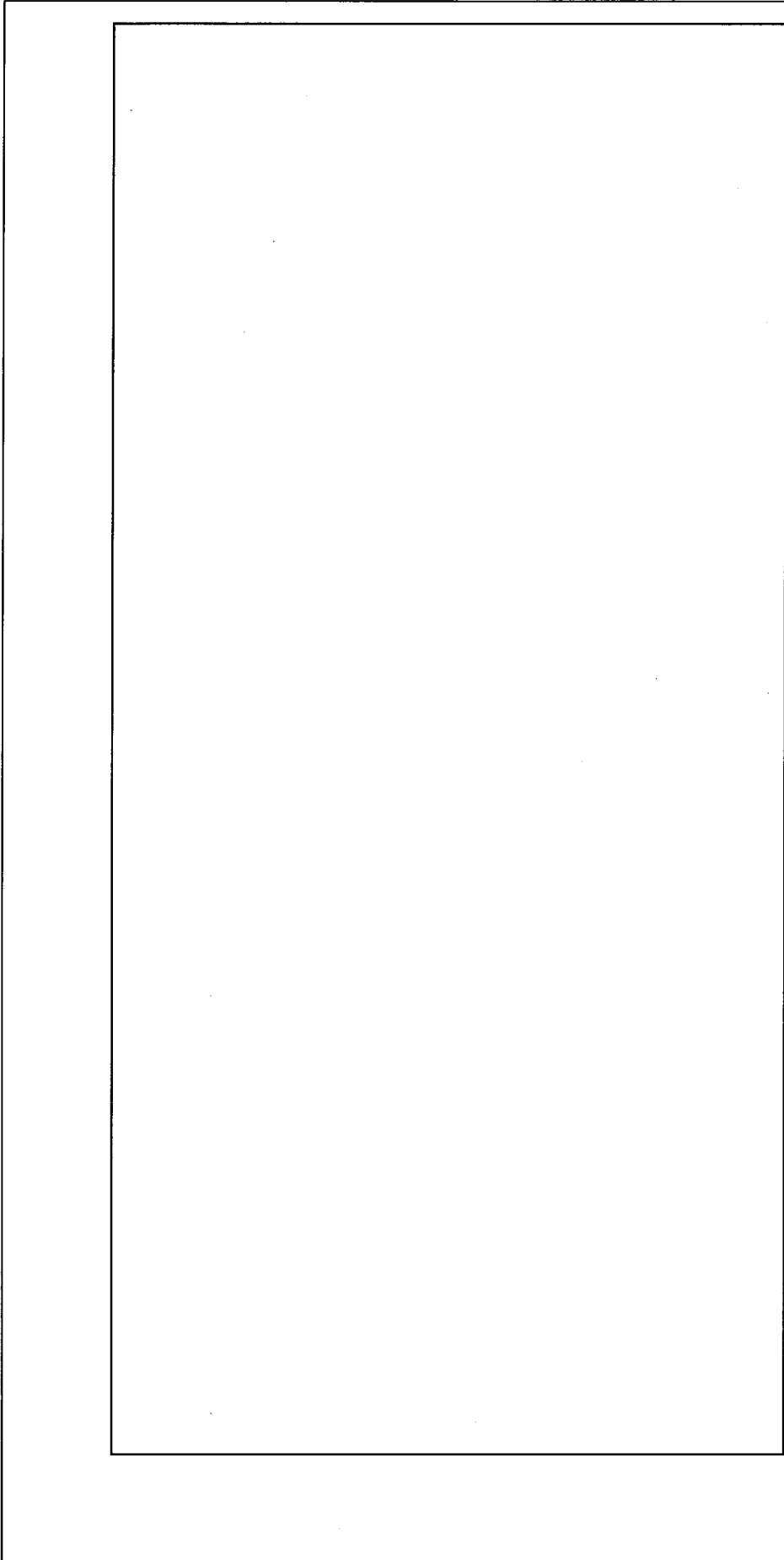
単位 : mm

名称	液体廃棄物の廃棄設備 屋外配管配置図	
図番	図ト配一液2 (2/2)	
	-	


<div style="border: 1px solid black; width: 60%; margin: 10px auto; height: 150px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 10%; margin: 10px auto; height: 20px;"></div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">  : 申請する機器         </div>	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図
	付属建物 第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所
名称 図番	図ト配一固1 (1/4)

▨ : 申請する機器

名	固体廃棄物の廃棄設備	
称	機器配置図	
図	図ト配一固1 (2/4)	付属建物 除染室・分析室
番		



\*1 : 太線の内側を廃棄物貯蔵設備 (1) とする。

 : 申請する機器

名称	固体廃棄物の廃棄設備 機器配置図	
図番	図卜配一固1 (3/4)	放射線管理棟

焼却設備

(付属建物 第1廃棄物処理所)

符号	機器名	変更内容
1-1	焼却炉	改造
1-2	サイクロン	変更なし
1-3	フラッシュチャンバ	改造
1-4	イオン交換材混合機	変更なし
1-5	イオン交換材成型機	変更なし
1-6	ピット	改造*1

焼却設備

(付属建物 第1廃棄物処理所前室)

符号	機器名	変更内容
1-7	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	新設

固体廃棄物処理設備

(付属建物 第2廃棄物処理所)

符号	機器名	変更内容
2-1	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造
2-2	破砕機	改造
2-3	クレーン(第2廃棄物処理所)	改造

固体廃棄物処理設備

(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
2-4	ドラム缶用廃棄物プレス	改造

除染設備

(付属建物 除染室・分析室)

符号	機器名	変更内容
3-1	超音波洗浄機(1)	変更なし
3-2	超音波洗浄機(2)	改造
3-3	廃水受槽	改造
3-4	中和槽	改造
3-5	遠心分離機	変更なし
3-6	ろ液受槽	改造
3-7	分別・解体フード	改造
3-8	水洗槽	変更なし
3-9	切断フード	変更なし
3-10	排水受槽	改造
3-11	乾燥機(1)	変更なし
3-12	乾燥機(2)	改造
3-13	乾燥機(3)	改造
3-14	プラスト装置(1)	改造
3-15	プラスト装置(2)	改造
3-16	クレーン(除染室(2))	改造*2

除染設備

(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
3-17	解体用フードボックス	変更なし
3-18	切断機(1)	変更なし
3-19	切断機(2)	改造

保管廃棄設備

(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
3-20	廃棄物貯蔵設備(1)	改造
3-21	ドラム缶用ケラシ測定装置	変更なし
3-22	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	改造*2

保管廃棄設備

(付属建物 放射線管理棟前室)

符号	機器名	変更内容
3-23	クレーン(放射線管理棟前室)	新設

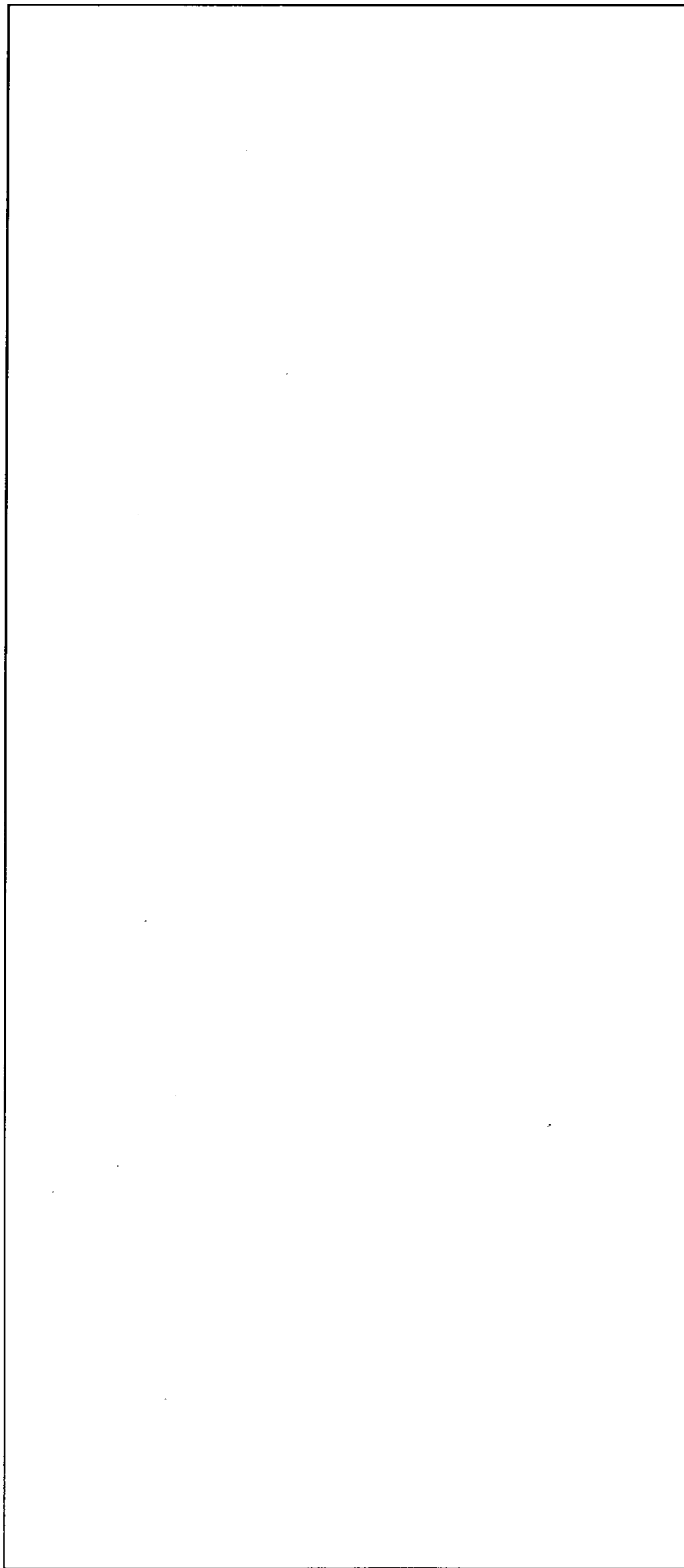
\*1 : 既設を撤去し、集水槽を新規に製作し設置する  
\*2 : 既設を撤去し、クレーンを新規に製作し設置する

名称 固体廃棄物の廃棄設備  
機器配置図

図 図ト配一固1 (4/4)

—

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{668}	排気ファン	1
{669}	高性能エアフィルタ	1
{671}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
{673}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
{674}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
{677}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1



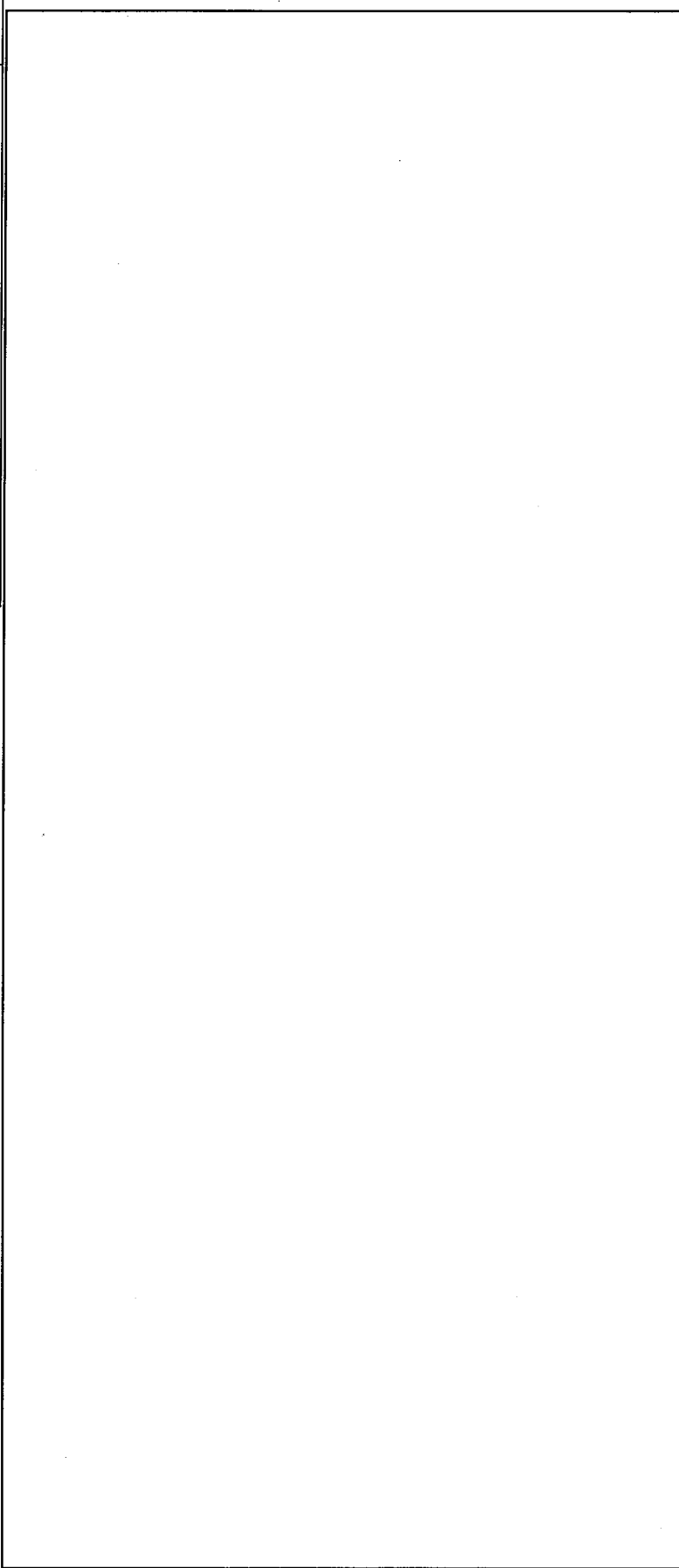
- :新設\*
- :耐震重要度分類第1類
- :耐震重要度分類第2類
- :改造\*
- :耐震重要度分類第3類

●:ダクト取合点  
 \*:ダクト・ダンパに関する工事箇所を示す。  
 (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)

名 称	気体廃棄設備(4) 貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 室内排気系統	
図 番	図ト系-気4-1	付属建物 第3核燃料倉庫



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{668}	排気ファン	1
{669}	高性能エアフィルタ	1
{671}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
{673}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
{674}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
{677}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1



- :新設\*
- :改造\*
- 耐震重要度分類第1類
- 耐震重要度分類第2類
- 耐震重要度分類第3類

●:ダクト取合点

\*:ダクト・ダンパに関する工事個所を示す。  
(なお、ダクトは全て耐震補強を実施)

名 称	気体廃棄設備(4) 作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排気系統
図 番	図ト系-気4-2 付属建物 第3核燃料倉庫

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{668}	排気ファン	1
{669}	高性能エアフィルタ	1
{671}	排気逆流防止ダクト(屋外との境界部)	1
{673}	排気ダクト・ダクト(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1
{674}	排気ダクト・ダクト(高性能エアフィルタ～排気塔)	1
{677}	排気ダクト・ダクト(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	1

--

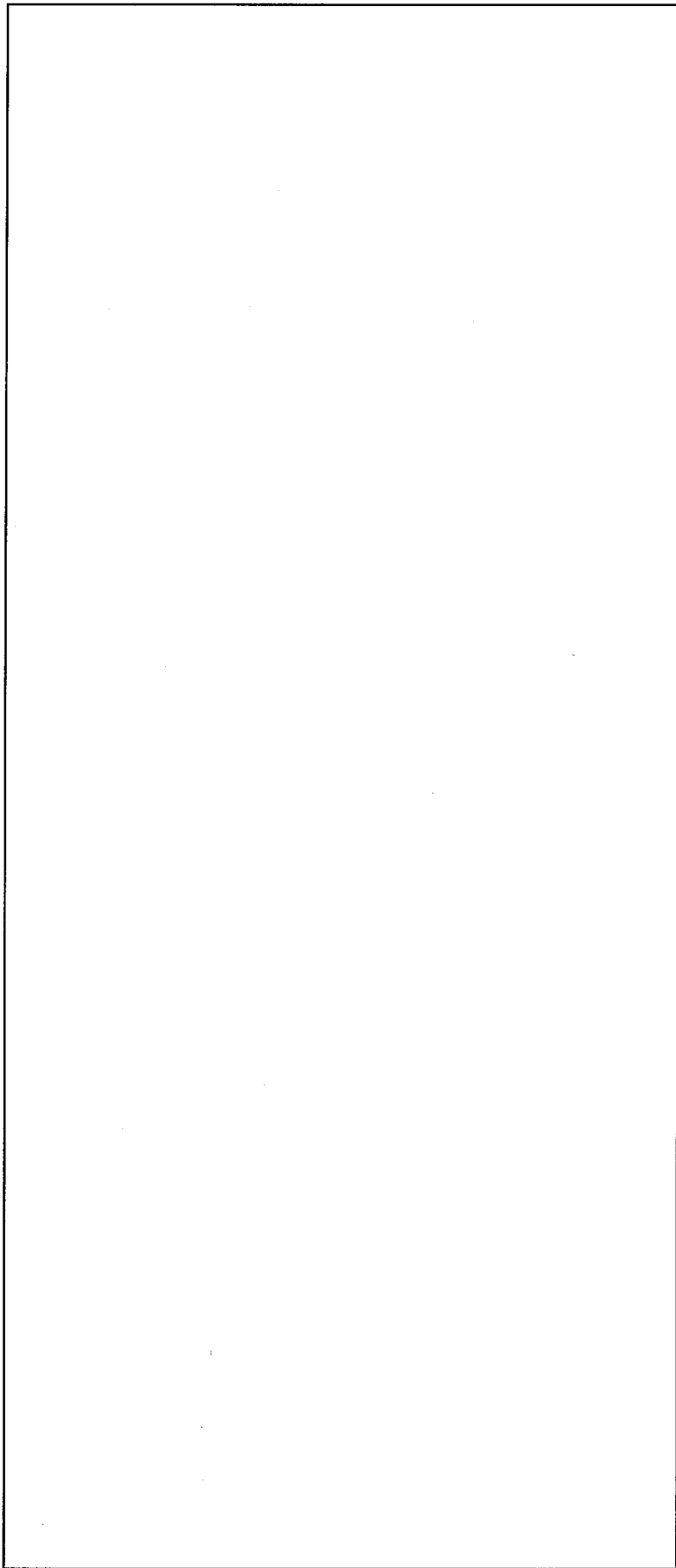
- :新設\*
- :耐震重要度分類第1類
- :改造\*
- :耐震重要度分類第2類
- :耐震重要度分類第3類

●:ダクト取合点  
 \*:ダクト・ダクトに関する工事箇所を示す。  
 (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)

名 称	気体廃棄設備(4) 作業室(1) 局所排気系統
図 番	図ト系-気4-3(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫

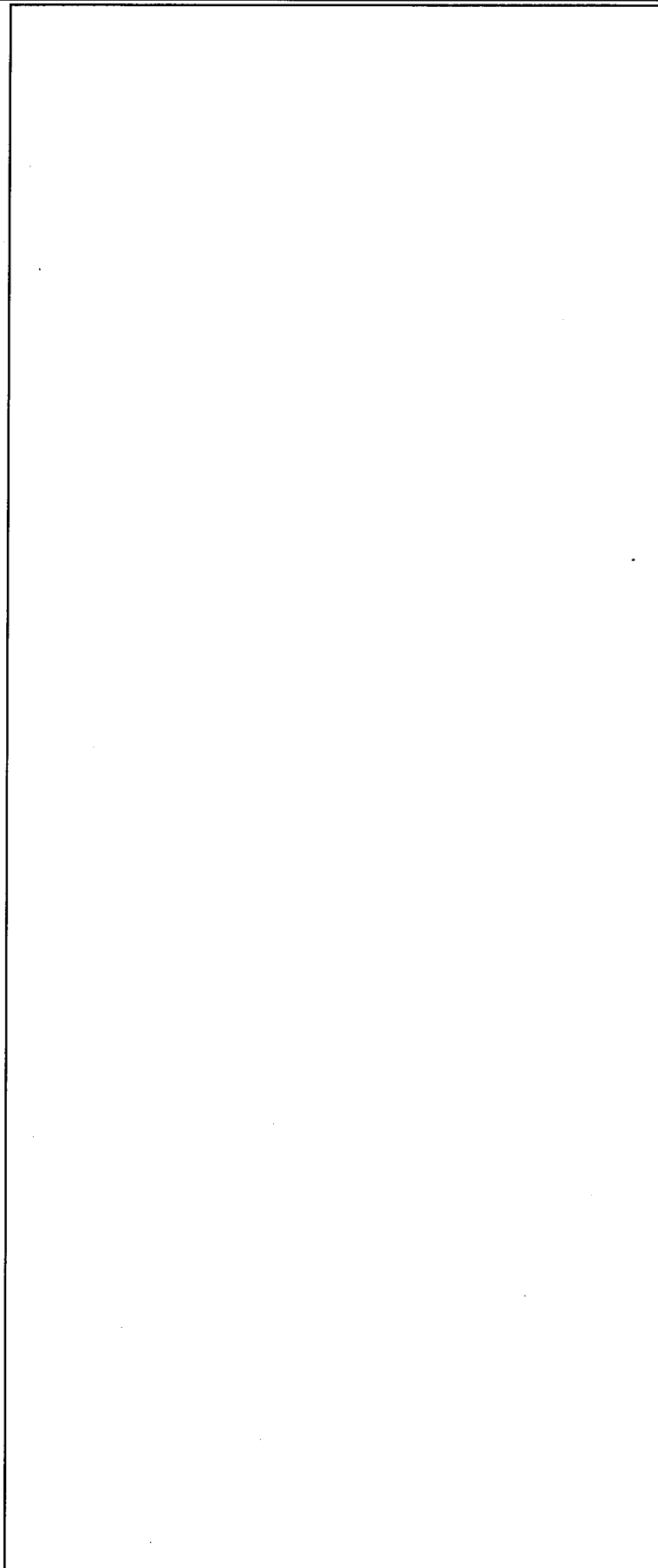
No.	安全機能を有する施設名称		基数
安全機能番号	機器名	接続ダクト	
{535}	粉系貯蔵設備 粉末回収・パレット取扱ボックス	φ 195以上	
{536}	粉末貯蔵設備 粉末容器 ハンドリング装置 フードボックス(1) フードボックス(2)	φ 150以上	
名称 気体廃棄設備(4) 作業室(1) 局所排気系統			付属建物 第3核燃料倉庫
図	番 図ト系-気4-3(2/2)		

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(667)	給気ファン	1
(670)	給気逆流防止ダンプ(屋外との境界部)	1
(672)	給気ダクト・ダンプ	1
(676)	給気ダクト・ダンプ	1



<p> <input type="checkbox"/> :新設*  <input checked="" type="checkbox"/> :改造*            ●:ダクト取合点            *:ダクト・ダンプに関する工事箇所を示す。            (なお、ダクトは全て耐震補強を実施)         </p>	<p>           耐震重要度分類第1類            耐震重要度分類第2類            耐震重要度分類第3類         </p>	<p>           気体廃棄設備(4)            貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 給気系統         </p>
	<p>           図 番            図ト系-気4-4            付属建物            第3核燃料倉庫         </p>	

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{667}	給気ファン	1
{670}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
{672}	給気ダクト・ダンパ	1
{676}	給気ダクト・ダンパ	1

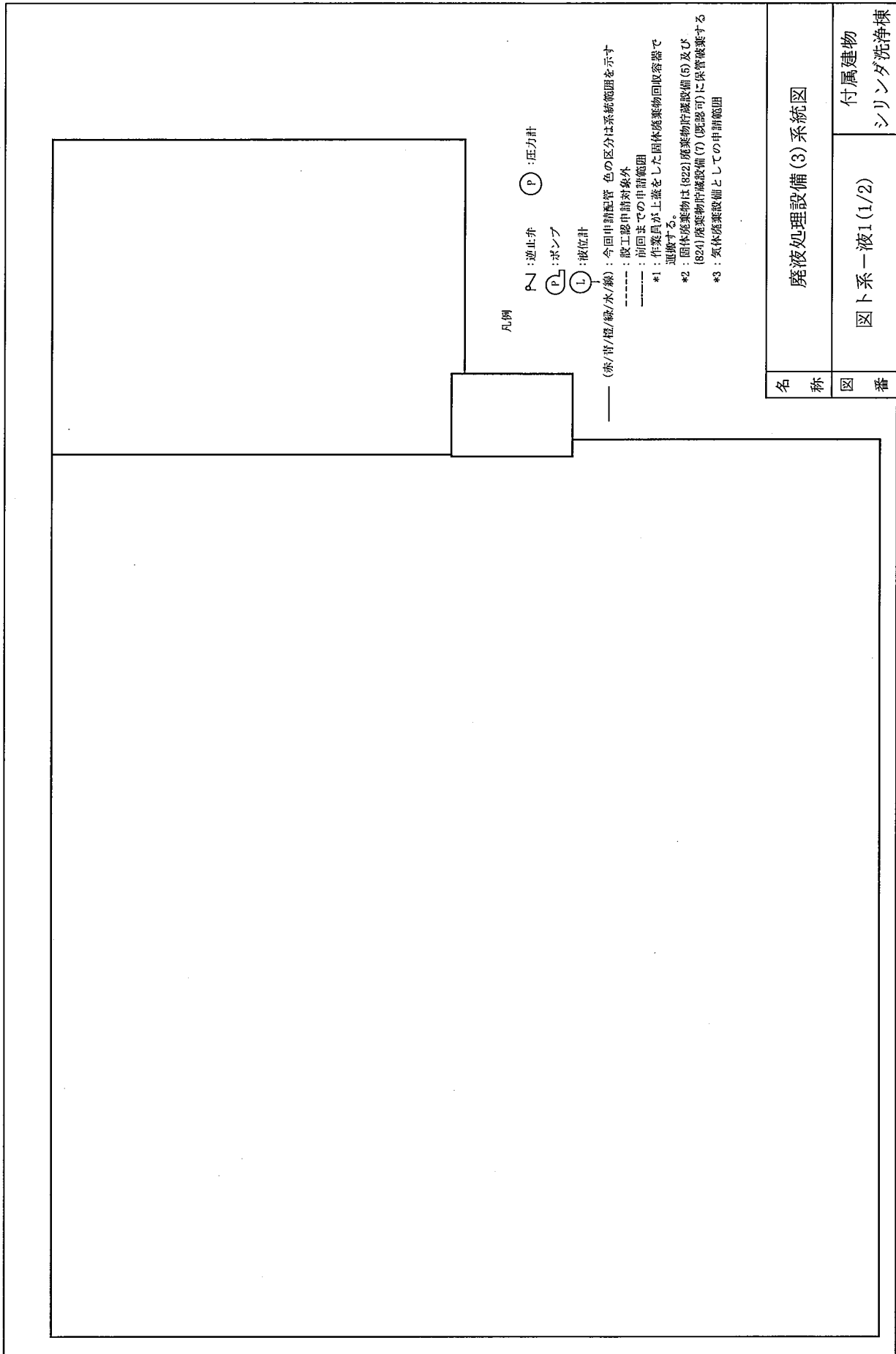


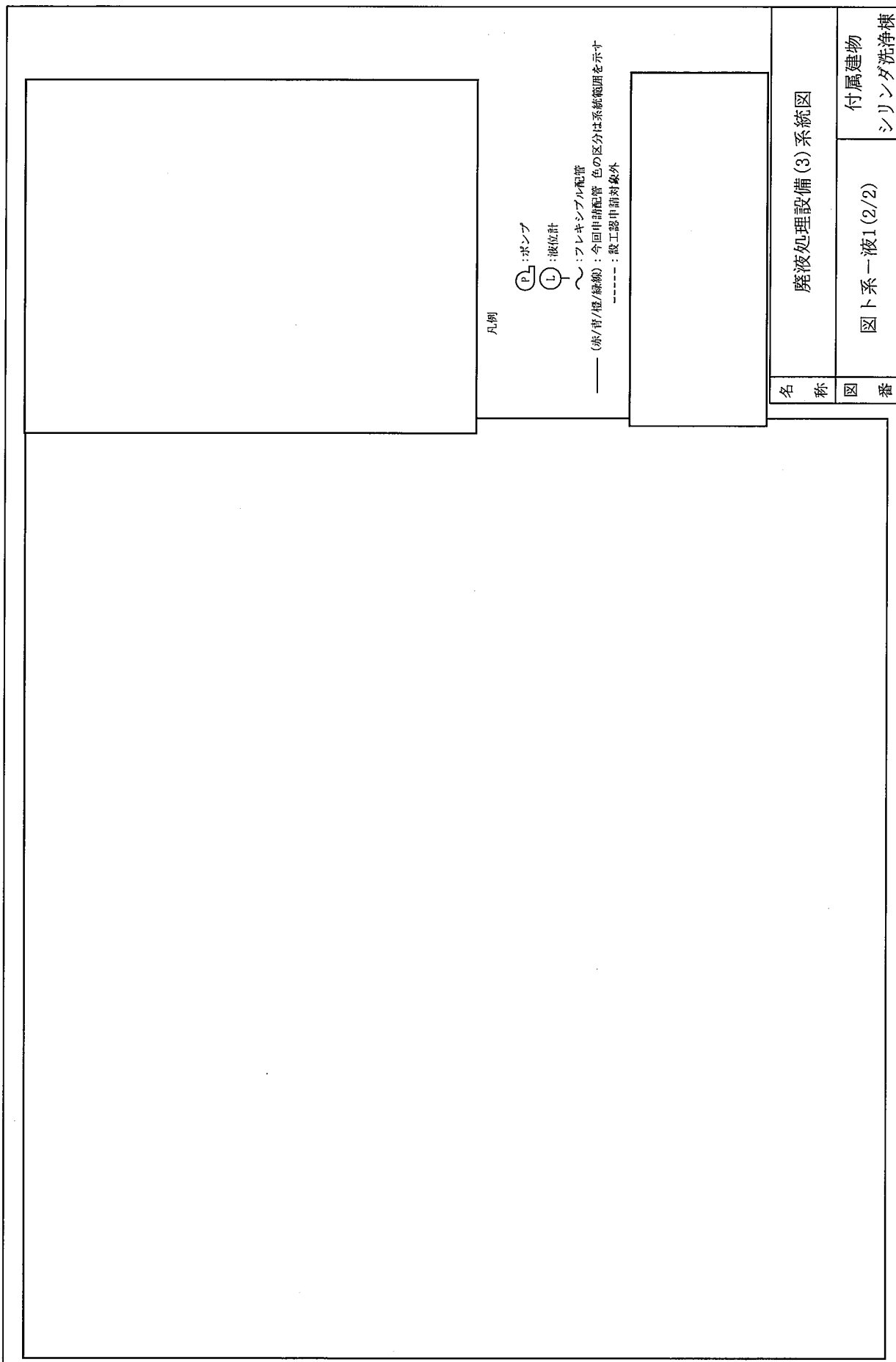
- :新設\*
- :耐震重要度分類第1類
- :耐震重要度分類第2類
- :改造\*
- :耐震重要度分類第3類

●:ダクト取合点

\*:ダクト・ダンパに関する工事箇所を示す。  
(なお、ダクトは全て耐震補強を実施)

名称	気体廃棄設備(4)
作業室(1)、更衣室、シャワー室	給気系統
図番	付属建物
図ト系-気4-5	第3核燃料倉庫





凡例

Ⓟ : ポンプ

Ⓛ : 液位計

~ : フレキシブル配管  
 —— (赤/青/橙/緑線) : 今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す

----- : 既工事申請対象外

名称

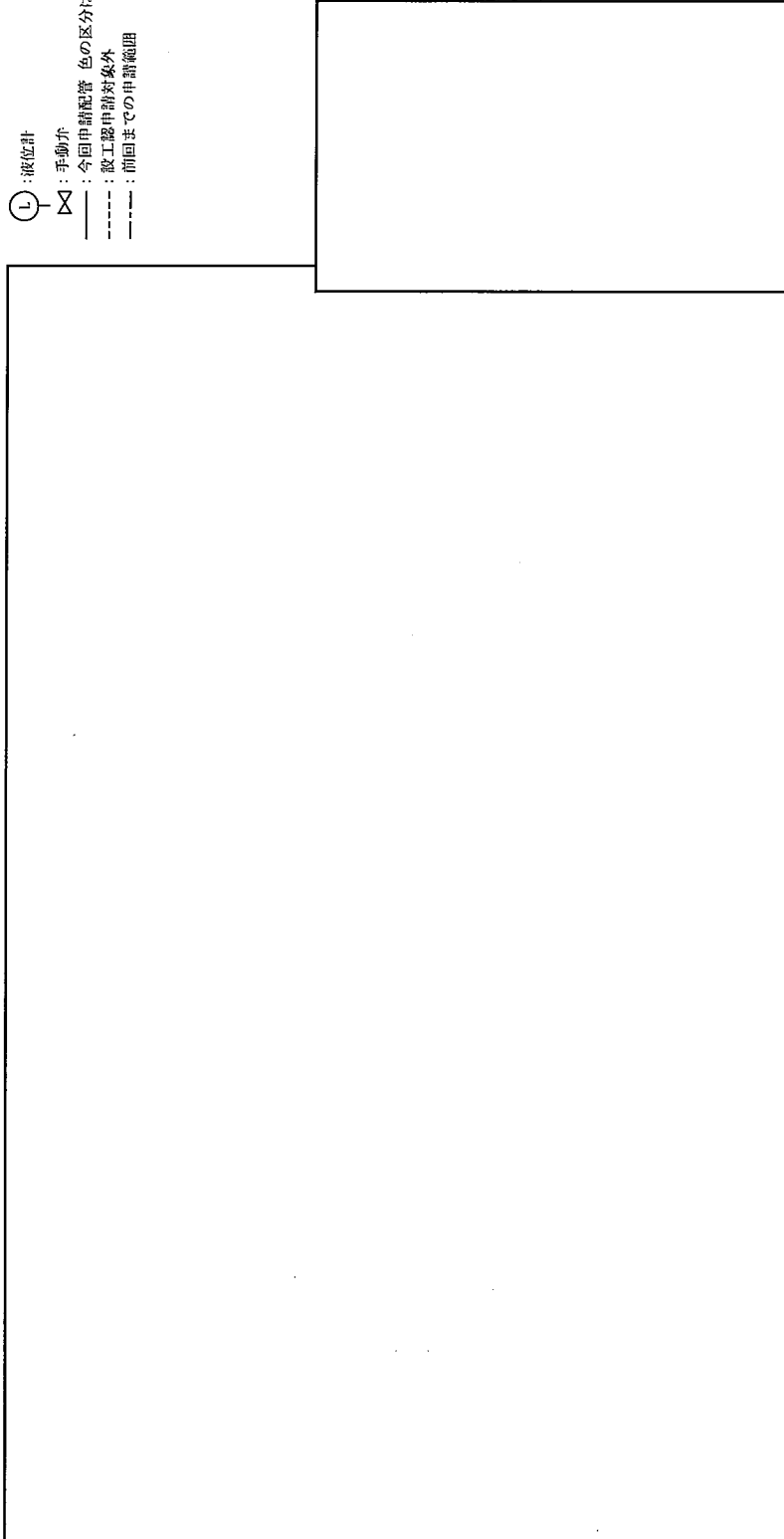
廃液処理設備(3)系統図

図番

図ト系一液1(2/2)

付属建物  
 シリندانダ洗浄棟

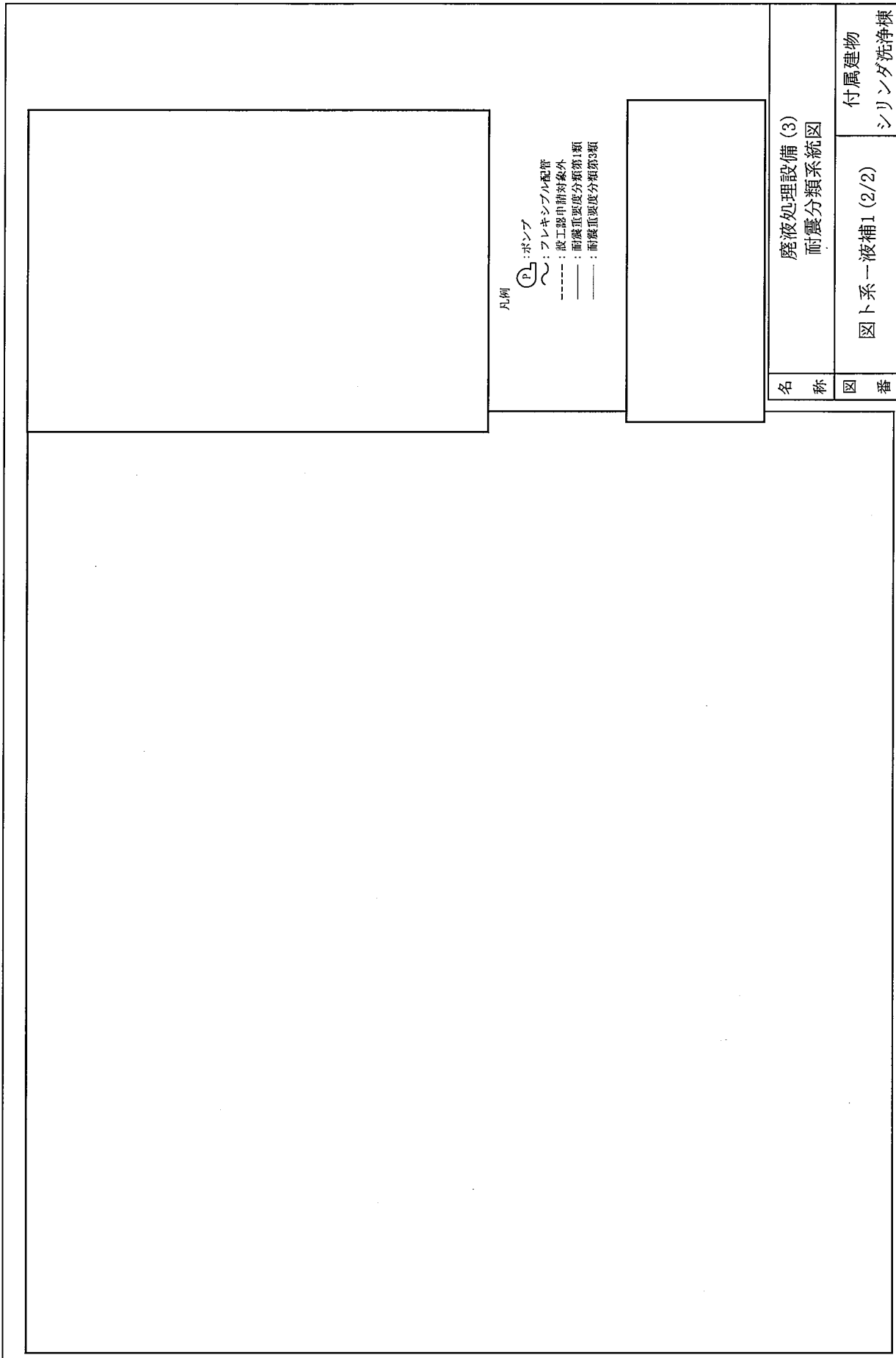
- 凡例
- Ⓟ:ポンプ
  - Ⓛ:液位計
  - △:手動弁
  - :今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す
  - - -: 竣工認申請対象外
  - - - - : 前回までの申請範囲



名 称	排水貯留設備系統図	
図 番	図ト系一液2	屋外



	<p>凡例</p> <p>△ : 逆止弁</p> <p>Ⓟ : ポンプ</p> <p>----- : 改工認申請対象外</p> <p>----- : 耐震重要度分類第1類</p> <p>----- : 耐震重要度分類第3類</p>	<p>名称</p> <p>廃液処理設備 (3)</p> <p>耐震分類系統図</p>	<p>図番</p> <p>図ト系一液補1 (1/2)</p> <p>付属建物 シリندانダ洗浄棟</p>



凡例

- Ⓟ : ポンプ
- 〰 : フレキシブル配管
- - - : 竣工認申請対象外
- : 耐震工要度分類第1類
- : 耐震工要度分類第3類

名称  
図番

廃液処理設備 (3)  
耐震分類系統図

図ト系一液補1 (2/2)  
付属建物  
シリンドラ洗浄棟

凡例

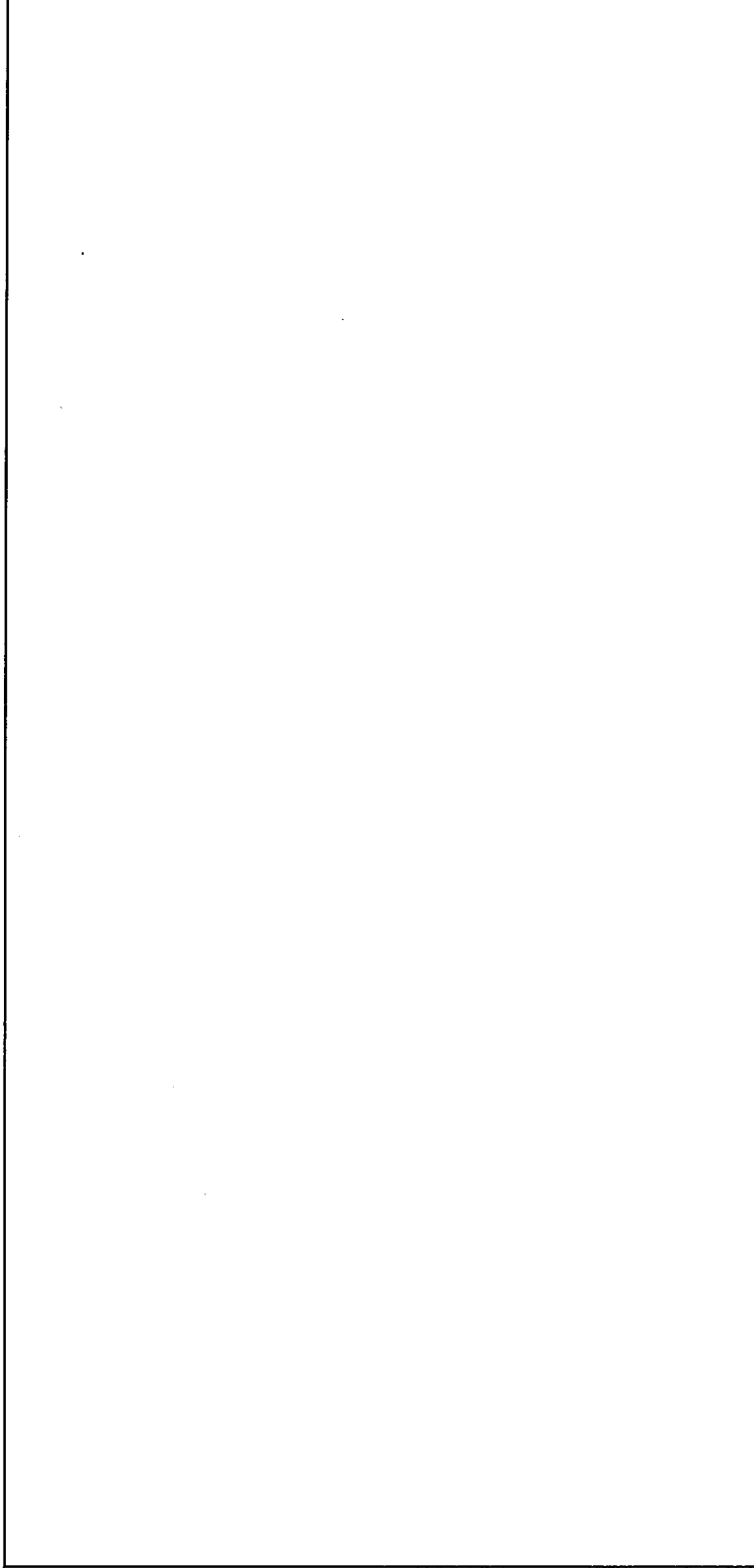
Ⓟ:ポンプ

△:手動弁

-----:設工認申請対象外

-----:前回までの申請範囲

-----:耐震重要度分類第3類



名称

排水貯留設備  
耐震分類系統図

図番

図ト系一液補2

屋外

凡例

☒ : 自動弁 (P) : ボンプ

▽ : ダンパ

① : 液位計

④ : 温度計(熱電対)

ⓧ : 失火検知器

⑤ : 燃焼空気用送風機

—— (赤/青/緑/線線) : 今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す

----- : インターロック信号線

----- : 設工器申請対象外

----- : 前回までの申請範囲

- \*1 : 気体廃棄設備としての申請範囲
- \*2 : 作業者がドラム缶から廃棄物を取り出し投入する
- \*3 : 作業者が廃棄物をドラム缶に入れて運搬する
- \*4 : 給排設備(ヘッドタンク)含む
- \*5 : 乾燥工程 ウラン回収設備(第2系列)
- \*6 : (202)イオン交換装置(吸着塔)(先行申請済み)
- \*7 : 廃棄物はSUS容器に入れて人手により運ぶ
- \*8 : 蒸気(気体廃棄設備(室内排気系統)へ)

名称

焼却設備系統図

図番

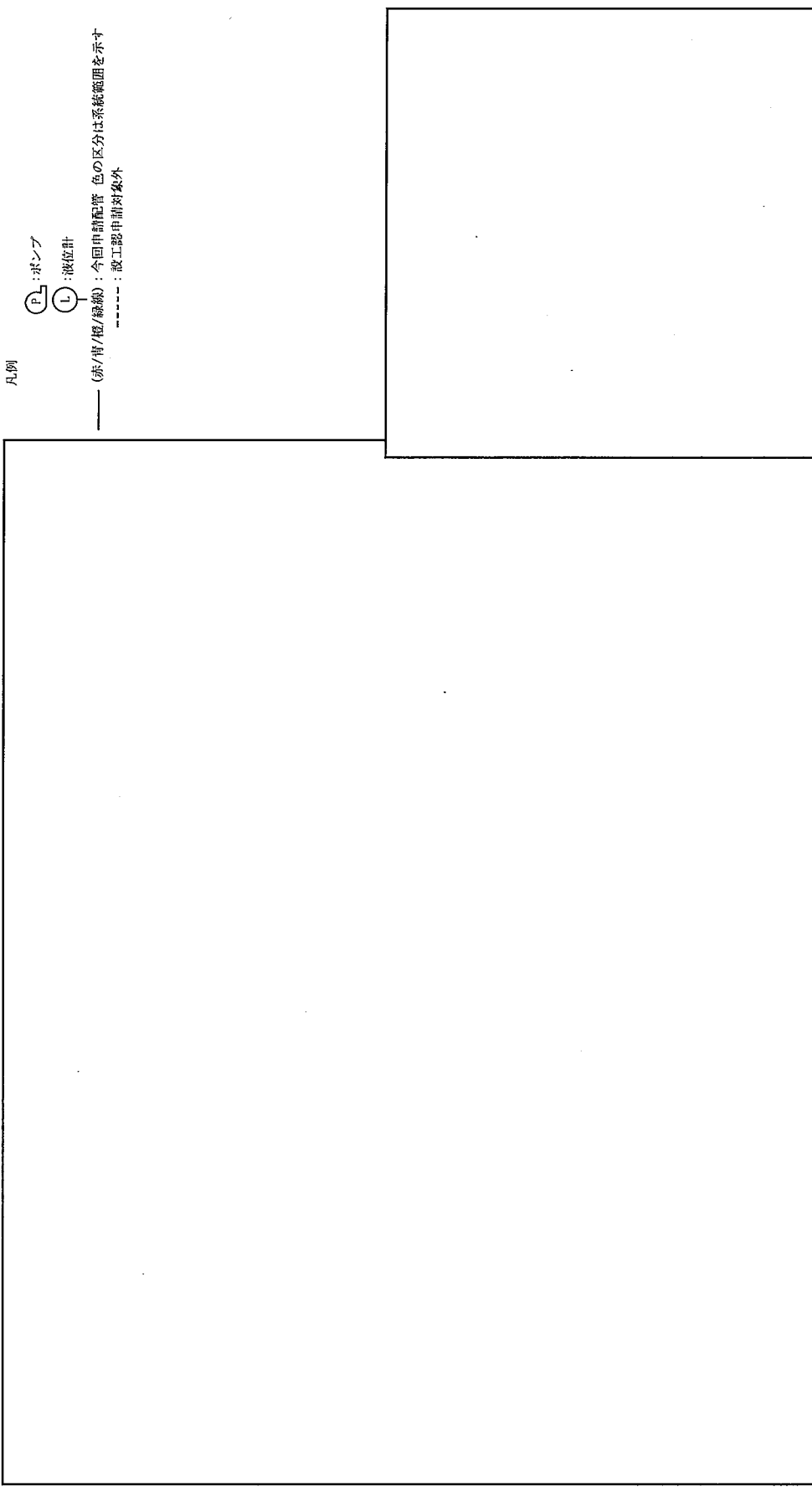
図ト系一固1

付属建物  
第1廃棄物処理所

凡例

□:ポンプ  
○:液位計

—— (赤/青/橙/緑線) : 今回申請配管 色の区分は系統範囲を示す  
----- : 竣工認申請対象外



名称

図番

除染設備系統図

付属建物  
除染室・分析室

図卜系一固2

凡例  
 : 自働弁      (P) : ポンプ  
 (M) : ダンパ  
 ----- : 設工費申請対象外  
 \_\_\_\_\_ : 耐震重要度分類第2類  
 - - - - - : 耐震重要度分類第3類  
 --- : 前回までの申請範囲  
 \*1 : 気体廃棄設備としての申請範囲  
 \*2 : 給油設備(ヘッドタンク)含む

--	--

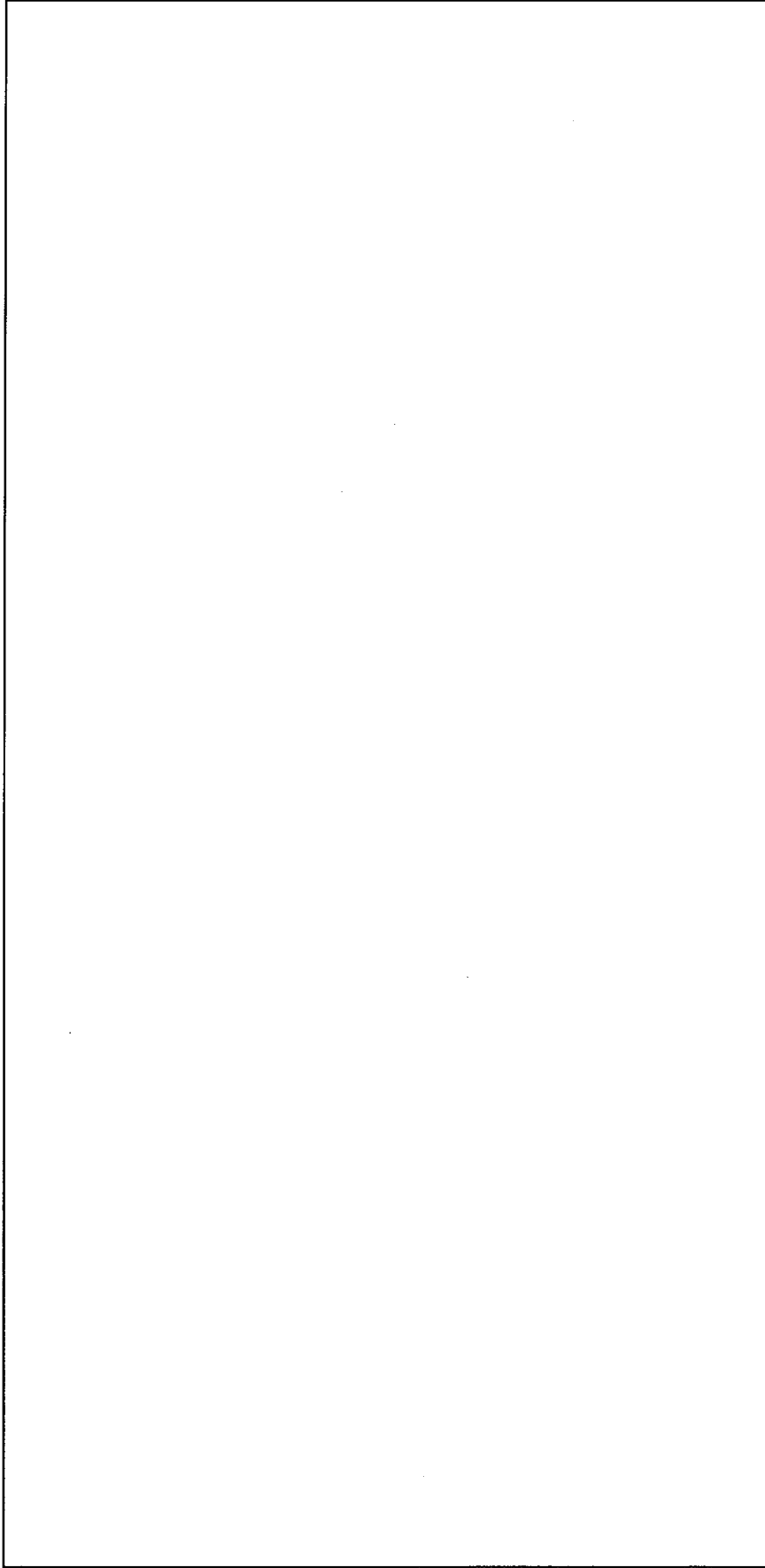
焼却設備 耐震分類系統図	
図ト系一固補1	付属建物 第1廃棄物処理所
名称	図番

凡例

⒫:ポンプ

-----:耐震重要部分(第3類)

-----:設工認申請対象外



名称	除染設備 耐震分類系統図
図番	図ト系一固補2 付属建物 除染室・分析室

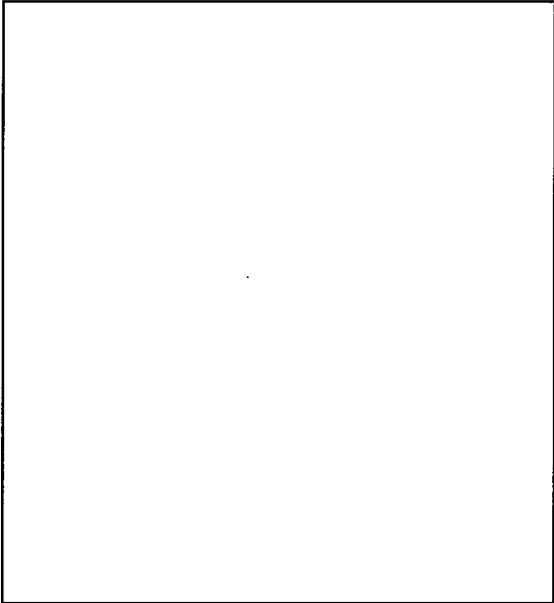
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(668)	排気ファン	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す

\* : 溢水水位 (表内に示す)  
 \*\* : 防護対象最下部  
 (最下部は溢水水位以上)

名称	気体廃棄設備 排気ファン (床置き型)	
図番	図ト設-気1 (1/2)	—



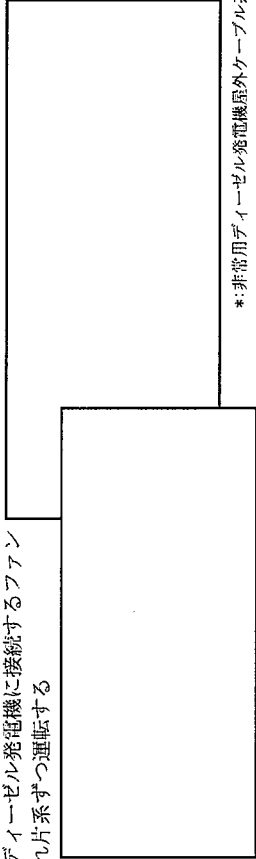


No. 668 排気ファンリスト

系統名称	ファン番号	非常用ディーゼル発電機に接続する7/7の電容量[kVA]	ボルト間距離 $\phi_0$ [mm]	ボルト径 x本数	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
作業室(1) 局所排気系統	RF-1-1,*1*2 RF-1-2*1*2	3.7, (3.7)	b(1180) > 1150 以上		変更なし	90	なし
貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室 室内排気系統	RF-2	-	b(1307) > 1250 以上		変更なし	90	なし
作業室(1)、更衣室、シャワー室 室内排気系統	RF-1	-	b(1180) > 1150 以上		変更なし	90	なし

\*1：非常用ディーゼル発電機に接続するファン

\*2：それぞれ片系ずつ運転する



名称	気体廃棄設備 排気ファン (床置き型)	
図番	図ト設-気1 (2/2)	
	—	

\*：非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く (今回の申請範囲)

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
{669}	高性能エアフィルタ	1

No. 669 高性能エアフィルタ

フィルタ番号 ※	溢水水位 [mm]	変更 内容
092-1~092-4前	90	*1
092-1~092-4後	90	*1
093-1~093-4前	90	*1
093-1~093-4後	90	*1
094-5~094-8前	90	*1
094-5~094-8後	90	*1

※：フィルタ番号の「前」「後」は、  
2段フィルタの前段、後段を表す。

\*：溢水水位（表内に示す）

\*\*：防護対象最下部  
（最下部は溢水水位以上）

\*1：金属カバーを設置する。

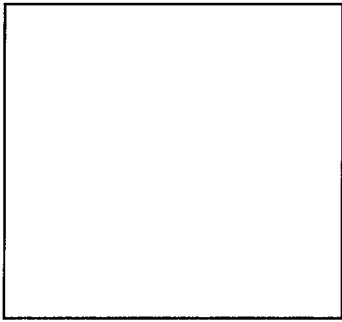
\*2：アンカーボルトはベースプレート内に  
設置する。

□：内は、耐震計算書の部位名称を示す。

単位：mm

名称	気体廃棄設備 高性能エアフィルタ（タイプ8）	
図番	図ト設-気2（1/2）	—

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{669}	高性能エアフィルタ	1



No. 669 高性能エアフィルタ

フィルタ番号	溢水水位 [mm]	変更内容
※ 091-1前, 091-2前	90	*1
091-1後, 091-2後	90	*1

※：フィルタ番号の「前」「後」は2段フィルタの前段、後段を表す。

\*：溢水水位（表内に示す）

\*\*：防護対象最下部（最下部は溢水水位以上）

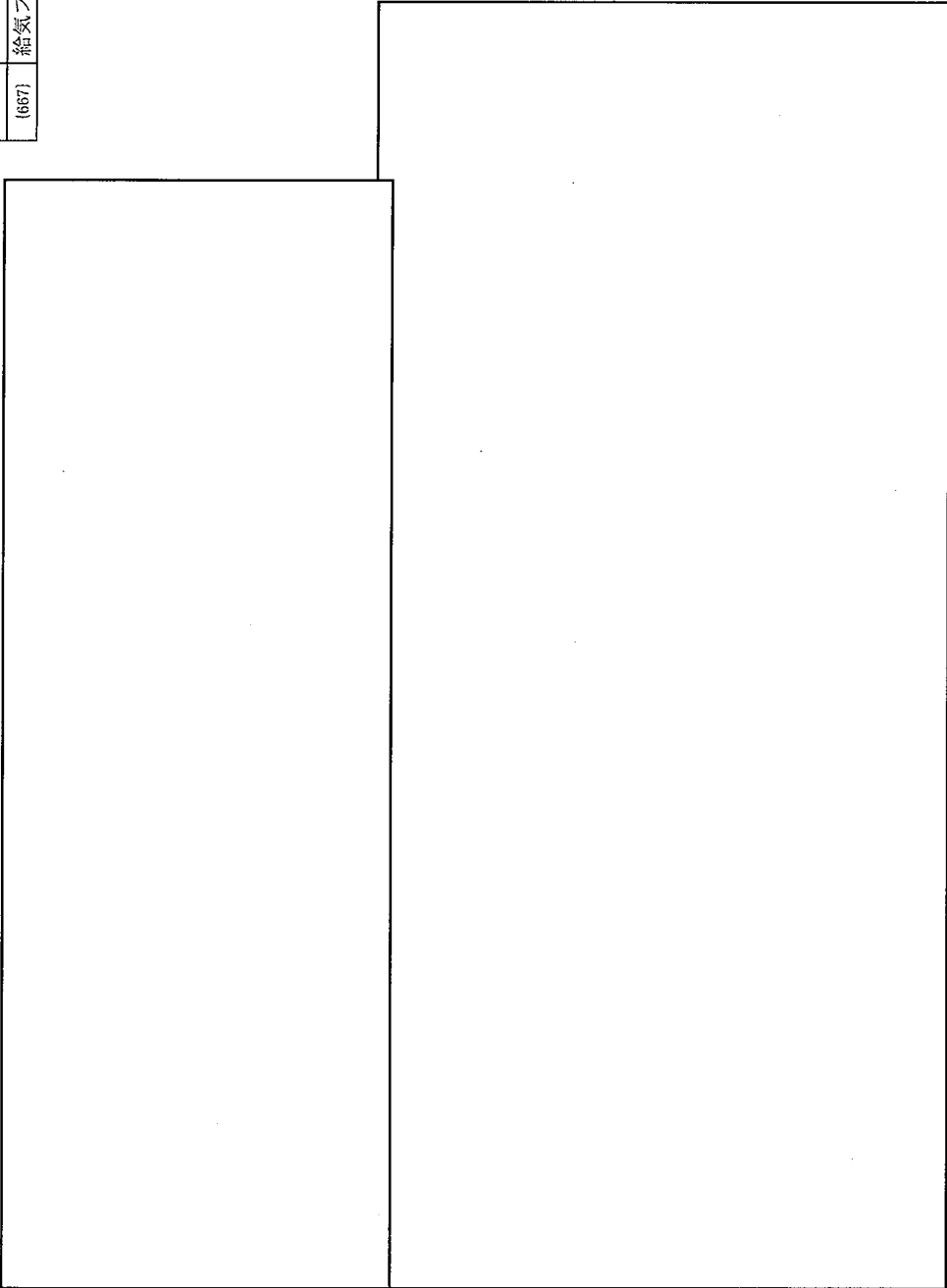
\*1：金属カバーを設置する。

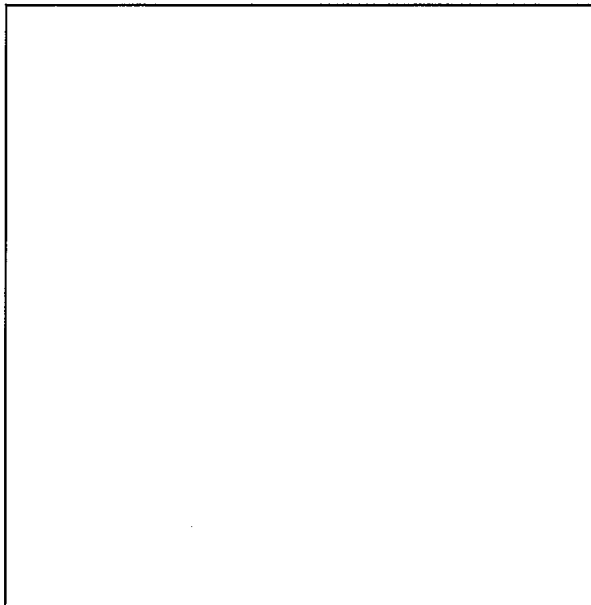
\*2：アンカーボルトはベースプレート内に設置する。

□：内は、耐震計算書の部位名称を示す。

単位：mm

名称	気体廃棄設備	
	高性能エアフィルタ（タイプ9）	
図番	図ト設一気2（2/2）	—

No. (667)	安全機能を有する施設名称 給気ファン	量数 1
		
名称	気体廃棄設備 給気ファン (床置き型)	
図番	図ト設-気3 (1/2) —	



No. 667 給気ファンリスト

系統名称	ファン番号	ボルト間距離 $\theta_0$ [mm]	ボルト径 x本数	変更内容	溢水水位 [mm]	オイルパン
作業室(1)、更衣室、シャワー室、給気系統	SF-1	b(1050) > 1000 以上		変更なし		なし
貯蔵室(1)、備品室、貯蔵室(2)、フィルタ室、給気系統	SF-2	b(1155) > 1100 以上		変更なし		なし

名称	気体廃棄設備 給気ファン (床置き型)	
図番	図ト設-気3 (2/2)	—

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{670}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1
{671}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	1

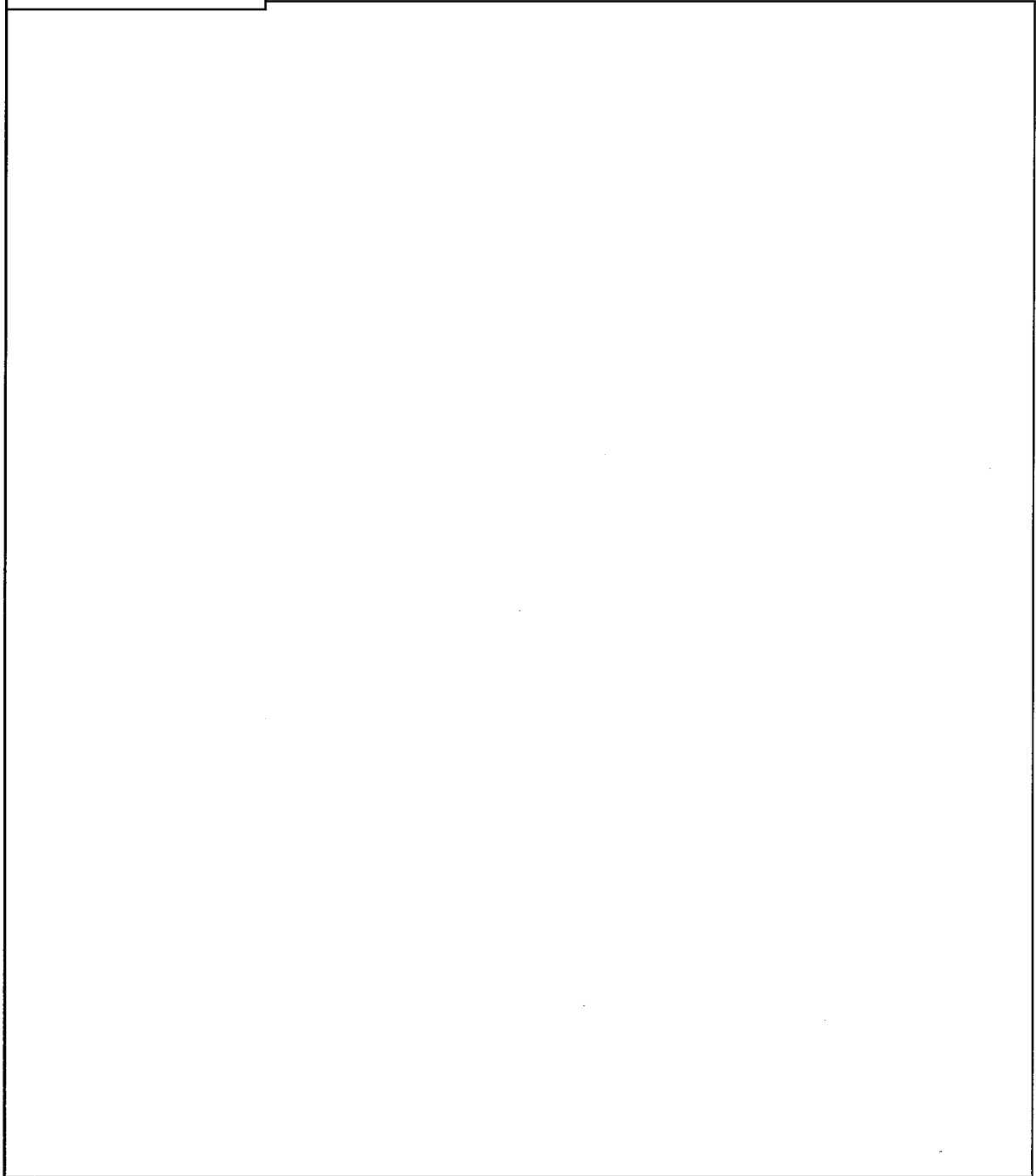
安全機能番号	寸法 [mm]
{670} (1)	
{670} (2)	
{671} (1)	
{671} (2)	
{671} (3)	



名称	気体廃棄設備 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	
図番	図ト設-気4	—

	No.	安全機能を有する施設名称	基数
	{727}	廃液貯槽(洗浄工程)	1
	{728}	液位高警報設備	-

\*5



\*1 : 金属製カバー

\*2 : 耐腐食性材料 (□)

\*3 : {728} 液位高検知設定位置  
槽上面より223mm以上

← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

\*4 : 液位計(フロート式)

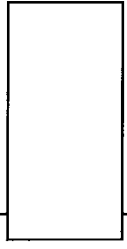
\*5 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-4) 参照


\*6 : {735} 配管系統との接合部まで




名称	廃液処理設備(3) 廃液貯槽(洗浄工程)	
図番	図ト設一液1	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{729}	沈殿槽	1
{730}	液位高警報設備	-

\*4



- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
- \*2 : {730} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より143mm以上
- \*3 : 液位計 (電極式)
- \*4 : 警報設備の基數については  
警報設備系統図 (図ト制-5) 参照
- \*5 : {732} 配管系統との接合部まで
- \*6 : {731} 配管系統との接合部まで

 : 申請機器の配管系統  
 : 設工認申請対象外  
 : 逆止弁

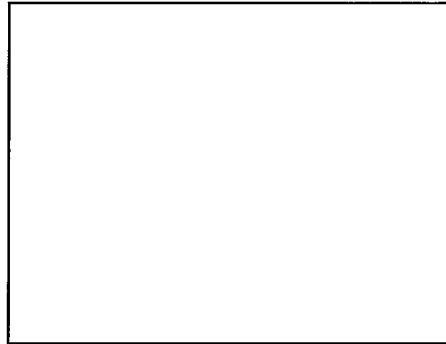
単位 : mm

名	廃液処理設備 (3)	
称	沈殿槽	
図	図ト設-液2	付属建物
番		シリダダ洗浄棟



No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(731)	遠心ろ過機	1

- \*1 : 耐腐食性材料 ( )
- ▨ : 機器を囲うフードボックス ( )
- ← : 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外
- N : 逆止弁

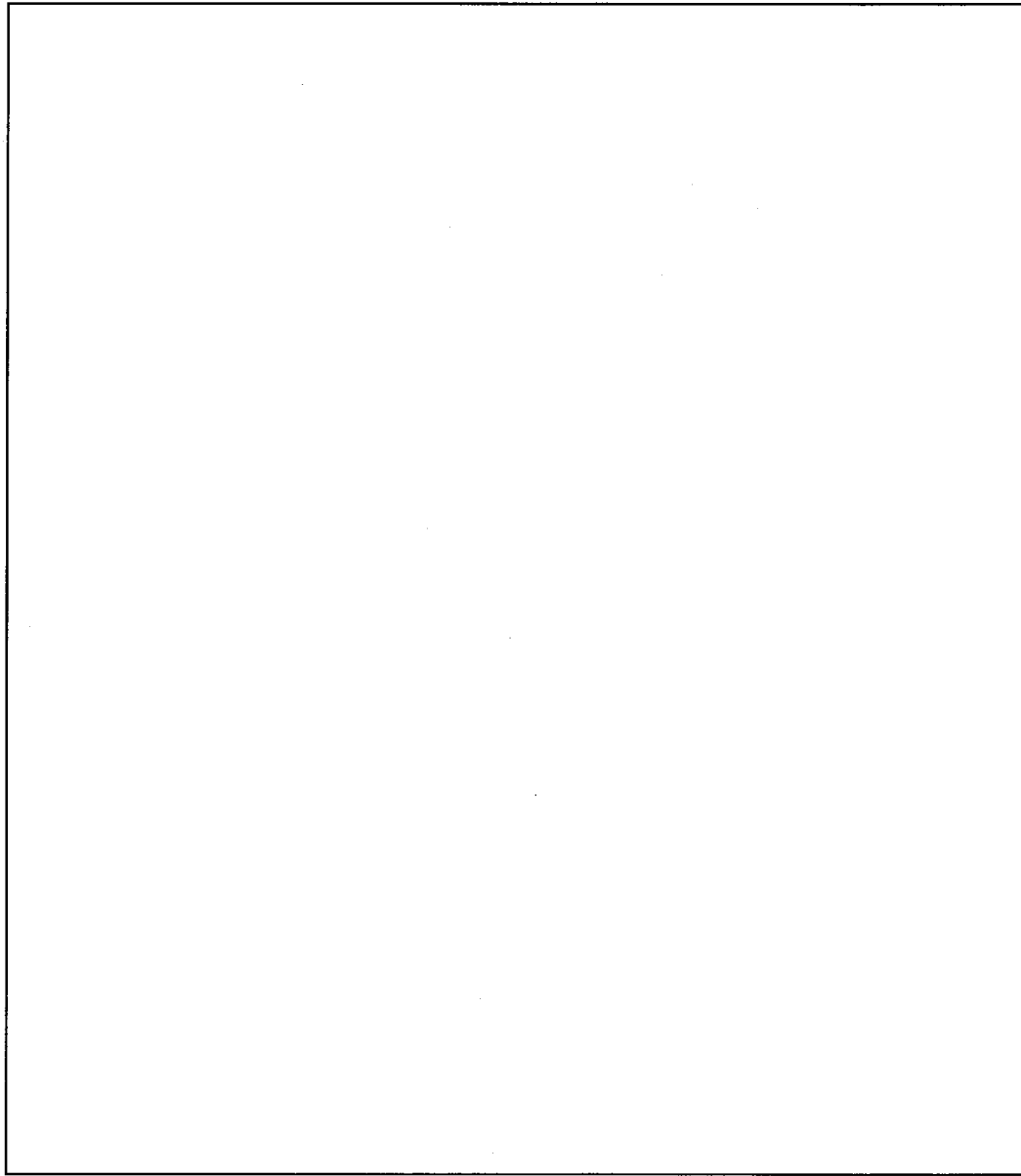


単位 : mm

名	廃液処理設備 (3)	
称	遠心ろ過機	
図	図ト設一液3	付属建物
番		シリندگان洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{732}	液受槽	1
{733}	液位高警報設備	-

\*4

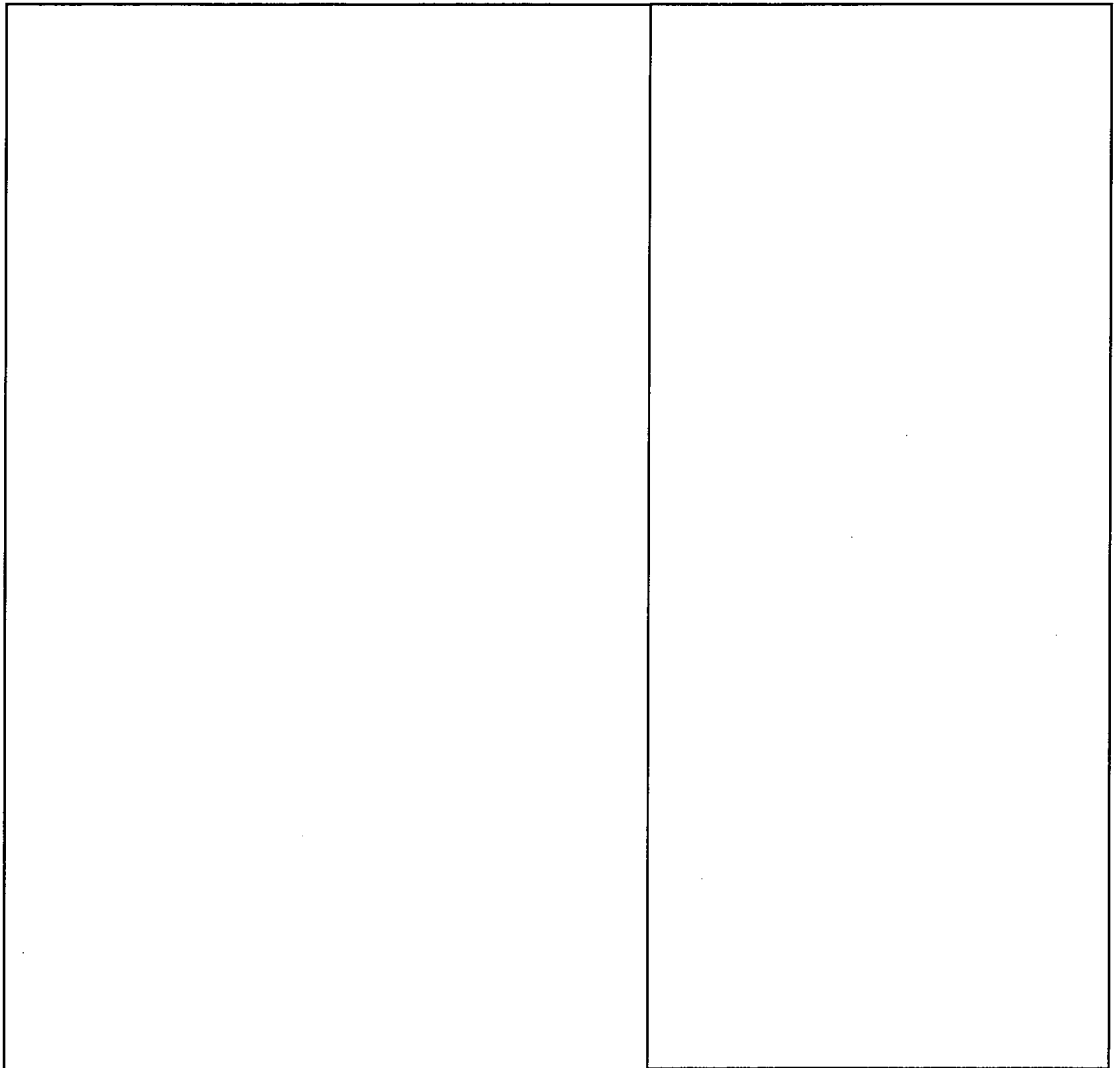


- \*1 : 耐腐食性材料 ( )
  - \*2 : {733} 液位高検知設定位置  
槽上面より84mm以上
  - \*3 : 液位計(電極式)
  - \*4 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図(図ト制-6) 参照
  - \*5 : {734} 配管系統との接合部まで
- ← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	廃液処理設備(3) 液受槽(1)	
図番	図ト設一液4	付属建物 シリダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{734}	ろ過機	1



- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
- \*2 : 液体廃棄物に含まれるウランの除去
- \*3 : 回収した固体廃棄物は、固体廃棄物回収容器に受けて作業員が運搬する

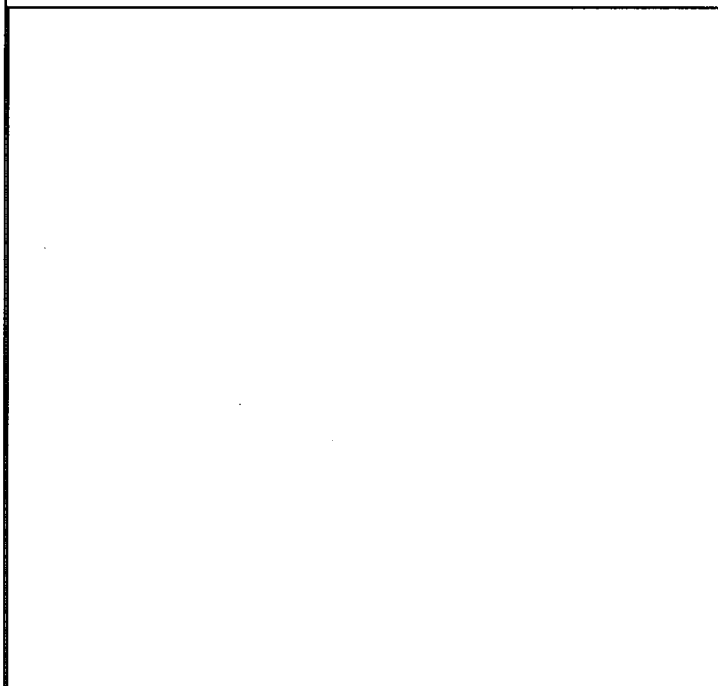
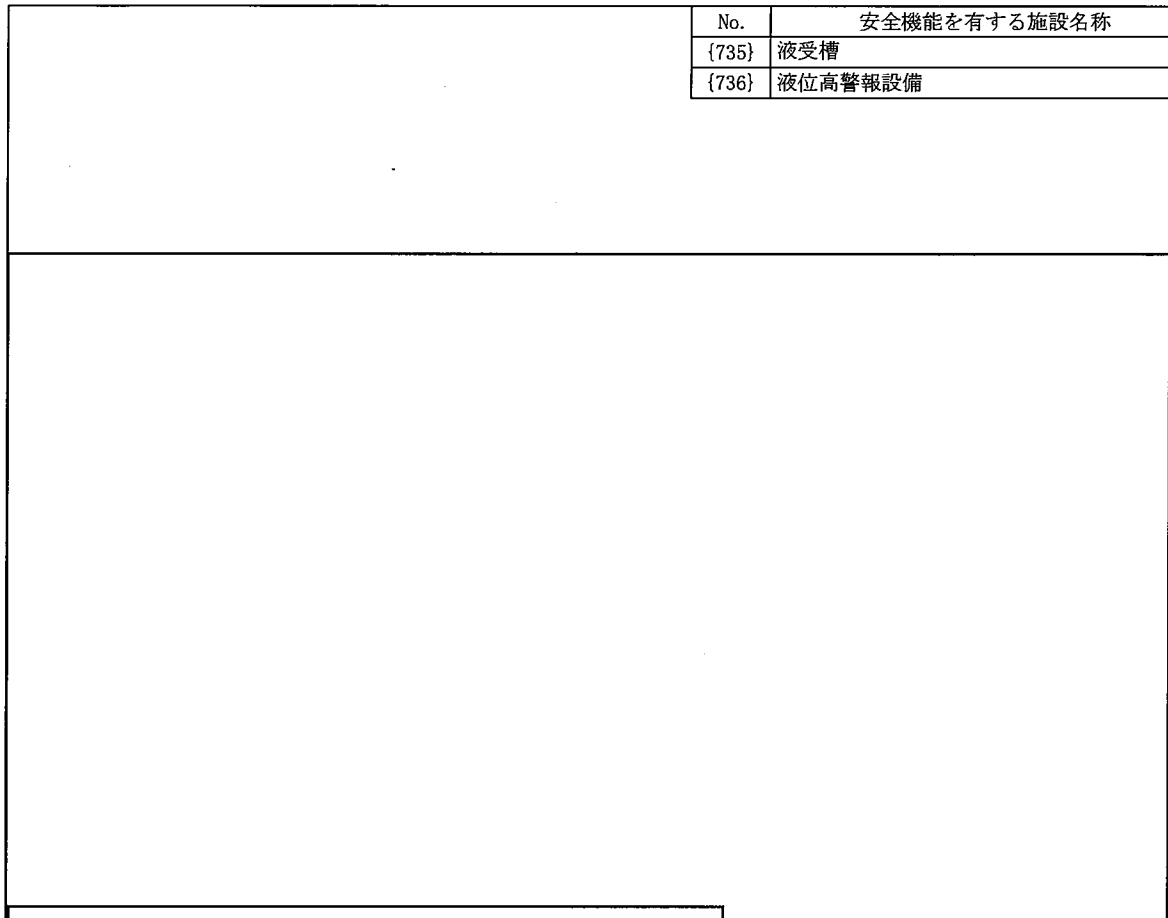
- ← : 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外(波及的破損を生じさせないことを確認)
- N : 逆止弁


単位 : mm

名称	廃液処理設備(3)	
	ろ過機	
図番	図ト設一液5	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{735}	液受槽	1
{736}	液位高警報設備	-

\*5



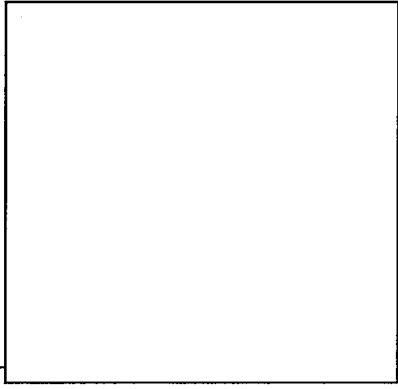
- \*1 : 金属製カバー
- \*2 : 耐腐食性材料 
- \*3 : {736} 液位高検知設定位置  
槽上面より87mm以上
- \*4 : 液位計 (電極式)
- \*5 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-7) 参照
- \*6 : {729} 配管系統との接合部まで
- \*7 : {727} 配管系統との接合部まで
- ← : 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	廃液処理設備 (3) 液受槽 (2)	
図 番	図ト設-液6	付属建物 シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{737}	集水槽(チェック)	2
{738}	液位高警報設備	-

\*5



- \*1 : 金属製カバー
- \*2 : 耐腐食性材料 (□)
- \*3 : {738} 液位高検知設定位置  
槽上面より488mm以上
- \*4 : 液位計 (フロート式)
- \*5 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図卜制-8) 参照
- \*6 : {745} 配管系統との接続部まで
- \*7 : {735} 配管系統との接続部まで

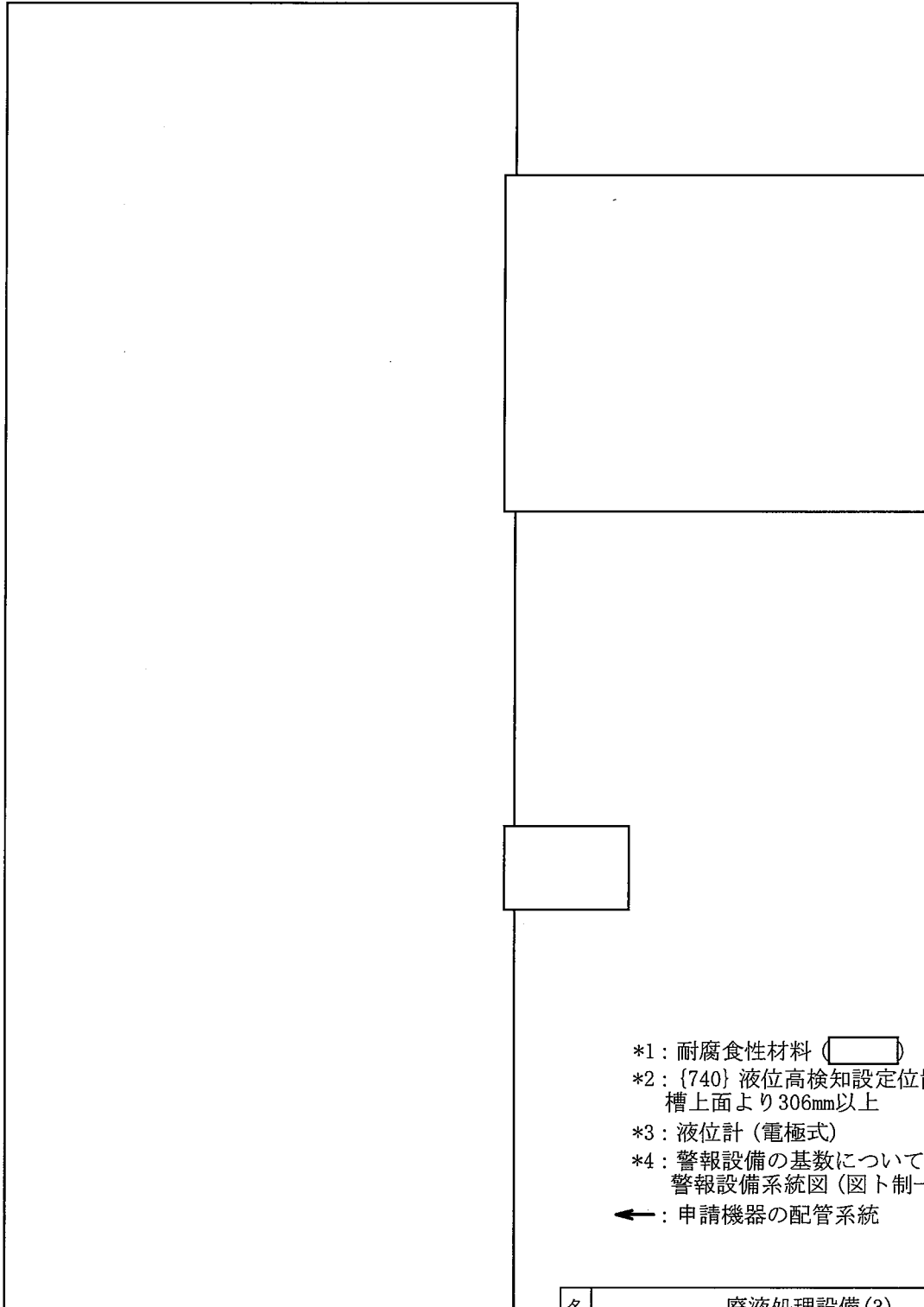
— : 申請機器の配管系統  
 - - - : 設工認申請対象外

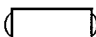
単位 : mm

名	廃液処理設備 (3)
称	集水槽 (チェック) (1) (2)
図	図卜設一液7
番	付属建物 シリندانダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{739}	イオン交換塔	2
{740}	液位高警報設備(イオン交換塔)	-

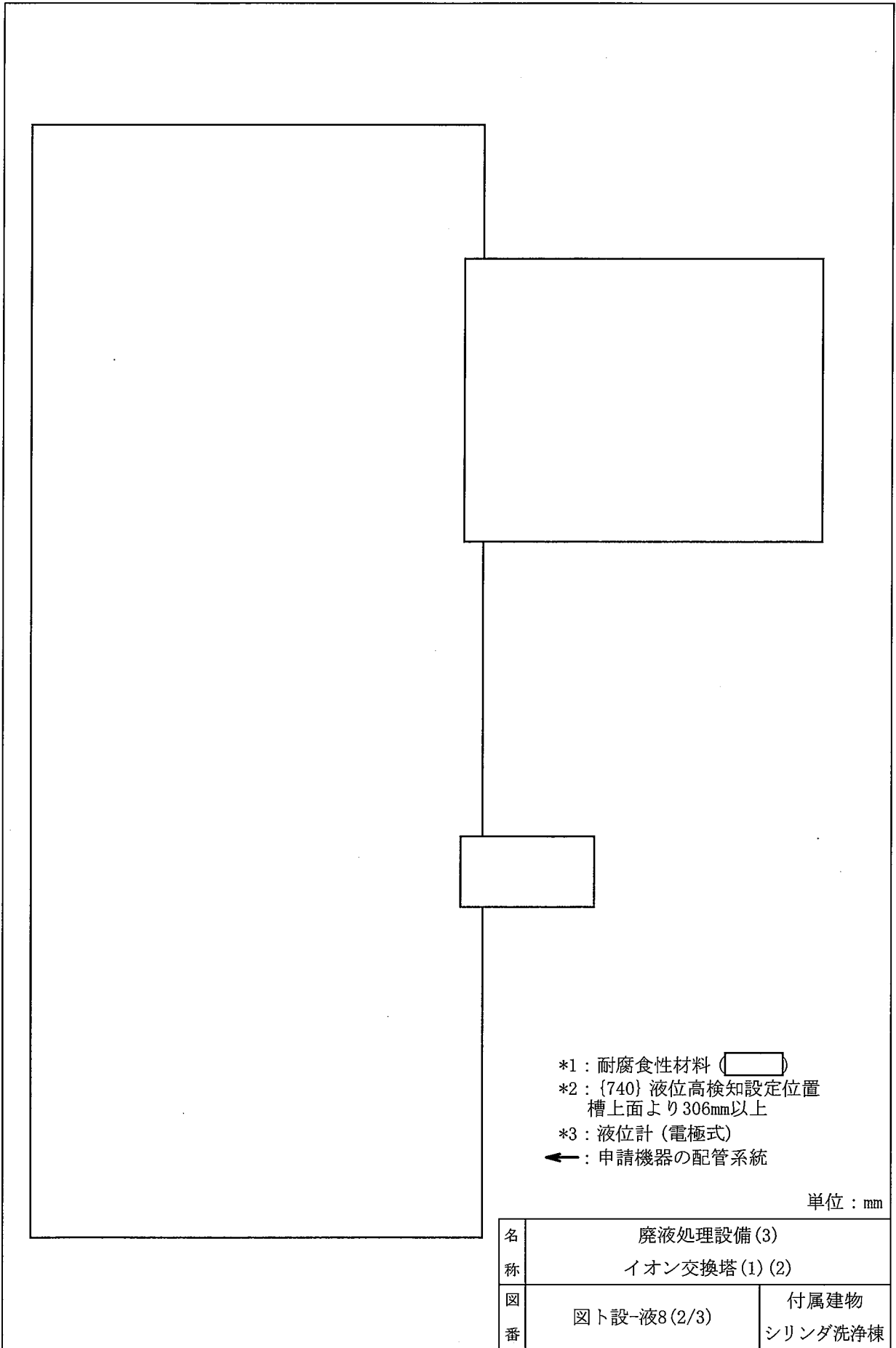
\*4



- \*1: 耐腐食性材料 (  )
- \*2: {740} 液位高検知設定位置  
槽上面より306mm以上
- \*3: 液位計 (電極式)
- \*4: 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-9) 参照
- ←: 申請機器の配管系統

単位: mm

名称	廃液処理設備(3) イオン交換塔(1)(2)	
図番	図ト設-液8(1/3)	付属建物 シリンダ洗浄棟



<p style="text-align: center;">..... : 設工認申請対象外</p> <p style="text-align: right;">単位 : mm</p>		名称 廃液処理設備 (3) イオン交換塔 (1) (2)	付属建物 シリダ洗浄棟
		図番 図ト設-液8 (3/3)	



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{741}	液受槽	1
{742}	液位高警報設備(液受槽)	-

\*5

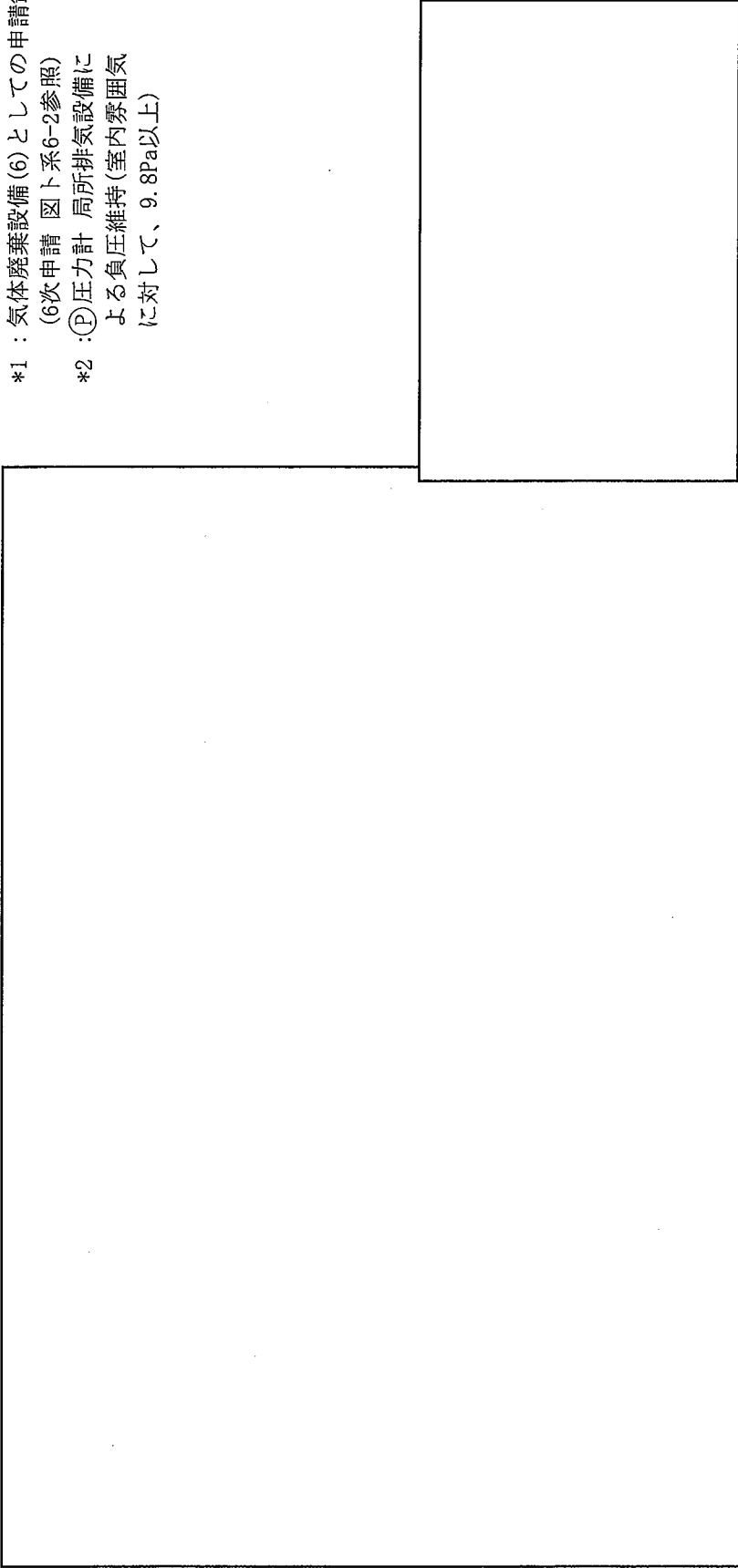
- \*1 : 金属製カバナー
  - \*2 : 耐腐食性材料 (□)
  - \*3 : {742} 液位高検知設定位置  
槽上面より87mm以上
  - \*4 : 液位計 (電極式)
  - \*5 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-11) 参照
- ← : 申請機器の配管系統  
 ----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名称	廃液処理設備(3) 液受槽(3)	
図番	図ト設-液9	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No. (743)	安全機能を有する施設名称 乾燥機	基数 1
--------------	---------------------	---------

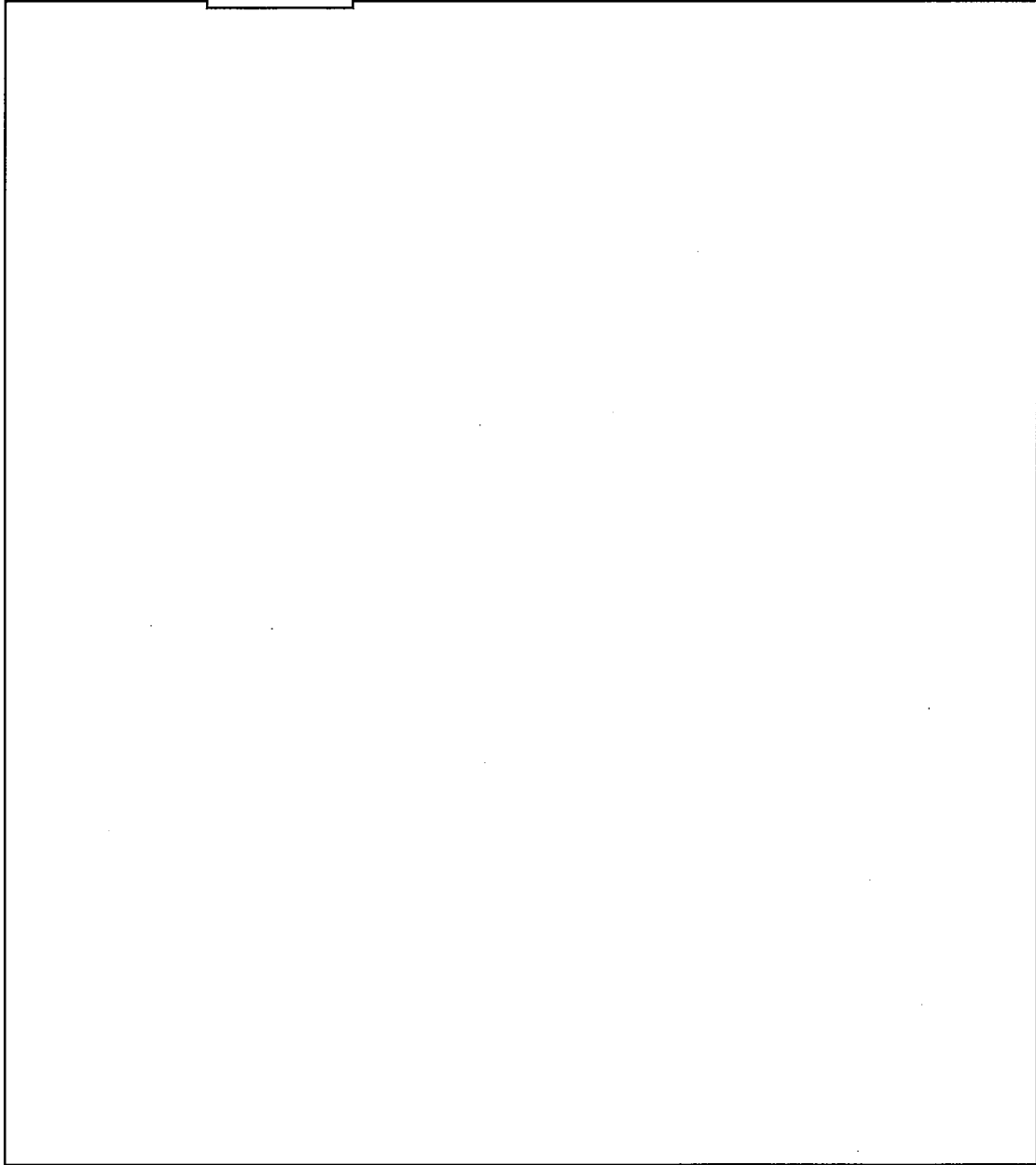
\*1 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系6-2参照)  
\*2 : ㊦圧力計 局所排気設備に  
よる負圧維持(室内雰囲気  
に対して、9.8Pa以上)



単位 : mm

名称	廃液処理設備(3) 乾燥機	
図番	図ト設一液10	付属建物 シリンドラ洗浄棟

No. (744)	安全機能を有する施設名称 フードボックス	基敬 1
--------------	-------------------------	---------



- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系6-2参照)
- ▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)
- ▩ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)
- ⊠ : 追加ベースプレート(□mm : □)

単位 : mm

名	廃液処理設備(3)	
称	フードボックス	
図	図ト設一液11	付属建物
番		シリンドラダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{745}	廃液貯槽(チェック)	2
{746}	液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))	-

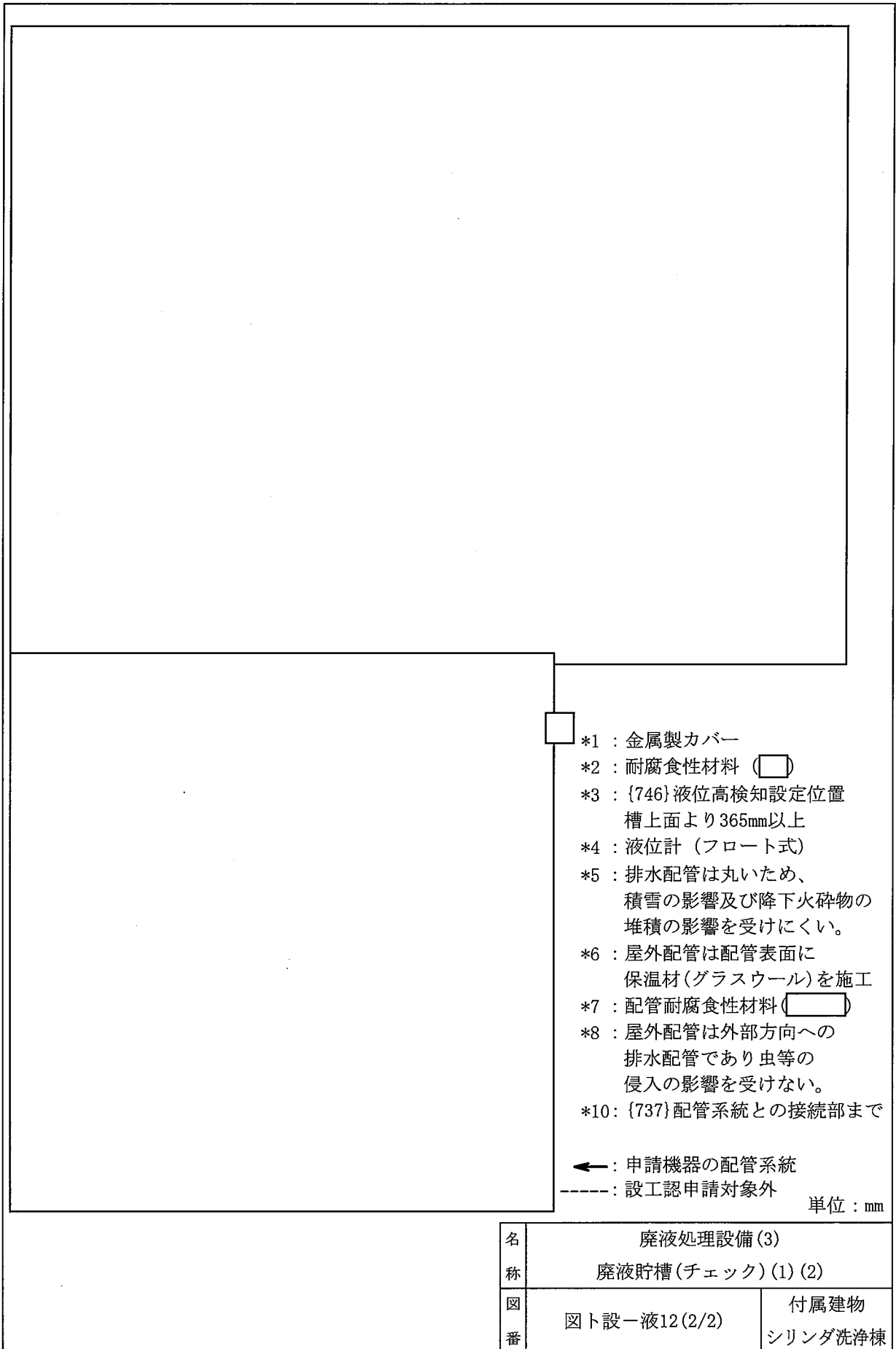
\*9

\*1 : 金属製カバー  
 \*2 : 耐腐食性材料 (  )  
 \*3 : {746} 液位高検知設定位置  
       槽上面より365mm以上  
 \*4 : 液位計 (フロート式)  
 \*5 : 排水配管は丸いため、  
       積雪の影響及び降下火砕物の  
       堆積の影響を受けにくい。  
 \*6 : 屋外配管は配管表面に  
       保温材(グラスウール)を施工  
 \*7 : 配管耐腐食性材料 (  )  
 \*8 : 屋外配管は外部方向への  
       排水配管であり虫等の  
       侵入の影響を受けない。  
 \*9 : 警報設備の基数については  
       警報設備系統図 (図ト制-12) 参照  
 \*10: {737} 配管系統との接続部まで

← : 申請機器の配管系統  
 ----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名	廃液処理設備(3)	
称	廃液貯槽(チェック)(1)(2)	
図	図ト設一液12(1/2)	付属建物
番		シリンダ洗浄棟



- \*1 : 金属製カバー
- \*2 : 耐腐食性材料 (□)
- \*3 : {746} 液位高検知設定位置  
槽上面より365mm以上
- \*4 : 液位計 (フロート式)
- \*5 : 排水配管は丸いため、  
積雪の影響及び降下火砕物の  
堆積の影響を受けにくい。
- \*6 : 屋外配管は配管表面に  
保温材(グラスウール)を施工
- \*7 : 配管耐腐食性材料 (□)
- \*8 : 屋外配管は外部方向への  
排水配管であり虫等の  
侵入の影響を受けない。
- \*10 : {737} 配管系統との接続部まで

← : 申請機器の配管系統

----- : 設工認申請対象外

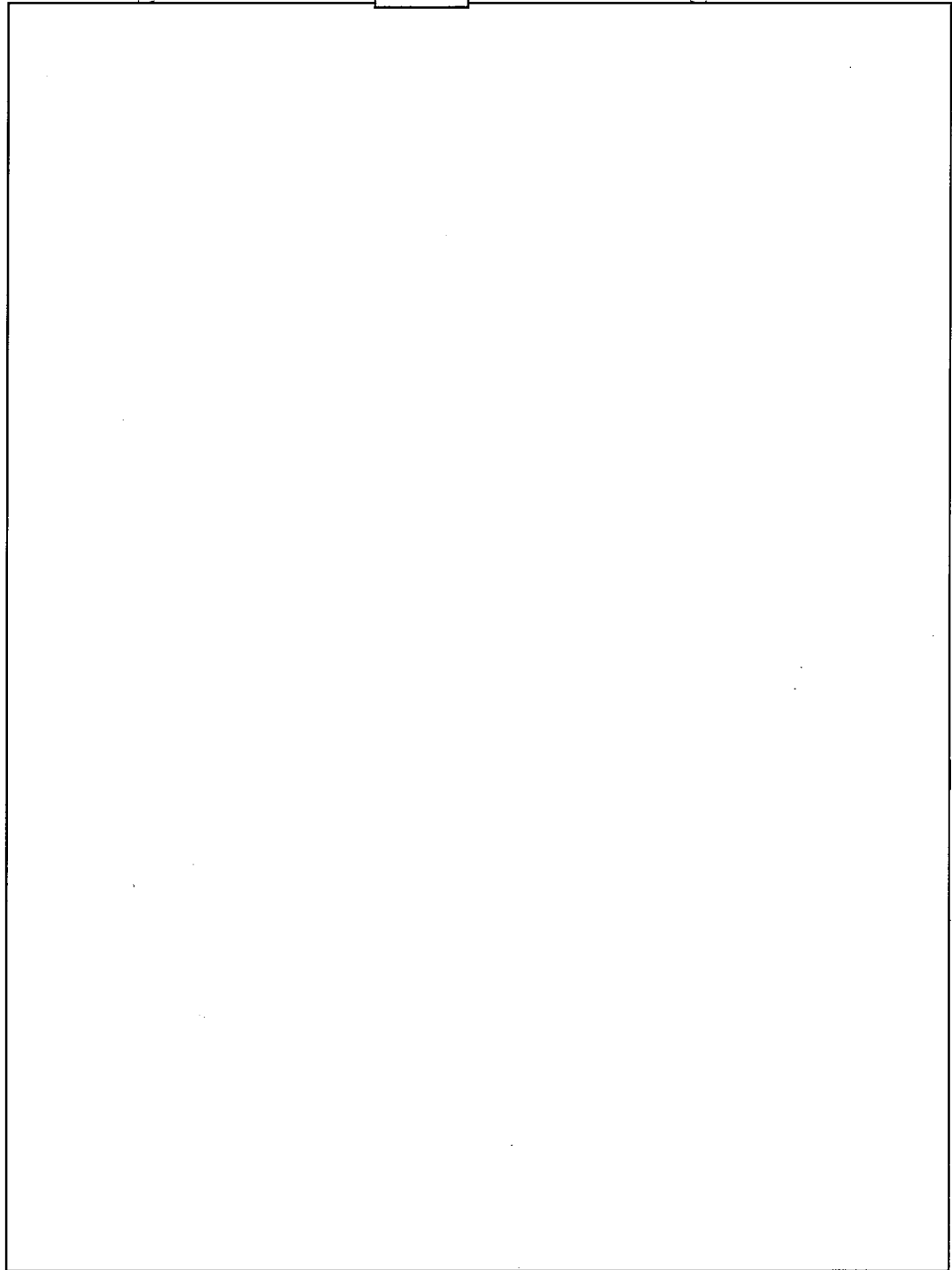
単位 : mm

名称	廃液処理設備(3)	
	廃液貯槽(チェック)(1)(2)	
図番	図ト設一液12(2/2)	付属建物
		シリンダ洗浄棟

内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{747}	廃液処理室回収ピット	1
{748}	液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)	-

\*4



\*1 : 耐腐食性材料 ( )

\*2 : {748} 液位高検知設定位置  
槽上面より86mm以上

\*3 : 液位計 (電極式)

\*4 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-10) 参照

⊗⊗⊗ : 追加部材 (梁 : )  
(ベースプレート mm: )

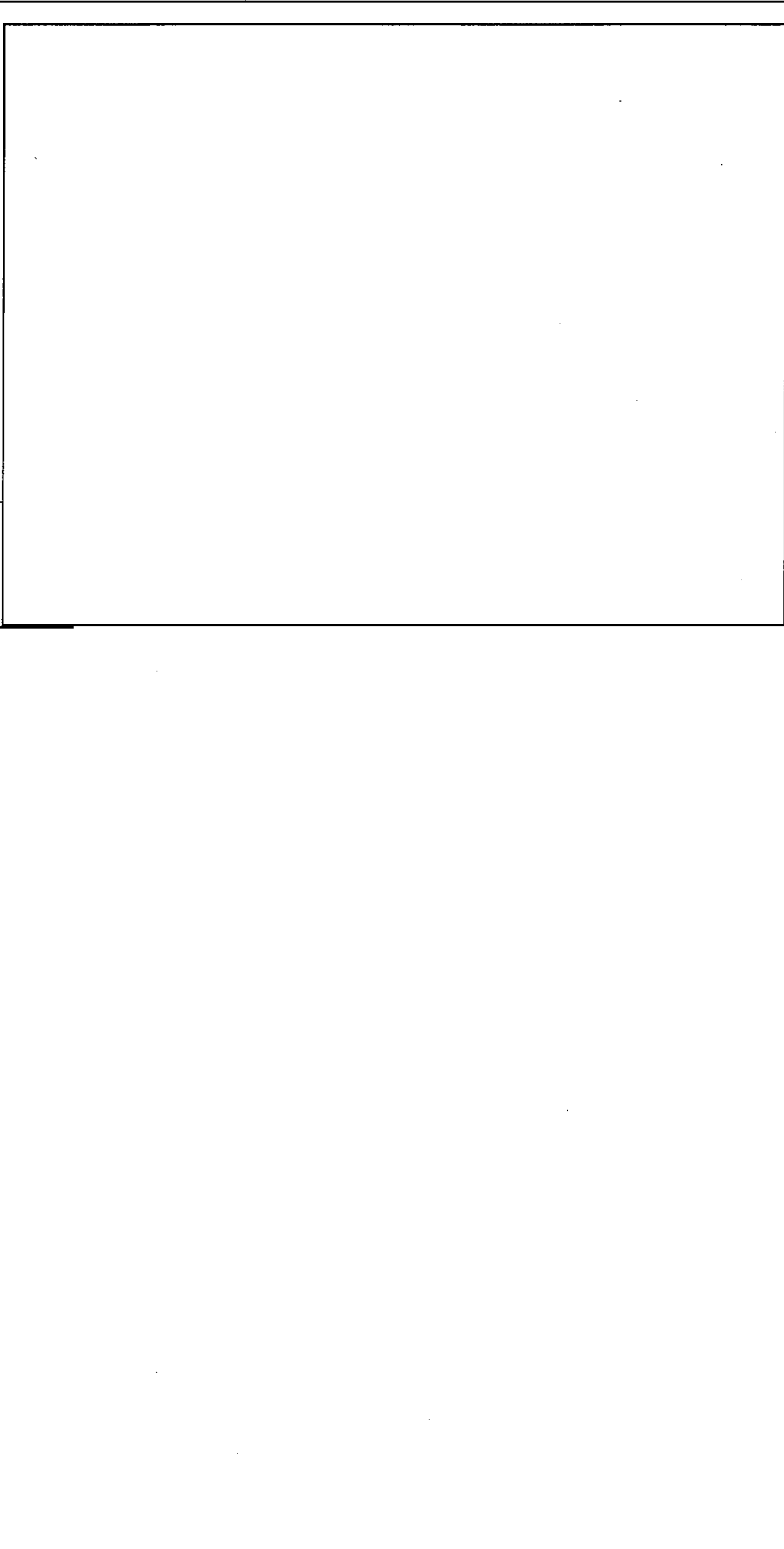
← : 申請機器の配管系統

~ : フレキシブル配管

---- : 設工認申請対象外

単位 : mm

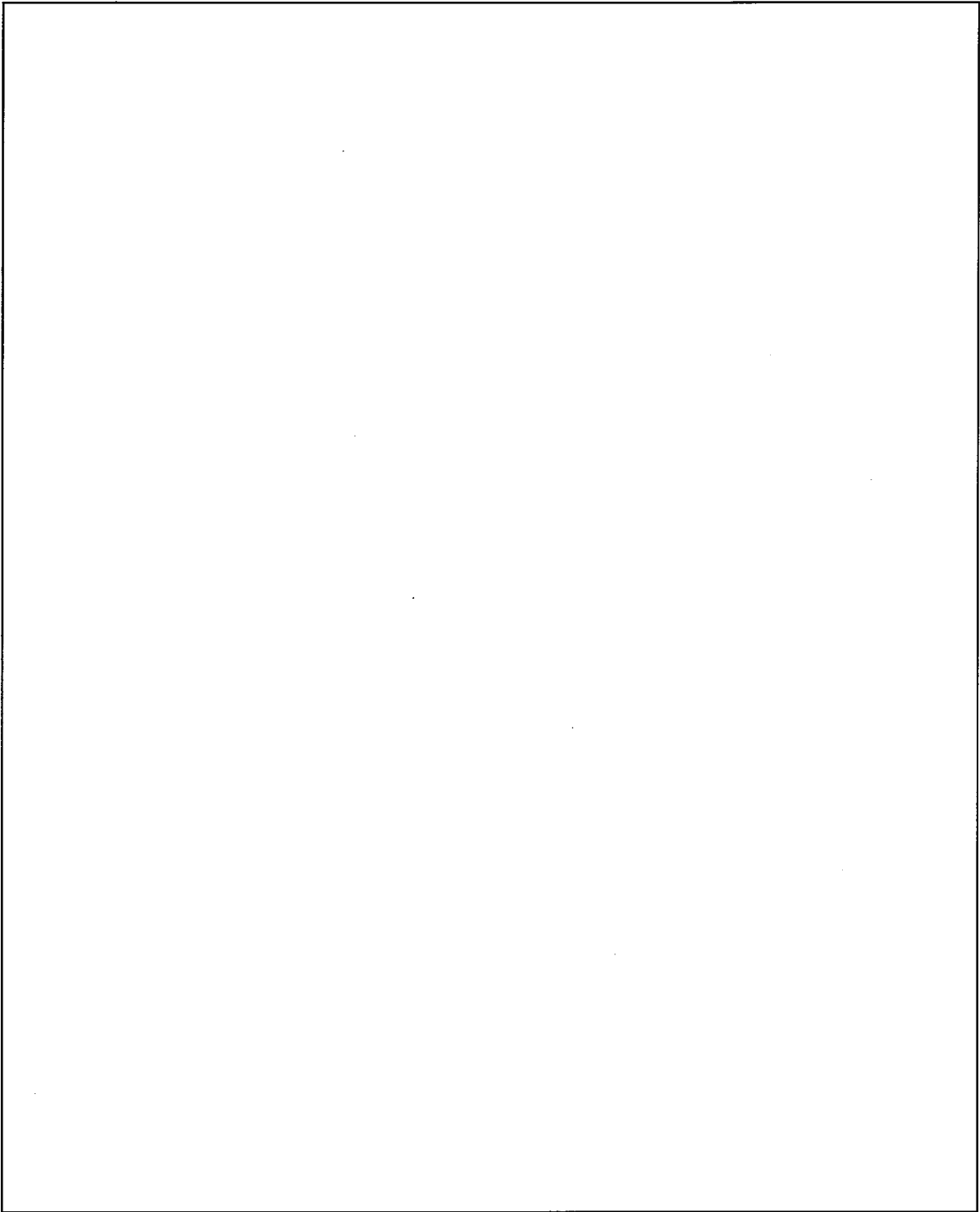
名称	廃液処理設備(3)	
	廃液処理室回収ピット	
図番	図ト設-液13	付属建物 シリンダ洗浄棟

	No. (749)	安全機能を有する施設名称 堰(廃液貯槽(洗浄工程))	基 礎 1式
			
<p>*1：床面はコンクリート表面に <input type="text"/>           *2：廃液処理室、沈殿槽室及び洗浄室床面の段差構造については、図へ配-4参照           *3：堰(廃液貯槽(洗浄工程))           *4：漏水検知高さ：廃液処理室床面から10mm以上50mm以下           *5：床との接触面(耐薬品性を有するフッ素樹脂)           *6：{749}堰高さ設定値：床面より26mm以上</p>			<p>単位：mm</p> <p>名称 廃液処理設備(3) 堰(廃液貯槽(洗浄工程))</p>
<p>図番 図ト設一液14</p>			<p>付属建物 シリンドラ洗浄棟</p>

内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{750}	測定室回収ピット	1
{751}	液位高警報設備	-

\*3



- \*1 : {751} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より95mm以上
- \*2 : 液位計(電極式)
- \*3 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-13) 参照
- \*4 : 耐腐食性材料 ()
- ☒☒☒ : 追加部材(梁  : )

- ← : 申請機器の配管系統
  - ~ : フレキシブル配管
  - : 設工認申請対象外
- 単位 : mm

名称	廃液処理設備(3)	
	測定室回収ピット	
図番	図ト設-液15	付属建物 シリンダ洗浄棟



No.	安全機能を有する施設名称	基數
{777}	液位高警報設備	-

\*1

- \*1 : 警報設備の基數については  
警報設備系統図 (図ト制-14) 参照
- \*2 : {777} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より69mm以上
- \*3 : 液位計 (電極式)
- \*4 : 排水貯留池から排水口までの配管は管理  
区域とつながっていないため、虫等が管  
理区域に侵入することはない。
- \*5 : 排水配管は丸いため、積雪の影響及び  
降下火砕物の堆積の影響を受けにくい。
- \*6 : 屋外配管は配管表面に保温材  
(グラスウール)を施工。

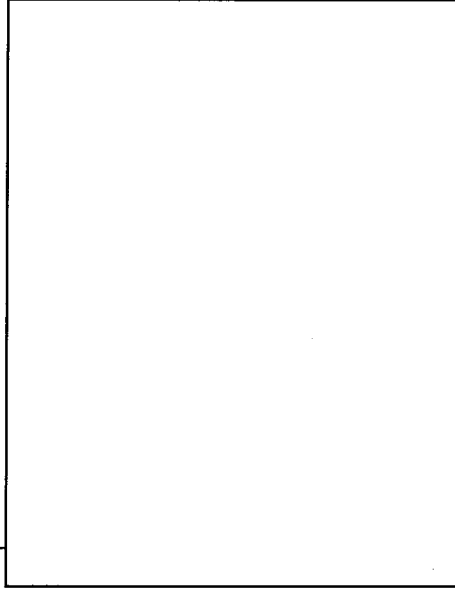
- ← : 申請機器の配管系統
- - - : 前回までの申請範囲
- - - : 設工認申請対象外

単位 : mm

名称	排水貯留設備	
図番	図ト設-液16	屋外

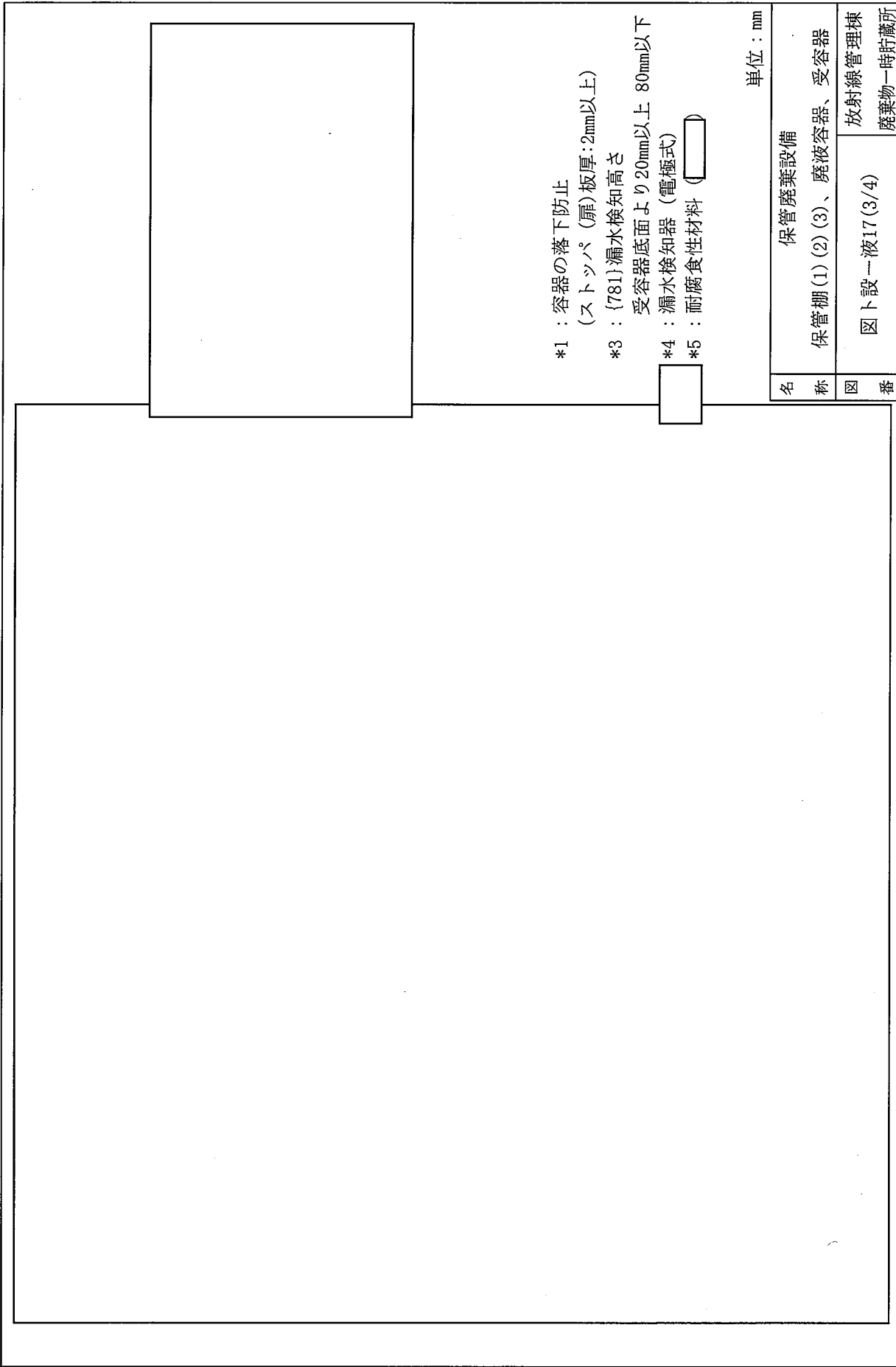
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{778}	保管棚	3
{779}	廃液容器	1式
{780}	受容器(保管棚)	1式
{781}	漏水検知警報設備	-

- \*1 : 容器の落下防止  
(ストッパ(扉)板厚:2mm以上)
- \*2 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-15) 参照
- \*3 : {781}漏水検知高さ  
受容器底面より20mm以上 80mm以下
- \*4 : 漏水検知器 (電極式)
- \*5 : 耐腐食性材料 (  )



名称		単位 : mm
保管廃棄設備		
保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器		
図	図ト設一液17(1/4)	
番	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	

	<div data-bbox="624 280 1082 654" style="border: 1px solid black; width: 287px; height: 167px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1145 257 1177 654" style="text-align: center;">*6 : 容器内面 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span></p> <p data-bbox="1217 212 1249 324" style="text-align: right;">単位 : mm</p>
<p>名称</p>	<p>保管廃棄設備</p>
<p>図番</p>	<p>保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器 図卜設一液17(2/4)</p>
	<p>放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所</p>



- \*1 : 容器の落下防止  
(ストップパ (扉)板厚:2mm以上)
- \*3 : {781}漏水検知高さ  
受容器底面より20mm以上 80mm以下
- \*4 : 漏水検知器 (電極式)
- \*5 : 耐腐食性材料 ( )

単位 : mm

名	保管廃棄設備	
称	保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器	
図	図17(3/4)	放射線管理棟
番		廃棄物一時貯蔵所

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 150px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 150px;"></div>
<p>*6 : 容器内面 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p>	
<p>単位 : mm</p>	
<p>保管廃棄設備</p>	
<p>名称</p>	<p>保管棚(1)(2)(3)、廃液容器、受容器</p>
<p>図番</p>	<p>図卜設一液17(4/4) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所</p>

内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{782}	焼却炉	1
{783}	投入フードボックス	1
{784}	拔出フードボックス	1
{785}	燃焼装置失火インターロック	- *1
{786}	排ガス温度高インターロック	- *1
{787}	燃焼用空気停止インターロック	- *1
{788}	送風機ファン	1

- \*1 : インターロック設備の基数については  
インターロック系統図(図ト制-1~3)参照
- \*2 : 失火検知器
- \*3 : 温度計 (熱電対)
- \*4 : 送風機ファン停止検知器
- ← : 申請機器の配管系統
- : 設工認申請対象外

単位 : mm

焼却設備  
焼却炉

付属建物  
第1廃棄物処理所

図ト設一固1(1/6)

名称  
図番

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

\*5 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系5-2参照)

\*6 : 開口部風速 0.5m/秒以上

▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

..... : 設工認申請対象外

▨ : 追加部材 (□) : (□)

▨ : 追加部材 (□) : (□)

▨ : 追加部材 (□mm) : (□)



単位 : mm

名	焼却設備
称	焼却炉
図	図ト設一固1(2/6)
番	付属建物 第1廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

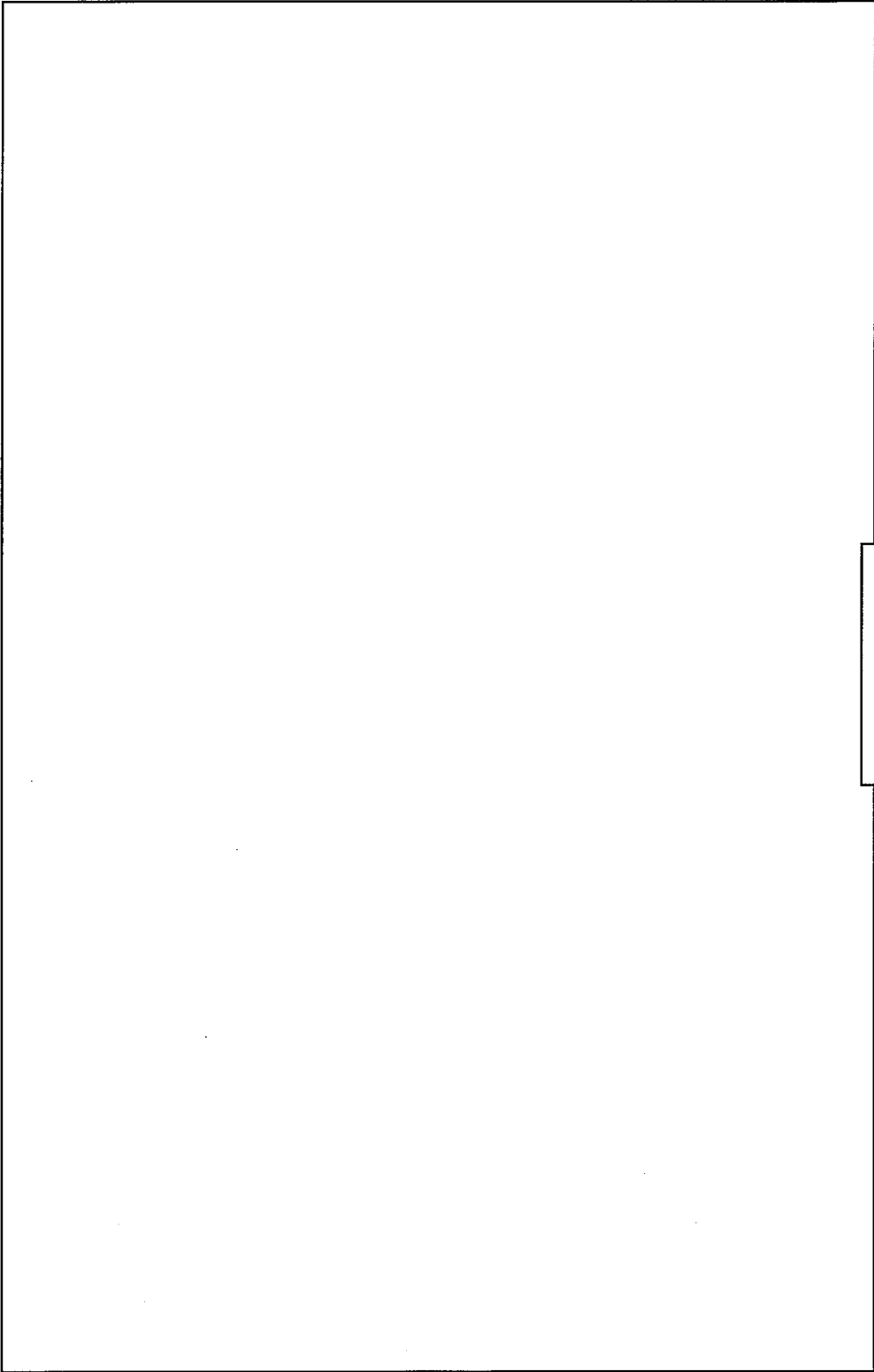
単位：mm

： 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)  
： 縞鋼板  
 .....： 設工認申請対象外

： 追加ベースプレート(□mm)： □mm

焼却設備	
焼却炉	
図ト設一固1(3/6)	付属建物 第1廃棄物処理所
名称	図番



	単位：mm	
	名称	焼却設備 焼却炉
図番	図ト設一固1(4/6)	

←：申請機器の配管系統

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

\*5 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系5-2参照)

\*6 : 開口部風速 0.5m/秒以上

▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス □

▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス □

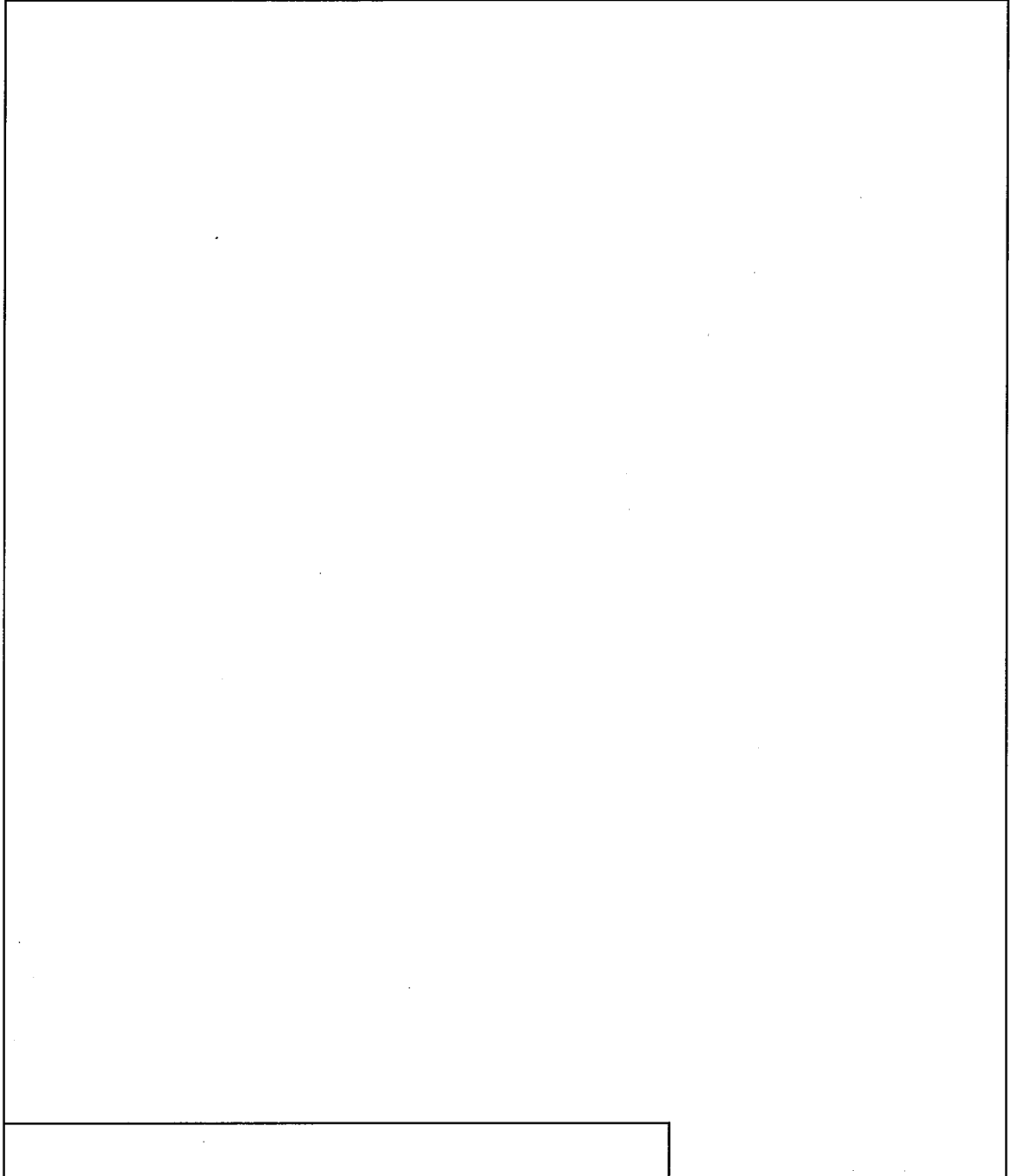
▨ : 追加ベースプレート □mm : □



単位 : mm

名称	焼却設備 焼却炉
図番	図ト設一固1(5/6) 付属建物 第1廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

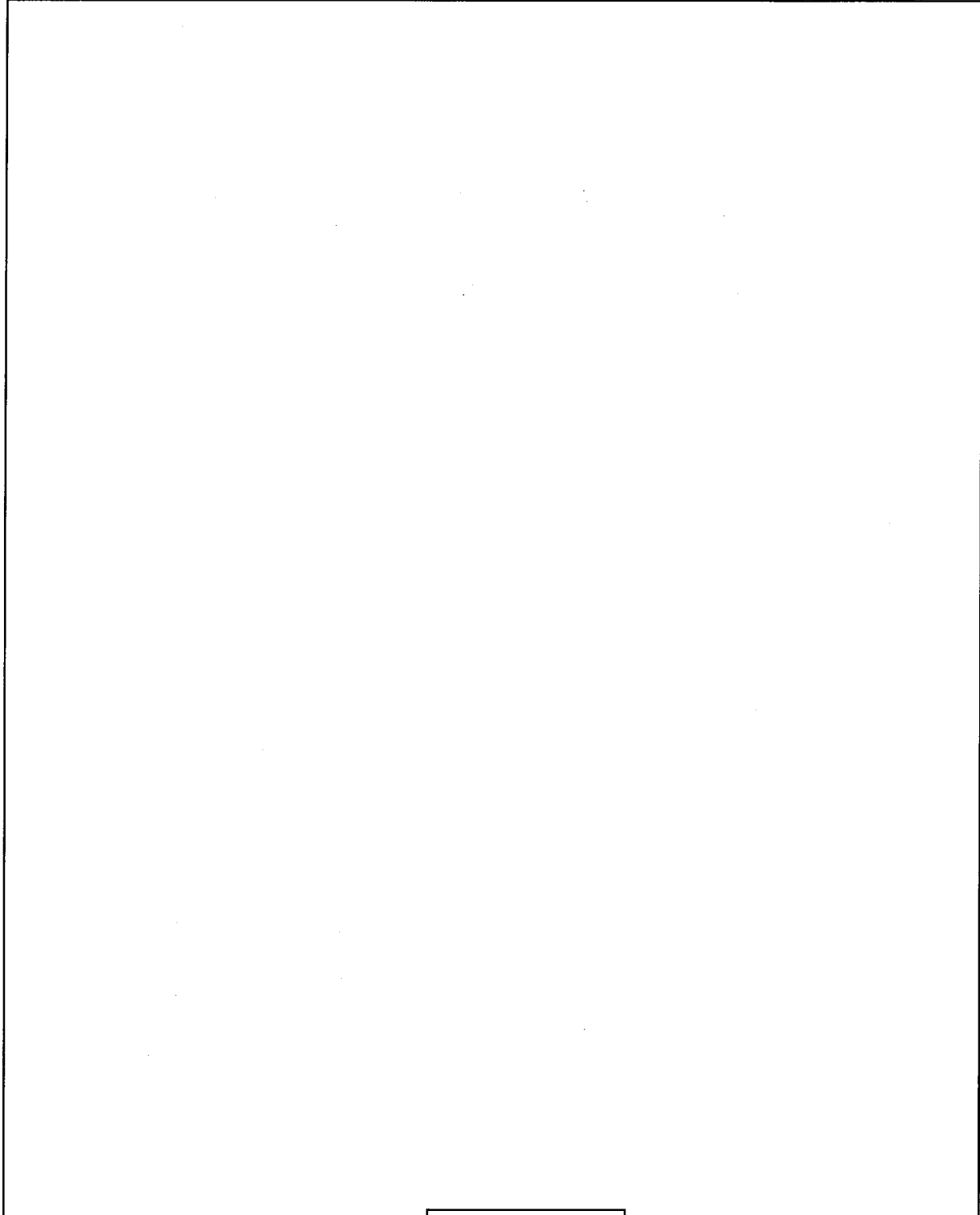


← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	焼却設備 焼却炉	
図番	図ト設一固1(6/6)	付属建物 第1廃棄物処理所

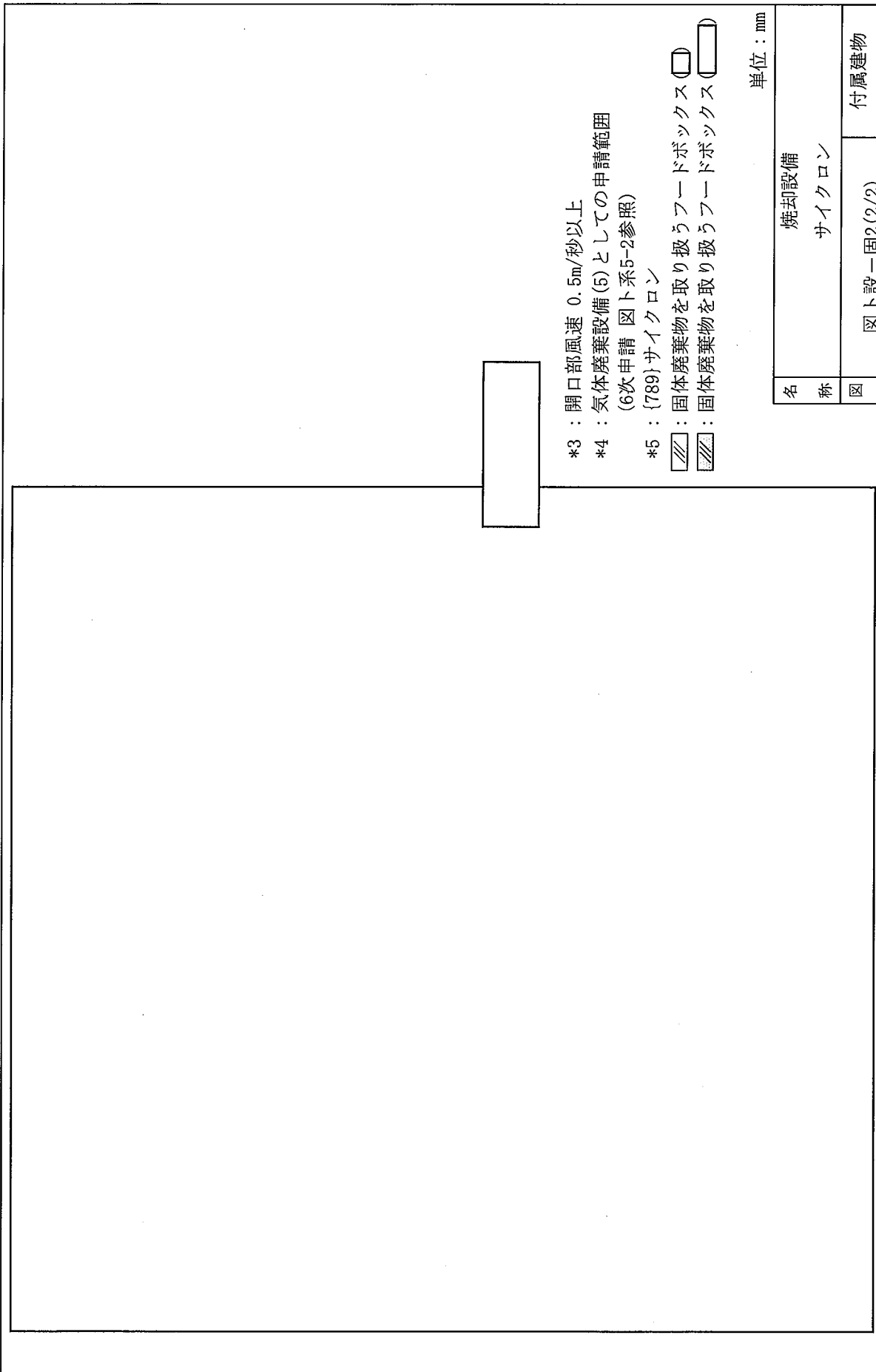
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{789}	サイクロン	1
{790}	フードボックス	1



単位：mm

\*1：回収した固体廃棄物は  
保管廃棄物設備へ  
\*2：設工認申請対象外  
←：申請機器の配管系統

名 称	焼却設備 サイクロン	
	図 番	図ト設一固2(1/2) 付属建物 第1廃棄物処理所



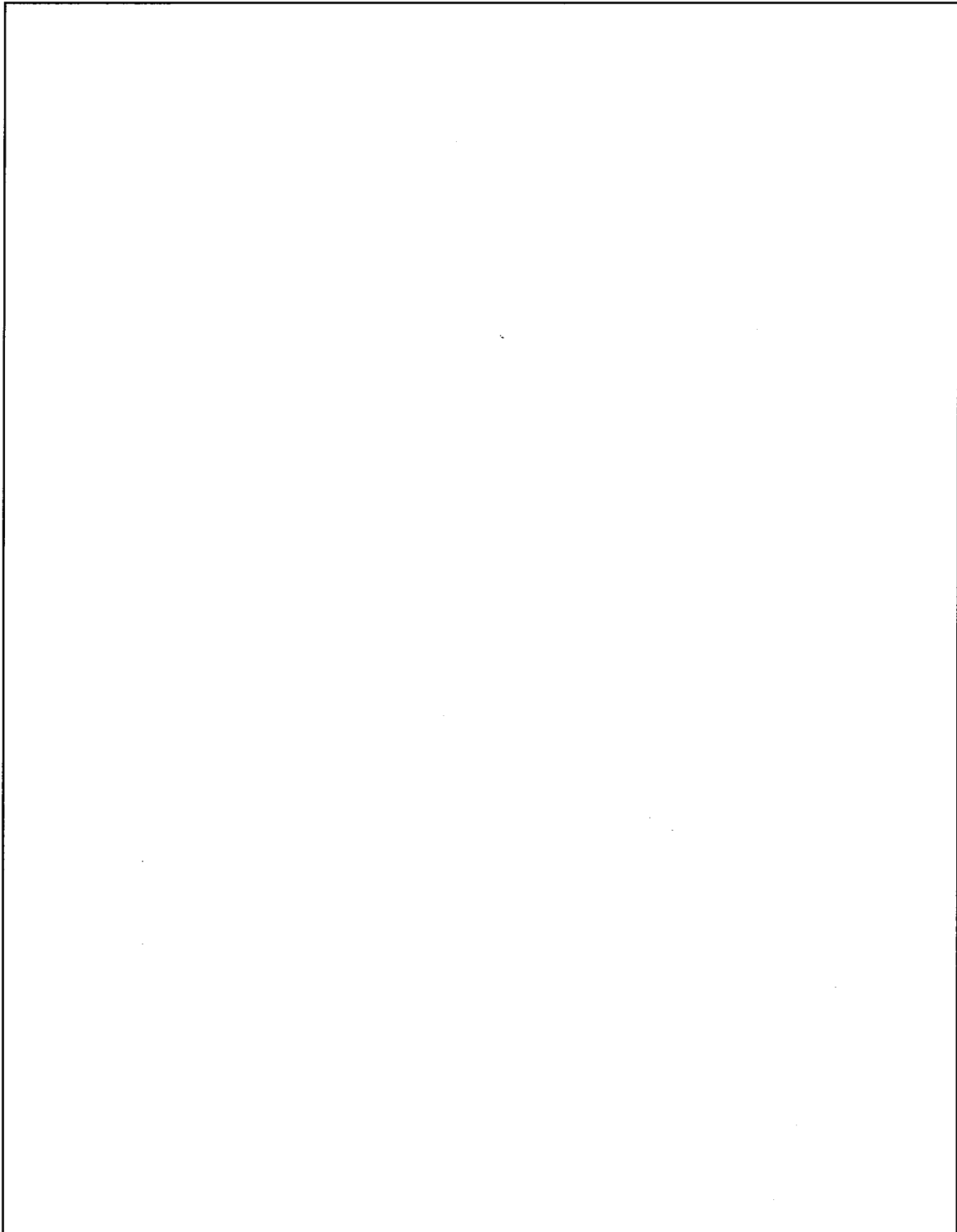
- \*3 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*4 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系5-2参照)
- \*5 : {789}サイクロン

: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス  
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス

単位 : mm

名	焼却設備
称	サイクロン
図	図ト設一固2(2/2)
番	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{791}	フラッシュチャンバ	1

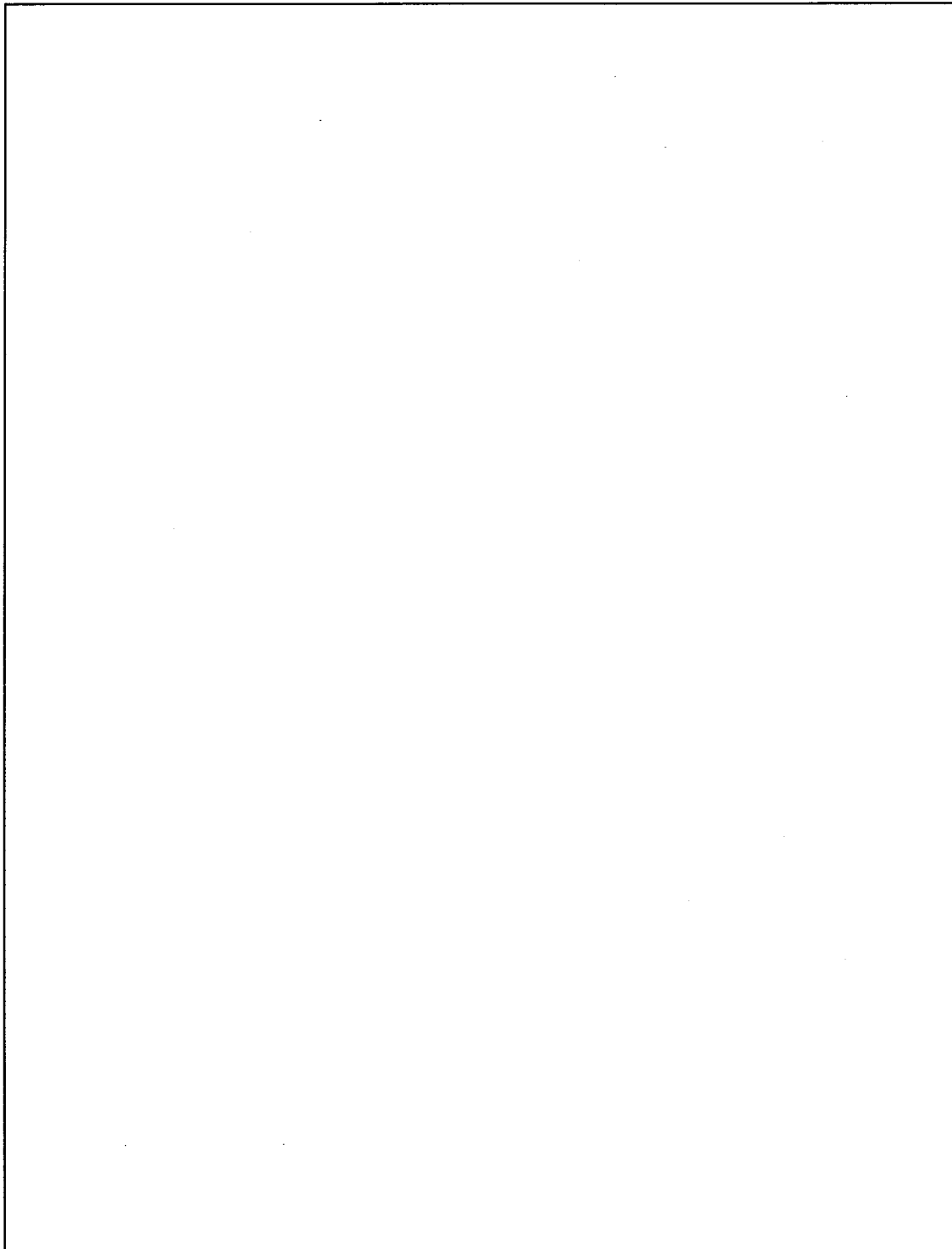


単位：mm

- \*1 : 6次申請 図ト設一固2参照
- ← : 申請機器の配管系統
- ▨ : 追加部材 (  :  )

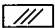

名称	焼却設備 フラッシュチャンバ	
図番	図ト設一固3	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{793}	イオン交換材混合機	1

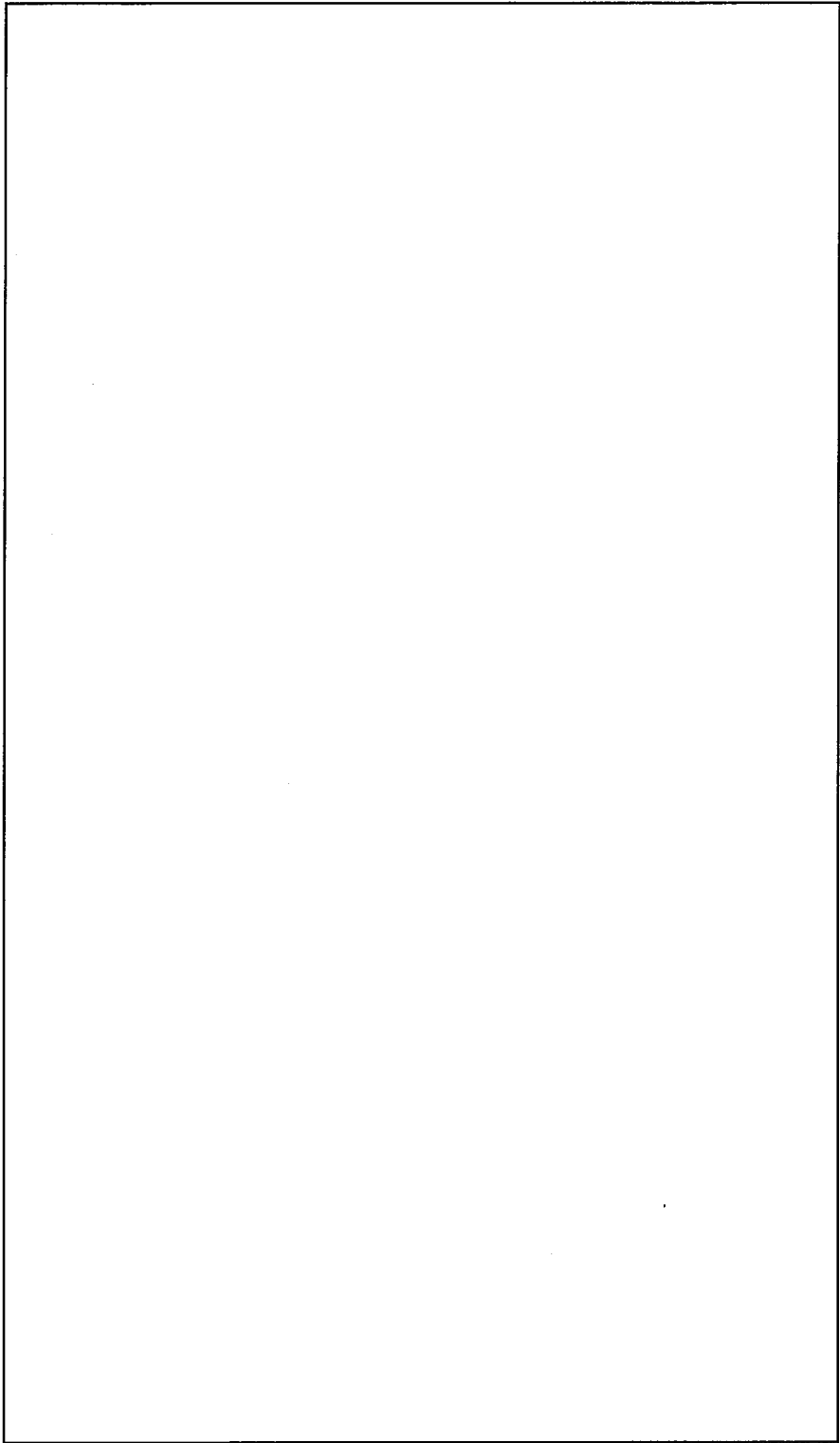


単位：mm

- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(5)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系5-2参照)

 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス 

名称	焼却設備 イオン交換材混合機	
	図ト設一固4(1/2)	付属建物 第1廃棄物処理所
図番		

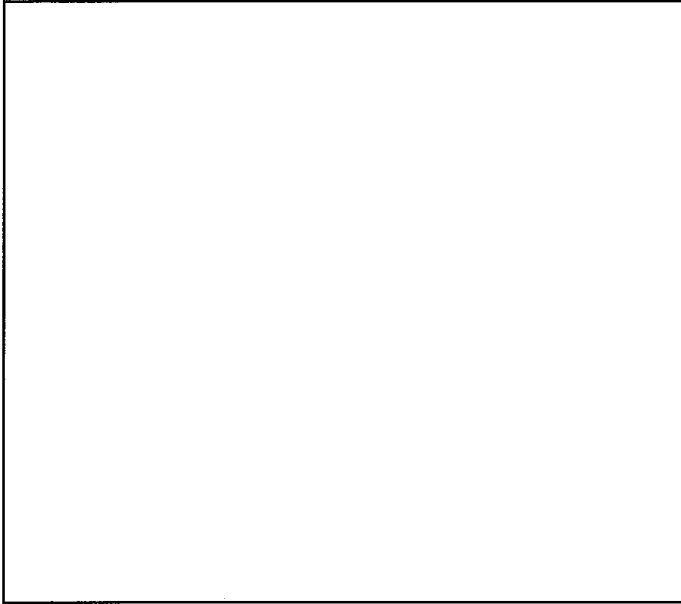


単位：mm

名称	焼却設備 イオン交換材混合機	
図番	図ト設一固4(2/2)	附属建物 第1廃棄物処理所



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{794}	イオン交換材成型機	1



- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(6)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系5-2参照)

: 固体廃棄物を取り扱うフードボックス   
 単位 : mm

名称	焼却設備	
	イオン交換材成型機	
図番	図ト設一固5(1/2)	付属建物 第1廃棄物処理所

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 150px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; height: 250px;"></div> </div>		単位：mm	
		焼却設備 イオン交換材成型機	
名称	図卜設一固5(2/2)		付属建物 第1廃棄物処理所
図番			

内は、耐震計算書の部位名称を示す

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{795} ピット		1
{796} 液位高警報設備		-

\*3

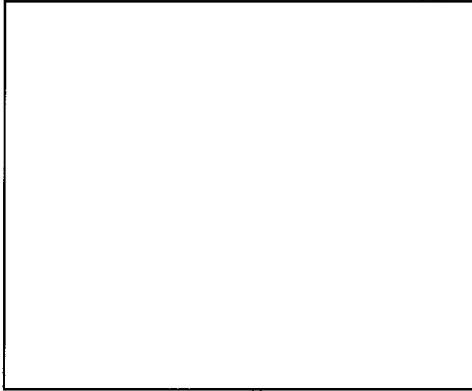
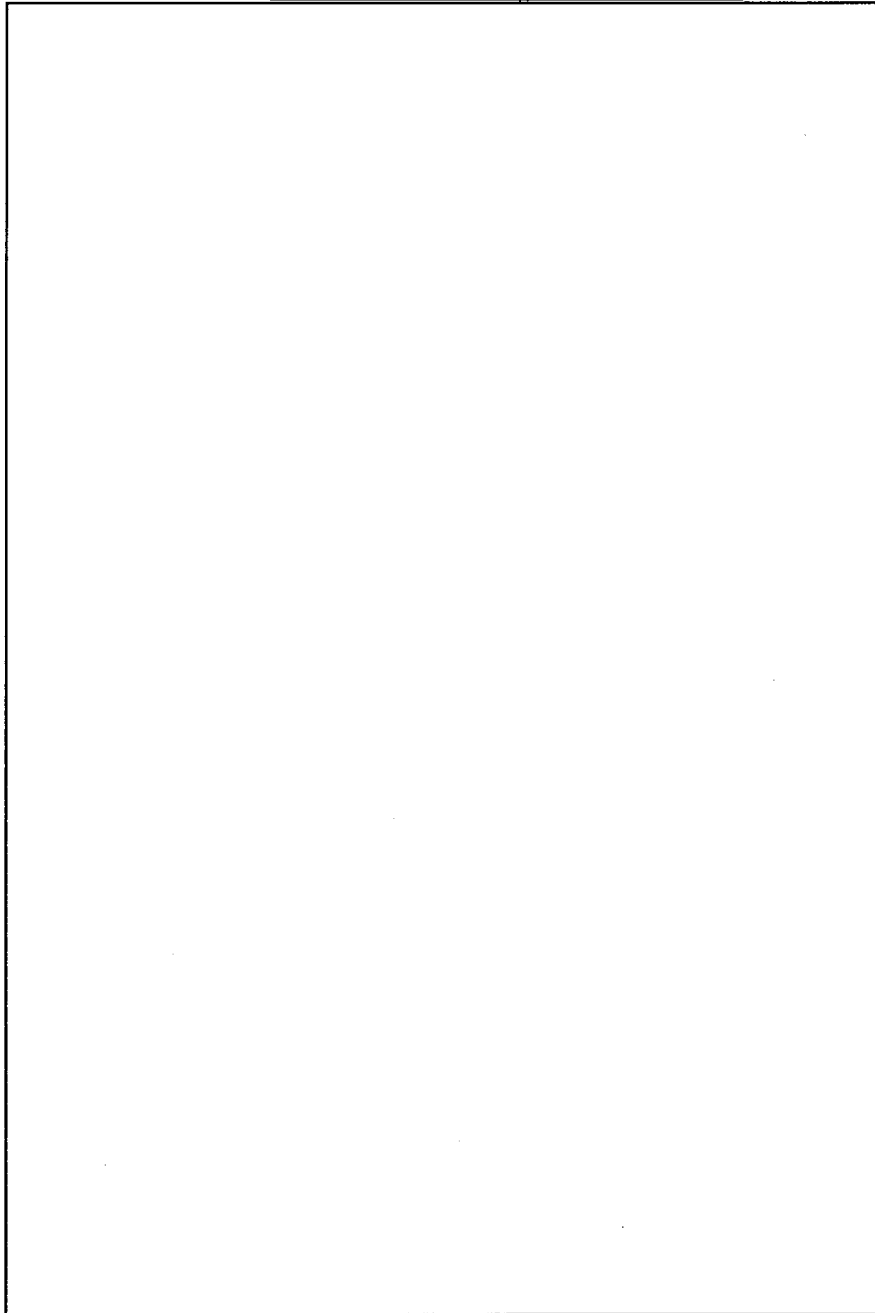
- \*1 : {796} 液位高検知設定位置  
槽上面より51mm以上
- \*2 : 液位計 (電極式)
- \*3 : 警報設備の基数については、  
警報設備系統図 (図ト制-12) 参照
- \*4 : 排水配管は丸いため、  
積雪の影響及び降下火砕物の  
堆積の影響を受けにくい
- \*5 : 屋外配管は配管表面に  
保温材 (グラスウール) を施工
- \*6 : 屋外配管は開口部のない構造とする
- \*7 : 耐腐食性材料 ( )

→ : 申請機器の配管系統  
--- : 設工認申請対象外  
⊗ : 手動弁

単位 : mm

名称	焼却設備 ピット	
図番	図ト設一固6	付属建物 第1廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
[798]	クレーン	1

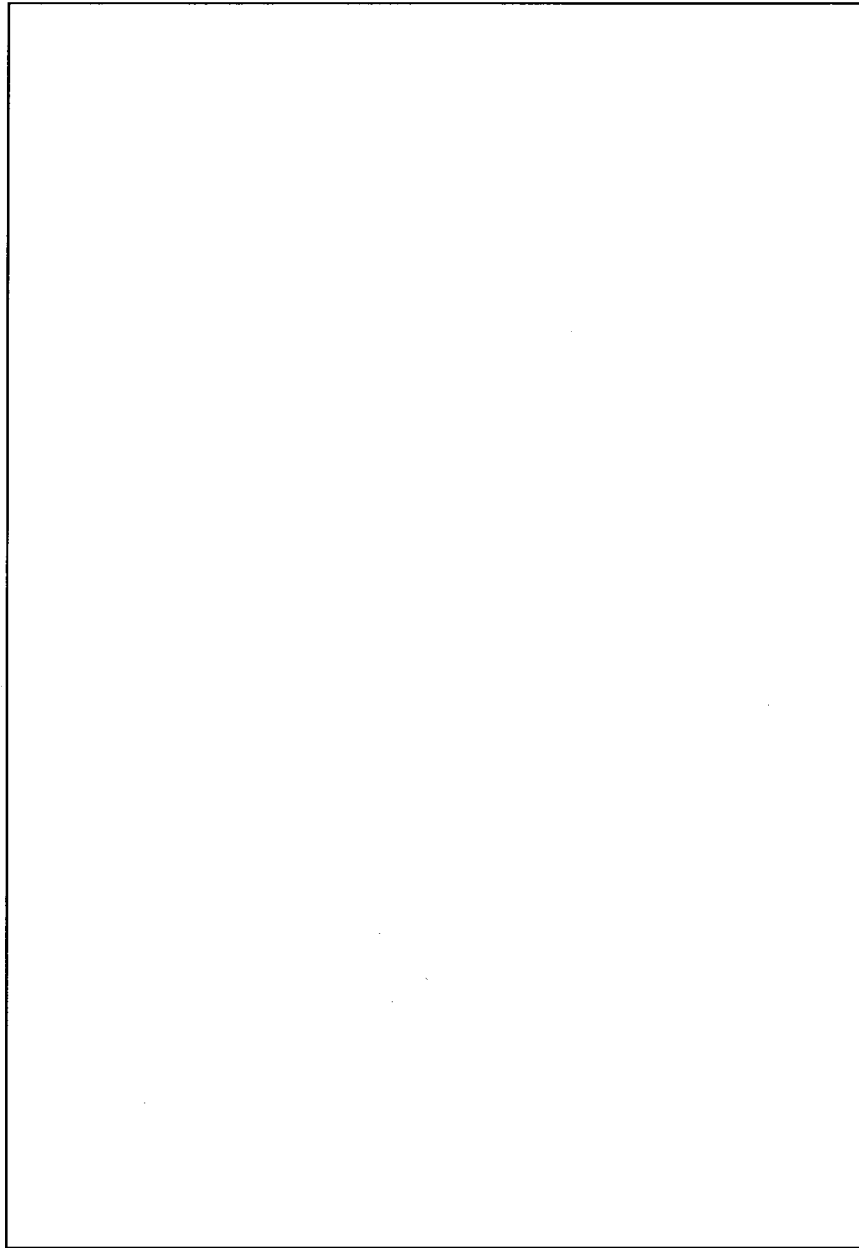


\*1: 停電時保持機能  
 \*2: 落下防止  
 (荷重 0.48t 以下)

単位: mm

名称	焼却設備	
	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	
図番	図ト設一固7	付属建物 第1廃棄物処理所前室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
(799)	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	1
(800)	フードボックス	1



名称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図番	図ト設一固8(1/8)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

名称		単位：mm	
		固体廃棄物処理設備	
高性能エアフィルタ用廃棄物プレス		付属建物	
図番		図ト設一固8(2/8) 第2廃棄物処理所	

<input type="checkbox"/> 内は、耐震計算書の部位名称を示す		単位：mm	
		固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	付属建物 第2廃棄物処理所
		図ト設一固8(3/8)	図ト設一固8(3/8)
		名称 図番	番号

\*1：開口部風速 0.5m/秒以上

\*2：気体廃棄設備(6)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系6-4参照)

：固体廃棄物を取り扱うフードボックス(  )

：追加プレス(  )

：追加柱( mm )

：追加プレス(  )

：追加柱( mm )

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

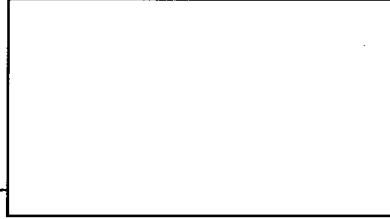
- ▨ : 追加ベースプレート ( )mm : ( )
- ▧ : 追加ベースプレート ( )mm : ( )
- ▩ : 追加ベースプレート ( )mm : ( )

単位 : mm

名称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図番	図ト設一固8(4/8)	付属建物 第2廃棄物処理所



□内は、耐震計算書の部位名称を示す

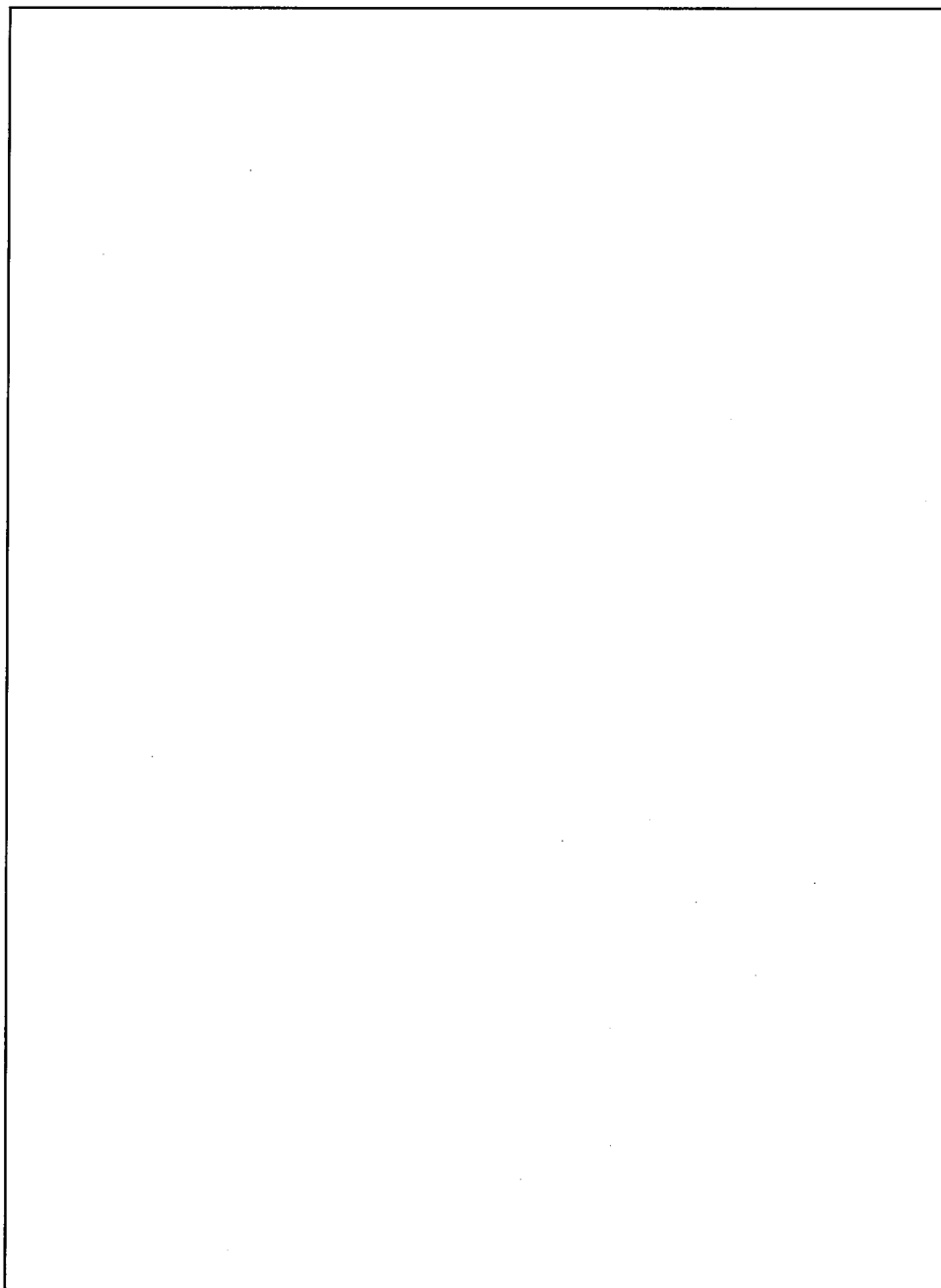


▨: 追加ベースプレート( ): [ ]

単位: mm

名称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
図番	図ト設一固8(5/8)	付属建物 第2廃棄物処理所

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

名称	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス
図番	図ト設一固8(6/8) 付属建物 第2廃棄物処理所

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		: 潤滑油を有する部位	
		固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	
名称		図番	付属建物 第2廃棄物処理所 図ト設一固8(7/8)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		*3 : 容積1000L以上 *4 : 遮熱板から防護対象パネル(□)までの距離20mm以上 : 潤滑油を有する部位	単位 : mm
		名称 図番	固体廃棄物処理設備 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 図ト設一固8(8/8)

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{801}	破砕機	1
{802}	フードボックス	1





□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

名	固体廃棄物処理設備	付属建物
称	破砕機	第2廃棄物処理所
図番	図ト設一固9(1/2)	

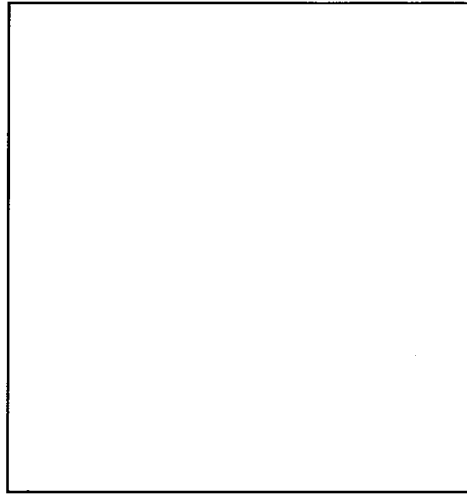
  

\*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上  
 \*2 : 固体廃棄設備(6)としての申請範囲  
 (6次申請 図ト系6-4参照)

 : 追加柱 (  mm :  )  
 : 追加ベースプレート (  mm :  )  
 : 追加プレス (  mm :  )  
 : 追加部材 (  mm :  )  
 ..... : 設工認申請対象外

 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス (  )  
 : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス (  )

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

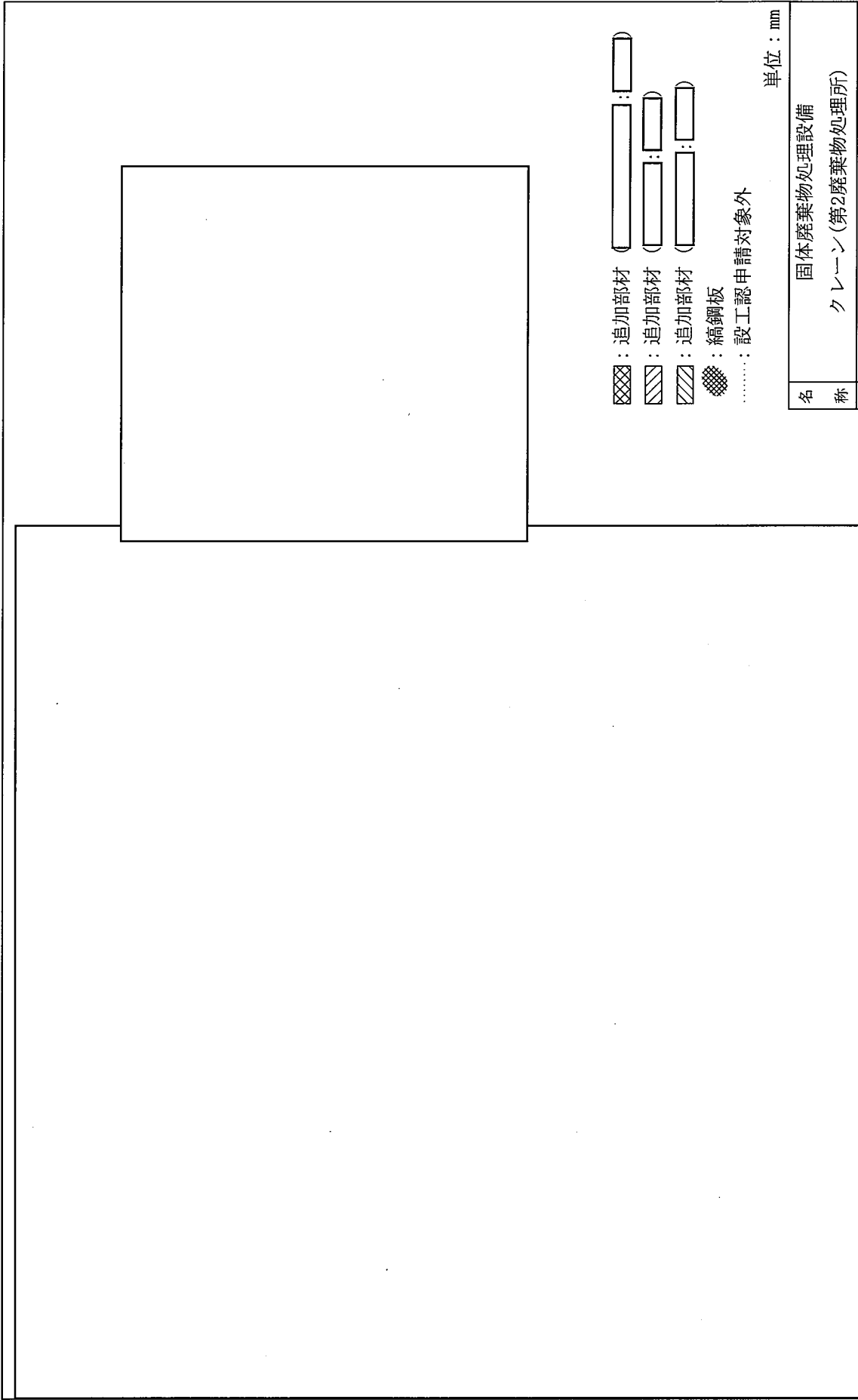



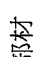

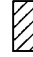
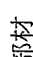
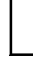

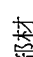


- ▣ : 追加ブレス ( ) : ( )
- ▨ : 追加部材 ( ) : ( )
- ▧ : 追加ベースプレート ( )mm : ( )

単位 : mm

名称	固体廃棄物処理設備 破砕機	
図番	図ト設一固9(2/2)	付属建物 第2廃棄物処理所

No. (803)	安全機能を有する施設名称 クレーン	基敬 1
<div data-bbox="646 331 963 728" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1066 454 1209 689">           *1: 停電時保持機能            *2: 落下防止                (荷重 1t 以下)            ……: 設工認申請対象外         </p> <p data-bbox="1217 197 1246 309" style="text-align: right;">単位: mm</p>		
名称	固体廃棄物処理設備 クレーン(第2廃棄物処理所)	
図番	図ト設一固10(1/2)	付属建物 第2廃棄物処理所



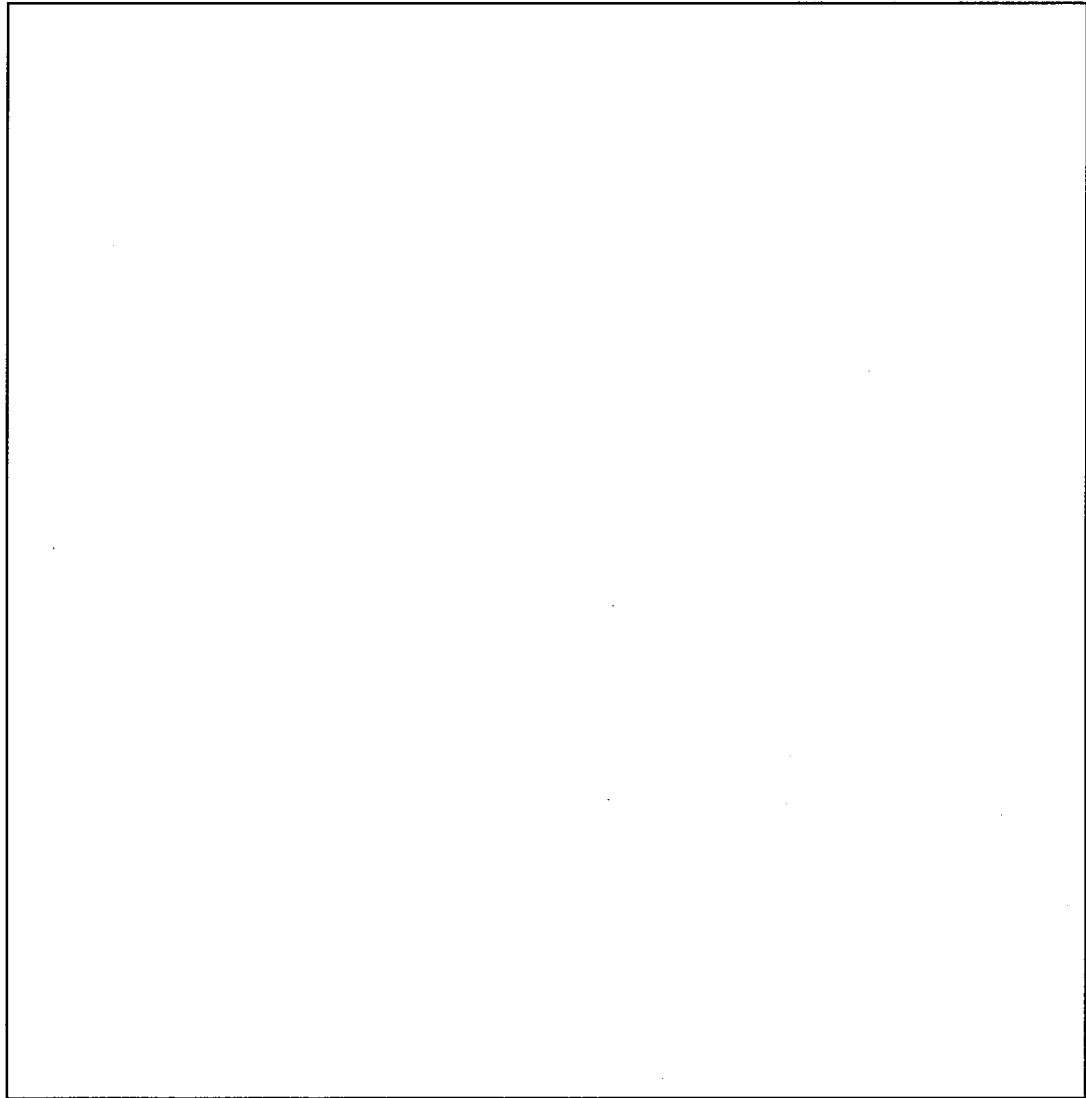
-  : 追加部材 (  :  )
-  : 追加部材 (  :  )
-  : 追加部材 (  :  )
-  : 縞鋼板
- .....: 設工認申請対象外

単位 : mm

名称	固体廃棄物処理設備 クレーン(第2廃棄物処理所)	
図番	図ト設一固10(2/2)	付属建物 第2廃棄物処理所



No. (804)	安全機能を有する施設名称 ドラム缶用廃棄物プレス	基數 1
--------------	-----------------------------	---------



\*1 : 設工認申請対象外

☒☒☒ : 追加ベースプレート(□mm : □□)

----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名 称	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス
図 番	図ト設一固11(1/3) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室

--	--

\*2 : 開口部風速 0.5m/秒以上

\*3 : 気体廃棄設備(2)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系2-13参照)



▨ : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)

▨▨ : 追加ベースプレート(□mm : □)


----- : 設工認申請対象外

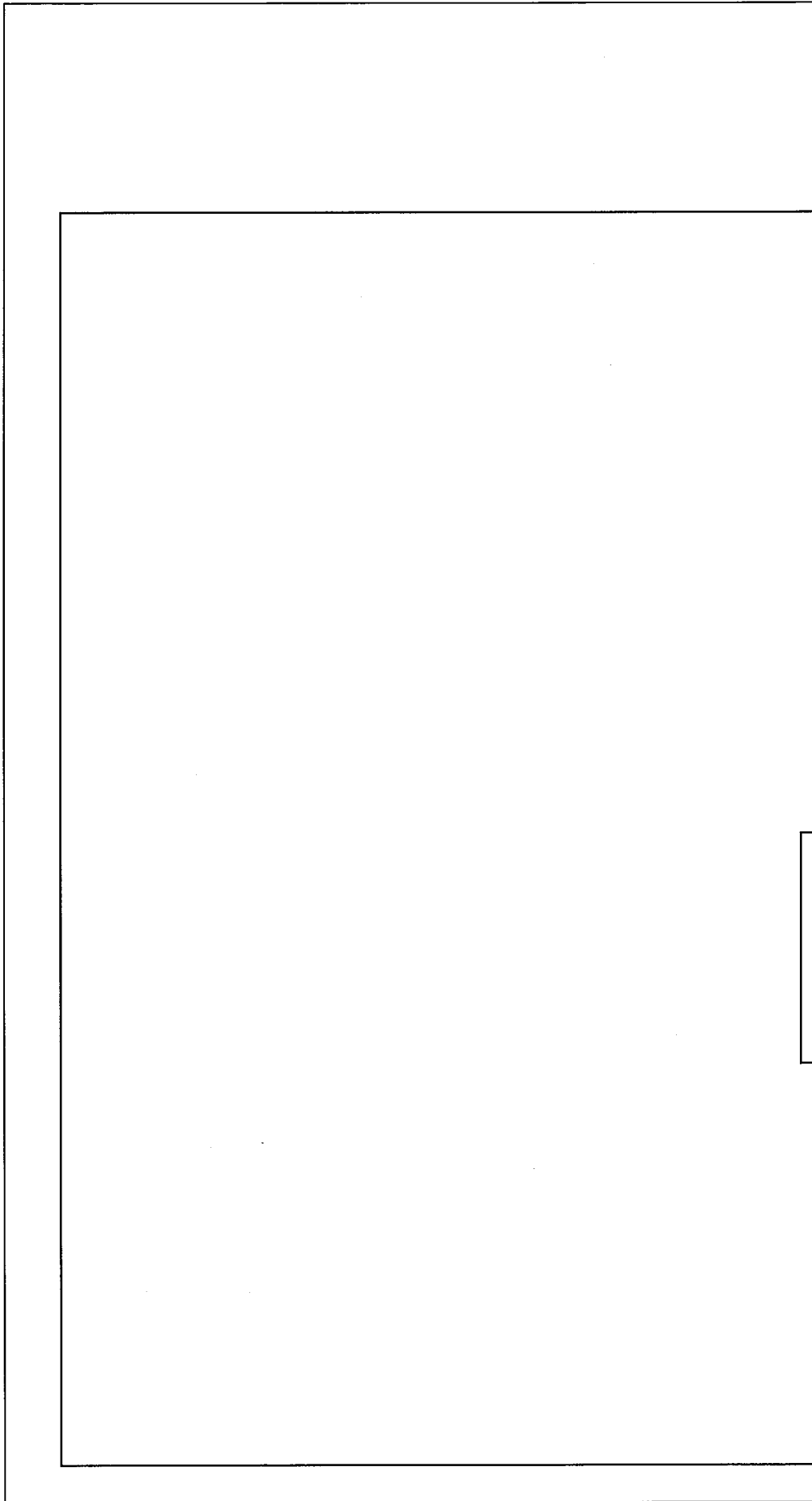
単位 : mm

名	固体廃棄物処理設備	
称	ドラム缶用廃棄物プレス	
図	図ト設一固11(2/3)	放射線管理棟
番		廃棄物缶詰室

		<p>*4 : 容積100L以上          *5 : 遮熱板から防護対象パネル(□)          までの距離22mm以上   : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス(□)   : 作動油を有する部位          ----- : 設工認申請対象外</p>		<p>名称          固体廃棄物処理設備          ドラム缶用廃棄物プレス</p>		<p>図番          図ト設一固11(3/3)</p>	<p>放射線管理棟          廃棄物缶詰室</p>
--	--	--	--	---	--	-------------------------------------	-----------------------------------

単位 : mm

No. (805)	安全機能を有する施設名称 超音波洗浄機	基数 2
<p>*1 : 耐腐食性材料 (  )        ← : 申請機器の配管系統        - - - : 設工認申請対象外</p> <p>単位 : mm</p>		
名称	除染設備 超音波洗浄機(1)(2)	
図番	図卜設一固12(1/2)	付属建物 除染室・分析室

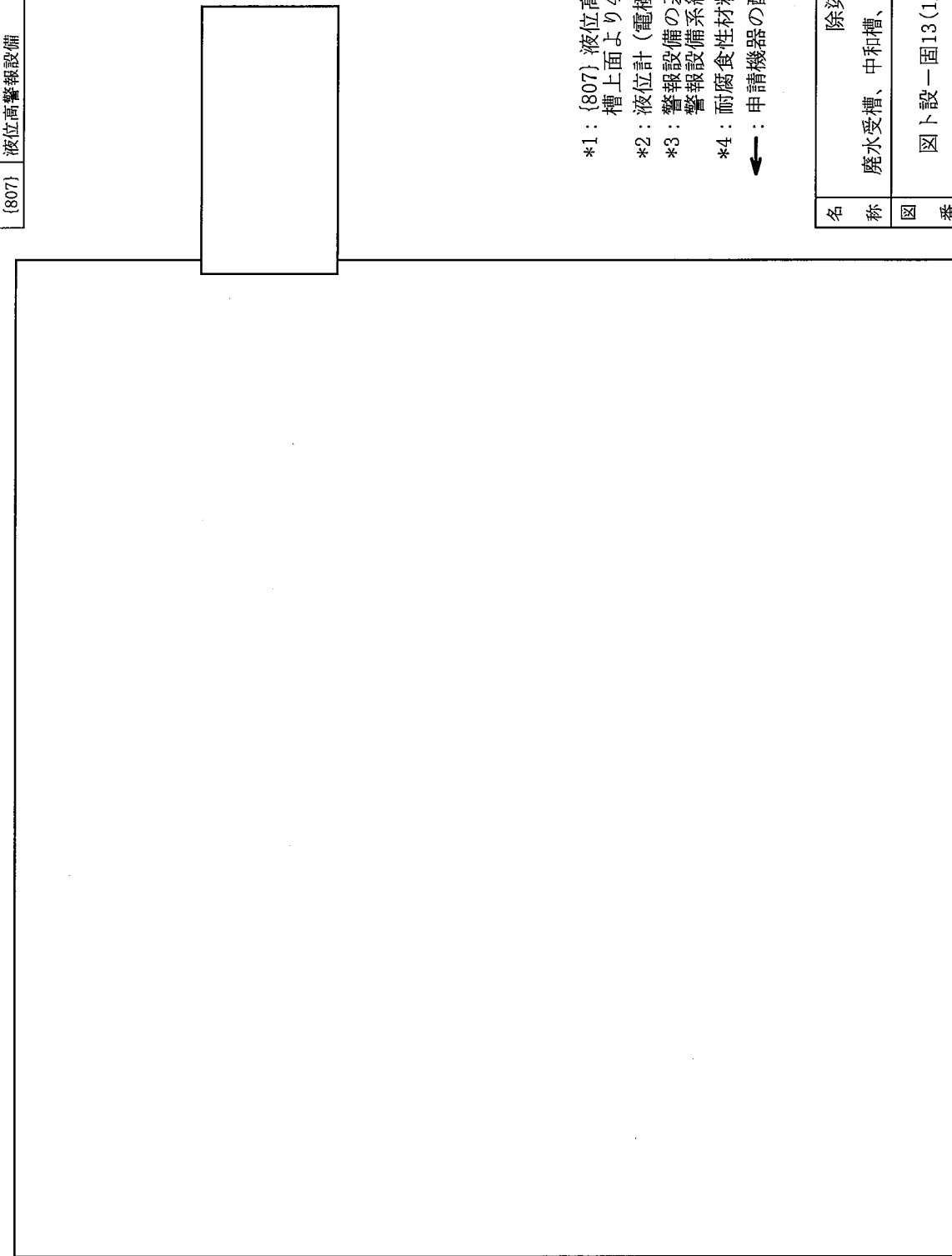


単位：mm

名称	除染設備 超音波洗浄機(1)(2)
図番	図ト設一固12(2/2) 付属建物 除染室・分析室

- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
- - - : 設工認申請対象外
- ← : 申請機器の配管系統
- ▨ : 追加部材 (  )  
mm :

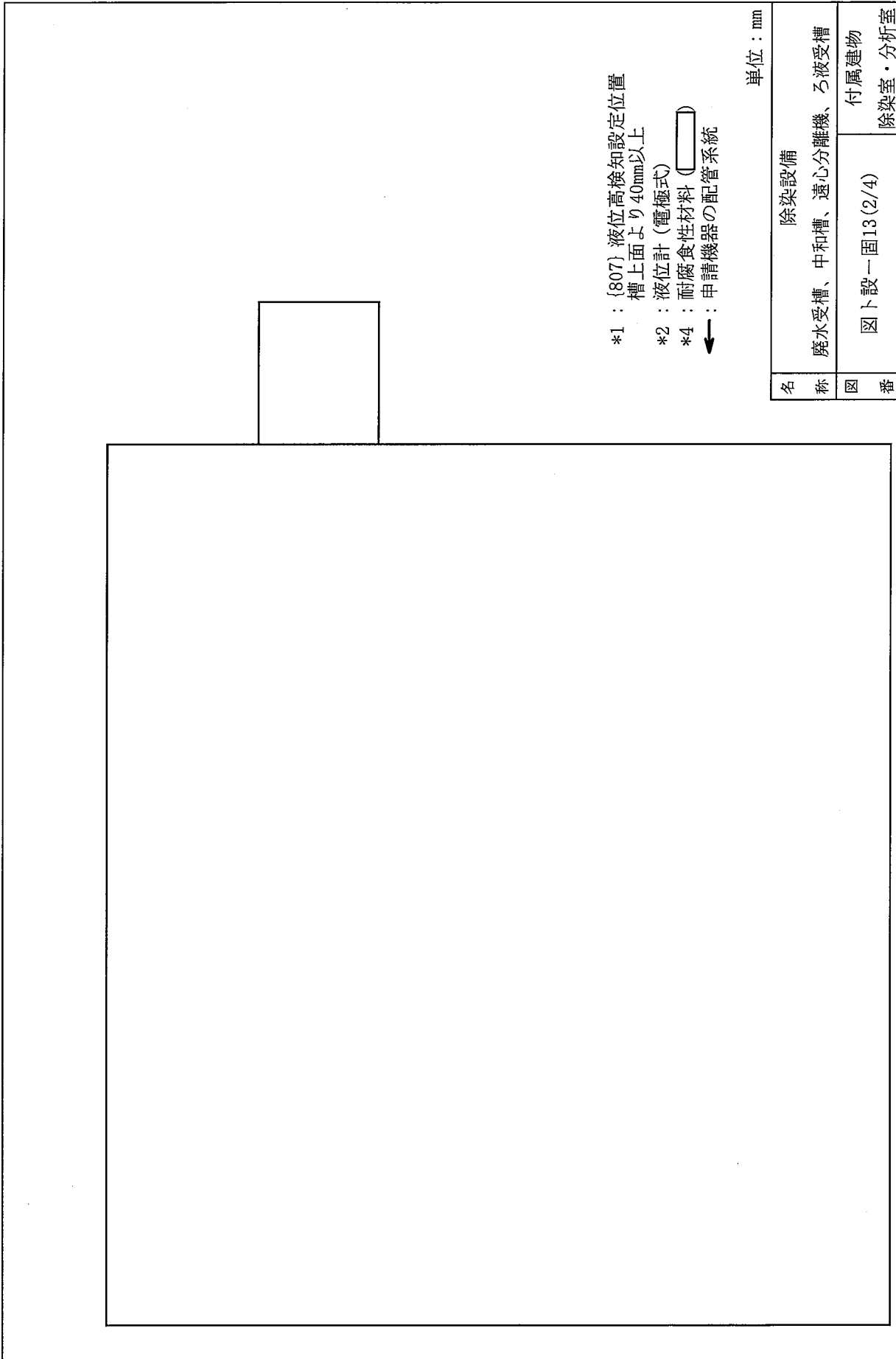
No.	安全機能を有する施設名称		基徴
{806}	廃水中和設備		1式
{807}	液位高警報設備		-




- \*1: {807} 液位高検知設定位置  
槽上面より42mm以上
- \*2: 液位計 (電極式)
- \*3: 警報設備の基徴については  
警報設備系統図 (図ト制-17) 参照
- \*4: 耐腐食性材料 ( )
- ← : 申請機器の配管系統

単位: mm

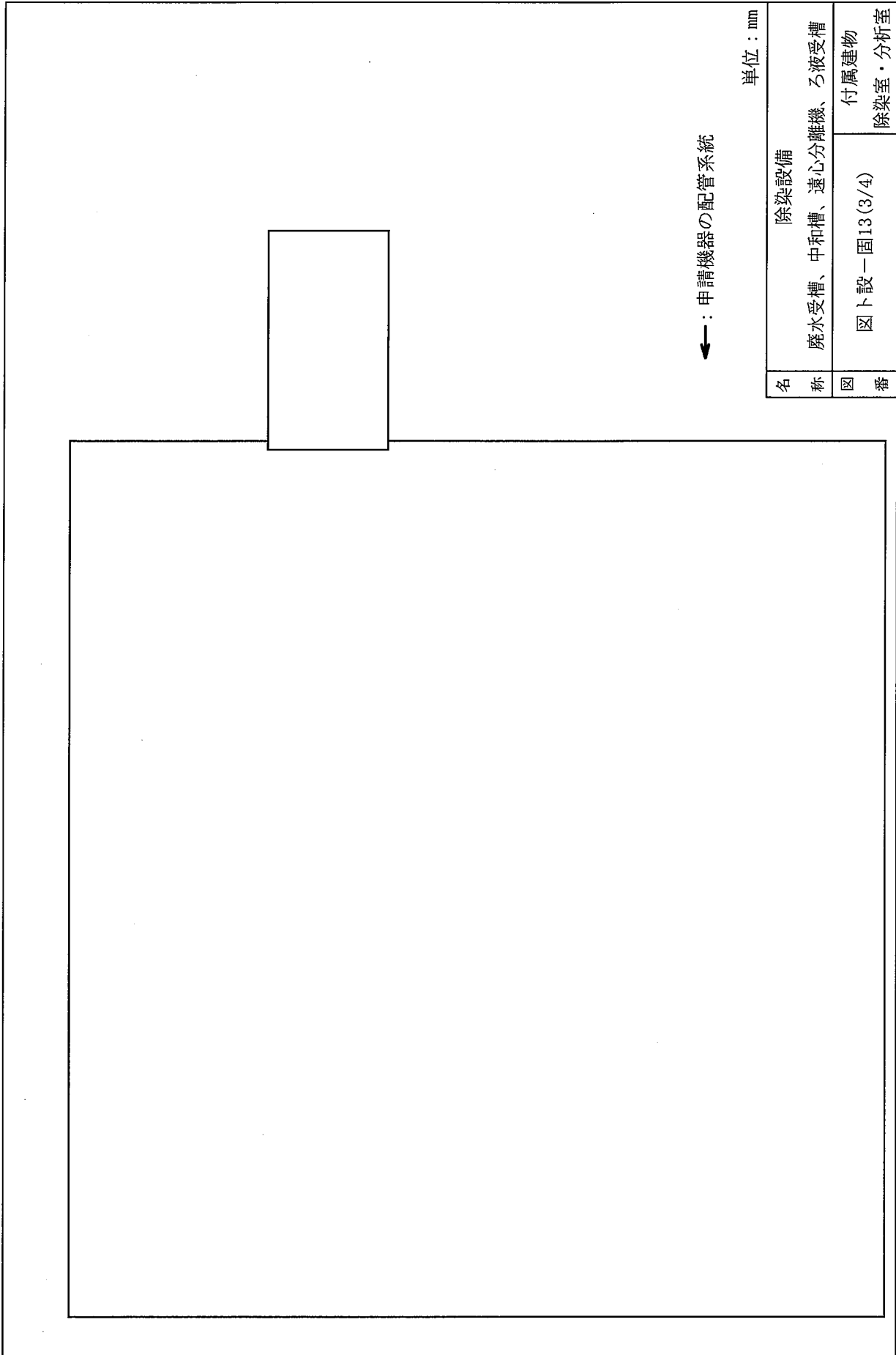
名称	除染設備	
図番	廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽 図ト設一固13(1/4)	付属建物 除染室・分析室



- \*1 : {807} 液位高検知設定位置  
槽上面より40mm以上
- \*2 : 液位計 (電極式)
- \*4 : 耐腐食性材料 (  )
- ← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	除染設備	
図番	廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽	付属建物 除染室・分析室
	図卜設一固13(2/4)	

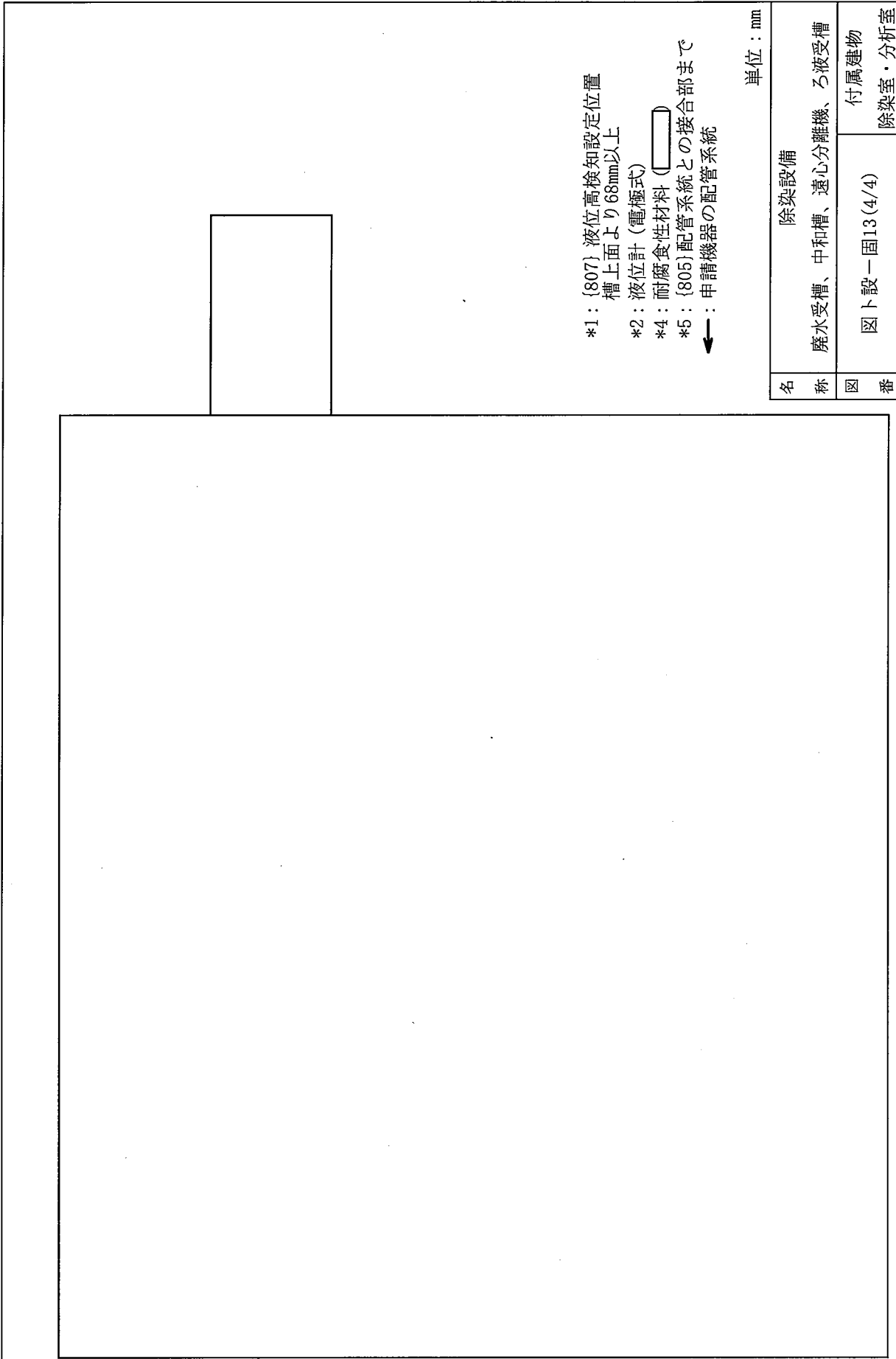


←：申請機器的配管系統

単位：mm

名称	除染設備 廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽	
図番	図卜設一固13(3/4)	付属建物 除染室・分析室





- \*1: {807} 液位高検知設定位置  
槽上面より68mm以上
- \*2: 液位計 (電極式)
- \*4: 耐腐食性材料 (  )
- \*5: {805} 配管系統との接合部まで
- ←: 申請機器の配管系統

単位: mm

名称	除染設備	
図番	廃水受槽、中和槽、遠心分離機、ろ液受槽 図卜設一固13(4/4)	付属建物 除染室・分析室

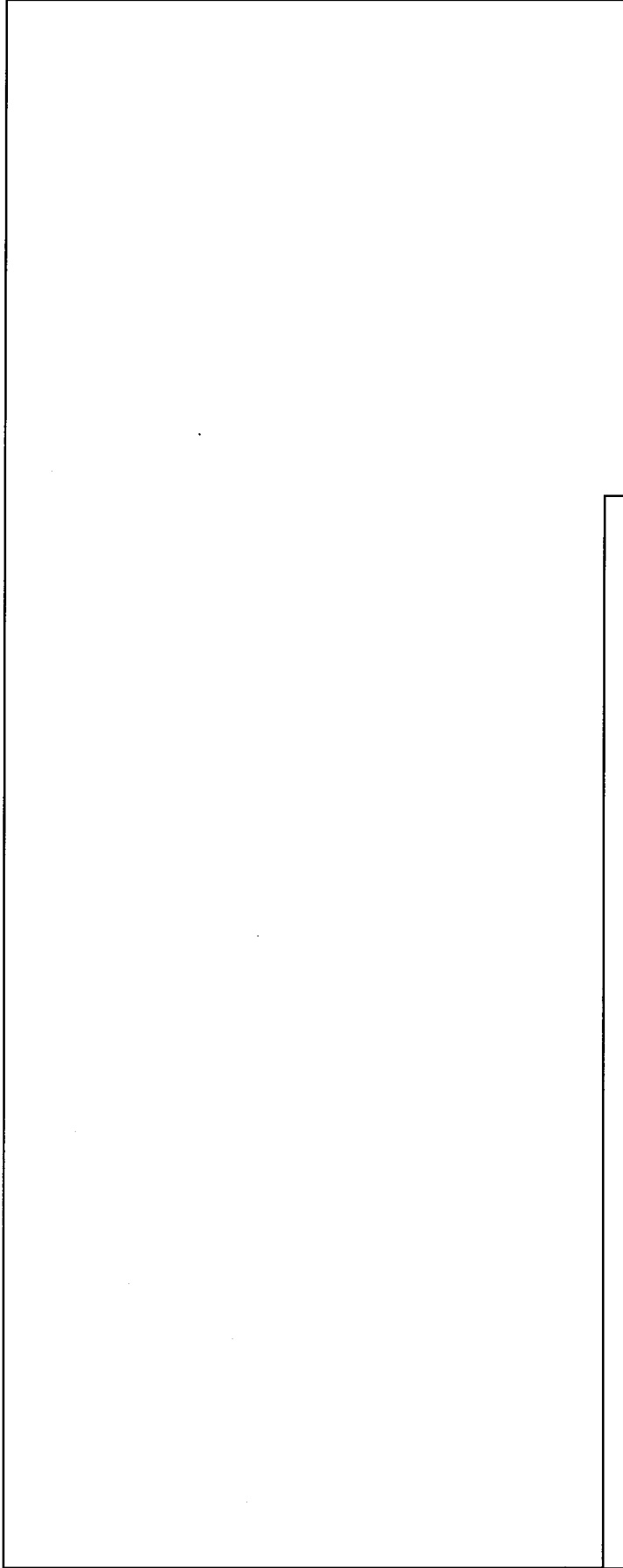
No. (808)	安全機能を有する施設名称 分別・解体フード	基 礎 1 式
--------------	--------------------------	------------------

*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上 *2 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲 (6次申請 図ト系1-25参照)		単位 : mm
<input type="checkbox"/> : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス ( <input type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス ( <input type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> : 追加部材(ベースプレート)mm : <input type="checkbox"/>	除染設備 分別・解体フード 図ト設一固14(1/3)	付属建物 除染室・分析室
名称	図番	

<div style="border: 1px solid black; width: 95%; margin: 10px auto; height: 580px;"></div>						
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p> <input type="checkbox"/> : 追加部材(ベースプレート) <input type="checkbox"/>mm : <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/> : 追加部材(ベースプレート) <input type="checkbox"/>mm : <input type="checkbox"/> </p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>単位 : mm</p> </div> </div>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">除染設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図番</td> <td style="text-align: center;">           分別・解体フード            図ト設一固14(2/3)         </td> </tr> </table>		名称	除染設備	図番	分別・解体フード 図ト設一固14(2/3)	付属建物 除染室・分析室
名称	除染設備					
図番	分別・解体フード 図ト設一固14(2/3)					

		<p>*3 : 巻巻対策          *4 : 設工認申請対象外          *5 : 被水による電気火災防止のため、          バッテリーをカバー内に収納する</p>	単位 : mm
名称	除染設備		
図番	分別・解体フード		付属建物 除染室・分別室
	図ト設一固14(3/3)		

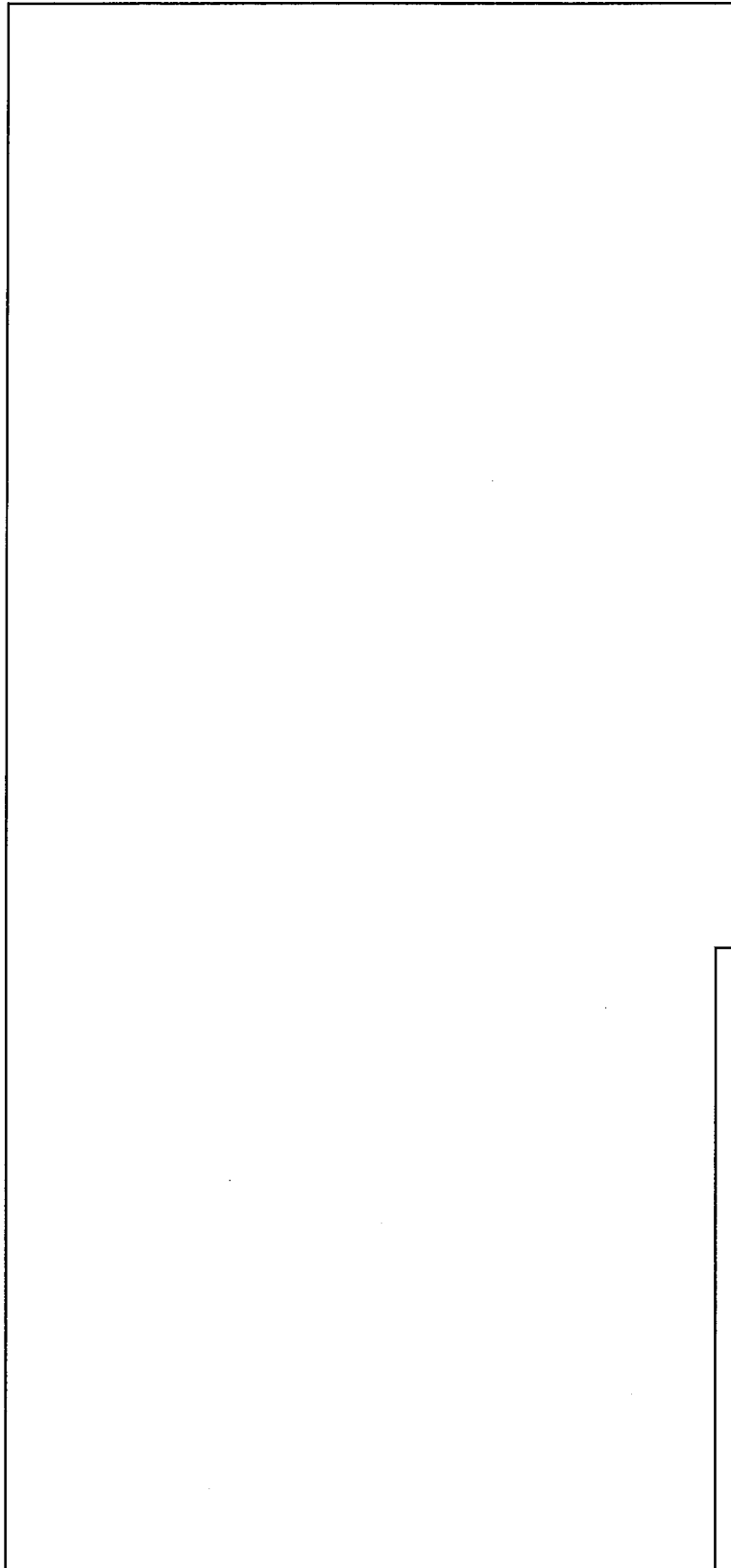
No. (809)	安全機能を有する施設名称	基数
	水洗槽	1



- \*1 : 耐腐食性材料 (  )
  - \*2 : (805) 配管系統との接合部まで
  - ← : 申請機器の配管系統
  - : 設工認申請対象外
- 単位 : mm

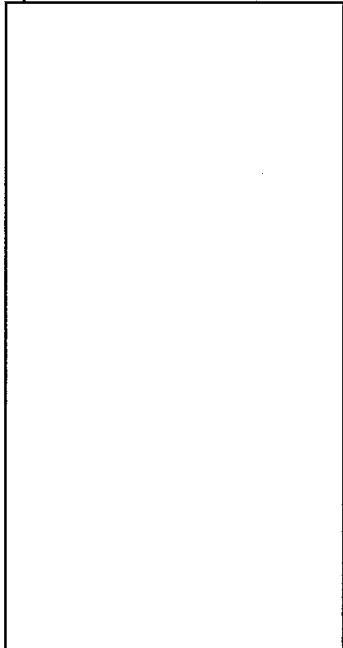
名称	除染設備 水洗槽
図番	図ト設一固15 付属建物 除染室・分析室

No. (810)	安全機能を有する施設名称 切断フード	基 数
		1



単位：mm	
名	除染設備
称	切断フード
図	図ト設一固16
番	付属建物 除染室・分析室

- \*1：開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2：気体廃棄設備(1)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系1-25参照)
- \*3：作業者が固体廃棄物をSUS容器からドラム缶  
に明替えた後、保管廃棄設備に運搬する  
：固体廃棄物を取り扱うフードボックス



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{811}	排水受槽	1
{812}	液位高警報設備	-

\*3

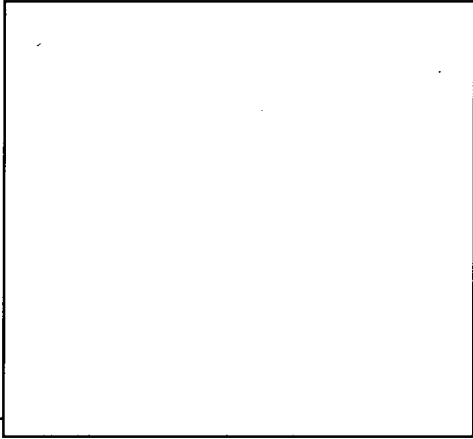
内は、耐震計算書の部位名称を示す

- \*1 : {812} 液位高検知設定位置  
: 槽上面より99mm以上
  - \*2 : 液位計 (電極式)
  - \*3 : 警報設備の基数については  
警報設備系統図 (図ト制-18) 参照
  - \*4 : 4次申請 図ト設-1参照
  - \*5 : 耐腐食性材料 ( )
- ← : 申請機器の配管系統  
----- : 設工認申請対象外

単位 : mm

名称	除染設備 排水受槽
図番	図ト設-固17 付属建物 除染室・分析室

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(813)	乾燥機	3

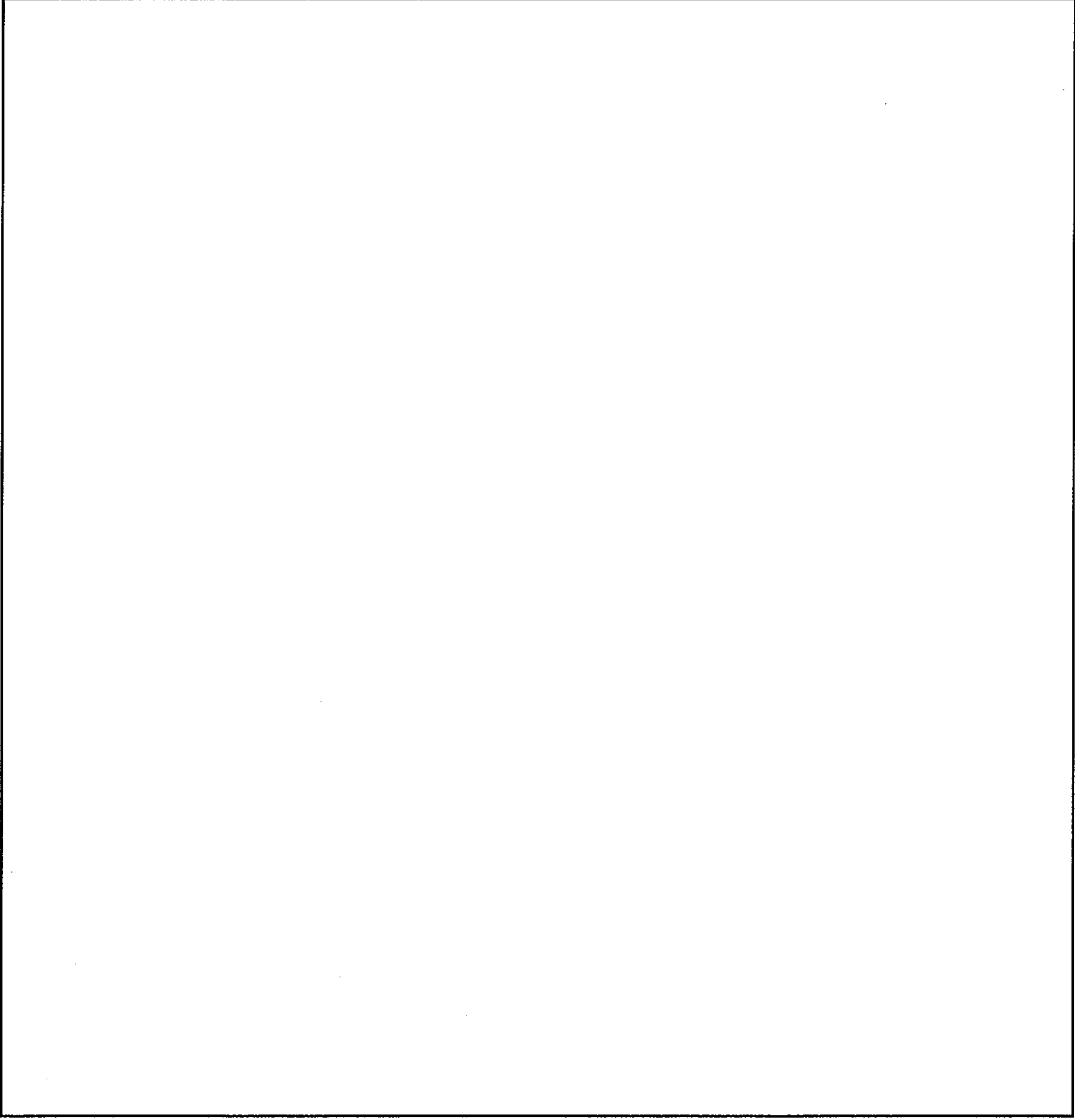
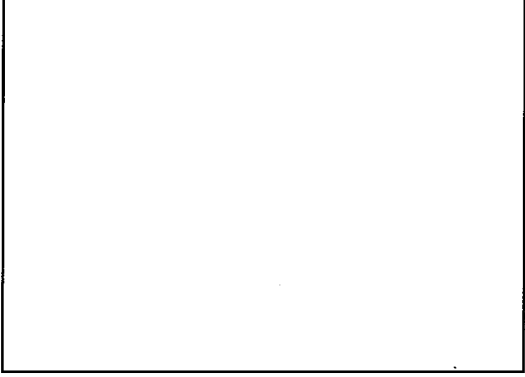


\*1: 内面耐腐食性材料 ( )  
寸法に核的制限値はない  
\*2: 上蓋を取り外した状態で乾燥

単位: mm

名称	除染設備 乾燥機 (1) (2) (3)
図番	図ト設一固18(1/3) 付属建物 除染室・分析室



		<p>*1: 内面耐腐食性材料 ( ) 寸法に核的制限値はない</p> <p>*2: 上蓋を取り外した状態で乾燥</p>	<p>単位: mm</p>	<p>名称</p>	<p>除染設備 乾燥機(1)(2)(3)</p>
				<p>図番</p>	<p>図1 設一固18(2/3) 付属建物 除染室・分析室</p>



\*1: 内面耐腐食性材料 ( )  
寸法に核的制限値はない

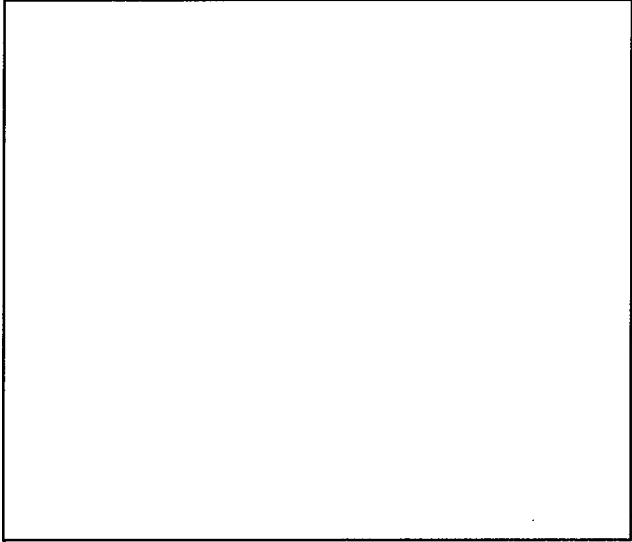
\*2: 上蓋を取り外した状態で乾燥

☒: 架台取替 ( ): ( )

単位: mm

名称	除染設備	
図番	乾燥機(1)(2)(3)	付属建物 除染室・分析室
	図卜設一固18(3/3)	

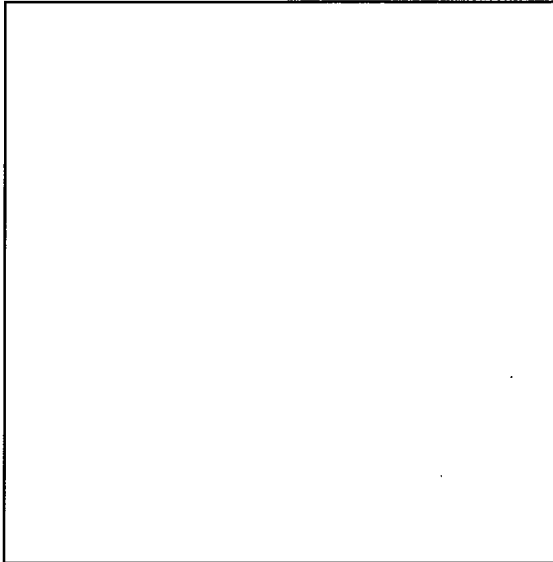
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(814)	プラスト装置	2



\*1 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲  
 (6次申請 図ト系1-25参照)  
 ← : 申請機器の配管系統  
 (耐震重要度分類第3類:    
 --- : 設工認申請対象外  
 N : 逆止弁

単位 : mm

名称	除染設備	
図番	プラスト装置(1)(2)	付属建物 除染室・分析室
	図ト設一固19(1/2)	



\*1 : 気体廃棄設備(1)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系1-25参照)


← : 申請機器の配管系統  
(耐震重要度分類第3類:

--- : 設工認申請対象外

N : 逆止弁

 : 追加部材(柱) :

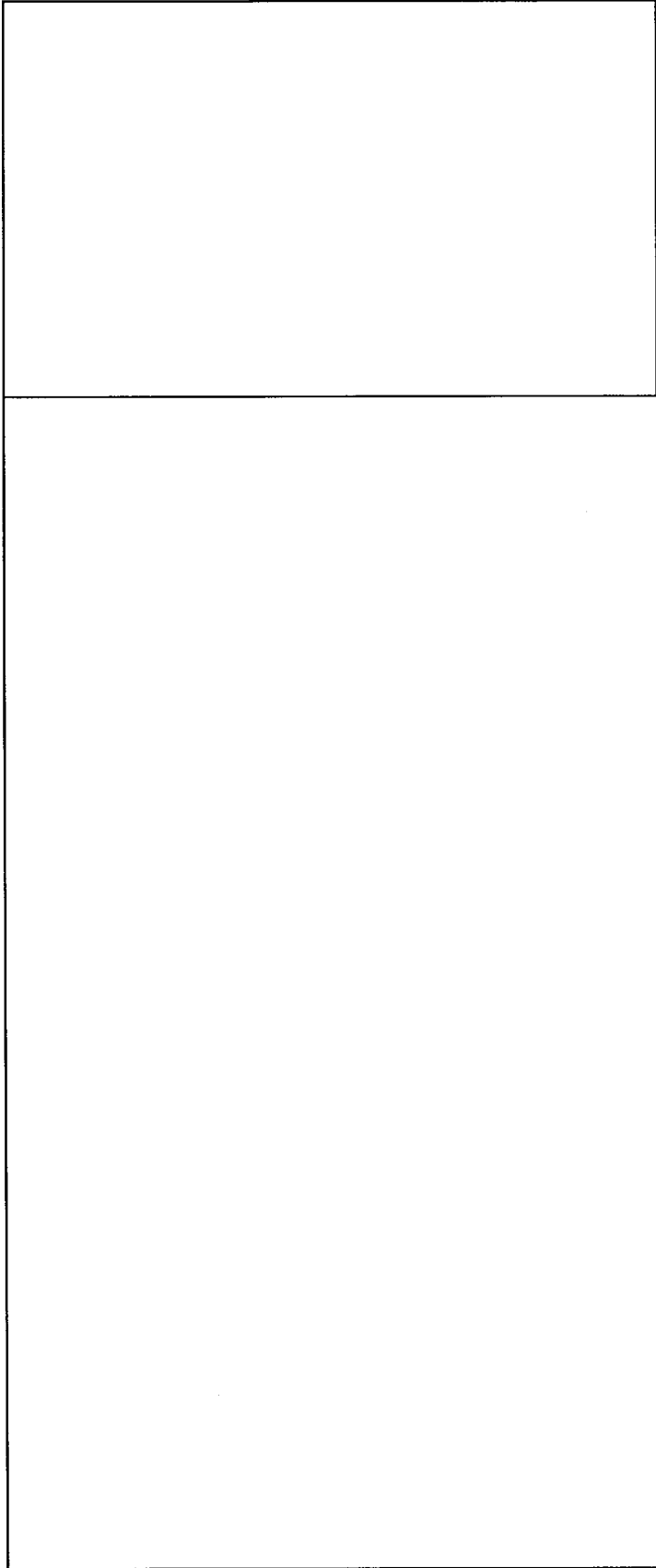
 : 追加部材(梁) :

 : 追加部材(バースレット)  mm :

単位 : mm

名称	除染設備	
図番	ブラスト装置(1)(2)	付属建物 除染室・分析室
	図ト設一固19(2/2)	

No.	安全機能を有する施設名称	基数
[815]	クレーン	1







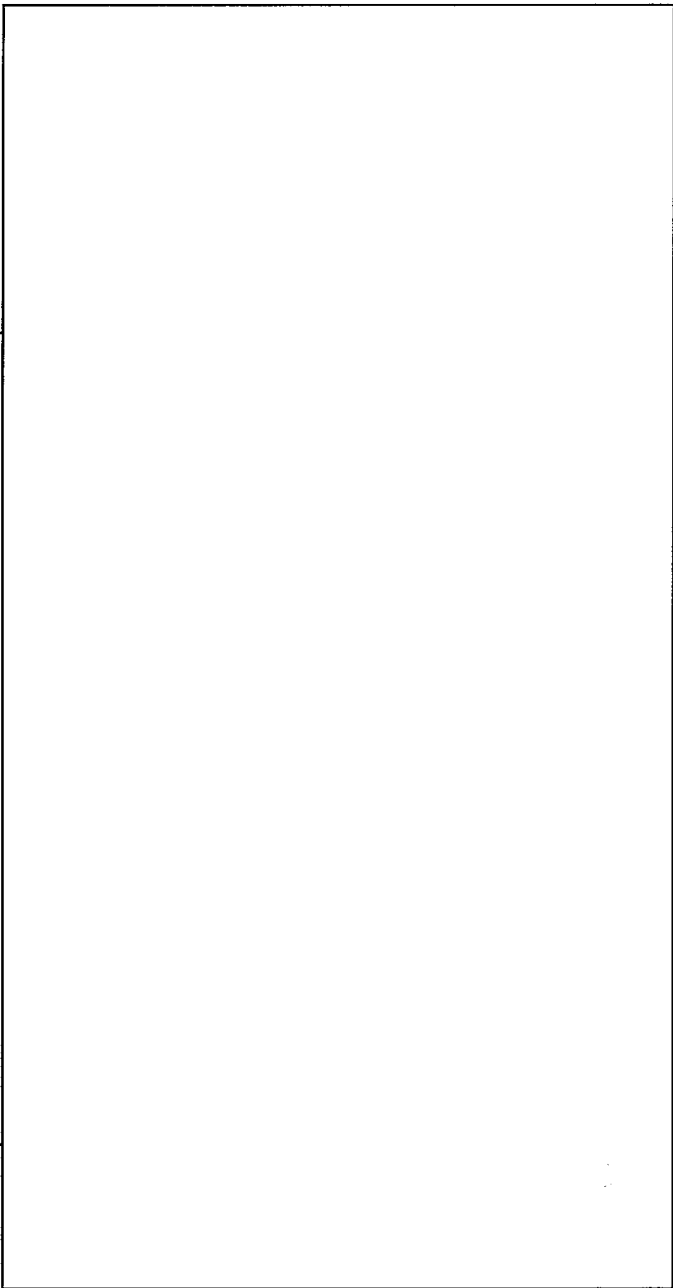
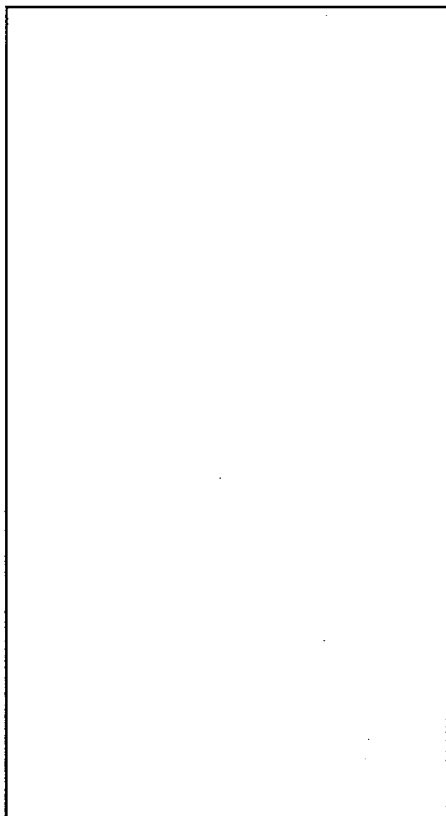
\*1: 停電時保持機能  
 \*2: 落下防止  
 (荷重 0.5t 以下)

単位: mm

名称	除染設備 クレーン(除染室(2))	
図番	図ト設一固20	付属建物 除染室・分析室

No. (816)	安全機能を有する施設名称 解体用フードボックス	基 数 1式
--------------	----------------------------	--------------

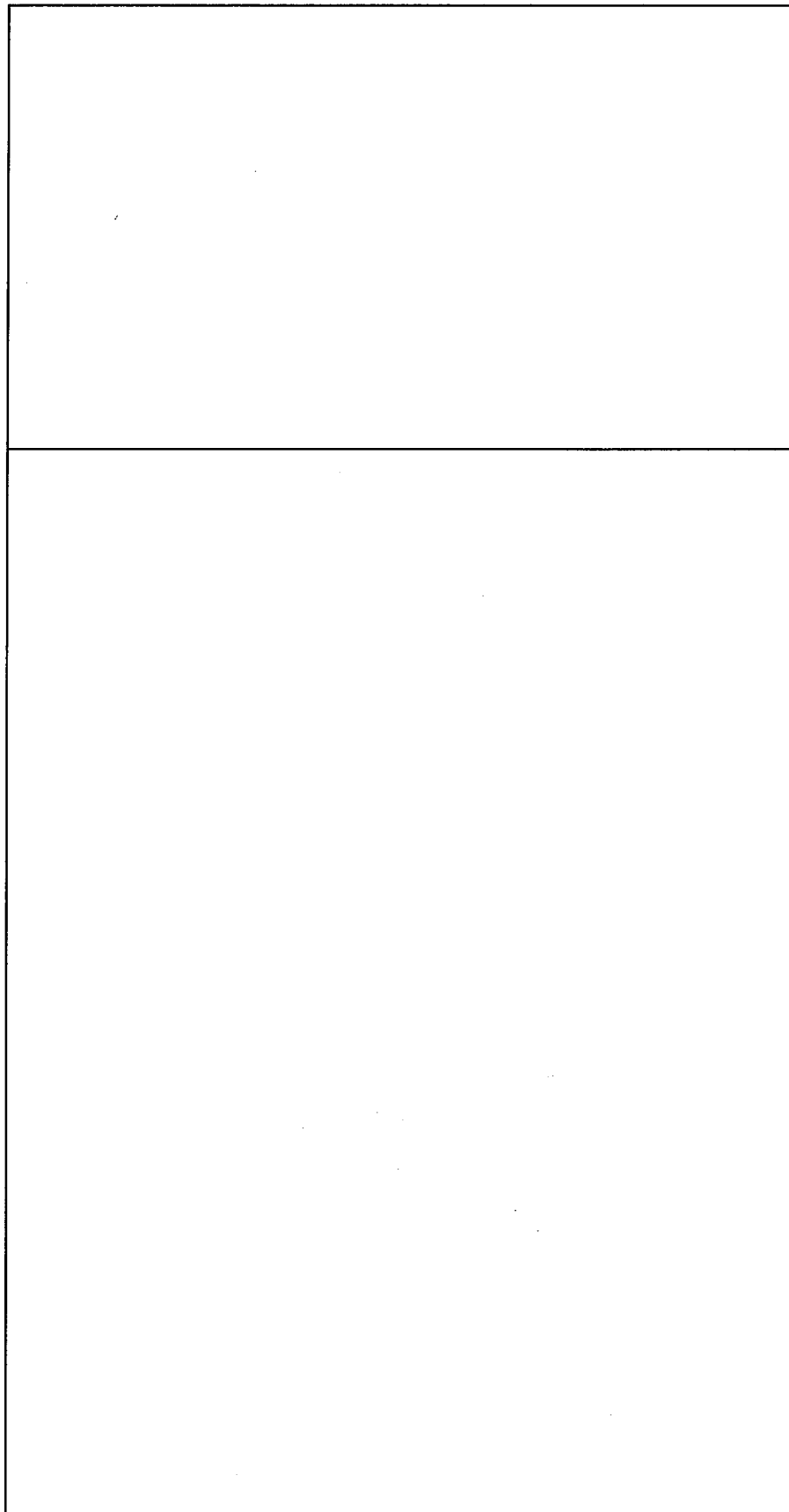
- \*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
- \*2 : 気体廃棄設備(2)としての申請範囲  
(6次申請 図ト系2-14参照)
-  : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス (  )
-  : 固体廃棄物を取り扱うフードボックス (  )



単位 : mm

名 称	除染設備 解体用フードボックス
図 番	図ト設一固21 放射線管理棟 廃棄物缶詰室

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(817)	切断機	2



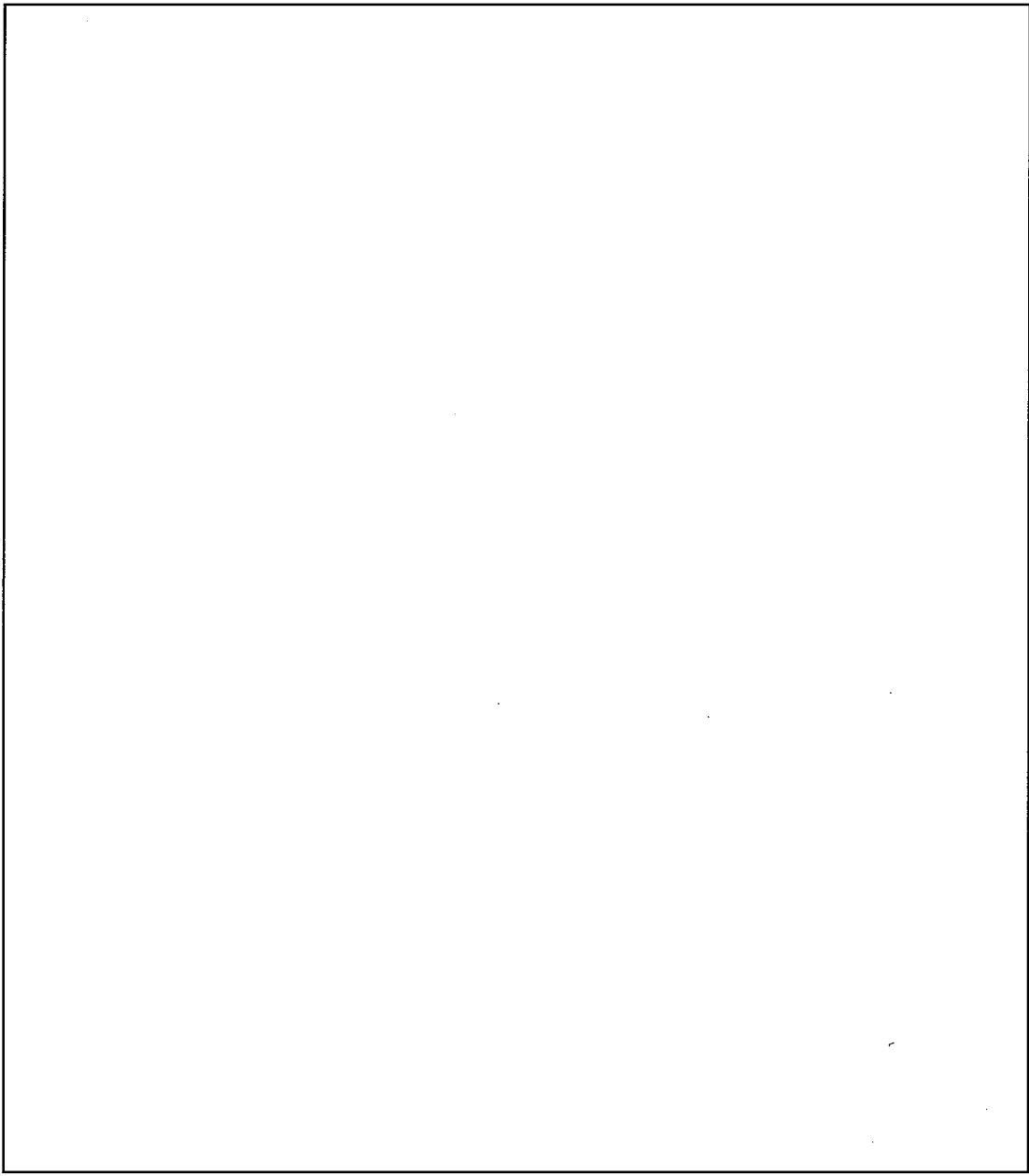
単位：mm

名称	除染設備 切断機(1)(2)	
図番	図卜設一固22(1/2)	放射線管理棟 廃棄物缶詰室

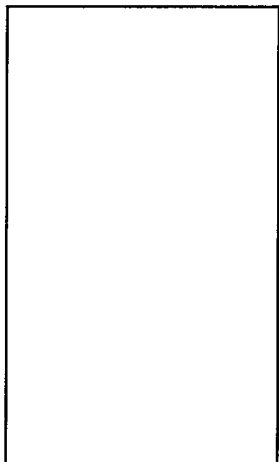
<p>*1: 容積 11L以上          *2: オイルパンから防護対象パネル(□)までの距離550mm以上</p> <p>単位: mm</p>		名称	除染設備 切断機(1)(2)
		図番	図ト設一固22(2/2) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室



No.	安全機能を有する施設名称	基數
{818}	廃棄物貯蔵設備(1)	1式



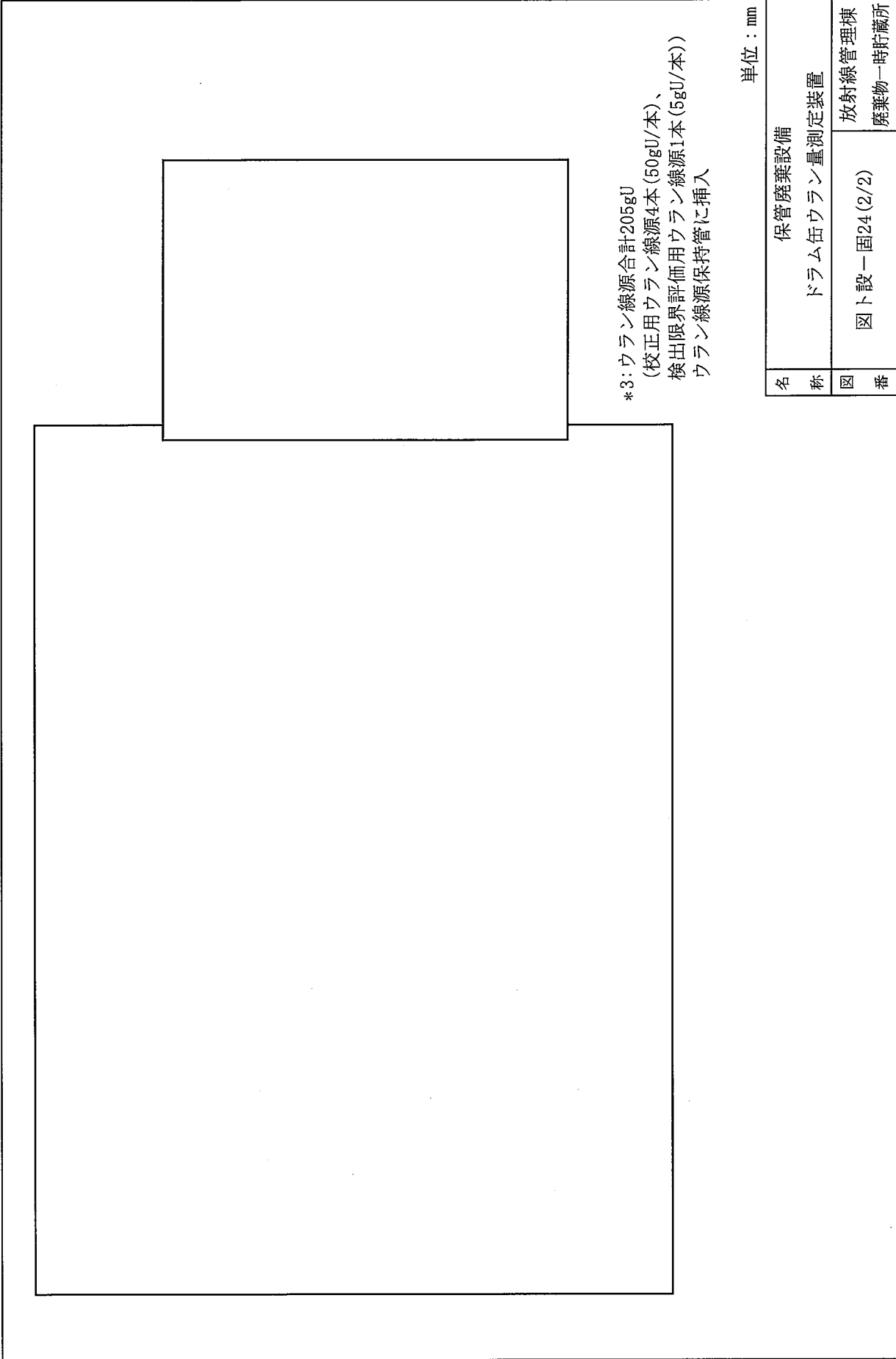
- \*1 : ドラム缶は、設工認申請対象外
- \*2 : 最大保管廃棄能力 : ドラム缶350本分
- \*3 : 竜巻対策
- \*4 : ドラム缶は飛散防止のため、蓋を設置する



単位 : mm

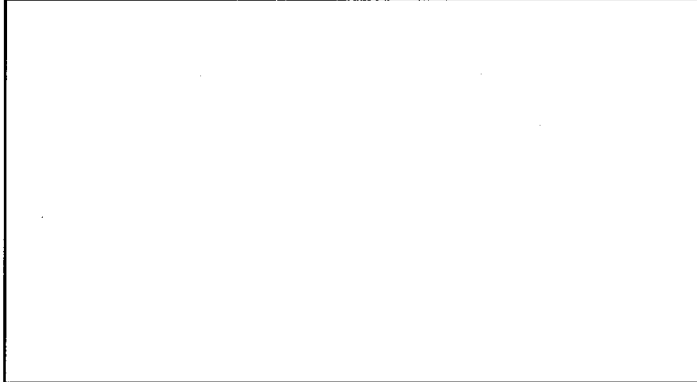
名称	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1)	
図番	図ト設一固23	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所

No. (819)	安全機能を有する施設名称 ドラム缶ウラン量測定装置	基敬 1
<p>*1 : ドラム缶の落下防止 (高さ20mm以上)</p> <p>*2 : 設工認申請対象外</p> <p>単位 : mm</p>		
名称	保管廃棄設備 ドラム缶ウラン量測定装置	
図番	図ト設一固24(1/2) 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	



名称	保管廃棄設備	
図番	ドラム缶ウラン量測定装置	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
	図ト設一固24(2/2)	

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(820)	クレーン	1

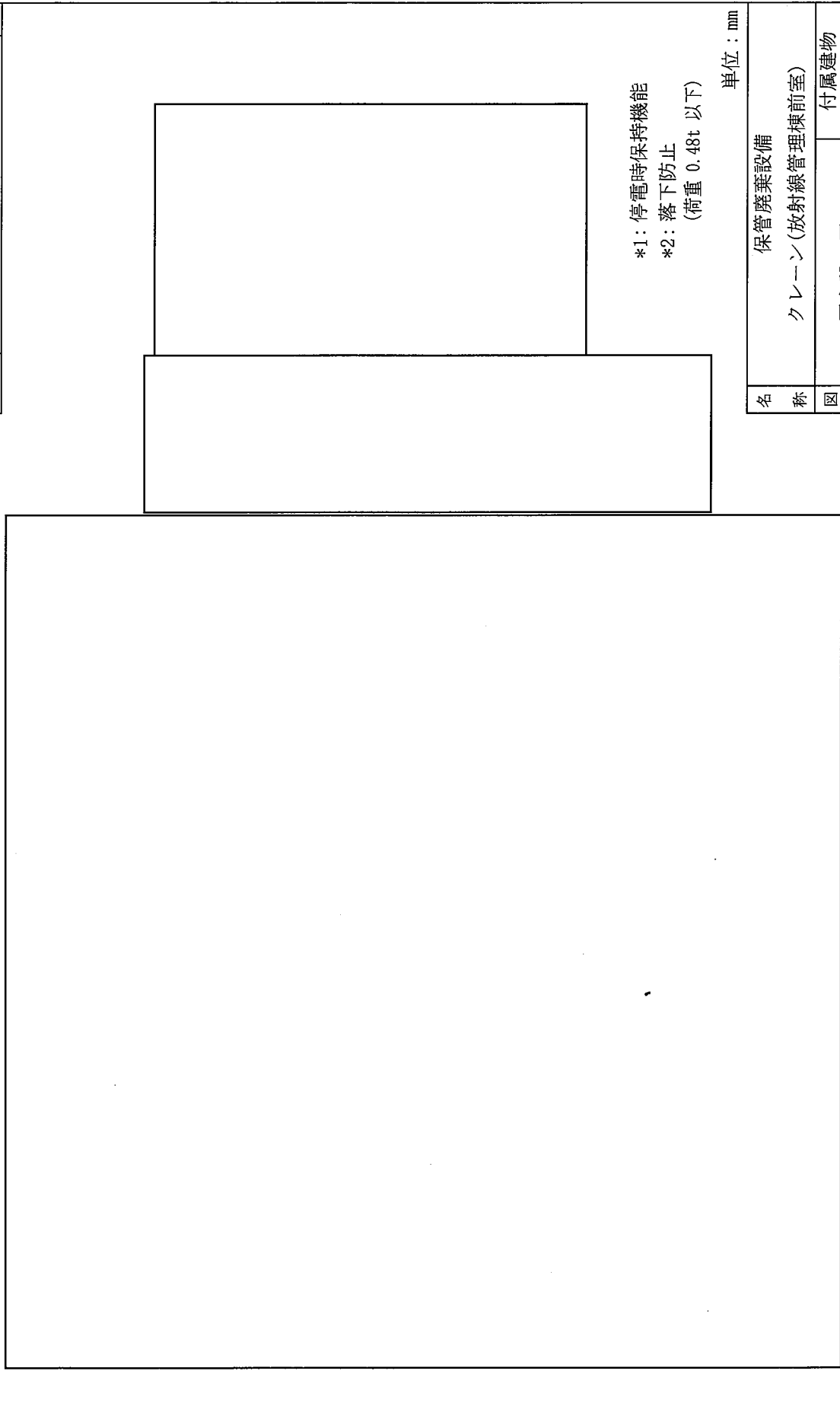


\*1: 停電時保持機能  
 \*2: 落下防止  
 (荷重 1t 以下)

単位: mm

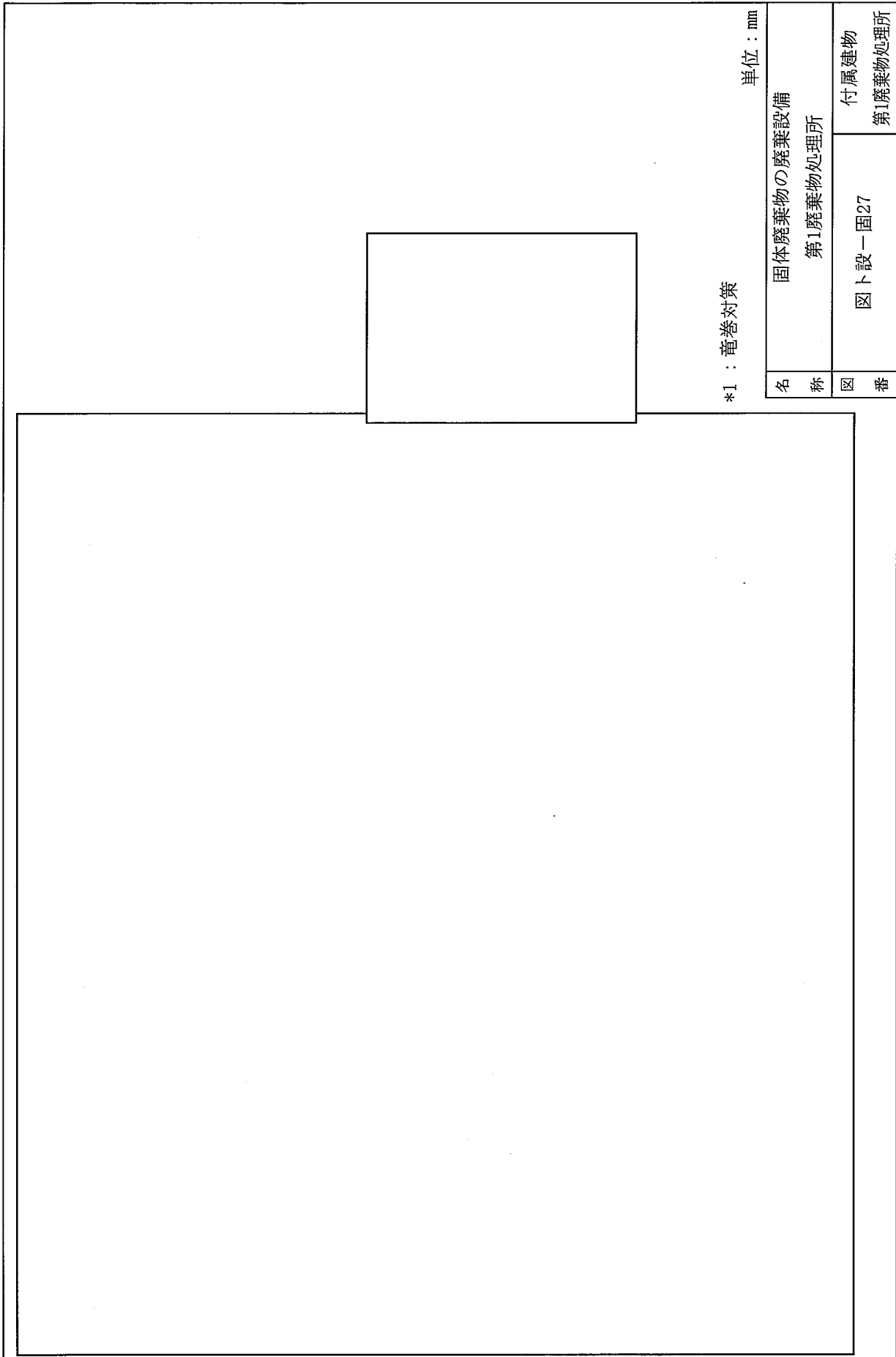
名称	保管廃棄設備	
図番	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所
	図ト設一固25	

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{821}	クレーン	1



単位：mm

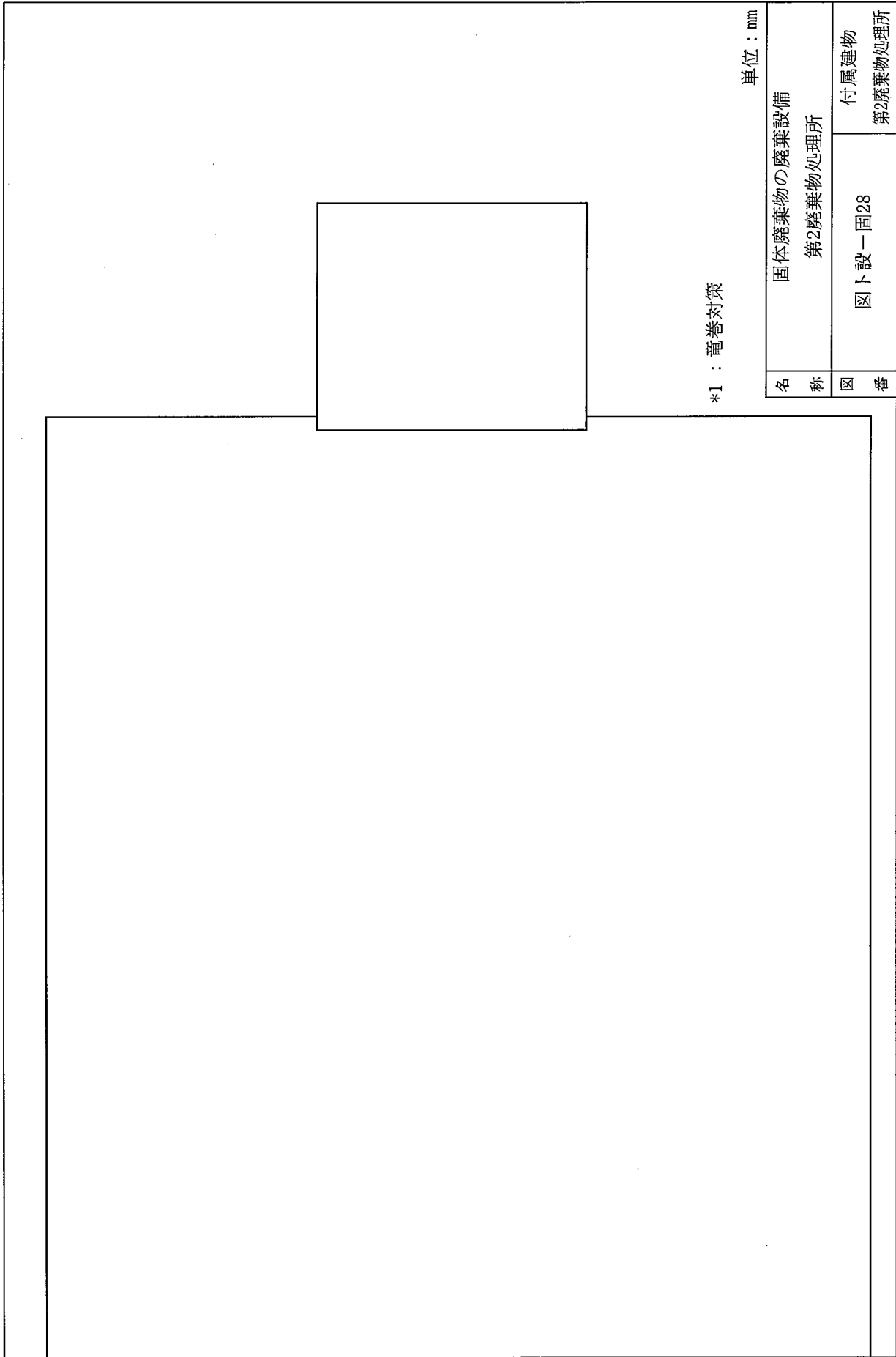
名称	保管廃棄設備 クレーン(放射線管理棟前室)	
図番	図ト設一固26	付属建物 放射線管理棟 前室

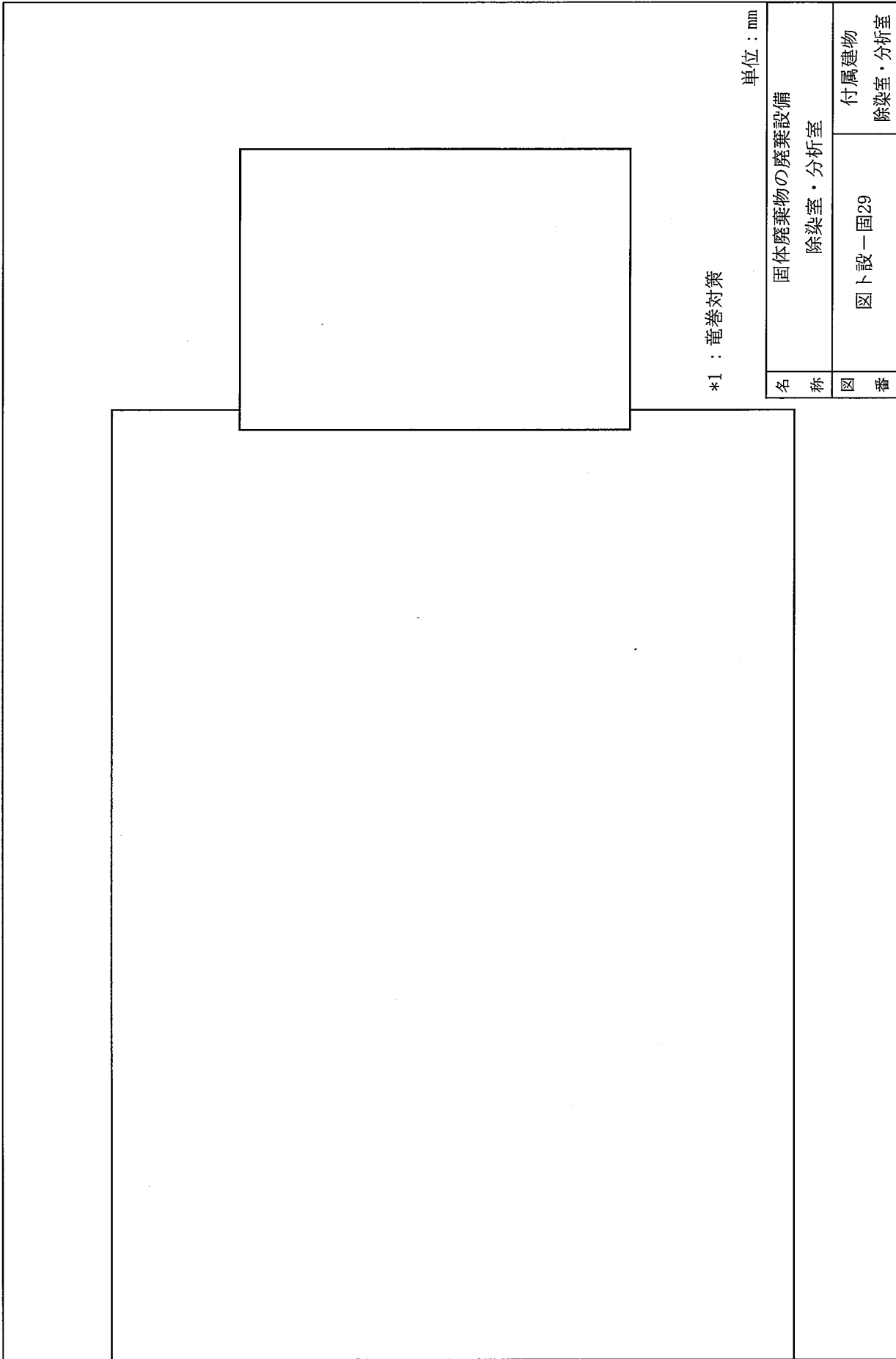


\*1 : 竜巻対策

単位 : mm

名称	固体廃棄物の廃棄設備 第1廃棄物処理所	
図番	図ト設一固27	付属建物 第1廃棄物処理所





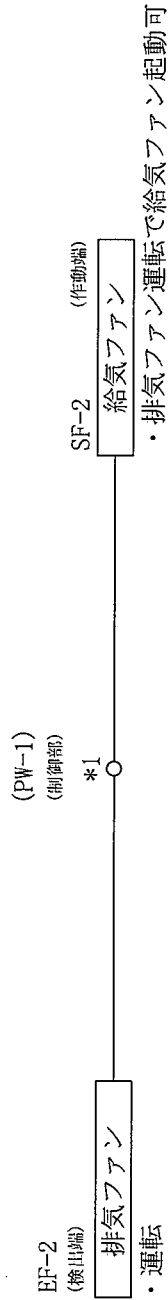
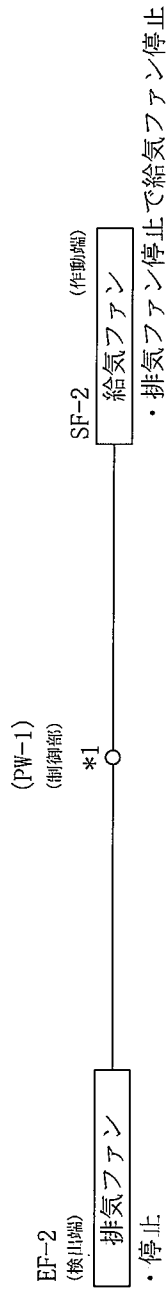
\*1 : 竜巻対策

単位 : mm

名称	固体廃棄物の廃棄設備	
図番	除染室・分析室	
	図卜設一固29	付属建物 除染室・分析室

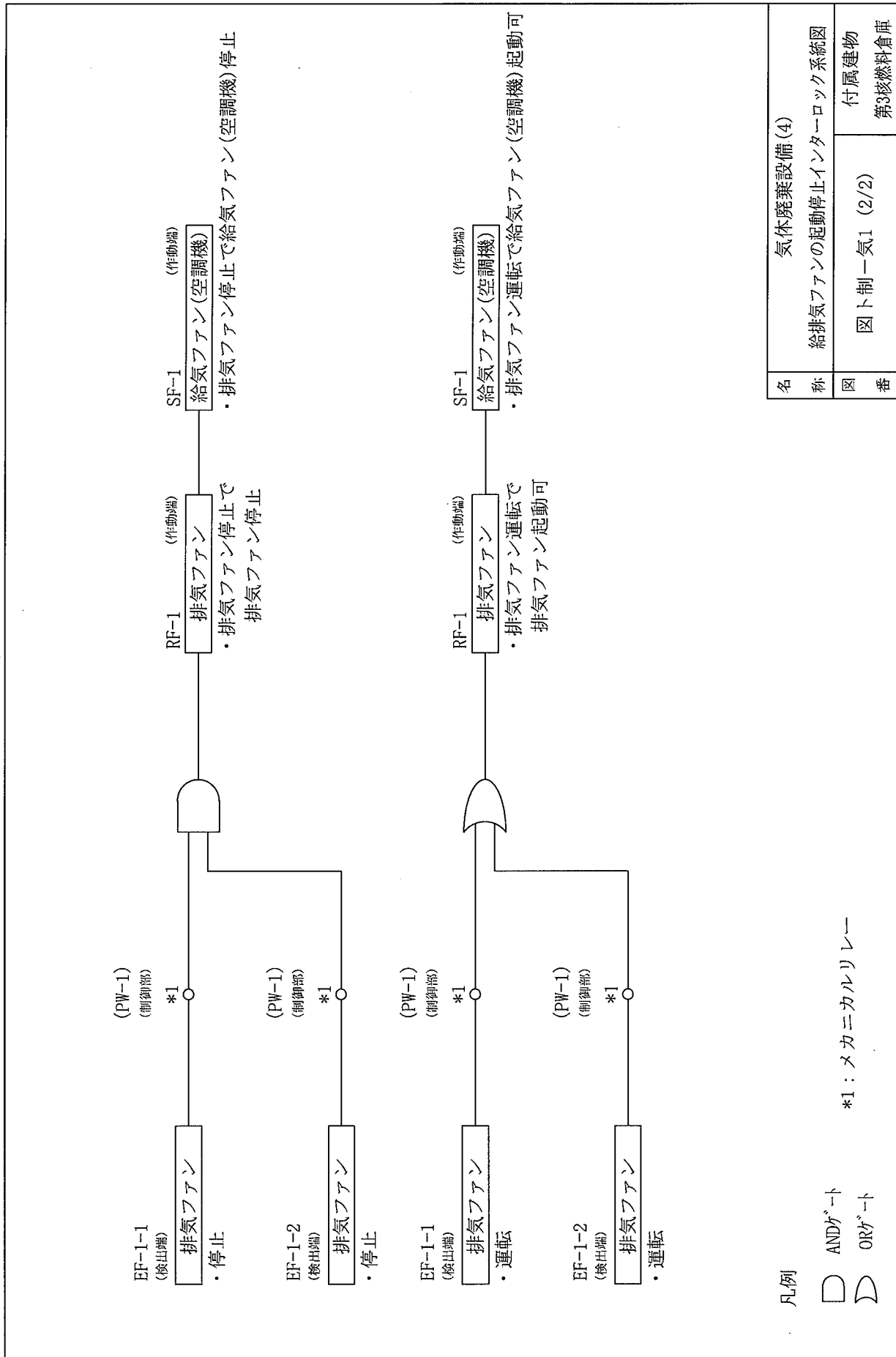


No.	安全機能を有する施設名称	基数
(675)	給排気ファンの起動停止インターロック	1式



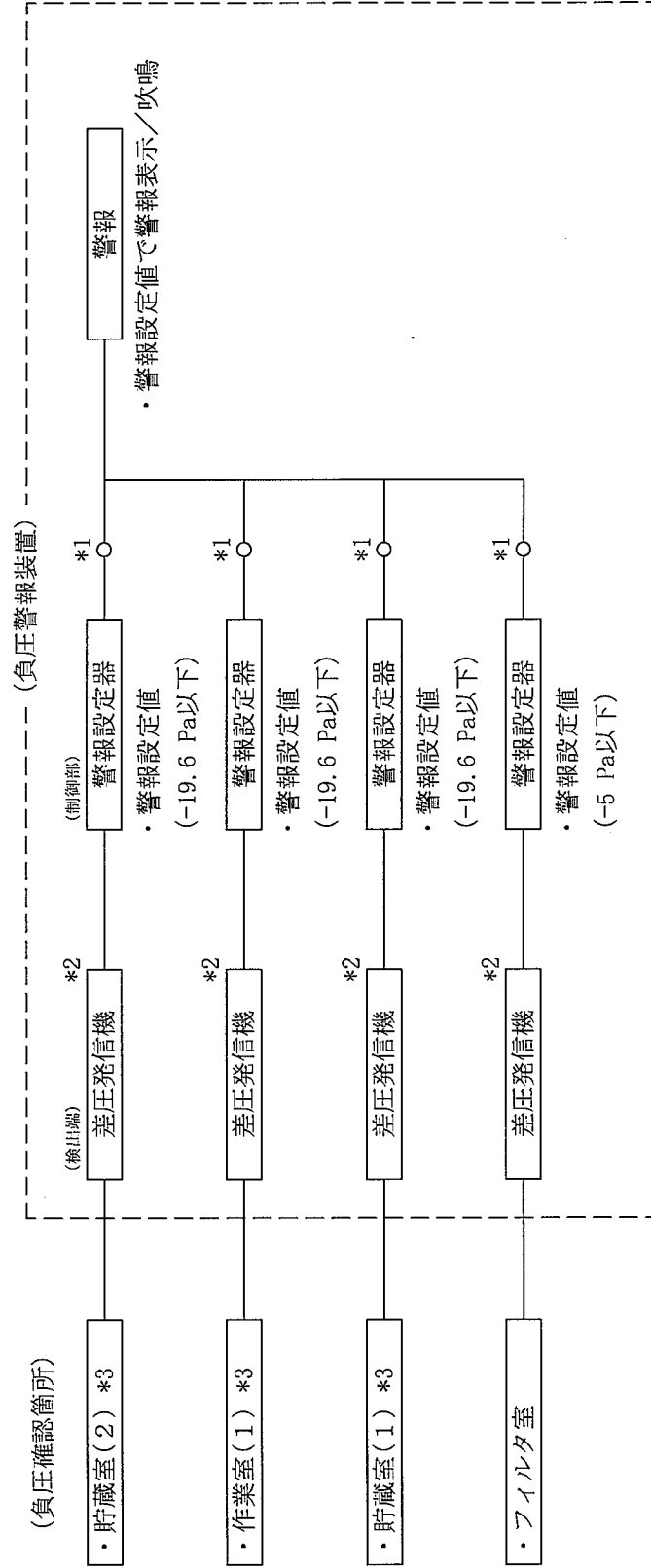
\*1：メカニカルリレー

名称	気体廃棄設備(4)	
図番	給排気ファンの起動停止インターロック系統図 図ト制一気1 (1/2)	付属建物 第3核燃料倉庫



名称	気体廃棄設備(4)	
図番	図ト制一気1 (2/2)	付属建物 第3核燃料倉庫

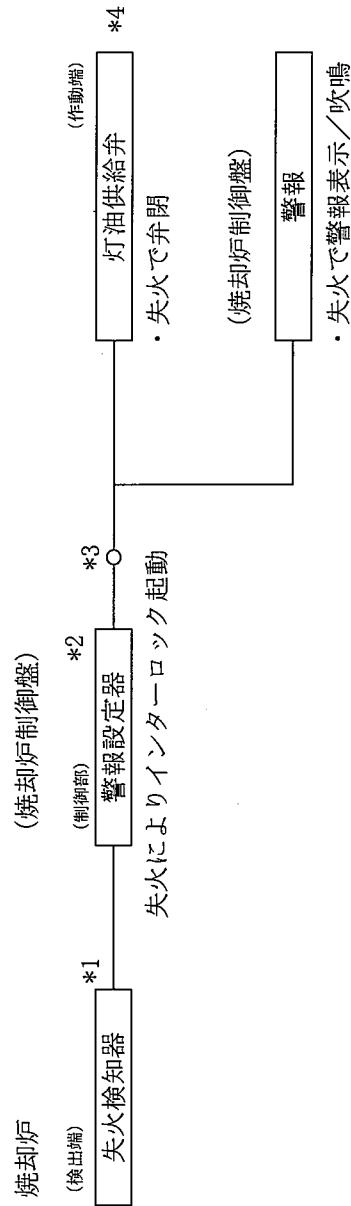
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{678}	負圧警報装置	1台



名称	気体廃棄設備(4) 負圧警報装置系統図	
図番	図ト制一気2	付属建物 第3核燃料倉庫

- \*1: メカニカルリレー
- \*2: 外気圧を基準とする
- \*3: ウランの飛散するおそれのある部屋

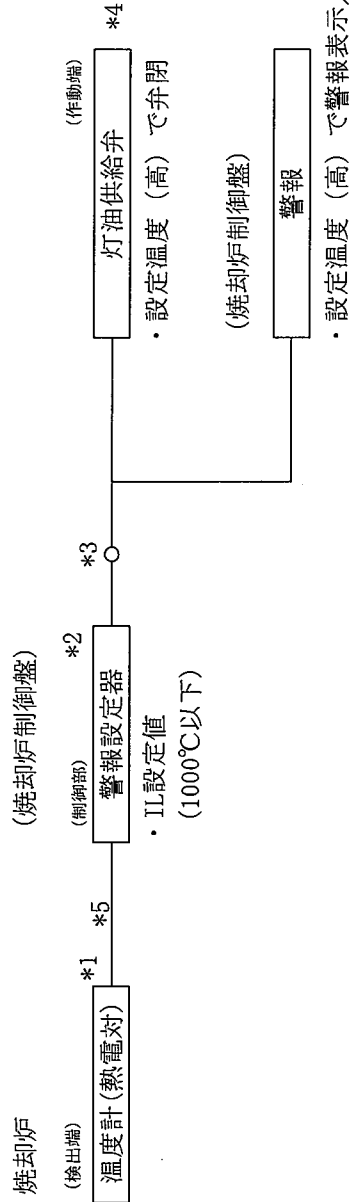
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(785)	燃焼装置失火インターロック	1式



- \*1：シーールド付ケープル
- \*2：電源ラインに避雷器を設置
- \*3：メカニカルリレー
- \*4：電源喪失で弁閉

名称	焼却設備	
図番	図ト制一1	焼却炉燃焼装置失火インターロック系統図 付属建物 第1廃棄物処理所

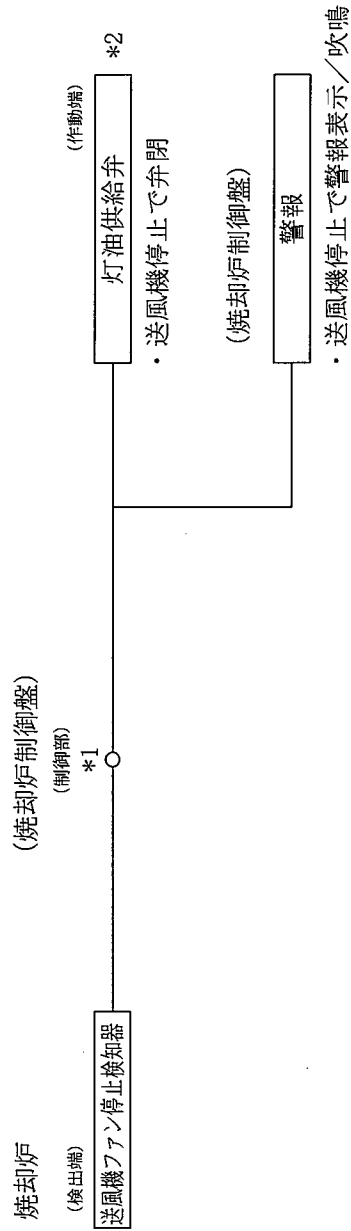
No.	安全機能を有する施設名称	基數
{786}	排ガス温度高インターロック	1式



- \*1: シールド付ケーブル
- \*2: 電源ラインに避雷器を設置
- \*3: メカニカルリレー
- \*4: 電源喪失で弁閉
- \*5: ケーブル損傷時、加熱停止

名称	焼却設備	
図番	焼却炉排ガス温度高インターロック系統図	付属建物
番	図ト制-2	第1廃棄物処理所

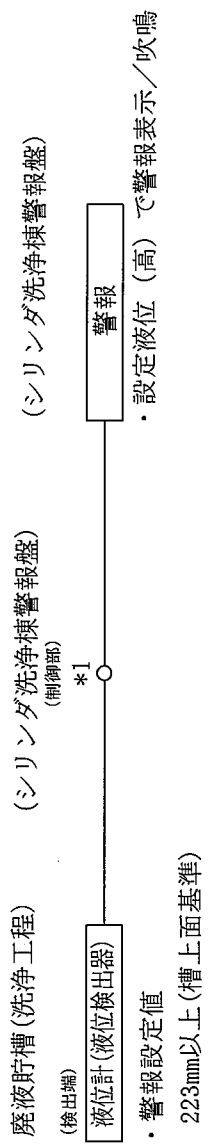
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(787)	燃焼用空気停止インターロック	1式



\*1: メカニカルリレー  
 \*2: 電源喪失で弁閉

名称	燃却設備	
図番	燃却炉燃焼用空気停止インターロック系統図	付属建物
	図卜制-3	第1廃棄物処理所

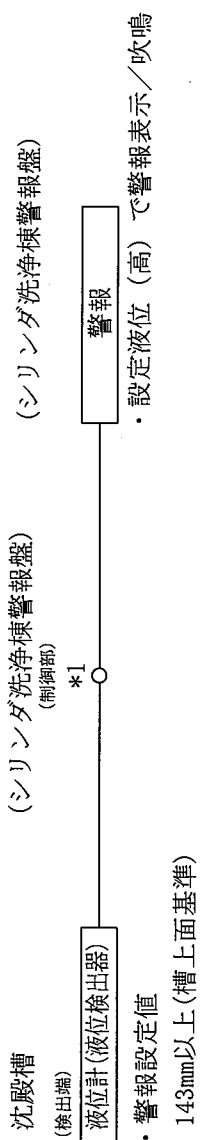
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{728}	液位高警報設備	1式



名称	廃液処理設備(3)	
図番	廃液貯槽(洗浄工程) 液位高警報設備系統図	付属建物
	図卜制一4	シリンダ洗浄棟

\*1: メカニカルリレー

No.	安全機能を有する施設名称	基致
(730)	液位高警報設備	1式

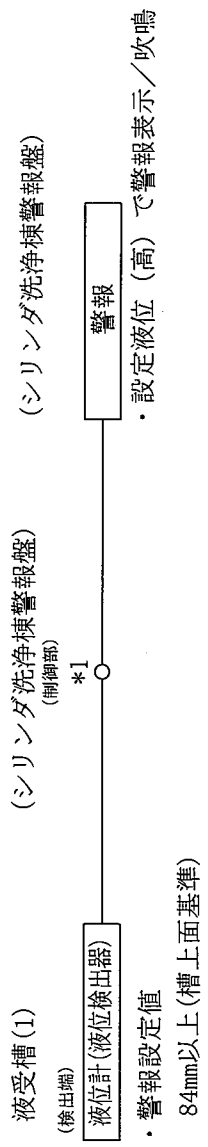


\*1: メカニカルリレー

名称	廃液処理設備 (3)	
図番	図卜制-5	付属建物 シリンダ洗浄棟



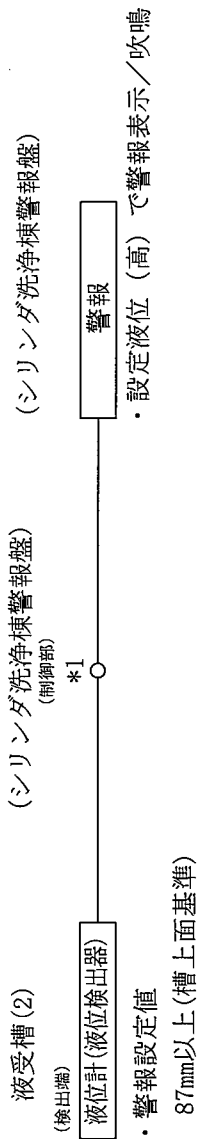
No.	安全機能を有する施設名称	基敬
{733}	液位高警報設備	1式



名称	廃液処理設備(3)	
図番	液受槽(1)液位高警報設備系統図	付属建物
	図卜制一6	シリンダ洗浄棟

\*1: メカニカルリレー

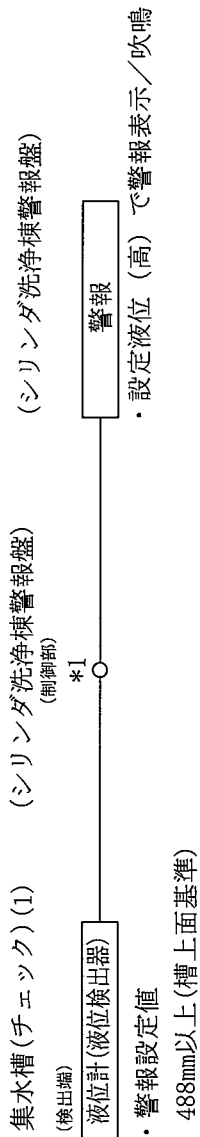
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{736}	液位高警報設備	1式



名称	廃液処理設備(3) 液受槽(2)液位高警報設備系統図	
図番	図卜制一7	付属建物 シリンダ洗浄棟

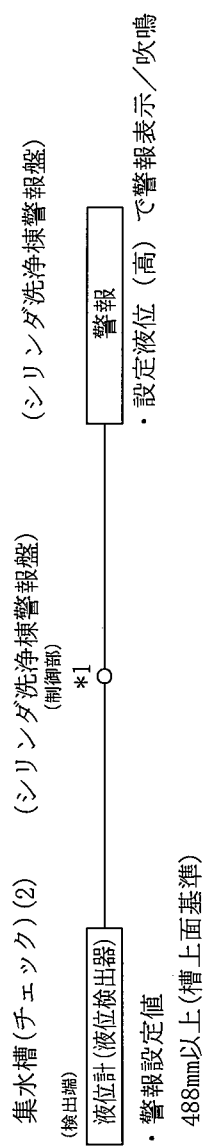
\*1: メカニカルリレー

No. (738)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備	基數 2式
--------------	-------------------------	----------



\*1: メカニカルリレー

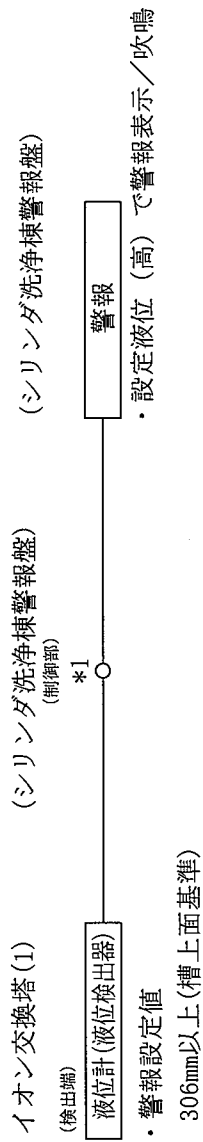
名 称	廃液処理設備(3) 集水槽(チェック)液位高警報設備系統図	
図 番	図ト制-8 (1/2)	付属建物 シリندانダ洗浄棟



\*1:メカニカルリレー

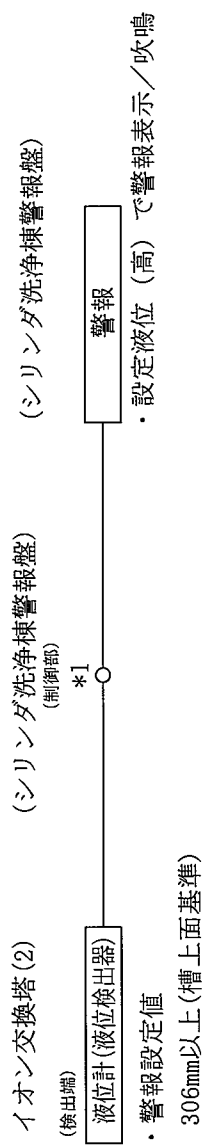
名称	廃液処理設備(3)	
図番	集水槽(チェック)液位高警報設備系統図	付属建物
	図ト制-8 (2/2)	シリンドラ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
[740]	液位高警報設備(イオン交換塔)	2式



\*1: メカニカルリレー

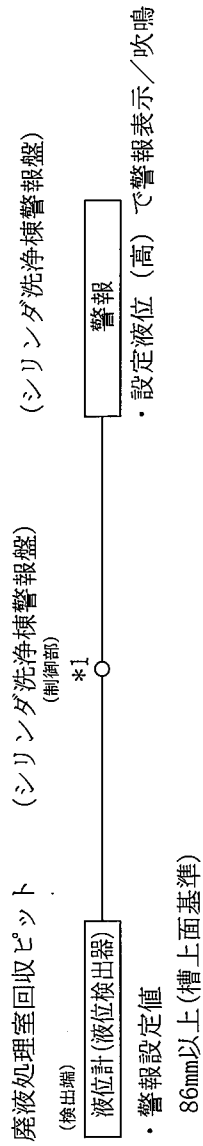
名称	廃液処理設備(3)	
図番	イオン交換塔液位高警報設備系統図	付属建物
	図ト制一9 (1/2)	シリнда洗浄棟



\*1:メカニカルリレー

名称	廃液処理設備(3)	
図番	イオン交換塔液位高警報設備系統図	付属建物
	図ト制一9 (2/2)	シリンダ洗浄棟

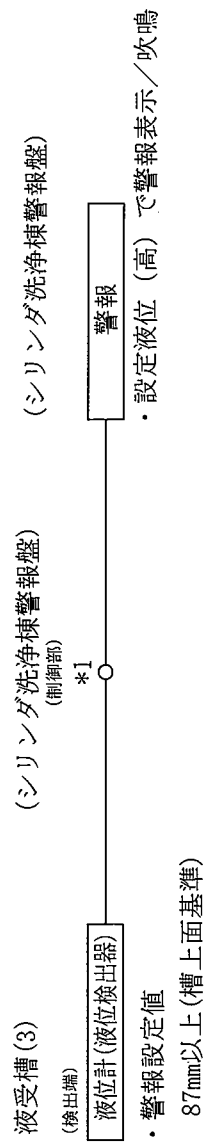
No.	安全機能を有する施設名称	基数
(748)	液位高警報設備 (廃液処理室回収ピット)	1式



\*1: メカニカルリレー

名称	廃液処理設備(3)	
図番	廃液処理室回収ピット液位高警報設備系統図	付属建物
	図ト制-10	シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{742}	液位高警報設備 (液受槽)	1式



\*1: メカニカルリレー

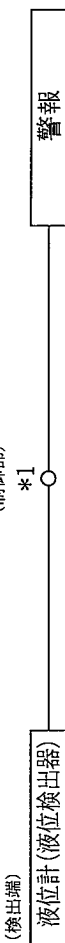
名称	廃液処理設備 (3)	
図番	液受槽 (3) 液位高警報設備系統図 図卜制-11	付属建物 シリリダダ洗浄棟



No.	安全機能を有する施設名称	基数
(746)	液位高警報設備 (廃液貯槽 (チェック))	2式

廃液貯槽(チェック)(1) (シリンドラダ洗浄棟警報盤)

(検出端) (制御部) \*1

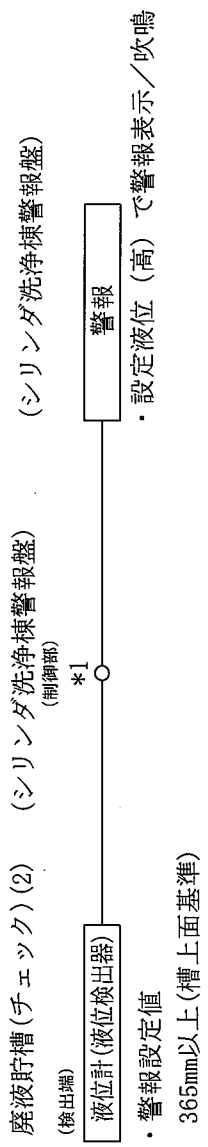


・警報設定値 365mm以上(槽上面基準)

・設定液位(高)で警報表示/吹鳴

名称	廃液処理設備(3)	
図番	図ト制-12 (1/2)	付属建物 シリンドラダ洗浄棟

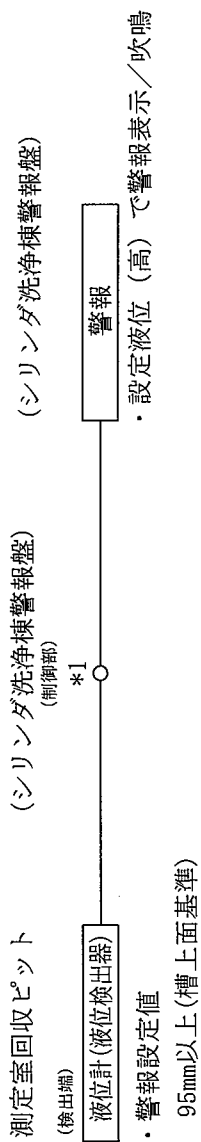
\*1: メカニカルリレー



\*1: メカニカルリレー

名称	廃液処理設備(3)	
図番	図ト制-12 (2/2)	付属建物 シリンダ洗浄棟

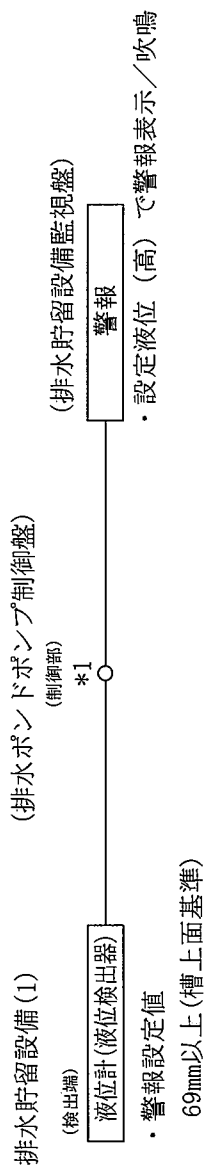
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{751}	液位高警報設備	1式



\*1: メカニカルリレー

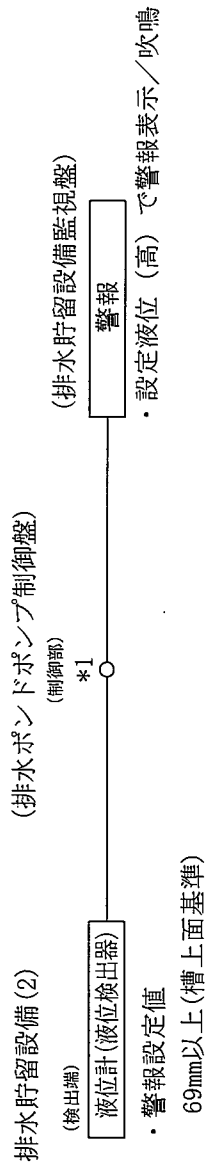
名	廃液処理設備 (3)	
称	測定室回収ピット液位高警報設備系統図	
図	図ト制-13	付属建物
番		シリンダ洗浄棟

No.	安全機能を有する施設名称	基致
{777}	液位高警報設備	2式



\*1: メカニカルリレー

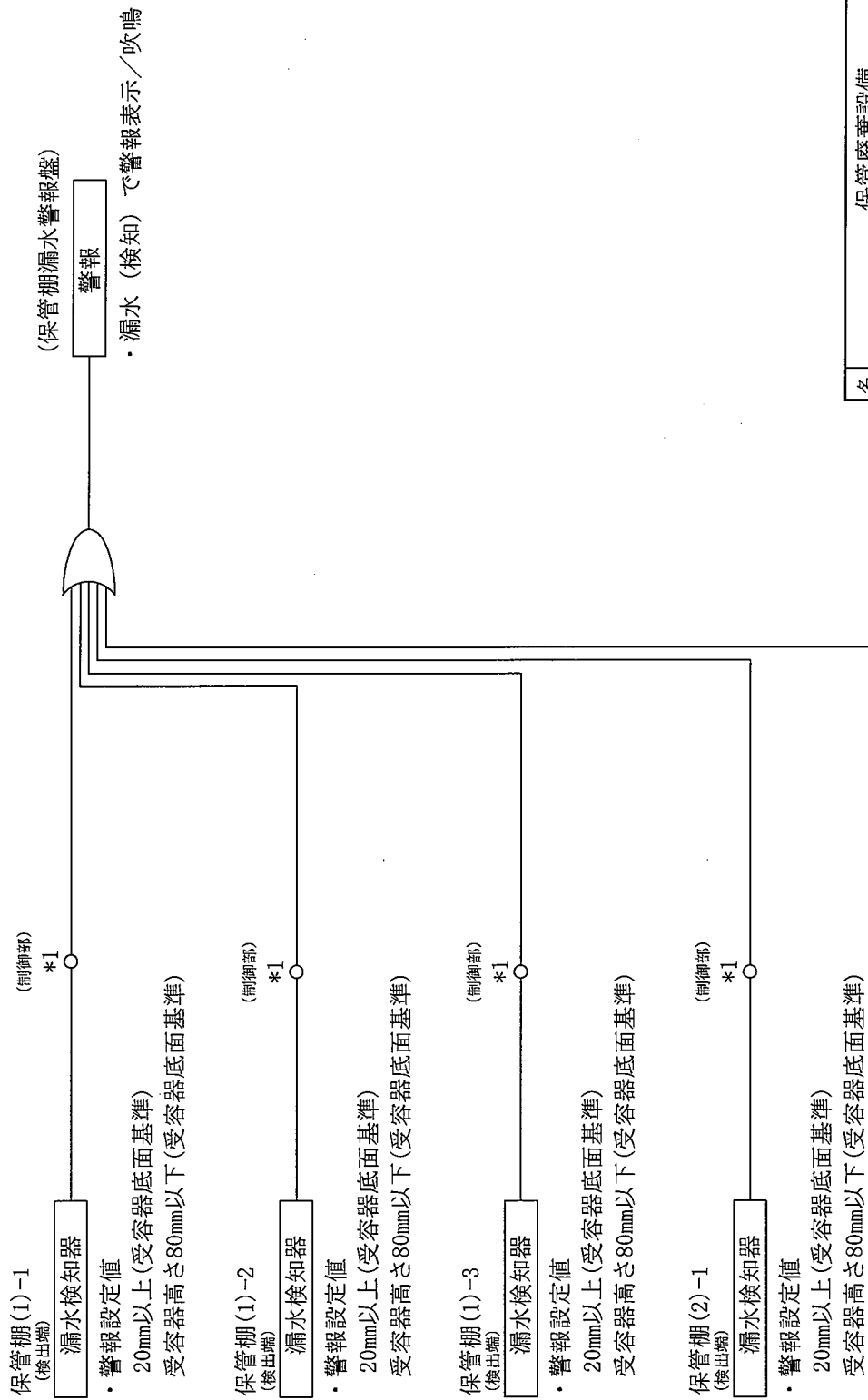
名称	排水貯留設備液位高警報設備系統図	
図番	図卜制一14 (1/2)	屋外



\*1: メカニカルリレー

名称	排水貯留設備液位高警報設備系統図	
図番	図卜制一14(2/2)	屋外

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(781)	漏水検知警報設備	1式



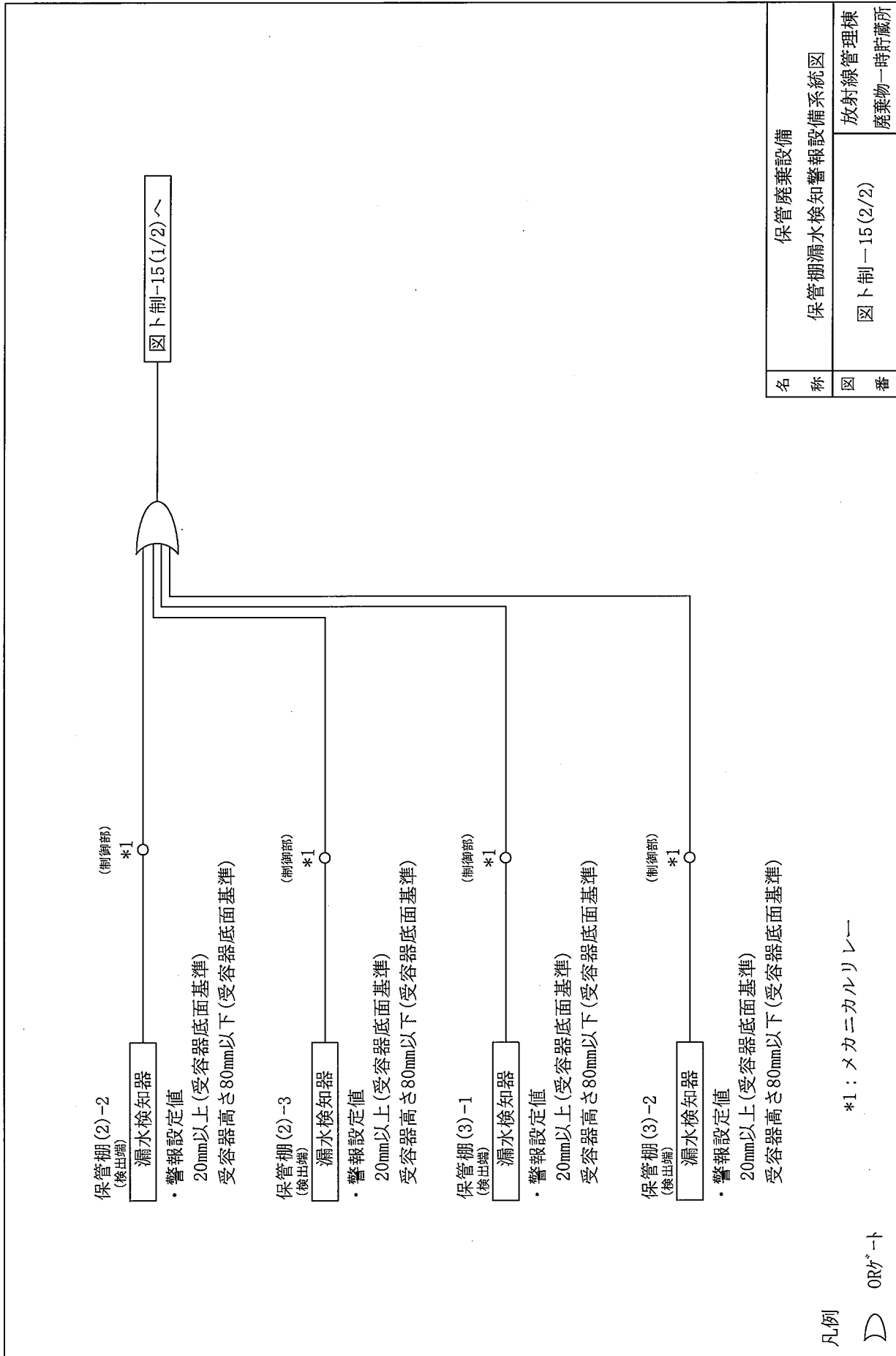
図卜制-15(2/2)から

\*1:メカニカルリレー

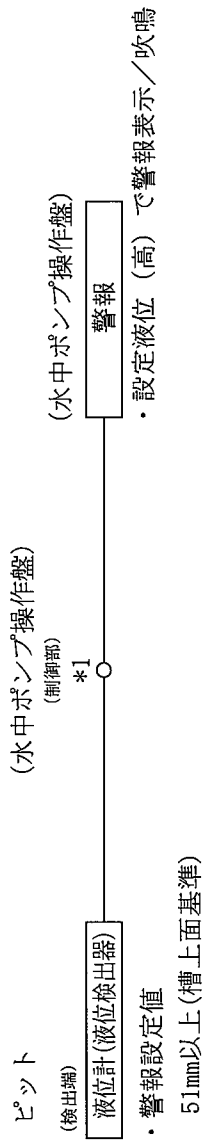
凡例

ORゲート

名称	保管廃棄設備	保管棚漏水検知警報設備系統図
図番	図卜制-15(1/2)	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所



No. (796)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備	基 数 1式
--------------	-------------------------	--------------



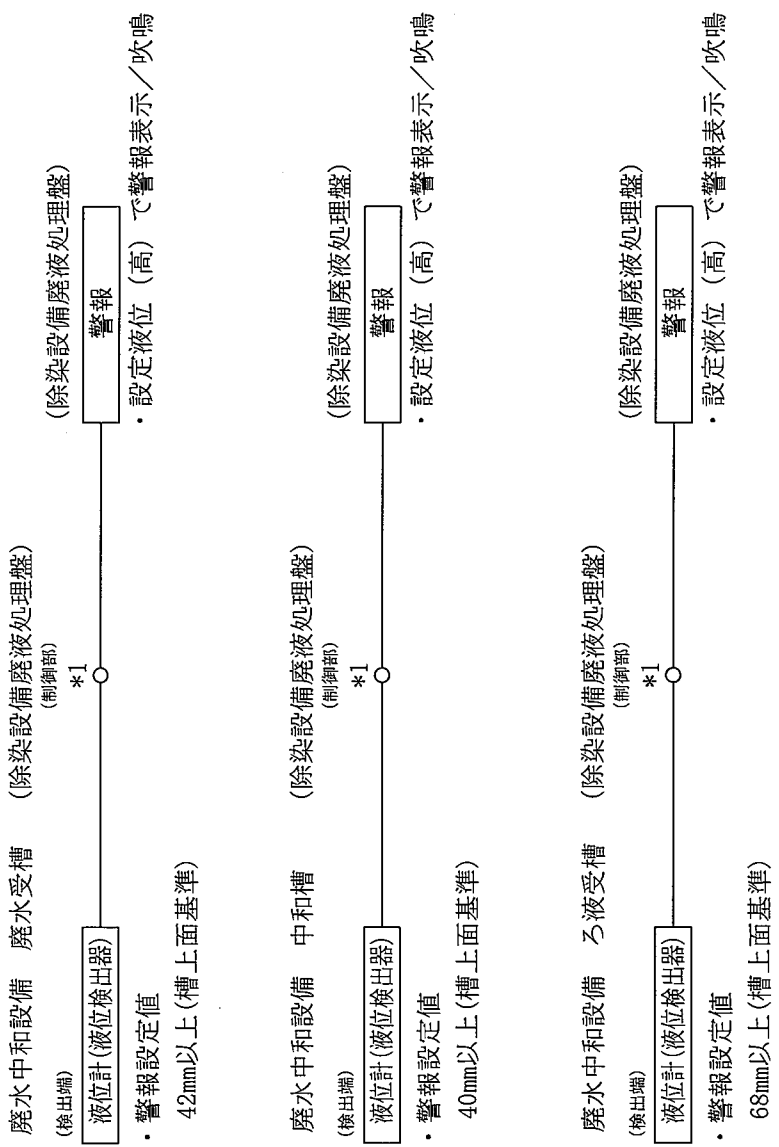
\*1: メカニカルリレー

名 称	焼却設備 ピット液位高警報設備系統図	
図 番	図ト制-16	付属建物 第1廃棄物処理所



No.	安全機能を有する施設名称
[807]	液位高警報設備

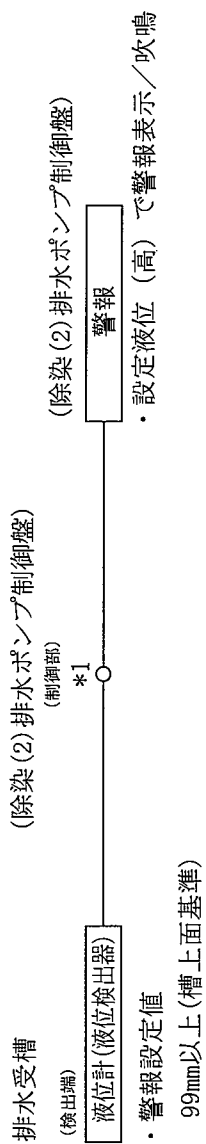
基礎  
1式



\*1: メカニカルリレー

名	除染設備
称	汚水中和設備液位高警報設備系統図
図	図卜制-17
番	付属建物 除染室・分析室

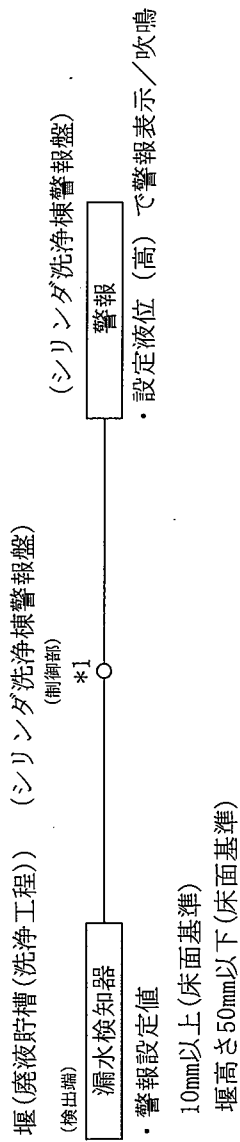
No. (812)	安全機能を有する施設名称 液位高警報設備	基 数 1式
--------------	-------------------------	--------------



\*1 : メカニカルリレー

名 称	除染設備 排水受槽液位高警報設備系統図	
図 番	図卜制-18	付属建物 除染室・分析室

No. (749)	安全機能を有する施設名称 堰(廃液貯蔵(洗浄工程))	基 数 1式
--------------	-------------------------------	--------------



\*1: メカニカルリレー

名 称	廃液処理設備(3) 堰(廃液貯蔵(洗浄工程))漏水検知警報設備系統図	
図 番	図卜制一19	付属建物 シリリンドダ洗浄棟

▨ : インターロック盤設置エリア

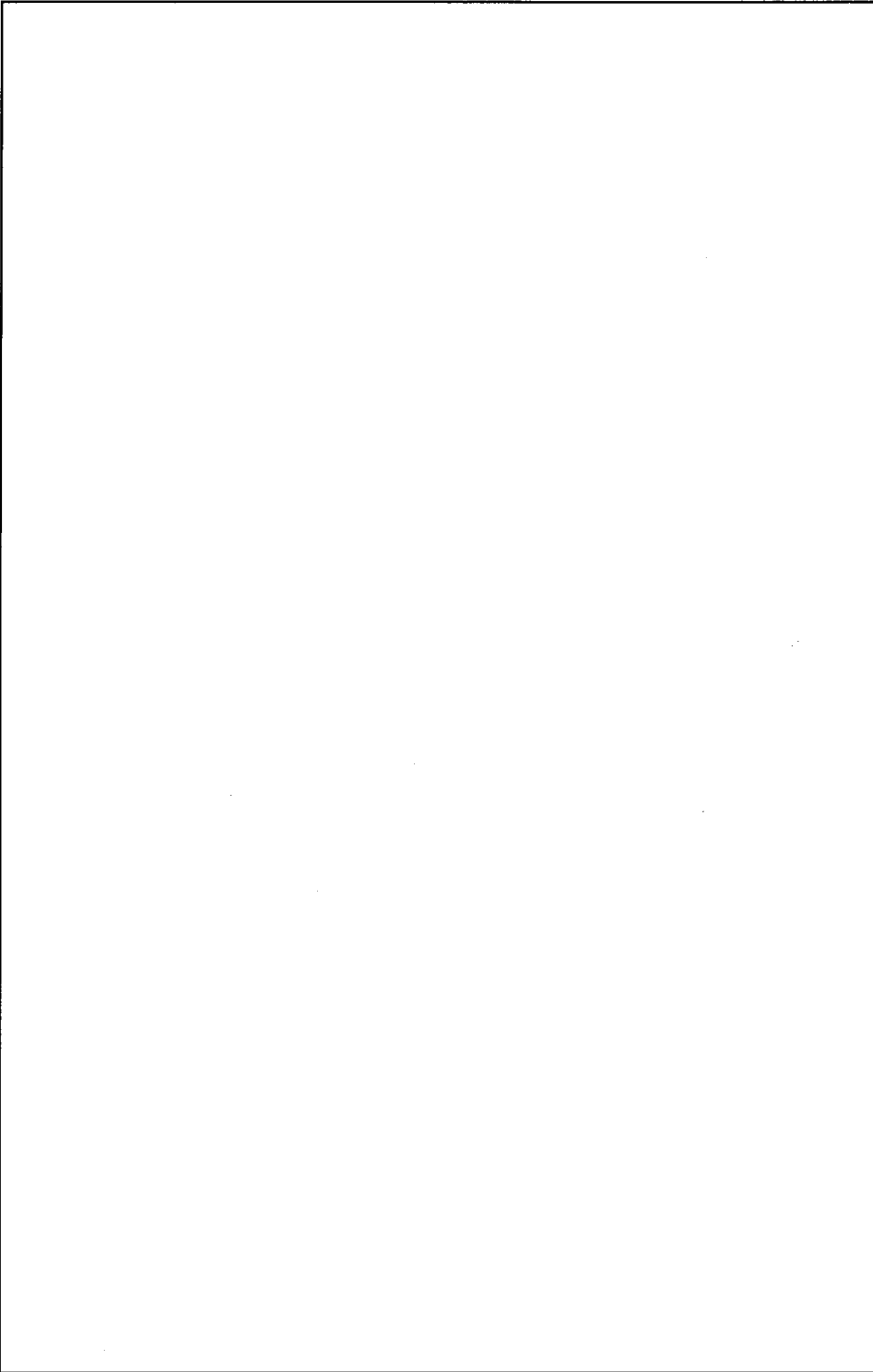
気体廃棄設備(4)

名称	気体廃棄設備(4)	
耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図		
図番	図ト制配一気1	付属建物 第3核燃料倉庫

気体廃棄設備(4)

(2階フィルタ室)

符号	機器名	変更内容
1	PW-1	変更なし



耐震重要度分類第3類インターロック盤、警報盤配置エリア

焼却設備  
(廃棄物処理室)

符号	機器名	変更内容
1	焼却炉制御盤	変更なし
2	水中ポンプ操作盤	変更なし

焼却設備	
名称	耐震重要度分類第3類インターロック盤、警報盤配置図
図番	図ト制配一1
付属建物 第1廃棄物処理所	

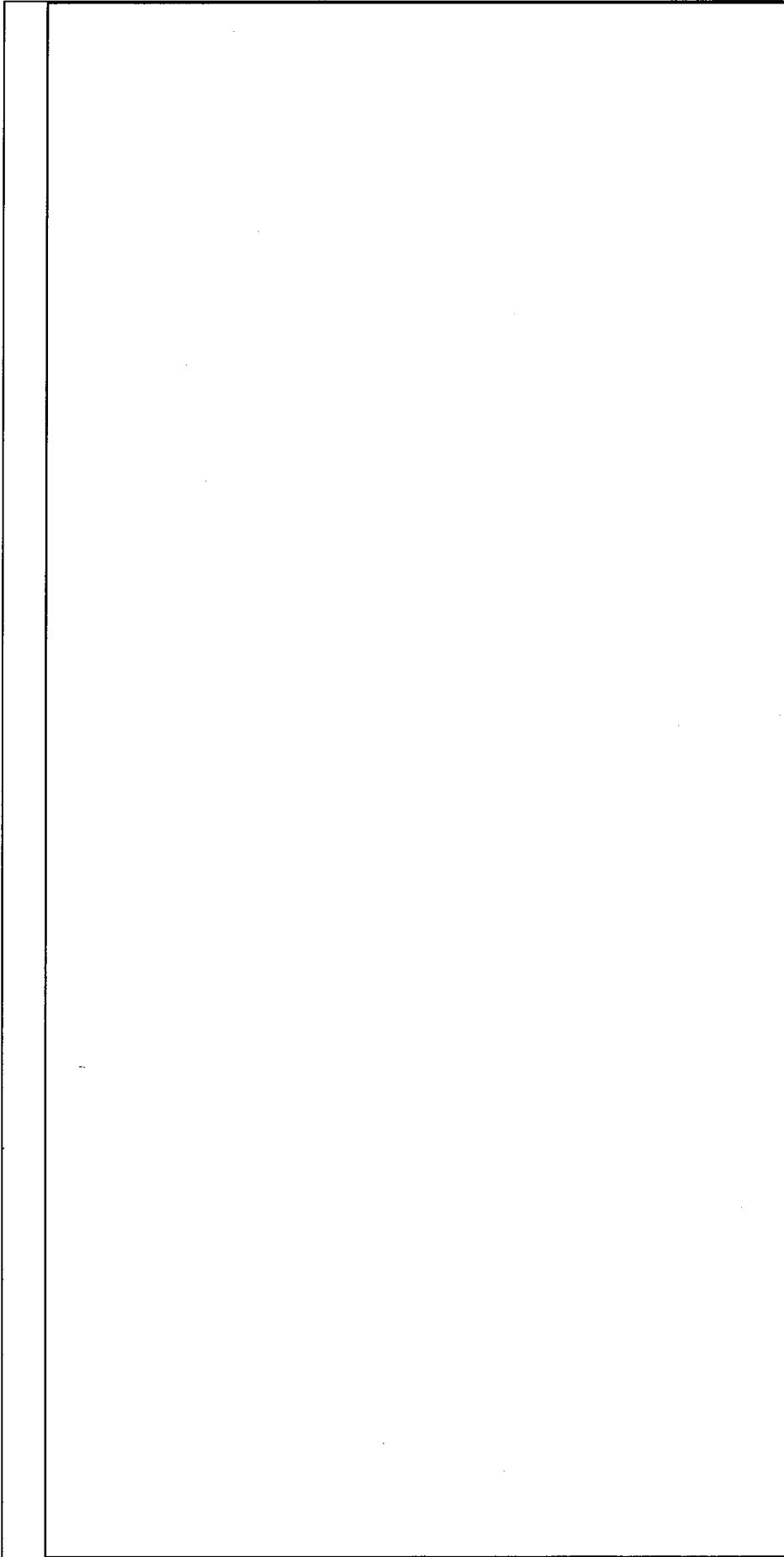
廃液処理設備 (3)

(廃液処理室)

符号	機器名	変更内容
1	シリンドラ洗浄機警報盤	改造

▨：警報盤設置エリア

名称	廃液処理設備 (3)	
図番	耐震重要度分類第3類警報盤配置図	付属建物
	図卜制配一2	シリンドラ洗浄棟



▨：警報盤設置エリア

保管廃棄設備

(廃棄物缶詰室)

符号	機器名	変更内容
1	保管用漏水警報盤	新設

排水貯留設備

(管理室)

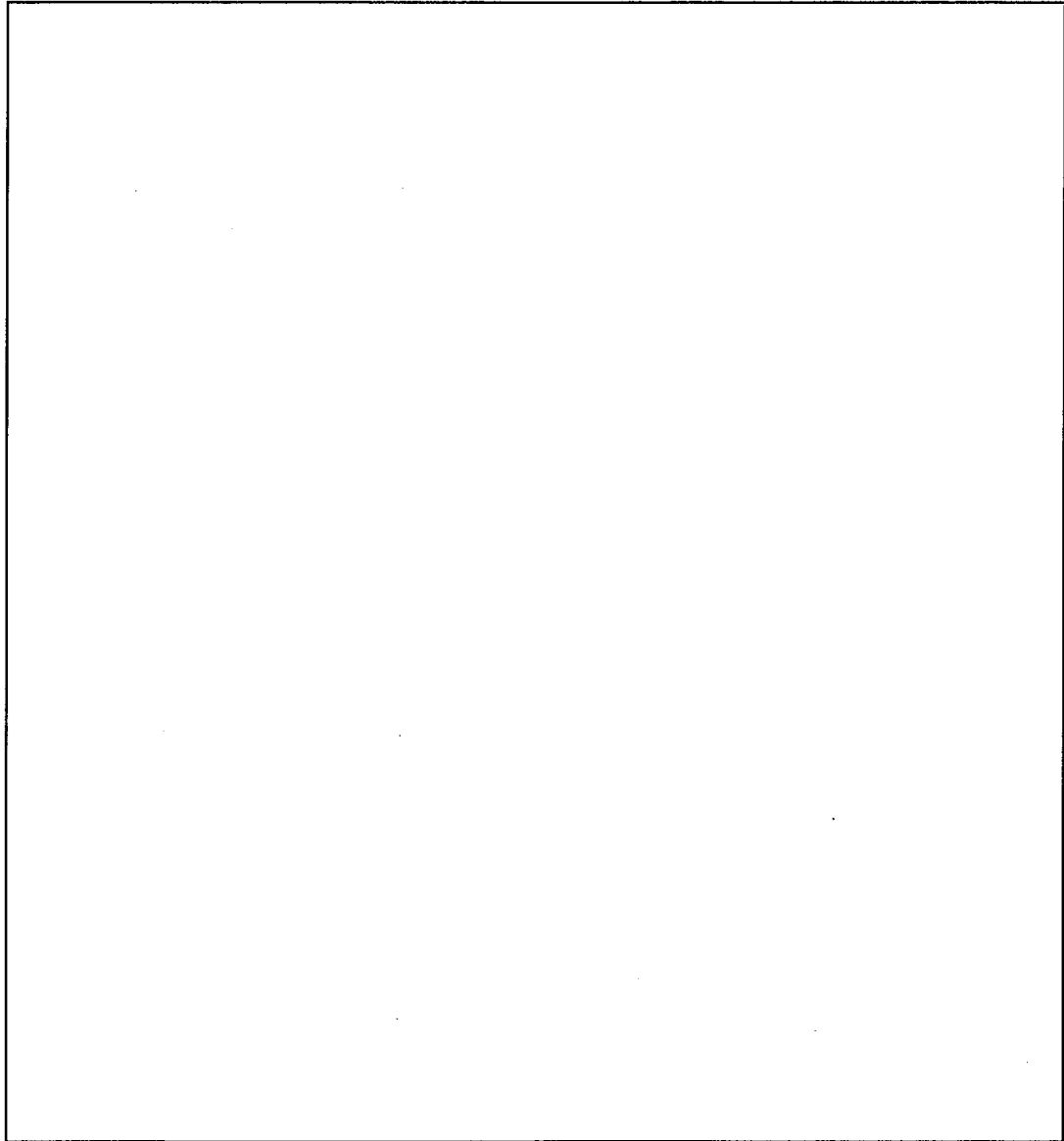
符号	機器名	変更内容
2	排水貯留設備監視盤	変更なし

名称	図番
保管廃棄設備,排水貯留設備 耐震重要度分類第3類警報盤配置図	図卜制配-3
	放射線管理棟

除染設備

(除染室(2))

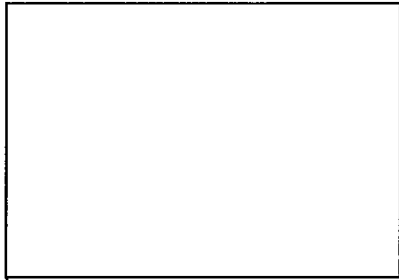
符号	機器名	変更内容
1	除染設備廃液処理機	変更なし
2	除染(2)排水ポンプ制御盤	変更なし



▨：警報盤設置エリア

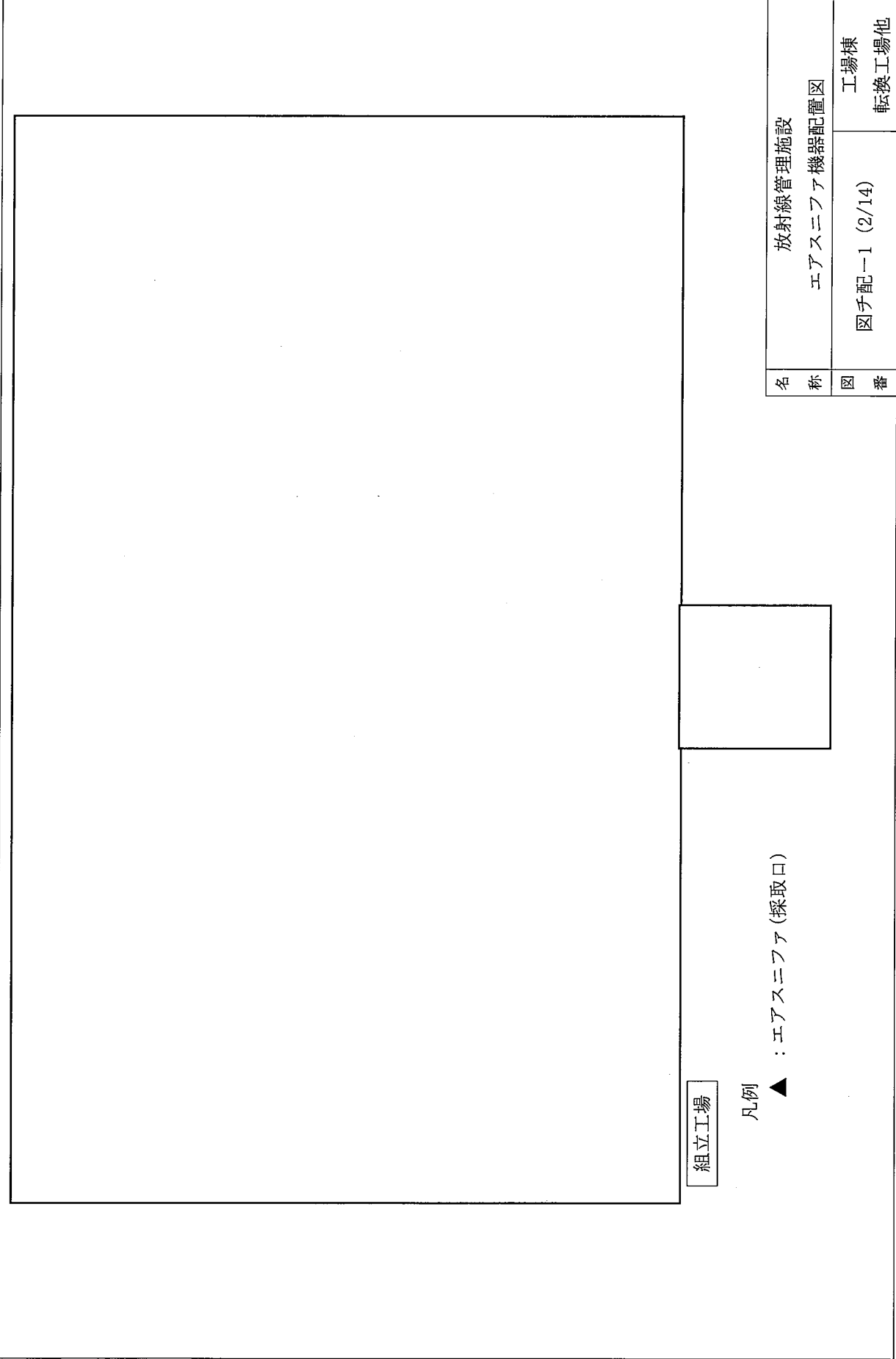
除染設備	
名称	耐震重要度分類第3類警報盤配置図
図番	図卜制配一4 付属建物 除染室・分析室





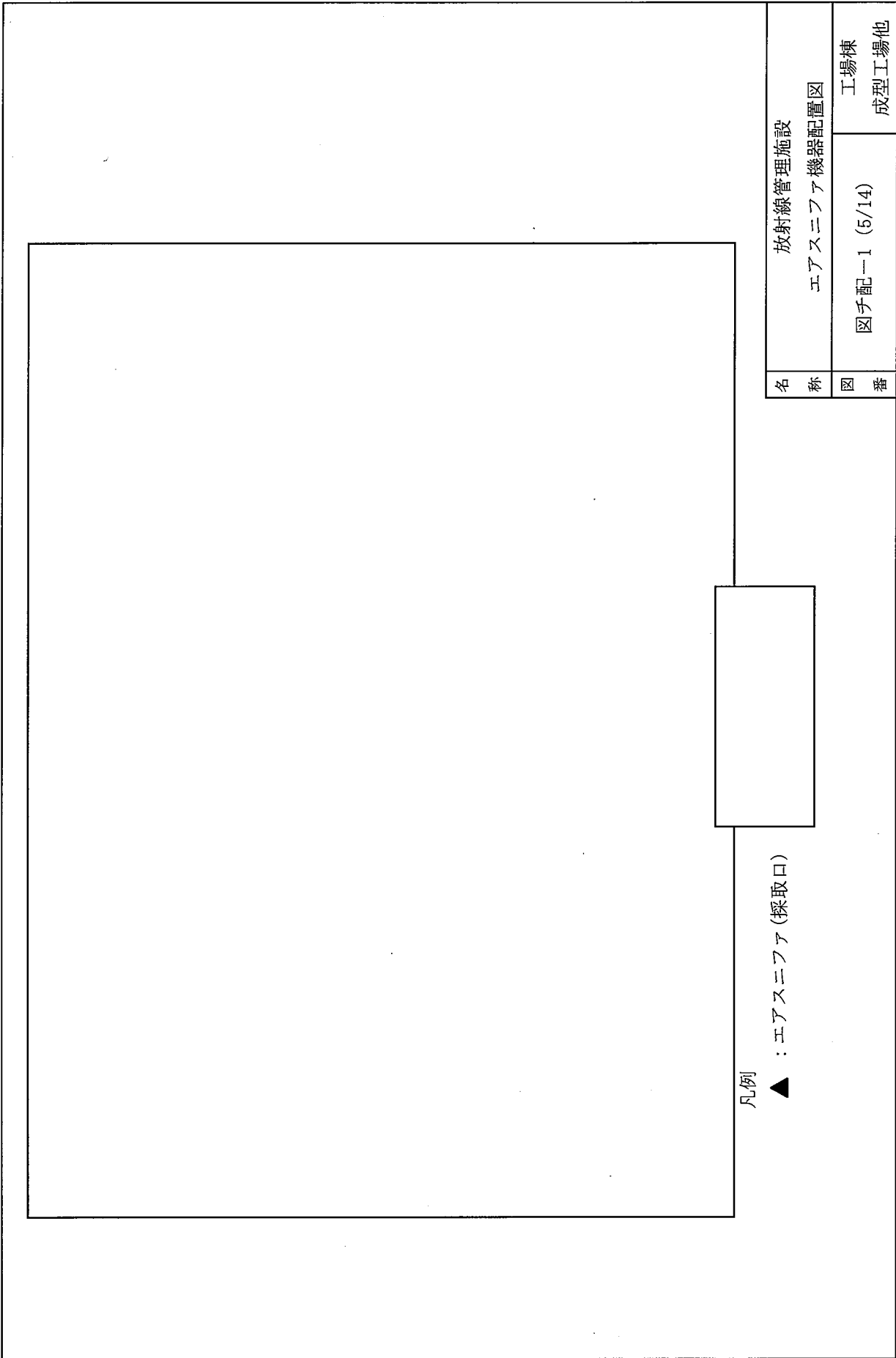
場所		エアスニファ
1	工場棟 転換工場	図手配-1 (2/14、3/14、4/14)
2	付属建物 第2核燃料倉庫	図手配-1 (2/14)
3	付属建物 除染室・分析室	図手配-1 (2/14)
4	工場棟 成型工場	図手配-1 (5/14、6/14)
5	放射線管理棟	図手配-1 (5/14)
6	付属建物 シリダ洗浄棟	図手配-1 (7/14、8/14、9/14)
7	付属建物 第2廃棄物処理所	図手配-1 (7/14、9/14)
8	付属建物 第1廃棄物処理所	図手配-1 (7/14)
9	加工棟 成型工場	図手配-1 (10/14、11/14)
10	付属建物 第3核燃料倉庫	図手配-1 (12/14、13/14)

放射線管理施設	
名称	エアスニファ機器配置図
図番	図手配-1 (1/14)
	—

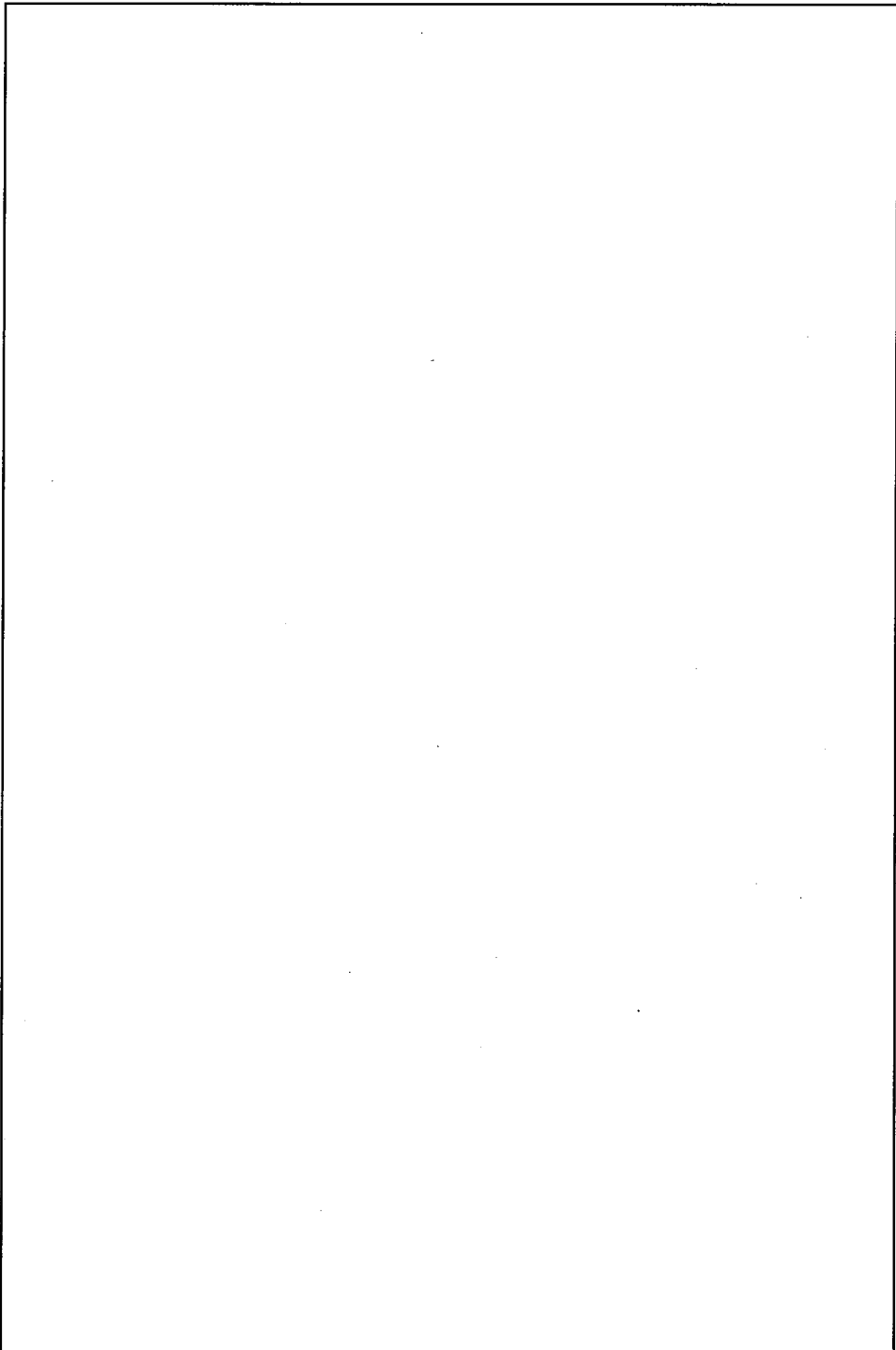


<div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <p>▲ : エアスニファ (採取口)</p> <p>■ : ブロウ</p> </div>		放射線管理施設	
		エアスニファ機器配置図	
名称	図予配-1 (3/14)		
図番	工場棟 転換工場		

<p>凡例</p> <p>▲ : エアスニフア (採取口)</p>		放射線管理施設
		エアスニフア機器配置図
名称	図子配-1 (4/14)	工場棟 転換工場



名称	放射線管理施設 エアスニファ機器配置図	
図番	図子配一1 (5/14)	工場棟 成型工場他

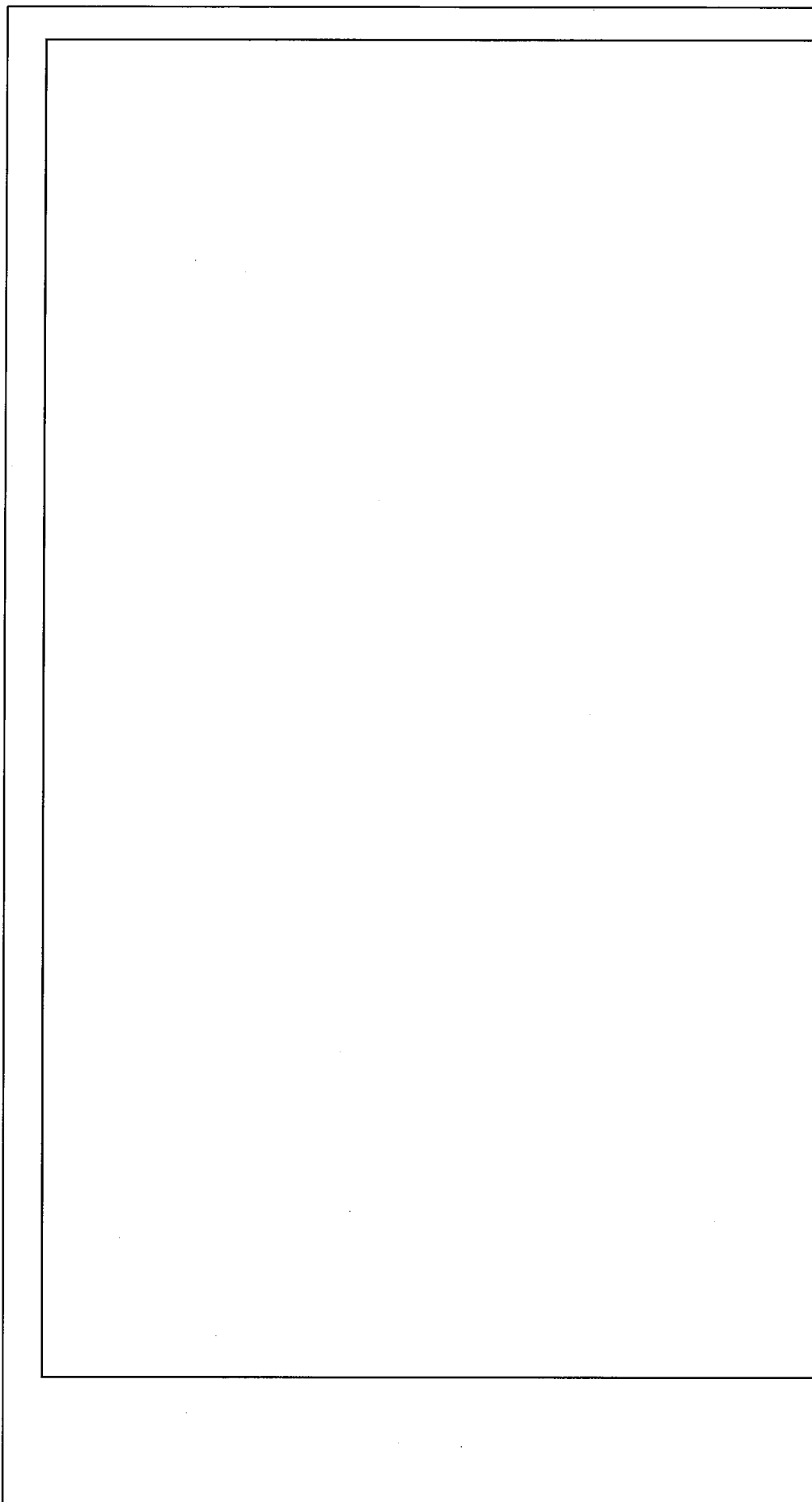


凡例

▲ : エアスニフア (採取口)

■ : ブロワ

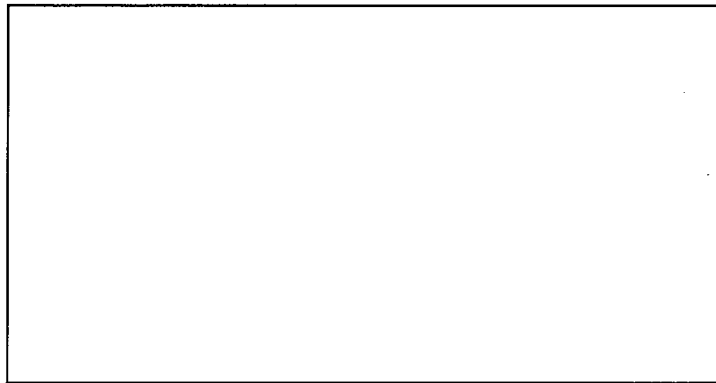
名称	放射線管理施設 エアスニフア機器配置図	
図番	図字配-1 (6/14)	工場棟 成型工場



凡例

- ▲ : エアスニア (採取口)
- : ブロワ

名称	放射線管理施設 エアスニア機器配置図	
図番	図子配-1 (7/14)	付属建物 シリンドラ洗浄棟他

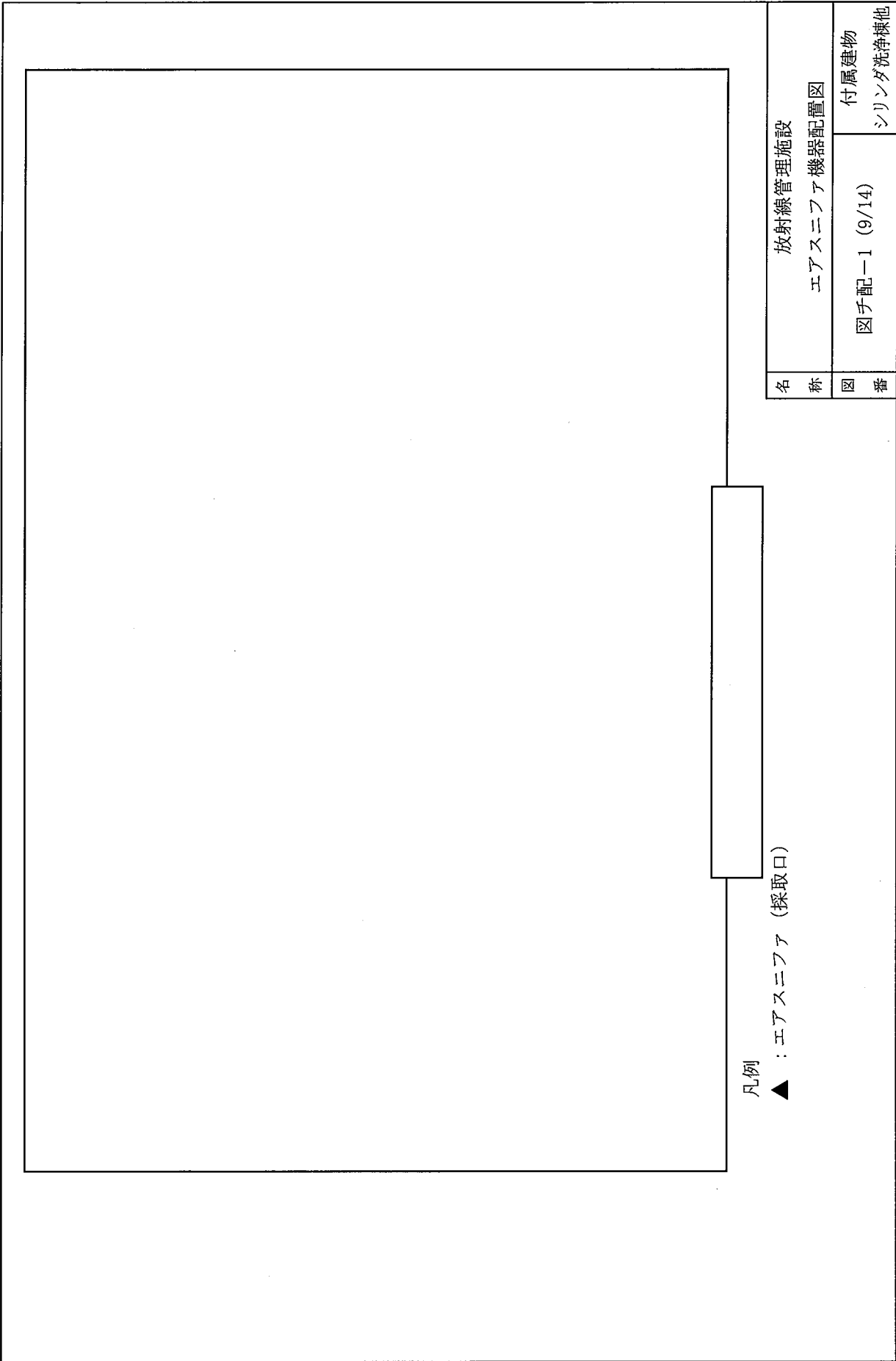


凡例

▲ : エアスニア (採取口)

名称	放射線管理施設 エアスニア機器配置図
図番	図子配-1 (8/14) 付属建物 シンダダ洗浄棟





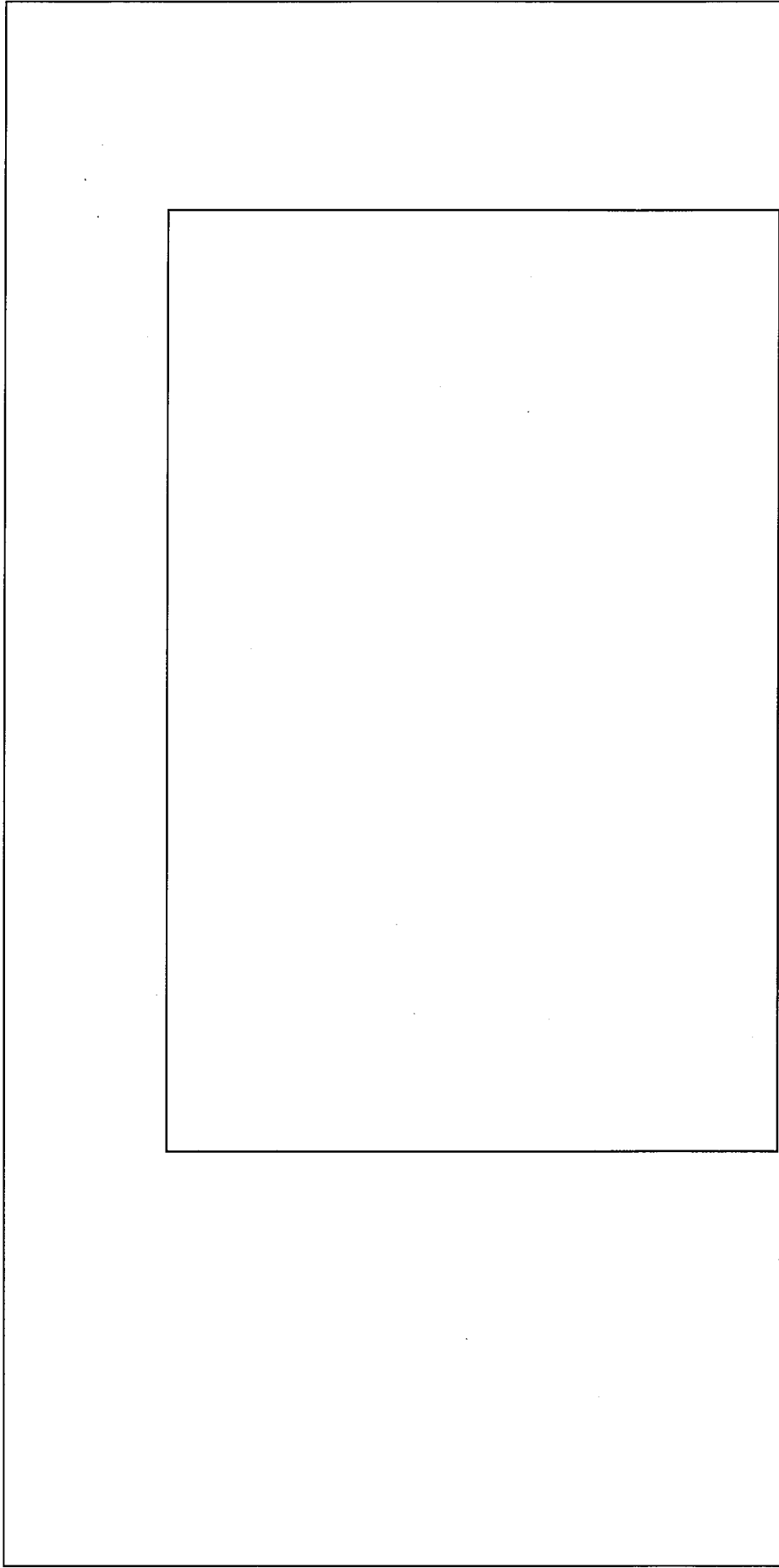
凡例

▲ : エアスニア (採取口)

名称	放射線管理施設	付属建物
図番	エアスニア機器配置図	シンダダ洗浄棟他
	図手配-1 (9/14)	

<div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <p>▲ : エアスニア (採取口)</p> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50%; height: 50%; margin: 20px auto;"> <!-- Empty box for diagram --> </div>		放射線管理施設
		エアスニア機器配置図
名称	図子配-1 (10/14)	加工棟 成型工場
図番		

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <p>▲ : エアスニファ (採取口)</p> <p>■ : ブロワ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>放射線管理施設</p> <p>エアスニファ機器配置図</p> </div> </div>	<p>図番</p> <p>図手配-1 (11/14)</p>	<p>加工棟</p> <p>成型工場</p>
	<p>名称</p> <p>放射線管理施設</p>	



凡例

▲ : エアスニフア (採取口)

名称	放射線管理施設 エアスニフア機器配置図	
図番	図手配-1 (12/14)	付属建物 第3核燃料倉庫

	放射線管理施設	
	エアスニファ機器配置図	付属建物 第3核燃料倉庫
名称	エアスニファ	図手配-1 (13/14)
図番		

凡例

▲ : エアスニファ (採取口)

■ : ブロワ

エアスニア  
(工場棟 転換工場)

符号	機器名	変更内容
1	エアスニア(工場棟 転換工場)	改造

エアスニア  
(付属建物 第2核燃料倉庫)

符号	機器名	変更内容
2	エアスニア(付属建物 第2核燃料倉庫)	改造

エアスニア  
(付属建物 除染室・分析室)

符号	機器名	変更内容
3	エアスニア(付属建物 除染室・分析室)	改造

エアスニア  
(工場棟 成型工場)

符号	機器名	変更内容
4	エアスニア(工場棟 成型工場)	改造

エアスニア  
(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
5	エアスニア(放射線管理棟)	改造

エアスニア  
(付属建物 シリンドラ洗浄棟)

符号	機器名	変更内容
6	エアスニア(付属建物 シリンドラ洗浄棟)	改造

エアスニア  
(付属建物 第2廃棄物処理所)

符号	機器名	変更内容
7	エアスニア(付属建物 第2廃棄物処理所)	改造

エアスニア  
(付属建物 第1廃棄物処理所)

符号	機器名	変更内容
8	エアスニア(付属建物 第1廃棄物処理所)	改造

エアスニア  
(加工棟 成型工場)

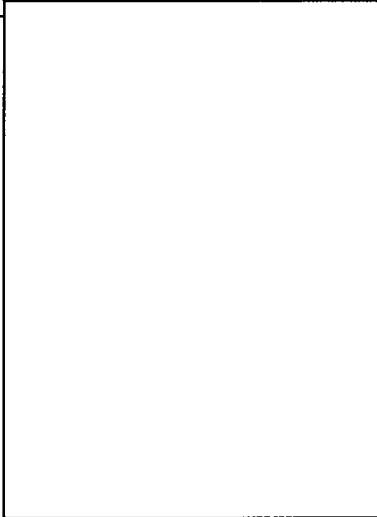
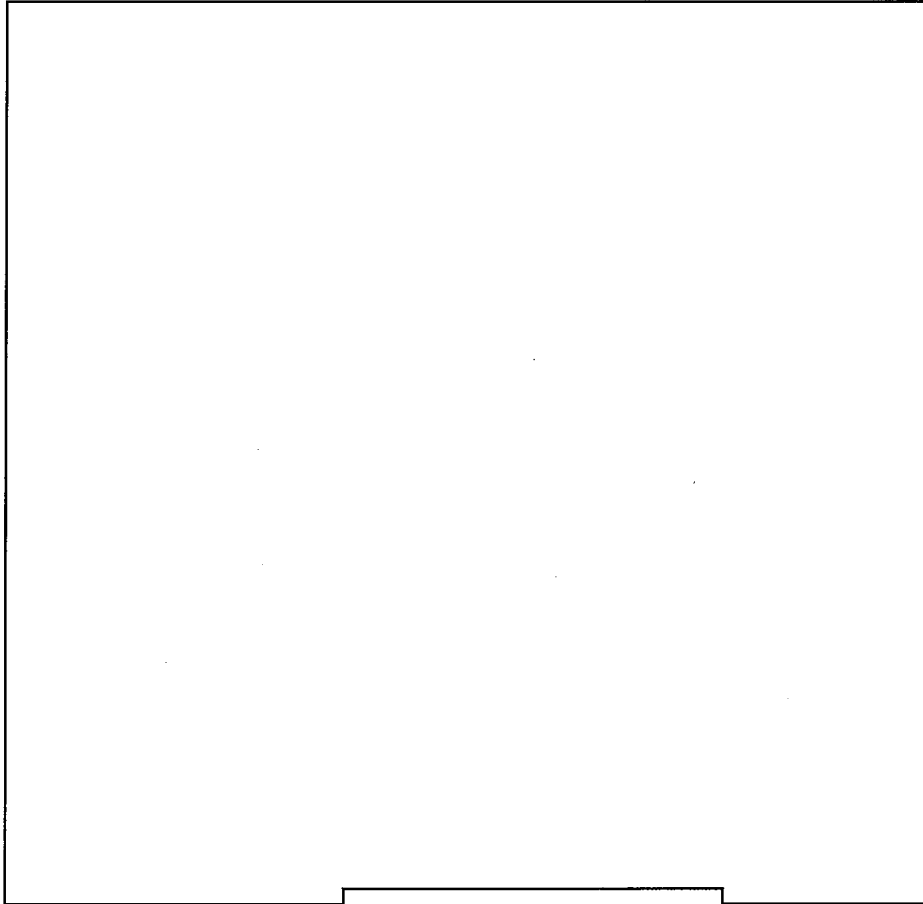
符号	機器名	変更内容
9	エアスニア(加工棟 成型工場)	改造

エアスニア  
(付属建物 第3核燃料倉庫)




符号	機器名	変更内容
10	エアスニア(付属建物 第3核燃料倉庫)	改造

名称	放射線管理施設 エアスニア機器配置図	
図番	図手配-1 (14/14)	-

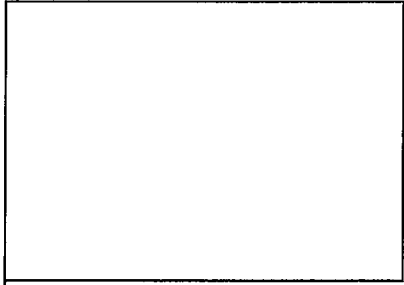
符号	機器名	変更内容
1	エリアモニタ Ch-1	改造
2	エリアモニタ Ch-2	改造
3	エリアモニタ Ch-3	改造
4	エリアモニタ Ch-4	改造
5	エリアモニタ Ch-5	改造
6	エリアモニタ Ch-6	改造
7	エリアモニタ Ch-7	改造
8	エリアモニタ Ch-8	改造



申請する機器

-  : エリアモニタ
-  : 放射線監視盤
-  : 組合せ (同時検出で警報表示/吹鳴)


名称	放射線管理施設 エリアモニタ機器配置図	
図番	図手配-2	—



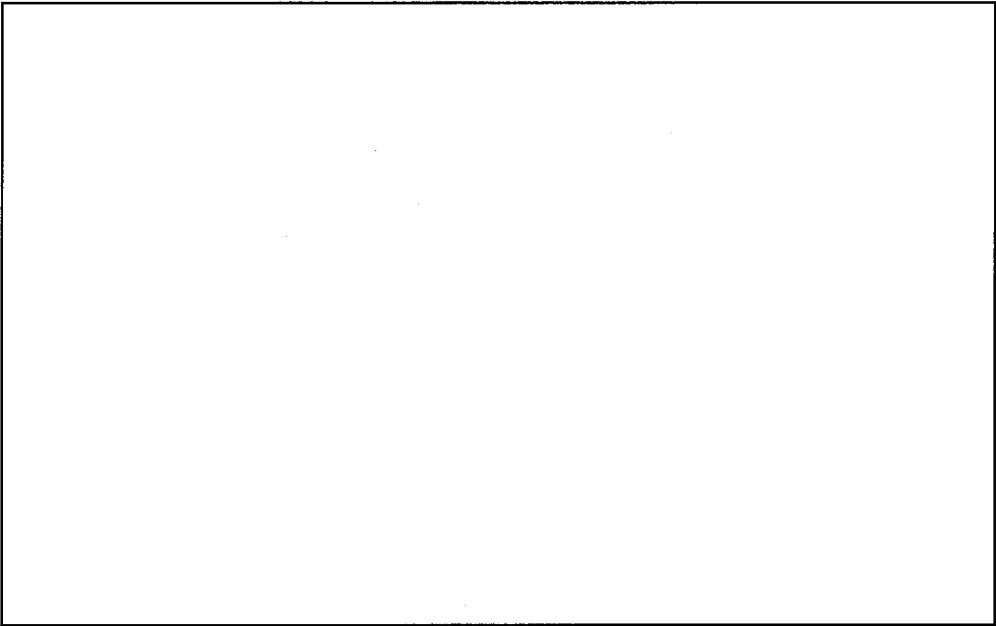

場所	名称	図
1 放射線管理棟	ハンドフットモニタ1	図手配-3 (2/6)
	ハンドフットモニタ2	
	ハンドフットモニタ3	
	ハンドフットモニタ4	
	ハンドフットモニタ5	
	ハンドフットモニタ6	
2 付属建物 除染室・分析室	ハンドフットモニタ7	図手配-3 (3/6)
3 付属建物 第2廃棄物処理所	ハンドフットモニタ8	図手配-3 (4/6)
4 付属建物 第3核燃料倉庫	ハンドフットモニタ9	図手配-3 (5/6)


名称	放射線管理施設	
図番	ハンドフットモニタ機器配置図	図手配-3 (1/6)
		—



<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div>		放射線管理施設	
		ハンドフットモニタ機器配置図	
名 称	 : 申請する機器		放射線管理棟
図 番			図チ配-3(2/6)

		放射線管理施設	
	ハンドフットモニター機器配置図	付属建物 除染室・分析室	
名称	図子配-3 (3/6)		
図番	▨：申請する機器		

		放射線管理施設	
		ハンドブックモニター機器配置図	付属建物 第2廃棄物処理所
名称		図番	
			：申請する機器
		図番	3(4/6)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%;"></div> </div>		放射線管理施設	
		ハンドフットモニター機器配置図	付属建物 第3核燃料倉庫
名 称	図番		
	図手配-3(5/6)	 : 申請する機器	

ハンドフットモニタ

(放射線管理棟 通路(3))

符号	機器名	変更内容
1	ハンドフットモニタ1	改造
2	ハンドフットモニタ2	改造
3	ハンドフットモニタ3	改造
4	ハンドフットモニタ4	改造

(放射線管理棟 更衣室(1))

符号	機器名	変更内容
5	ハンドフットモニタ5	改造
6	ハンドフットモニタ6	改造

(付属建物 除染室・分析室 分析室)

符号	機器名	変更内容
7	ハンドフットモニタ7	改造

(付属建物 第2廃棄物処理所 更衣室)

符号	機器名	変更内容
8	ハンドフットモニタ8	改造

(付属建物 第3核燃料倉庫 更衣室(2))

符号	機器名	変更内容
9	ハンドフットモニタ9	改造

名称	放射線管理施設	
図番	ハンドフットモニタ機器配置図	-
	図手配-3(6/6)	


場所	ダストモニタ		図
	ダストモニタ	集塵後処理	
工場棟転換工場	転換工場ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部	図字配-4 (2/9)
工場棟成型工場	成型工場ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部	図字配-4 (3/9)
3 加工棟 成型工場	加工棟ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部	図字配-4 (4/9)
	環境モニタリング設備 ダストモニタ	測定部 集塵後処理 サンプラ部 測定部	
4 放射線管理棟	転換工場ダストモニタ	測定部	図字配-4 (5/9)
	成型工場ダストモニタ	測定部	
	転換工場ダストモニタ	警報監視盤	
	成型工場ダストモニタ	警報監視盤	
	新産業処理専用ダストモニタ	警報監視盤	
	シリング貯留ダストモニタ	警報監視盤	
付属建物 第3核燃料倉庫	加工棟ダストモニタ	警報監視盤	図字配-4 (6/9)
	新産業処理専用ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部 測定部	
付属建物 第1廃棄物処理所	第1廃棄物処理所 ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部 測定部	図字配-4 (7/9)
	シリング貯留 ダストモニタ	集塵後処理 サンプラ部 測定部	

放射線管理施設  
ダストモニタ機器配置図

名称	図字配-4 (1/9)
図番	—


<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div>		放射線管理施設	
		ダストモニタ機器配置図	
名 称	図手配-4 (2/9)		工場棟 転換工場
図 番			

▨ : 申請する機器

<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div>		放射線管理施設	
		ダストモニタ機器配置図	
名称	ダストモニタ機器配置図		工場棟 成型工場
図番	図字配-4 (3/9)		
 : 申請する機器			





<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 500px;"></div>	放射線管理施設	
	ダストモニター機器配置図	加工棟 成型工場
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <span>：申請する機器</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 15px; height: 15px;"></div> <span>：撤去する機器</span> </div>	図番	図子配一4 (4/9)
名称		

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%;"></div> </div>		放射線管理施設	
		ダストモニタ機器配置図	
名称	図番		放射線管理棟
 : 申請する機器		図配-4 (5/9)	

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%;"></div> </div>		放射線管理施設	
		ダストモニタ機器配置図	
名称	図チ配一4 (6/9)		
図番	付属建物 第3核燃料倉庫		

▨ : 申請する機器

	放射線管理施設 ダストモニター機器配置図	付属建物 第1廃棄物処理所
	図番 図手配-4 (7/9)	
名称	 : 申請する機器	
図番		

	<div style="border: 1px solid black; width: 50%; height: 30%; margin: 0 auto;"></div>	放射線管理施設 ダストモニター機器配置図
	 : 申請する機器	図番 図手配-4 (8/9)
名称 図番	付属建物 シリندانダ洗浄棟	

ダストモニタ

(工場棟 転換工場 機械室)

符号	機器名	変更内容
1	集塵検出部 (転換工場ダストモニタ)	改造
2	サンプラ部 (転換工場ダストモニタ)	改造

(工場棟 成型工場 フィルタ室)

符号	機器名	変更内容
3	集塵検出部 (成型工場ダストモニタ)	改造
4	サンプラ部 (成型工場ダストモニタ)	改造

(加工棟 成型工場 フィルタ室)

符号	機器名	変更内容
5	集塵検出部 (加工棟ダストモニタ)	改造
6	サンプラ部 (加工棟ダストモニタ)	改造
7	測定部 (加工棟ダストモニタ)	改造
	測定部 (環境モニタリング設備ダストモニタ)	撤去
8	集塵検出部 (環境モニタリング設備ダストモニタ)	撤去
9	サンプラ部 (環境モニタリング設備ダストモニタ)	撤去

(放射線管理棟 安全管理室)

符号	機器名	変更内容
10	警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤)*1	改造
11	警報監視盤 (廃棄物、貯蔵施設警報監視盤)	改造
12	警報監視盤 (加工棟警報盤)	改造

(付属建物 第3核燃料倉庫 フィルタ室)

符号	機器名	変更内容
13	集塵検出部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ)	改造
14	サンプラ部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ)	改造
15	測定部 (第3核燃料倉庫ダストモニタ)	改造

(付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室)

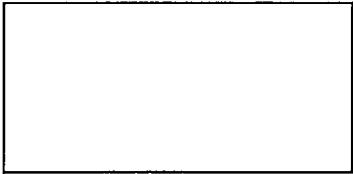
符号	機器名	変更内容
16	集塵検出部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ)	改造
17	サンプラ部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ)	改造
18	測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ)	改造

(付属建物 シリンドラ洗浄棟 排気室)

符号	機器名	変更内容
19	集塵検出部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ)	改造
20	サンプラ部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ)	改造
21	測定部 (シリンドラ洗浄棟ダストモニタ)	改造

名称	放射線管理施設	
図番	ダストモニタ機器配置図	
	図子配-4(9/9)	
	-	

\*1: 転換工場ダストモニタ及び成型工場ダストモニタの測定部は、ダストモニタ放射線監視盤に内蔵されている。




モニタリングポスト  
(屋外)

符号	機器名	変更内容
1	モニタリングポスト	改造

(放射線管理棟)

符号	機器名	変更内容
2	モニタリングポスト収集表示	改造


 : 申請する機器


名称	放射線管理施設 モニタリングポスト機器配置図	
図番	図子配-5	-


<div style="border: 1px solid black; width: 95%; height: 95%; margin: 5px;"></div>	放射線管理施設		
	エアスニアシステム図		
	図手系-1	第1種管理区域内	
名			
称			
図			
番			

凡例

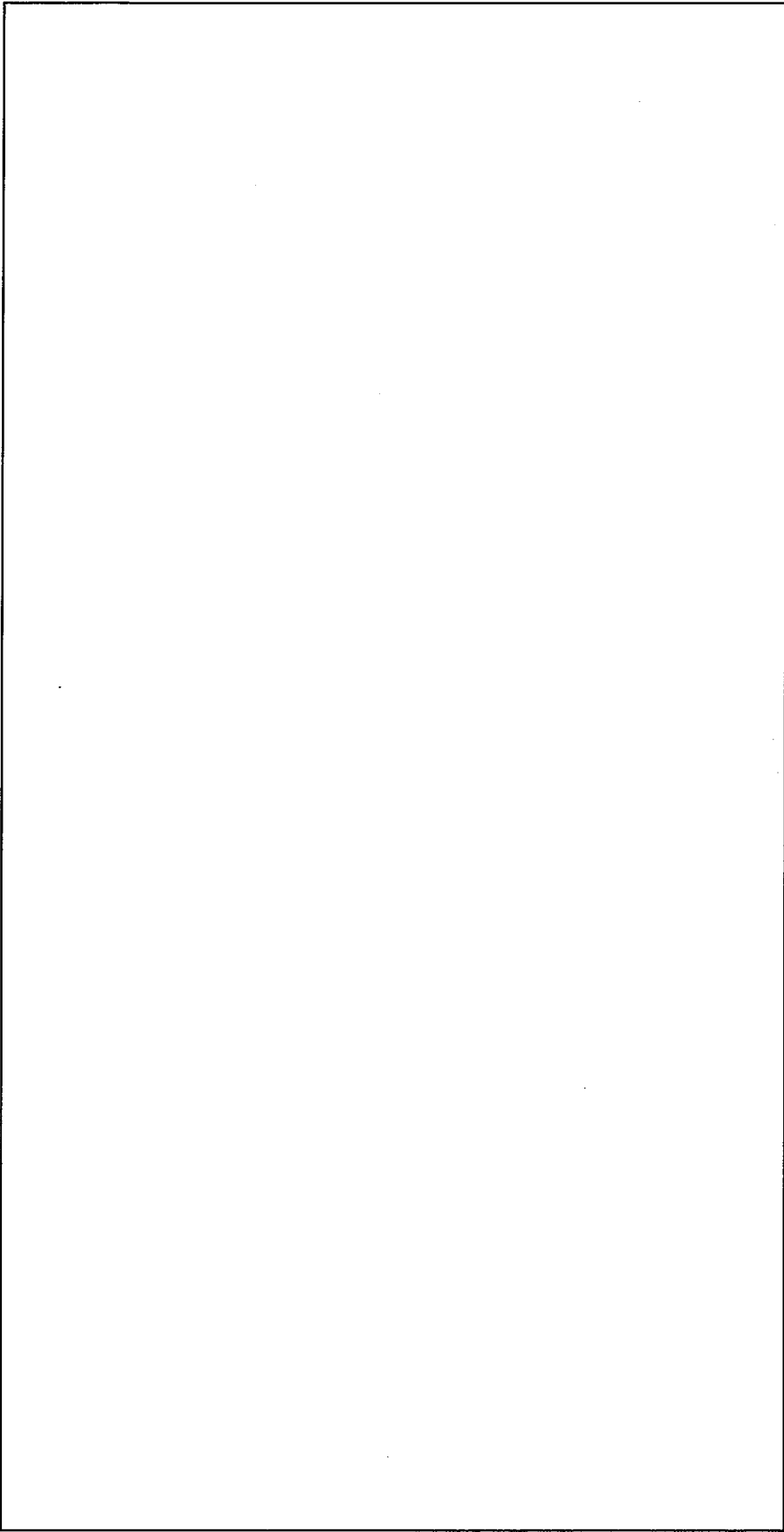
 : エアスニア採取口

 : ブロワ

 : 高性能エアフィルタ (設工認申請対象外)

注: 本図の範囲は全て耐震重要度分類第3類

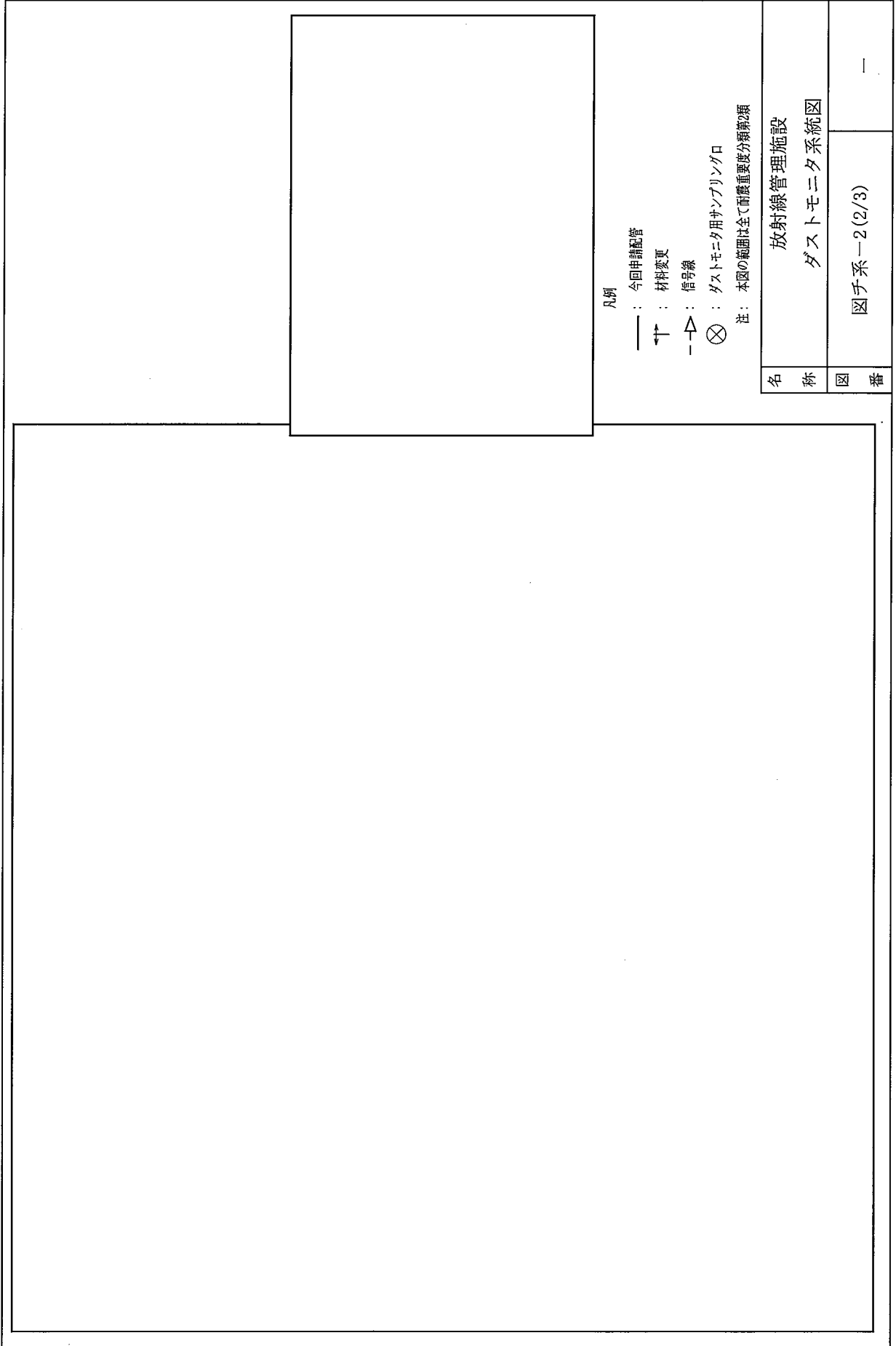




凡例

- : 今回申請配管
  - ⇄ : 材料変更
  - ⇄ : 信号線
  - ⊗ : ダストモニタ用サンプリング口
- 注：本図の範囲は全て耐震重要度分類第2類

名称	放射線管理施設 ダストモニタ系統図	
図番	図子系-2(1/3)	—



凡例

- : 今回申請配管
  - ⇄ : 材料変更
  - △- : 信号線
  - ⊗ : ダストモニタ用サンプリング口
- 注: 本図の範囲は全て耐震重要度分類第2類

名称	放射線管理施設 ダストモニタ系統図	
図番	図手系-2(2/3)	—

			名称 放射線管理施設 ダストモニタ系統図	図番 図手系-2 (3/3) —
--	--	--	----------------------------	------------------------

凡例

— : 今回申請配管

⇄ : 材料変更

⇄ : 信号線

⊗ : ダストモニタ用サンプリング口

注: 本図の範囲は全て耐震重要度分類第2類

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		放射線管理施設	
		モニタリングポスト系統図	
名 称			
図 番	図手系-3		
<p>*1 : 短時間の停電時に電源を確保するためのバッテリを設置</p> <p>*2 : 測定値表示モニタをカメラで撮影し、その映像表示を伝送          することによって外部からの不正アクセスを物理的に遮断する</p> <p>---- : 設工認申請対象外</p>			

非常用負荷系統	安全機能番号	負荷設備・機器	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)	参照
成型・組立工場	828	エアスニア (工場棟 成型工場) エアスニア (放射線管理棟)	5.5	図チ系-1
	829	エリアモニタ Ch-1~Ch-8	(無停電電源装置を経由して給電)*1	図チ制-1
	830	ハンドフットモニタ 1~6	0.6	図チ配-3
	831	成型工場ダストモニタ 警報監視盤	1.3	図チ系-2
	832	モニタリングポスト*2	(無停電電源装置を経由して給電)*1	図チ系-3

\*1: 無停電電源装置を経由する設備の合計電源容量: 4kW  
 \*2: モニタリングポスト収集表示のみ

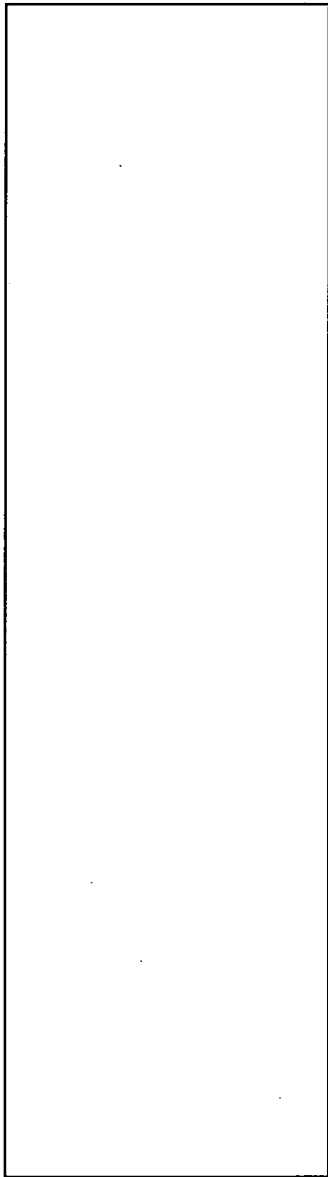
  

	放射線管理施設 非常用電源設備との接続設備
	図チ系-4 (1/5)

※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

非常用負荷系統	安全機能番号	負荷設備・機器	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)	参照
第3核燃料倉庫	828	エアスニア (付属建物 第3核燃料倉庫)	2.2	図チ系-1
	830	ハンドフットモニタ 9	0.1	図チ配-3
	831	第3核燃料倉庫ダストモニタ	1.5	図チ系-2



名称	放射線管理施設 非常用電源設備との接続設備
図番	図チ系-4 (2/5)

※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

非常用負荷系統	安全機能番号	負荷設備・機器	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)	参照
廃棄物処理所、他	828	エアスニア (付属建物 第1廃棄物処理所)	2.2	図チ系-1
		エアスニア (付属建物 第2廃棄物処理所)		
		エアスニア (付属建物 シリンダ洗浄棟)		
	830	ハンドフットモータ 8	0.1	図チ配-3
		第1廃棄物処理所ダストモータ		
		シリンダ洗浄棟ダストモータ		
831	第1廃棄物処理所ダストモータ	1.5	図チ系-2	
	シリンダ洗浄棟ダストモータ			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
			放射線管理施設	
			非常用電源設備との接続設備	
			図チ系-4 (3/5)	
			-	

※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

非常用負荷系統	安全機能番号	負荷設備・機器	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)	参照
加工棟	828	エアスニア (加工棟 成型工場)	3.7	図チ系-1
	831	加工棟ダストモニタ	1.5	図チ系-2
	832	モニタリングポスト*3	1.0	図チ系-3

\*3：モニタリングポスト収集表示を除く

名称	放射線管理施設 非常用電源設備との接続設備
図番	図チ系-4 (4/5)
	—

※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)



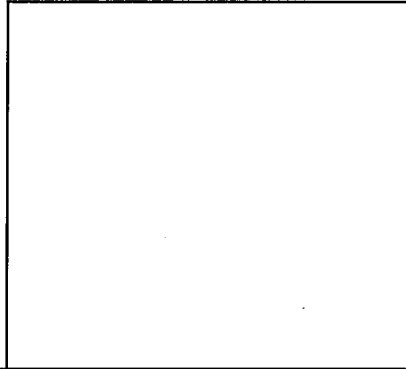
非常用負荷系統	安全機能番号	負荷設備・機器	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)	参照
転換工場	828	エアスニア (工場棟 転換工場)	5.5	図チ系-1
		エアスニア (付属建物 除染室・分析室)		
		エアスニア (付属建物 第2核燃料倉庫)		
転換工場	830	ハンドフットモニタ 7	0.1	図チ配-3
	831	転換工場ダストモニタ	1.3	図チ系-2

放射線管理施設	
非常用電源設備との接続設備	
名称	図チ系-4 (5/5)
図番	-

※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

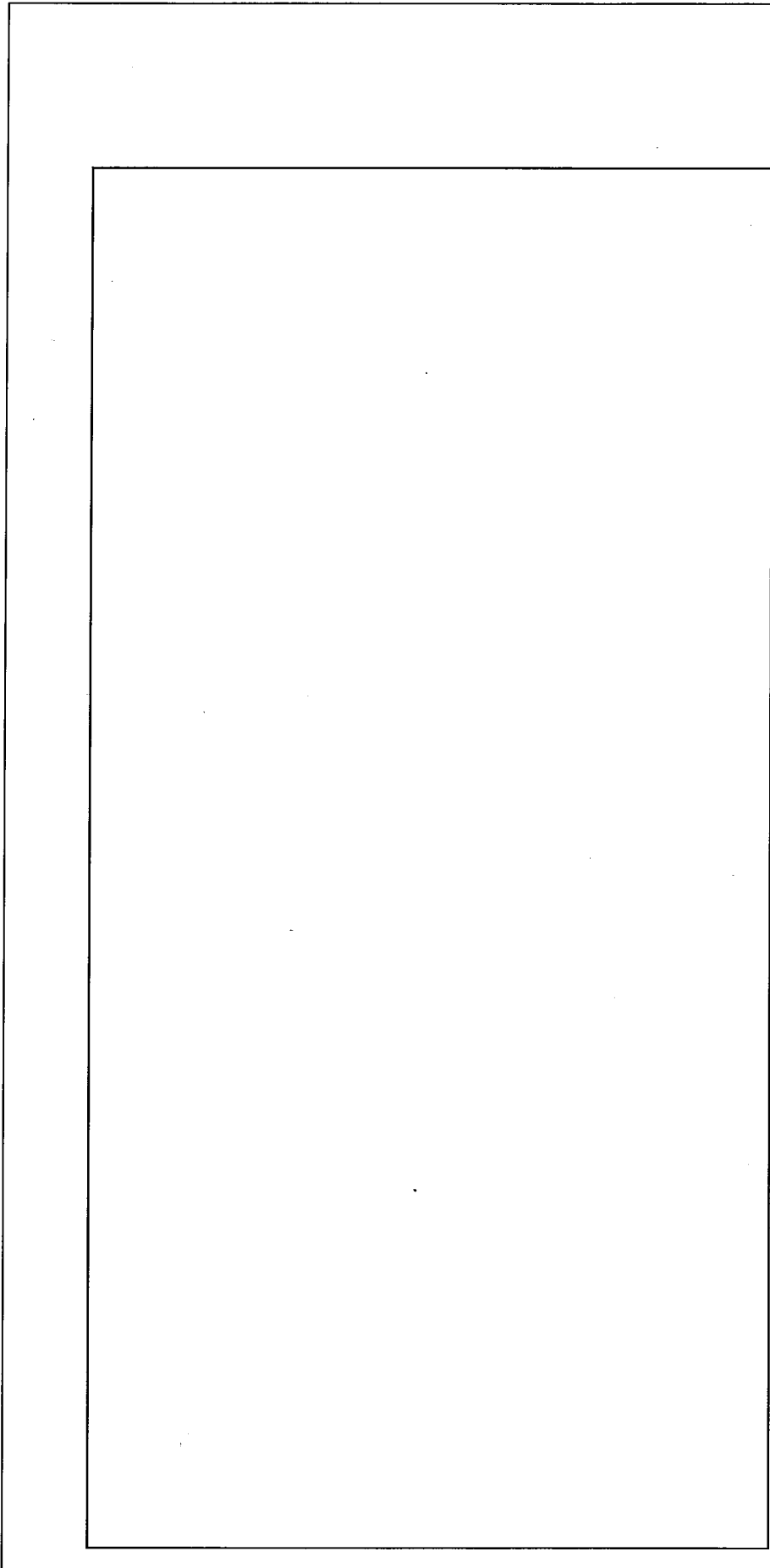
No. (829)	安全機能を有する施設名称 エリアモニタ	基敬 8
--------------	------------------------	---------



□: 追加部材 (梁・柱) □: □

単位: mm

名称	放射線管理施設 エリアモニタ (Ch-1~8)	
図番	図子設-1(1/4)	工場棟 転換工場



単位：mm

名称	放射線管理施設 エリアモニタ (Ch-1~8)	
図番	図手設-1(2/4)	工場棟 転換工場

エリアモニタ Ch-2



単位：mm

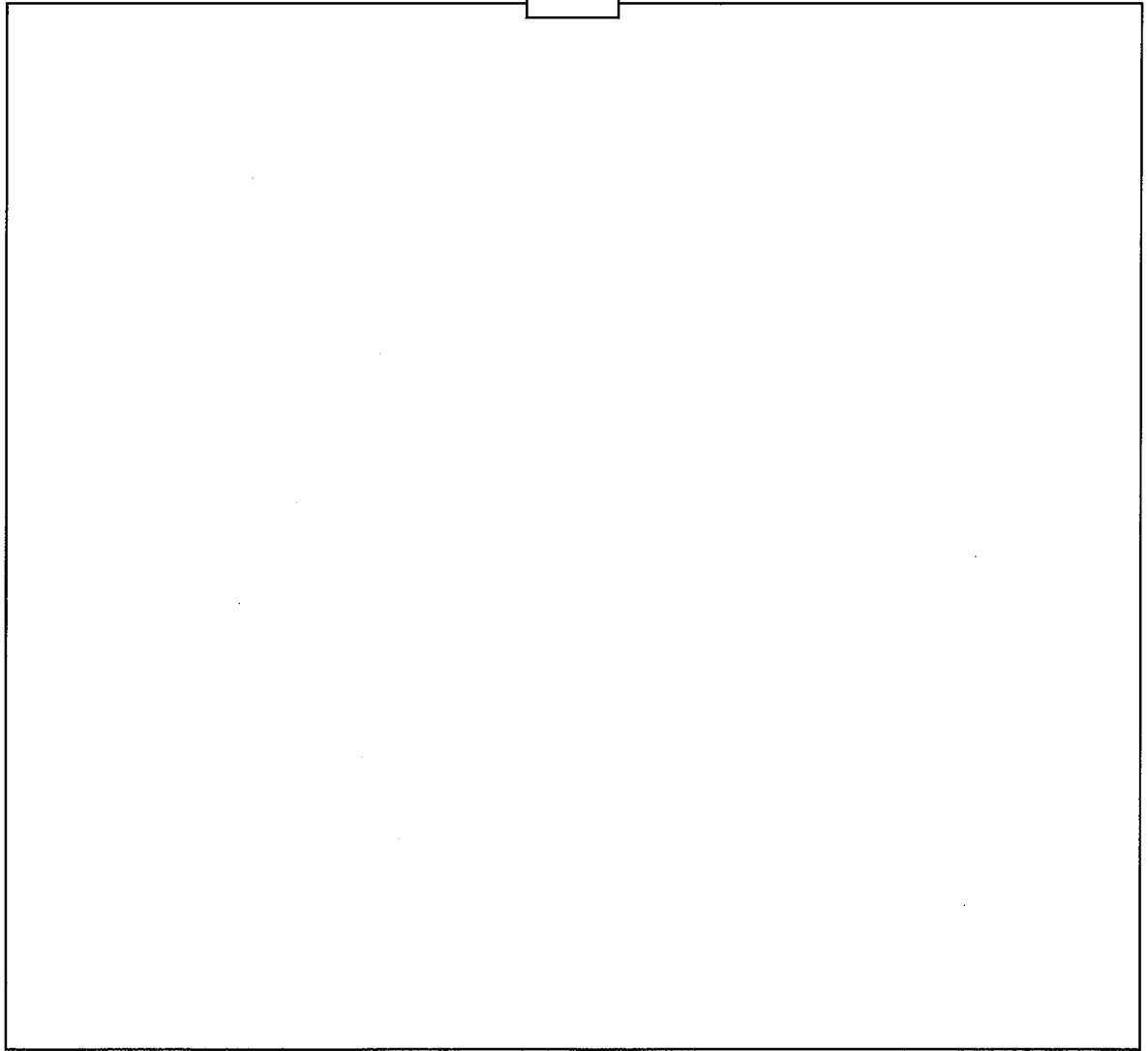
名称	放射線管理施設	
図番	エリアモニタ (Ch-1~8)	工場棟 成型工場
	図手設-1(3/4)	

エリアモニタ Ch-3

<div style="border: 1px solid black; height: 800px; width: 100%;"></div>		単位：mm	
		放射線管理施設	
名称	エリアモニタ (Ch-1~8)		工場棟 成型工場 組立工場
図番	図手設-1(4/4)		

エリアモニタ Ch-4, 5, 6, 7, 8

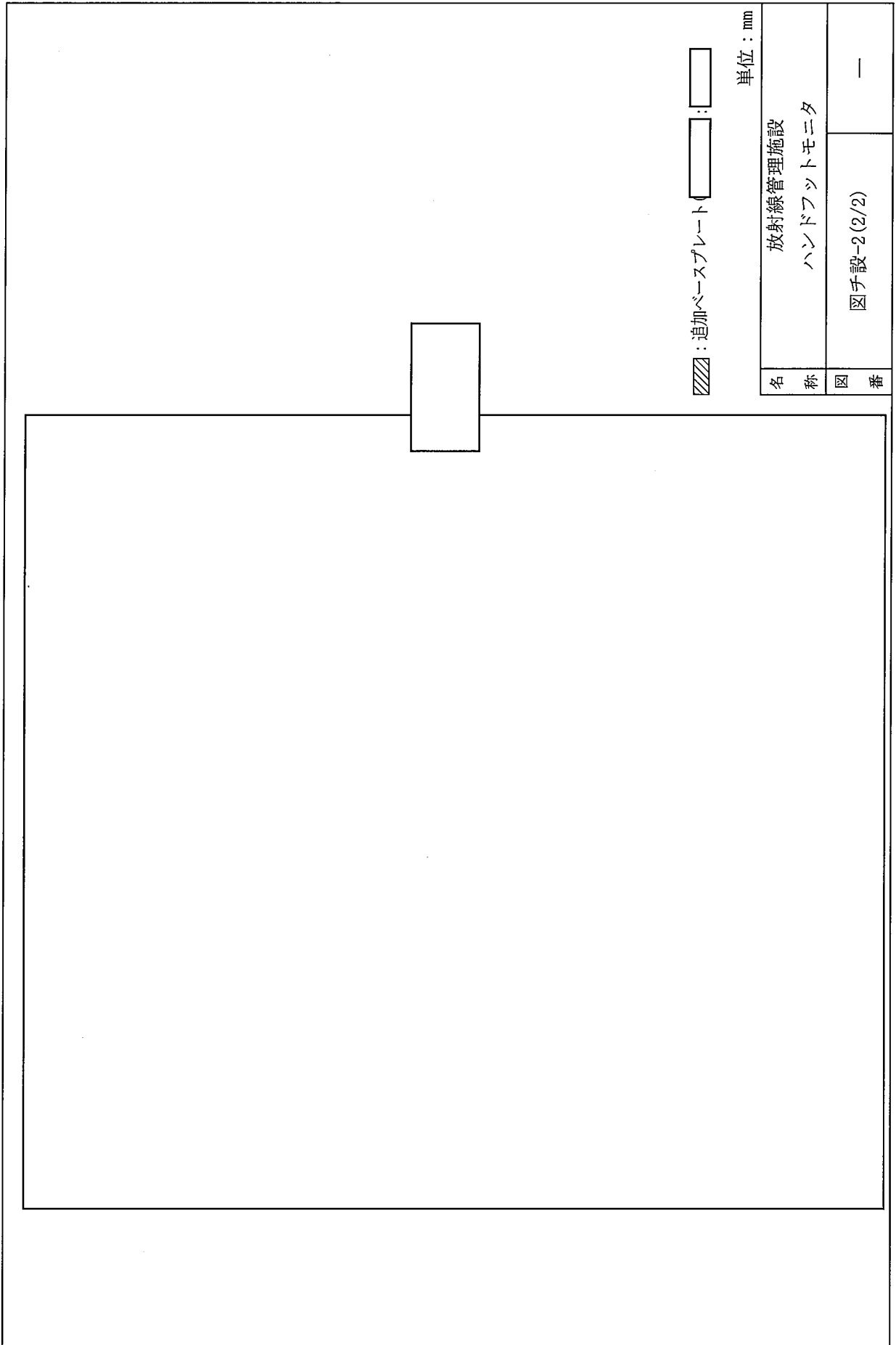
No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(830)	ハンドフットモニタ	1式



▨ : 追加ベースプレート

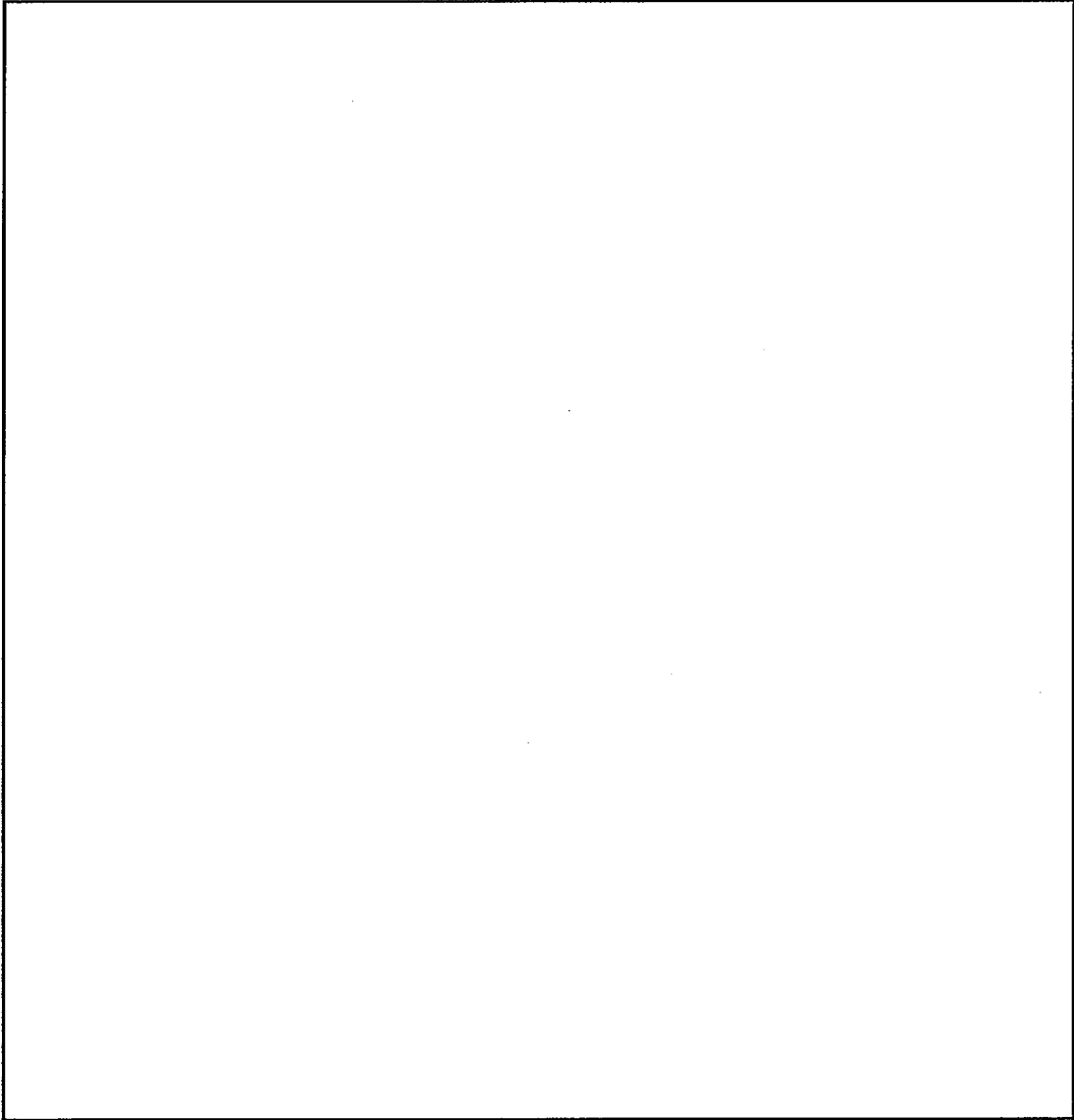
単位 : mm

名称	放射線管理施設 ハンドフットモニタ	
図番	図子設-2(1/2)	—



No.	安全機能を有する施設名称	基数
[831]	ダストモニタ	6

内は、耐震計算書の部位名称を示す



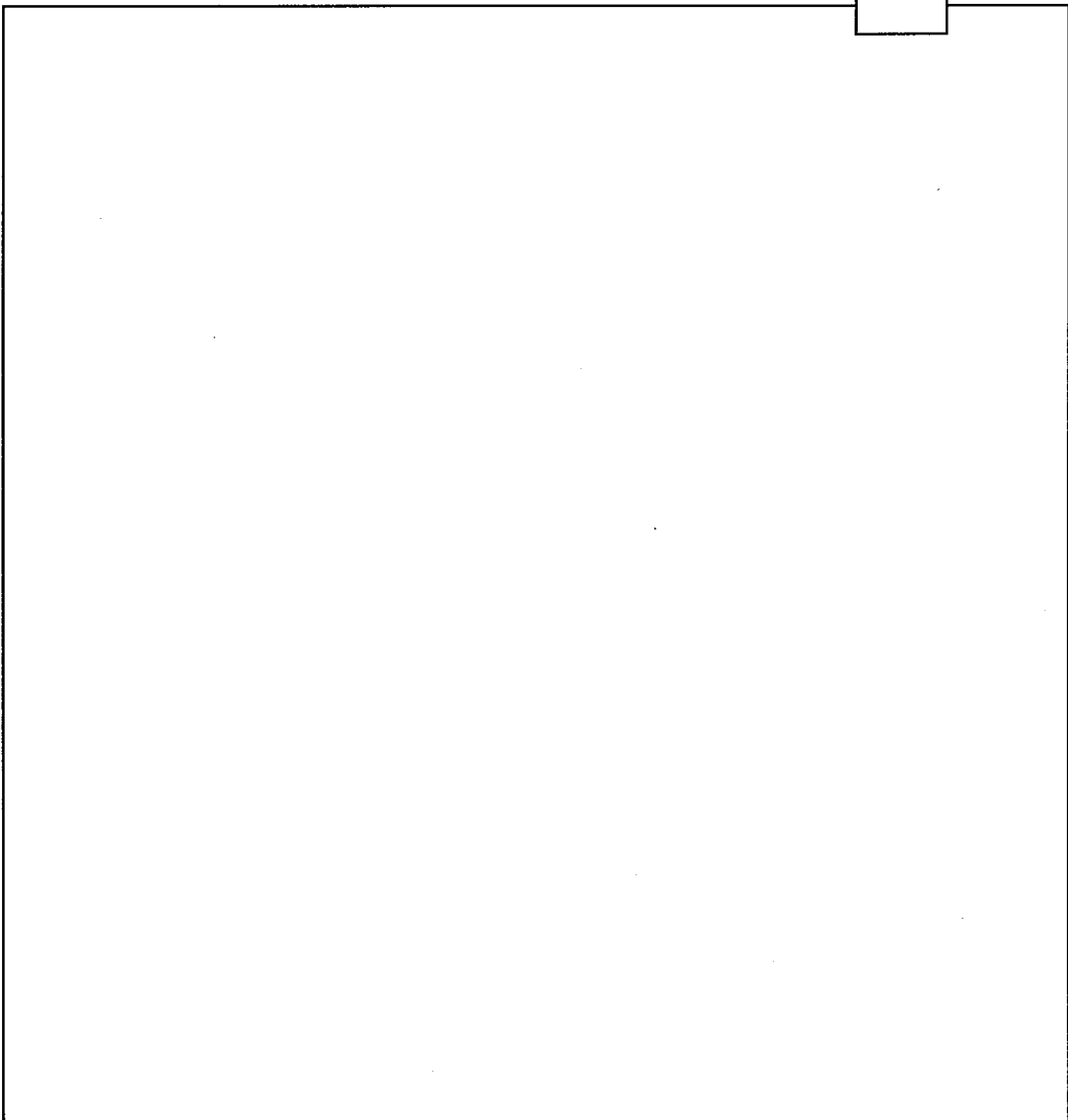
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手設-3 (1/12)	工場棟 転換工場

☒：脚部追加 (柱) mm : mm  
 (ベースプレート) mm : mm  
 ---：空気の流れ  
 ←：申請機器の配管系統  
 ☒：撤去する部材



□内は、耐震計算書の部位名称を示す



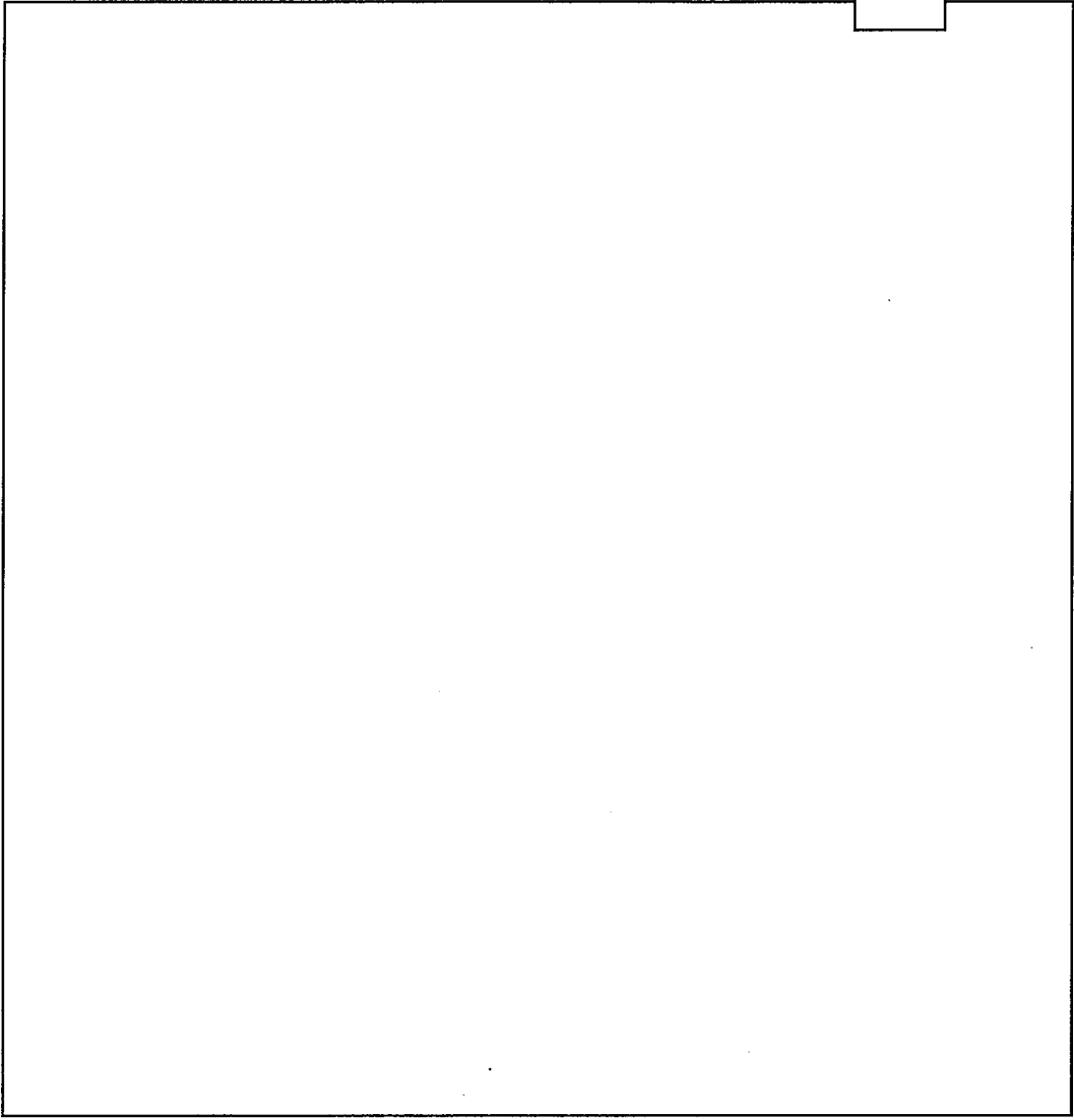
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ
図番	図チ設-3(2/12)
工場棟	成型工場

—：空気の流れ  
 ←：申請機器の配管系統  
 □：撤去する部材

▣：脚部追加 (柱) □mm：□mm  
 (ベースプレート) □mm：□mm

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



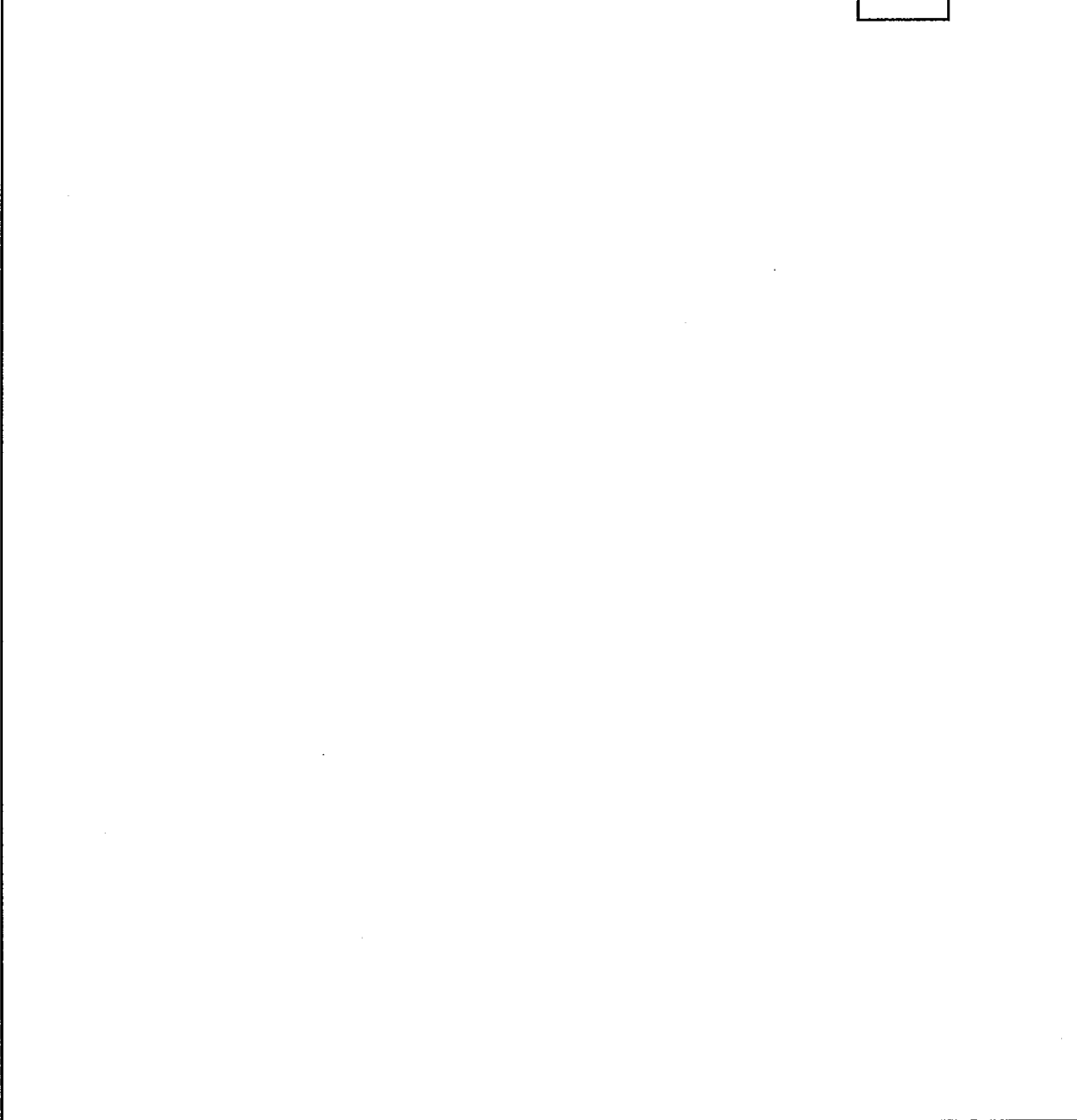
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手設-3(3/12)	加工棟 成型工場

---: 空気の流れ  
 ←: 申請機器の配管系統  
 □+: 撤去する部材

☒: 脚部追加 (柱) □: □mm  
 (ベースプレート) □mm: □

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

放射線管理施設  
ダストモニタ

付属建物  
第3核燃料倉庫

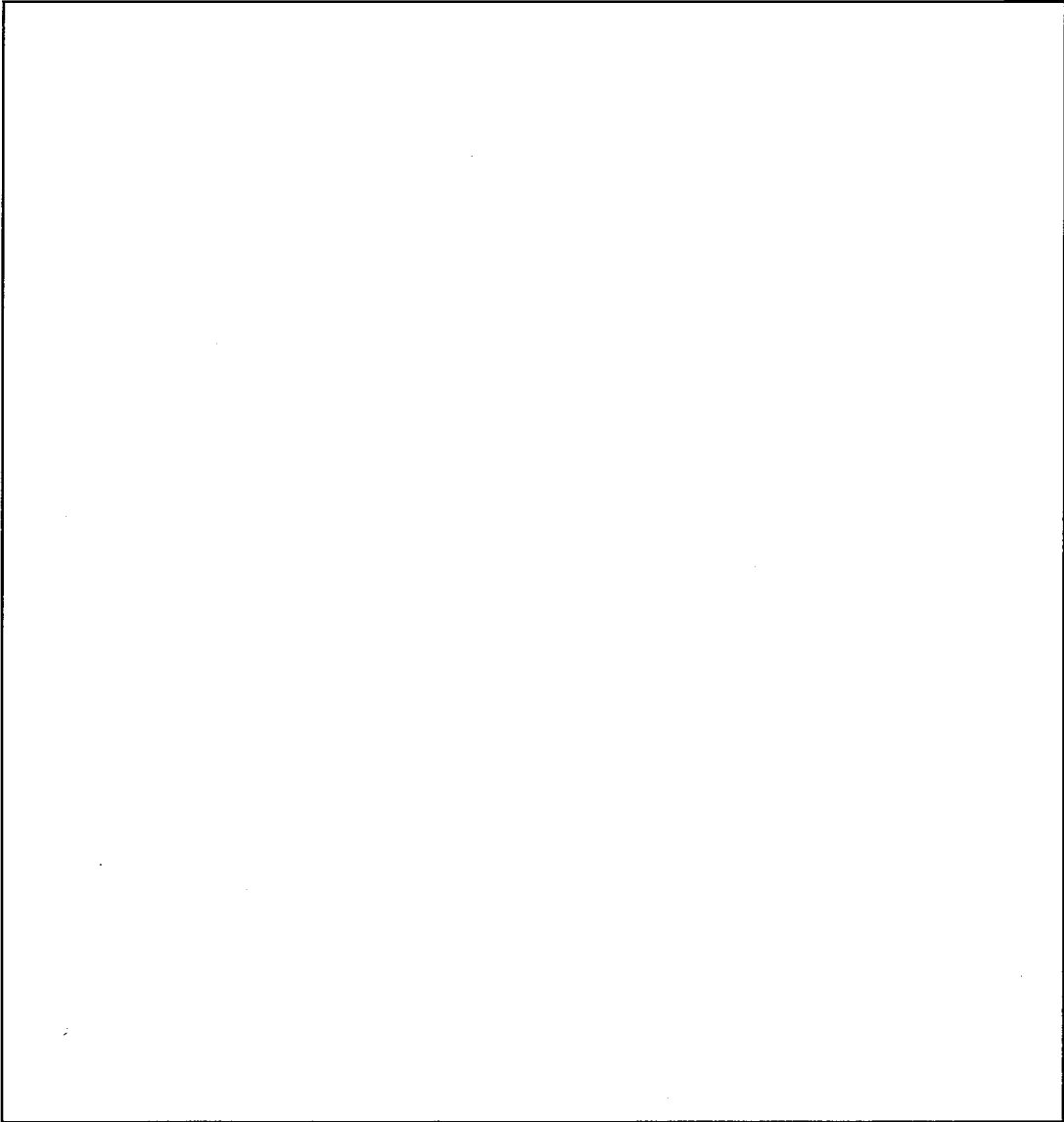
名称

図番  
図チ設-3(4/12)

---: 空気の流れ  
←: 申請機器の配管系統  
□+: 撤去する部材

▣: 脚部追加 (柱) □: □mm  
(ベースプレート) □mm: □mm

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



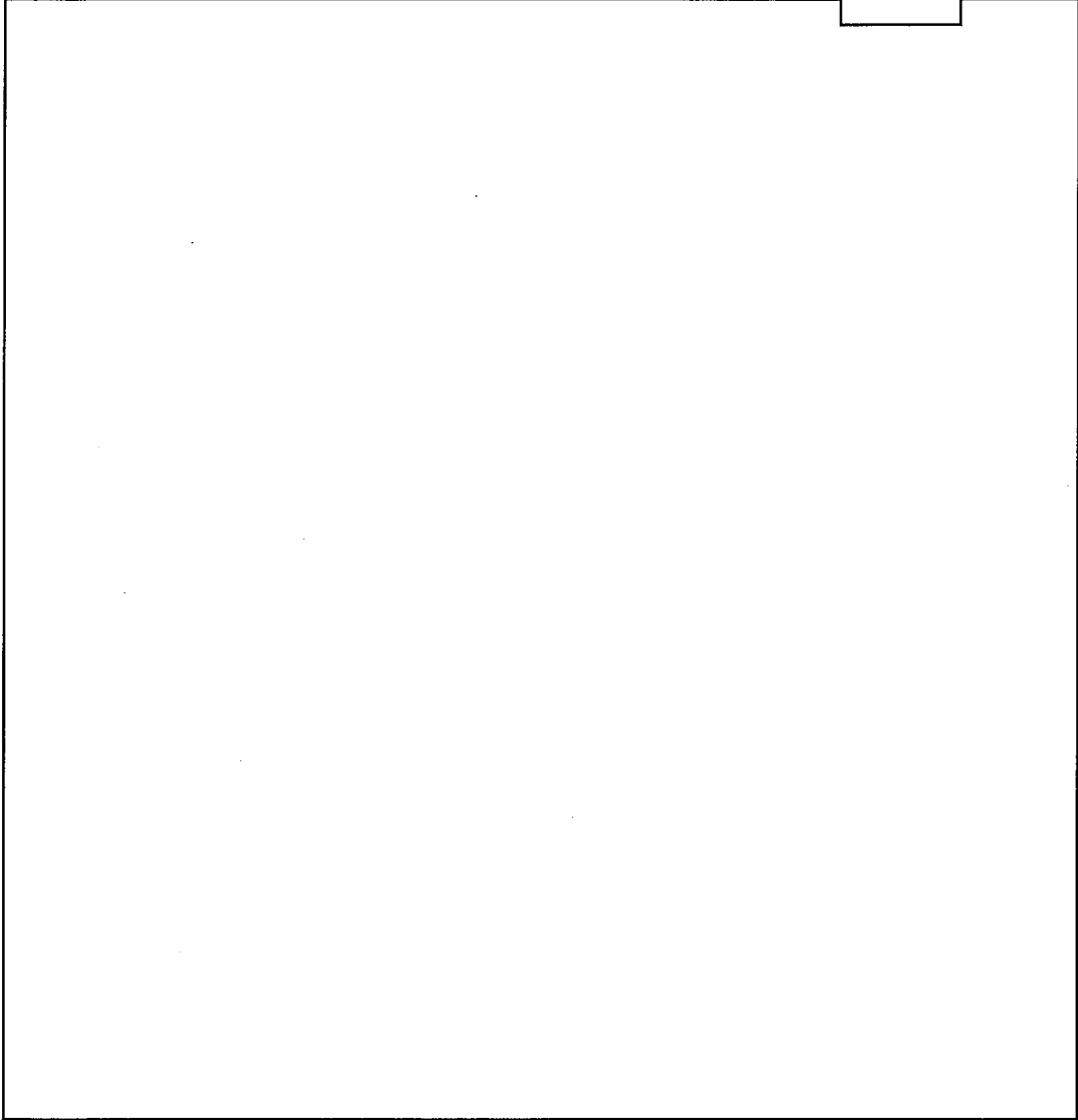
単位：mm

名称	放射線管理施設	
図番	ダストモニタ	付属建物
	図手設--3 (5/12)	第1廃棄物処理所

[X] : 脚部追加 (柱) [ ] : [ ]  
 (ベースプレート [ ]mm : [ ])  
 [ ] : 撤去する部材

--- : 空気の流れ  
 ← : 申請機器の配管系統  
 \*1 : 配管はいたみ、積雪の影響を受けにくい

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



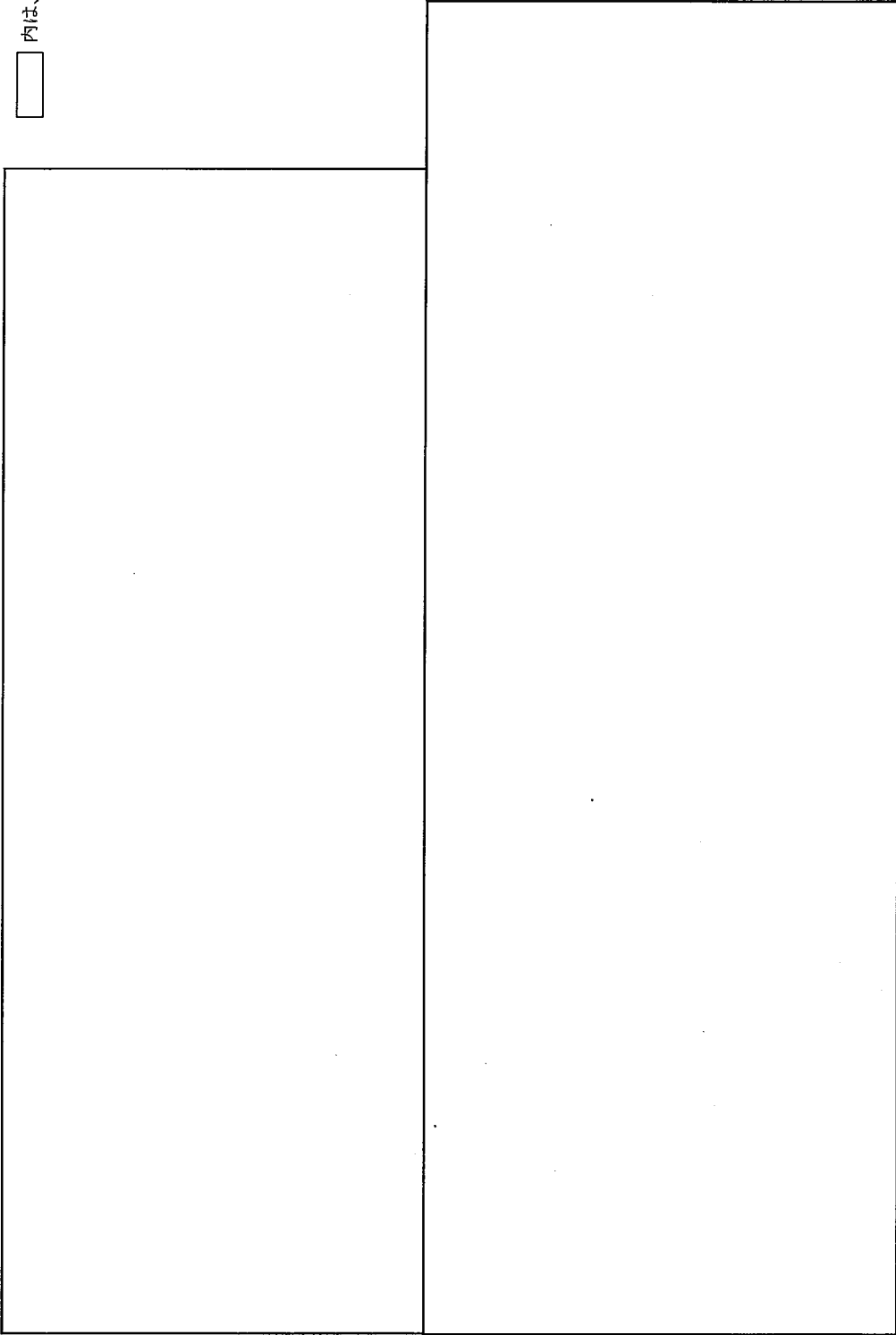
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図チ設-3(6/12)	付属建物 シリンダ洗浄棟

▨：脚部追加 (柱) □mm : □mm  
(ベースプレート) □mm : □mm

---: 空気の流れ  
←: 申請機器の配管系統  
□+□: 撤去する部材

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

転換工場ダストモニタ(サンプラ部)

放射線管理施設

名称

ダストモニタ

図番

図子設-3(7/12)

工場棟  
転換工場

▣：脚部追加(柱) (ベースプレート) mm

→：申請機器の配管系統

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

単位：mm

成型工場ダストモニタ(サンプリング部)

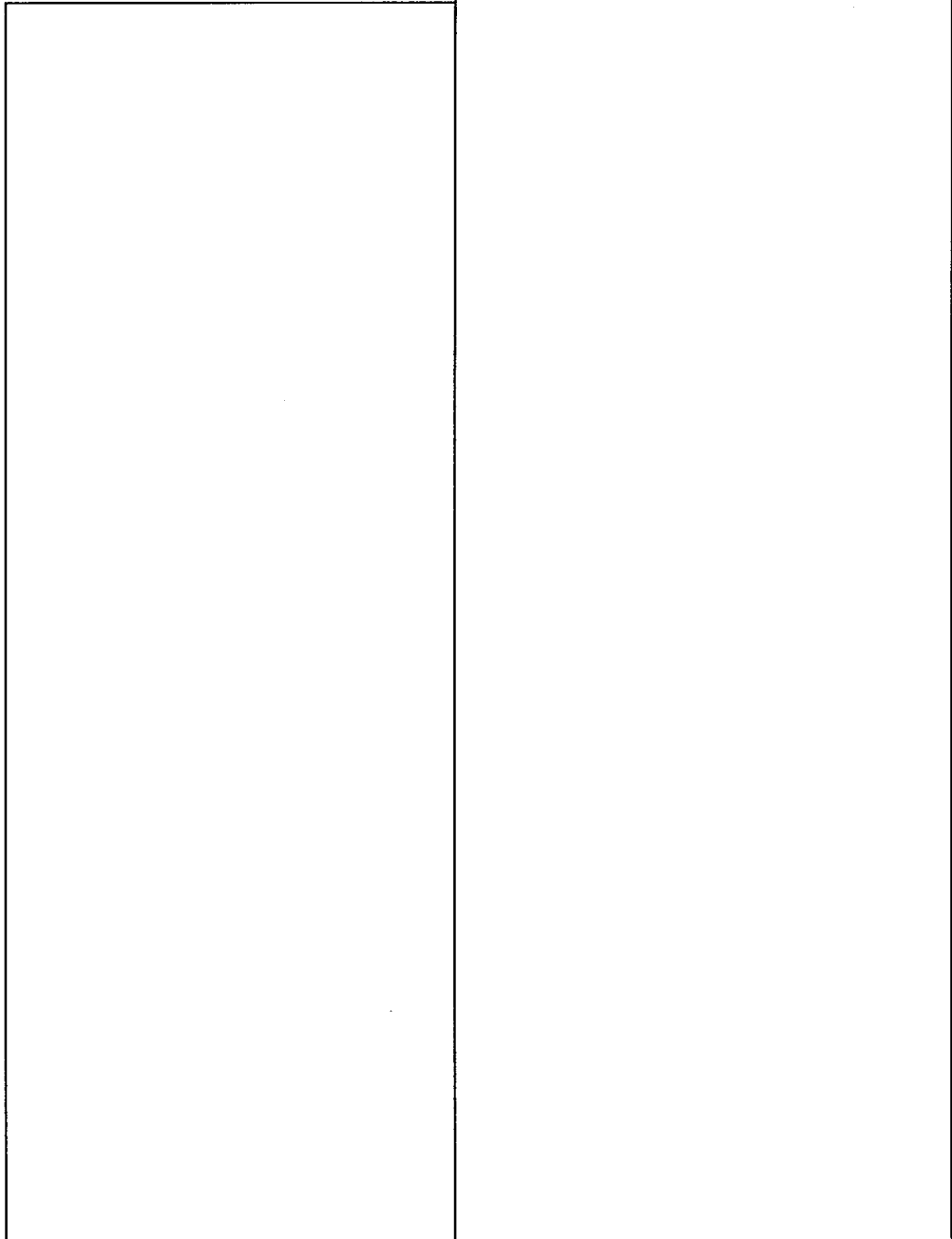
名称  
放射線管理施設  
ダストモニタ

図番  
図チ設-3(8/12)

工場棟  
成型工場



□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

加工棟ダストモニタ(サンプリング部)

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手設-3(9/12)	加工棟 成型工場

- ▣：脚部追加(柱) (ベースプレート)mm:▣
- ：申請機器の配管系統



□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す

[Empty rectangular box for drawing content]

[Empty rectangular box for drawing content]

単位：mm

第3核燃料倉庫ダストモニタ(サブラ部)

放射線管理施設  
ダストモニタ

▣：脚部追加 (往  :   
ベースプレート  mm :   
←：申請機器の配管系統

図番 図チ設-3(10/12)  
名称 付属建物  
第3核燃料倉庫

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

単位：mm

名称	放射線管理施設	
図番	ダストモニタ	付属建物 第1廃棄物処理所
	図チ設-3(11/12)	

第1廃棄物処理所ダストモニタ(サンプリング部)

⊗：脚部追加 (柱)  :   
 (ベースプレート) mm:

←：申請機器の配管系統

\*1：配管は丸いため、積雪の影響を受けにくい

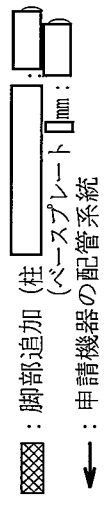
□内は、耐震計算書の部位名称を示す

--	--

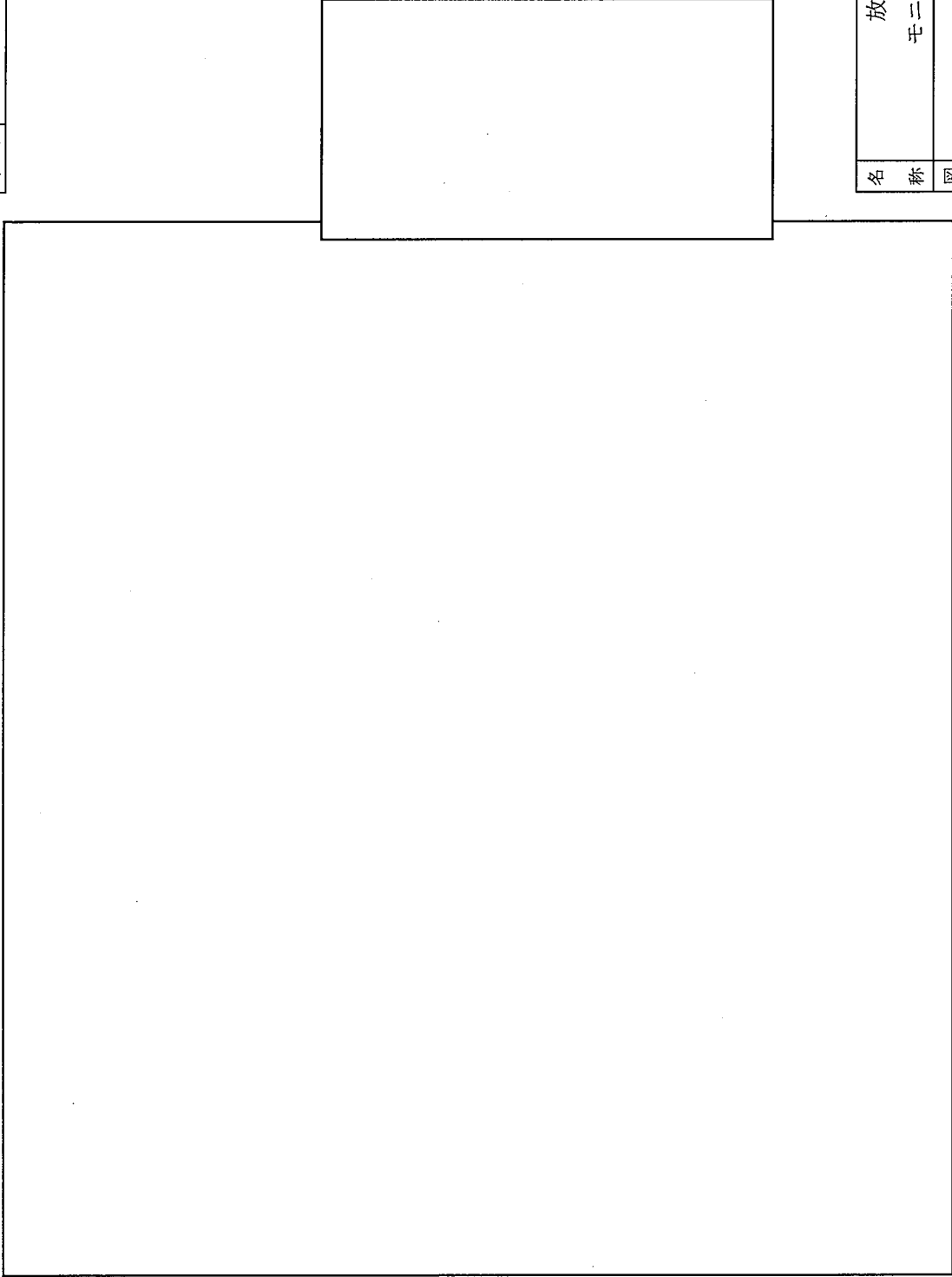
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手設-3(12/12)	付属建物 シリンダ洗浄棟

シリンダ洗浄棟ダストモニタ(サンプラ部)

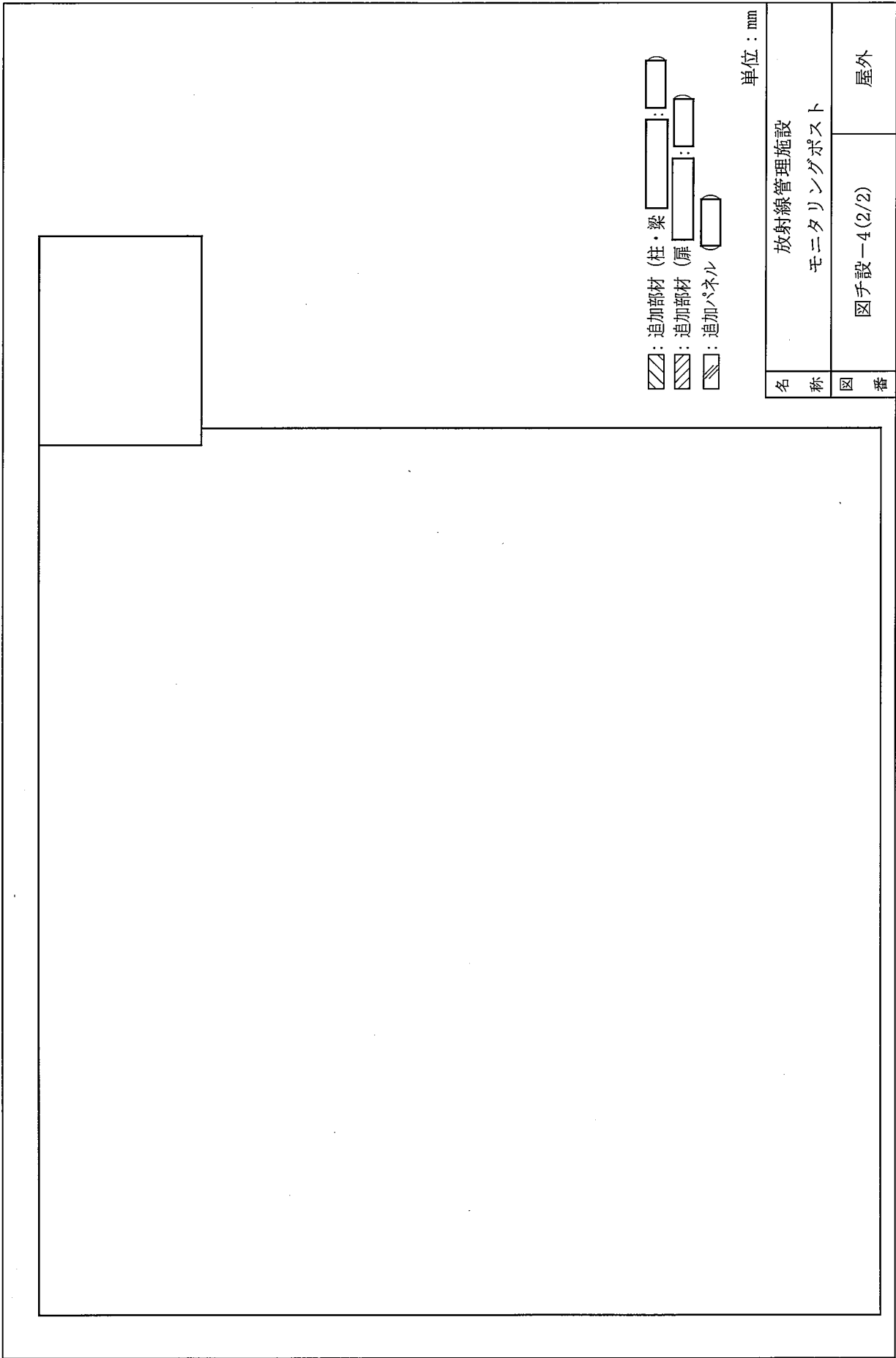



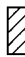

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{832}	モニタリングポスト	1



単位：mm

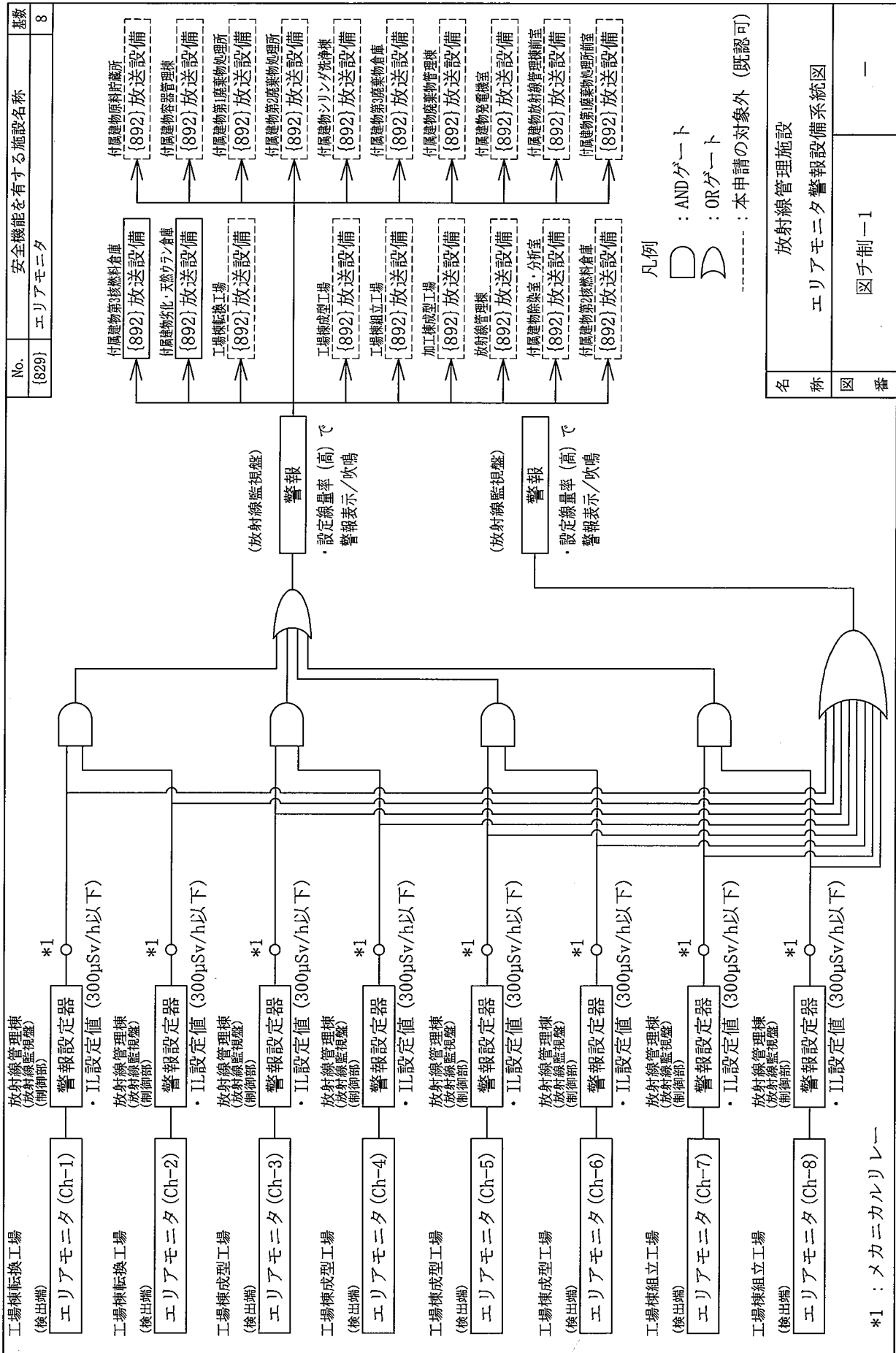
名称	放射線管理施設 モニタリングポスト	
図番	図手設-4(1/2)	屋外



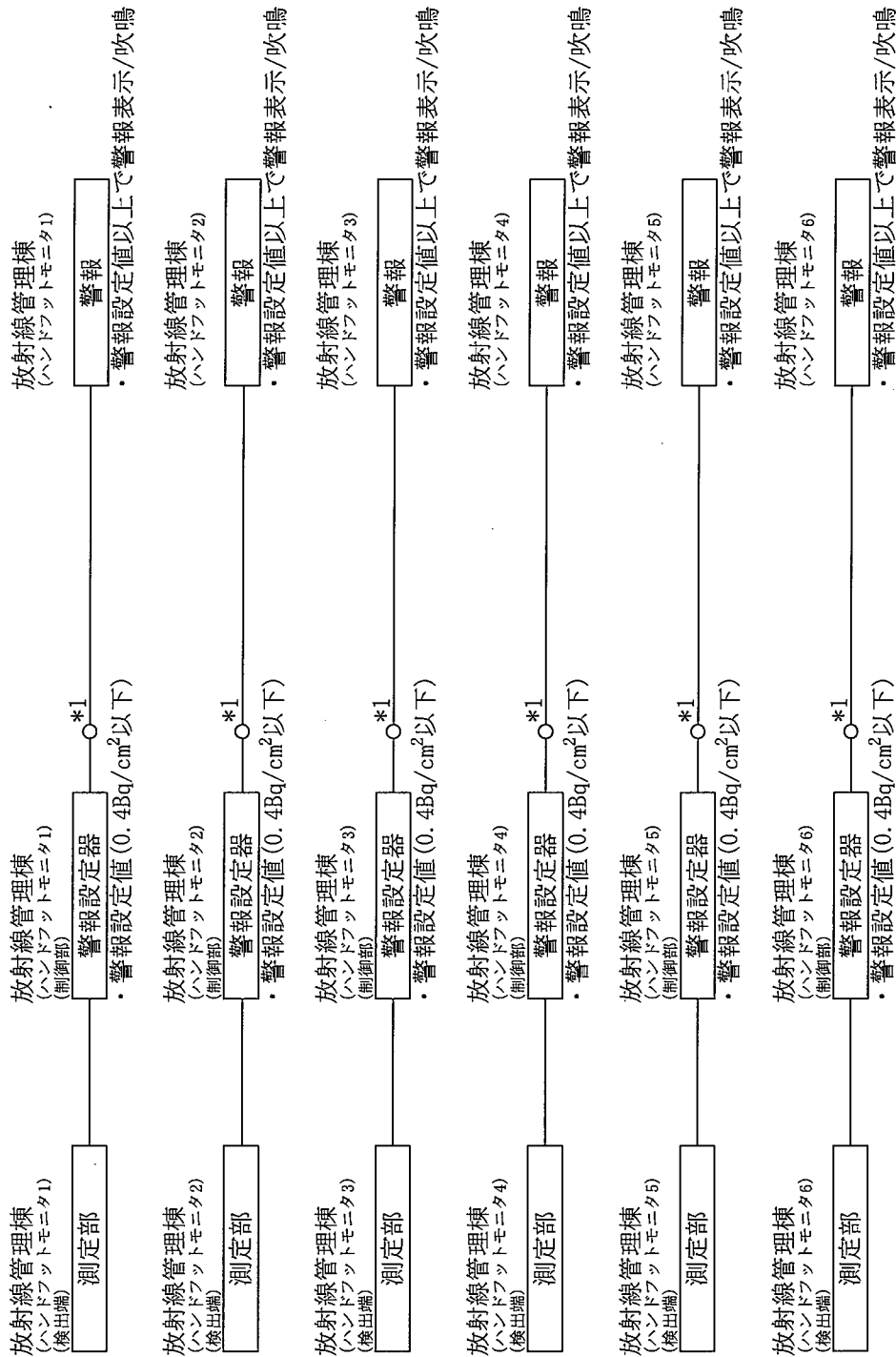
-  : 追加部材 (柱・梁)
-  : 追加部材 (扉)
-  : 追加パネル

単位 : mm

名称	放射線管理施設 モニタリングポスト	
図番	図手設-4(2/2)	屋外

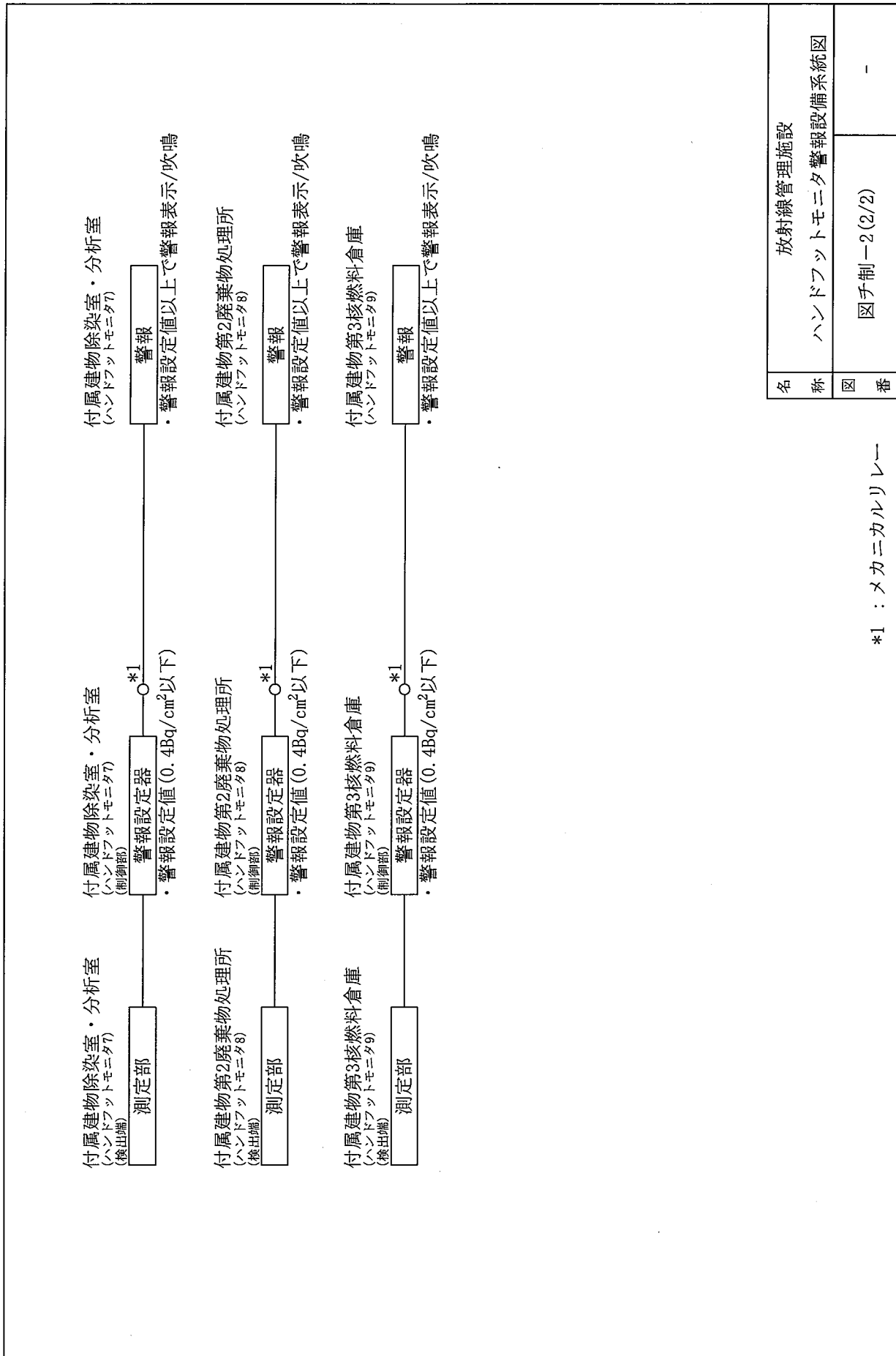


No.	安全機能を有する施設名称	基数
[830]	ハンドフットモニタ	1式



名	放射線管理施設	
称	ハンドフットモニタ警報設備系統図	
図番	図子制一2(1/2)	-

\*1 : メカニカルリレー

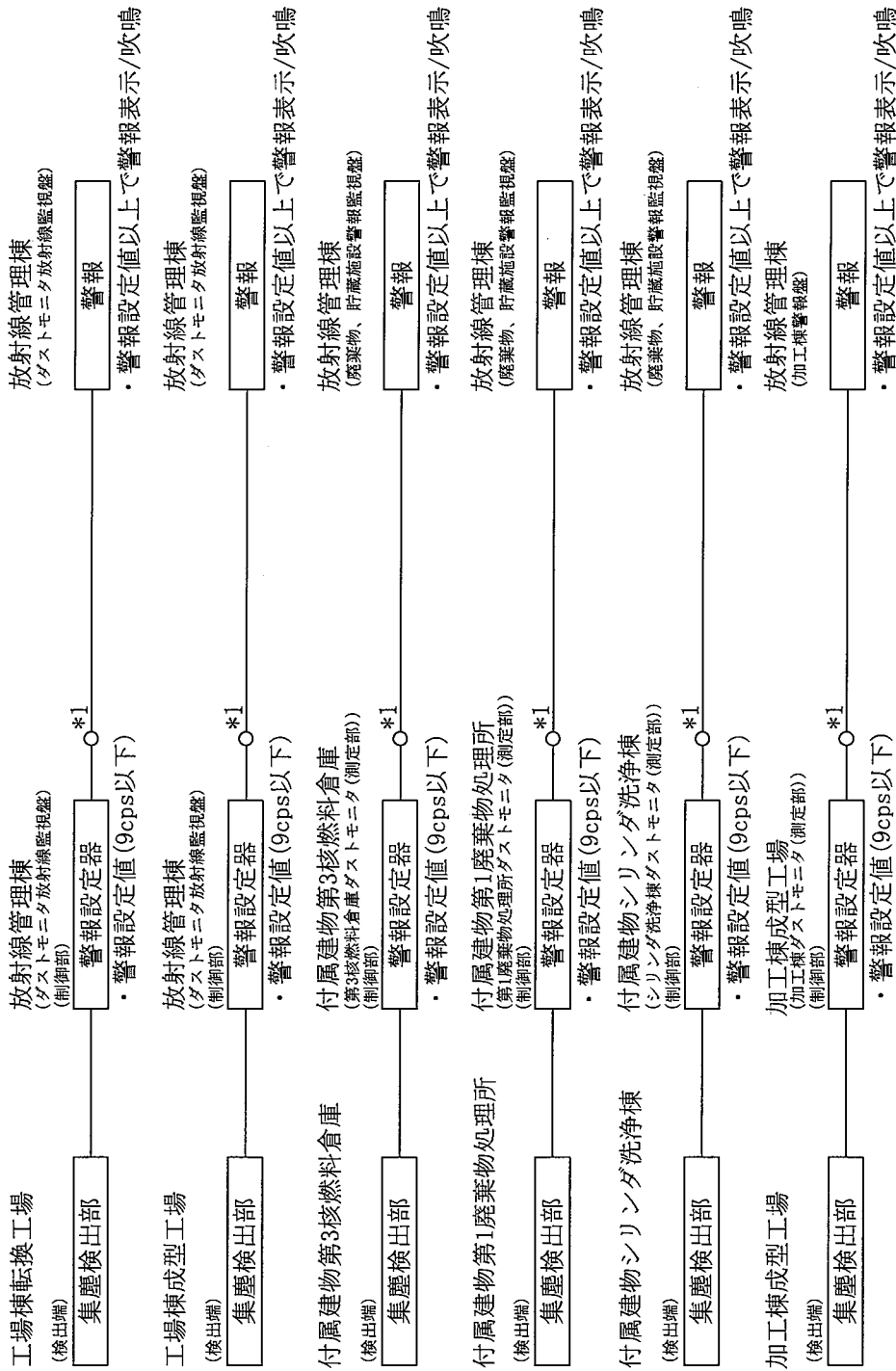


\*1 : メカニカルリレー

名	放射線管理施設	
称	ハンドフットモニタ警報設備系統図	
図	図子制一2(2/2)	
番	-	



No.	安全機能を有する施設名称	基数
{831}	ダストモニタ	6



名	放射線管理施設
称	ダストモニタ警報設備系統図
図	図字制一3
番	-

\*1 : メカニカルリレー






No. (831)	安全機能を有する施設名称 ダストモニタ	基数 6
--------------	------------------------	---------

警報監視盤 (ダストモニタ放射線監視盤, 加工検査装置)

内は、耐震計算書の部位名称を示す

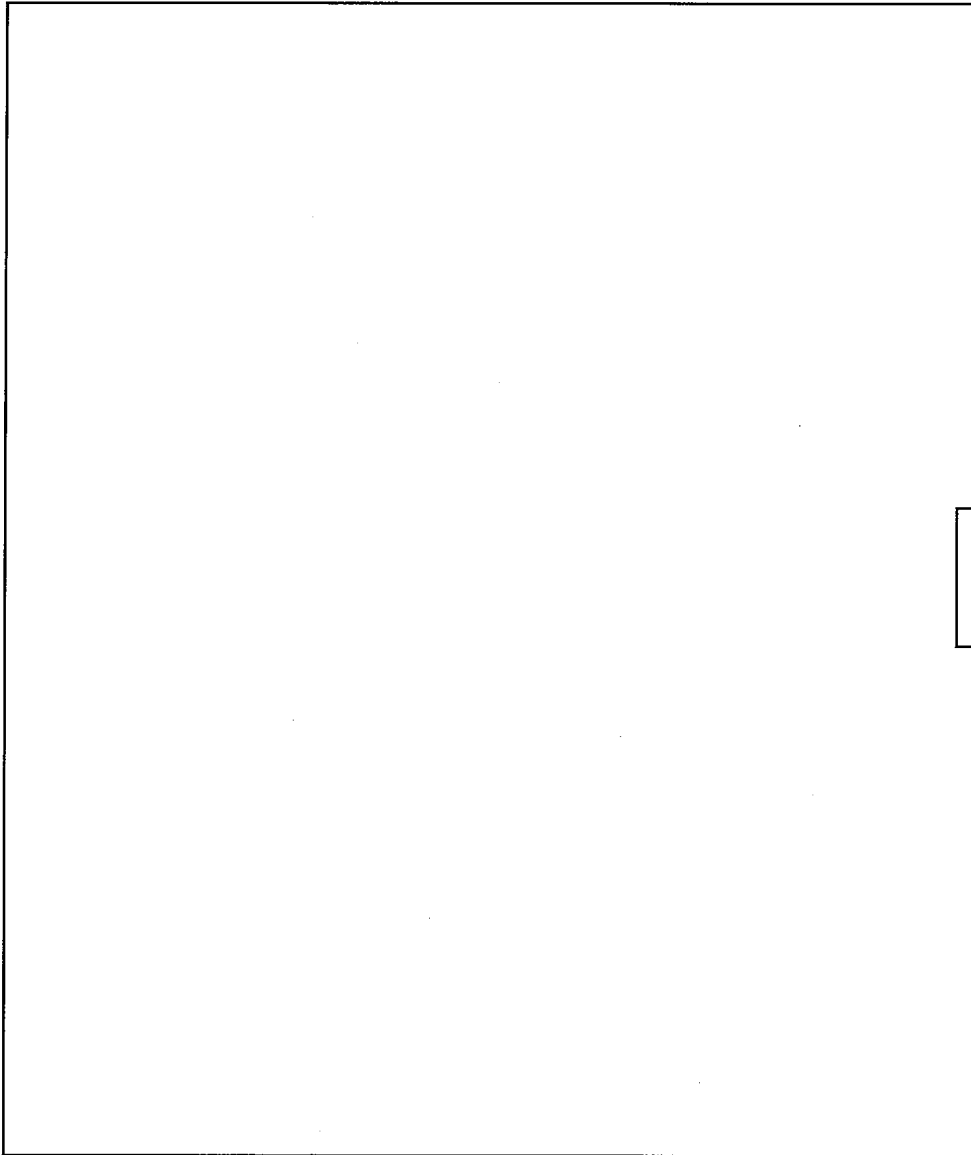


単位：mm

-  : 追加部材 (  )
-  : 追加部材 (  )
-  : 追加部材 (  )
-  : 追加ベースプレート (  )mm
-  : 追加部材 (  )

名 称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図 番	図手制一盤1(1/7)	放射線管理棟

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



警報監視盤（ダストモニタ放射線監視盤、加工棟警報盤）

\*1: 鋼製管体と架台をボルト ( ) で接続する。

\*2: 鋼製管体と架台をボルト ( ) で接続する。

- ▨: 追加部材 ( )
- ▧: 追加部材 ( )
- ▩: 追加部材 ( )
- : 追加ベースプレート ( )mm
- : 追加部材 ( )

放射線管理施設

ダストモニタ

図手制一盤1(2/7)

放射線管理棟

名

称

図

番

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

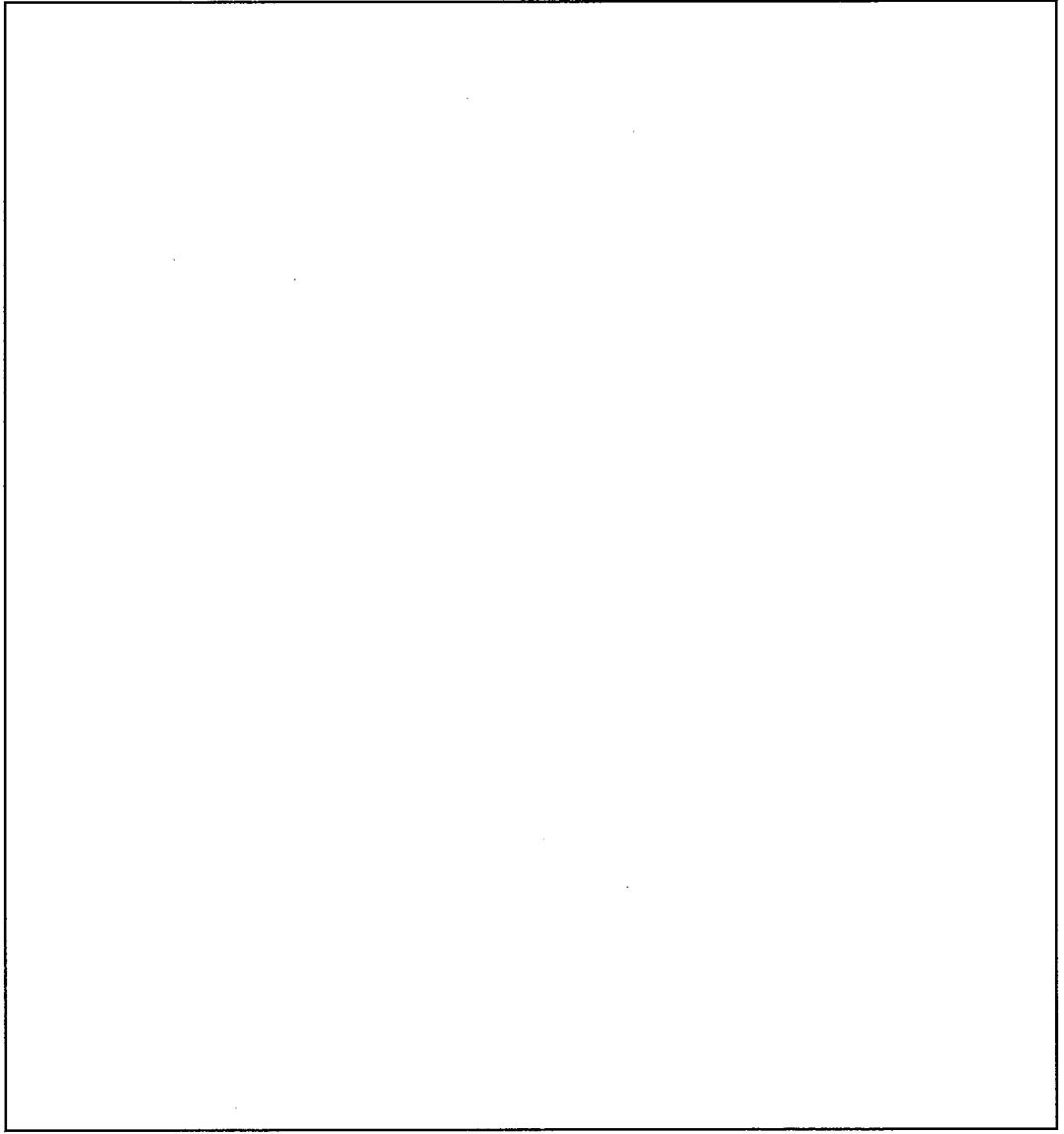
単位：mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ
図番	図チ制一盤1(3/7) 放射線管理棟

- ▨：追加部材(□)：□
- ▧：追加部材(□)：□
- ▩：追加部材(□)：□
- ：追加ベースプレート(□)mm：□
- ：追加部材(□)：□

\*3：鋼製管体と架台をボルト(□)で接続する。

□ 内は、耐震計算書の部位名称を示す



▨▨: 追加部材 (梁・柱 □ : □ )

▨▨▨: 追加ベースプレート (□mm : □ )

単位 : mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手制一盤1 (4/7)	加工棟 成型工場

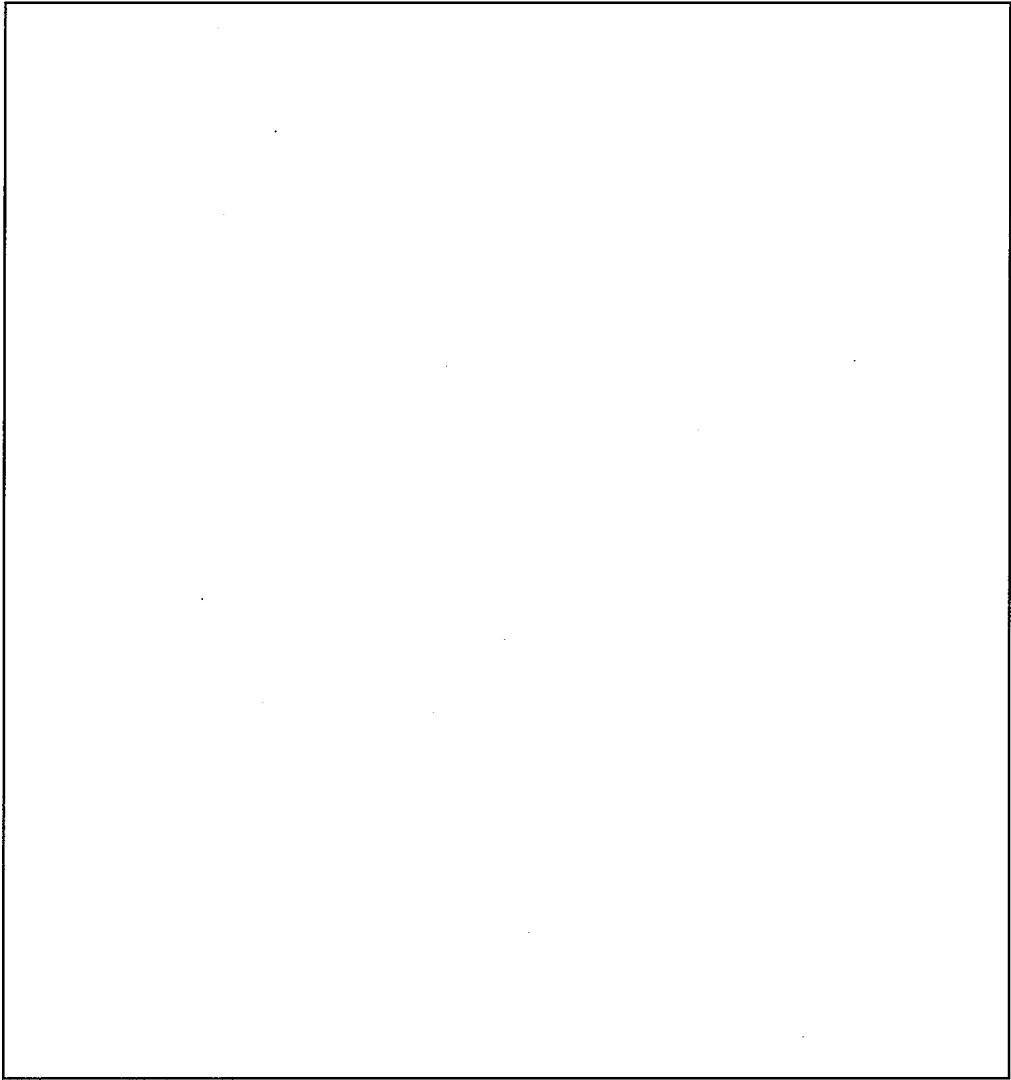
内は、耐震計算書の部位名称を示す

: 追加部材 (梁・柱  :   
: 追加ベースプレート ( mm :  )

単位 : mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ
図番	図子制一盤1 (5/7) 付属建物 第3核燃料倉庫

内は、耐震計算書の部位名称を示す



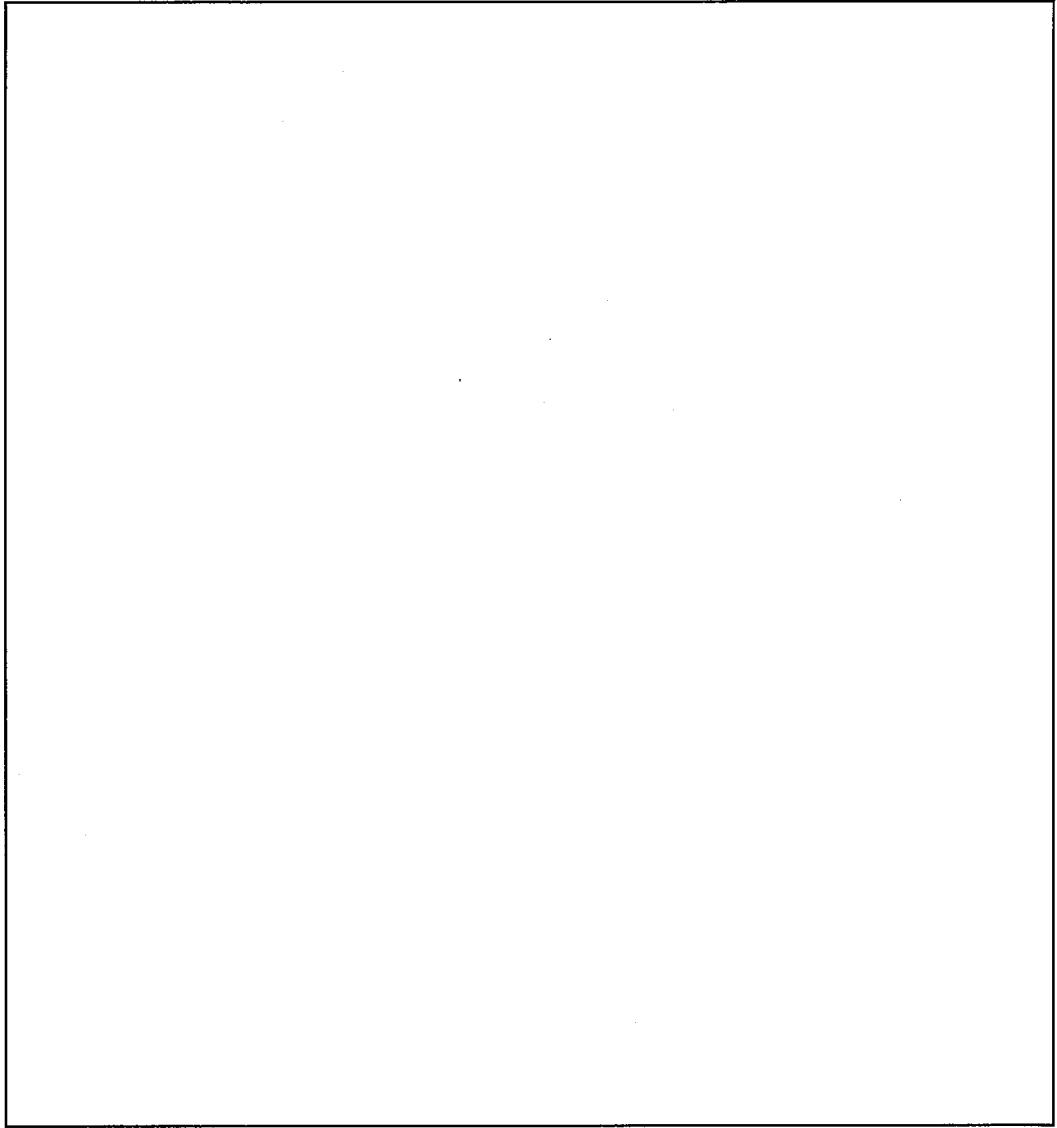
: 追加部材 (  :  )

単位: mm

名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図手制一盤1(6/7)	付属建物 第1廃棄物処理所

測定部 (第1廃棄物処理所ダストモニタ)

内は、耐震計算書の部位名称を示す



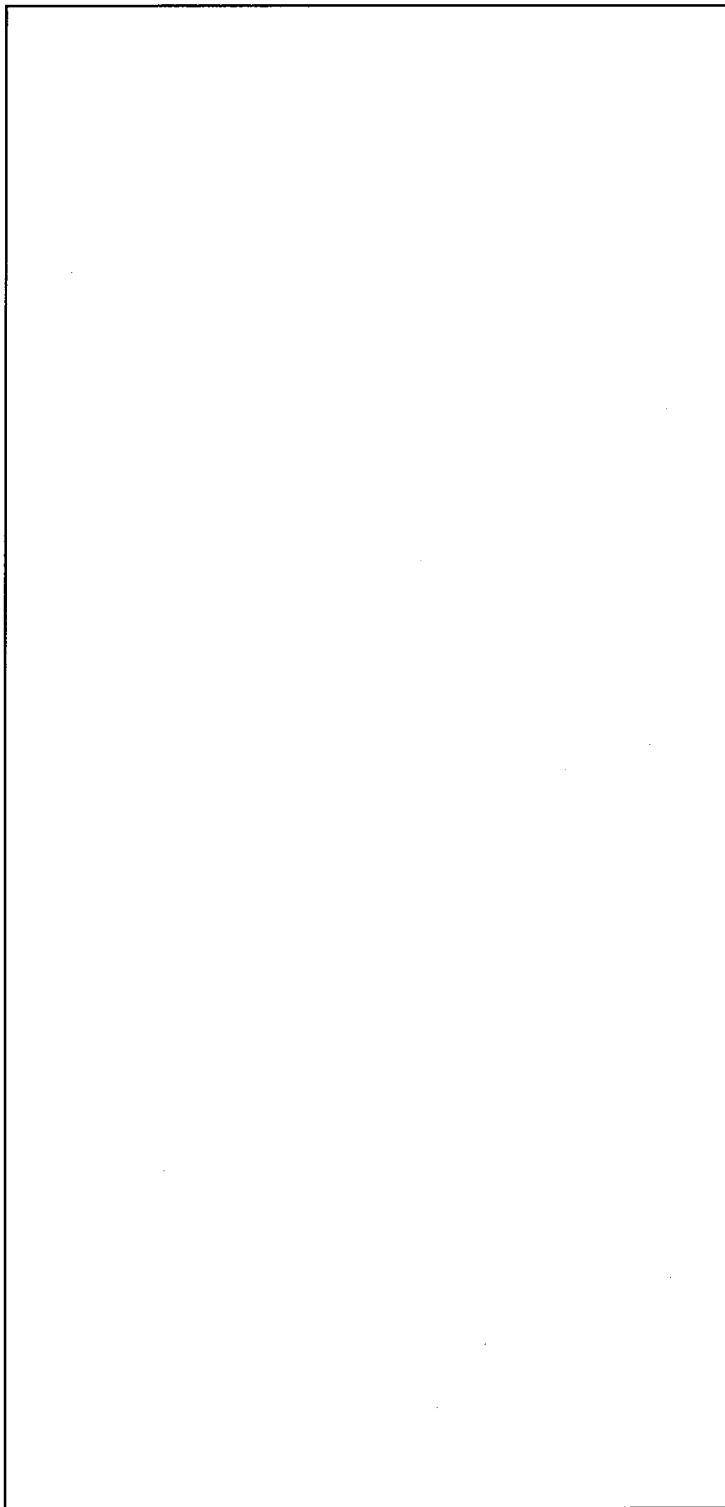
: 追加部材 (梁・柱  : )  
 : 追加ベースプレート (厚mm: )

単位 : mm


名称	放射線管理施設 ダストモニタ	
図番	図子制一盤1(7/7)	付属建物 シリندانダ洗浄棟

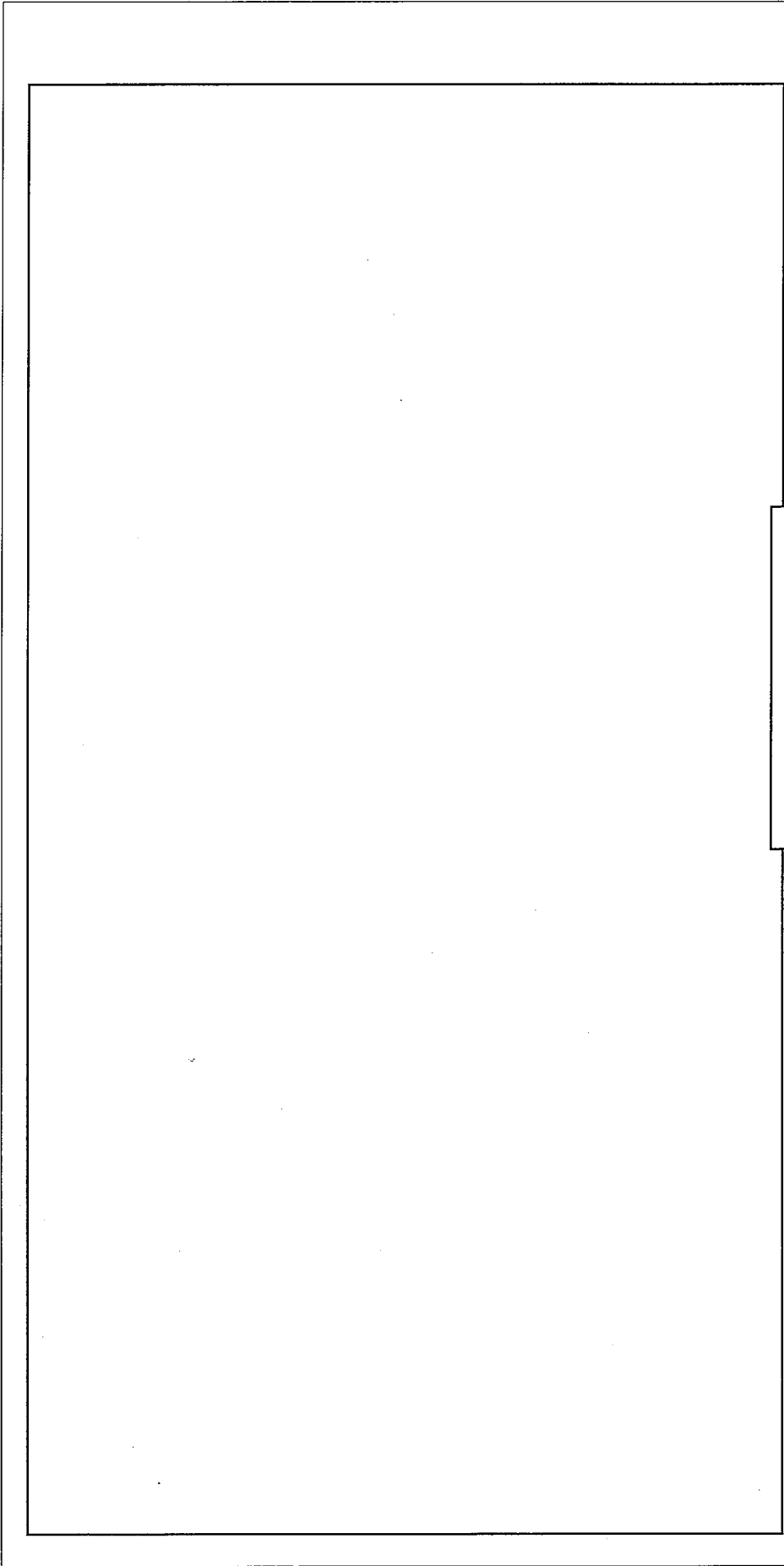


符号	機器名	変更内容
1	無停電電源装置	改造



名称	非常用電源設備 無停電電源装置機器配置図	
図番	図り配-1	放射線管理棟 管理室

凡例  
 : 申請する機器

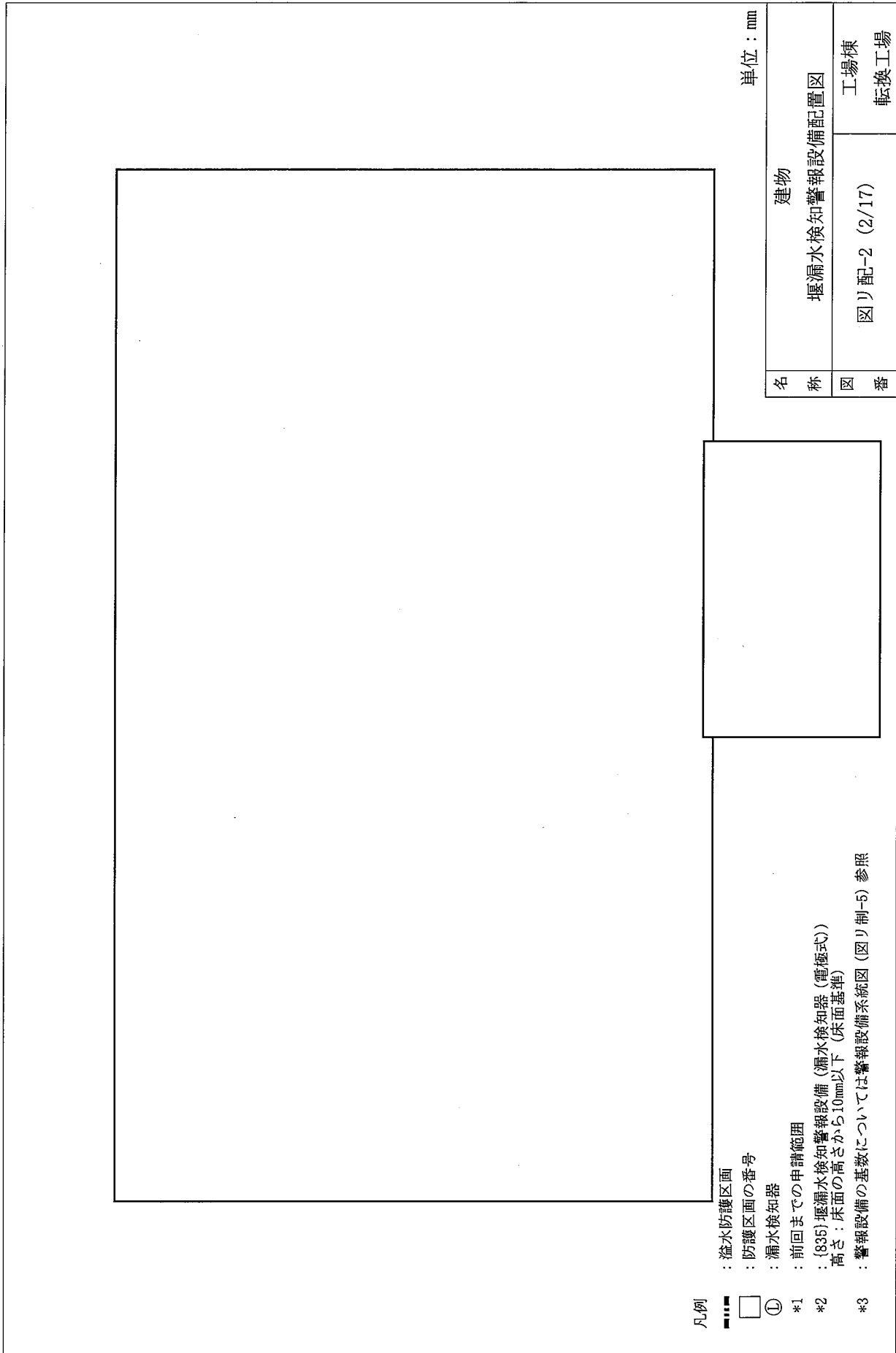


凡例

- ■ ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*2 : {835} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*3 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-5) 参照

単位 : mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図	
図番	図リ配-2 (1/17)	工場棟 転換工場

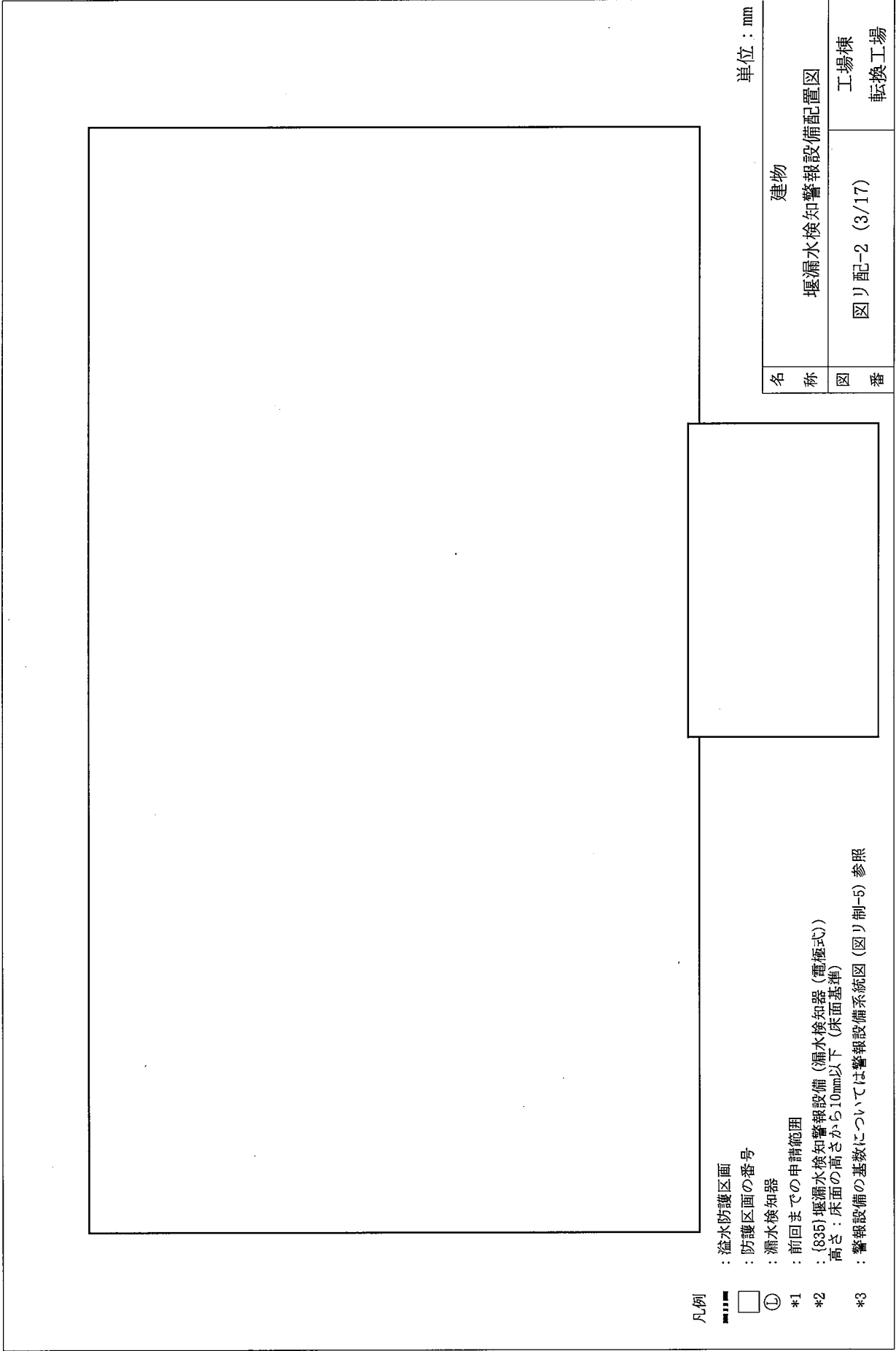


凡例

- ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*2 : {835} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*3 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-5) 参照

単位 : mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (2/17) 工場棟 転換工場

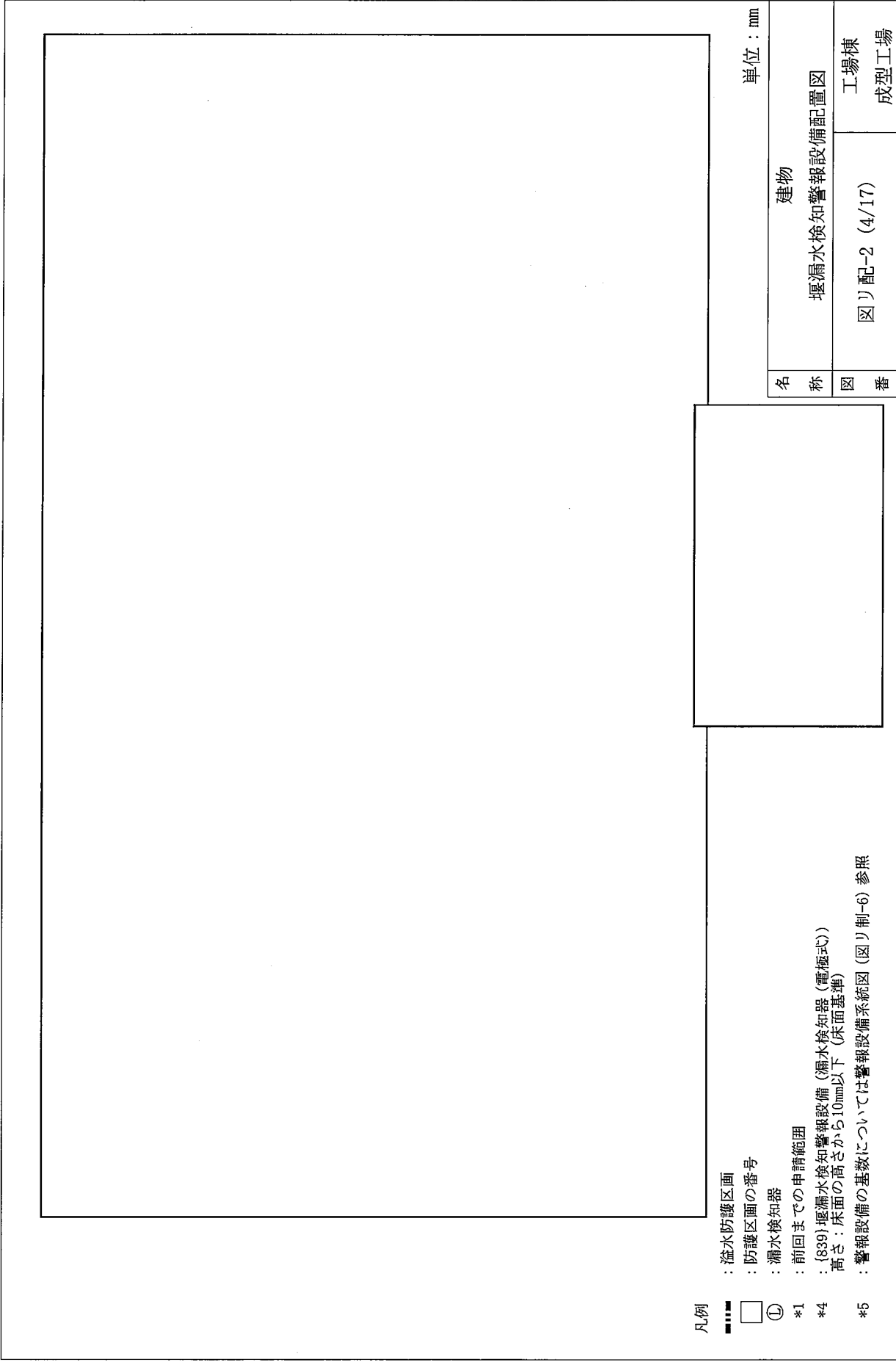


凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- Ⓛ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*2 : (835) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*3 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-5) 参照

単位 : mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図番	図リ配-2 (3/17) 工場棟 転換工場

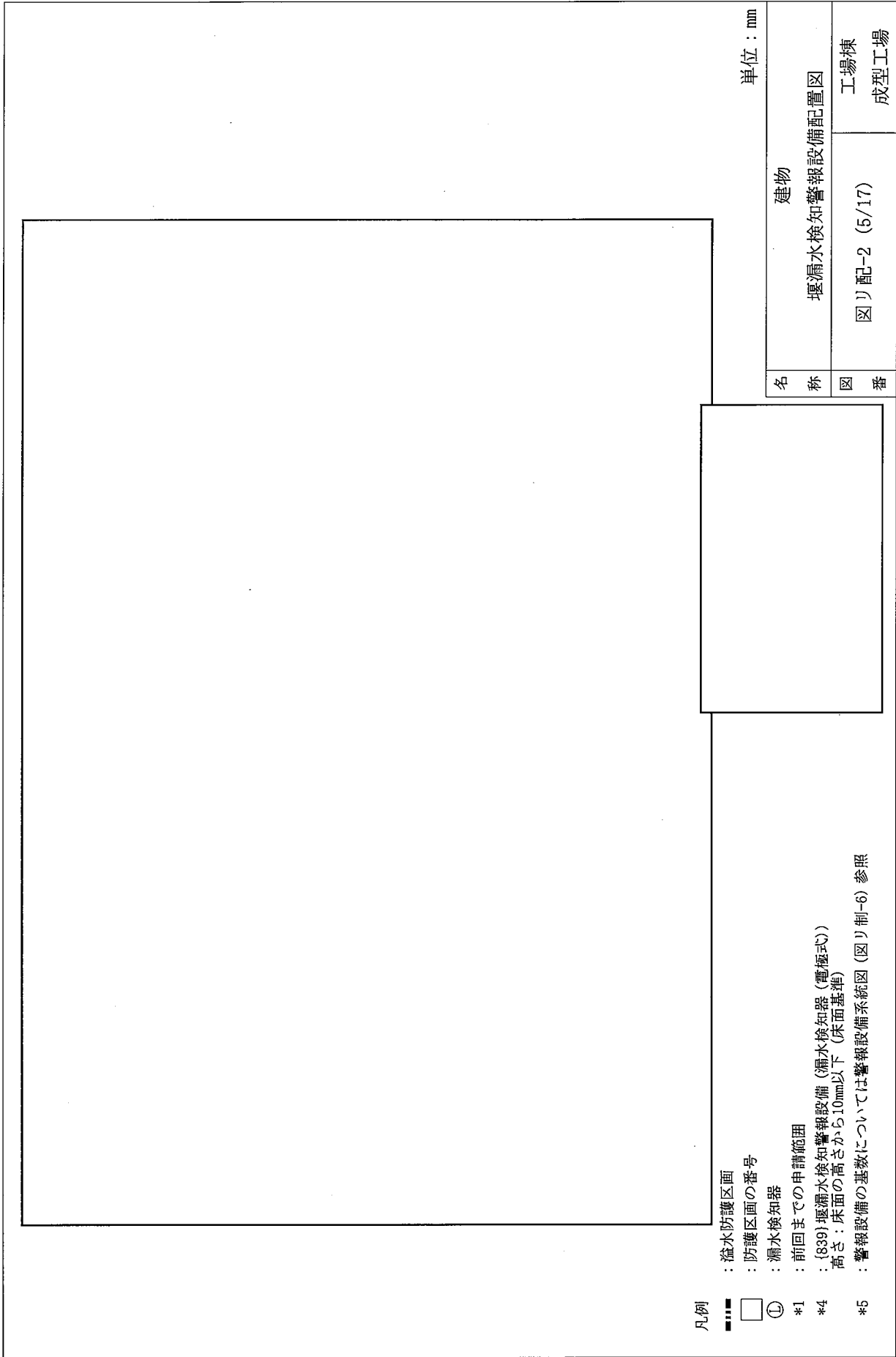


単位：mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (4/17) 工場棟 成型工場

凡例

- ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*4 : (839)堰漏水検知警報設備(漏水検知器(電極式))  
高さ：床面の高さから10mm以下(床面基準)
- \*5 : 警報設備の基数については警報設備系統図(図リ制-6)参照

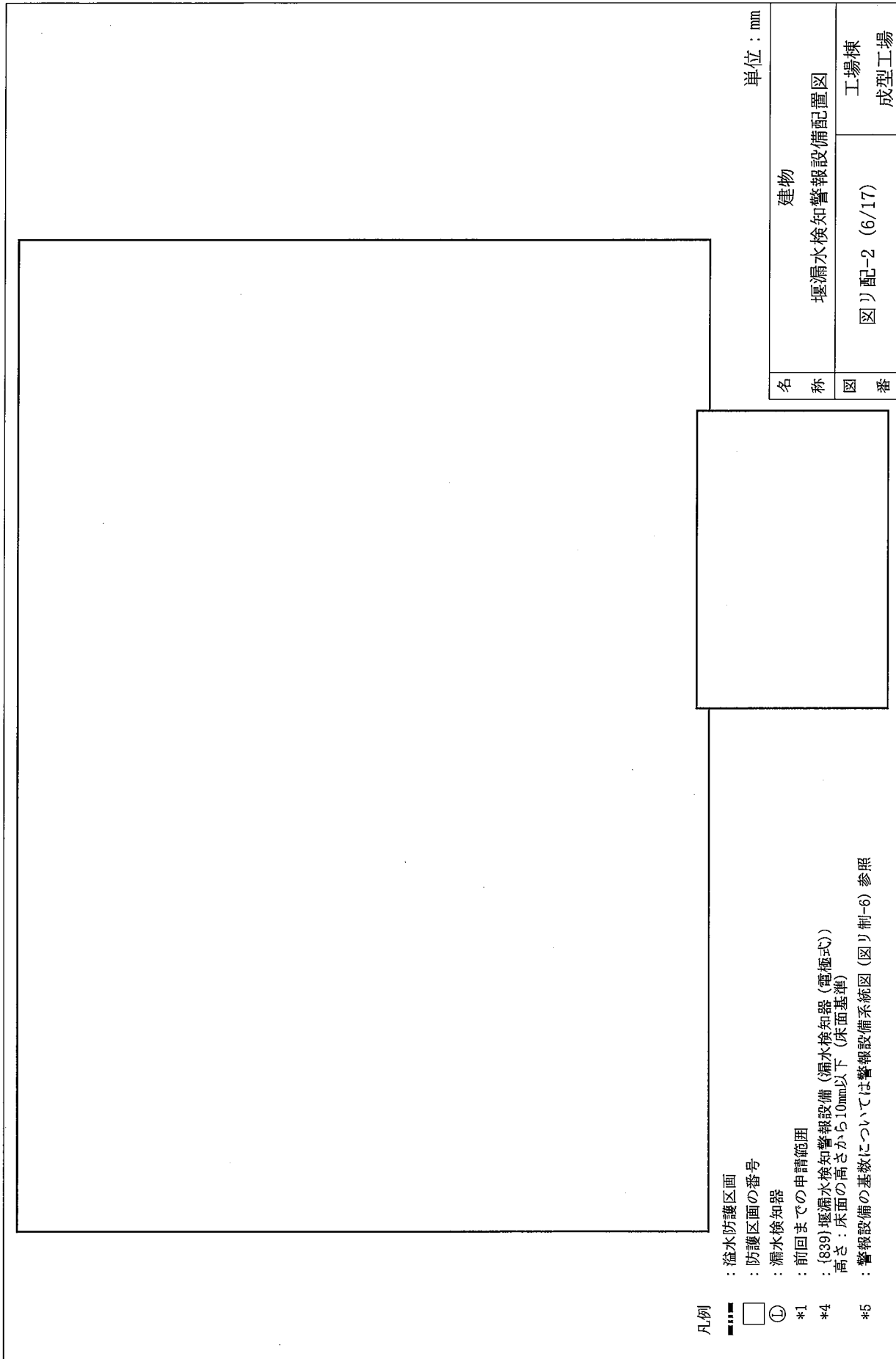


凡例

- ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*4 : {839} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ: 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*5 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図り制-6) 参照

単位: mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図番	図り配-2 (5/17) 工場棟 成型工場



凡例

■ ■ ■ ■ : 溢水防護区画

□ : 防護区画の番号

⓪ : 漏水検知器

\*1 : 前回までの申請範囲

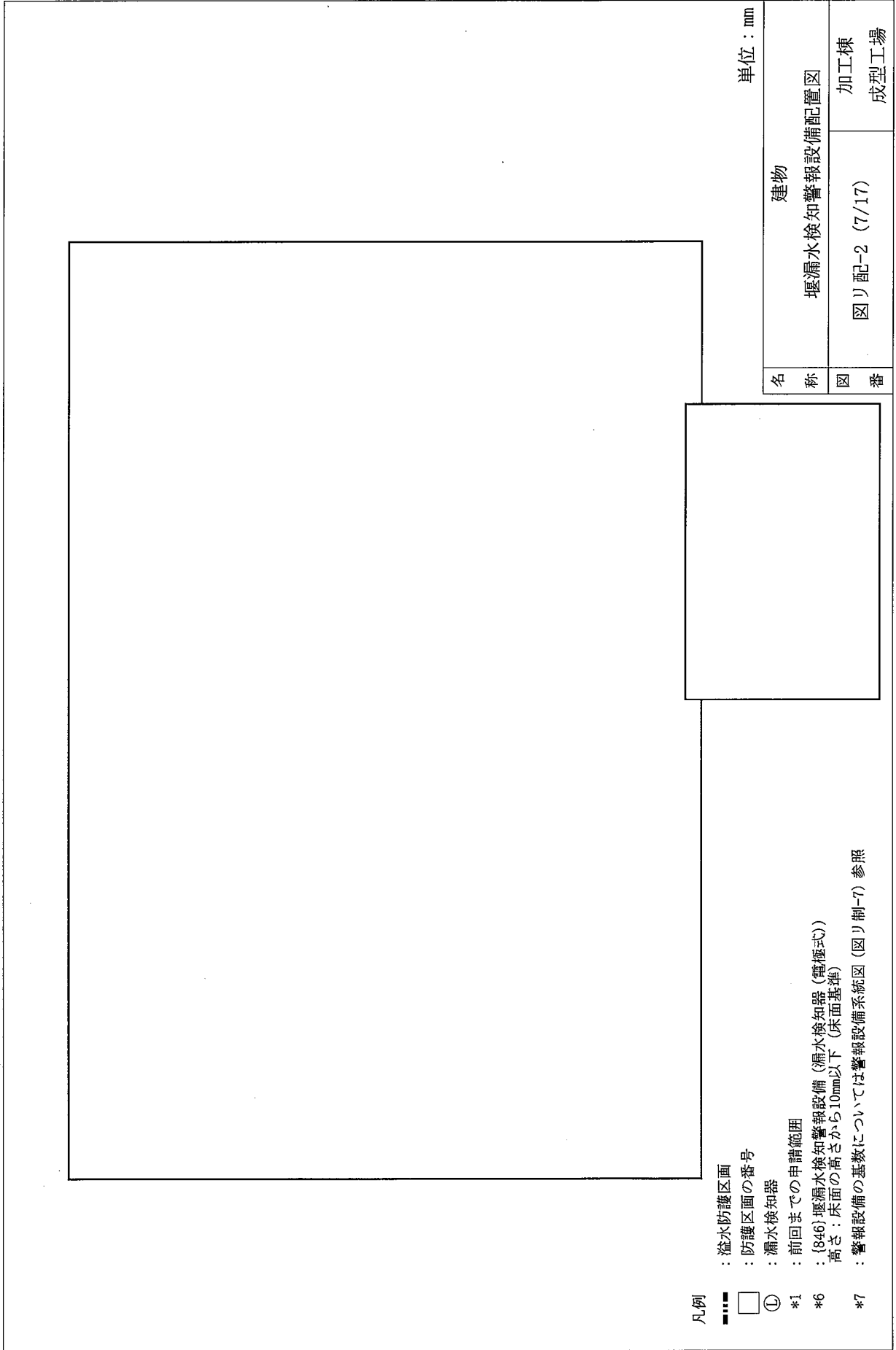
\*4 : {839} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))

高さ: 床面の高さから10mm以下 (床面基準)

\*5 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図り制-6) 参照

単位: mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図	
図番	図り配-2 (6/17)	工場棟 成型工場



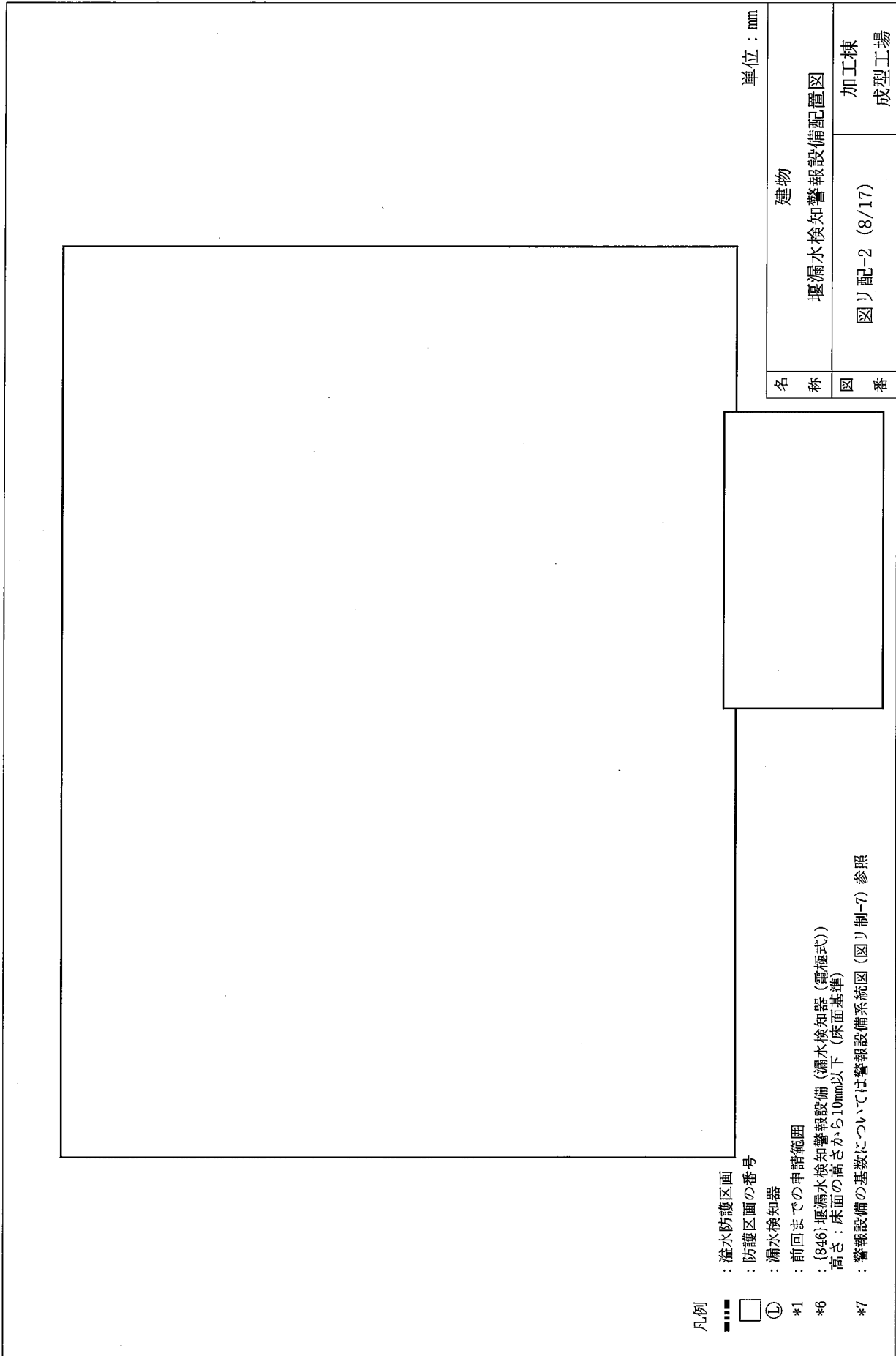
凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*6 : {846} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*7 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-7) 参照

単位 : mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図番	図リ配-2 (7/17) 加工棟 成型工場



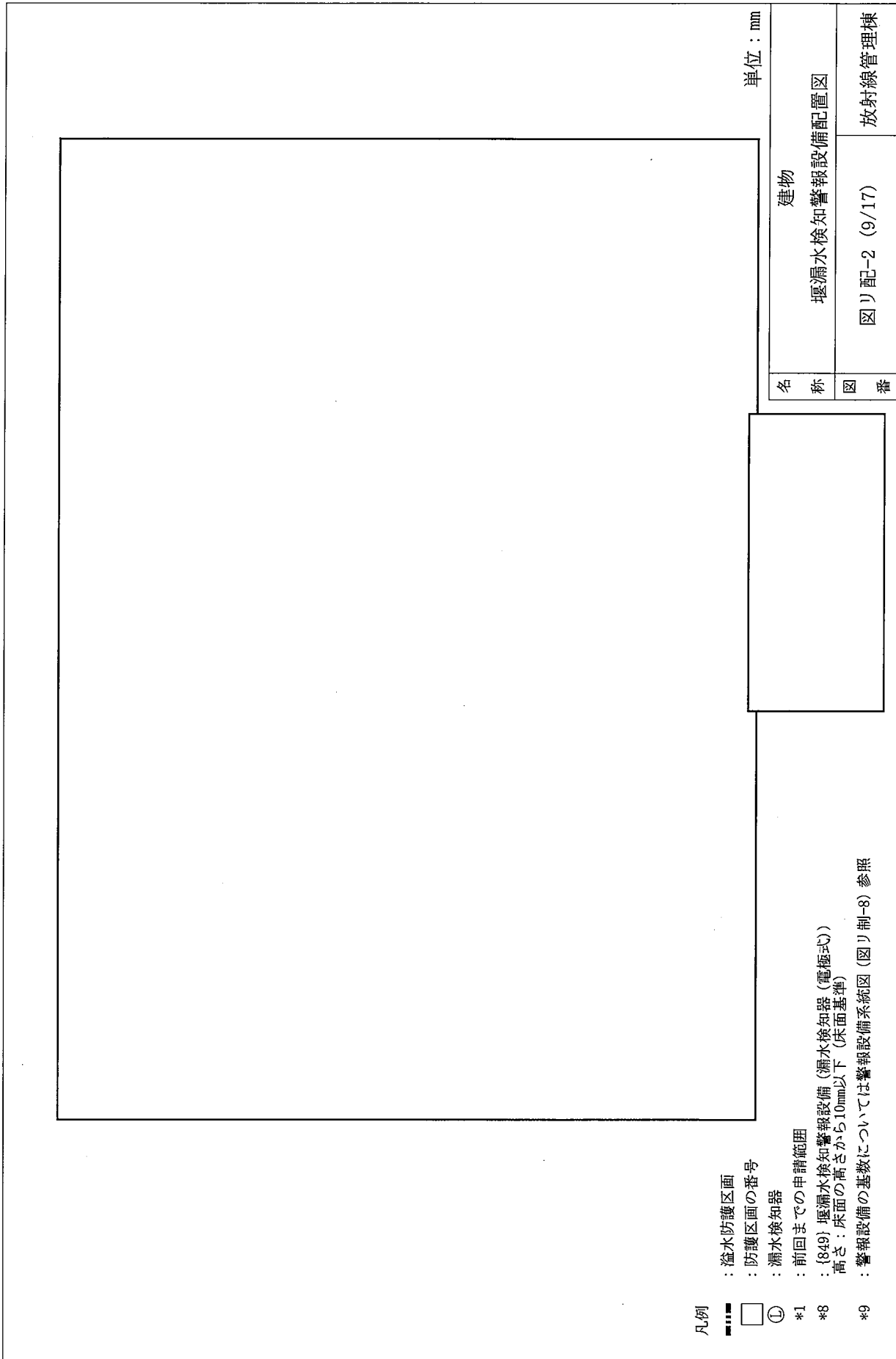


凡例

- ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*6 : (846) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ: 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*7 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図り制-7) 参照

単位: mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図	
図番	図り配-2 (8/17)	加工棟 成型工場

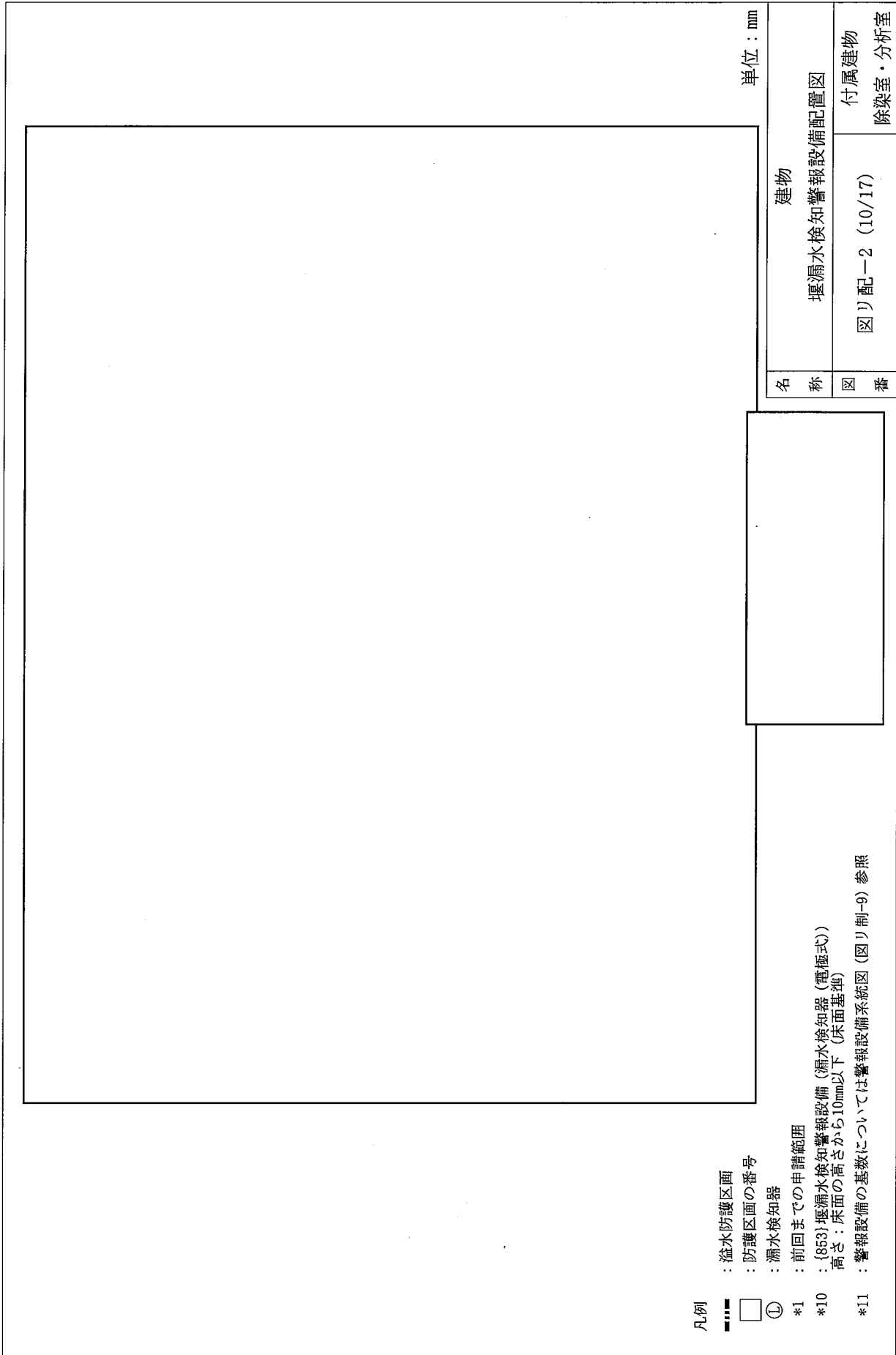


単位：mm

名称	建物 堰漏水検知警報設備配置図
図番	図り配-2 (9/17) 放射線管理棟

凡例

- ■ ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*8 : (849) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ: 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*9 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図り制-8) 参照

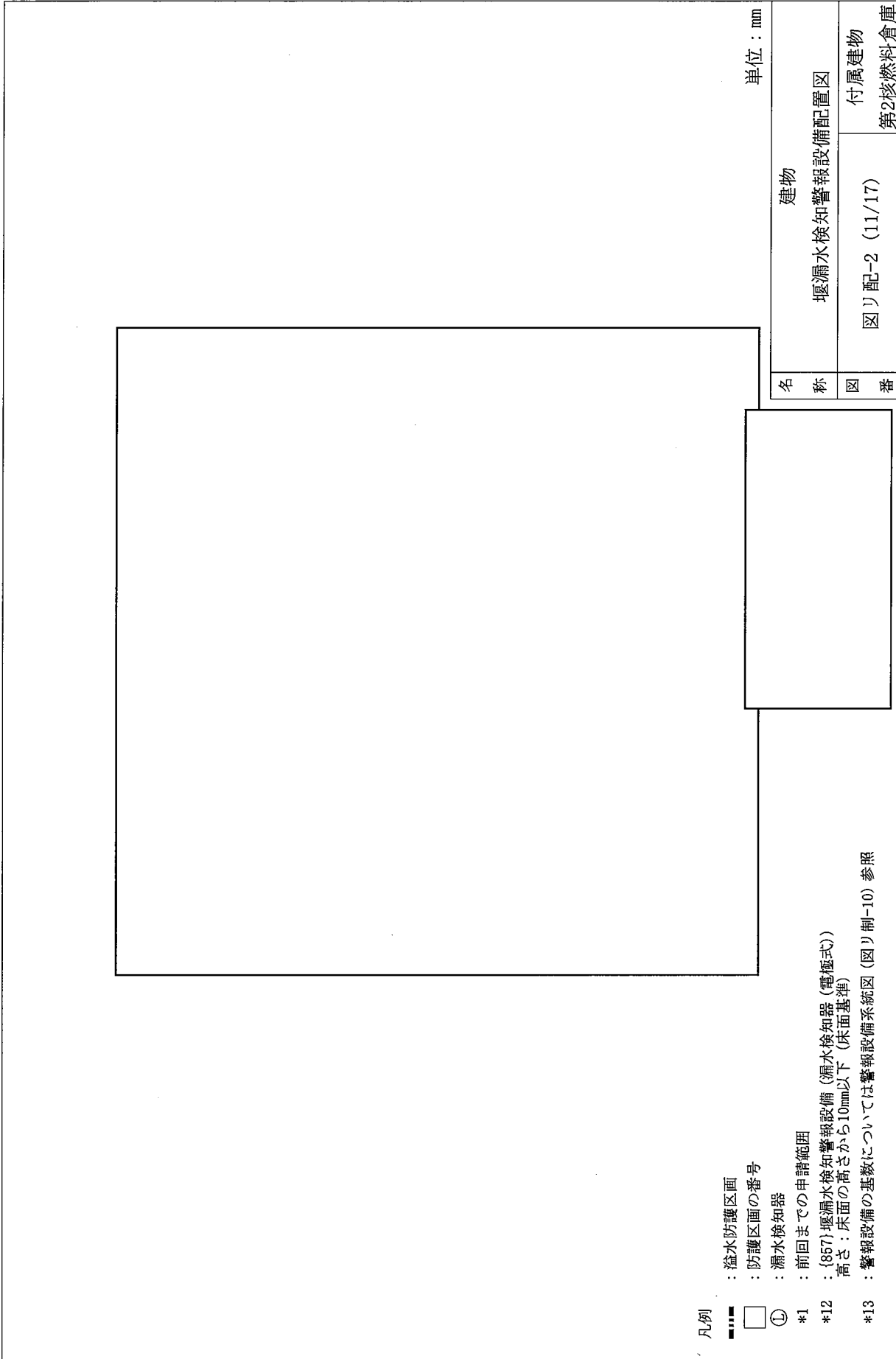


単位：mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (10/17) 付属建物 除染室・分析室

凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*10 : {853} 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ：床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*11 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-9) 参照

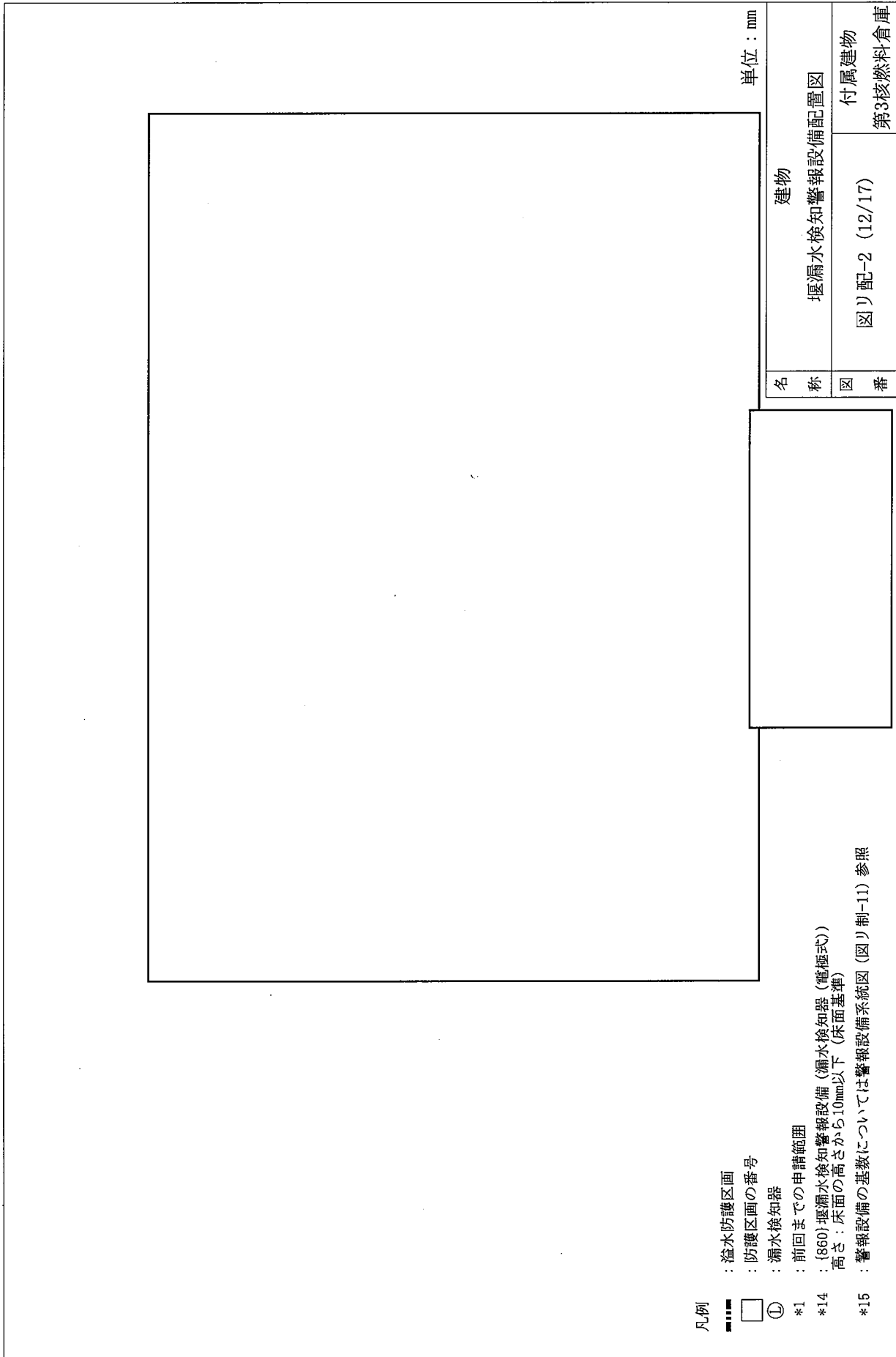


凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*12 : (857) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*13 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-10) 参照

単位 : mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (11/17) 付属建物 第2核燃料倉庫



凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*14 : (860) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*15 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図り制-11) 参照

単位 : mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図り配-2 (12/17) 付属建物 第3核燃料倉庫

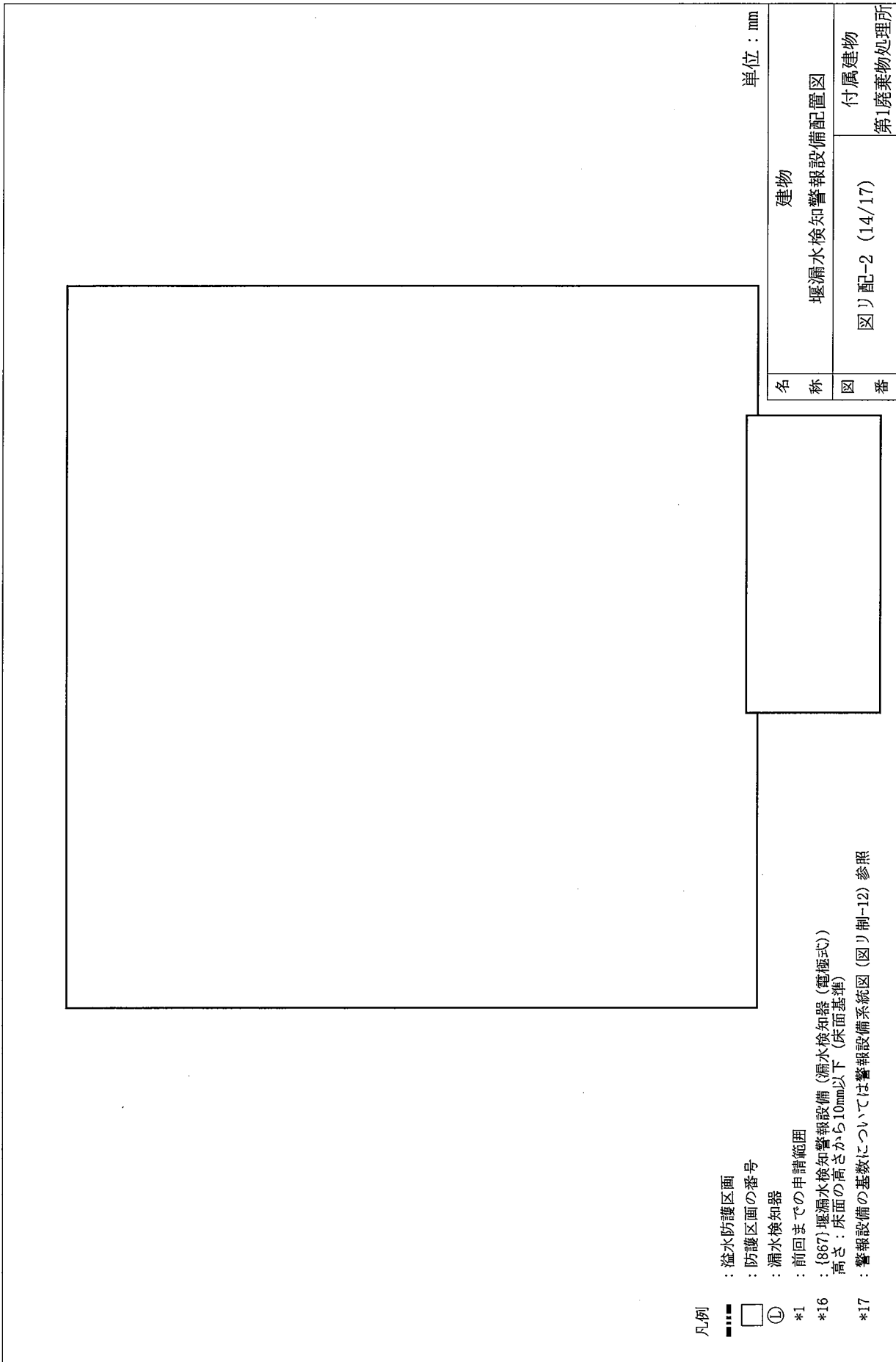
<div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 0 auto; height: 400px;"></div>	名称 図番	建物 堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (13/17)	付属建物 第3核燃料倉庫
	単位：mm		

凡例

- ■ ■ ■ : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*14 : (860) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ: 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*15 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-11) 参照

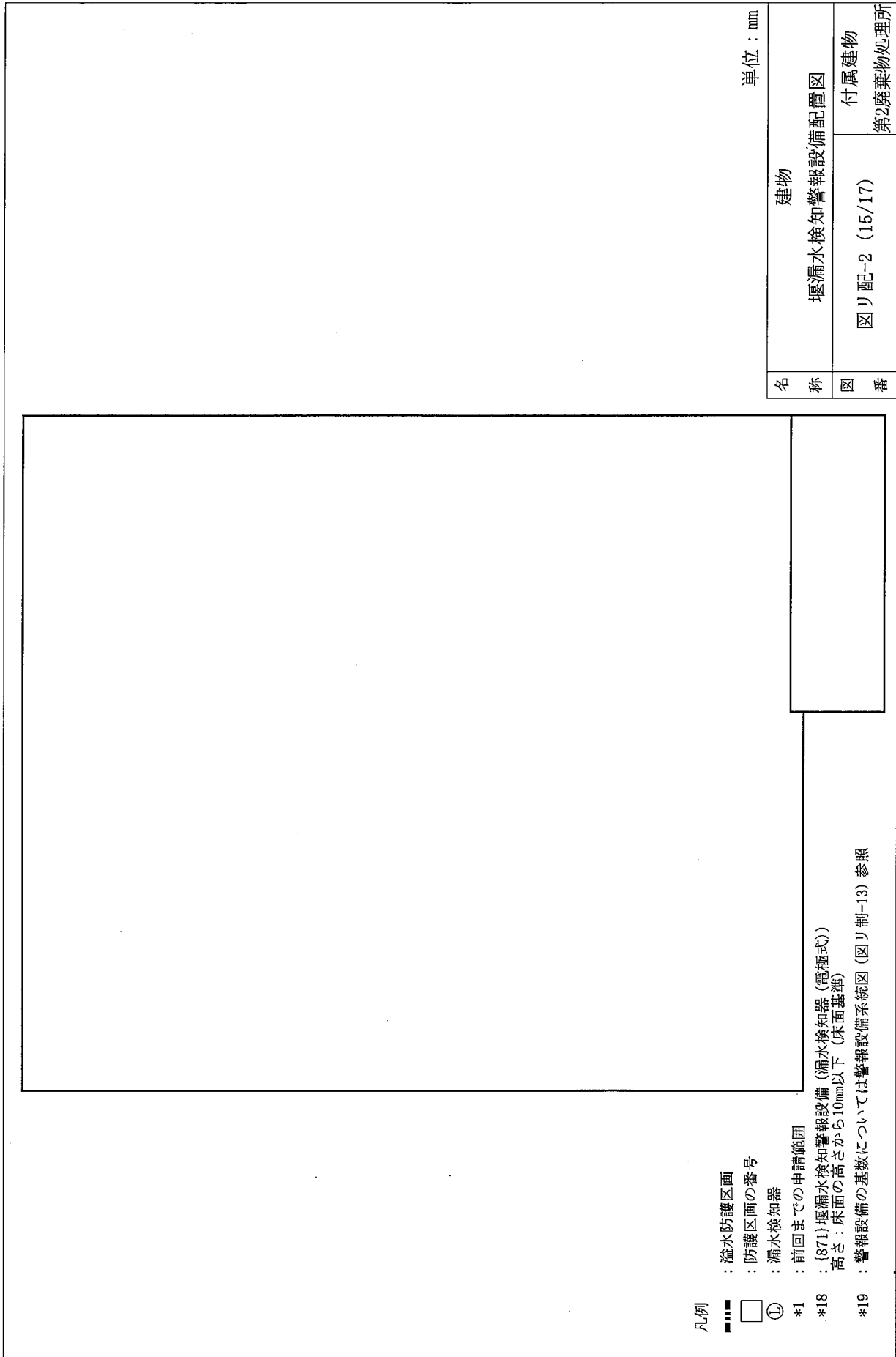
建物



単位：mm

建物	
堰漏水検知警報設備配置図	
名称	付属建物
図番	図リ配-2 (14/17)
第1廃棄物処理所	

- 凡例
- : 溢水防護区画
  - : 防護区画の番号
  - ① : 漏水検知器
  - \*1 : 前回までの申請範囲
  - \*16 : (867) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ：床面の高さから10mm以下 (床面基準)
  - \*17 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-12) 参照



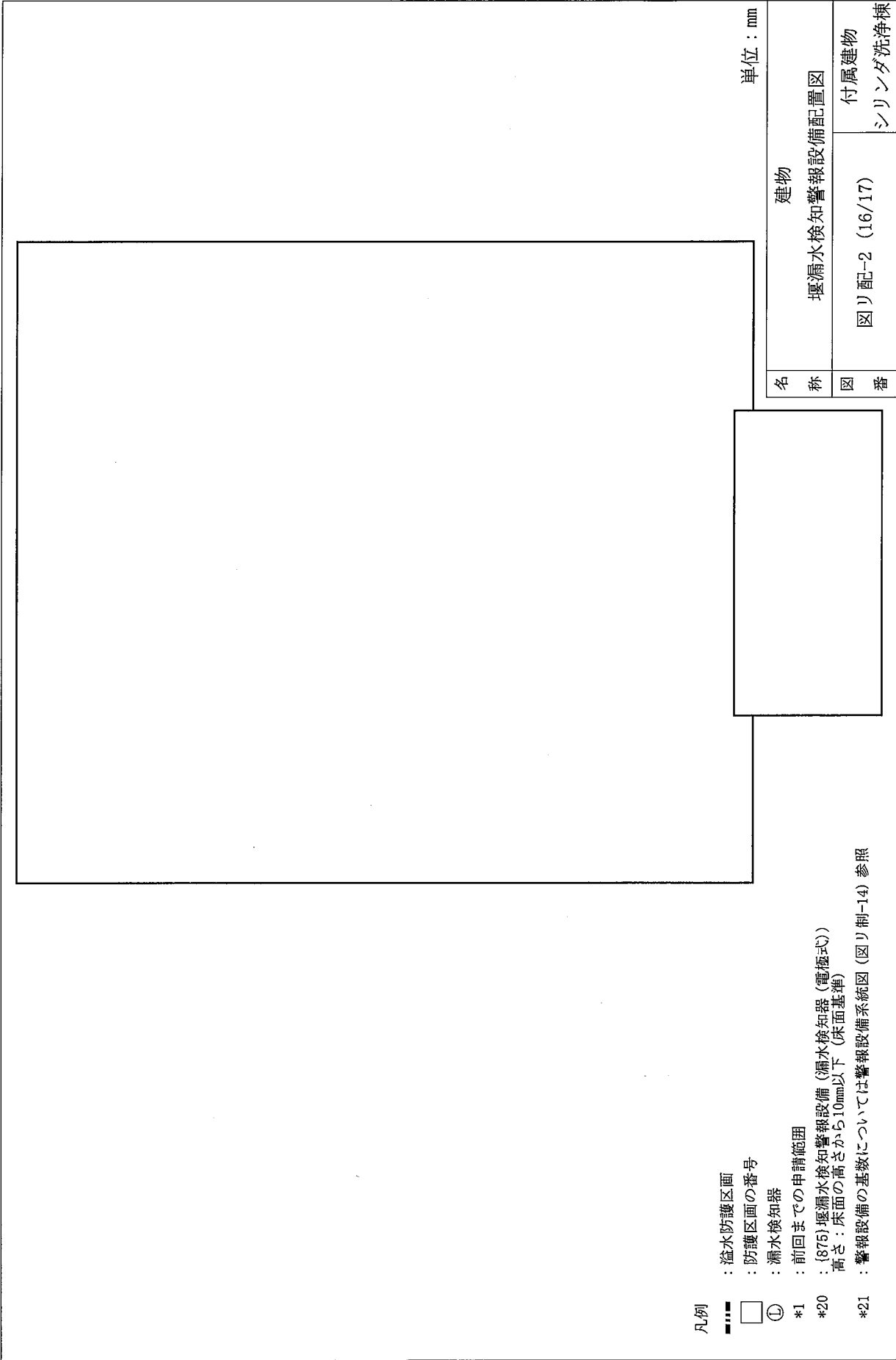
凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ① : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*18 : (871)堰漏水検知警報設備(漏水検知器(電極式))  
高さ: 床面の高さから10mm以下(床面基準)
- \*19 : 警報設備の基数については警報設備系統図(図り制-13)参照

単位: mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 付属建物 図り配-2 (15/17) 第2廃棄物処理所





凡例

- : 溢水防護区画
- : 防護区画の番号
- ⊙ : 漏水検知器
- \*1 : 前回までの申請範囲
- \*20 : (875) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))  
高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)
- \*21 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-14) 参照

単位 : mm

名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備配置図 図リ配-2 (16/17) 付属建物 シリンダ洗浄棟

凡例

■ ■ ■ ■ : 溢水防護区画

□ : 防護区画の番号

① : 漏水検知器

\*1 : 前回までの申請範囲

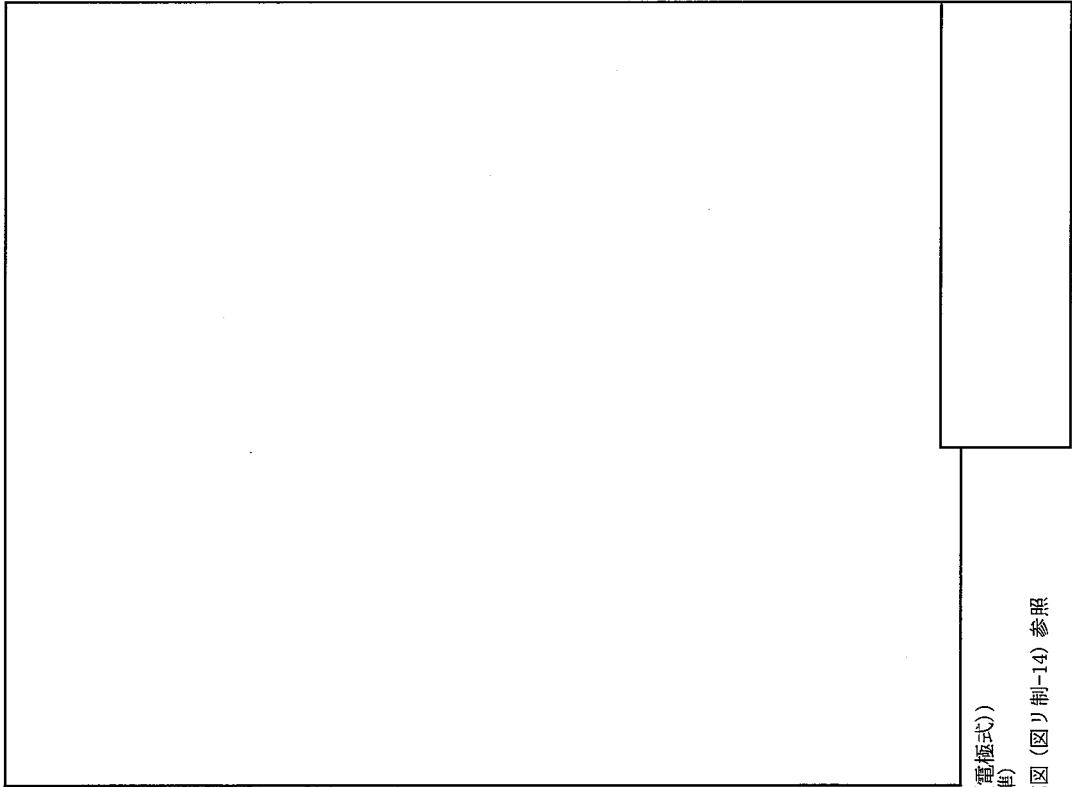
\*20 : (875) 堰漏水検知警報設備 (漏水検知器 (電極式))

高さ : 床面の高さから10mm以下 (床面基準)

\*21 : 警報設備の基数については警報設備系統図 (図リ制-14) 参照

単位 : mm

名	建物	
称	堰漏水検知警報設備配置図	
図	図リ配-2 (17/17)	付属建物
番	シリンドラ洗浄棟	

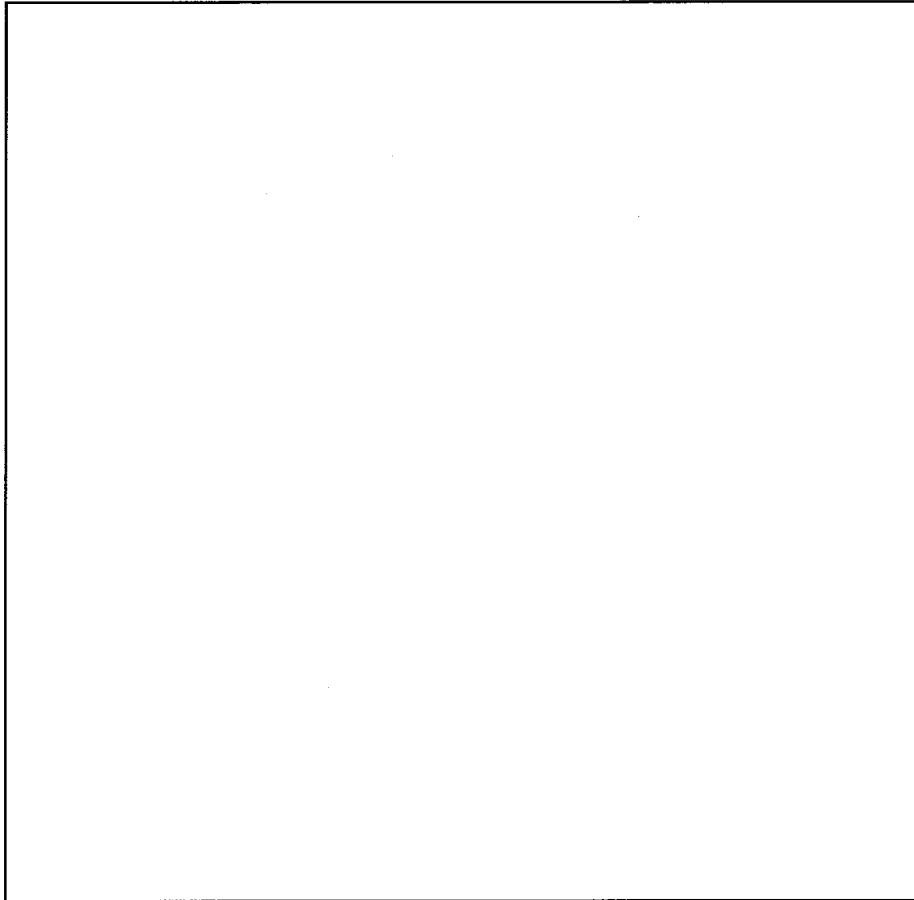


	付属設備	
	名称	窒素供給設備、水素供給設備配置図
	図番	図リ配-3(1/2) 屋外

凡例  : 申請する機器

\*1 : 水素供給設備 地震計 (サーボ式加速度センサー)

□内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

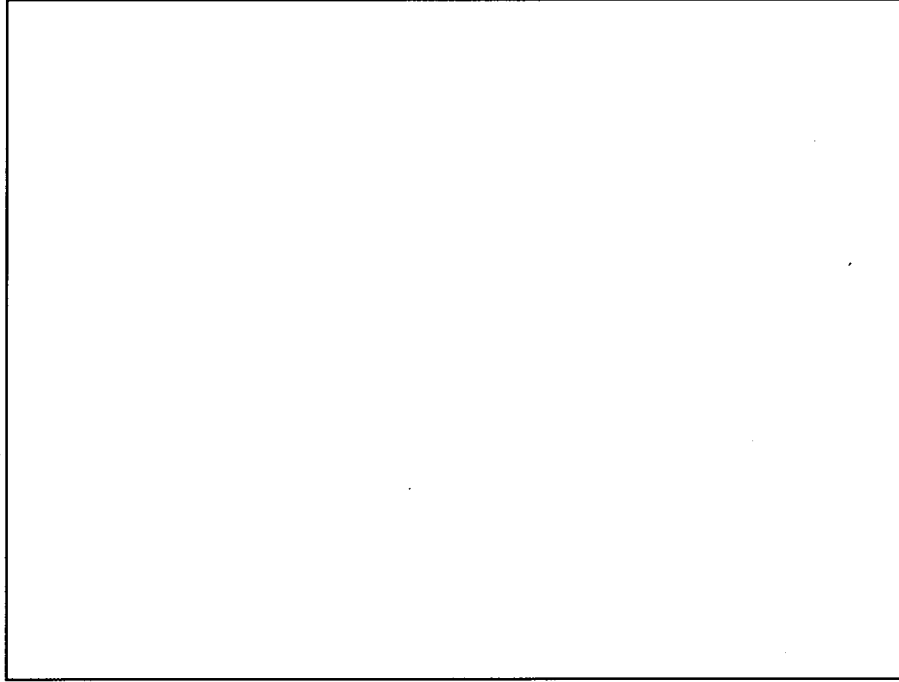
No	安全機能No	機器名称	変更内容
1	{911}	レシーバータンク(1)	改造
2	{911}	レシーバータンク(2)	改造
3	{911}	レシーバータンク(3)	改造
4	{911}	レシーバータンク(4)	改造
5	{915}	水素供給設備遮断弁(1)	改造
6	{915}	水素供給設備遮断弁(2)	改造
7	{915}	水素貯蔵所地震計IL盤A	改造
8	{915}	水素貯蔵所地震計IL盤B	改造
9	{915}	地震計A	改造
10	{915}	地震計B	改造

名称	付属設備
図番	窒素供給設備、水素供給設備配置図 図り配-3(2/2) 屋外

\*2：水素貯蔵所地震計IL盤内に設置

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		: 申請する機器
		付属設備 溢水源供給停止設備配置図
名		
称		
図	図り配一4(1/2)	屋外
番		

内は、耐震計算書の部位名称を示す



No	安全機能No	機器名称	耐震分類	変更内容
1	{916}	工業用水遮断弁(手動)	1類	新設
2	{917} {918}	工業用水遮断弁(自動)	3類	新設
3	{916}	水道水遮断弁(手動)	1類	新設
4	{917} {918}	水道水遮断弁(自動)	3類	新設
5	{919}	蒸気遮断弁(1)	1類	新設
6	{919}	蒸気遮断弁(2)	1類	新設
7	{917}	地震計	3類	新設
8	{920}	地震計(1)	1類	新設
9	{920}	地震計IL盤(蒸気)	1類	新設
10	{920}	地震計(2)	1類	新設
11	{920}	地震計IL盤(シリンダ蒸気)	1類	新設

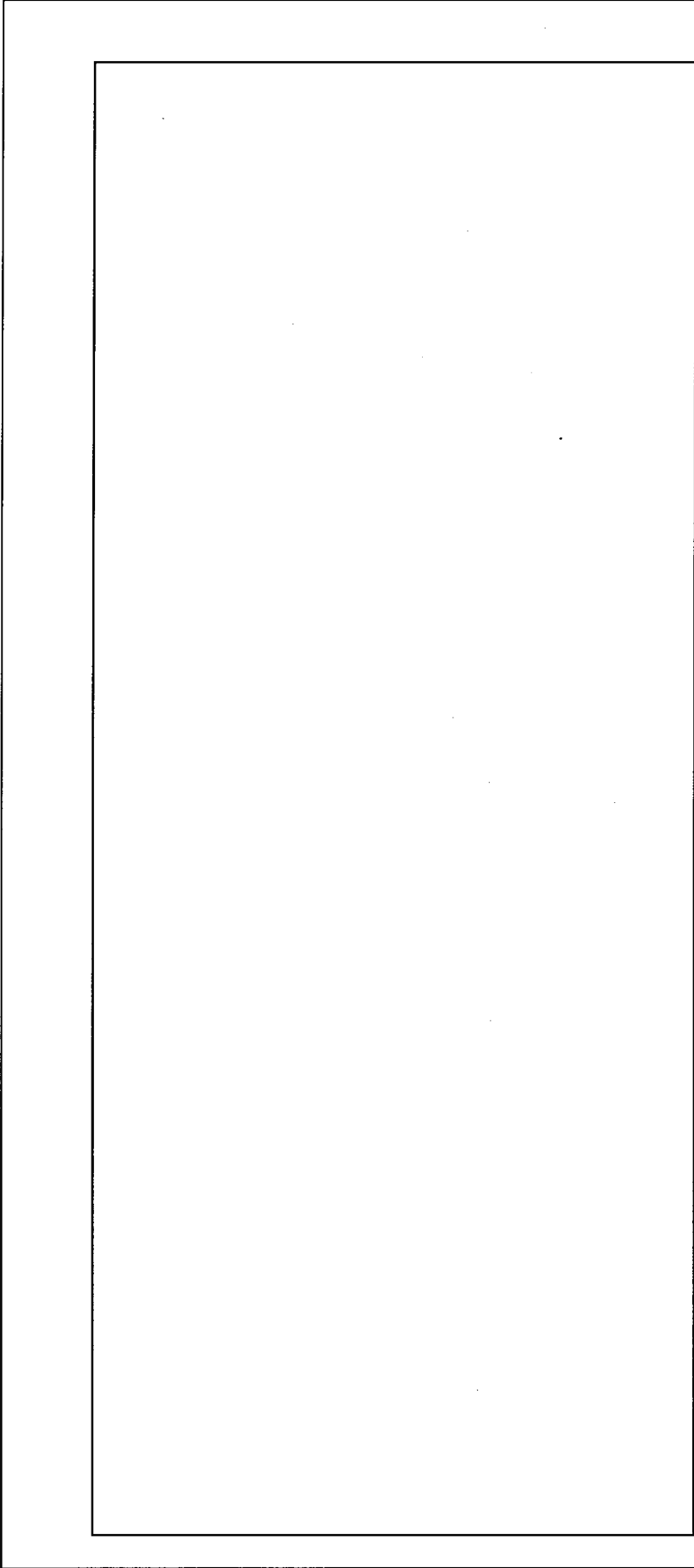
名称

付属設備  
溢水源供給停止設備配置図

図番

図リ配一4(2/2)

屋外

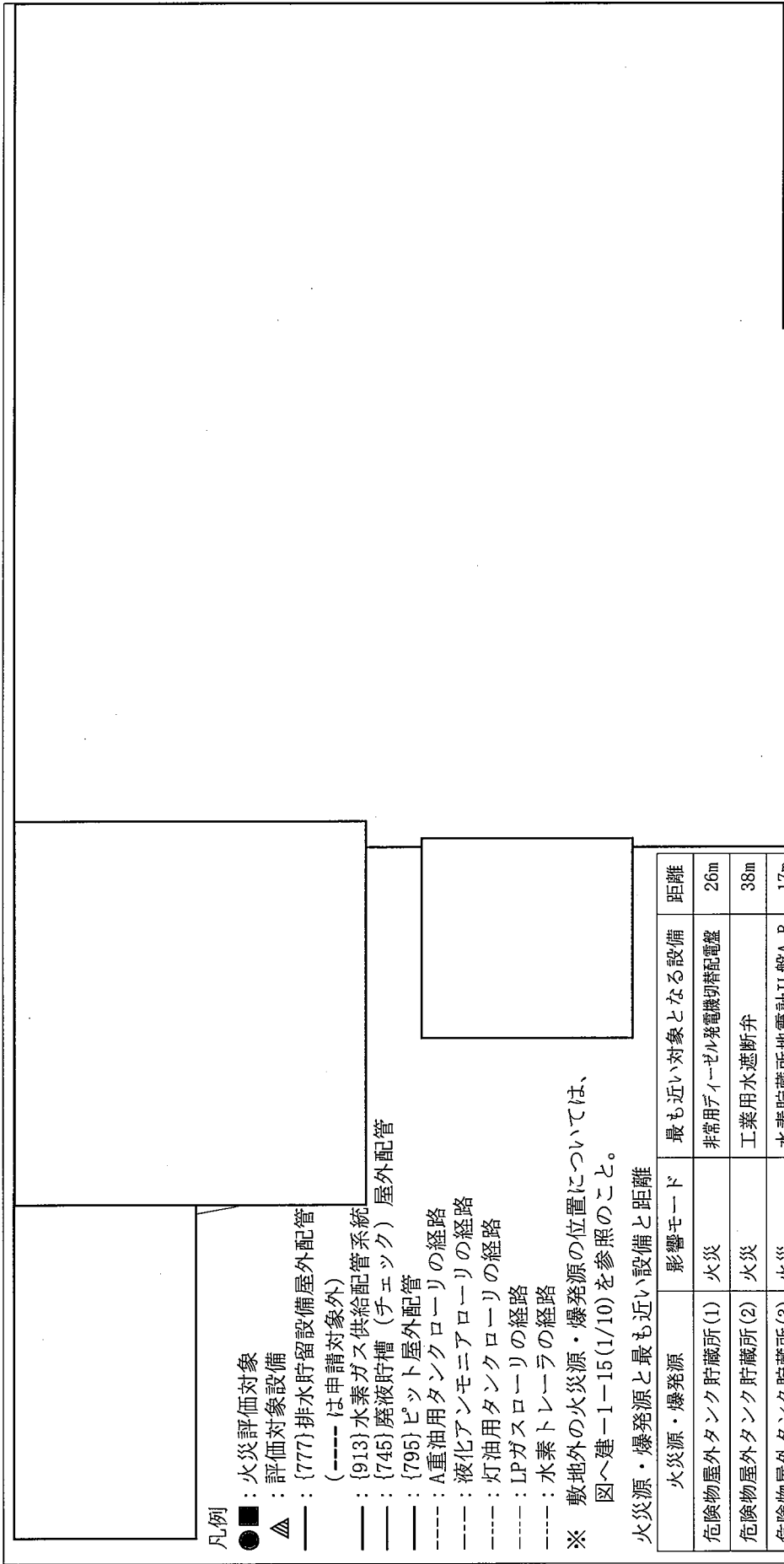


付属設備  
(原料貯蔵所)

符号	機器名称	変更内容
1	ウレシリンダダ秤重器	改造

▨：申請する機器

名称	付属設備 機器配置図
図番	図リ配-5
	付属建物 原料貯蔵所



凡例

- : 火災評価対象
- ▲ : 評価対象設備
- : {77}排水貯留設備屋外配管 (---- は申請対象外)
- : {913}水素ガス供給配管系統
- : {745}廢液貯槽 (チェック) 屋外配管
- : {795}ピット屋外配管
- : A重油用タンクローリーの経路
- : 液化アンモニアローリーの経路
- : 灯油用タンクローリーの経路
- : LPガスローリーの経路
- : 水素トラレーラの経路

※ 敷地外の火災源・爆発源の位置については、図へ建一1-15(1/10)を参照のこと。

火災源・爆発源と最も近い設備と距離

火災源・爆発源	影響モード	最も近い対象となる設備	距離
危険物屋外タンク貯蔵所(1)	火災	非常用ディーゼル発電機切替配電盤	26m
危険物屋外タンク貯蔵所(2)	火災	工業用水遮断弁	38m
危険物屋外タンク貯蔵所(3)	火災	水素貯蔵所地震計IL盤A, B	17m
高压ガス製造所	火災・爆発*1	非常用ディーゼル発電機切替配電盤	54m
A重油用タンクローリー	火災	非常用ディーゼル発電機切替配電盤	25m
灯油用タンクローリー	火災	水素貯蔵所地震計IL盤A, B	9m
液化アンモニアローリー	火災・爆発*2	非常用ディーゼル発電機切替配電盤	30m
LPガスローリー	火災・爆発*3	ダストモニタ配管系統	30m
水素トラレーラ	爆発*4	ダストモニタ配管系統	30m

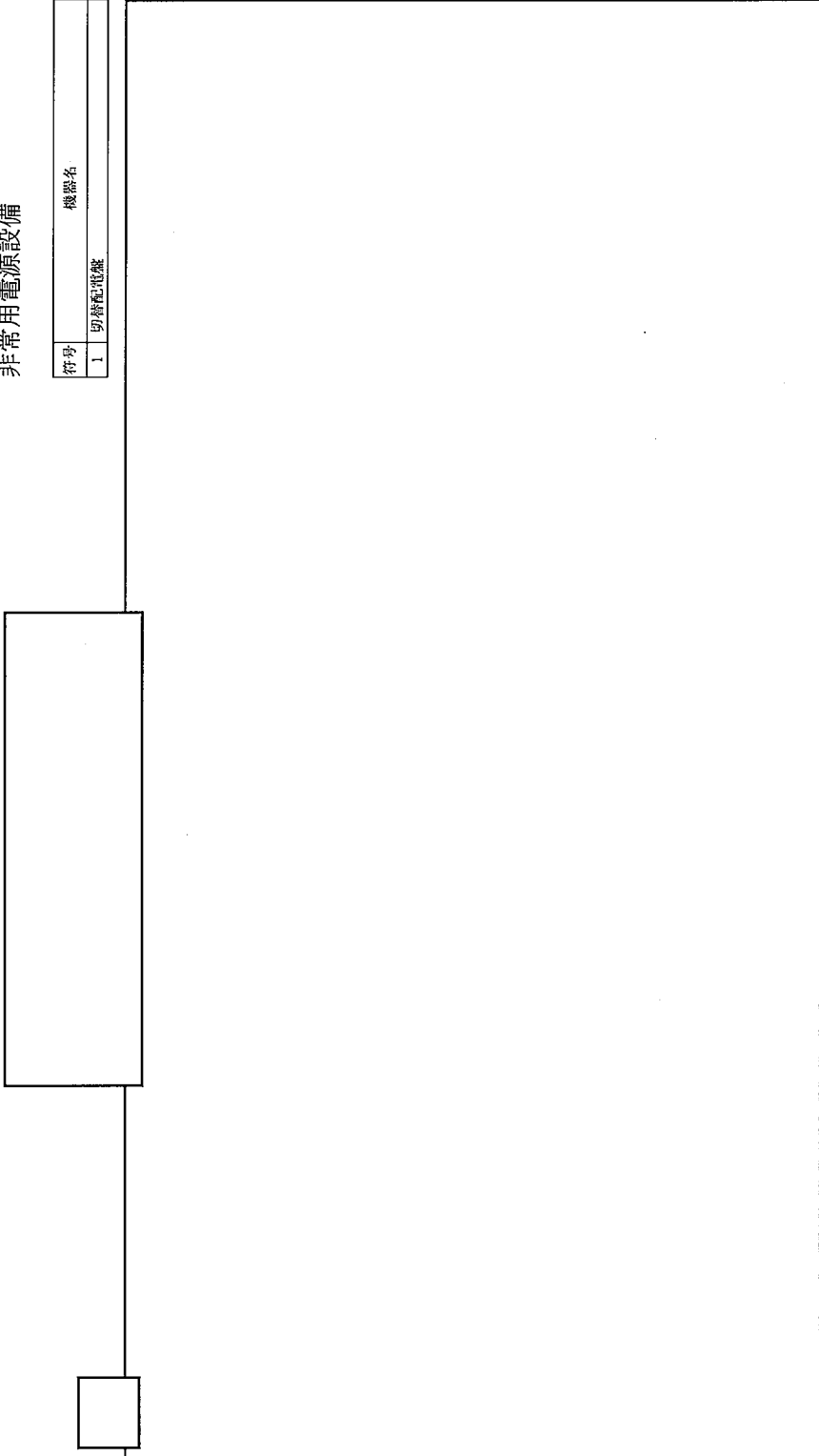
- \*1 : 危険限界距離 26.6m
- \*2 : 危険限界距離 26.0m
- \*3 : 保安距離 15.0m
- \*4 : 第一種設備距離 17.0m
- \*5 : 保温材を設置する。一部の配管は地下共同溝内に設置する。(詳細図ト配-液2参照)

名称	外部火災・爆発源と機器配置図
図番	図り配一6



非常用電源設備

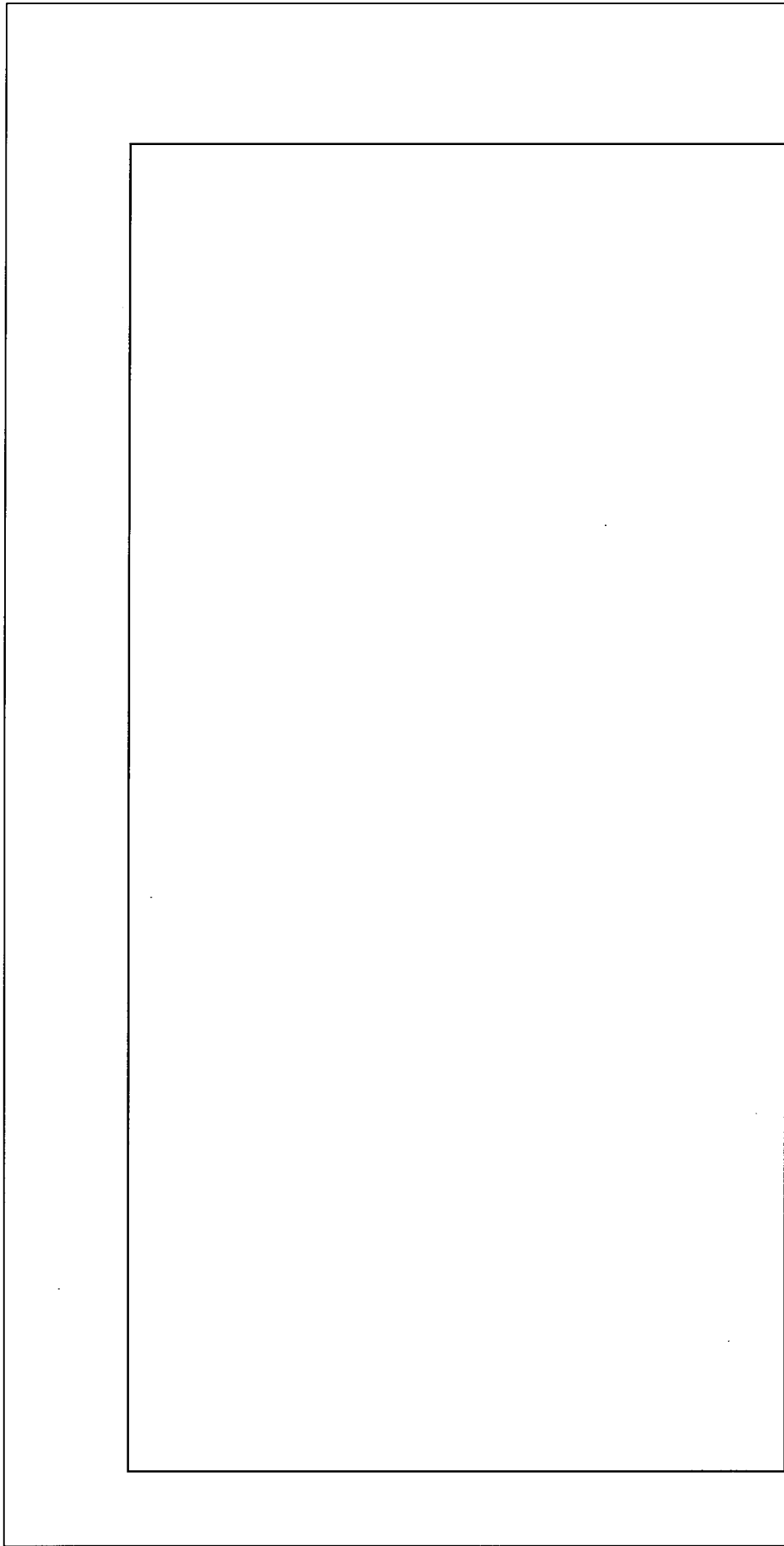
符号	機器名	変更内容
1	切替配電盤	改造



 : 本申請の対象機器

名称	非常用電源設備	機器配置図
図番	非常用ディーゼル発電機	付属建物 発電機室
	図り配-7	

\*1 : {887} {888} 非常用電源設備 非常用ディーゼル発電機  
非常用ディーゼル発電機は申請済



凡例



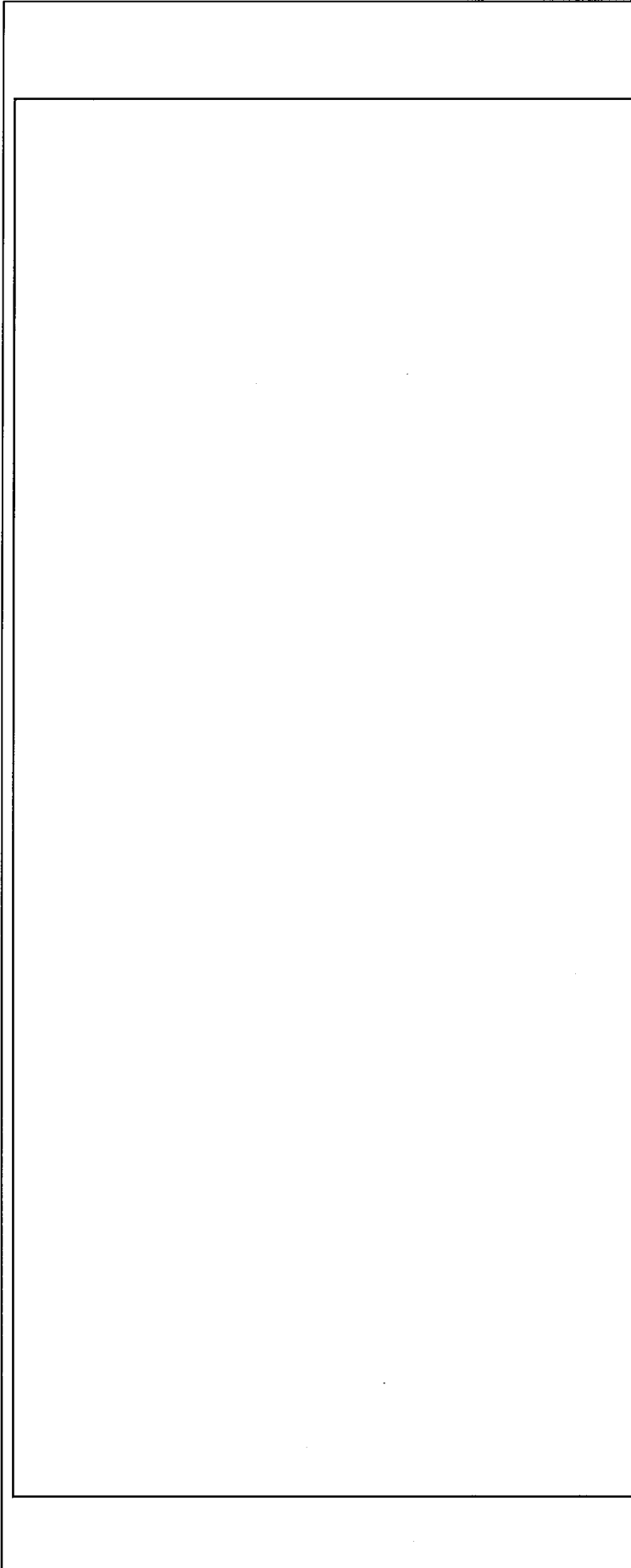
: 逆止弁

— : 耐震重要度分類第3類



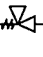
---- : 前回までの申請範囲

----- : 設工認申請対象外

名称	付属設備 窒素供給設備系統図	
図番	図リ系--1	屋外



凡例

-  : 自動弁
-  : 減圧弁
-  : 安全弁
- : 耐震重要度分類第1類
- : 耐震重要度分類第3類
- : インターロック信号線
- - - - : 設工認申請対象外
- - - - : 前回までの申請範囲

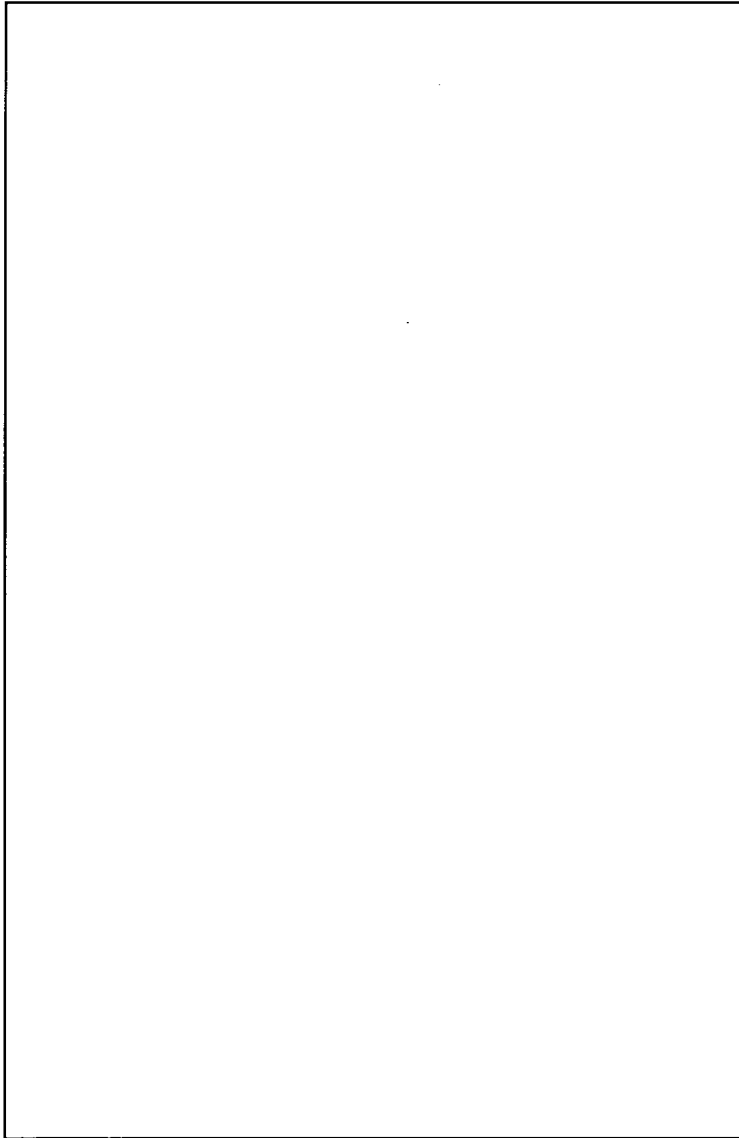
名 称	付属設備 水素供給設備系統図	
図 番	図り系-2	屋外

(放射線管理棟) (各建物)  
 {917} {918}  
 地震インター 漏水インター  
 ロック ロック  
 (X)\*2 (L)\*3  
 地震計 漏水検知器

{918} 漏水検知器内訳 \*1

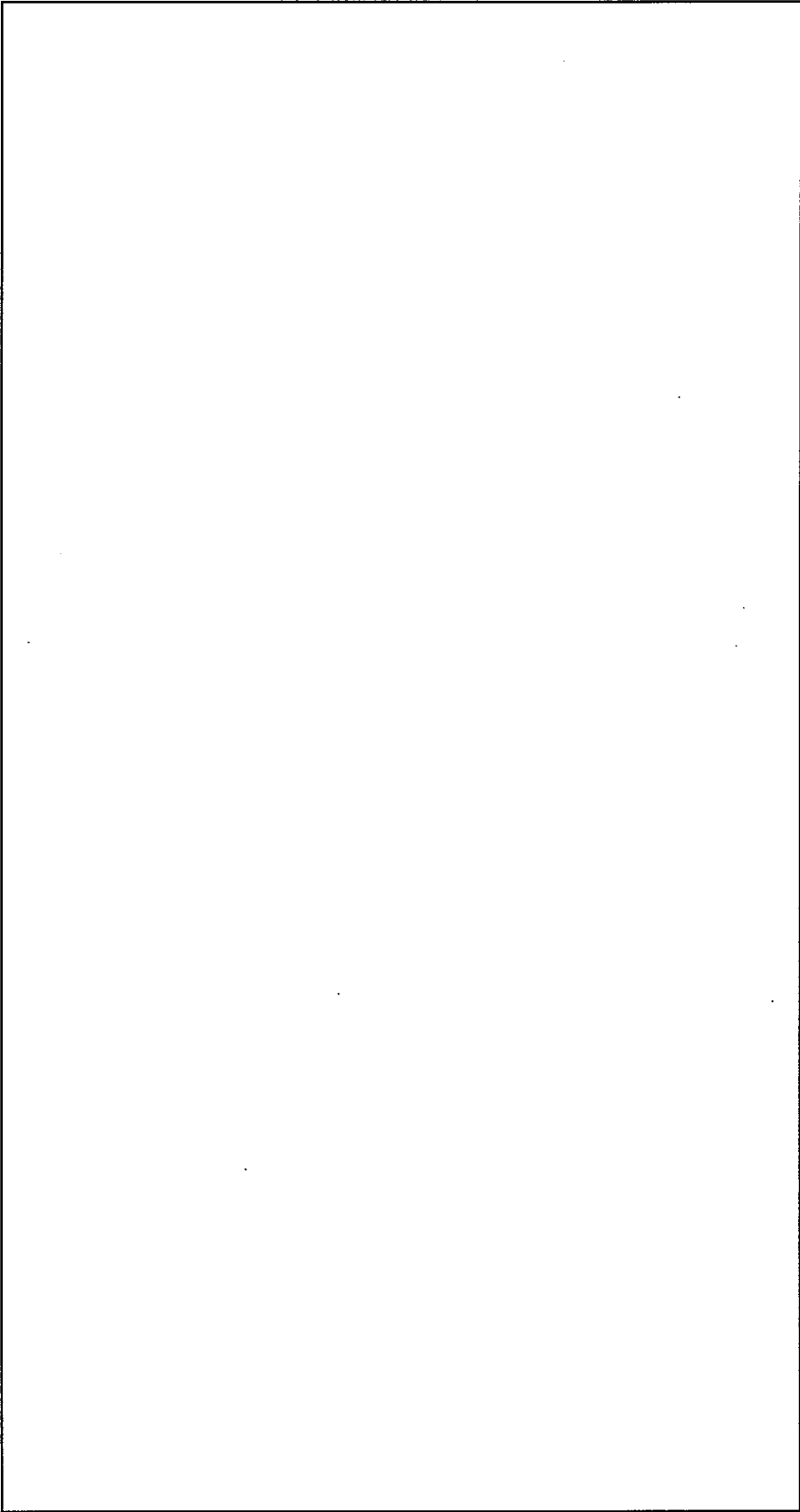
安全機能No	建 物
{835}	工場棟転換工場
{839}	工場棟成型工場
{846}	加工棟成型工場
{849}	放射線管理棟
{853}	付属建物除染室・分析室
{857}	付属建物第2核燃料倉庫
{860}	付属建物第3核燃料倉庫
{867}	付属建物第1廃棄物処理所
{871}	付属建物第2廃棄物処理所
{875}	付属建物シンダ洗浄棟

名 称	付属設備 溢水源供給停止設備系統図	
図 番	図リ系-3 (1/5)	屋外



凡例  
 ☒ : 自動弁    ☒ : 手動弁  
 — : 今回申請範囲 (耐震重要度分類第1類)  
 — : 今回申請範囲 (耐震重要度分類第3類)  
 — : インターロック信号線  
 ---- : 設工認申請対象外

\*1 : 各建物の堰漏水検知警報設備の漏水検知器と共用  
 \*2 : インターロック基数については地震インターロック系統図参照 (図リ制-2)  
 \*3 : インターロック基数については漏水インターロック系統図参照 (図リ制-3)



凡例 □×□ : 弁 (P) : ポンプ

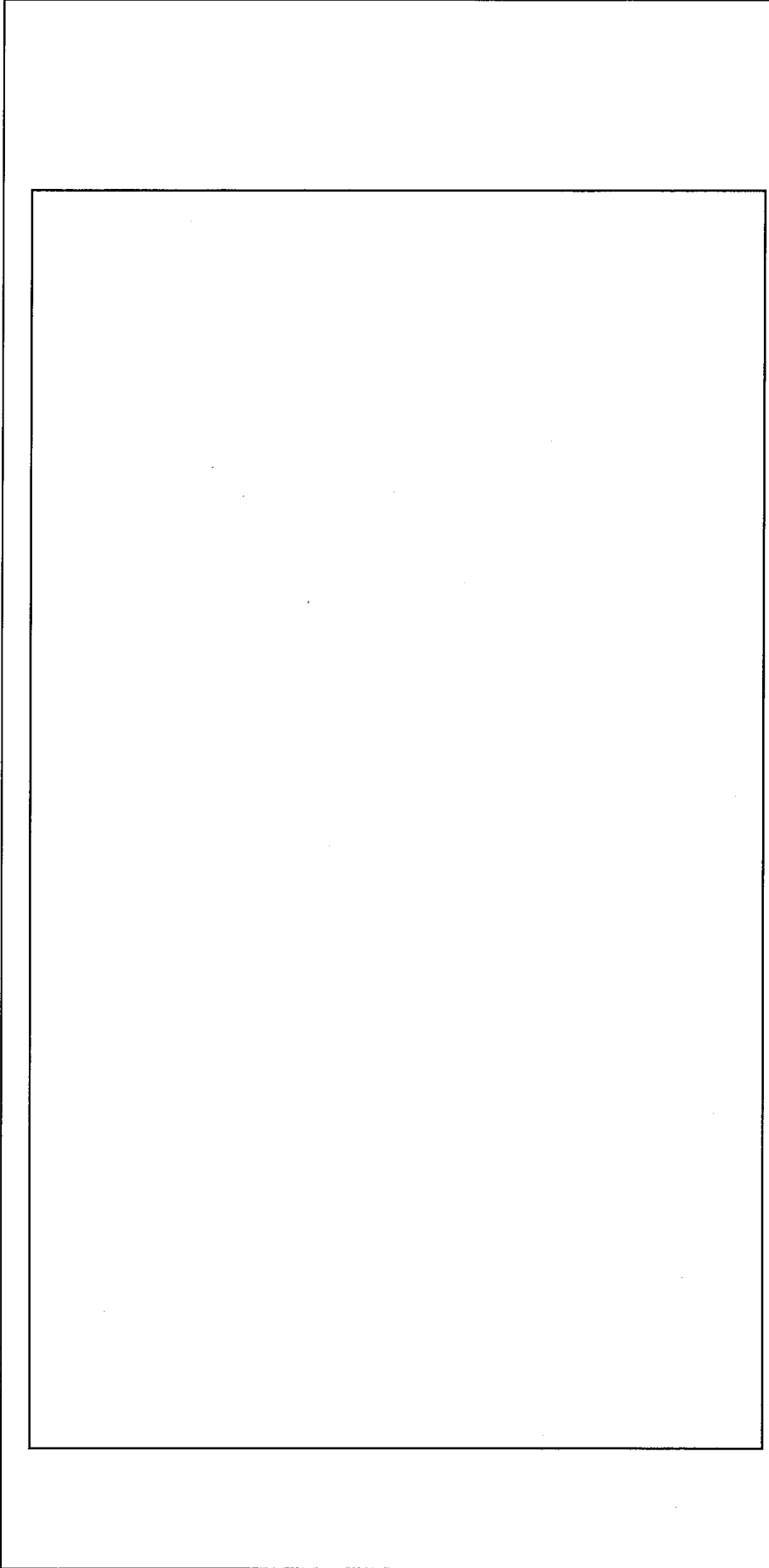
— : インターロック信号線

----- : 設工認申請対象外

\*2: インターロック基数については地震インタローック系統図参照  
(図リ制-2)

\*3: インターロック基数については漏水インタローック系統図参照  
(図リ制-3)

名称	付属設備 溢水源供給停止設備系統図	
図番	図リ系-3(2/5)	屋外



凡例

▷◁ : 弁 (P) : ポンプ

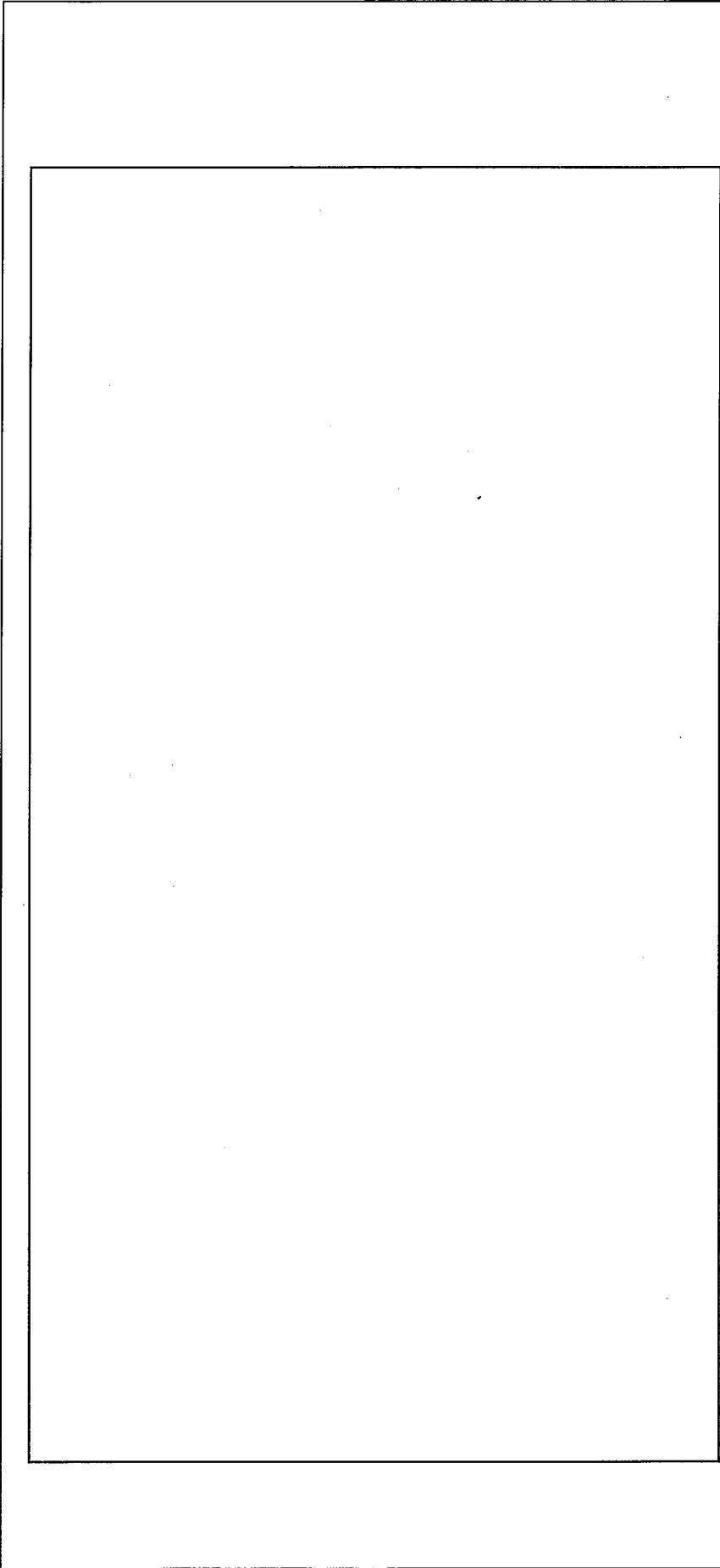
— : インターロック信号線

----- : 設工認申請対象外

\*2 : インターロック基数については地震インターロック系統図参照  
(図リ制-2)

\*3 : インターロック基数については漏水インターロック系統図参照  
(図リ制-3)

名 称	付属設備 溢水源供給停止設備系統図	
図 番	図リ系-3(3/5)	屋外



凡例 [ ] : 弁 (P) : ポンプ

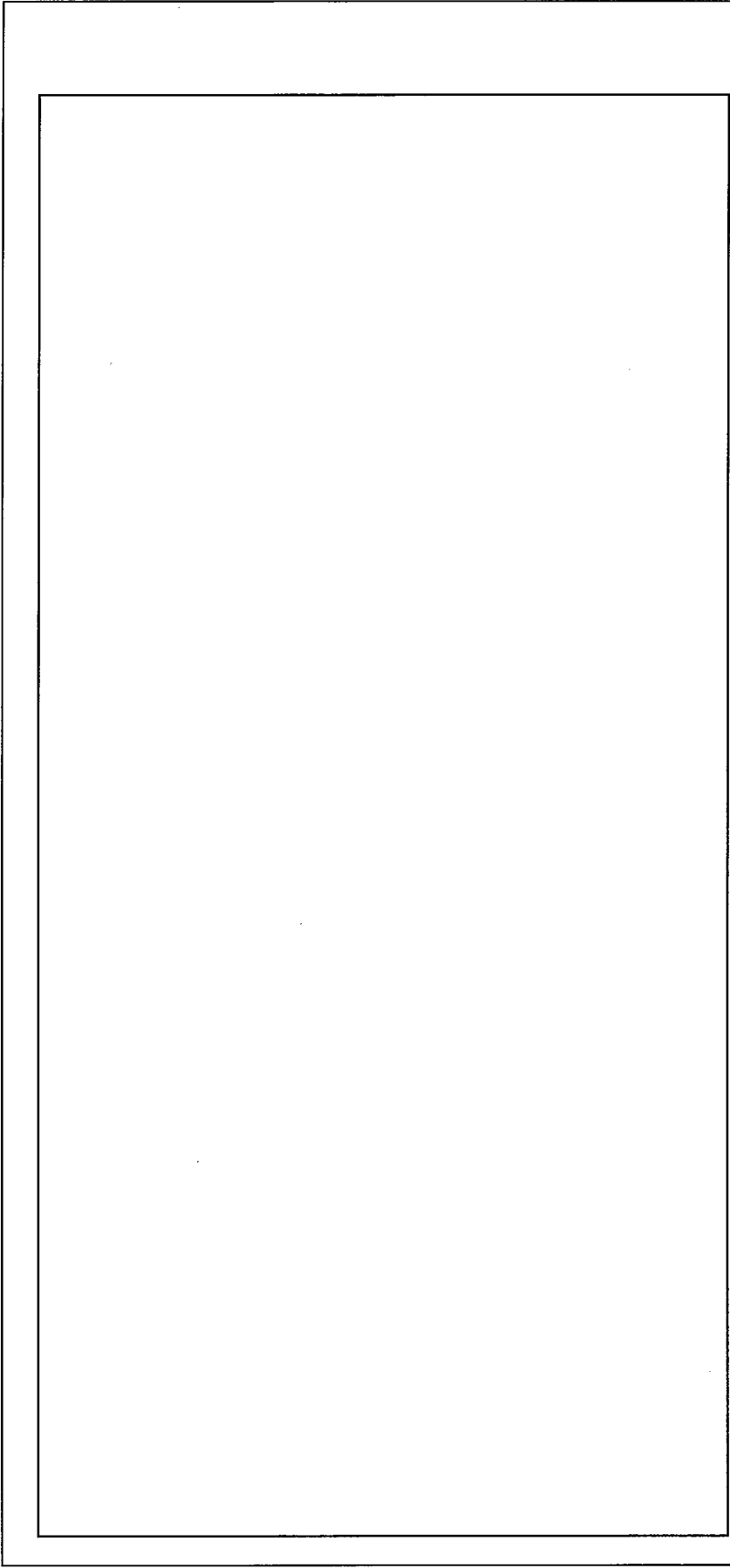
— : インターロック信号線

----- : 設工認申請対象外

\*2 : インターロック基数については地震インターロック系統図参照  
(図リ制-2)

\*3 : インターロック基数については漏水インターロック系統図参照  
(図リ制-3)

名称	付属設備 溢水源供給停止設備系統図	
図番	図リ系-3(4/5)	屋外



凡例  : 自動弁

— : 今回申請範囲(耐震重要度分類第1類)

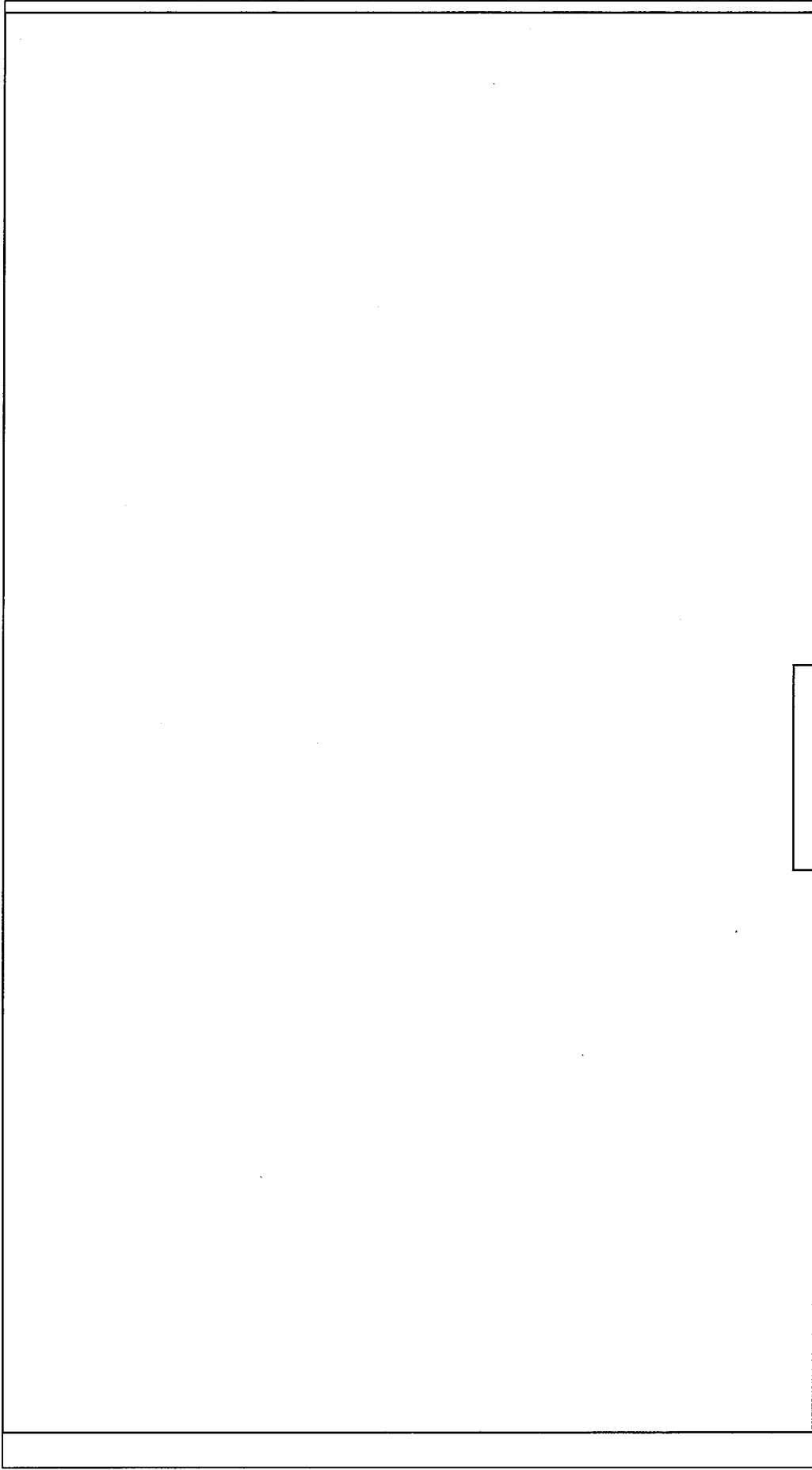
— : インターロック信号線

----- : 設工認申請対象外

\*4: インターロック基数については地震インターロック系統図参照  
(図リ制-4)

名称	付属設備	
図番	溢水源供給停止設備系統図	屋外
	図リ系-3(5/5)	





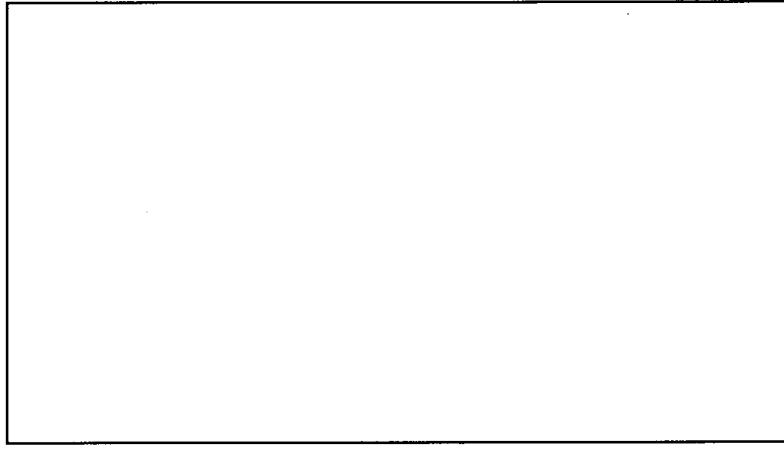
\*1: (888) 非常用ディーゼル発電機  
750kVA (600kW) × 2基 (1基は予備)

名称	非常用電源設備	
図番	非常用ディーゼル発電機 負荷系統図	付属建物 発電機室
	図リ系一4	

(負荷の単位: kW)

No.	安全機能を有する施設名称	基数
[889]	無停電電源装置	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



※非常用ディーゼル発電機屋外ケーブル系統は除く(今回の申請範囲)

単位：mm

- ▨：追加部材 ( )mm
- ▧：追加部材 ( )mm
- ▩：追加部材 ( )mm、Pt ( )mm
- ▨：追加ベースプレート ( )mm

\*1: 電磁的障害の侵入防止のため、接地をする。

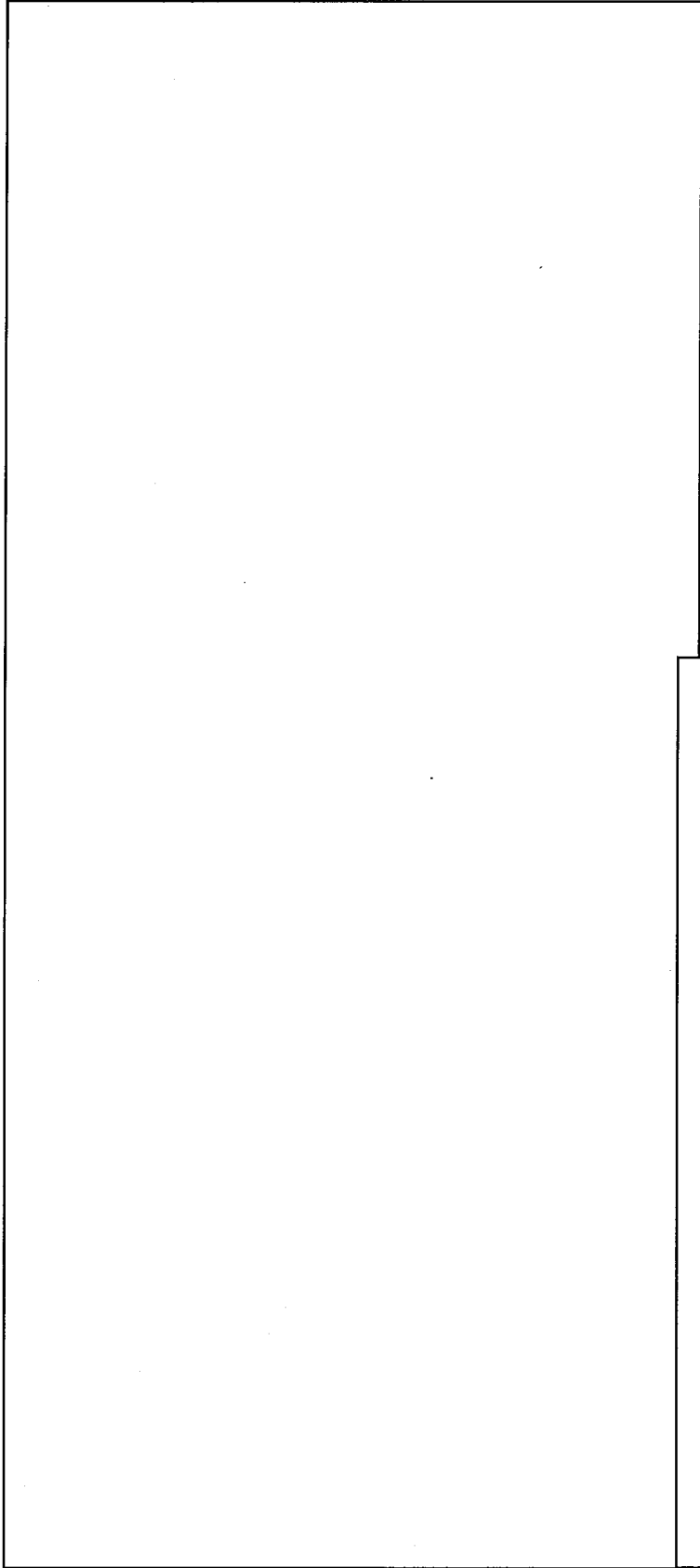
\*2: 鋼製筐体とフレームをボルト ( )、 ( ) で接続する。

\*3: 非常用電源設備との接続設備

非常用負荷系統	安全機能番号	機器名称	非常用ディーゼル発電機に接続する電源容量(kW)
成型・組立工場	889	無停電電源装置	4.0

名称	非常用電源設備 無停電電源装置
図番	図り設一1 放射線管理棟 管理室

No.	安全機能を有する施設名称	基数
(911)	窒素ガス供給配管系統	1式

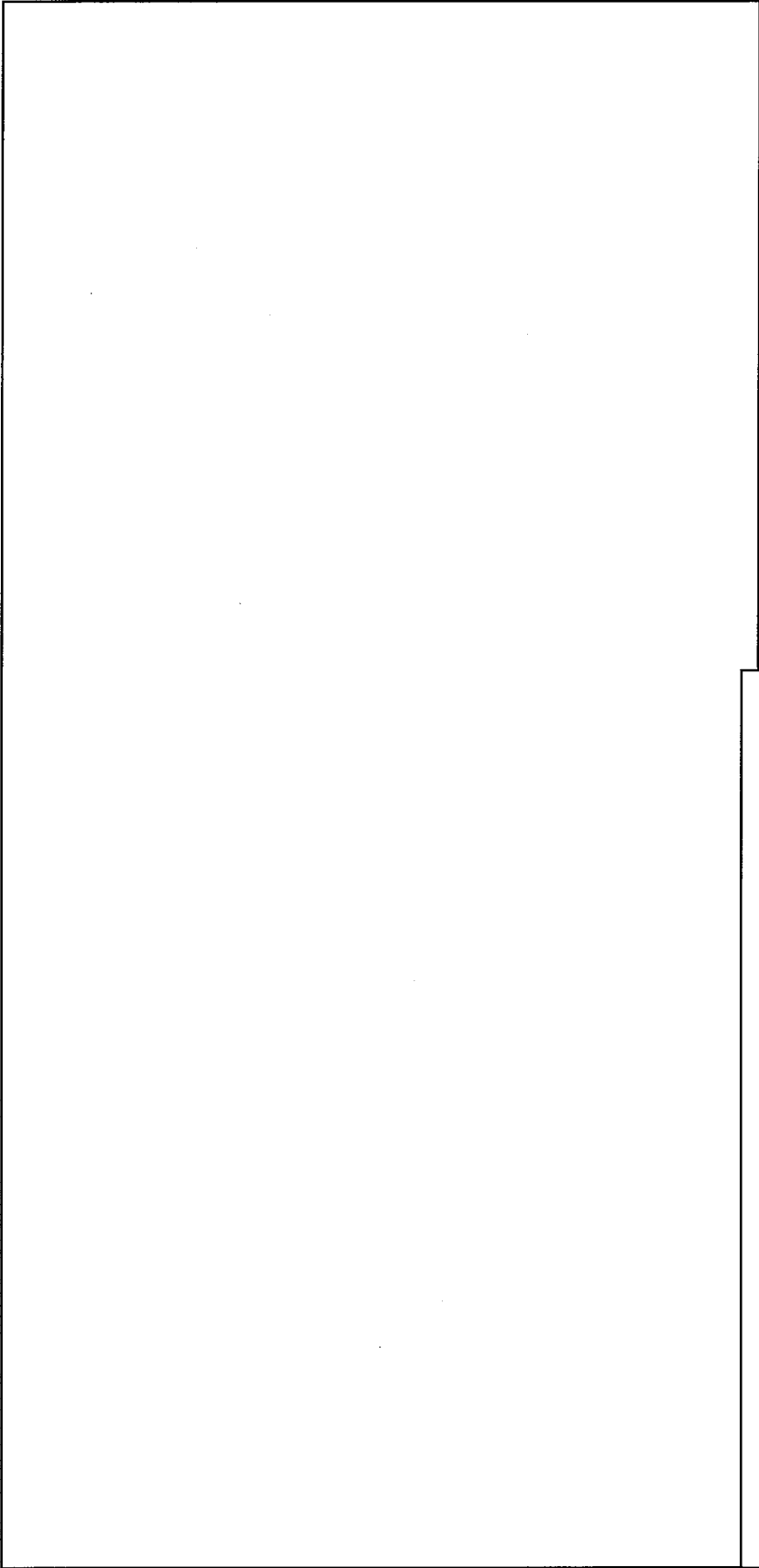


\*1 : {94} ロータリーキルン窒素ガス配管系統窒素ガス逆止弁まで  
 又は、{318} 連続焼結炉窒素配管系統窒素ガス逆止弁まで  
 (図り系-1 参照)

← : 申請機器の配管系統

単位 : mm

名称	付属設備 窒素供給設備	
図番	図り設-2 (1/3)	屋外



\*2 : {318} 連続焼結炉窒素配管系統窒素ガス逆止弁まで  
(図)系-1 参照

← : 申請機器の配管系統



単位 : mm

名 称	付属設備 窒素供給設備	
図 番	図り設-2 (2/3)	屋外

		<p>*3 : (408) 連続焼結炉窒素配管系統窒素ガス逆止弁まで          (図)系-1 参照          ← : 申請機器の配管系統</p>	単位 : mm		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1257 689 1347 723">名称</td> <td data-bbox="1257 360 1347 689">付属設備 窒素供給設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 689 1434 723">図番</td> <td data-bbox="1347 360 1434 689">図り設-2 (3/3)</td> </tr> </table>		名称	付属設備 窒素供給設備
名称	付属設備 窒素供給設備				
図番	図り設-2 (3/3)				

No.	安全機能を有する施設名称	基款
[916]	遮断弁	1式

単位：mm

名称	付属設備	
図番	溢水源供給停止設備（手動）	屋外
	図リ設-3(1/2)	

\*1：弁本体に接続する配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎（厚さ□mm、砕石厚さ□mm）に設置する  
 ←-：工業用水の流れ（配管は設工認申請対象外）

単位：mm

名称	付属設備 溢水源供給停止設備（手動）	
図番	図り設-3(2/2)	屋外

\*1：弁本体に接続する配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎（厚さ□mm、碎石厚さ□mm）に設置する

←---：水道水の流れ（配管は設工認申請対象外）

No.	安全機能を有する施設名称	基數
(917)	地震インターロック	1式 *2
(918)	漏水インターロック	1式 *2
(919)	遮断弁 (蒸気配管)	1式
(920)	地震インターロック	- *2

単位：mm

名称	付属設備
図	溢水源供給停止設備 (自動)
番	図リ設-4 (1/3) 屋外

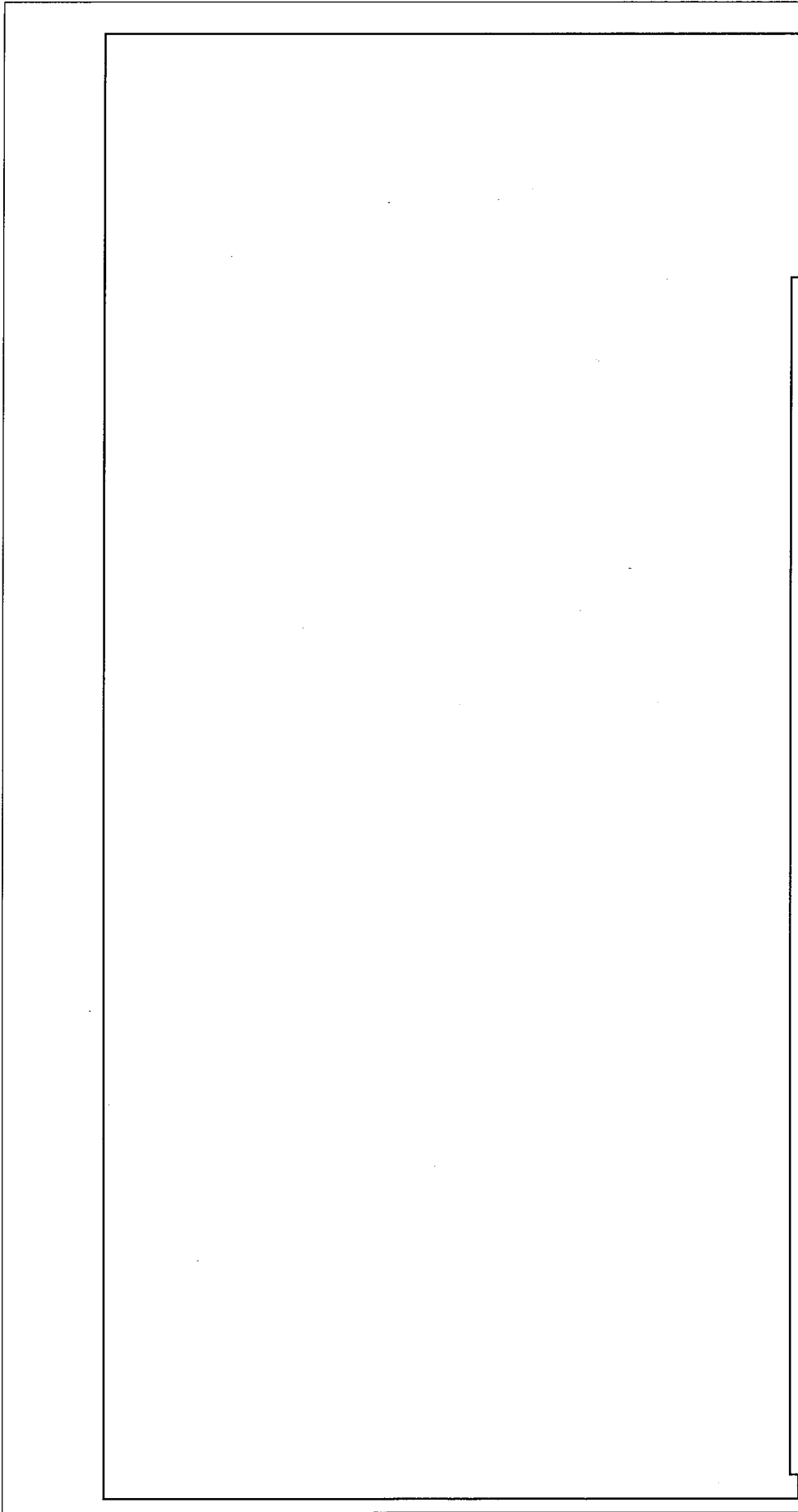
\*1：弁本体に接続する配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎 (厚さ□mm、砕石厚さ□mm) に設置する  
 \*2：インターロックの基数についてはインターロック系統図参照 (図リ制-2, 3, 4)  
 ←---：工業用水の流れ (配管は設工認申請対象外)



<div style="border: 1px solid black; width: 95%; margin: 5px auto; height: 95%;"></div>	単位：mm
---	-------

名称	付属設備	
図番	溢水源供給停止設備（自動） 図り設-4(2/3)	屋外

\*1：弁本体に接続する配管は十分な支持性能を有する屋外サポート基礎（厚さ□mm、碎石厚さ□mm）に設置する  
 ←---：水道水の流れ（配管は設工認申請対象外）



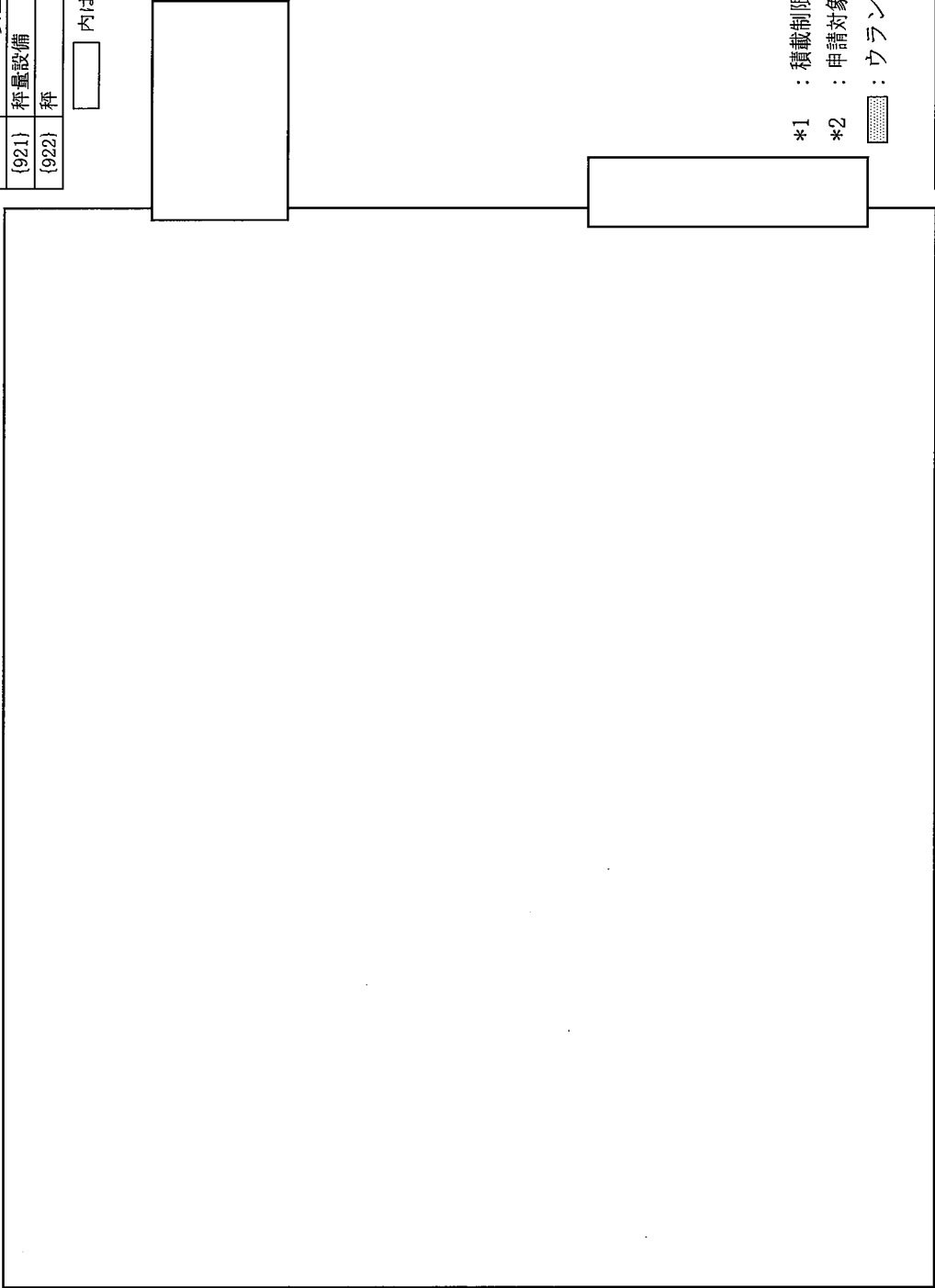
単位：mm

名称	付属設備 溢水源供給停止設備（自動）	
図番	図り設-4(3/3)	屋外

←---：蒸気の流れ（配管は設工認申請対象外）

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{921}	秤量設備	-
{922}	秤	1

内は、耐震計算書の部位名称を示す



\*1 : 積載制限 (積載数 UF<sub>0</sub> シリンダ 1以下)

\*2 : 申請対象外

▨ : ウランが滞留する部分

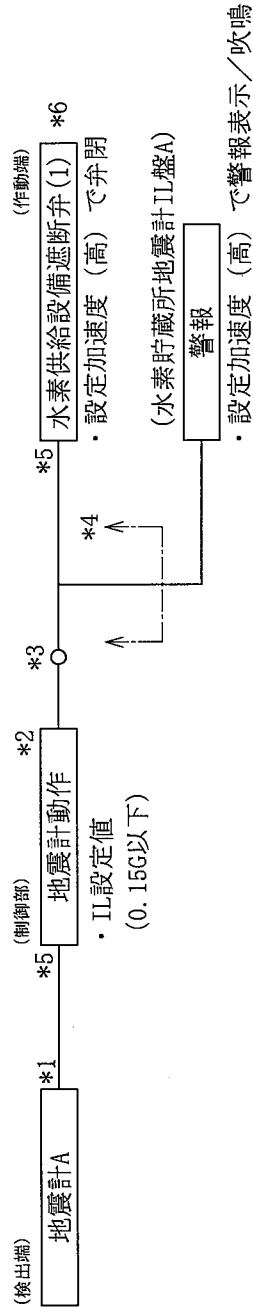
単位 : mm

名称	付属設備 UF <sub>0</sub> シリンダ秤量器	
図番	図り設-5	付属建物 原料貯蔵所

No.	安全機能を有する施設名称	基 数
(888)	非常用ディーゼル発電機	2 (基は予備)
	新規部材 (柱、梁)	
	新規部材 (柱)	
	新規部材 (梁)	
	新規部材 (梁)	
a	新規ベースプレート	
b	新規ベースプレート	
	新規パネル	
単位：mm		
名	非常用電源設備	
称	非常用ディーゼル発電機 (1) (2)	
図	図り設-6	付属建物 発電機室
番		
<p>*1：電磁的障害の侵入防止のため、接地をする。</p> <p>*2：鋼製筐体とフレームをボルト (  ) で接続する。</p> <p> 内は、耐震計算書の部位名称を示す</p>		

No.	安全機能を有する施設名称	基数
[915]	地震インターロック	2式

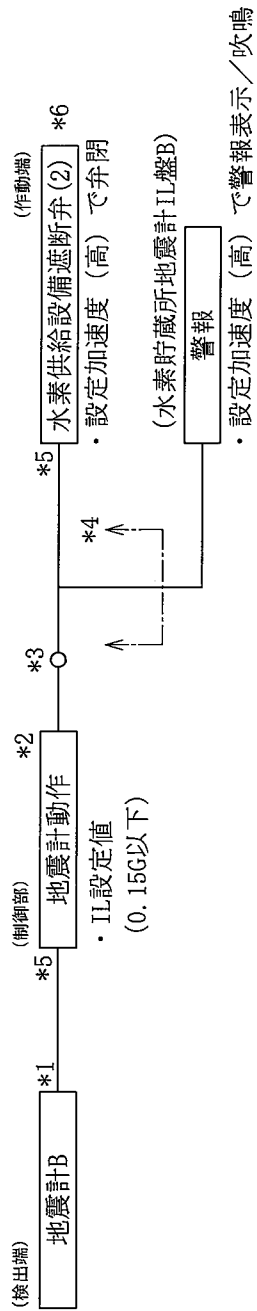
高圧ガス貯蔵所  
(水素貯蔵所地震計IL盤A)



- \*1: シールド付ケーブル
- \*2: 電源ラインに避雷器を設置
- \*3: メカニカルリレー
- \*4: 耐震重要度分類第1類
- \*5: ケーブルを金属製カバナーに収納
- \*6: 弁駆動用エア、電源喪失で弁閉
- : 耐震重要度分類の境界を示す

名称	付属設備 水素ガス供給配管系統 地震インターロック系統図	
図番	図リ制-1 (1/2)	屋外

高圧ガス貯蔵所 (水素貯蔵所地震計IL盤B)



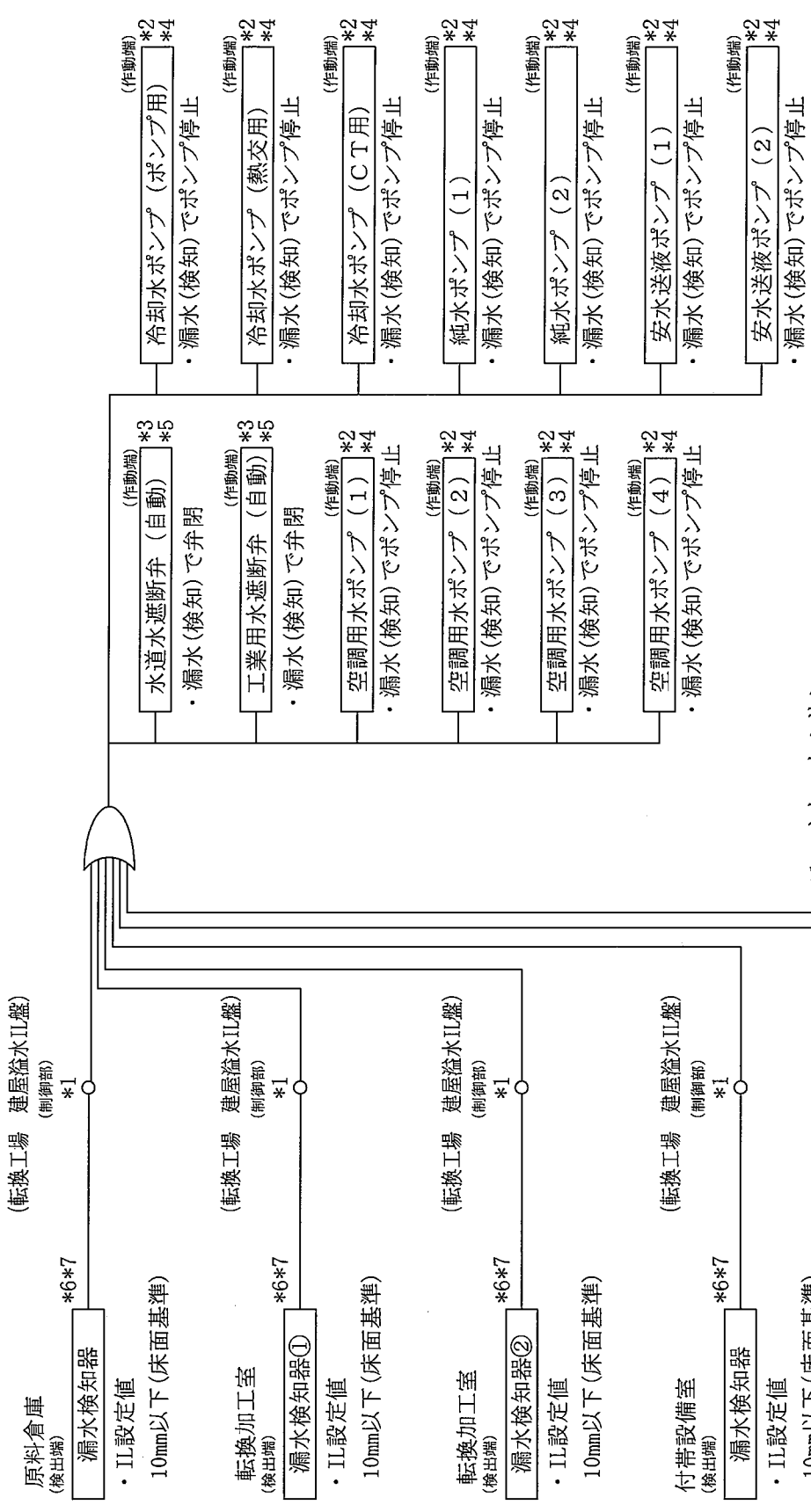
- \*1: シールド付ケーブル
- \*2: 電源ラインに避雷器を設置
- \*3: メカニカルリレー
- \*4: 耐震重要度分類第1類
- \*5: ケーブルを金属製カバースリーブに収納
- \*6: 弁駆動用エア、電源喪失で弁閉
- : 耐震重要度分類の境界を示す

名称	付属設備 水素ガス供給配管系統 地震インターロック系統図
図番	図リ制一1 (2/2) 屋外

No. (917)	安全機能を有する施設名称 地震インタロック	基 1式
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>放射線管理棟 (検出端)</p> <p>地震計 ・ II<sub>L</sub>設定値 (0.15G以下)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>(放管棟警報・制御盤) (制御部) *1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道水遮断弁 (自動) *3 *5 (作動端) ・ 設定加速度(高)で弁閉</li> <li>工業用水遮断弁 (自動) *3 *5 (作動端) ・ 設定加速度(高)で弁閉</li> <li>空調用水ポンプ (1) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>空調用水ポンプ (2) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>空調用水ポンプ (3) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>空調用水ポンプ (4) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>(放管棟警報・制御盤) 警報 ・ 設定加速度(高)で警報表示/吹鳴</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>冷却水ポンプ (ポンプ用) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>冷却水ポンプ (熱交用) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>冷却水ポンプ (CT用) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>純水ポンプ (1) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>純水ポンプ (2) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>安水送液ポンプ (1) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>安水送液ポンプ (2) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> <li>冷却水ポンプ (1) *2 *4 (作動端) ・ 設定加速度(高)でポンプ停止</li> </ul> </div> </div>		
名 称	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インタロック系統図	
図 番	図リ制-2 放射線管理棟	

- \*1 : メカニカルリレー
- \*2 : 電源喪失でポンプ停止
- \*3 : 電源喪失で弁閉
- \*4 : ポンプ本体は設工認申請対象外
- \*5 : 遮断弁は(918)漏水ILと(917)地震ILとで共用

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{918}	漏水インターロック	1式

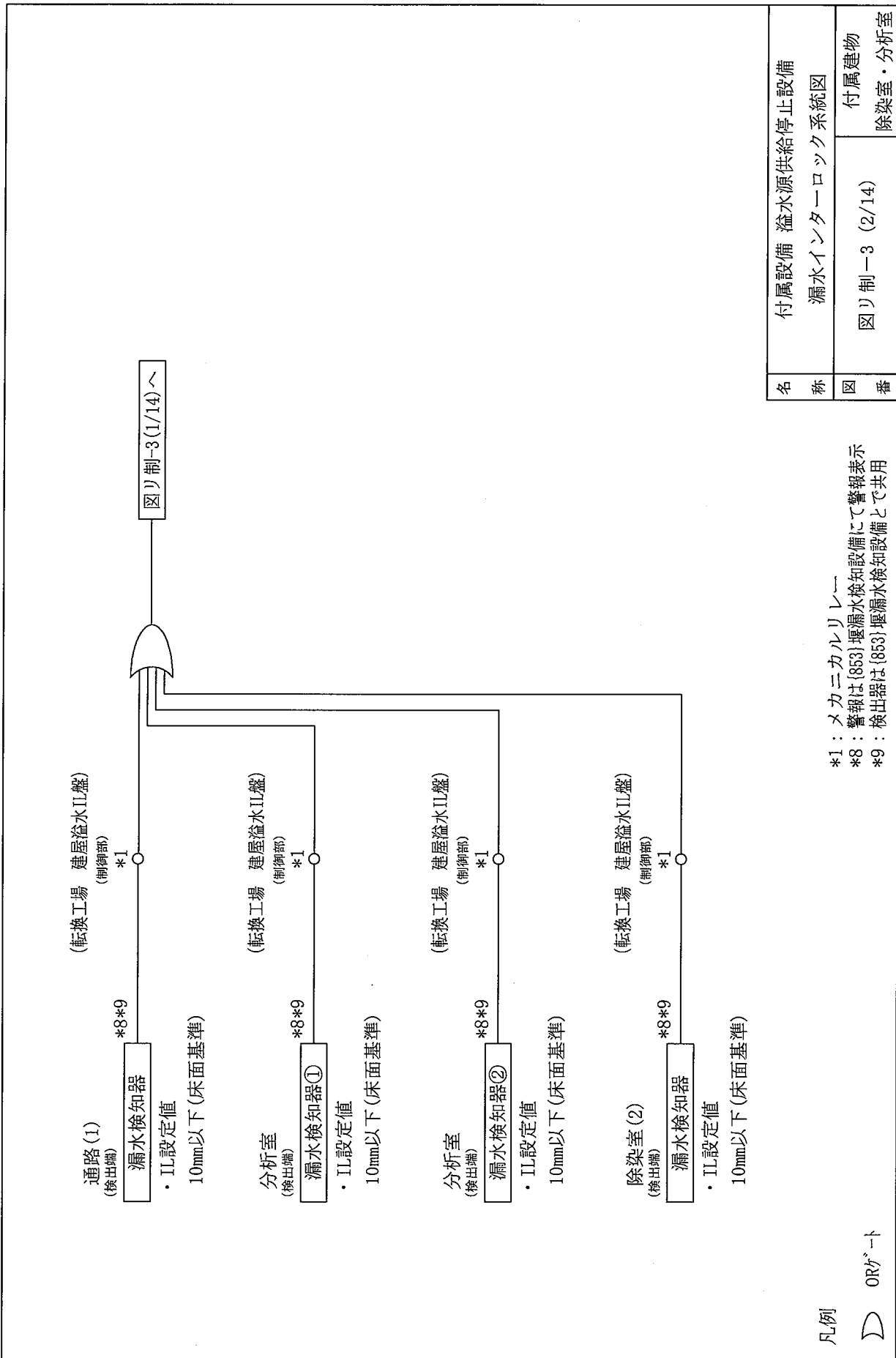


- \*1 : メカニカルリレー
- \*2 : 電源喪失でポンプ停止
- \*3 : 電源喪失で弁閉
- \*4 : ポンプ本体は設工認申請対象外
- \*5 : 遮断弁は{918}漏水IIと{917}地震IIとで共用
- \*6 : 警報は{835}堰漏水検知設備にて警報表示
- \*7 : 検出器は{835}堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インターロック系統図
図番	図り制-3 (1/14) 工場棟 転換工場

凡例  
D ORゲート



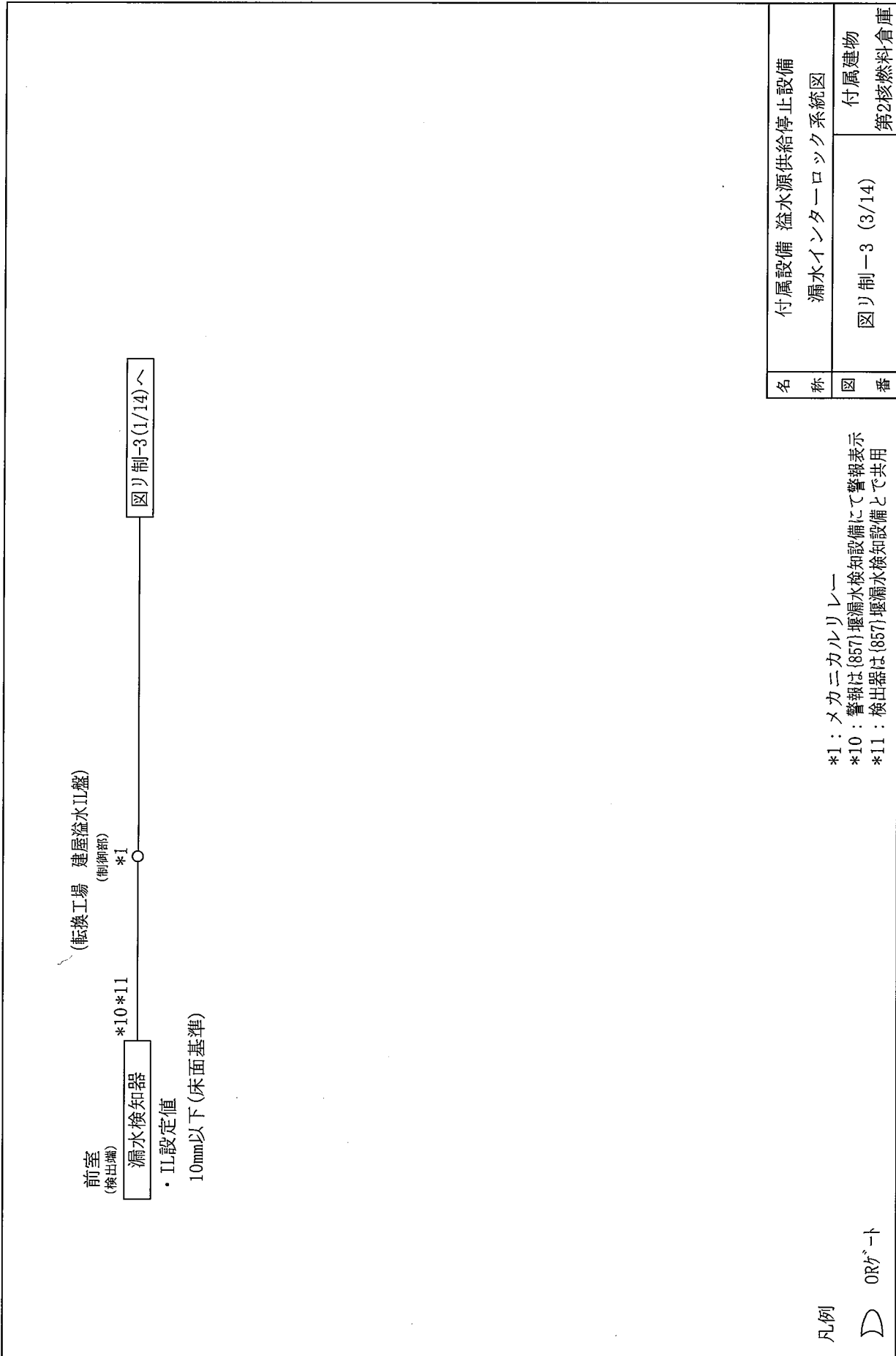


凡例

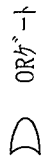
ORゲート

- \*1：メカニカルリレー
- \*8：警報は[853]堰漏水検知設備にて警報表示
- \*9：検出器は[853]堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備	
図番	図リ制-3 (2/14)	付属建物 除染室・分析室

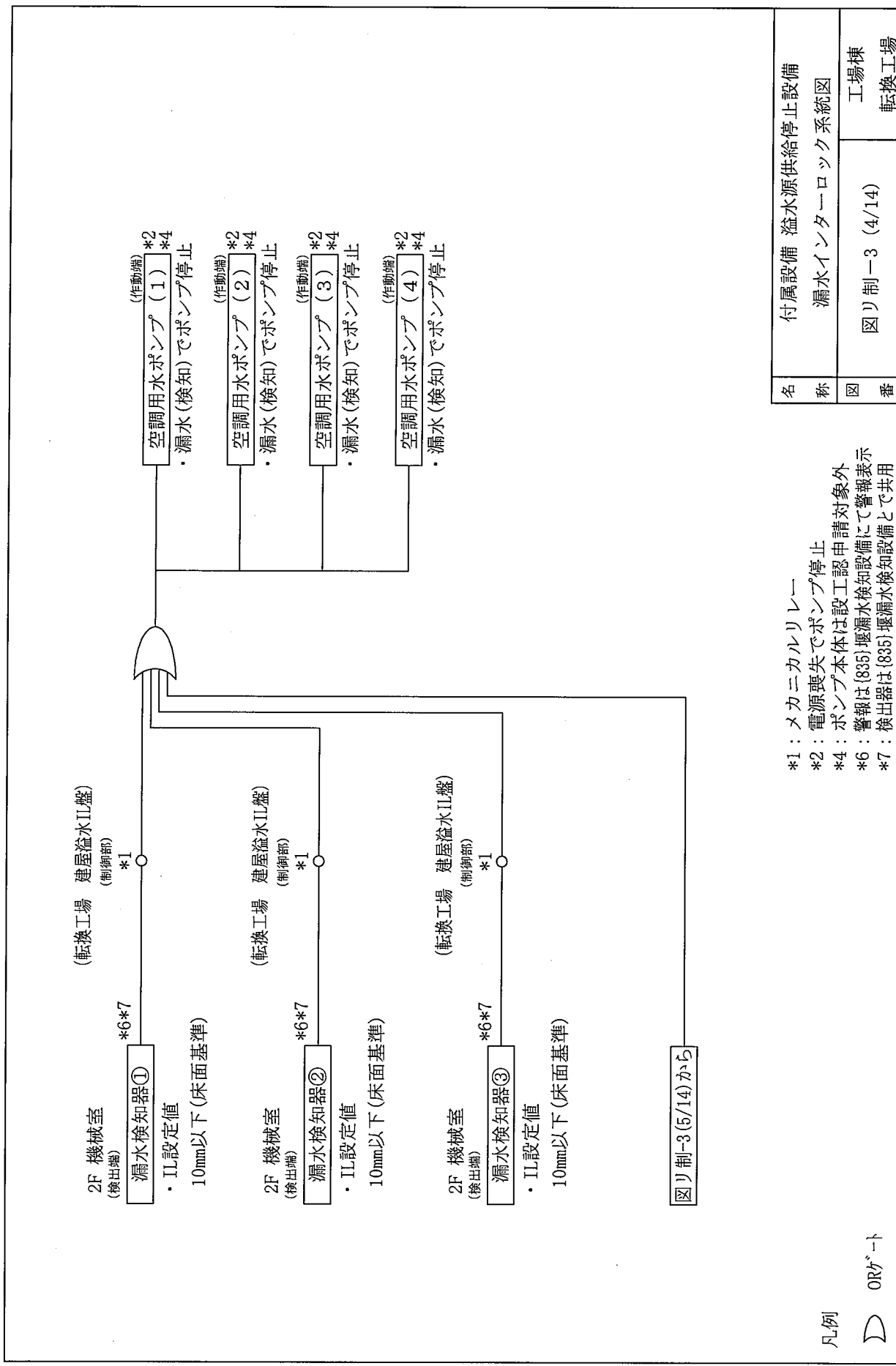


凡例



- \*1 : メカニカルリレー
- \*10 : 警報は(857)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*11 : 検出器は(857)堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インタローック系統図
図番	図リ制-3 (3/14) 付属建物 第2核燃料倉庫



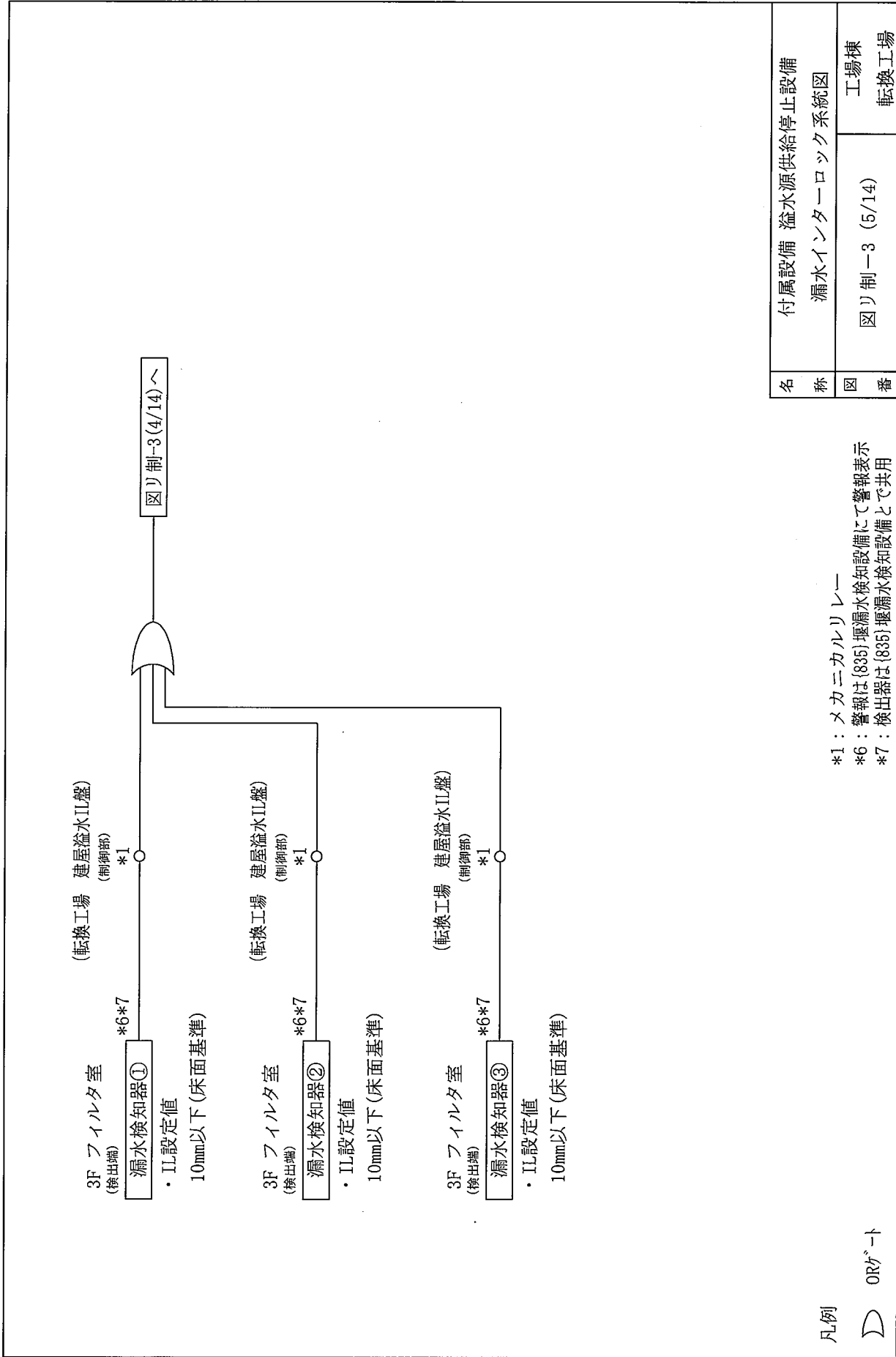
名	付属設備	溢水源供給停止設備
称	漏水インタロック系統図	
図番	図り制-3 (4/14)	工場棟 転換工場

- \*1：メカニカルリレー
- \*2：電源喪失でポンプ停止
- \*4：ポンプ本体は設工認申請対象外
- \*6：警報は(835)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*7：検出器は(835)堰漏水検知設備とで共用

凡例



ORゲート

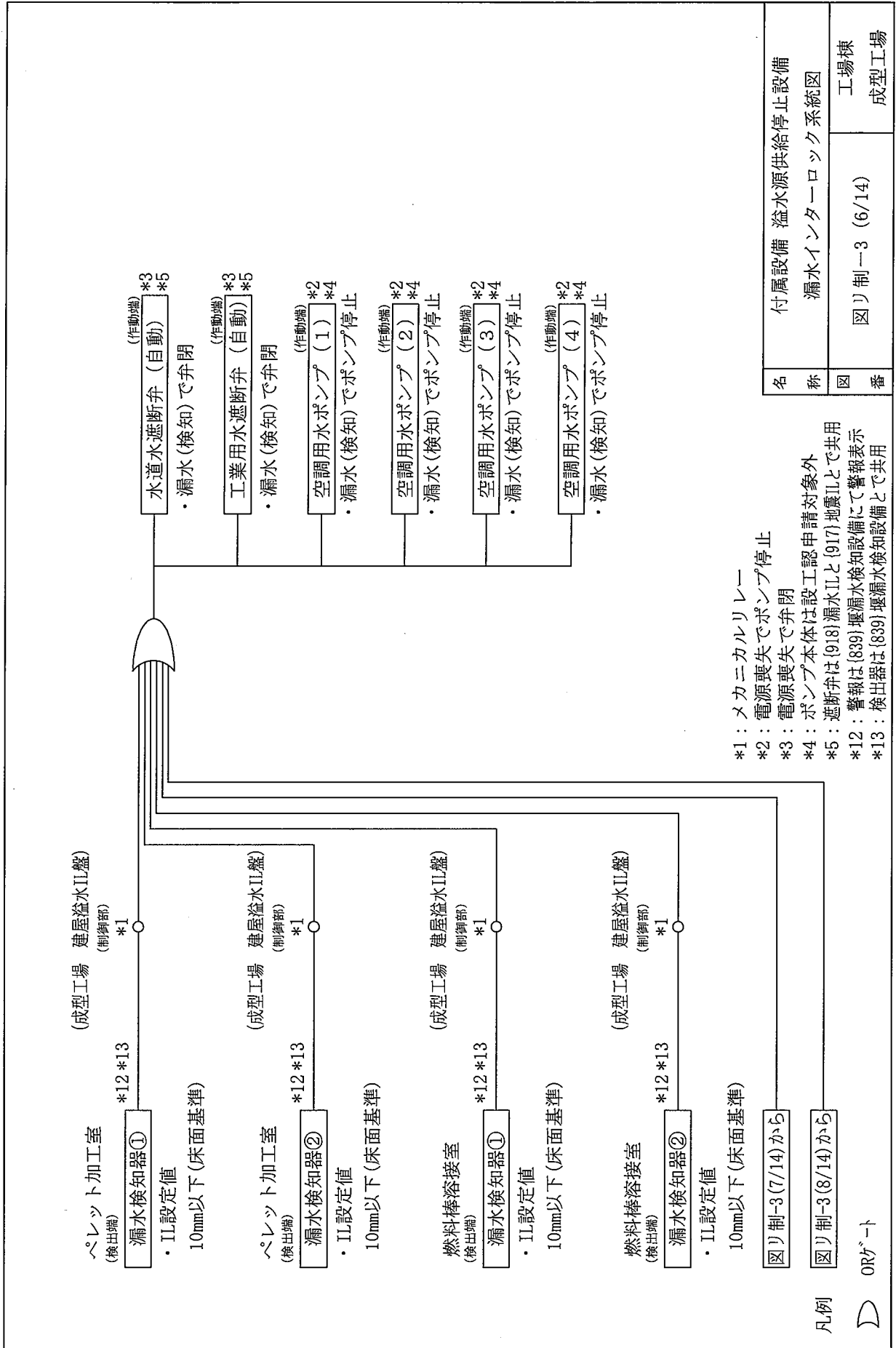


凡例

ORゲート

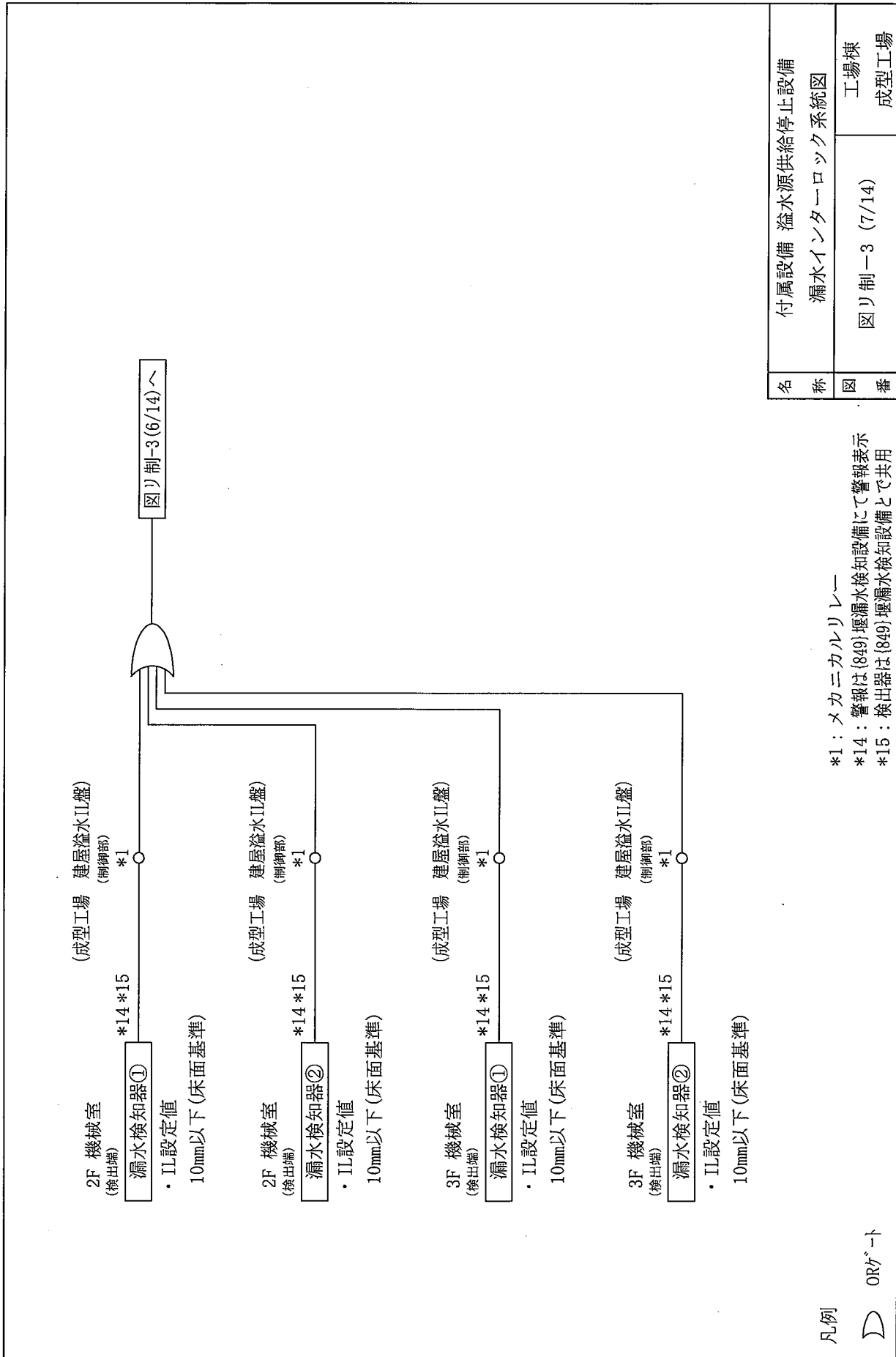
- \*1: メカニカルリレー
- \*6: 警報は {835} 堰漏水検知設備にて警報表示
- \*7: 検出器は {835} 堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備	
図番	漏水インターロック系統図	工場棟 転換工場
	図リ制-3 (5/14)	



- \*1：メカニカルリレー
- \*2：電源喪失でポンプ停止
- \*3：電源喪失で弁閉
- \*4：ポンプ本体は設工認申請対象外
- \*5：遮断弁は(918)漏水IIと(917)地震IIとで共用
- \*12：警報は(839)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*13：検出器は(839)堰漏水検知設備とで共用

凡例  
 ORゲート

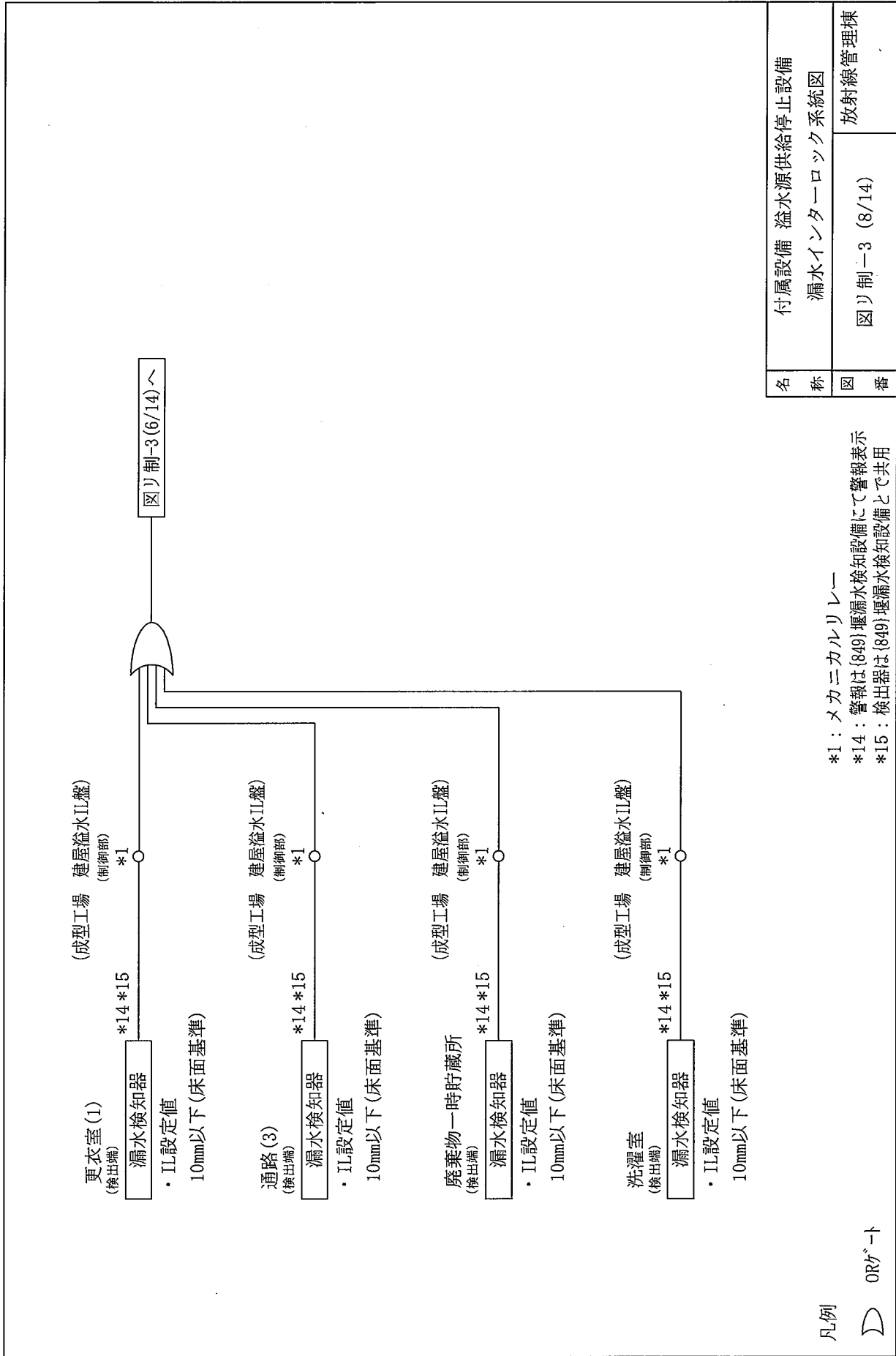


凡例

ORゲート

- \*1 : メカニカルリレー
- \*14 : 警報は(849)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*15 : 検出器は(849)堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水インターロック系統図	
図番	図リ制-3 (7/14)	工場棟 成型工場

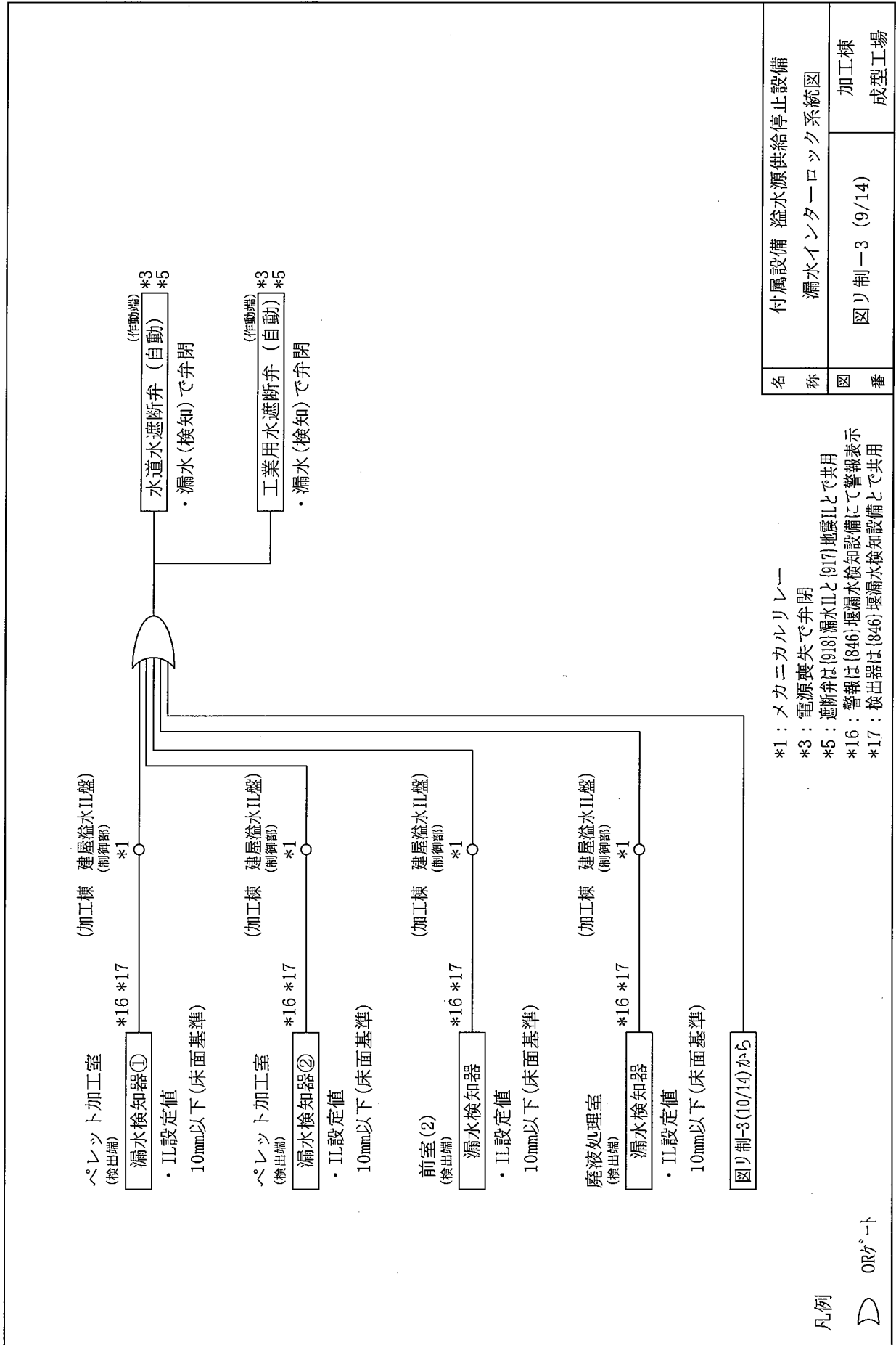


凡例

ORゲート

\*1: メカニカルリレー  
\*14: 警報は(849)堰漏水検知設備にて警報表示  
\*15: 検出器は(849)堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インタローック系統図
図番	図リ制-3 (8/14) 放射線管理棟



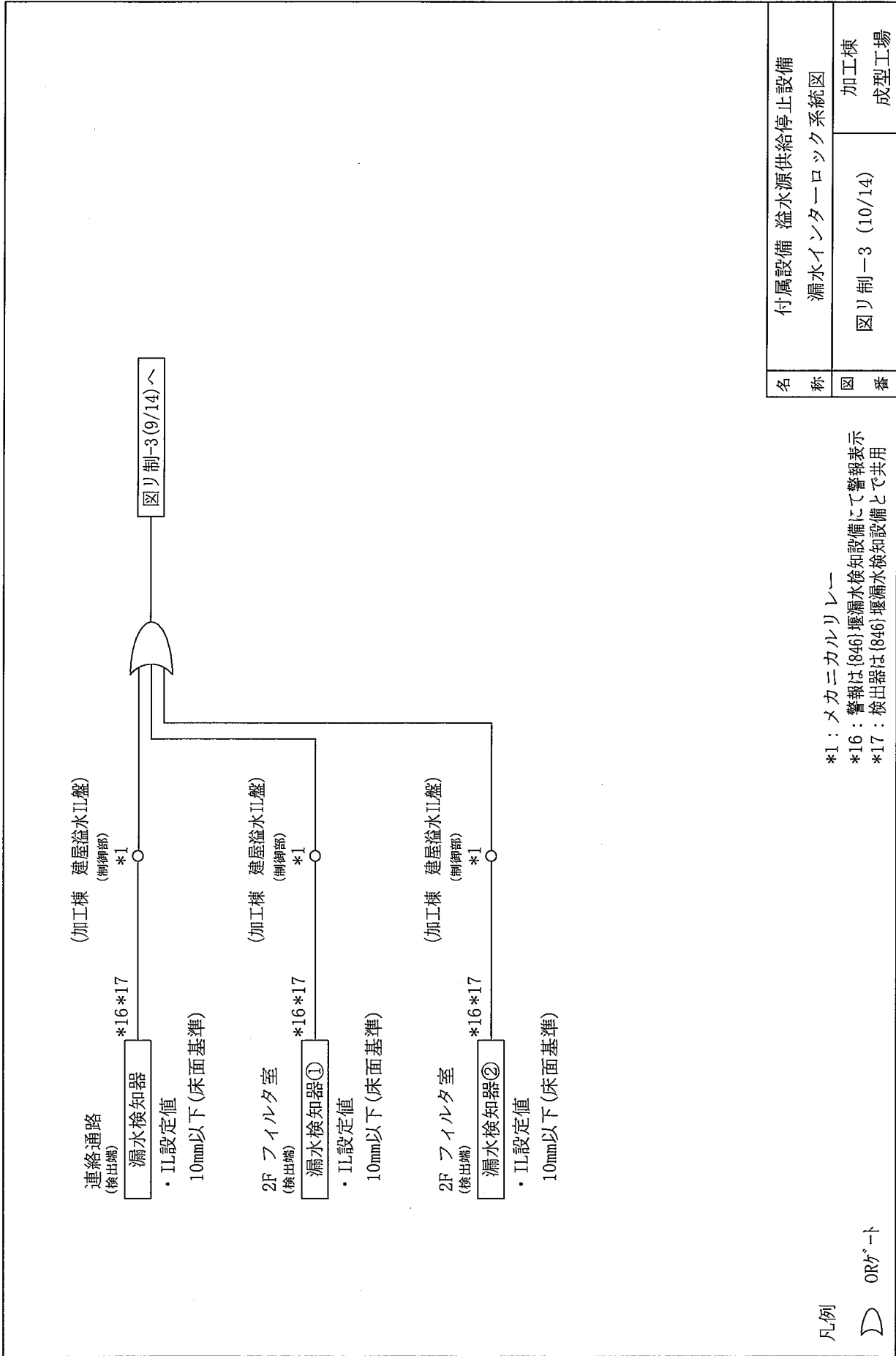
\*1：メカニカルリレー  
 \*3：電源喪失で弁閉  
 \*5：遮断弁は(918)漏水ILと(917)地震ILとで共用  
 \*16：警報は(846)堰漏水検知設備にて警報表示  
 \*17：検出器は(846)堰漏水検知設備とで共用

凡例

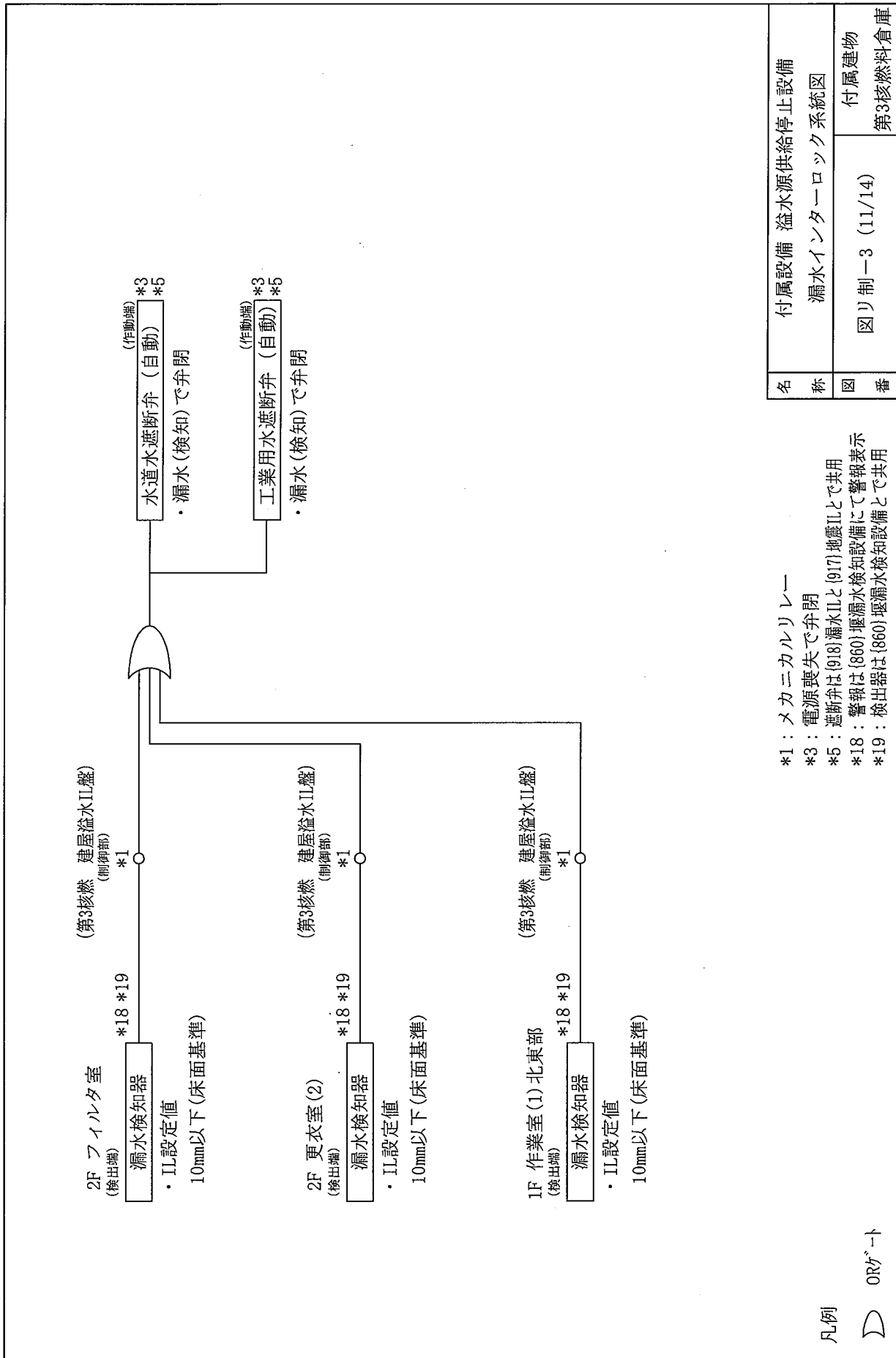
ORゲート

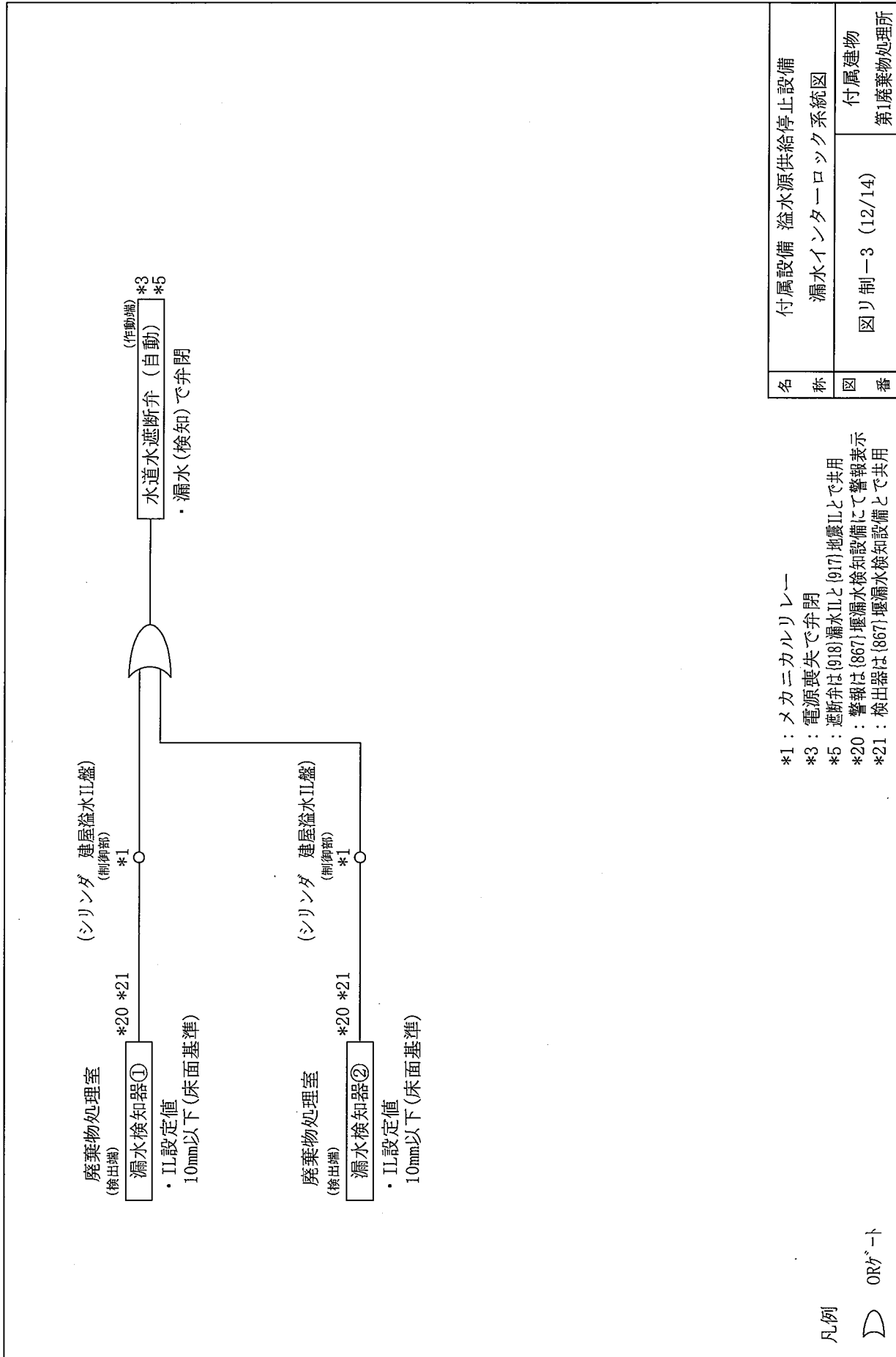
名称	付属設備 溢水検知停止設備	
図番	図り制-3 (9/14)	加工棟 成型工場





名称	付属設備 溢水源供給停止設備	
図番	漏水インタローック系統図	加工棟 成型工場
	図リ制-3 (10/14)	



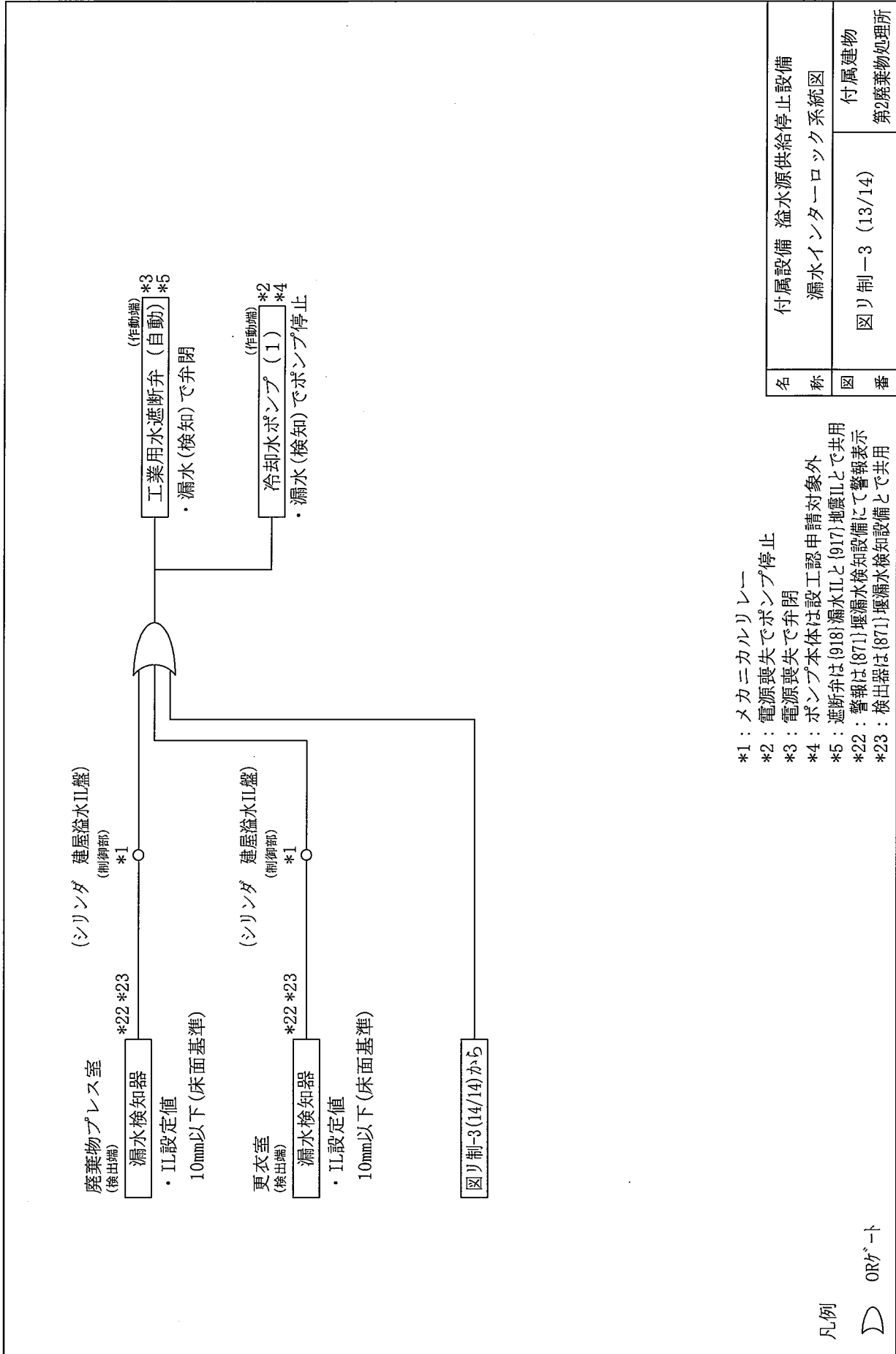


名称	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インタローック系統図	
図番	図リ制一3 (12/14)	付属建物 第1廃棄物処理所

- \*1 : メカニカルリレー
- \*3 : 電源喪失で弁閉
- \*5 : 遮断弁は(918)漏水ILと(917)地震ILとで共用
- \*20 : 警報は(867)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*21 : 検出器は(867)堰漏水検知設備とで共用

凡例



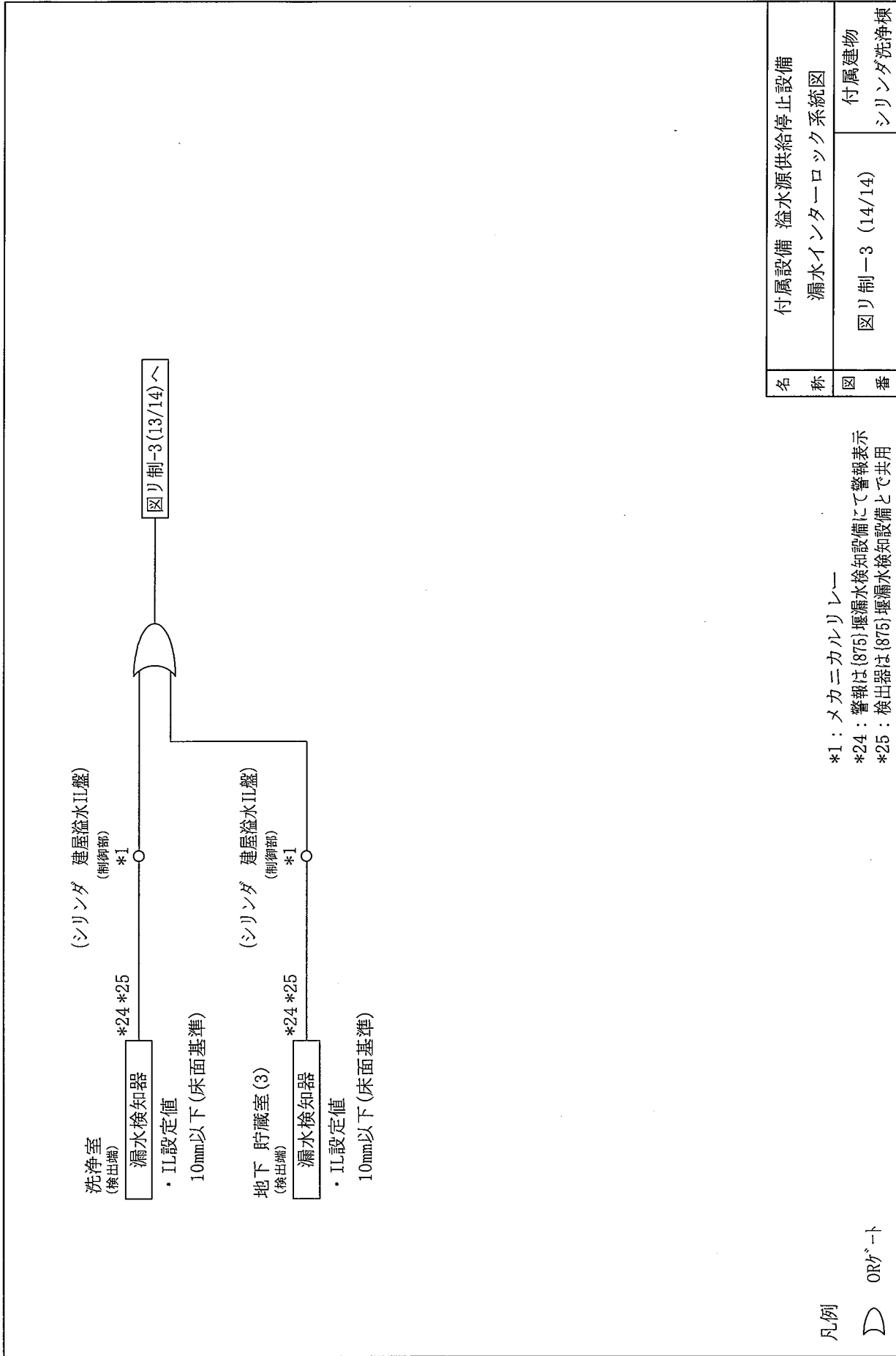


- \*1: メカニカルリレー
- \*2: 電源喪失でポンプ停止
- \*3: 電源喪失で弁閉
- \*4: ポンプ本体は設工認申請対象外
- \*5: 遮断弁は(918)漏水ILと(917)地震ILとで共用
- \*22: 警報は(871)堰漏水検知設備にて警報表示
- \*23: 検出器は(871)堰漏水検知設備とで共用

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 漏水インタローック系統図
図番	図リ制-3 (13/14) 付属建物 第2廃棄物処理所

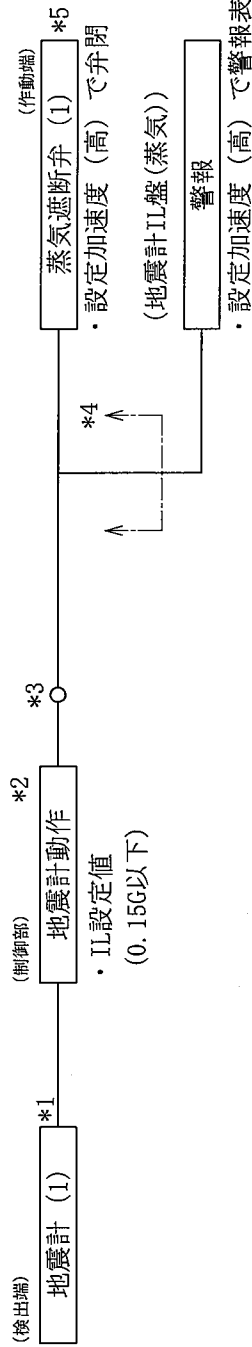
凡例





No.	安全機能を有する施設名称
[920]	地震インタローック
	基 式

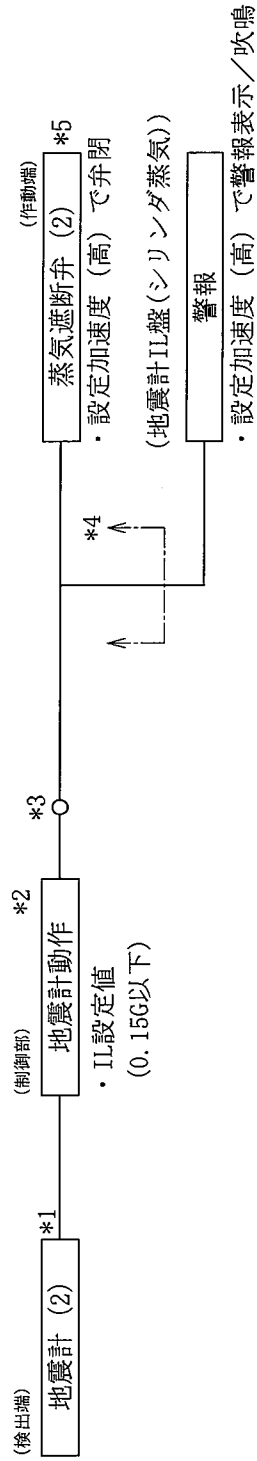
工場棟 転換工場  
(地震計IL盤(蒸気))



- \*1: シールド付ケーブル
  - \*2: 電源ラインに避雷器を設置
  - \*3: メカニカルリレー
  - \*4: 耐震重要度分類第1類
  - \*5: 電源喪失で弁閉
- : 耐震重要度分類の境界を示す

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 地震インタローック系統図
図番	図リ制一4 (1/2) 付属設備 屋外

付属建物 シリンダ洗浄棟 (地震計IL盤(シリンダ蒸気))

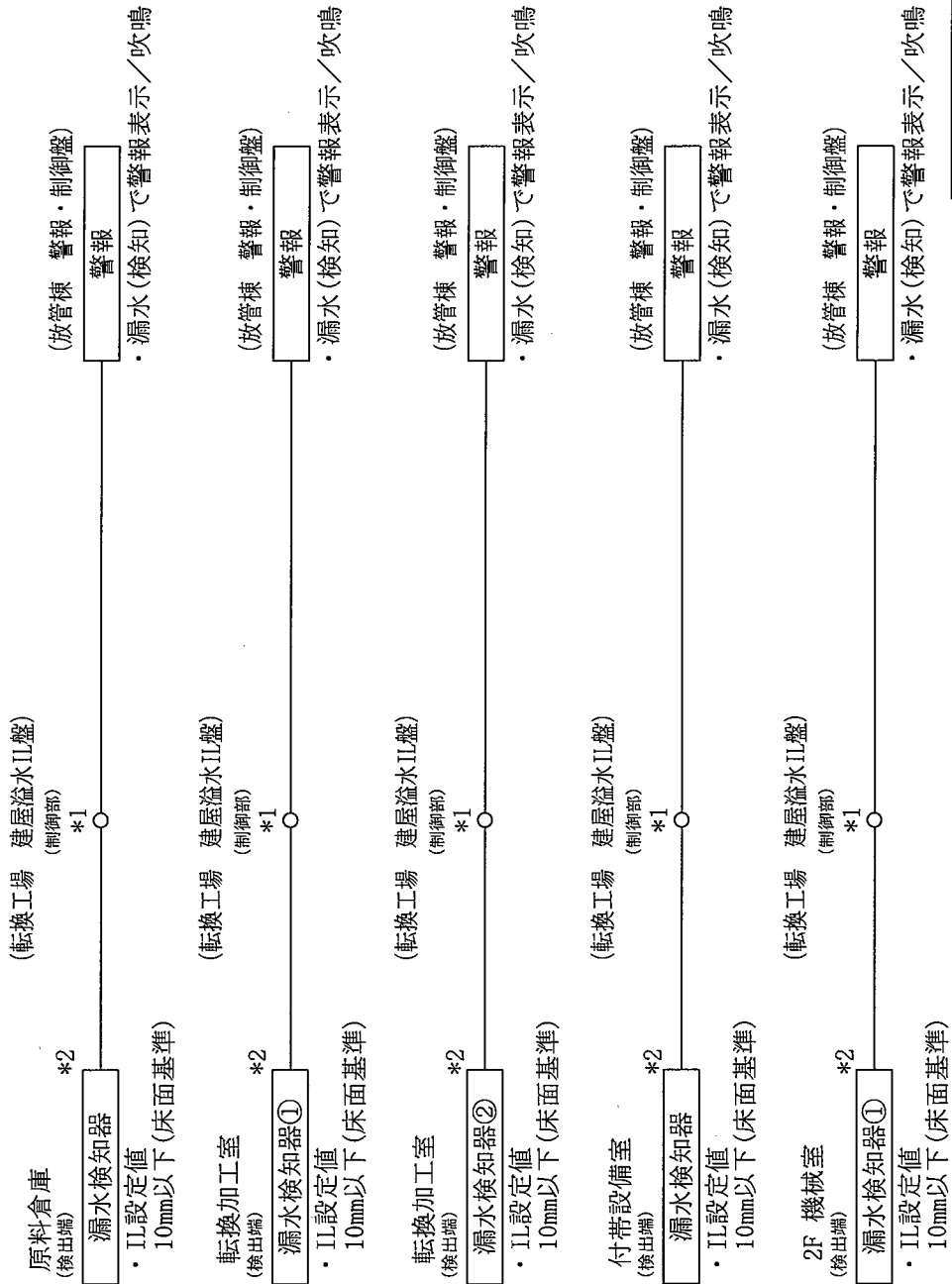


- \*1 : シールド付ケーブル
- \*2 : 電源ラインに避雷器を設置
- \*3 : メカニカルリレー
- \*4 : 耐震重要度分類第1類
- \*5 : 電源喪失で弁閉
- : 耐震重要度分類の境界を示す

名称	付属設備 溢水源供給停止設備	
図番	地震インタロック系統図	付属設備 屋外
	図り制一4 (2/2)	

No.	安全機能を有する施設名称
(835)	堰漏水検知警報設備

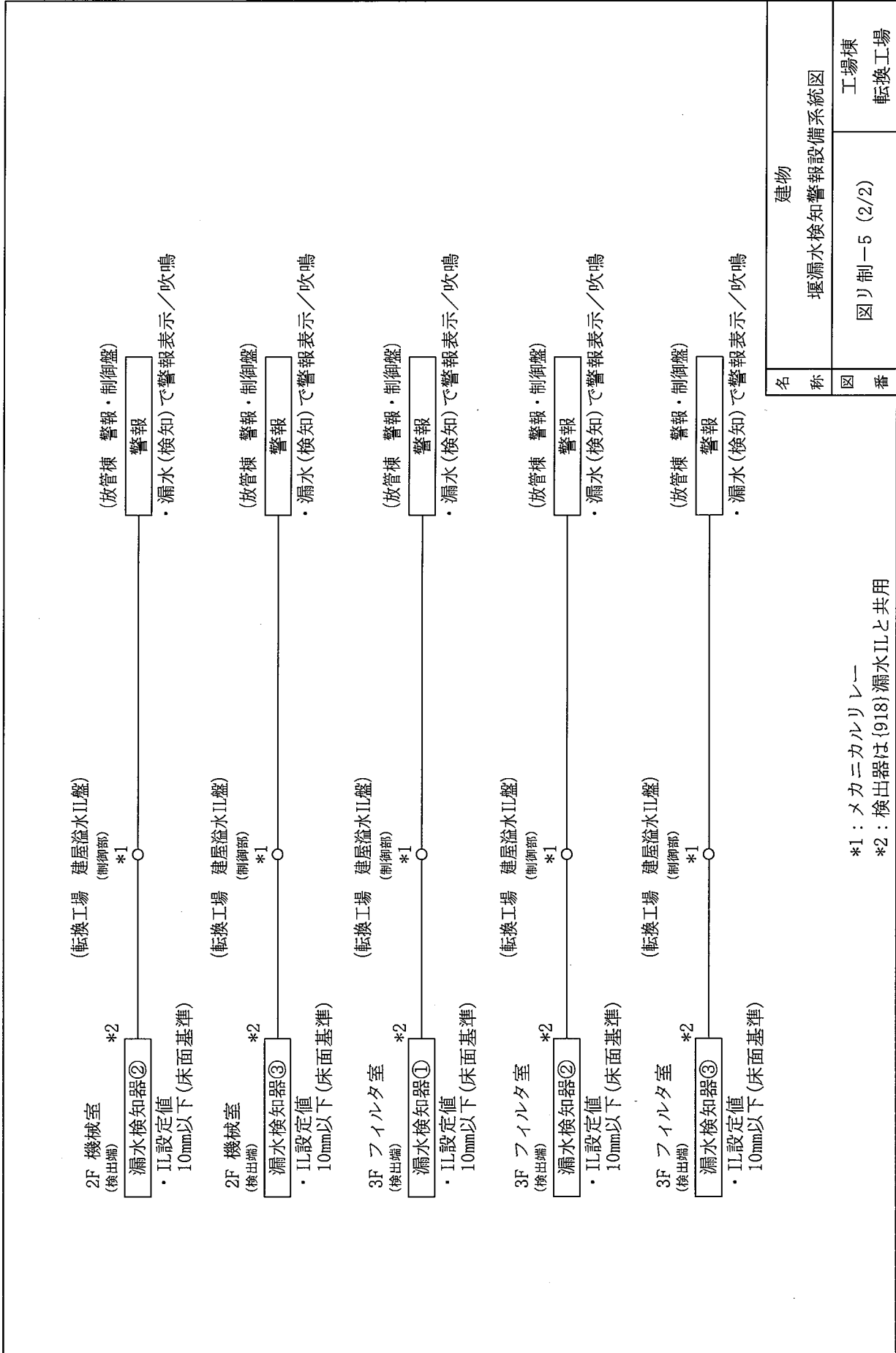
堰漏水検知警報設備	1式
-----------	----



\*1: メカニカルリレー  
 \*2: 検出器は (918) 漏水IIと共用

名	建物
称	堰漏水検知警報設備系統図
図	図リ制一5 (1/2)
番	工場棟 転換工場

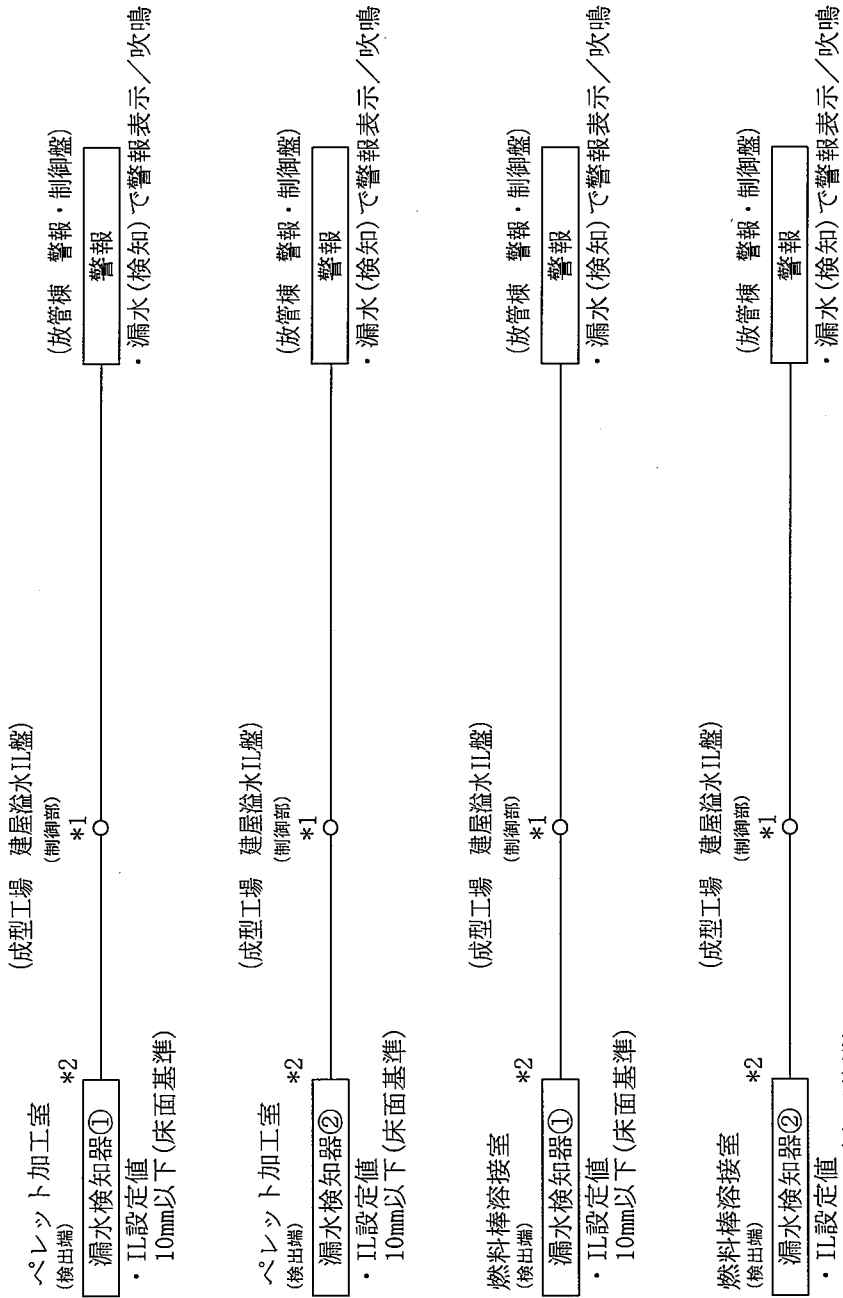




名	建物
称	堰漏水検知警報設備系統図
図	工場棟
番	転換工場

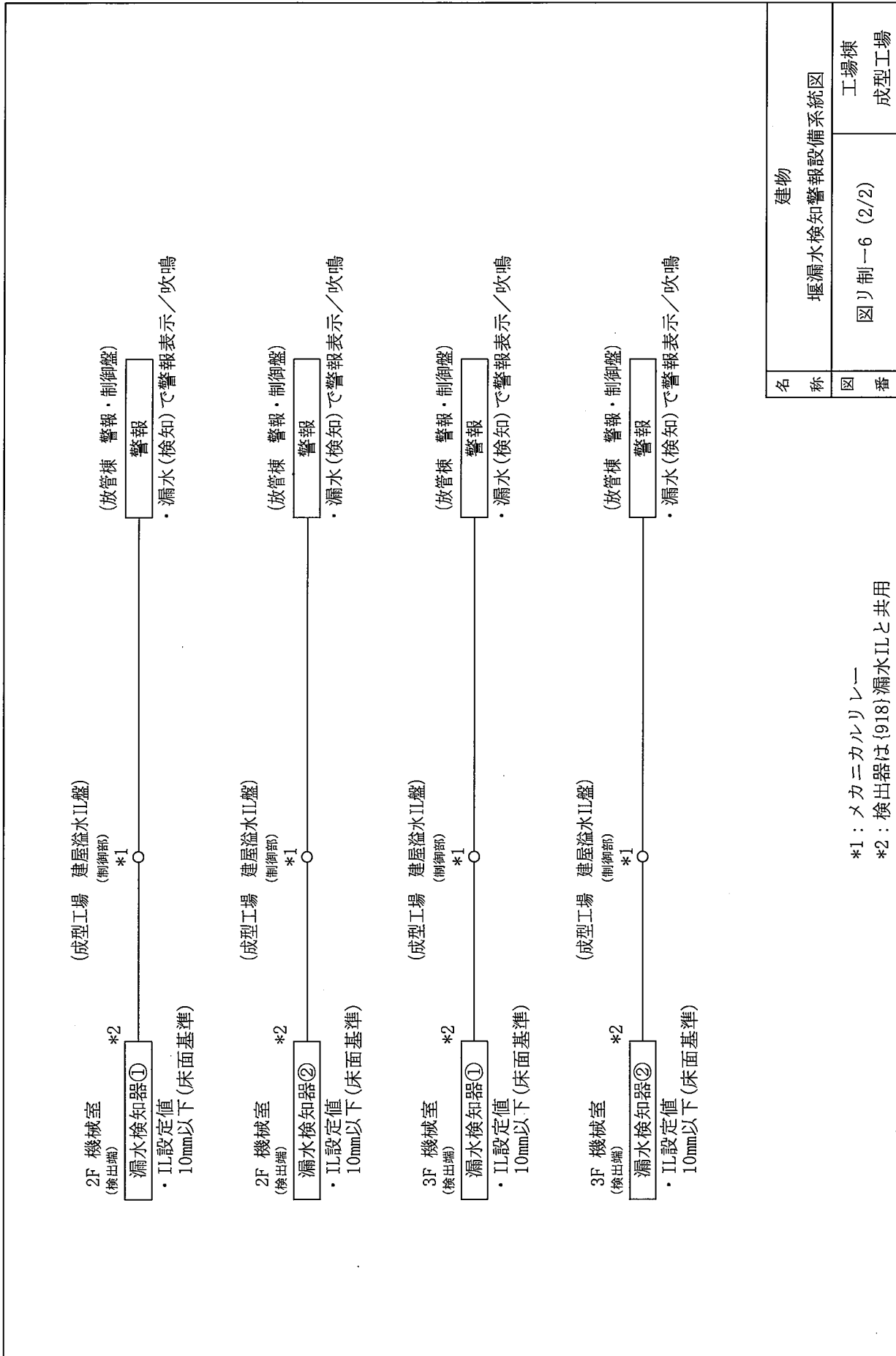
No.	安全機能を有する施設名称
(839)	堰漏水検知警報設備

基数	1式
----	----



\*1: メカニカルリレー  
\*2: 検出器は(918)漏水IIと共用

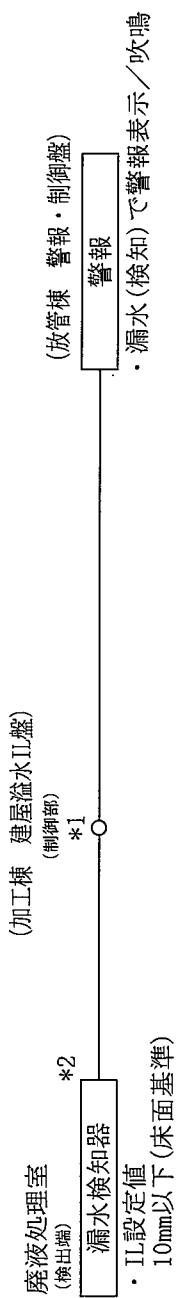
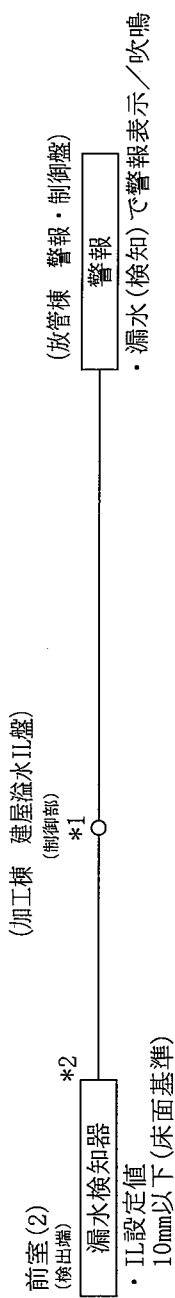
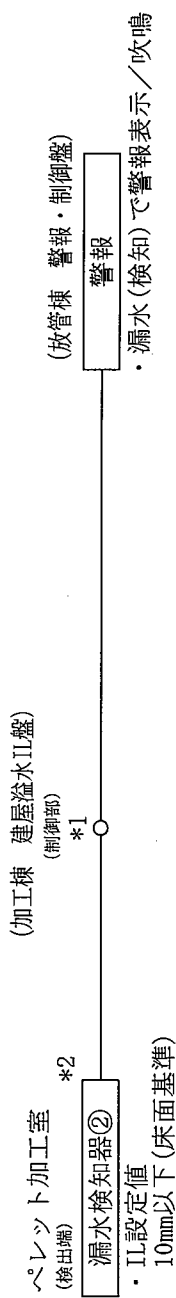
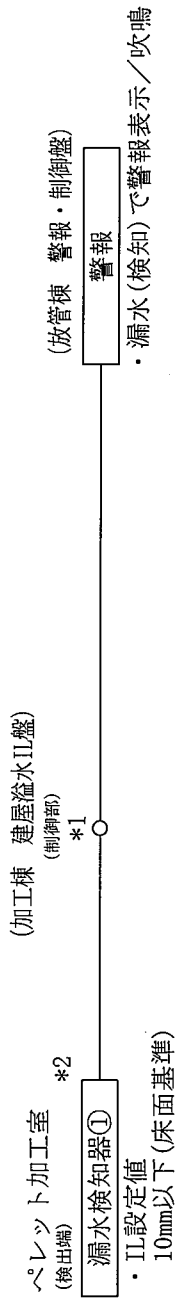
名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備系統図 工場棟 成型工場 図り制一6 (1/2)



\*1 : メカニカルリレー  
\*2 : 検出器は (918) 漏水IIと共用

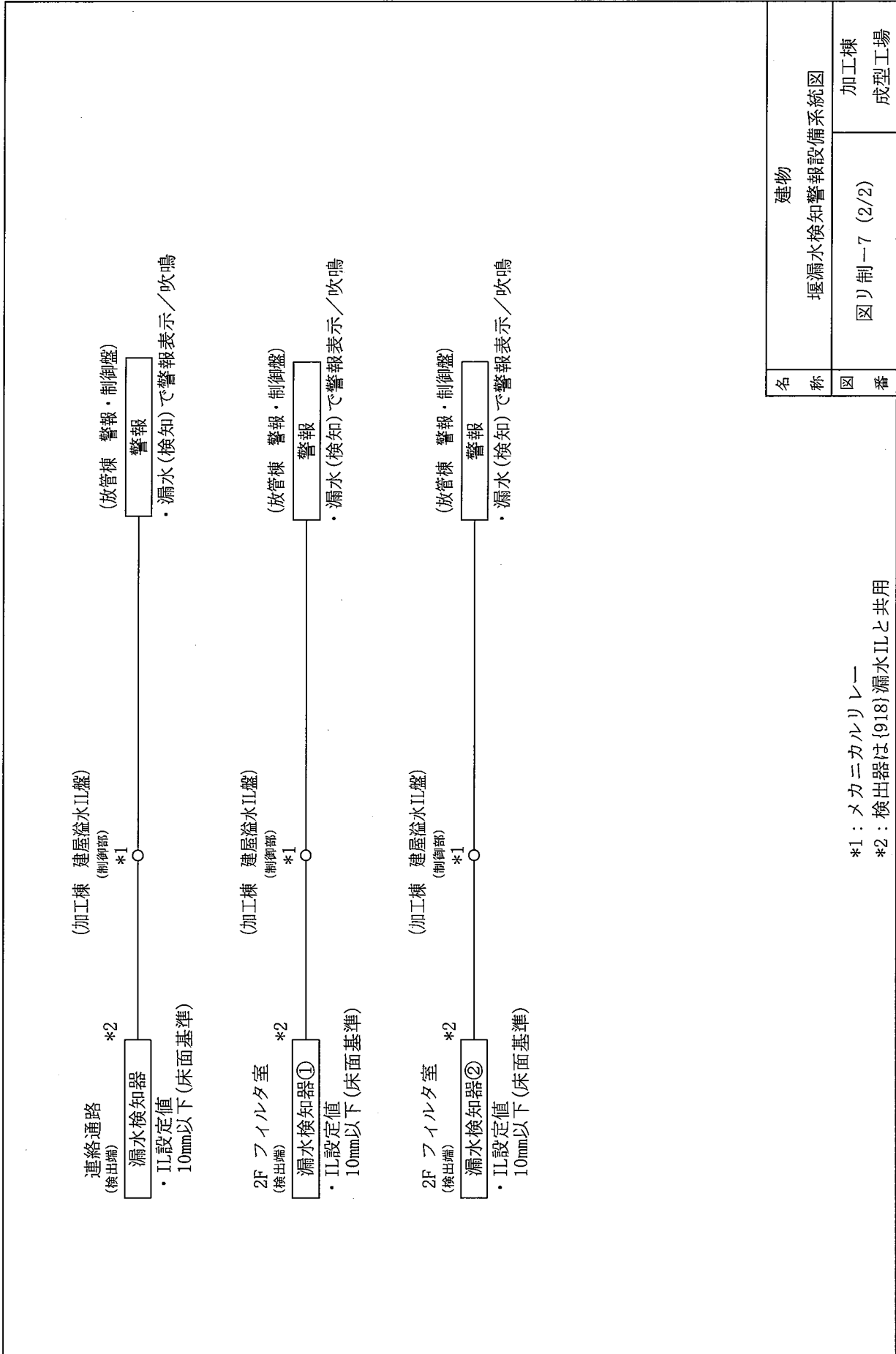
名称	建物
図番	堰漏水検知警報設備系統図 工場棟 成型工場 図リ制一6 (2/2)

No.	安全機能を有する施設名称
{846}	堰漏水検知警報設備
	基
	1式



\*1: メカニカルリレー  
 \*2: 検出器は(918)漏水ILと共用

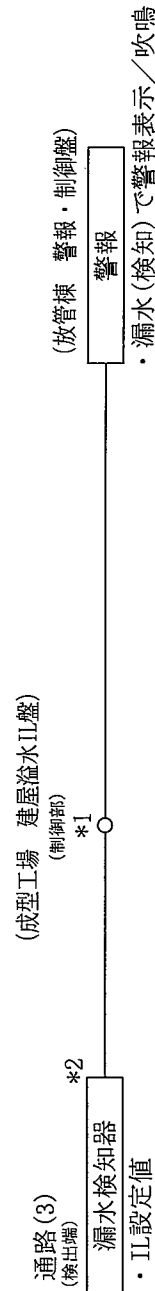
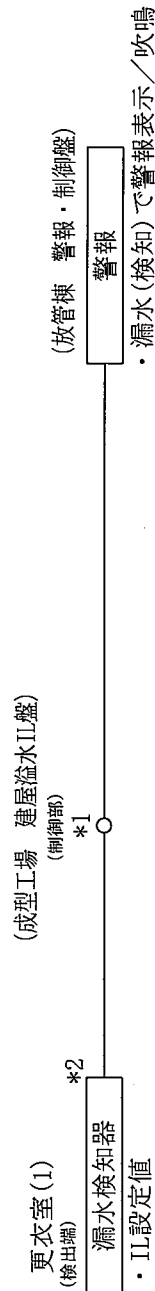
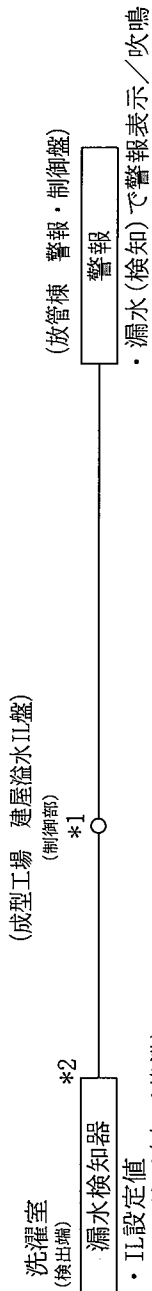
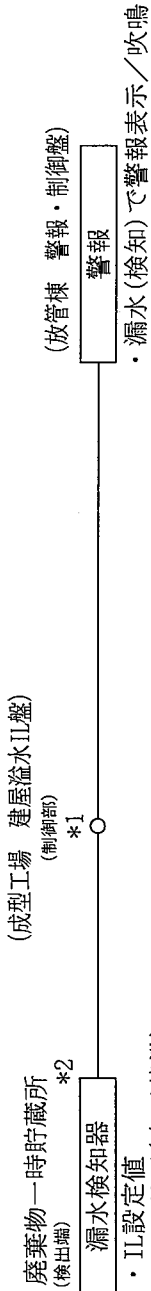
名	建物
称	堰漏水検知警報設備系統図
図	図リ制-7 (1/2)
番	加工棟 成型工場



\*1: メカニカルリレー  
 \*2: 検出器は(918)漏水IIと共用

名	建物	
称	堰漏水検知警報設備系統図	
図	図リ制一7 (2/2)	加工棟
番		成型工場

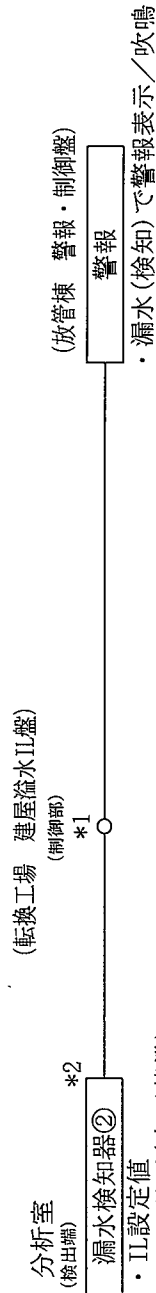
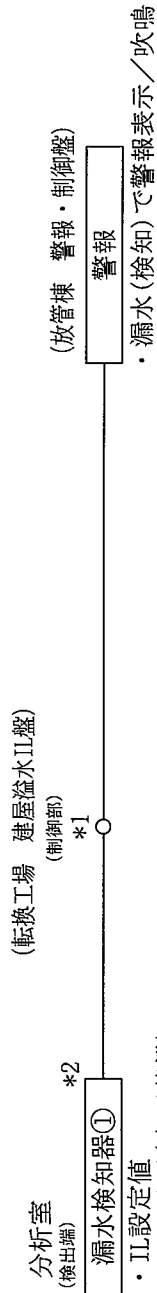
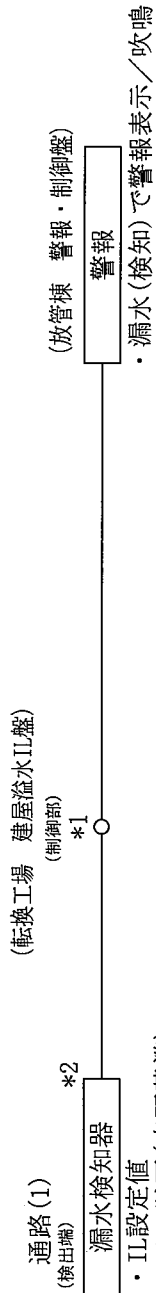
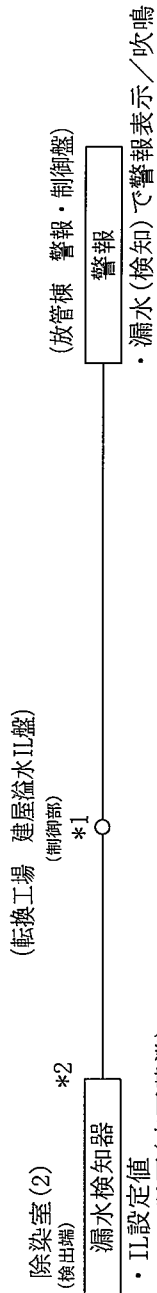
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{849}	堰漏水検知警報設備	1式



\*1：メカニカルリレー  
\*2：検出器は{918}漏水IIと共用

名称	建物	
図番	図リ制-8	放射線管理棟

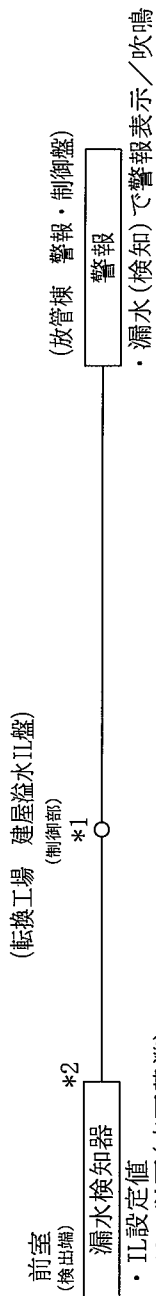
No.	安全機能を有する施設名称
{853}	堰漏水検知警報設備
基数	
1式	



\*1: メカニカルリレー  
\*2: 検出器は{918}漏水ILと共用

名称	建物	
図番	図リ制-9	付属建物 除染室・分析室

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{857}	堰漏水検知警報設備	1式

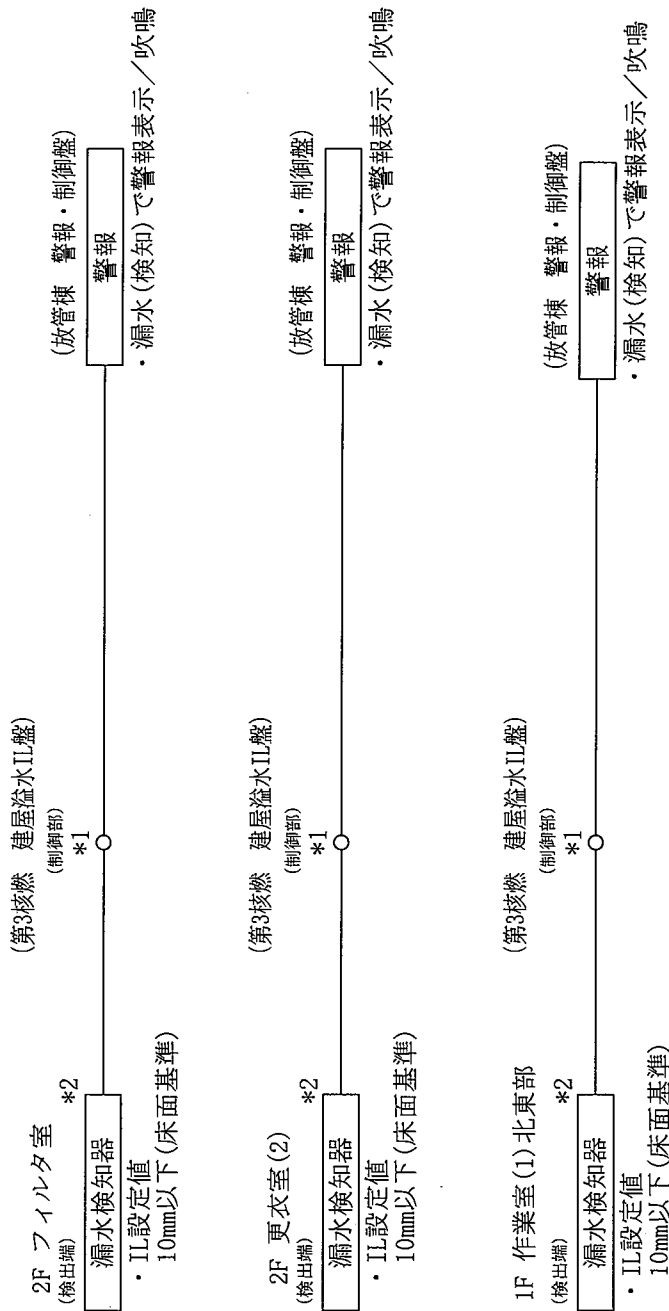


\*1: メカニカルリレー  
\*2: 検出器は{918}漏水IIと共用

名称	建物 堰漏水検知警報設備系統図	
図番	図リ制-10	付属建物 第2核燃料倉庫



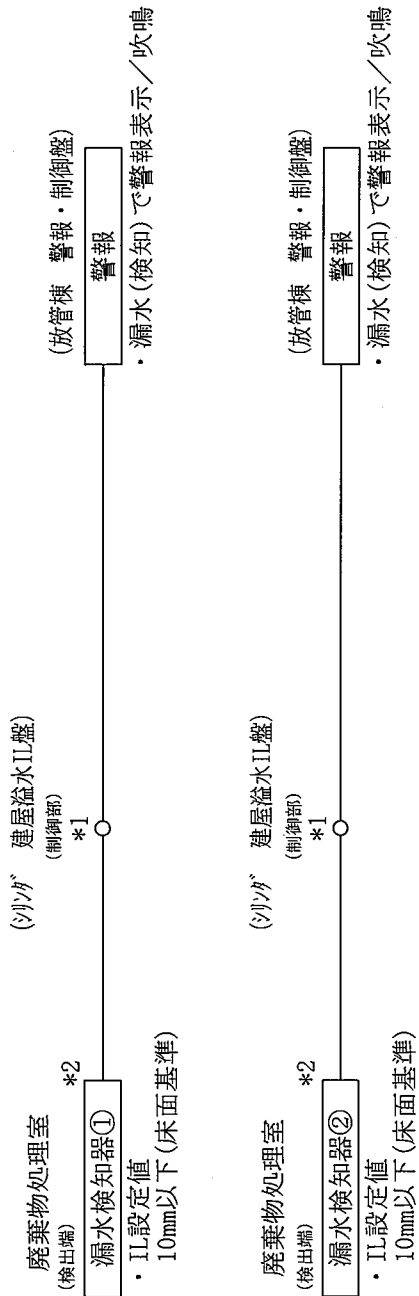
No.	安全機能を有する施設名称	基数
{860}	堰漏水検知警報設備	1式



\*1: メカニカルリレー  
\*2: 検出器は {918} 漏水IIと共用

名称	建物	
図番	図リ制-11	付属建物 第3核燃料倉庫

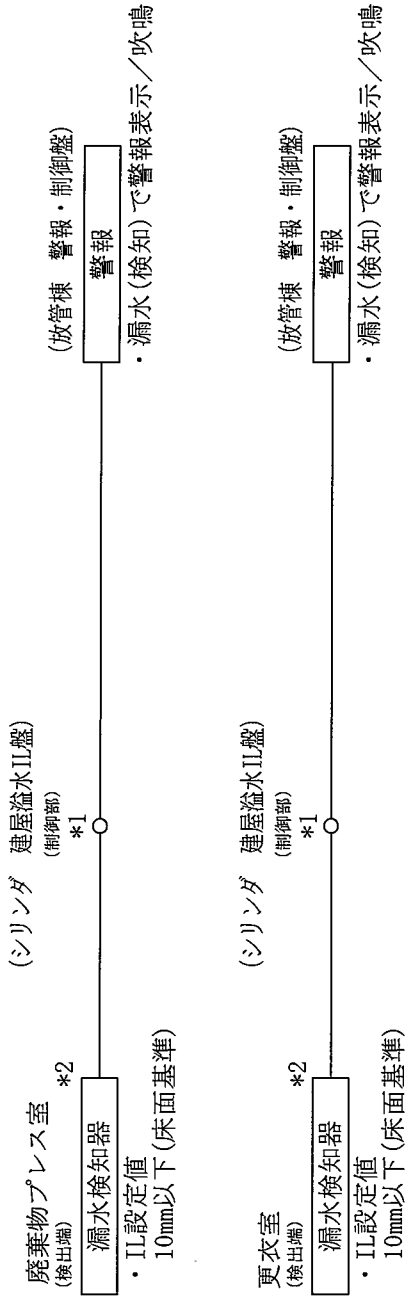
No.	安全機能を有する施設名称	基徴
{867}	堰漏水検知警報設備	1式



\*1：メカニカルリレー  
\*2：検出器は{918}漏水ILと共用

名称	建物	
図番	堰漏水検知警報設備系統図 図リ制-12	付属建物 第1廃棄物処理所

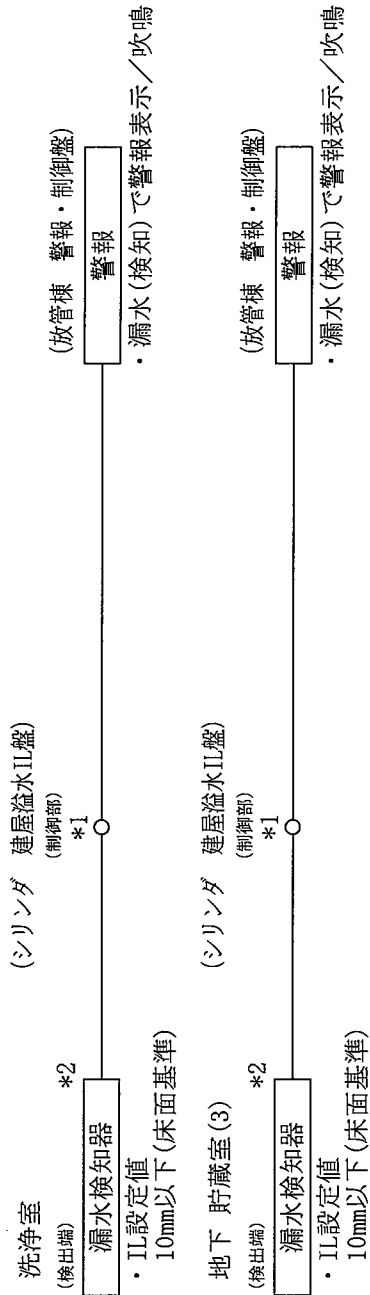
No.	安全機能を有する施設名称	基敬
{871}	堰漏水検知警報設備	1式



\*1：メカニカルリレー  
\*2：検出器は{918}漏水IIと共用

名称	建物	
図番	堰漏水検知警報設備系統図 図リ制-13	付属建物 第2廃棄物処理所

No.	安全機能を有する施設名称	基敬
(875)	堰漏水検知警報設備	1式




\*1：メカニカルリレー  
 \*2：検出器は{918}漏水IIと共用

名称	建物	
図番	堰漏水検知警報設備系統図	付属建物
番	図リ制-14	シリンドラ洗浄棟

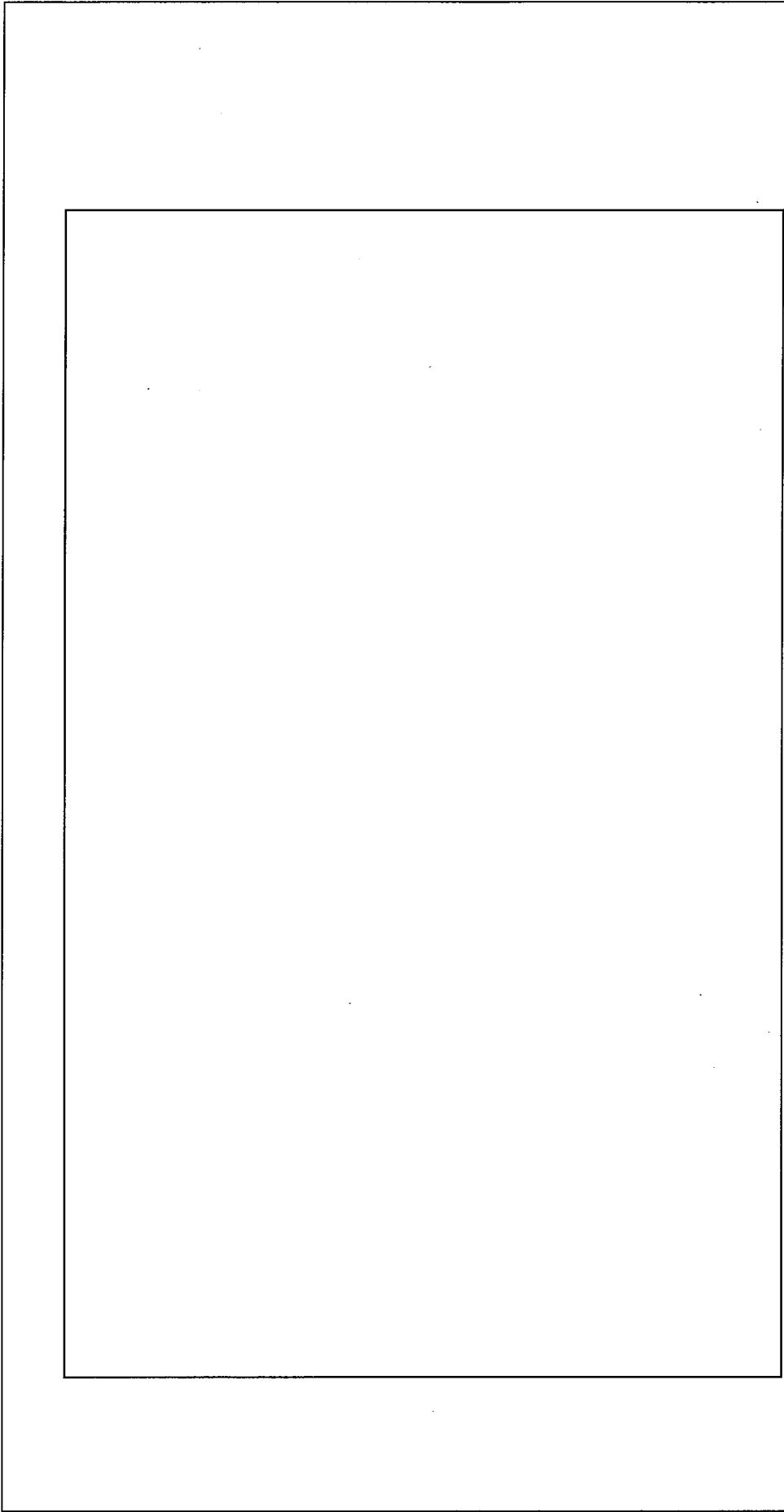
付属設備

(転換加工室)

符号	機器名	変更内容
1	転換工場 建屋溢水IL盤	新設

 : インターロック盤設置エリア

付属設備	
名称	耐震重要度分類第3類インターロック盤配置区
図番	図リ制配-1 工場棟 転換工場

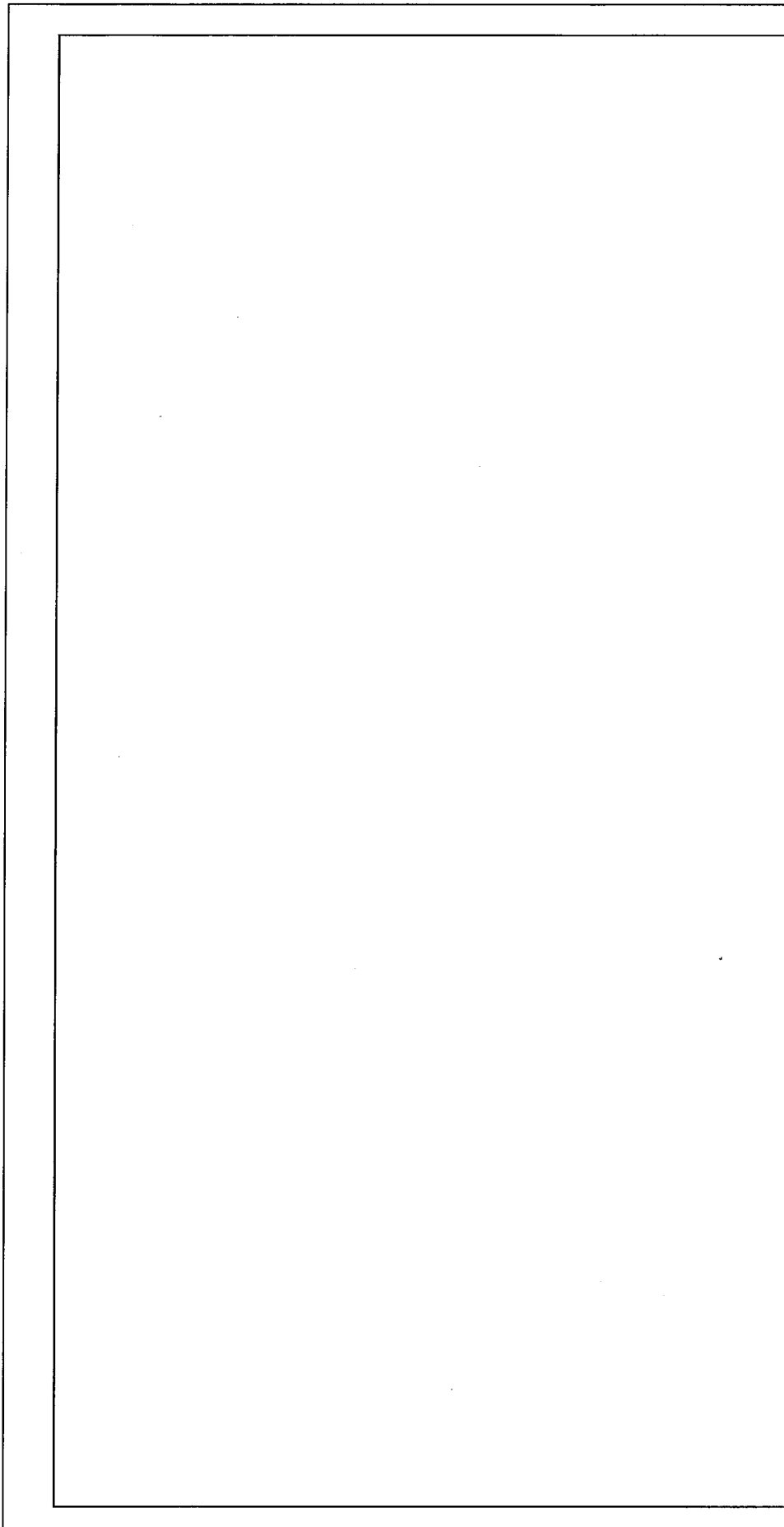


▨：インターネットサーバーロック設置エリア

付属設備  
(ベレット加工室)

符号	機器名	変更内容
1	成型工場 建屋給水口盤	新設

名称	付属設備	
図	耐震重要度分類第3類インターネットサーバーロック盤配置図	工場棟
番	図リ制配-2	成型工場



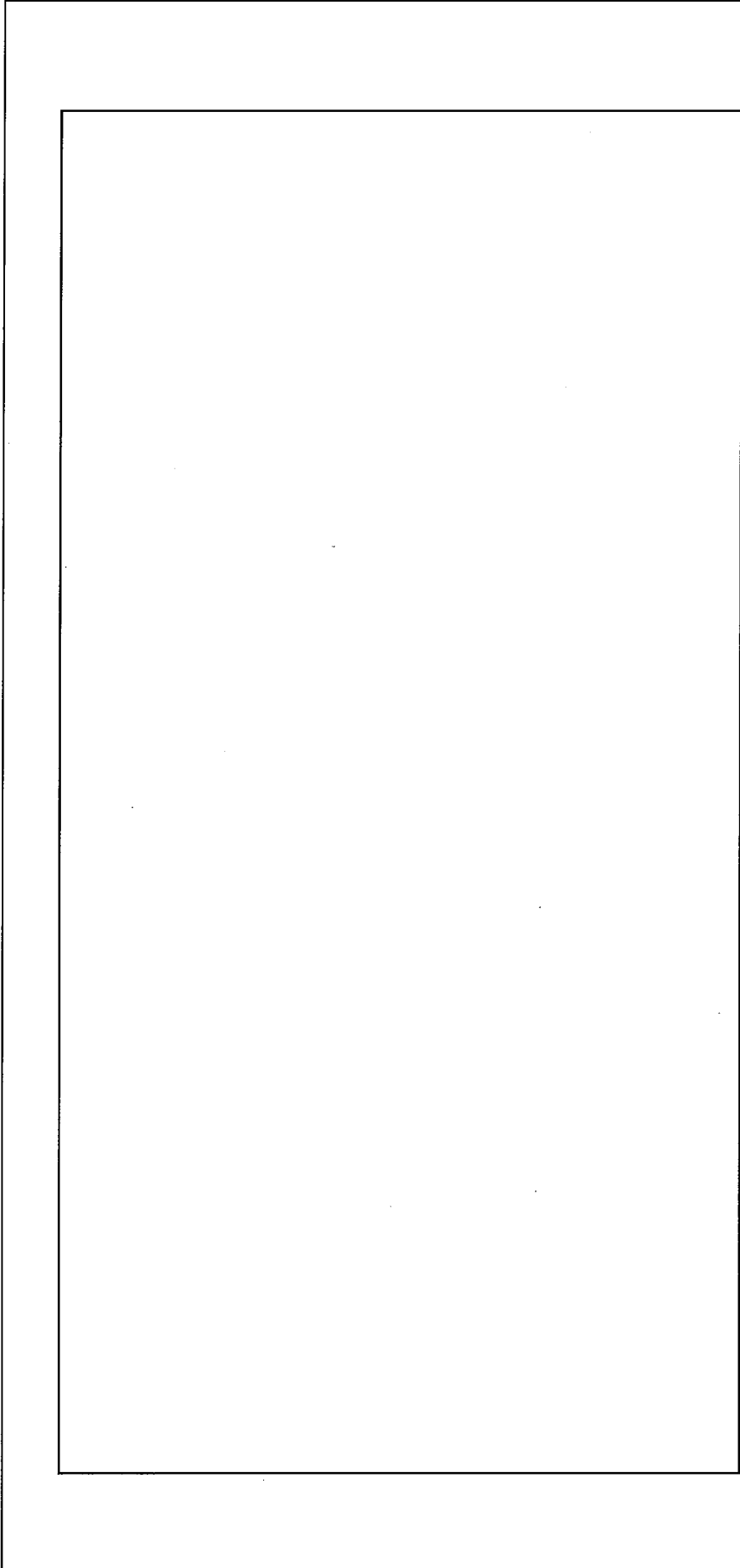
/// : インターロック設置エリア

名称	付属設備 耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図
図番	図リ制配-3 加工棟 成型工場

付属設備

(燃料供給装置)

符号	機器名	変更内容
1	加工棟 建屋給水1L盤	新設



▨：インターロック盤設置エリア

付属設備

(2Fフィリタ室)

符号	機器名	変更内容
1	第3核燃 建屋給水L盤	新設

付属設備

耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図

名称	図	番
	図リ	制配-4
		付属建物 第3核燃料倉庫



付属設備  
(廃棄物プレス室)

符号	機器名	変更内容
1	シリンダ 建屋給水口盤	新設

///: インターロック盤設置エリア

名称  
図番

付属設備

耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図

図リ制配-5

付属建物

第2廃棄物処理所

--	--

☐: インターロック盤設置エリア

付属設備

(管理表)

符号	機器名	変更内容
1	放射線警報・同停盤	新設

付属設備

耐震重要度分類第3類インターロック盤配置図

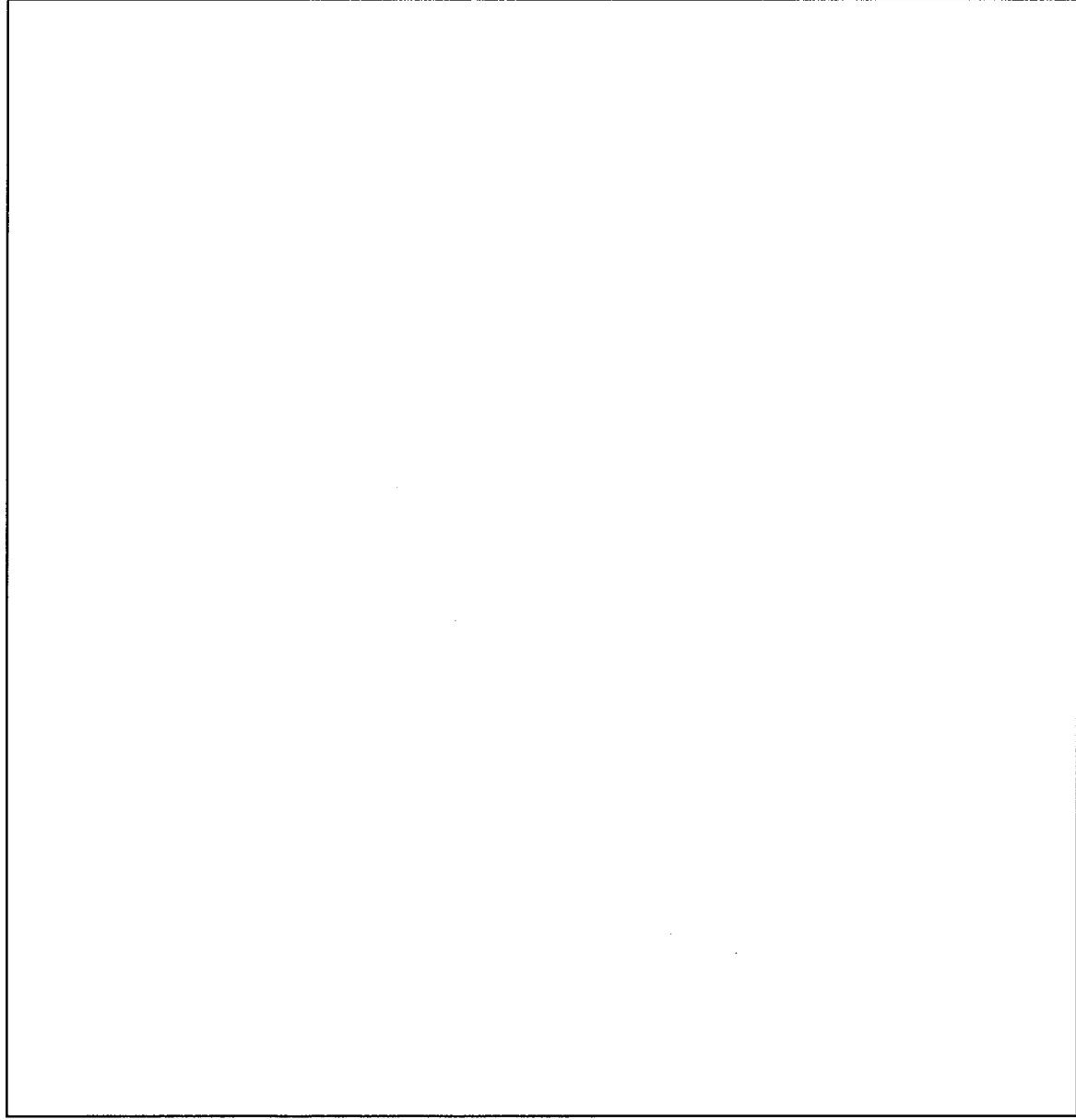
図番	放射線管理棟
図名	図リ制配-6





No.	安全機能を有する施設名称	基数
(915)	地震インターロック	-

内は、耐震計算書の部位名称を示す

		単位：mm	
		名称	付属設備 水素ガス供給配管系統 水素貯蔵所地震計IL盤A, B外形図
図番	図リ制一盤1 (1/2)	屋外	

内は、耐震計算書の部位名称を示す  
 \*1：水素貯蔵所地震計IL盤と兼用



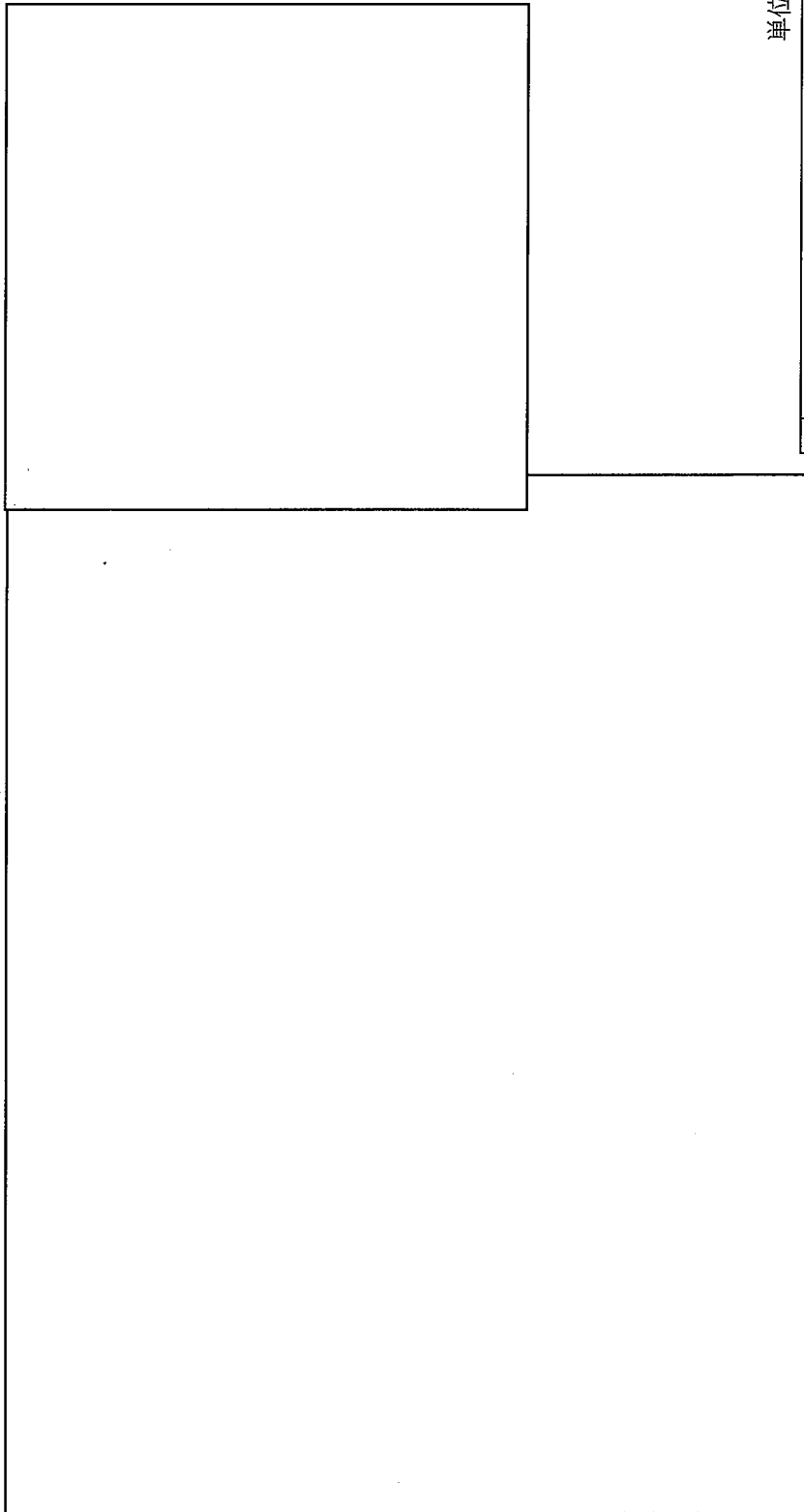
- ：新規部材（柱）
- ：新規部材（梁）
- ：新規ベースプレート
- ：新規パネル（mm）

単位：mm

名称	付属設備 水素ガス供給配管系統 水素貯蔵所地震計IL盤A, B外形図	
図番	図り制一盤1 (2/2)	屋外

No. (920)	安全機能を有する施設名称 地震インタローック	基敬 -
--------------	---------------------------	---------

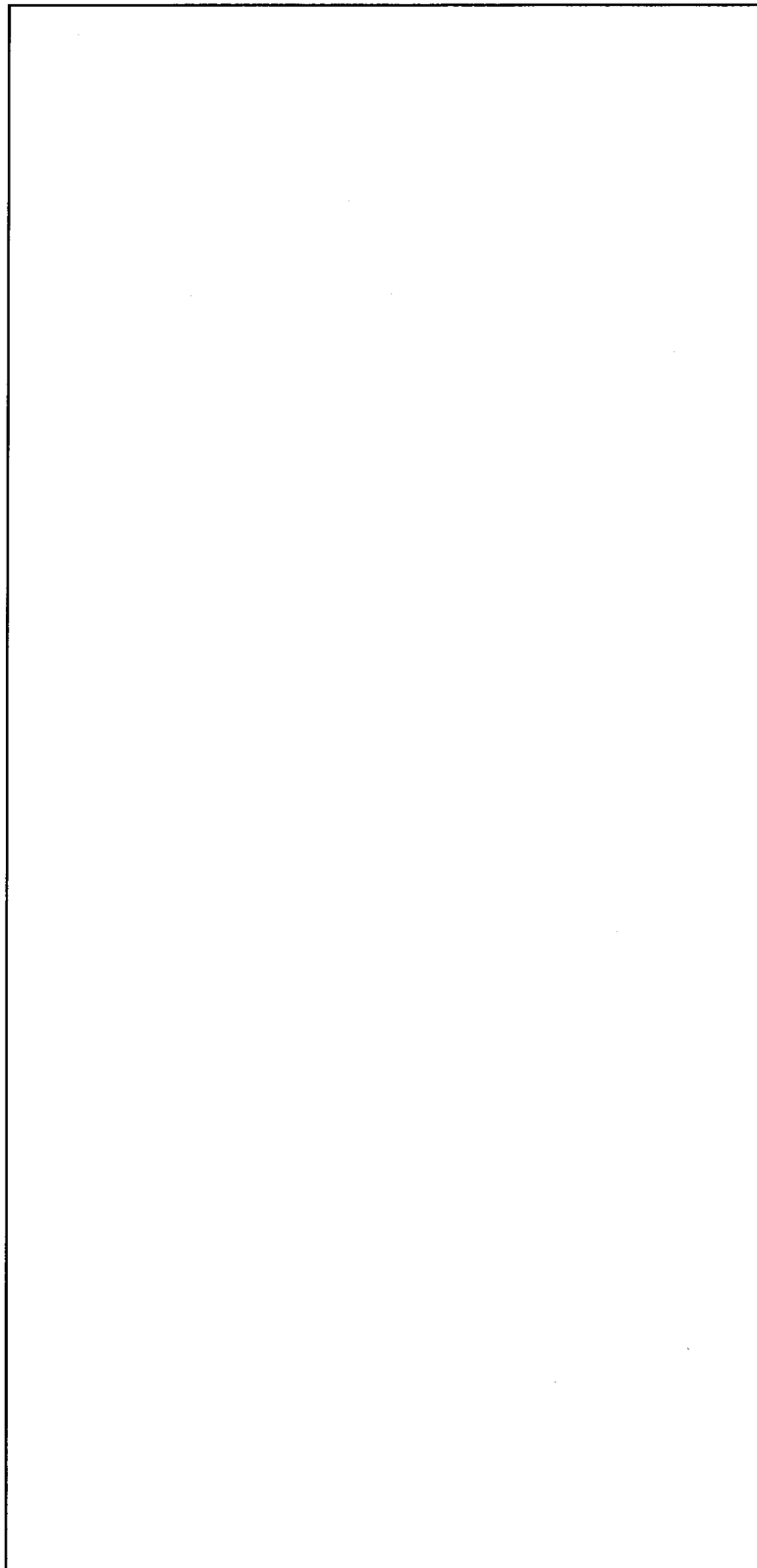
内は、耐震計算書の部位名称を示す



単位：mm

名称	付属設備 溢水源供給停止設備 地震計IL盤(蒸気)外形図
図番	図リ制一盤2 (1/2) 工場棟 転換工場

□内は、耐震計算書の部位名称を示す

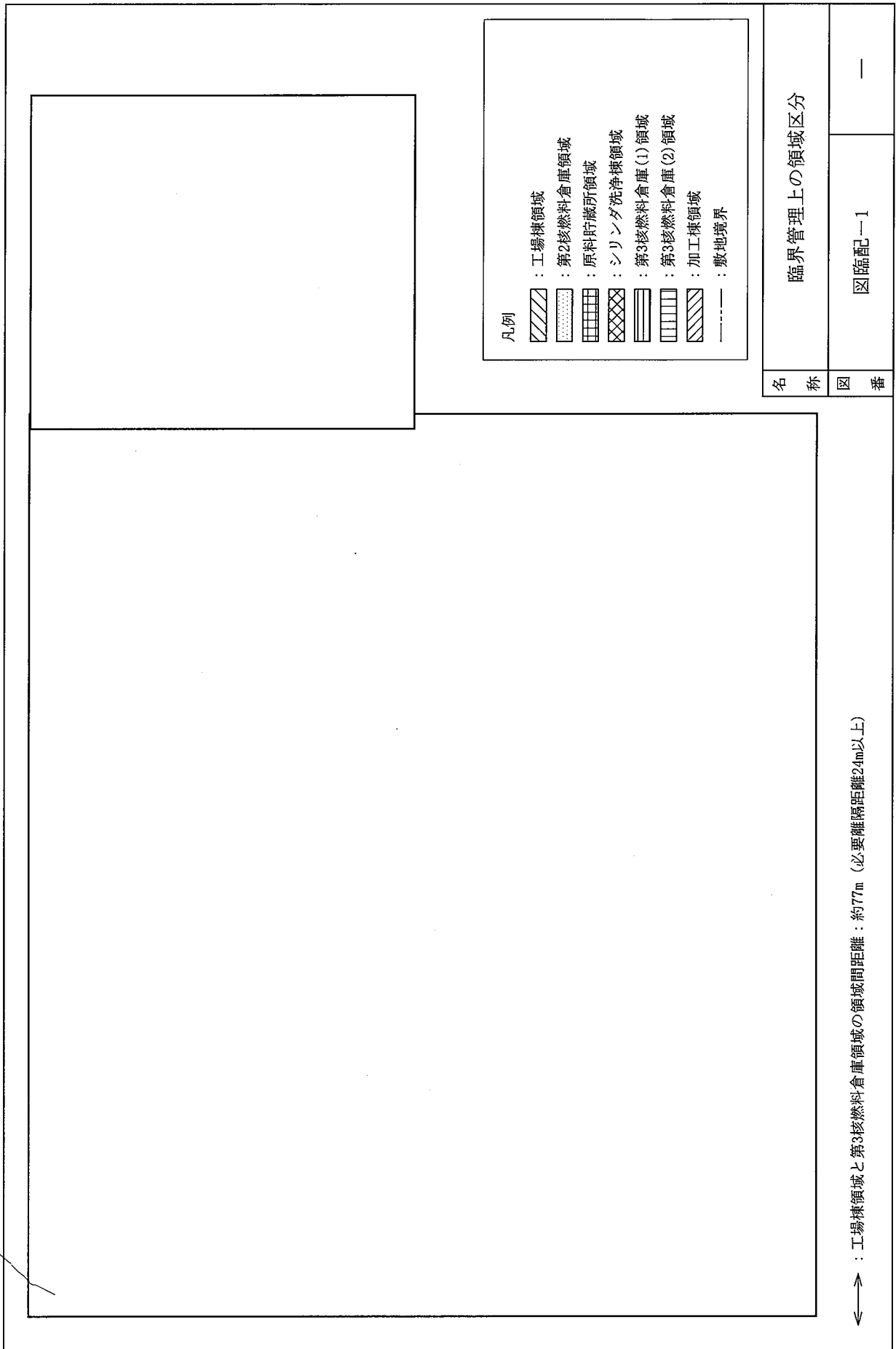


単位：mm

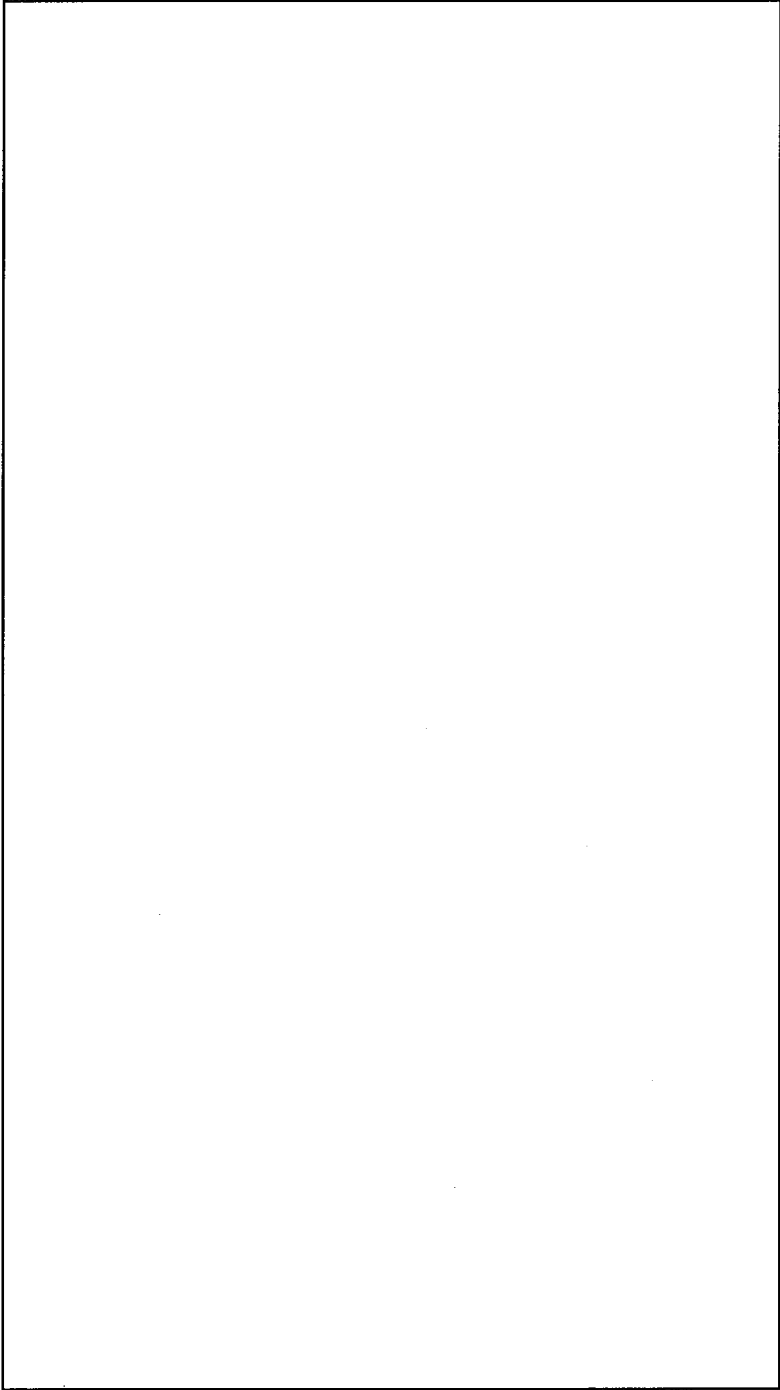
名称	付属設備 溢水源供給停止設備
図番	地震計II盤(シリンダ蒸気)外形図 図リ制一盤2 (2/2) 付属建物 シリンダ洗浄棟

I-3-3 添付図面(臨界管理)

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 図臨配-1 | 臨界管理上の領域区分       |
| 図臨台-1 | 台車及び電動リフト 使用エリア図 |
| 図臨台-2 | 台車 使用エリア図        |







機器名	台数	S1	S2
SUS容器用台車 (2)	3	3	-
金風筒用台車 (2)	1	1	1
他社用台車	3	3	-
内容器用台車	6	6	-
ロットチャネル用台車 (5)	1	1	1
ロットチャネル用リフタ	1	-	1
合計	16	14	3

▨ : S1エリア

▩ : S2エリア

台車及び電動リフタ

使用エリア図

名

称

図

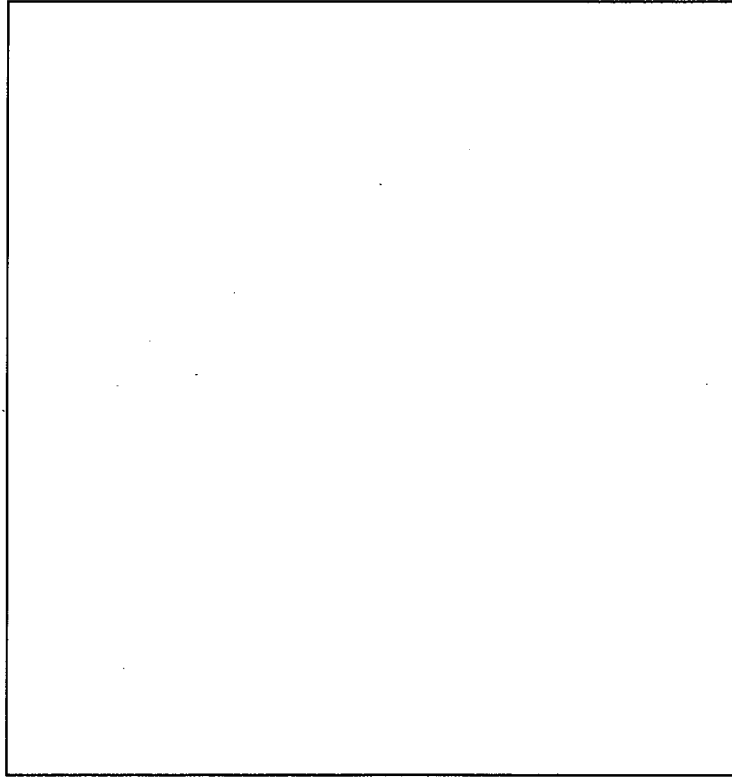
番

図臨台-1

付属建物

第3核燃料倉庫

機器名称	台数
SUS容器用台車 (5)	1



▨ : 使用エリア

名称	台車 使用エリア図	
図番	図臨台-2	付属建物 シリンダ洗浄棟

表1 工事工程表(1/37)

事業許可			業工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度					
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
[1]	化学処理施設 (UF <sub>2</sub> 蒸発・加水 分解設備)	工場棟転機工場 原料倉庫	蒸発器(脱着式UF <sub>2</sub> 配管、UF <sub>2</sub> 配管系 統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水 配管系統、窒素ガス配管系統を含 む)	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造										△▽
				原料倉庫地下ピット	変更なし										
[2]			UF <sub>2</sub> シリンダ	UF <sub>2</sub> シリンダ	改造										△▽
[3]			IL: シリンダ過加熱防止イン ターロック												
[4]			IL: シリンダ圧力高インター ロック												
[5]			IL: UF <sub>2</sub> 漏えい並大防止(電導 度)インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造										△▽
[6]			IL: 地震インターロック(蒸 発器、コールドトラップ、コー ルドトラップ(小))												
[7]			IL: シリンダ取外しインター ロック												
[8]			フードボックス[コールドトラ ップ、コールドトラップ(小)、加水 分解装置(エジェクタ)、循環貯 槽]	UF <sub>2</sub> フードボックス	改造										△▽
[9]			IL: UF <sub>2</sub> 漏えい並大防止(HF検 知)インターロック												
[10]			UF <sub>2</sub> 漏えい警報設備(フードボ ックス内)												
[11]			防護カバー[蒸発器、コールド トラップ、コールドトラップ(小)、 加水分解装置(エジェクタ)、循環 貯槽、フードボックス]	UF <sub>2</sub> 防護カバー	新設										△▽
[12]			UF <sub>2</sub> 漏えい警報設備(防護カバ ー内)												
[13]			UF <sub>2</sub> 漏えい警報設備(防護カバ ー外)												
[14]			コールドトラップ [UF <sub>2</sub> 配管系 統、窒素ガス配管系統を含む]												
[15]			IL: コールドトラップ温度高 インターロック	コールドトラップ(1) コールドトラップ(2)	改造										△▽
[16]			IL: コールドトラップ圧力高 インターロック												
[17]			コールドトラップ(小) [UF <sub>2</sub> 配 管系統、真空配管系統、窒素ガス配 管系統を含む]												
[18]			IL: コールドトラップ(小) 温度高インターロック	コールドトラップ(小)(1) コールドトラップ(小)(2)	改造										△▽
[19]			IL: コールドトラップ(小) 圧力高インターロック												
[20]			IL: コールドトラップ(小) 捕集中の温度高インターロック												
[21]			加水分解装置(エジェクタ) [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造										△▽
[22]			循環貯槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系 統を含む]												
[23]			堰(循環貯槽)	堰(循環貯槽)	新設										△▽
[24]			堰漏水検知警報設備												
[25]			IL: 液貯槽ポンプ停止イン ターロック												
[26]			IL: 循環貯槽液位高インター ロック	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造										△▽
[27]			IL: 循環貯槽液位低インター ロック												
[28]		工場棟転機工場 転換加工室	熱交換器	熱交換器(循環貯槽)(1) 熱交換器(循環貯槽)(2)	改造										△▽
[29]			UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 [CO <sub>2</sub> 溶液配管系 統を含む]	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造										△▽

表1 工事工程表(2/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
[30]			熱交換器	熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	改造										△	▽			
[31]			堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)<UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽>	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	新設											△	▽		
[32]			堰渾水検知警報設備																
[33]			飛散防止カバー<UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽>	飛散防止カバー(1) 飛散防止カバー(2)	新設												△	▽	
[34]			I L : UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロック	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造												△	▽	
[35]			液受槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	液受槽(1) 液受槽(2)	改造												△	▽	
[36]			I L : 液受槽液位高インターロック																
[37]			調液貯槽 [UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む]	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造												△	▽	
[38]			熱交換器	熱交換器(調液貯槽)(1) 熱交換器(調液貯槽)(2)	改造												△	▽	
[39]			I L : 調液貯槽液位高インターロック	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造												△	▽	
[40]			(沈殿設備)		沈殿槽 [ウラン配管系統を含む]	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造										△	▽	
[41]			堰(液貯槽)<沈殿槽、熟成槽、遠心分離機(固液分離用)、ろ液分離槽、仕上げろ過機、濃縮液受槽、稀液受槽、再生液貯槽、洗浄液受槽>		堰(液貯槽)(1) 堰(液貯槽)(2)	新設												△	▽
[42]			堰渾水検知警報設備																
[43]	I L : 沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造													△	▽		
[44]	I L : 沈殿槽流量比インターロック																		
[45]	熟成槽 [ウラン配管系統、水配管系統を含む]	熟成槽(1)-A 熟成槽(1)-B 熟成槽(1)-C 熟成槽(1)-D 熟成槽(1)-E 熟成槽(2)-A 熟成槽(2)-B 熟成槽(2)-C 熟成槽(2)-D 熟成槽(2)-E	改造													△	▽		
[46]	I L : 熟成槽液位高インターロック																		
[47]	(洗浄設備)		遠心分離機(洗浄用) [ADUスラリー配管系統、洗浄ろ液配管系統、水配管系統を含む]	遠心分離機(洗浄用)(1) 遠心分離機(洗浄用)(2)	改造										△	▽			
[48]	堰(洗浄槽)<遠心分離機(洗浄用)、洗浄槽、洗浄ろ液分離槽>		堰(洗浄槽)	新設												△	▽		
[49]	堰渾水検知警報設備																		
[50]	洗浄槽 [ADUスラリー配管系統、水配管系統を含む]		洗浄槽(1)-A 洗浄槽(1)-B 洗浄槽(1)-C 洗浄槽(1)-D 洗浄槽(2)-A 洗浄槽(2)-B 洗浄槽(2)-C 洗浄槽(2)-D	改造												△	▽		
[51]	I L : 洗浄槽液位高インターロック																		
[52]	洗浄ろ液分離槽 [洗浄ろ液配管系統を含む]		洗浄ろ液分離槽(1) 洗浄ろ液分離槽(2)	改造												△	▽		
[53]	I L : 洗浄ろ液分離槽液位高インターロック																		
[54]	(固液分離設備)		遠心分離機(固液分離用) [ADUスラリー配管系統、ろ液配管系統、水配管系統を含む]	遠心分離機(固液分離用)(1) 遠心分離機(固液分離用)(2)	改造											△	▽		

表1 工事工程表(S/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設備名	変更の内容	令和2年(2020年) 度					令和3年(2021年) 度										
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月						
[55]			ろ液分離槽【ろ液配管系統を含む】	ろ液分離槽(1)-A	改造																
[56]				ろ液分離槽(2)-A																	
			I L : ろ液分離槽液位高インターロック	ろ液分離槽(1)-B																	
[57]			仕上げる過機【濾液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統を含む】	仕上げる過機(1)	改造																
				仕上げる過機(2)																	
[58]			ろ過器	ろ過器(転換工程)(1)-A	改造																
				ろ過器(転換工程)(1)-B																	
			ろ過器(転換工程)(2)-A																		
			ろ過器(転換工程)(2)-B																		
[59]			I L : 仕上げる過機異常インターロック	仕上げる過機(1)																	
				仕上げる過機(2)																	
[60]			濃縮液受槽【濃縮液配管系統を含む】	濃縮液受槽(1)	改造																
				濃縮液受槽(2)																	
[61]			I L : 濃縮液受槽液位高インターロック																		
[62]			清澄液受槽【清澄液配管系統を含む】	清澄液受槽(1)-A	改造																
				清澄液受槽(2)-A																	
			清澄液受槽(2)-B																		
			清澄液受槽(2)-C																		
[63]	I L : 清澄液受槽液位高インターロック	清澄液受槽(1)-B																			
		清澄液受槽(2)-B																			
[64]	I L : 清澄液受槽pH異常インターロック	清澄液受槽(1)-C																			
		清澄液受槽(2)-C																			
[65]	再生液貯槽【再生液配管系統を含む】	再生液貯槽(1)-A	改造																		
		再生液貯槽(2)-A																			
	再生液貯槽(1)-B																				
	再生液貯槽(2)-B																				
[66]	I L : 再生液貯槽液位高インターロック	再生液貯槽(1)-C																			
		再生液貯槽(2)-C																			
[67]	(乾燥設備)	洗浄液受槽【洗浄液配管系統を含む】	洗浄液受槽(1)	改造																	
			洗浄液受槽(2)																		
[68]	I L : 洗浄液受槽液位高インターロック																				
[69]	金属容器(溶液・スラリー)	金属容器(溶液・スラリー)	改造																		
[70]	金属容器(溶液・スラリー)用台車	金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし																		
[71]	予備成型乾燥機【排気配管系統を含む】	予備成型乾燥機(1)	改造																		
		予備成型乾燥機(2)																			
[72]	乾燥機【排気配管系統を含む】	乾燥機(1)	改造																		
		乾燥機(2)																			
[73]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス(1)-A	改造																		
		粉末回収ボックス(2)-A																			
	粉末回収ボックス(1)-B																				
	粉末回収ボックス(2)-B																				
	粉末回収ボックス(1)-C																				
	粉末回収ボックス(2)-C																				
[74]	I L : 乾燥機ベルト駆動停止インターロック																				
[75]	I L : 乾燥機ADU厚み異常インターロック	乾燥機(1)	改造																		
		乾燥機(2)																			
[76]	I L : 乾燥機温度高インターロック																				
[77]	I L : 乾燥機運転制御機構																				
[78]	ADUスクラバ【スクラバ液配管系統を含む】	ADCスクラバ(1)	改造																		
		ADCスクラバ(2)																			
[79]	堰(ADUスクラバ)	堰(ADUスクラバ)(1)	改造																		
		堰(ADUスクラバ)(2)																			
[80]	堰流水検知警報設備																				
[81]	I L : ADUスクラバ液位高インターロック	ADCスクラバ(1)	改造																		
		ADCスクラバ(2)																			
[82]	ADUスクラバポンプ停止警報設備																				
[83]	ADUブロータンク【ADU輸送配管系統を含む】	ADUブロータンク(1)	改造																		
		ADUブロータンク(2)																			
[84]	ADU受けホッパ【ADU配管系統を含む】	ADU受けホッパ(1)	改造																		
		ADU受けホッパ(2)																			
[85]	ADUバグフィルタ【ADU配管系統、排気配管系統を含む】	ADUバグフィルタ(1)	改造																		
		ADUバグフィルタ(2)																			
[86]	フードボックス(AMUバグフィルタ)		改造																		

表1 工事工程表(4/37)

事業許可			設工認			令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[87]	(焙焼還元設備)		ADUバックアップフィルタ	ADUバックアップフィルタ(1) ADUバックアップフィルタ(2)	改造										△▽		
[88]			リサイクル粉搬送装置	リサイクル粉搬送装置(1) リサイクル粉搬送装置(2)	改造 変更なし											△▽	
[89]			リサイクル粉投入ボックス【リサイクル粉未配管系統を含む】	リサイクル粉投入ボックス(1) リサイクル粉投入ボックス(2)	改造												△▽
[90]			リサイクル粉受けホッパ【リサイクル粉未配管系統を含む】	リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	改造												△▽
[91]			スクリーフィーダ														
[92]			ポリユーマ【粉未配管系統を含む】	ポリユーマ(1) ポリユーマ(2)	改造												△▽
[93]			スクリーフィーダ														
[94]			ロータリーキルン【U <sub>2</sub> 粉未配管系統、水素配管系統、酸素ガス配管系統、排ガス配管系統、水封ボットを含む】	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造												△▽
[95]			ダストチャンバ	ダストチャンバ(1) ダストチャンバ(2)	変更なし												△▽
[96]			フードボックス(ロータリーキルン)【ロータリーキルン、U <sub>2</sub> ブロータック】	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造												△▽
[97]			ガスヒータ	ガスヒータ(1) ガスヒータ(2)	改造												△▽
[98]			I L : ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック														
[99]			爆発圧力逃し機構														
[100]			I L : ロータリーキルン温度低インターロック														
[101]			I L : ロータリーキルン炉内圧力低インターロック														
[102]			I L : 燃焼チャンバ失火インターロック	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造												△▽
[103]			I L : ロータリーキルン過加熱防止インターロック														
[104]			I L : 水素漏えい検知インターロック														
[105]			I L : 地震インターロック														
[106]			U <sub>2</sub> ブロータック U <sub>2</sub> 輸送配管系統を含む	U <sub>2</sub> ブロータック(1) U <sub>2</sub> ブロータック(2)	改造												△▽
[107]	U <sub>2</sub> フィルタ【U <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む】	U <sub>2</sub> フィルタ(1) U <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造												△▽		
[108]	U <sub>2</sub> バックアップフィルタ	U <sub>2</sub> バックアップフィルタ(1) U <sub>2</sub> バックアップフィルタ(2)	改造												△▽		
[109]	フードボックス(U <sub>2</sub> フィルタ)	U <sub>2</sub> フィルタ(1) U <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造												△▽		
[110]	U <sub>2</sub> 受けホッパ【U <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む】	U <sub>2</sub> 受けホッパ(1) U <sub>2</sub> 受けホッパ(2)	改造												△▽		
[111]	フードボックス(U <sub>2</sub> 受けホッパ)																
[112]	(粉砕・充填設備)		粉砕機【U <sub>2</sub> 配管系統を含む】														
[113]	粉砕機 バグフィルタ		粉砕機(1) 粉砕機(2)	改造												△▽	
[114]	フードボックス(粉砕機)																
[115]	充填装置【U <sub>2</sub> 配管系統を含む】		充填装置(1) 充填装置(2)	改造												△▽	
[116]	フードボックス(充填装置)																
[117]	(混合設備)		大型混合装置	大型混合装置	改造											△▽	
[118]	サンブラ【酸化ウラン粉未配管系統、排気配管系統を含む】		サンブラ(1) サンブラ(2)	改造												△▽	
[119]	バックアップフィルタ(サンブラ)		バックアップフィルタ(サンブラ)	改造												△▽	
[120]	抜き出しボックス		抜き出しボックス(1) 抜き出しボックス(2)	変更なし												△▽	

表1 工事工程表(5/37)

事業許可			設工総		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[121]	(濃縮度混合設備)		フードボックス(サンブラ)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造										△▽		
[122]			回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造											△▽	
[123]			サンプリング台	サンプリング台	改造												△▽
[124]			粉砕機(酸化ウラン輸送配管系統を含む)	粉砕機	改造												△▽
[125]			フードボックス(粉砕機)														
[126]			バグフィルタ														
[127]			粉末輸送装置②(酸化ウラン配管系統、排気配管系統を含む)	粉末輸送装置②	改造												△▽
[128]			バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	改造												△▽
[129]			フードボックス(粉末輸送装置②)	粉末輸送装置②	改造												△▽
[130]			粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造												△▽
[131]			粉末抽出しボックス(酸化ウラン粉末配管系統を含む)	粉末抽出しボックス	改造												△▽
[132]			濃縮度混合工用クレーン	濃縮度混合工用クレーン	改造												△▽
[133]			粉末輸送装置①ホッパ部①(酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	粉末輸送装置①ホッパ部①	改造												△▽
[134]			フードボックス(混合装置)(粉末輸送装置①ホッパ部①、バグフィルタ(粉末輸送装置①)、混合装置)														
[135]			バグフィルタ(粉末輸送装置①)(酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	バグフィルタ(粉末輸送装置①)	改造												△▽
[136]			粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造												△▽
[137]			バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	改造												△▽
[138]			混合装置	混合装置	改造												△▽
[139]			粉末梱包機	粉末梱包機	改造												△▽
[140]			フードボックス(粉末梱包機)														
[141]			充填装置	充填装置	改造												△▽
[142]			フードボックス(充填装置)														
[143]			粉末輸送装置①ホッパ部②(酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造												△▽
[144]			フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)														
[145]			組成型用プレス	組成型用プレス	改造												△▽
[146]			フードボックス(組成型用プレス)														
[147]			スラグコンベア	スラグコンベア	改造												△▽
[148]			粉末集塵装置(排気配管系統を含む)	粉末集塵装置	改造												△▽
[149]	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	改造												△▽		
[150]	造粒機(酸化ウラン粉末配管系統を含む)	造粒機	改造												△▽		
[151]	フードボックス(造粒機)																
[152]	給分機																
[153]	オーバーサイズ粉受器																
[154]	アンダーサイズ粉受器(フードボックスを含む)	アンダーサイズ粉受器	改造												△▽		

表1 工事工程表(6/37)

事業許可			竣工総		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度							
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
{155}	(ウラン回収設備(第1系列))		小分け装置	小分け装置	変更なし										△▽		
{156}			フードボックス(小分け装置)														
{157}			リフタ	リフタ	改造											△▽	
{158}			原料フードボックス(酸化ウラン粉末配管系統を含む)														
{159}			粉末ワイダ	原料フードボックス	改造												△▽
{160}			IL:原料フードボックス質量高インターロック														
{161}			溶解槽(溶解液配管系統、排気配管系統を含む)	溶解槽	改造												△▽
{162}			車(ウラン回収第1系列)<溶解槽、遠心ろ過機、沈降機、遠心分離機、乾燥機、ろ液受槽(1)、pH調整槽、ろ過機(廃液用)、ろ液受槽(2)>	車(ウラン回収第1系列)	新設												△▽
{163}			曝露水検知警報設備														
{164}			IL:溶解槽比重高インターロック	溶解槽	改造												△▽
{165}			IL:溶解槽液位高インターロック														
{166}			遠心ろ過機(硝酸ウラニル配管系統、排気配管系統を含む)	遠心ろ過機	改造												△▽
{167}			溶解液受槽	溶解液受槽	改造												△▽
{168}			IL:溶解液受槽液位高インターロック														
{169}			ろ過機(1)	ろ過機(1)-A ろ過機(1)-B	変更なし												△▽
{170}			沈降機(過酸化ウランスラリー配管系統を含む)	沈降機	改造												△▽
{171}			IL:沈降機液位高インターロック														
{172}			遠心分離機(過酸化ウランキー配管系統、ろ液配管系統を含む)	遠心分離機	改造												△▽
{173}			IL:遠心分離機異常インターロック														
{174}			乾燥機(洗浄液配管系統、乾燥トレイを含む)	乾燥機	改造												△▽
{175}			洗浄液受けホット	洗浄液受けホット	改造												△▽
{176}			IL:洗浄液受けホット液位高インターロック														
{177}			ろ液受槽(1)(ろ液配管系統を含む)	ろ液受槽(1)	改造												△▽
{178}			ろ過機(2)	ろ過機(2)	変更なし												△▽
{179}			IL:ろ液受槽(1)液位高インターロック	ろ液受槽(1)	改造												△▽
{180}			箱形乾燥機(乾燥トレイを含む)	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造												△▽
{181}			乾燥トレイ用台車	乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	変更なし												△▽
{182}			明け替えフードボックス①(気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統を含む)	明け替えフードボックス①	改造												△▽
{183}			ホッパ														
{184}			バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	改造												△▽
{185}			明け替えフードボックス②	明け替えフードボックス②	改造												△▽
{186}			pH調整槽(ADCスラリー配管系統を含む)	pH調整槽(1) pH調整槽(2)	改造												△▽
{187}			IL:pH調整槽液位高インターロック														
{188}	ろ過機(廃液用)(ろ液配管系統、水配管系統、圧縮空気配管系統を含む)	ろ過機(廃液用)	改造												△▽		



表1 工事工程表(7/37)

安全機能一覧 番号	事業許可			設工部		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
{189}			ろ過器 (3)	ろ過器 (3)	新設										△▽			
{190}			ろ液受槽 (2) (ろ液配管系統を含む)	ろ液受槽 (2)	改造													
{191}			IL: ろ液受槽 (2) pH異常インターロック															△▽
{192}			液位高警報設備															
{193}			解砕機 (気送配管系統を含む)	解砕機	改造													
{194}			解砕機フードボックス															△▽
{195}			輸送装置 (ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	輸送装置	改造												△▽	
{196}			バックアップフィルタ (輸送装置)	バックアップフィルタ (輸送装置)	改造												△▽	
{197}			フードボックス (仮堤岸) (輸送装置、仮堤岸)	輸送装置	改造												△▽	
{198}			仮焼炉 (ウラン粉末配管系統、排気配管系統、循環液配管系統を含む)	仮焼炉	改造													
{199}			IL: 仮焼炉温度高インターロック														△▽	
{200}			粉末受けホッパ (ウラン粉末配管系統を含む)	粉末受けホッパ	改造												△▽	
{201}			充填ボックス														△▽	
{202}			(ウラン回収設備 (第2系列))	工場棟転機工場 廃棄物処理室	イオン交換装置 (吸着塔) (液液配管系統、乾燥空気配管系統、水配管系統を含む)	イオン交換装置 (吸着塔) (1)~(12)	改造										△▽	
{203}			堰 (ウラン回収第2系列-1)		堰 (ウラン回収第2系列-1)	新設												△▽
{204}	堰水位検知警報設備																	
{205}	フードボックス (イオン交換装置)	イオン交換装置 (吸着塔) (1)~(12)	改造													△▽		
{206}	工場棟転機工場 チニツクタンク 室	酸洗装置 (硝酸ウラン配管系統を含む)	酸洗装置	改造											△▽			
{207}		オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造														
{208}		IL: オーバーフロー液受槽液位高インターロック															△▽	
{209}		堰 (ウラン回収第2系列-2) (酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、洗酸槽、ろ液受槽、清澄液受槽)	堰 (ウラン回収第2系列-2)	新設												△▽		
{210}		堰水位検知警報設備																
{211}		投入ボックス (粉末配管系統を含む)	投入ボックス (1) 投入ボックス (2)	改造												△▽		
{212}		溶出槽 (硝酸ウラン配管系統、乾燥空気配管系統を含む)	溶出槽 (1) 溶出槽 (2)	改造												△▽		
{213}		抜出ボックス	抜出ボックス (1) 抜出ボックス (2)	変更なし												△▽		
{214}		中間槽 (硝酸ウラン配管系統、乾燥排気配管系統を含む)	中間槽 (1) 中間槽 (2)	改造												△▽		
{215}		ろ過器	ろ過器 (中間槽) (1) ろ過器 (中間槽) (2)	変更なし												△▽		
{216}	IL: 中間槽液位高インターロック	中間槽 (1) 中間槽 (2)	改造												△▽			
{217}	溶出液受槽 (溶出液配管系統を含む)	溶出液受槽 (1) 溶出液受槽 (2) 溶出液受槽 (3)	改造												△▽			
{218}	IL: 溶出液受槽液位高インターロック																	
{219}	リサイクル液受槽 (リサイクル液配管系統を含む)	リサイクル液受槽 (1) リサイクル液受槽 (2) リサイクル液受槽 (3)	改造												△▽			
{220}	IL: リサイクル液受槽液位高インターロック																	
{221}	洗浄液受槽 (洗浄液配管系統を含む)	洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽 (2)	改造												△▽			
{222}	IL: 洗浄液受槽液位高インターロック																	

表1 工事工程表(8/37)

事業許可			設工部		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
[223]			沈殿槽【ADUスラリー配管系統を含む】	沈殿槽(1)	改造										△▽			
[224]			1 L: 沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(2)														
[225]			遠心分離機【ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む】	遠心分離機	改造												△▽	
[226]			1 L: 遠心分離機異常インターロック															
[227]			ろ液受槽【ろ液配管系統を含む】	ろ液受槽	改造												△▽	
[228]			仕上げる過器	仕上げる過器		変更なし												△▽
[229]			1 L: ろ液受槽 pH異常インターロック	ろ液受槽	改造												△▽	
[230]			1 L: ろ液受槽液位高インターロック															
[231]			清澄液受槽【清澄液配管系統を含む】	清澄液受槽	改造												△▽	
[232]			液位高警報設備															
[233]			乾燥機【ADU粉末配管系統、乾燥空気配管系統、乾燥排気配管系統、凝縮液配管系統を含む】	乾燥機	改造												△▽	
[234]			乾燥排気フィルタ	乾燥排気フィルタ		変更なし												△▽
[235]			ADU受ホッパ【ADU配管系統を含む】	ADU受ホッパ	改造												△▽	
[236]			ADU抜出ボックス	ADU抜出ボックス		変更なし												△▽
[237]			工場棟転換工場転換加工室		粉砕機	粉砕機	改造										△▽	
[238]					フードボックス(粉砕機)													
[239]	スクラップ仮焼炉【仮焼排気配管系統、仮焼ポートを含む】	スクラップ仮焼炉			改造												△▽	
[240]	仮焼ポート用台車	仮焼ポート用台車				改造												△▽
[241]	1 L: スクラップ仮焼炉温度高インターロック	スクラップ仮焼炉			改造												△▽	
[242]	ヒュームフード(1)	ヒュームフード(1)			改造												△▽	
[243]	工場棟転換工場チニクタンク室	ヒュームフード(2)			改造												△▽	
[244]	箱型乾燥機【乾燥トレイを含む】	箱型乾燥機			改造												△▽	
[245]	(ウラン回収設備(第3系列))	付属建物除塵室・分析室作業室(2)	回転混合機	回転混合機	改造											△▽		
[246]			フードボックス(粉末投入用)(回転混合機)															
[247]			フードボックス(回転混合機)															
[248]			粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造												△▽	
[249]	(ウラン回収設備(第4系列))	付属建物シリンダ洗浄機洗浄室	シリンダ洗浄装置【配管系統を含む】	シリンダ洗浄装置 シリンダ検査装置	改造											△▽		
[250]			順シリンダ洗浄装置、洗浄液受槽、スクラバ、耐圧貯槽	順(シリンダ洗浄装置)	新設												△▽	
[251]			液漏水検知警報設備															
[252]			スクラバ【配管系統を含む】	スクラバ	改造												△▽	
[253]			液位高警報設備															
[254]			洗浄液受槽(1)【配管系統を含む】	洗浄液受槽(1)	改造												△▽	
[255]			液位高警報設備															
[256]			洗浄液受槽(2)【配管系統を含む】	洗浄液受槽(2)	改造												△▽	
[257]			液位高警報設備															

表1 工事工程表(9/37)

安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	竣工総		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度					
				名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
[258]	付随建物シリンダ洗浄機沈殿槽室		クレーン	クレーン (洗浄室)	変更なし									△▽		
[259]			洗浄残渣沈殿槽 (ウラン配管系統を含む)	洗浄残渣沈殿槽(1) 洗浄残渣沈殿槽(2)	改造									△▽		
[260]			1L: 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック												△▽	
[261]			ろ過器	ろ過器	改造										△▽	
[262]			遠心分離機 (配管系統を含む)	遠心分離機	改造										△▽	
[263]			液受槽	液受槽	改造										△▽	
[264]			成形線設備 (圧縮成型設備)	工場棟成型工場 ペレット加工室	繰返し粉搬送装置 (ホッパー)	繰返し粉ホッパー台車(1) 繰返し粉ホッパー台車(2)	変更なし									△▽
[265]	繰返し粉搬送装置	繰返し粉搬送装置			変更なし										△▽	
[266]	繰返し粉輸送ホッパー(1) [ウラン粉末配管系統を含む]	繰返し粉中間ホッパー			改造										△▽	
[267]	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパー(1))															△▽
[268]	繰返し粉小分けボックス	繰返し粉小分けボックス			改造											△▽
[269]	繰返し粉輸送ホッパー(2) [ウラン粉末配管系統を含む]	繰返し粉投入ホッパー			改造											△▽
[270]	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパー(2))															△▽
[271]	バックアップフィルタ (繰返し粉輸送ホッパー(2))	バックアップフィルタ(1)			改造											△▽
[272]	繰返し粉投入ボックス	繰返し粉投入ボックス			改造											△▽
[273]	容器昇降リフト															△▽
[274]	明替えボックス	明替えボックス			変更なし											△▽
[275]	大型混合装置	大型混合装置(1) 大型混合装置(2)			改造											△▽
[276]	八面体ボックス	大型粉末容器投出ボックス(1) 大型粉末容器投出ボックス(2)			改造											△▽
[277]	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1) 大型粉末容器用クレーン(2)			改造											△▽
[278]	原料粉末輸送ホッパー [ウラン粉末配管系統を含む]	原料粉末ホッパー(1) 原料粉末ホッパー(2)			改造											△▽
[279]	バックアップフィルタ (原料粉末輸送ホッパー)	バックアップフィルタ(2) バックアップフィルタ(3)			改造											△▽
[280]	フードボックス (原料粉末輸送ホッパー、組成型用プレスフィーダ)	原料粉末ホッパー(1) 原料粉末ホッパー(2)			改造											△▽
[281]	粉末混合機	粉末混合機(1) 粉末混合機(2)			改造											△▽
[282]	フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機)															△▽
[283]	組成型用プレス	組成型用プレス(1) 組成型用プレス(2)			改造											△▽
[284]	フードボックス (組成型用プレス)															△▽
[285]	組成型用プレスフィーダ	原料粉末ホッパー(1) 原料粉末ホッパー(2)			改造											△▽
[286]	スラグコンベア	スラグコンベア(1) スラグコンベア(2)			改造											△▽
[287]	粉末集塵装置 (組成型工程) [ウラン粉末配管系統を含む]	粉末集塵装置(1) 粉末集塵装置(2)			改造											△▽
[288]	フードボックス (粉末集塵装置 (組成型工程))															△▽
[289]	バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (組成型工程))	バックアップフィルタ(4) バックアップフィルタ(5)			改造											△▽

表1 工事工程表(10/37)

事業許可				竣工認		令和3年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度				
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
{290:			造粒機〔ウラン粉末配管系統を含む〕												
{291:			アンダーサイズ粉受器	造粒機(1) 造粒機(2)	改造										△▽
{292:			フードボックス (造粒機)												
{293:			造粒粉末小分けボックス	造粒粉末小分けボックス(1) 造粒粉末小分けボックス(2)	変更なし 改造										△▽ △▽
{294:			造粒粉末輸送ホッパ(1)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒粉末ホッパ(1) 造粒粉末ホッパ(2)	改造										△▽
{295:			フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(1))												
{296:			造粒粉末輸送ホッパ(2)〔ウラン粉末配管系統を含む〕												
{297:			フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)	潤滑剤混合機(1) 潤滑剤混合機(2)	改造										△▽
{298:			潤滑剤混合機												
{299:			回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3) 回転混合機(4)	改造										△▽
{300:			本成型用プレス												
{301:			フードボックス (本成型用プレス)												
{302:			本成型用プレスフィーダ	本成型用プレス(1) 本成型用プレス(2)	改造										△▽
{303:			本成型用プレスホッパ												
{304:			ペレットコンベア												
{305:			ペレット移替機												
{306:			フードボックス (ペレット移替機)	ペレット移替機(1) ペレット移替機(2)	改造										△▽
{307:			圧粉体密度測定装置												
{308:			ポートコンベア												
{309:			乗移台 1	乗移台1	改造										△▽
{310:			粉末集塵装置 (本成型工程)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	粉末集塵装置(3) 粉末集塵装置(4)	改造										△▽
{311:			フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))												△▽
{312:			バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))	バックアップフィルタ(6) バックアップフィルタ(7)	改造 改造										△▽ △▽
{313:			試験用プレス												
{314:			フードボックス (試験用プレス)	試験用プレス	改造										△▽
{315:			フードボックス(1)	フードボックス(1)	変更なし										△▽
{316:			フードボックス(2)	フードボックス(2)	改造										△▽
{317:			フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし										△▽

表1 工事工程表(11/37)

安全機能一覧		事業許可		設工区		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
[318]:	(焼結設備)		連続焼結炉【水素配管系統、窒素配管系統(地震時供給系)、窒素配管系統、冷却水配管系統を含む】	連続焼結炉(1) 連続焼結炉(2)	改造														
[319]:			I L: 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック																
[320]:			I L: 連続焼結炉着火源喪失インターロック																
[321]:			I L: 水素漏えい検知インターロック																
[322]:			I L: 連続焼結炉過加熱防止インターロック																
[323]:			I L: 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック																
[324]:			I L: 地震インターロック																
[325]:			爆発圧力逃し機構																
[326]:			(焼結設備)				バッチ式小型焼結炉【水素配管系統、窒素配管系統(地震時供給系)、冷却水配管系統を含む】	バッチ式小型焼結炉	改造										
[327]:							I L: 供給ガス圧力低下インターロック												
[328]:	I L: 着火源喪失警報																		
[329]:	I L: 水素漏えい検知インターロック																		
[330]:	I L: バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック																		
[331]:	I L: バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック																		
[332]:	I L: 地震インターロック																		
[333]:	爆発圧力逃し機構																		
[334]:	(研削設備)		センターレスグラインダ	センターレスグラインダ(1)~(4)	改造														
[335]:			ペレットコンベア	ペレットコンベア(1)~(4)	改造														
[336]:			パーツフィーダ	パーツフィーダ(1)~(1)	改造														
[337]:			フードボックス(センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ(1)~(4)	改造														
[338]:			フードボックス(パーツフィーダ)	パーツフィーダ(1)~(1)	改造														
[339]:			ペレット配列機	ペレット配列機(1)~(4)	改造														
[340]:			ペレットトレイコンベア	ペレットトレイコンベア	改造														
[341]:			冷却水循環槽(研削用)【冷却水配管系統を含む】	冷却水循環槽(1)~(4)	改造														
[342]:			遠心分離機(研削用)【冷却水配管系統、ロータを含む】	遠心分離機(1)~(4)	改造														
[343]:			(ペレット検査設備)		ペレット外観検査装置(外観検査用)	ペレット外観検査装置(1)~(5)	改造												
[344]:	金属容器(ペレット)受																		
[345]:	ペレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	ペレット寸法密度検査装置			変更なし														
[346]:		ペレット外観検査装置(焼結体密度検査用)	焼結体密度検査装置	変更なし															
[347]:	(粉末再生設備)		洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	改造														
[348]:			ロータ用台車(1)	ロータ用台車(1)	変更なし														
[349]:			液受槽(洗浄ボックス)	液受槽(1) 液受槽(2)	追加														
[350]:			循環槽(洗浄ボックス)【洗浄水配管系統を含む】	循環槽A・B	追加														
[351]:			ろ過器(洗浄ボックス)	ろ過器(1)	追加														

表1 工事工程表(12/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	事業許可		設工部		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度											
			安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月								
[352]			遠心分離機(洗浄ボックス) 〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	スラッジ回収機能付き遠心分離機	改造																		
[353]			スラッジ回収ボックス																				
[354]			研削屑乾燥機〔研削屑乾燥バットを含む〕	研削屑乾燥機(1) 研削屑乾燥機(2)	改造																		
[355]			I L: 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック																				
[356]			フードボックス(1,2系酸化明替用)	フードボックス(4) フードボックス(5)	変更なし																		
[357]			パレット明替機	パレット明替機	変更なし																		
[358]			I L: パレット明替機1ポート制限インターロック																				
[359]			酸化炉〔ラック搬送装置、ポート(酸化)を含む〕	酸化炉(1)-A 酸化炉(1)-B 酸化炉(2)-A 酸化炉(2)-B	改造 改造 改造 改造																		
[360]			I L: 酸化炉温度高インターロック																				
[361]			粉砕機	粉砕機(1) 粉砕機(2)	改造																		
[362]			フードボックス(粉末投入用) (粉砕機)																				
[363]			フードボックス(粉砕機)																				
[364]			フードボックス(洗浄用)〔配管系統を含む〕	洗浄ボックス(3)	改造																		
[365]			液受槽(フードボックス(洗浄用))	液受槽(3)	追加																		
[366]			ろ過器(フードボックス(洗浄用))	ろ過器(2)	追加																		
[367]			遠心分離機(フードボックス(洗浄用)) 〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(5)	改造																		
[368]			(圧縮成型設備)	加工機成型工場 パレット加工室	粉末篩分機	粉末篩分機(1) 粉末篩分機(2)	改造																
[369]				フードボックス(粉末投入用) (粉末篩分機)																			
[370]				フードボックス(粉末篩分機)																			
[371]				粉末篩分機用電動リフト	電動リフト(1) 電動リフト(2) 電動リフト(3) 電動リフト(4)	変更なし																	
[372]		粉末混合機1	一次混合機	改造																			
[373]		フードボックス(粉末投入用) (粉末混合機1)																					
[374]		容器リフト(粉末混合機1)																					
[375]		フードボックス(粉末混合機1)																					
[376]		粉末明替用フードボックス	フードボックス(1) フードボックス(2)	改造 変更なし																			
[377]		回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3)	改造																			
[378]		粉末混合機2	二次混合機	改造																			
[379]		フードボックス(粉末投入用) (粉末混合機2)																					
[380]		粉砕機																					
[381]		容器リフト(粉末混合機2)																					
[382]		フードボックス(粉末混合機2)																					
[383]		中型混合機	農産調整混合機	改造																			
[384]		フードボックス(粉末投入用) (中型混合機)																					
[385]		フードボックス(中型混合機)																					

表1 工事工程表(13/37)

専業許可				設工誌		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度				
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
{386}			中型混合機用電動リフト	電動リフト(3)	変更なし										△▽
{387}			粗成型用プレス	粗成型用プレス	改造										△▽
{388}			フードボックス (粗成型用プレス)												
{389}			粗成型用プレスフィーダ	粗成型用プレスフィーダ	改造										△▽
{390}			フードボックス (粗成型用プレスフィーダ)												
{391}			スラグコンベア	スラグコンベア	改造										△▽
{392}			粉末集塵装置 (粗成型工程) (クラ ン粉末配管系統を含む)	粉末集塵装置(1)	改造										△▽
{393}			フードボックス (粉末集塵装置 (粗成型工程))												
{394}			バックアップフィルタ (粉末集 塵装置 (粗成型工程))	バックアップフィルタ(1)	変更なし										△▽
{395}			造粒機	造粒機	改造										△▽
{396}			フードボックス (造粒機)												
{397}			本成型用プレス	本成型用プレス	改造										△▽
{398}			フードボックス (本成型プレ ス)												
{399}			本成型用プレスホッパ	本成型用プレス											
{400}			フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)												
{401}			パレットコンベア												
{402}			パレット整列機	パレット整列機	改造										△▽
{403}			フードボックス (パレット整列 機)												
{404}			本成型プレス用電動リフト	電動リフト(4)	変更なし										△▽
{405}			粉末集塵装置 (本成型工程) (クラ ン粉末配管系統を含む)	粉末集塵装置(2)	改造										△▽
{406}			フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))												
{407}			バックアップフィルタ (粉末集 塵装置 (本成型工程))	バックアップフィルタ(2)	変更なし										△▽
{408}	(焼結設備)		連続焼結炉 (水素配管系統、窒素配 管系統 (地盤時供給系)、窒素配管 系統、冷却水配管系統を含む)	連続焼結炉	改造										△▽
{409}			1 L: 連続焼結炉供給ガス圧力 低下インターロック												
{410}			1 L: 連続焼結炉着火源喪失イ ンターロック												
{411}			1 L: 水素漏えい検知インター ロック												
{412}			1 L: 連続焼結炉過加熱防止イ ンターロック												
{413}			1 L: 連続焼結炉冷却水圧力低 下インターロック												
{414}			1 L: 地震インターロック												
{415}			爆発圧力逃し機構												
{416}	(研削設備)		センターレスグラインダ	センターレスグラインダ	改造										△▽
{417}			パレットコンベア	パレットコンベア	改造										△▽
{418}			パーツフィーダ	パーツフィーダ	改造										△▽
{419}			フードボックス (センターレス グラインダ)	センターレスグラインダ	改造										△▽
{420}			フードボックス (パーツフィー ダ)	パーツフィーダ	改造										△▽

表1 工事工程表(14/37)

安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	令和3年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度																		
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月														
[421]	(ペレット検査設備)		ペレット配列機	ペレット配列機	改造										△	▽													
[422]			冷却水循環槽 (研削用) (冷却水配管系統を含む)	冷却水循環槽	改造											△	▽												
[423]			遠心分離機 (研削用) (冷却水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(1)	変更なし												△	▽											
[424]			ペレット外観検査装置	ペレット外観検査装置	改造												△	▽											
[425]			金属容器 (ペレット) 受																										
[426]			ペレット寸法密度測定台	ペレット寸法密度測定台	改造													△	▽										
[427]			(粉末再生設備)		洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	変更なし												△	▽									
[428]					ロータ用台車(2)	ロータ用台車(2)	変更なし													△	▽								
[429]					洗浄水循環槽 (洗浄用) (洗浄水配管系統を含む)	洗浄水循環槽(1) 洗浄水循環槽(2)	改造														△	▽							
[430]					ろ過器	ろ過器	追加															△	▽						
[431]	遠心分離機 (洗浄用) (洗浄水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(2) 遠心分離機(3)			変更なし															△	▽								
[432]	研削屑乾燥機 (研削屑乾燥バットを含む)	研削屑乾燥機			改造																△	▽							
[433]	I L : 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック																					△	▽						
[434]	粉末再生フードボックス	フードボックス(1)			変更なし																		△	▽					
[435]	酸化炉 [ラック搬送装置、ポート(酸化)を含む]	酸化炉			改造																			△	▽				
[436]	I L : 酸化炉温度高インターロック																												
[437]	粉砕機																												
[438]			フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)	粉砕機	改造																			△	▽				
[439]			フードボックス (粉砕機)																										
[440]	(燃料林組立設備)	工場棟成型工場 燃料林溶接室	乾燥機 (ペレットトレイを含む)	ペレット乾燥機(1), (2), (3), (4), (6), (8), (9), (10)	改造																		△	▽					
[441]			ペレット挿入機	ペレット挿入機 I 系 ペレット挿入機 II 系	改造																				△	▽			
[442]			ペレットトレイ用台車(3)	ペレットトレイ用台車(3)	変更なし																					△	▽		
[443]			端面洗浄機	端面洗浄機 I 系 端面洗浄機 II 系	変更なし																					△	▽		
[444]			端栓圧入機	端栓圧入機 I 系 端栓圧入機 II 系	改造																						△	▽	
[445]			端栓溶接装置		上部端栓周溶接装置 I 系 下部端栓周溶接装置 I 系 上部端栓周溶接装置 II 系 下部端栓周溶接装置 II 系		変更なし																				△	▽	
					He 加圧溶接装置 I 系 He 加圧溶接装置 II 系		改造																					△	▽
[446]			(燃料林補送設備)		燃料林ラインコンベア [ロッドトレイを含む]	ラインコンベア I 系(1)~(6) ラインコンベア II 系(1) ラインコンベア II 系(2)~(6) 払出しコンベア I 系 払出しコンベア II 系	改造 変更なし 改造 改造 改造																				△	▽	
[447]			(燃料林補修設備)		端栓切断機	端栓切断機	変更なし																					△	▽
[448]					端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし																						△
[449]			UO <sub>2</sub> 明替ボックス	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	改造																					△	▽		



表1 工事工程表(15/37)

事業許可		竣工認可		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度								
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
1450:	(燃料棒搬送設備)	工場棟組立工場 燃料棒検査室	燃料棒ラインコンベア(ロッドトレイ、ロッドチャンネルを含む)	受入コンベア UT前コンベア シールX線前コンベア トレイ搬送コンベア 全長・重量前コンベア トレイスタックコンベア 燃料棒スタックコンベアA γ線検査コンベア 燃料棒スタックコンベアB 燃料棒供給コンベア チャンネル搬送コンベア チャンネルスタックコンベア	改造										△▽		
1451:	(燃料棒検査設備)	工場棟組立工場 燃料棒検査室	燃料棒検査装置(超音波式)	超音波検査装置	改造											△▽	
1452:			X線検査装置	シールX線検査装置	改造												△▽
1453:			燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	改造												△▽
1454:			燃料棒検査装置(高電流式)	高電流検査装置	変更なし												△▽
1455:			γ線検査装置	γ線検査装置	変更なし												△▽
1456:			ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	改造												△▽
1457:			定盤	燃料棒検査定盤(1)(2) 燃料棒検査定盤	改造												△▽
1458:			燃料棒受台	燃料棒受台	変更なし												△▽
1459:	(燃料棒組立設備)	加工棟成型工場 燃料棒溶接室	乾燥機【ベレットトレイを含む】	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2)	変更なし											△▽	
1460:			ベレット挿入機	ベレット挿入機	変更なし												△▽
1461:			ベレットトレイ用台車(4)	ベレットトレイ用台車(4)	変更なし												△▽
1462:			端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし												△▽
1463:			端栓溶接装置	He加压溶接装置 端栓周溶接装置	変更なし												△▽
1464:			(燃料棒端栓修設備)	端栓切断機	端栓切断機	改造											△▽
1465:			ベレット取出台	ベレット取出台	改造												△▽
1466:			(燃料棒搬送設備)	燃料棒ラインコンベア	燃料棒ラインコンベア	改造											△▽
1467:			(燃料棒検査設備)	γ線検査装置	γ線検査装置	変更なし											△▽
1468:			スタック台	スタック台	変更なし												△▽
1469:	組立施設 (燃料集合体組立設備)	工場棟組立工場 燃料集合体組立室	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置	変更なし											△▽	
1470:			マガジン昇降台	マガジン昇降台	変更なし												△▽
1471:			マガジン	マガジン	変更なし												△▽
1472:			運搬台車	運搬台車	改造												△▽
1473:			マガジン架台	マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	改造												△▽
1474:			姿勢変換台	マガジン姿勢変換台	改造												△▽
1475:			燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置(1) 燃料集合体組立装置(2) 燃料集合体組立装置(3)	改造												△▽
1476:			マガジン架台部	マガジン架台部	変更なし												△▽
1477:			燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置 拘束力検査測定台	改造												△▽
1478:			ホイスト	ジブクレーン(1)	改造												△▽
1479:			(燃料集合体検査設備)	燃料集合体検査台	エンベロープ検査装置	改造											△▽
1480:			燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置	改造												△▽
1481:			燃料集合体検査定盤	燃料集合体検査定盤	改造												△▽

表1 工事工程表(16/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度					
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
482:			燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定台(1) 燃料集合体検査測定台(2) 燃料集合体検査測定台(3)	変更なし									△▽		
483:			ホイスト	ジブクレーン(2) ジブクレーン(5)	改造									△▽		
484:			工場棟組立工場 燃料検査室	燃料集合体外観検査台	燃料集合体外観検査台	改造									△▽	
485:				燃料集合体底合台	燃料集合体検査ピット(1) 燃料集合体検査ピット(2) 燃料集合体検査ピット(3)	改造									△▽	
486:			核燃料物質の貯蔵施設 (原料貯蔵設備)	付属建物原料貯蔵所	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠(1) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)	改造									△▽
487:	シリンダ貯蔵ピット	シリンダ貯蔵ピット			変更なし										△▽	
488:	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ			改造										△▽	
489:	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)			改造											△▽
490:	天井走行クレーン	天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)			改造											△▽
491:	工場棟転換工場 原料倉庫	シリンダ貯蔵架台			シリンダ貯蔵架台(1)~(3)	改造										△▽
492:		UF <sub>6</sub> シリンダ		UF <sub>6</sub> シリンダ	改造											△▽
493:		シリンダ転倒装置		シリンダ転倒装置	改造											△▽
494:		天井走行クレーン		天井走行クレーン(転換5t)	変更なし											△▽
495:	(粉末貯蔵設備)	工場棟転換工場 転換加工室		大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架台(1)~(3)	改造										△▽
496:			大型粉末容器	大型粉末容器	改造											△▽
497:			大型粉末容器用台車	大型粉末容器用台車	改造											△▽
498:			仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚(1)~(3)	改造											△▽
499:			SUS容器	SUS容器	変更なし											△▽
500:			SUS容器用台車(3)	SUS容器用台車(3)	変更なし											△▽
501:			SUS容器用台車(4)	SUS容器用台車(4)	変更なし											△▽
502:			スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	改造											△▽
503:			SUS容器	SUS容器	変更なし											△▽
504:			運搬台車	運搬台車(1)~(7)	改造											△▽
505:			SUS容器	SUS容器	変更なし											△▽
506:			金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△▽
507:			中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造											△▽
508:			金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△▽
509:			金属容器(粉末)用台車(1)	金属容器(粉末)用台車(1)	改造											△▽
510:	工場棟成型工場 パレット加工室	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1)~(4)	改造										△▽		
511:		金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△▽	
512:		SUS容器	SUS容器	変更なし											△▽	
513:		金属容器(粉末)用台車(2)	金属容器(粉末)用台車(2)	改造											△▽	
514:		スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)~(16)	改造											△▽	
515:		金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△▽	

表1 工事工程表(17/37)

安全機能一覧 番号	事業許可		設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
{516}	加工機成型工場 ペレット加工室	粉末一時貯蔵棚	SUS容器	SUS容器	変更なし									△	▽		
{517}			粉末一時貯蔵棚(1)～(6)	改造											△	▽	
{518}			金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△	▽
{519}			SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽
{520}			SUS容器用台車(1)	SUS容器用台車(1)	変更なし											△	▽
{521}			金属容器(粉末)用台車(3)	金属容器(粉末)用台車(3)-1 金属容器(粉末)用台車(3)-2	変更なし											△	▽
{522}		加工機成型工場 前室(2)	フードボックス	フードボックス(4)	変更なし										△	▽	
{523}		加工機成型工場 粉末貯蔵室(1)	原料粉末貯蔵棚	原料粉末貯蔵棚(1) 原料粉末貯蔵棚(2)	改造 <sup>(2)</sup>											▽	
{524}		SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽	
{525}		粉末貯蔵室(1)用電動リフト	電動リフト	変更なし <sup>(3)</sup>												▽	
{526}		加工機成型工場 粉末貯蔵室(2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～ (4)	改造 <sup>(2)</sup>										△	▽	
{527}		SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽	
{528}		粉末貯蔵室(2)用電動リフト	電動リフト	変更なし <sup>(3)</sup>												▽	
{529}		付属建物除染 室・分析作業室 (2)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～ (4)	改造										△	▽	
{530}		金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造											△	▽	
{531}	SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽		
{532}	付属建物第2核燃 料倉庫	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)	改造										△	▽		
{533}	SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽		
{534}	第2核燃料倉庫用電動リフト	電動リフト	変更なし											△	▽		
{535}	付属建物第3核燃 料倉庫作業室(1)	粉末回収・ペレット取扱ボックス	粉末回収・ペレット取扱ボックス	変更なし										△	▽		
{536}	粉末容器ハンドリング装置	フードボックス(1) フードボックス(2) コンベア(1) コンベア(3) バランサー(1) バランサー(2)	変更なし											△	▽		
{537}	内容器用台車	内容器用台車	変更なし											△	▽		
{538}	他社缶用台車	他社缶用台車	変更なし											△	▽		
{539}	SUS容器用台車(2)	SUS容器用台車(2)	変更なし											△	▽		
{540}	付属建物第3核燃 料倉庫貯蔵室(1)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃 料倉庫)	改造										△	▽		
{541}	SUS容器	SUS容器	変更なし											△	▽		
{542}	リフト	リフト	改造											△	▽		
{543}	付属建物第3核燃 料倉庫前室	粉末容器構内運搬車	粉末容器構内運搬車	改造										△	▽		
{544}	付属建物第3核燃 料倉庫貯蔵室(1)	クレーン	クレーン(第3核燃料倉庫)	改造										△	▽		
{545}	(劣化・天然ウラ ン貯蔵設備)	付属建物劣化・ 天然ウラン倉庫	保管容器(劣化・天然ウラン用) 保管容器(2)	変更なし										△	▽		
{546}	(UO <sub>2</sub> ペレット貯 蔵設備)	工場機成型工場 ペレット加工室	圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) 圧粉ペレット一時貯蔵棚(ボート (塊結)を含む)	変更なし 改造										△	▽		
{547}	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1) ペレットラインコンベア(2)	改造											△	▽		

表1 工事工程表(18/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工総		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度							
				名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
[548]			乗移台2	乗移台2	改造										△▽			
[549]			ボート運搬台車	ボート運搬台車(1)(2)	変更なし											△▽		
[550]			焼結ペレット一時貯蔵棚【ボート(焼結)を含む】	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	変更なし												△▽	
				焼結ペレット一時貯蔵棚(2) 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	改造												△▽	
[551]			ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3) ペレットラインコンベア(4)	改造												△▽	
[552]			ボート(焼結)用台車(1)	ボート(焼結)用台車(1)	変更なし												△▽	
[553]			ボート(焼結)用台車(2)	ボート(焼結)用台車(2)	変更なし												△▽	
[554]			スクラップ貯蔵棚(ペレット用)	スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1) スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(2)	変更なし												△▽	
[555]			金属容器(ペレット)	金属容器(ペレット)	改造												△▽	
[556]			金属容器(ペレット)用台車(1)	金属容器(ペレット)用台車(1)	変更なし												△▽	
[557]			仕上りペレット一時貯蔵棚【ペレットトレイを含む】	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)~(4)	改造												△▽	
[558]			工場棟成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚【ペレットトレイを含む】	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(3) 仕上りペレット貯蔵棚(4)~(5) 仕上りペレット貯蔵棚(6)~(8)	改造												△▽
[559]				仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	変更なし												△▽
[560]				仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	変更なし												△▽
[561]				ペレットトレイ用台車(1)	ペレットトレイ用台車(1)	変更なし												△▽
[562]				余剰ペレット貯蔵棚【金属缶を含む】	余剰ペレット貯蔵棚(1)~(1)	改造												△▽
[563]				金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし												△▽
[564]	加工棟成型工場 ペレット加工室	圧粉ペレット貯蔵棚【ボート(焼結)を含む】	圧粉ペレット貯蔵棚	変更なし												△▽		
[565]		ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1) ペレットラインコンベア(2)	変更なし												△▽		
[566]		焼結ペレット貯蔵棚【ボート(焼結)を含む】	焼結ペレット貯蔵棚	変更なし												△▽		
[567]		ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3)	変更なし												△▽		
[568]		ボート(焼結)用台車(3)	ボート(焼結)用台車(3)	変更なし												△▽		
[569]		ボート(焼結)用台車(4)	ボート(焼結)用台車(4)	変更なし												△▽		
[570]		金属容器(ペレット)用台車(2)	金属容器(ペレット)用台車(2)	変更なし												△▽		
[571]		仕上りペレット一時貯蔵棚【ペレットトレイを含む】	仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	改造												△▽		
[572]		ペレットトレイ用台車(2)	ペレットトレイ用台車(2)	変更なし												△▽		
[573]		加工棟成型工場 ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚【ペレットトレイを含む】	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(2)	改造 <sup>(注2)</sup>												▽	
[574]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし												△▽		
[575]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	改造 <sup>(注2)</sup>												▽		
[576]	付属建物第3棟燃料倉庫貯蔵室(2)	ペレット貯蔵棚(金属缶を含む)	ペレット貯蔵棚(1) ペレット貯蔵棚(2)	改造												△▽		
[577]		金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)	変更なし												△▽		
[578]	付属建物第3棟燃料倉庫貯蔵室	ペレット構内運搬容器	ペレット構内運搬容器	改造												△▽		
[579]	(燃料棒貯蔵設備)	工場棟成型工場 燃料棒補修室	燃料棒一時貯蔵棚【ロッドチャンネルを含む】	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし											△▽		
[580]			ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし												△▽	

表1 工事工程表(19/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工誌 名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度					
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
[581]		工場棟組立工場 燃料棒検査室	燃料棒一時貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし									△▽		
[582]			ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造									△▽		
[583]			ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造										△▽	
[584]			燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	改造										△▽	
[585]			トラバース	トラバース	改造										△▽	
[586]			運搬車	運搬車	改造										△▽	
[587]		加工棟成型工場 燃料棒溶接室	燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚	変更なし										△▽	
[588]			ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし										△▽	
[589]		加工棟成型工場 前室(1)	燃料棒構内運搬車	燃料棒構内運搬車	改造										△▽	
[590]		付属建物第3棟燃料 倉庫貯蔵室(2)	保存燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	保存燃料棒貯蔵棚	改造										△▽	
[591]	ロッドチャンネル用台車(5)		ロッドチャンネル用台車(5)	変更なし										△▽		
[592]	ロッドチャンネル用リフト		ロッドチャンネル用リフト	変更なし											△▽	
[593]	(燃料集合体貯蔵 設備)	工場棟組立工場 燃料集合体組立 室	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造									△▽		
[594]			天井走行クレーン	天井走行クレーン (組立北4.5t) 天井走行クレーン (組立北3t) 天井走行クレーン (組立南5t) 天井走行クレーン (組立南1t)	変更なし										△▽	
[595]	工場棟組立工場 燃料集合体貯蔵 室	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造										△▽		
[596]			燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造										△▽	
[597]	(輸送物貯蔵設 備)	付属建物容器管 理棟保管室	天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理棟 4.5t)	変更なし									△▽		
[598]	(洗浄残渣貯蔵設 備)	付属建物シンク 洗浄残渣貯蔵室 (3)、沈着槽室	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造									△▽		
[599]			洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア	改造										△▽	
[600]			チャッキングリフト	チャッキングリフト	改造										△▽	
[601]			棚搬入コンベア	棚搬入コンベア	改造										△▽	
[602]			SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造										△▽	
[603]			SUS容器	SUS容器	変更なし											△▽
[604]			洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾機	改造											△▽
[605]			洗浄残渣乾燥機 (乾燥バットを含む)	洗浄残渣明替フードボックス	改造											△▽
[606]			回転混合機 (金属容器(粉末) 混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混 合)	改造											△▽
[607]			金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造											△▽
[608]	放射性廃棄物の 廃棄施設	工場棟転換工場 付属建物除染 室・分析室 第2燃料倉庫	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	—											
[609]	気体廃棄物の廃 棄設備(気体廃棄 設備(1))	工場棟転換工場 機械室、フィル タ室(一部掘外)	給気ファン 〔空調機給気ファン 含む〕	給気ファン (工場棟転換工場機械 室)	改造、 変更なし									△▽		
				給気ファン (機械室)	改造、 変更なし											△▽
				給気ファン (分析室、分析室付燃料 倉庫(1))	改造											△▽
[610]			排気ファン	排気ファン (工場棟転換工場機械 室)	改造、 変更なし									△▽		
				排気ファン (工場棟転換工場フィル タ室)	改造										△▽	
				排気ファン (分析室、分析室付燃 料倉庫(1))	改造											△▽

表1 工事工程表(20/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設備名 <sup>(1)</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度														
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月										
[611:]			高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ(工場棟転換工場棟1階)	改造														△	▽					
				高性能エアフィルタ(工場棟転換工場棟2階)	改造																△	▽			
				高性能エアフィルタ(各作業、各品毎排気口に排気装置付)	改造																	△	▽		
[612:]			給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(給気室との境界部)	新設、変更なし																△	▽			
[613:]			排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(給気室との境界部)	新設、改造																△	▽			
[614:]			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造																△	▽			
[615:]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造																△	▽			
[616:]			排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造																△	▽			
[617:]			I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(工場棟転換工場棟1階)	改造、変更なし																	△	▽		
				給気ファン(各品)	改造、変更なし																		△	▽	
				給気ファン(各作業、各品毎排気口に排気装置付)	改造																		△	▽	
				給気ファン(工場棟転換工場棟2階)	改造、変更なし																			△	▽
[618:]			工場棟転換工場原料倉庫	スクラバ(蒸発・加水分解系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ	改造																	△	▽	
				切替ダンパ	切替ダンパ	新設及び改造																		△	▽
				地盤運動閉止ダンパ	地盤運動閉止ダンパ	新設																		△	▽
				I L : 地盤インターロック																				△	▽
[622:]			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造																	△	▽		
[623:]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造																	△	▽		
[624:]			給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設																		△	▽	
[625:]			排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設																		△	▽	
[626:]			工場棟転換工場転換加工室	スクラバ(塔焼・還元炉・乾燥機系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(塔焼・還元炉・乾燥機系統)	改造																	△	▽	
[627:]			負圧警報装置	給気ファン(工場棟転換工場棟1階)	改造、変更なし																		△	▽	
				給気ファン(各作業、各品毎排気口に排気装置付)	改造																		△	▽	
				給気ファン(工場棟転換工場棟2階)	改造																			△	▽
[628:]			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造																		△	▽	
[629:]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造																		△	▽	
[630:]			水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造																		△	▽	
[631:]			アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造																		△	▽	
[632:]			排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)	改造																		△	▽	
[633:]			コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)	改造																		△	▽	
[634:]			工場棟転換工場チニックスタンク室	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	改造																		△	▽
[635:]			転換工場屋外	排ガス分解装置(助燃用プロパンガス供給配管系統を含む)	排ガス分解装置(助燃用プロパンガス供給配管系統(1))	改造																		△	▽
[636:]			排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造																		△	▽	
[637:]	I L : 安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換工場棟転換工場系統(1))	改造																		△	▽			

表1 工事工程表(21/37)

安全機能一覧 番号	事業許可		設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[638]		付属建物除染室 分析室分析室	スクラバ(分析系統)【排気・ 循環液配管系統含む】	スクラバ(分析系統)	改造										△▽		
[639]				負圧警報装置	排気ファン(工場棟成型工場除染室)	改造、 変更なし											△▽
					排気ファン(工場棟成型工場分析室)	改造											△▽
					排気ファン(分析室、分析室循環液配管系統含む)	改造											
[640]	(気体廃棄設備 (2))	工場棟成型工場 放射線管理棟	気体廃棄設備(2)	気体廃棄設備(2)	—												
[641]	工場棟成型工場 機械室、フィルタ 室、屋外	給気ファン【空調機給気ファン 含む】	給気ファン	改造											△▽		
			給気ファン(空調機給気ファン含む)	改造												△▽	
			給気ファン(給気室、循環液配管系統含む)	変更なし												△▽	
[642]	排気ファン	排気ファン(給気室循環液配管系統含む)	改造												△▽		
		排気ファン(工場棟成型工場フィルタ室)	改造、 変更なし												△▽		
		排気ファン(工場棟成型工場機械室)	改造、 変更なし												△▽		
[643]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造												△▽		
		高性能エアフィルタ(給気室循環液配管系統含む)	改造												△▽		
		高性能エアフィルタ(給気室循環液配管系統含む)	改造												△▽		
[644]			給気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設									△▽			
[645]			排気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造										△▽		
[646]			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造										△▽		
[647]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設 備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～ 高性能エアフィルタ)	改造										△▽		
[648]			排気ダクト・ダンパ(高性能エ アフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフ ィルタ～排気塔)	改造										△▽		
[649]		I.L.: 給排気ファンの起動停止 インターロック	給気ファン	改造											△▽		
			給気ファン(空調機給気ファン含む)	改造												△▽	
			給気ファン(給気室、循環液配管系統含む)	変更なし												△▽	
			給気ファン(給気室循環液配管系統含む)	改造												△▽	
			給気ファン(工場棟成型工場フィルタ室)	改造、 変更なし												△▽	
			給気ファン(工場棟成型工場機械室)	改造、 変更なし												△▽	
[650]		工場棟成型工場 ペレット加工 室、燃料移送接 室	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造										△▽		
[651]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設 備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～ 高性能エアフィルタ)	改造										△▽		
[652]	放射線管理棟	負圧警報装置	給気ファン(給気室循環液配管系統含む)	改造											△▽		
			排気ファン(工場棟成型工場フィルタ室)	改造、 変更なし											△▽		
			排気ファン(工場棟成型工場機械室)	改造、 変更なし											△▽		
[653]	(気体廃棄設備 (3))	加工棟成型工場 屋外	気体廃棄設備(3)	気体廃棄設備(3)	—												
[654]	加工棟成型工場 機械室、フィルタ 室	給気ファン【空調機給気ファン 含む】	給気ファン(給気室循環液配管系統含む)	変更なし											△▽		
			給気ファン(工場棟成型工場機械室)	変更なし												△▽	
[655]			排気ファン	排気ファン	改造										△▽		
[656]			高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造										△▽		

表1 工事工程表(22/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工総		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度						
				名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
6657			給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし										△▽		
6658			排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造											△▽	
6659			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造											△▽	
6660			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造												△▽
6661			排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造												△▽
6662			1L:給排気ファンの起動停止インターロック		給気ファン(給気機取付用ファン)	給気ファン(給気機取付用ファン)	変更なし										△▽
					排気ファン	排気ファン	改造										△▽
					給気ファン	給気ファン	改造										△▽
6663			加工棟成型工場ベレット加工室、燃料格納接室	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造											△▽
6664				排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造											△▽
6665		負圧警報装置	負圧ファン	改造											△▽		
6666	(気体廃棄設備(4))	付属建物第3核燃料倉庫	気体廃棄設備(4)	気体廃棄設備(4)	—												
6667		付属建物第3核燃料倉庫エアフィルタ室	給気ファン【空調機給気ファンを含む】	給気ファン	変更なし											△▽	
6668			排気ファン	排気ファン	変更なし											△▽	
6669			高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造											△▽	
6670			給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし												△▽
6671			排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造												△▽
6672			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造												△▽
6673			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造												△▽
6674			排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造												△▽
6675			1L:給排気ファンの起動停止インターロック		給気ファン	給気ファン	変更なし										△▽
					排気ファン	排気ファン	変更なし										△▽
6676		付属建物第3核燃料倉庫貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、作業室(1)	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造										△▽		
6677			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造										△▽		
6678		付属建物第3核燃料倉庫更衣室	負圧警報装置	負圧ファン	変更なし										△▽		
6679	(気体廃棄設備(5))	付属建物第1廃棄物処理所	気体廃棄設備(5)	気体廃棄設備(5)	—												
6680		付属建物第1廃棄物処理所排気室、屋外	給気ファン	給気ファン	変更なし											△▽	
6681			排気ファン	排気ファン	改造											△▽	
6682			高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造											△▽	
6683			給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設												△▽
6684			排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造												△▽
6685			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造												△▽
6686			排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造												△▽
6687			排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造												△▽



表1 工事工程表(23/37)

安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
				名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
[688]			1.L:給排気ファンの起動停止 インターロック	送気ファン	変更なし											△▽		
				送気ファン	改造												△▽	
[689]	付属建物第1廃 棄物処理所廃棄 物処理室		給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造											△▽		
[690]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設 備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～ 高性能エアフィルタ)	改造												△▽	
[691]	付属建物第2廃 棄物処理所更衣 室		負圧警報装置(第1廃棄物処理 所、第2廃棄物処理所、シリンダ 洗浄棟共用)	排気ファン(負圧警報装置用)	改造											△▽		
				排気ファン(負圧警報装置用)	変更なし													△▽
[692]	第2廃棄物処理 所の屋外		スクラバ(扇所排気系統)【排 気・循環液配管系統を含む】	スクラバ(扇所排気系統)	改造											△▽		
[693]	(気体廃棄設備 (6))	付属建物第2廃 棄物処理所、シ リンダ洗浄棟	気体廃棄設備(6)	気体廃棄設備(6)	—													
[694]	付属建物第2廃 棄物処理所給気 室、排気室 付属建物シリン ダ洗浄棟排気 室、屋外		空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし											△▽		
[695]			排気ファン	排気ファン	変更なし												△▽	
[696]			高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、 変更なし												△▽	
[697]			給気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)(シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界 部)(シリンダ洗浄棟)	新設													△▽
[698]			給気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)(第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界 部)(第2廃棄物処理所)	新設													△▽
[699]			排気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)(シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界 部)(シリンダ洗浄棟)	新設													△▽
[700]			排気逆流防止ダンパ(屋外との 境界部)(第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界 部)(第2廃棄物処理所)	新設													△▽
[701]			給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造													△▽
[702]			排気ダクト・ダンパ(部屋、設 備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～ 高性能エアフィルタ)	改造													△▽
[703]			排気ダクト・ダンパ(高性能エ アフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフ ィルタ～排気塔)	改造													△▽
[704]					1.L:給排気ファンの起動停止 インターロック	送気ファン	変更なし											△▽
						送気ファン	変更なし											
[705]			付属建物第2廃 棄物処理所廃棄 物プレス室、更 衣室 付属建物シリン ダ洗浄棟洗浄 室、廃液処理 室、洗滌槽室、 貯蔵室(3)		給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造											△▽
[706]					排気ダクト・ダンパ(部屋、設 備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～ 高性能エアフィルタ)	改造											
[707]			液体廃棄物の廃 棄設備(廃液処理 設備(1))	工場棟転換工場 廃棄物処理室	転換第1廃液貯槽【配管系統を含 む】	転換第1廃液貯槽	改造											△▽
[708]						液位高警報設備												
[709]	洗浄液受槽【配管系統を含む】	洗浄液受槽			改造												△▽	
[710]	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB			変更なし												△▽	
[711]	液位高警報設備	洗浄液受槽			改造												△▽	
[712]	ろ液受槽【配管系統を含む】	ろ液受槽			改造												△▽	
[713]	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB			変更なし												△▽	
[714]	液位高警報設備	ろ液受槽			改造												△▽	
[715]	工場棟転換工場 チェックタンク 室				地下集水槽【配管系統を含む】	地下集水槽A 地下集水槽B	改造											△▽
[716]					地下ピット【ピット内液回収配 管系統含む】	地下ピット	変更なし											

表1 工事工程表(24/37)

事業許可			設工誌		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[717:]			液位高警報設備	亞上排水槽 亞下排水槽	改造												
[718:]			根廻水検知警報設備														
[719:]			転換第2廃液貯槽【配管系統を含む】	転換第2廃液貯槽	改造												
[720:]			液位高警報設備														
[721:]			混合槽【配管系統を含む】	混合槽	改造												
[722:]			液位高警報設備														
[723:]			集水槽(チェック)【配管系統を含む】	集水槽(チェック)A~C	改造												
[724:]			液位高警報設備														
[725:]			廃液貯槽(クラン回収(第1系列)系統)【廃液配管系統を含む】	廃液貯槽(クラン回収(第1系列)系統)	改造												
[726:]			液位高警報設備														
[727:]			(底液処理設備 (3))	付属建物シリンダ洗浄機底液処理室	廃液貯槽(洗浄工程)【配管系統を含む】	廃液貯槽(洗浄工程)	改造										
[728:]					液位高警報設備												
[729:]					沈殿槽【配管系統を含む】	沈殿槽	改造										
[730:]					液位高警報設備												
[731:]	遠心ろ過機	遠心ろ過機			改造												
[732:]	液受槽【配管系統を含む】					液受槽(1)	改造										
[733:]	液位高警報設備																
[734:]	ろ過機	ろ過機			改造												
[735:]	液受槽【配管系統を含む】					液受槽(2)	改造										
[736:]	液位高警報設備																
[737:]	集水槽(チェック)【配管系統を含む】	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)			改造												
[738:]	液位高警報設備																
[739:]	イオン交換塔	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)			改造												
[740:]	液位高警報設備(イオン交換塔)																
[741:]	液受槽【配管系統を含む】	液受槽(3)	改造														
[742:]	液位高警報設備(液受槽)																
[743:]	乾燥機	乾燥機	改造														
[744:]	フードボックス																
[745:]	廃液貯槽(チェック)【配管系統を含む】	廃液貯槽(チェック)(1) 廃液貯槽(チェック)(2)	改造														
[746:]	液位高警報設備(廃液貯槽(チェック))																
[747:]	廃液処理室回収ピット【配管系統を含む】	廃液処理室回収ピット	改造														
[748:]	液位高警報設備(廃液処理室回収ピット)																
[749:]	堰(廃液貯槽(洗浄工程))、液受槽(チェック)、沈殿槽、遠心ろ過機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽	堰(廃液貯槽(洗浄工程))	新設														

表1 工事工程表(25/37)

事業許可			設工認		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度								
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
[750]		付属建物シリンダ洗浄棟測定室	測定室回収ビット (配管系統を含む)	測定室回収ビット	改造													
[751]			液位高警報設備														△▽	
[752]	(廃液処理設備 4)	加工棟成型工場 廃液処理室	貯留タンク (配管系統を含む)	貯留タンク(1) 貯留タンク(2)	改造													
[753]			液位高警報設備														△▽	
[754]			貯留タンク(チェック) (配管系統を含む)	貯留タンク(チェック)(1)~(3)	改造													
[755]			液位高警報設備														△▽	
[756]			ろ過機	ろ過機	改造													
[757]			ろ液受槽 (配管系統を含む)	ろ液受槽		改造												
[758]			液位高警報設備														△▽	
[759]			堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造													
[760]			集水ビット (配管系統を含む)	集水ビット		改造												
[761]			液位高警報設備 (集水ビット)														△▽	
[762]	(廃液処理設備 5)		工場棟転換工場 廃棄物処理室	凝集沈殿槽 (配管系統を含む)	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設												
[763]		液位高警報設備															△▽	
[764]		遠心分離機		遠心分離機	新設													
[765]		ろ液受槽 (配管系統を含む)		ろ液受槽(1)~(3)		新設												
[766]		液位高警報設備															△▽	
[767]		ろ過機		ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び 改造													
[768]		チェックタンク (配管系統を含む)		チェックタンク(1)~(3)		新設												
[769]		液位高警報設備															△▽	
[770]		イオン交換装置		イオン交換装置	新設													
[771]		乾燥機		乾燥機		新設												
[772]	(廃液処理設備 6)	放射線管理棟廃 水処理室	チェックタンク (配管系統を含む)	チェックタンク(1)~(3)	新設													
[773]			液位高警報設備														△▽	
[774]			堰 (チェックタンク)	堰 (チェックタンク)	新設													
[775]			溢漏水検知警報設備														△▽	
[776]		屋外	排水貯留池	排水貯留池(1) 排水貯留池(2)	変更なし													
[777]			液位高警報設備	排水貯留設備(1) 排水貯留設備(2)		改造												
[778]	(保管廃棄設備)	放射線管理棟廃 棄物一時貯蔵所	保管槽	保管槽(1) 保管槽(2) 保管槽(3) 廃液容器 受容器	改造、 変更なし													
[779]			廃液容器															
[780]			受容器 (保管槽)															
[781]			漏水検知警報設備															△▽

表1 工事工程表(26/37)

事業許可			設工部		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度								
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
[782:]	固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備)	付属建物第1廃棄物処理所廃棄物処理室	焼却炉【排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む】	焼却炉	改造													
[783:]			投入フードボックス															
[784:]			拔出フードボックス															
[785:]			II:燃焼装置失火インターロック	焼却炉													△▽	
[786:]			II:排ガス温度高インターロック															
[787:]			II:燃焼用空気停止インターロック															
[788:]			送風機ファン															
[789:]			サイクロン	サイクロン			サイクロン	変更なし										△▽
[790:]			フードボックス															
[791:]			フラッシュチャンバ	フラッシュチャンバ			フラッシュチャンバ	改造										△▽
[792:]			集塵機	集塵機			集塵機	改造										△▽
[793:]			イオン交換材混合機	イオン交換材混合機			イオン交換材混合機	変更なし										△▽
[794:]			イオン交換材成型機	イオン交換材成型機			イオン交換材成型機	変更なし										△▽
[795:]			ピット【配管系統を含む】	ピット			ピット	改造										△▽
[796:]	液位高警報設備																	
[797:]	クレーン	クレーン		クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造										△▽			
[798:]	付属建物第1廃棄物処理所前室	クレーン		クレーン(第1廃棄物処理所前室)	新設										△▽			
[799:]	(固体廃棄物処理設備)	付属建物第2廃棄物処理所廃棄物プレス室	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造										△▽			
[800:]			フードボックス															
[801:]			破砕機	破砕機		破砕機	改造										△▽	
[802:]			フードボックス															
[803:]			クレーン	クレーン		クレーン(第2廃棄物処理所)	改造										△▽	
[804:]			放射線管理棟廃棄物貯留室	ドラム缶用廃棄物プレス		ドラム缶用廃棄物プレス	改造										△▽	
[805:]	(除染設備)	付属建物除染室・分析室除染室(2)	超音波洗浄機	超音波洗浄機(1) 超音波洗浄機(2)	改造 変更なし										△▽			
[806:]			廃水中和設備【配管系統を含む】	廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	改造、 変更なし											△▽		
[807:]			液位高警報設備															
[808:]			分別・解体フード【ドラム缶積込機を含む】	分別・解体フード		分別・解体フード	改造										△▽	
[809:]			水洗槽【配管系統を含む】	水洗槽		水洗槽	変更なし										△▽	
[810:]			切断フード	切断フード		切断フード	変更なし										△▽	
[811:]			排水受槽【配管系統を含む】	排水受槽		排水受槽	改造										△▽	
[812:]			液位高警報設備															
[813:]			乾燥機	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)		乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	改造、 変更なし										△▽	
[814:]			プラスト装置	プラスト装置(1) プラスト装置(2)		プラスト装置(1) プラスト装置(2)	改造										△▽	
[815:]	クレーン	クレーン		クレーン(除染室(2))	改造										△▽			

表1 工事工程表(27/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度									
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月					
[816]		放射線管理棟廃棄物恒置室	解体用フードボックス	解体用フードボックス	変更なし										△▽					
[817]			切断機	切断機(1) 切断機(2)	改造、 変更なし										△▽					
[818]	(保管廃棄設備)	放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所	廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造										△▽					
[819]			ドラム缶ウラン濃測定装置	ドラム缶ウラン濃測定装置	変更なし											△▽				
[820]			クレーン	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	改造											△▽				
[821]			付属建物放射線管理棟前室	クレーン	クレーン(放射線管理棟前室)	新設											△▽			
[822]		付属建物第3核燃料倉庫	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	改造											△▽				
[823]				クレーン	クレーン	変更なし											△▽			
[824]		付属建物廃棄物管理棟保管室(1)、保管室(2)	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設 <sup>(注2)</sup>											▽				
[825]				クレーン	クレーン(1)	新設 <sup>(注2)</sup>											▽			
[826]		付属建物廃棄物管理棟測定室(2)	ドラム缶ウラン濃測定装置	ドラム缶ウラン濃測定装置	新設											△▽				
[827]				クレーン	クレーン(2)	新設 <sup>(注2)</sup>											△▽			
[828]	放射線管理施設	第1種管理区域内	エアスニフア	エアスニフア(1) 放射線管理棟(1階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(2階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(3階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(4階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(5階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(6階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(7階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(8階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(9階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(10階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(11階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(12階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(13階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(14階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(15階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(16階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(17階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(18階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(19階) エアスニフア(1) 放射線管理棟(20階)	改造											△▽				
[829]				工場棟	エアモニタ	エアモニタ(1) 工場棟(1階) エアモニタ(1) 工場棟(2階) エアモニタ(1) 工場棟(3階) エアモニタ(1) 工場棟(4階) エアモニタ(1) 工場棟(5階) エアモニタ(1) 工場棟(6階) エアモニタ(1) 工場棟(7階) エアモニタ(1) 工場棟(8階) エアモニタ(1) 工場棟(9階) エアモニタ(1) 工場棟(10階) エアモニタ(1) 工場棟(11階) エアモニタ(1) 工場棟(12階) エアモニタ(1) 工場棟(13階) エアモニタ(1) 工場棟(14階) エアモニタ(1) 工場棟(15階) エアモニタ(1) 工場棟(16階) エアモニタ(1) 工場棟(17階) エアモニタ(1) 工場棟(18階) エアモニタ(1) 工場棟(19階) エアモニタ(1) 工場棟(20階)	改造											△▽		
[830]						第1種管理区域出入口	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ(1) 第1種管理区域出入口(1) ハンドフットモニタ(1) 第1種管理区域出入口(2) ハンドフットモニタ(1) 第1種管理区域出入口(3) ハンドフットモニタ(1) 第1種管理区域出入口(4)	改造											△▽
[831]				排気塔	ダストモニタ	ダストモニタ(1) 排気塔(1) ダストモニタ(1) 排気塔(2) ダストモニタ(1) 排気塔(3) ダストモニタ(1) 排気塔(4) ダストモニタ(1) 排気塔(5) ダストモニタ(1) 排気塔(6) ダストモニタ(1) 排気塔(7) ダストモニタ(1) 排気塔(8) ダストモニタ(1) 排気塔(9) ダストモニタ(1) 排気塔(10) ダストモニタ(1) 排気塔(11) ダストモニタ(1) 排気塔(12) ダストモニタ(1) 排気塔(13) ダストモニタ(1) 排気塔(14) ダストモニタ(1) 排気塔(15) ダストモニタ(1) 排気塔(16) ダストモニタ(1) 排気塔(17) ダストモニタ(1) 排気塔(18) ダストモニタ(1) 排気塔(19) ダストモニタ(1) 排気塔(20)	改造											△▽		
[832]						屋外	モニタリングポスト	モニタリングポスト(1) 屋外	改造											△▽
[833]				建物	周辺監視区域内	工場棟(転換工場)	工場棟(転換工場)	改造											△▽	
[834]								堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設										
[835]							堰流水検知警報設備	堰流水検知警報設備(転換工場)	新設											△▽
[836]		飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット			新設											△▽			
[837]		工場棟(成型工場)	工場棟(成型工場)			改造											△▽			
[838]			堰(内部溢水止水用)			堰(内部溢水止水用)	新設											△▽		
[839]			堰流水検知警報設備			堰流水検知警報設備(成型工場)	新設											△▽		
[840]			飛散防止用防護ネット			飛散防止用防護ネット	新設											△▽		

表1 工事工程表(28/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度						
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[841]			工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造											△	▽
[842]			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽
[843]			独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造											△	▽
[844]			加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造											△	▽
[845]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[846]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[847]			放射線管理棟	放射線管理棟	改造											△	▽
[848]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[849]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[850]			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽
[851]			付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造											△	▽
[852]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[853]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[854]			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽
[855]			付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造											△	▽
[856]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[857]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
—			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽
[858]			付属建物(第3核燃料倉庫)	第3核燃料倉庫	改造											△	▽
[859]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設、変更なし											△	▽
[860]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[861]			付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造											△	▽
[862]			付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)	劣化・天然ウラン倉庫	改造											△	▽
[863]			付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造											△	▽
[864]			独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	新設											△	▽
[865]			付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造											△	▽
[866]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[867]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[868]			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽
[869]			付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造											△	▽
[870]			堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設											△	▽
[871]			堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(2箇所)	新設											△	▽
[872]			飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設											△	▽

表1 工事工程表(29/37)

安全機能一覧番号	事業許可			設工誌		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度						
	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
{873}			付属建物(シリング洗浄棟)	付属建物(シリング洗浄棟)	改造										△▽		
{874}			源(内部溢水止水用)	付属建物(シリング洗浄棟)	新設 <sup>※2)</sup>											△▽	
{875}			脈源水検知警報設備	脈源水検知警報設備(付属建物(シリング洗浄棟))	新設											△▽	
{876}			付属建物(第3廃棄物倉庫)	付属建物(第3廃棄物倉庫)	改造											△▽	
{877}			付属建物(廃棄物管理棟)	付属建物(廃棄物管理棟)	新設 <sup>※2)</sup>											▽	
{878}			付属建物(発電機室)	付属建物(発電機室)	新設											△▽	
{879}			付属建物(放射線管理棟前室)	付属建物(放射線管理棟前室)	新設											△▽	
{880}			付属建物(第1廃棄物処理前室)	付属建物(第1廃棄物処理前室)	新設											△▽	
{881}			付属施設	周辺監視区域内	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	遮蔽壁(転換工場)	新設										△▽
{882}	遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)	遮蔽壁(加工棟)			新設											△▽	
{883}	遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	遮蔽壁(容器管理棟)			新設											△▽	
{884}	遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)	遮蔽壁(組立工場)			新設											△▽	
{885}	防護フェンス	防護フェンス			新設											△▽	
{886}	空シリング置場	空シリング置場			変更なし											△▽	
{887}	(非常用設備)	周辺監視区域内	非常用電源設備	非常用電源設備	-												
{888}			発電機室	非常用ディーゼル発電機	付属建物(非常用電源設備(非常用ディーゼル発電機))	改造										△▽	
{889}			放射線管理棟管理室	無停電電源装置	無停電電源装置	改造										△▽	
{890}			各建物	非常用通報設備	非常用通報設備	-											
{891}			加工棟成型工場	非常ベル設備	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			工場棟転換工場		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			工場棟成型工場		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			工場棟組立工場		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物除染室・分析室		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物第2核燃料倉庫		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物容器管理棟		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物第2廃棄物処理所		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物シリング洗浄棟		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物第3核燃料倉庫		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
			付属建物原料貯蔵所		非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽
付属建物劣化・天然ウラン倉庫	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし										△▽				
{892}	付属建物廃棄物管理棟	放送設備	放送設備	増設 <sup>※1)</sup>										▽			
	加工棟成型工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽			
	工場棟転換工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽			
	工場棟成型工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽			
	工場棟組立工場	放送設備	放送設備	変更なし										△▽			

表1 工事工程表(30/37)

事業許可			設工区		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
安全機能一貫番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
		放射線管理棟		放射設備	変更なし										△▽	
		付属建物除染室・分析室		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物第2核燃料倉庫		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物容器管理棟		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物放射線管理棟前室		放射設備	増設											△▽
		付属建物発電検査室		放射設備	増設											△▽
		付属建物第1廃棄物処理所		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物第2廃棄物処理所		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物シリンダ洗浄棟		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物第3廃棄物倉庫		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物第1廃棄物処理所前室		放射設備	増設											△▽
		付属建物第3核燃料倉庫		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物原料貯蔵所		放射設備	変更なし											△▽
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		放射設備	変更なし											△▽
		[893]			付属建物廃棄物管理棟	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設 <sup>注2)</sup>								
	加工棟成型工場	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	工場棟転換工場	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	工場棟成型工場	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	工場棟組立工場	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	放射線管理棟	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物除染室・分析室	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物第2核燃料倉庫	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物容器管理棟	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物発電検査室	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物第1廃棄物処理所	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物第2廃棄物処理所	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物シリンダ洗浄棟	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物第3廃棄物倉庫	通信連絡設備(電話設備)	改修												△▽	
	付属建物第3核燃料倉庫	通信連絡設備(電話設備)	増設												△▽	
	付属建物原料貯蔵所	通信連絡設備(電話設備)	増設											△▽		
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	通信連絡設備(電話設備)	新設											△▽		
[894]	屋外	防火設備	防火設備	-												
[895]		屋外消火栓		屋外消火栓 (高層階用設備)	増設 <sup>注3)</sup>										▽	
	屋外消火栓 (工場棟用設備)			変更なし											△▽	
	屋外消火栓 (工場棟組立用)			変更なし												△▽



表1 工事工程表(31/37)

事業許可			設工誌		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度									
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
				防火用大栓 (工器具保管用)	変更なし										△▽				
				防火用大栓 (工器具保管用)	変更なし												△▽		
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし													△▽	
				防火用大栓 (放射線・分析室)	変更なし													△▽	
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし													△▽	
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし													△▽	
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし													△▽	
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (一般用)	増設														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	改造														△▽
				防火用大栓 (放射線管理棟)	変更なし														△▽
[896]			防火水槽	放射線管理棟 放射線管理棟 放射線管理棟 放射線管理棟	変更なし、 更新										△▽				
[897]			可搬式消火ポンプ	放射線管理棟 放射線管理棟	改造、 増設										△▽				
[898]	付属建物廃棄物 管理棟	消火器	消火器	増設 <sup>※2</sup>											▽				
	加工棟成型工場	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	工場棟転換工場	消火器	消火器	増設											△▽				
	工事棟成型工場	消火器	消火器	増設											△▽				
	工事棟組立工場	消火器	消火器	増設											△▽				
	放射線管理棟	消火器	消火器	増設											△▽				
	付属建物除染 室・分析室	消火器	消火器	増設											△▽				
	付属建物第2核燃 料倉庫	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物容器管 理棟	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物放射線 管理棟前室	消火器	消火器	増設											△▽				
	付属建物発電機 室	消火器	消火器	増設											△▽				
	付属建物第1廃棄 物処理所	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物第2廃棄 物処理所	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物シリ ンダ洗淨棟	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物第3廃棄 物倉庫	消火器	消火器	変更なし											△▽				
	付属建物第3核燃 料倉庫	消火器	消火器	変更なし											△▽				

表1 工事工程表(32/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設備	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度							
							11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
		付属建物原料貯蔵所			防火ホ	変更なし										△▽			
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫			防火ホ	変更なし											△▽		
{899}		各建物	自動火災報知設備		自動火災報知設備	—													
{900}		付属建物廃棄物管理棟	火災感知設備		火災感知設備	増設 <sup>(注2)</sup>											▽		
		加工棟成型工場			火災感知設備	変更なし												△▽	
		工場棟転換工場			火災感知設備	撤去及び改造													△▽
		工場棟成型工場			火災感知設備	増設及び改造													△▽
		工場棟組立工場			火災感知設備	増設及び改造													△▽
		放射線管理棟			火災感知設備	増設及び改造													△▽
		付属建物除染室・分析室			火災感知設備	改造													△▽
		付属建物第2核燃料倉庫			火災感知設備	改造													△▽
		付属建物容器管理棟			火災感知設備	増設													△▽
		付属建物放射線管理棟前室			火災感知設備	増設													△▽
		付属建物発電機室			火災感知設備	増設													△▽
		付属建物第1廃棄物処理所			火災感知設備	変更なし													△▽
		付属建物第2廃棄物処理所			火災感知設備	改造													△▽
		付属建物シリンダ洗浄棟			火災感知設備	変更なし													△▽
		付属建物第3廃棄物倉庫			火災感知設備	変更なし													△▽
		付属建物第1廃棄物処理所前室前室			火災感知設備	増設													△▽
		付属建物第3核燃料倉庫			火災感知設備	変更なし													△▽
		付属建物原料貯蔵所			火災感知設備	変更なし													△▽
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫			火災感知設備	変更なし													△▽
		{901}				付属建物廃棄物管理棟	警報設備		警報設備	増設 <sup>(注2)</sup>									
加工棟成型工場	警報設備		変更なし															△▽	
工場棟転換工場	警報設備		変更なし															△▽	
工場棟成型工場	警報設備		変更なし															△▽	
工場棟組立工場	警報設備		変更なし															△▽	
放射線管理棟	警報設備		変更なし															△▽	
付属建物除染室・分析室	警報設備		変更なし															△▽	
付属建物第2核燃料倉庫	警報設備		変更なし															△▽	
付属建物容器管理棟	警報設備		変更なし															△▽	
付属建物発電機室	警報設備		増設																△▽
付属建物第1廃棄物処理所	警報設備		変更なし																△▽
付属建物第2廃棄物処理所	警報設備		改造																△▽
付属建物シリンダ洗浄棟	警報設備		変更なし																△▽

表1 工事工程表(33/37)

事業許可				設工誌		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
		付属建物第3廃棄物倉庫		第3号貯蔵	変更なし										△▽		
		付属建物第3核燃料倉庫		第3号貯蔵	変更なし										△▽		
		付属建物原料貯蔵所		第3号貯蔵	変更なし											△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		第3号貯蔵	変更なし											△▽	
1902:		各建物	緊急対策設備	緊急対策設備	—												
1903:		付属建物廃棄物管理棟	非常灯	非常灯設置	増設 <sup>注2)</sup>										▽		
		加工棟成型工場		非常灯設置	変更なし											△▽	
		工場棟転換工場		非常灯設置	改造												△▽
		工場棟成型工場		非常灯設置	変更なし												△▽
		工場棟組立工場		非常灯設置	変更なし												△▽
		放射線管理棟		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物除染室・分析室		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物第2核燃料倉庫		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物容器管理棟		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物放射線管理棟前室		非常灯設置	増設												△▽
		付属建物発電機室		非常灯設置	増設												△▽
		付属建物第1廃棄物処理所		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物第2廃棄物処理所		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物シリング洗浄棟		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物第3廃棄物倉庫		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物第1廃棄物処理所前室		非常灯設置	増設												△▽
		付属建物第3核燃料倉庫		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物原料貯蔵所		非常灯設置	変更なし												△▽
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		非常灯設置	変更なし												△▽
		1904:			付属建物廃棄物管理棟	非常灯	非常灯設置	増設 <sup>注2)</sup>									
加工棟成型工場	非常灯設置		変更なし													△▽	
工場棟転換工場	非常灯設置		変更なし													△▽	
工場棟成型工場	非常灯設置		変更なし													△▽	
工場棟組立工場	非常灯設置		変更なし													△▽	
放射線管理棟	非常灯設置		変更なし													△▽	
付属建物除染室・分析室	非常灯設置		変更なし													△▽	
付属建物第2核燃料倉庫	非常灯設置		変更なし													△▽	
付属建物容器管理棟	非常灯設置		変更なし													△▽	
付属建物放射線管理棟前室	非常灯設置		増設														△▽
付属建物発電機室	非常灯設置		増設														△▽

表1 工事工程表(34/37)

事業許可				設工総		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度							
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
		付属建物第1廃棄物処理所		放射線	変更なし										△▽			
		付属建物第3廃棄物処理所		放射線	変更なし											△▽		
		付属建物シリンダ洗浄棟		放射線	変更なし												△▽	
		付属建物第3廃棄物倉庫		放射線	変更なし												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所前室		放射線	増設												△▽	
		付属建物第3核燃料倉庫		放射線	変更なし												△▽	
		付属建物原料貯蔵所		放射線	変更なし												△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		放射線	変更なし												△▽	
[905]		付属建物廃棄物管理棟	安全遊歩通路	安全遊歩通路	増設 <sup>※2</sup>										▽			
		加工棟成型工場		安全遊歩通路	増設											△▽		
		工場棟転換工場		安全遊歩通路	増設												△▽	
		工場棟成型工場		安全遊歩通路	増設												△▽	
		工場棟組立工場		安全遊歩通路	増設												△▽	
		放射線管理棟		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物除染室・分析室		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第2核燃料倉庫		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物容器管理棟		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物放射線管理棟前室		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物発電機室		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第2廃棄物処理所		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物シリンダ洗浄棟		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第3廃棄物倉庫		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第1廃棄物処理所前室		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物第3核燃料倉庫		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物原料貯蔵所		安全遊歩通路	増設												△▽	
		付属建物劣化・天然ウラン倉庫		安全遊歩通路	増設												△▽	
		[906:]		(分析設備)	工場棟転換工場分光分析室	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1)	変更なし										△▽
表面電離型質量分析装置(2)	変更なし															△▽		
[907:]		付属建物除染室・分析室	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし											△▽		
				ICP質量分析装置	変更なし												△▽	
				ICP発光分光分析装置	変更なし													△▽
				自動水分分析装置	変更なし													△▽
				炭素・硫黄同時分析装置	変更なし													△▽
				自動ハロゲン分析装置	変更なし													△▽
				α線スペクトル分析装置	変更なし													△▽

表1 工事工程表(35/37)

事業許可				設工部		令和2年(2020年)度					令和3年(2021年)度						
安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>※1</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
[908]			物性測定設備	廃水タンク	改造										△▽		
				サンプル保管庫	新設											△▽	
				比表面積測定装置	変更なし												△▽
				高密度測定装置	変更なし												△▽
				平均粒径測定装置	改造												△▽
[909]			試料回収ボックス(不純物分析設備付着設備)	試料回収ボックス	改造									△▽			
[910]	(付属設備)	屋外	窒素供給設備	レシーバータンク(1)	改造										△▽		
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)			レシーバータンク(2)													
[912]				レシーバータンク(3)													
[913]				レシーバータンク(4)													
[914]			水素供給設備(屋外供給系統)	水素ガス供給配管系統	改造										△▽		
[915]						障壁	水素供給設備障壁	新設									△▽
[916]				I L : 地震インターロック	水素ガス供給配管系統	改造									△▽		
[917]			遮断弁(工機用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)	I L : 地震インターロック	I L : 地震インターロック(手動)設置工事(配管)	新設										△▽	
[918]							I L : 漏水インターロック	I L : 漏水インターロック(手動)設置工事(配管)									
[919]			遮断弁(蒸気配管)	I L : 地震インターロック	I L : 地震インターロック(手動)設置工事(配管)	新設										△▽	
[920]																	
[921]			各建物	秤載設備	秤載設備	-											
[922]			付属建物原料貯蔵所	秤	加圧タンク(秤載)	改造										△▽	
[923]			加工棟成型工場	秤	保安秤量器(加工棟1)~(加工棟6)	変更なし										△▽	
		工場棟転換工場	保安秤量器(転換工場1)~(転換工場10)		改造											△▽	
		工場棟成型工場	保安秤量器(成型工場1)~(成型工場8)		改造											△▽	
		付属建物除染室・分析室	保安秤量器(ウラン管理1)		改造											△▽	
		付属建物原料貯蔵所	保安秤量器(ウラン管理2)		改造											△▽	
		付属建物第3核燃料倉庫	保安秤量器(ウラン管理3)		改造											△▽	
	付属建物シンダ洗浄機	保安秤量器(ウラン管理4)	改造											△▽			
-		工場棟転換工場	-	アンモニア水製造装置	撤去 <sup>※2</sup>										▽		
-			-	大型秤載機3,500kg 秤	撤去 <sup>※2</sup>										▽		
-			-	発光分光分析装置	撤去										△▽		
-			-	イオン交換塔	撤去										△▽		
-			工場棟成型工場	-	本成型用プレス	撤去 <sup>※2</sup>										▽	
-		-		ペレット秤替機	撤去 <sup>※2</sup>										▽		
-		-		粉末集塵装置	撤去 <sup>※2</sup>										▽		

表1 工事工程表(36/37)

事業許可		設工感		令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
安全機能一覧 番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	名称 <sup>(注1)</sup>	変更の内容	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
-			-	圧粉体密度測定装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	連続攪結炉	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	洗浄ボックス	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	遠心分離機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	粉砕装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	粉末混合機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	パレットラインコンベア	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	乾燥機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	パレット挿入機	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	湯栓溶接装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		工場棟組立工場	-	燃料体組立装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体組立装置(燃料体検査室)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体検査台	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	燃料集合体組立装置(燃料集合体組立室)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		工場棟成型工場	-	圧粉パレット一時貯蔵棚①	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-			-	攪結パレット一時貯蔵棚③	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		屋外	-	第1廃棄物倉庫	撤去										△▽
-			-	第2廃棄物倉庫	撤去										△▽
-			-	汚染機材保管倉庫	撤去										△▽
-			-	廃水処理所	撤去										△▽
-		付属建物廃水処理所	-	高汚染貯留タンク	撤去										△▽
-			-	低汚染貯留タンク	撤去										△▽
-			-	液受槽	撤去										△▽
-			-	後処理ろ過器	撤去										△▽
-			-	排風機(廃水処理所)	撤去										△▽
-			-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去										△▽
-			-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去										△▽
-		付属建物第1廃棄物倉庫	-	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-			-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物第2廃棄物倉庫	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物第1廃棄物倉庫	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去										△▽
-		付属建物汚染機材保管倉庫	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去										△▽
-		工場棟成型工場	-	パレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽
-		加工棟成型工場	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去 <sup>(注2)</sup>										▽

表1 工事工程表(37/37)

安全機能一覧番号	施設区分	設置場所	安全機能一覧名称	設工認 名称 <sup>注1)</sup>	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
						11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
-		工場棟組立工場	-	超音波探傷装置	撤去 <sup>注2)</sup>											▽	
-			-	材料試験機	撤去 <sup>注2)</sup>												▽
-		付属建物第2座薬物倉庫	-	火災報知設備(第2座薬物倉庫)	撤去	-----										△▽	
-			-	非常口環閉放警報(第2座薬物倉庫)	撤去	-----										△▽	
-		付属建物動力室	-	付属建物動力室	撤去 <sup>注3)</sup>												
-			-	ボイラー	撤去 <sup>注3)</sup>												
-			-	暖冷房装置	撤去 <sup>注3)</sup>												
-		屋外	-	打油貯蔵設備	撤去												△▽
-		付属建物シリンダ洗浄棟	-	計量機	撤去 <sup>注3)</sup>												△▽
-			-	シリンダ貯蔵ピット(シリンダ横板を含む)	撤去												△▽
-			-	耐圧試験設備	撤去 <sup>注3)</sup>												△▽
-		加工棟成型工場	-	環境モニタリング設備ダストモニタ	撤去												△▽

注1) 青字の設備は、維持管理に必要不可欠な設備、または加工施設の維持管理に不可欠な活動を行うために必要な設備であるため、使用前事業者検査合格後、一時使用を行う。  
 注2) 使用前事業者検査を実施済みのものを含む。  
 注3) 加工施設外とし、一般設備へ変更する。

【凡例】

----- : 工事  
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)  
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

### 別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントは、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従って行う。

今後、保安品質保証計画書を改定した場合、改定後の保安品質保証計画書に従うものとする。



三菱原子燃料株式会社  
保安品質保証計画書  
(Safety Quality Assurance Manual)

## 1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本マニュアル」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則解釈」という。）の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動（以下「保安活動」という。）に対する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社（以下「MNF」という。）加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。

なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステム及び保安規定第4条から第5条の5の要求に該当する。

## 2. 適用範囲

本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。

### 2. 1 適用組織

本マニュアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品質保証活動を行う組織とする。

### 2. 2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）  
（以下「JEAC4111-2009」という。）
- (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」（参照規格）（以下「JISQ9000:2006」という。）

## 3. 定義

本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則解釈」、JEAC4111-2009の定義及びその引用規格であるJIS Q9000:2006で定義された用語を原則として適用する。

### ①原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影

響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。

②グレード分け

プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。

③標準書

本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4. 2文書化に関する要求事項」を参照のこと。

④保安活動

加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

⑤不適合

要求事項に適合していないことをいう。

⑥プロセス

意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

⑦保安品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。（「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。また、自らの組織の管理監督を行うための仕組みには、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。）

⑧原子力安全のためのリーダーシップ

原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。（「要員」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。）

⑨是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。

⑩未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。

⑪予防処置

本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。

⑫一般産業用工業品

原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。

⑬妥当性確認

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

⑭使用前事業者検査等

使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう。

⑮自主検査等

要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。

4. 保安品質マネジメントシステム

4. 1 一般要求事項

- (1) 保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を次のとおり継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、

当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)

- a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。
- b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。
- c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。

(2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施する。

a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。

- ① 運営管理活動プロセス
- ② 資源の運用管理プロセス
- ③ 業務の計画及び実施プロセス
- ④ 評価及び改善プロセス

これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表1 基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。

b) これらのプロセスに関しての概略の関連図を、【図2 プロセス関連図】に示す。また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にするよう記載する。

c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために(確実に効果を発揮できるようにするため)必要なパフォーマンスを示す指標(以下「P I (Performance Indicator)」という。)及び判断基準を「4. 2. 1 (文書化に関する要求事項) 一般」において示した文書で明確にする。このP I (Performance Indicator)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。

d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定を支援するために「6. 資源の運用管理」のとおり、必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。これには、責任及び権限の明確化を含む。

e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおり監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難である場合は、

この限りでない。

f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおり、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。

g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。

h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。

(3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げるa)～c)を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、次に掲げるd)～h)を考慮することができる。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a)からc)までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）

a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度

b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に係るリスク源（ハザード）及びこれらに関連するリスクの大きさ（「原子力安全に係るリスク源（ハザード）及びこれらに関連するリスクの大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）

c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）

d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度

e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度

g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査

#### の必要性の程度

- h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度
- (4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。
- (5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。
  - a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - b) 風通しのよい組織文化が形成されている。
  - c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - d) 全ての取り組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。
  - e) 要員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。
  - f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。
- (7) 業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託（以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。）することを組織が決めた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7. 4 調達」のとおり管理を行う。

注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。

  - a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役務調達したプロセスの影響の可能性
  - b) そのプロセスの管理への関与の度合い
  - c) 調達管理を遂行する能力

(8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

#### 4. 2 文書化に関する要求事項

##### 4. 2. 1 一般

保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文書は以下であり、その文書体系は、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

- (1) 保安品質方針及び保安品質目標
- (2) 保安品質保証計画書及び保安規定
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基づく記録
- (4) 必要と決定した、要領書・計画書等（指示書、図面等を含む文書及び記録を含む）

##### 4. 2. 2 保安品質保証計画書

###### (1) 制 定

本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、検討は各部長（「5. 5. 1 責任及び権限」参照）及び東海工場長が、確認は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者（「5. 5. 2 管理責任者」参照）である管理総括者の承認を得た後、社長が制定する。

注）管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。

- a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（「2. 適用範囲」に記載）及び適用組織に関する事項（【図3 保安管理組織図】に記載）
- b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報（本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】）
- d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（【図2 プロセス関連図】等）

注）（ ）内は、本マニュアルでの記載状況を示した。

###### (2) 改 定

本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、（1）と同様の手続きを経て、社長が改定する。



### (3) 維持管理

本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。

### 4. 2. 3 文書管理

保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。

- ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- ・文書の組織外への流出等の防止
- ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。

#### (1) 文書の承認発行

要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、次の活動に必要な管理を行う。

- a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。
- b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。（「更新に当たり、その妥当性をレビューし、その改訂を承認する」とは、a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
- c) a) 及びb) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。（「部門」とは、図3「保安管理組織図」に規定する組織の最小単位をいう。）
- d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にする。
- e) 改訂のあった文書は必要ときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。
- f) 文書は、読みやすく容易に内容を把握することができるようにするとともに、容易に識別可能な状態にする。
- g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。

注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。

- h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又

は意図しない使用がなされないようにする。

i) 法律上の要求及び／又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。

j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。

#### (2) 文書の変更

a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。

b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。

### 4. 2. 4 記録の管理

(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。

(2) 記録は、読みやすく容易に内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能かつ検索可能であること。

(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。

## 5. 経営者の責任

### 5. 1 経営者のコミットメント

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。

a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持（「3. 定義」を参照）、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。

b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。

c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。

d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。

e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするため、この取組みに参画できる環境を整える。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参

画できる環境を整えていることをいう。)

- f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
- g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

## 5. 2 原子力安全の重視

社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。(「原子力安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。)

## 5. 3 保安品質方針

社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、健全な安全文化を育成、及び維持することに関するものを含める。この場合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含む。

- a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとする( MNFの安全最優先とする企業理念及び行動指針と整合がとれていることを含む。 )。
- b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。
- c) 各部課長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。
- d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。
- e) 適切性の持続のためにレビューすること。

## 5. 4 計画

### 5. 4. 1 保安品質目標

- (1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。
  - a) 各部課長に保安品質方針に基づく保安品質目標(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、並びに個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を策定させ、文書化させること。これに

は、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

- ・実施事項
- ・必要な資源
- ・責任者
- ・実施事項の完了時期
- ・結果の評価方法

b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。（「その達成度が判定可能である」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）

(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部課長に実施させる。

#### 5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1（保安品質マネジメントシステム）一般要求事項」を満たすために、管理責任者（「5. 5. 2 管理責任者」に定める。）に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。

(2) 本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含める。

a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

b) 保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善

c) 資源の利用可能性

d) 責任及び権限の割当て

#### 5. 5 責任、権限及びコミュニケーション

##### 5. 5. 1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。

社長は、管理総括者に部門及び要員の責任（説明責任を含む。）及び権限を保安規定に定めさせたいうで、社内通知で周知させる。

社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順に関して、

管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「責任、権限及び選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。

- a) 業務を自ら実行する。
- b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。
- c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。

#### 5. 5. 2 管理責任者

社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。
- b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。
- c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。
- d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。

#### 5. 5. 3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部課長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。管理者の責任と権限については、「責任、権限及び選・解任標準」に定める。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。）なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

- b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。
  - c) パフォーマンスについて評価する。(「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照)
  - d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。
  - e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。
  - b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
  - c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
  - d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。
  - e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。(「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいい、「定期評価標準」に定める。)

#### 5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。(「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、保安品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。)

マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安

規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。

## 5. 6 マネジメントレビュー

### 5. 6. 1 一般

社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。

#### (1) 目的

社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。

#### (2) 開催頻度

年1回以上、開催する。

#### (3) 内容

保安品質マネジメントシステムをレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。

#### (4) 出席者

社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。

#### (5) 事務手続き等

安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。

#### (6) 必要な改善の実施

安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。

### 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。マネジメントレビューのインプットの報告は、管理総括者又は管理総括者が指名する者が行い、「マネジメントレビュー標準」に定める。

#### (1) 保安品質目標の達成状況

#### (2) 内部保安監査計画・結果

#### (3) 外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意

見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見（「外部監査」とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価を受けることをいう。）

- (4) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
- (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
- (6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況
- (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組みの実施状況
- (8) 関係法令の遵守状況
- (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた処置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の有効性

#### 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。

- a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
- b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善
- c) 資源の必要性(人的資源を含めた各資源の適性配分)
- d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。)
- e) 関係法令の遵守に関する改善



## 6. 資源の運用管理

### 6. 1 資源の提供

管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、原子力安全を確実なものにするために必要な次の事項に関する資源を定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を定め」とは、本保安品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

(1) 人的資源

(2) インフラストラクチャ（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）

(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）

(4) その他必要な資源

### 6. 2 人的資源

#### 6. 2. 1 一般

保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならない。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。

#### 6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識

管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。）をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。

e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。

### 6. 3 インフラストラクチャ

管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ（加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材（電気、水、ガス、工具類等）や通信設備など。）を「施設管理標準」に明確にし、維持させる。

### 6. 4 作業環境

管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。

## 7. 業務の計画及び実施

### 7. 1 業務の計画

(1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動（以下「火災防護活動」という。）、火山活動（降灰）・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動（以下「自然災害等発生時の保全活動」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動（以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。）、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析（ISA）に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。

(2) 標準書を作成する（標準書を変更する場合を含む。）に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合を審査する。

(3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。

a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結

果に基づき講じた処置を含む。)

- b) 業務・加工施設に対する要求事項（品質の目標を含む）
- c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員（人数や資格）・設備・作業環境の必要性
- d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
- e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録

(4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとし、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。

## 7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス

### 7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化

業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはいないものの業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。

### 7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 管理総括者は、標準書の適切な管理に関する標準書を定める。この標準書には、次の事項及び核燃料取扱主任者の確認、安全衛生委員会の審議を受ける手順を含める。
- (2) 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、機器等の使用又は個別業務の実施を定めた標準書について、安全衛生委員会に諮問する。
- (3) 各部長等は、前項の安全衛生委員会に諮問するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
  - a) 要求事項が定められている。
  - b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。
  - c) 定められた要求事項が実施可能であること。
- (4) 担当部長は、安全衛生委員会での審議結果を記録する。処置が必要な場合には、その処置記録を残す。
- (5) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先方の確認を得る。
- (6) 各部課長は、業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4.

2. 3文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。

(7) 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために必要な3次文書を定める。

#### 7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション

管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。

- a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法
- d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

#### 7. 3 設計・開発

管理総括者は、加工施設の設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。）に関して「7. 3. 1 設計・開発の計画」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる（不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動を含む。）。この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発及び以下の事項を含み、また、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発及び以下の事項については、新規制定及び重要な変更を対象とする。

- (1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
- (2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を「7. 3. 2 設計・開発へのインプット」～「7. 3. 7 設計・開発の変更管理」に従って実施する。
  - 1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
  - 2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
  - 3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - 4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (3) 前項における設計には、施設管理標準に定める工事管理及び使用前事業者検

査の実施を考慮する。

- (4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。
  - 1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。
  - 2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、櫃世に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。

### 7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 管理総括者は、設計・開発の計画として次の事項を明確にする。
  - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
  - b) 設計・開発の段階
  - c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
  - d) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限
  - e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (2) 担当課長は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関与するグループ間のインターフェイスの運営管理を行う。
- (3) 管理総括者は、設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。

### 7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。
  - a) 機能及び性能に関する要求事項
  - b) 適用される法令・規制要求事項
  - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
  - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 担当課長は、業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

### 7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 担当課長は、設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。設計・開発からのアウトプットとは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。
- (2) 設計結果は次の状態であること。
  - a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。
  - b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。
  - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
  - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。

### 7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 担当課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
  - a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。
  - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) 担当課長は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 担当課長は、このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

### 7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 担当課長は、設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

### 7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 担当課長は、結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。

- (2) 担当課長は、実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。
- (3) 担当課長は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

#### 7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 担当課長は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
- (2) 担当課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 担当課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。

#### 7. 4 調達

管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。

##### 7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）は、調達物品等が原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあたっての管理の必要性等を考慮したものとする。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）

この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める\*。

\*：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。

- ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。

- ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。
- (2) 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、安全・品質保証課長は調達先を認定する。安全・品質保証課長は、調達物品等の供給者の評価及び調達先の認定に係る基準を定める。
- (3) 担当課長は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。
- (4) 各課長は、調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。

#### 7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 各課長は、調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。
  - a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項
  - b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項
  - c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - d) 不適合の報告（偽造品、模造品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項
  - e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項
  - f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
  - g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項
- (2) 各課長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。（「その他の活動」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）
- (3) 各課長は、調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項へ



の適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7. 4. 3 調達物品等の検証

- (1) 各課長は、調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。
- (2) 各課長は、調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

### 7. 5 業務の実施

#### 7. 5. 1 業務の管理

各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。

- a) 次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
  - 1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性
  - 2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

#### 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。補修作業及び改造については、「施設管理標準」に従う。

- a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
- b) 設備の承認及び要員の力量
- c) 所定の方法及び手順の適用
- d) 記録に関する要求事項
- e) 妥当性の再確認（業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

#### 7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ

(1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業者等のトレーサビリティ（加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保できるよう、手順（次の（2）の事項及び記録の維持を含む）を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。

(2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。

#### 7. 5. 4 組織外の所有物

管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定め、組織外の所有物を所持している場合においては、必要に応じ、各課長に記録を作成させ、これを管理させる。（「組織外の所有物」とは、JIS Q9001 の顧客又は外部提供者の所有物をいう。）

#### 7. 5. 5 調達物品の保存

管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定め、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように各課長に管理させる。この保存には、該当する場合、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

#### 7. 6 監視機器及び測定機器の管理

(1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。

(2) 管理総括者は、(1) の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「施設管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定め、(1) の監視及び測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で担当課長に実施させる。

(3) 担当課長は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。

a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計

量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。（「定められた間隔」とは、「7. 1 業務の計画」に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）

- b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- c) 校正の状態を明確にするために識別をする。
- d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。
- e) 取扱い、維持及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

(4) 担当課長は、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。

(5) 担当課長は、監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。

## 8. 評価及び改善

### 8. 1 一般

(1) 管理総括者は、監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、以下のとおり実施させる。

- a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。
- c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。

(2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。

(3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用でき

るようにする。

## 8. 2 監視及び測定

### 8. 2. 1 原子力安全の達成

管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を担当課長に把握させる。利害関係者がどのように受けとめているかについての情報には、例えば、外部監査結果、地方自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等がある。

### 8. 2. 2 内部保安監査

(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、業務の重要度に応じて年1回以上、内部保安監査実施計画を作成して、資格認定した監査員の中から内部保安監査の対象に関与していない要員に内部保安監査を実施させる。

- ・保安品質マネジメントシステム（本マニュアル）が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム（保安活動）が本マニュアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画（標準書）に従い、効果的に実施され、維持されていること。

(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域（職場）の状態（管理状況）及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定めた監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。

(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限（必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）、並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。

(4) 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部課長に内部保安監査結果を通知する。

(5) 各部課長は、監査時に検出された改善を要する事項（必要な修正及び是正処置すべて）に関して、計画をたてその改善を遅滞なく実施し、安全・品質保証

課長に報告する。

- (6) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。

#### 8. 2. 3 プロセスの監視及び測定

- (1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保安規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含む。

- ・監視及び測定の実施時期
- ・監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期

- (2) 担当課長は、監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じてPIを用いる。
- (3) これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させうように定める。
- (4) 担当課長は、監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 担当課長は、監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。

#### 8. 2. 4 検査及び試験

管理総括者及び安全・品質保証部長は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「施設管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。

- (1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。

管理総括者及び安全・品質保証部長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保するため、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」

とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも 不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）

また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に自主検査等を実施させる。

- (2) 担当課長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維持する（必要に応じ、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記録を含む。）。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を明記する。
- (3) 担当課長は、標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。

### 8. 3 不適合管理

管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、当該機器等又は個別業務を特定し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた「保安不適合管理標準」を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、以下の事項を定める。（「当該機器等又は個別業務を特定し、管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）

- (1) 各課長は、該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。
  - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
  - b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
  - c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。
  - d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後（引渡し後）に当該情報に不適合（誤り）が検出された場合、もしくは機器等の使用又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
  - e) 不適合の処理の結果を所属部長、安全・品質保証部長及び管理総括者に報告する。
- (2) 各課長は、不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。

(3) 各課長は、不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。

(4) 安全・品質保証部長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。

#### 8. 4 データの分析及び評価

(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善（保安品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集及び分析させる。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。

(2) 各部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。

a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見

b) 業務に対する要求事項への適合

c) 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの

（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）

（「不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるもの」については、「保安不適合管理標準」及び「保安是正・予防処置管理標準」に定める。）

d) 調達先の能力

#### 8. 5 改善

##### 8. 5. 1 継続的改善

管理総括者は、本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品

質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、必要な変更を実施し、保安品質マネジメントシステムの継続的改善を行う。（「保安品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）

#### 8. 5. 2 是正処置

(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。

1) 不適合その他の事象のレビュー及び分析（情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。）

2) 不適合その他の事象の原因の特定（必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。）

3) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な処置の決定及び実施

c) とった処置及びその結果の記録並びに記録の管理

d) とった是正処置の有効性のレビュー

e) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

f) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。

g) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

h) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置

・ 調達物品等の保安に係る技術情報

・ 是正処置及び未然防止処置から得られた施設管理における保安に関する技術情報

注) d) における“とった是正処置”とは、a)～c) のことである。



- (2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。
- (3) 是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。
- (4) 各課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。
- (5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

#### 8. 5. 3 未然防止処置

- (1) 管理総括者は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及びほかのウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。）について、次の事項を含む他、自らの組織で起こり得る不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。
  - a) 起こり得る不適合及びその原因の調査
  - b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価
  - c) 必要な処置の決定及び実施
  - d) とった処置及びその結果の記録並びに記録の管理
  - e) とった未然防止処置の有効性のレビュー注) e) における“とった未然防止処置”とは、a)～d) のことである。
- (2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて講ずる。
- (3) 未然防止処置の程度は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとする。
- (4) 各課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。

表1 基本プロセスと標準書

基本プロセス	標準書名
運営管理活動	マネジメントレビュー標準 月例保安報告会標準 安全衛生委員会標準 保安文書管理標準 保安記録管理標準 責任、権限及び選・解任標準
資源の運用管理	保安教育・訓練標準
業務の計画及び実施	加工施設の操作標準 放射線管理標準 施設管理標準 設計・開発管理標準 核燃料物質の管理標準 放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 保安調達管理標準 定期評価標準 保安社外報告管理標準 安全衛生管理年間計画標準 総合安全解析(ISA)標準
評価・改善	内部保安監査標準 保安不適合管理標準 保安是正・予防処置標準 監視、測定、データ分析及び評価標準 (外部の受け止め方、外部コミュニケーション含む)

(注) UF<sub>6</sub> 漏えい事故のリスクを低減させるための措置を含む重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動については、非常時の措置標準及び火災防護活動標準に規定する。

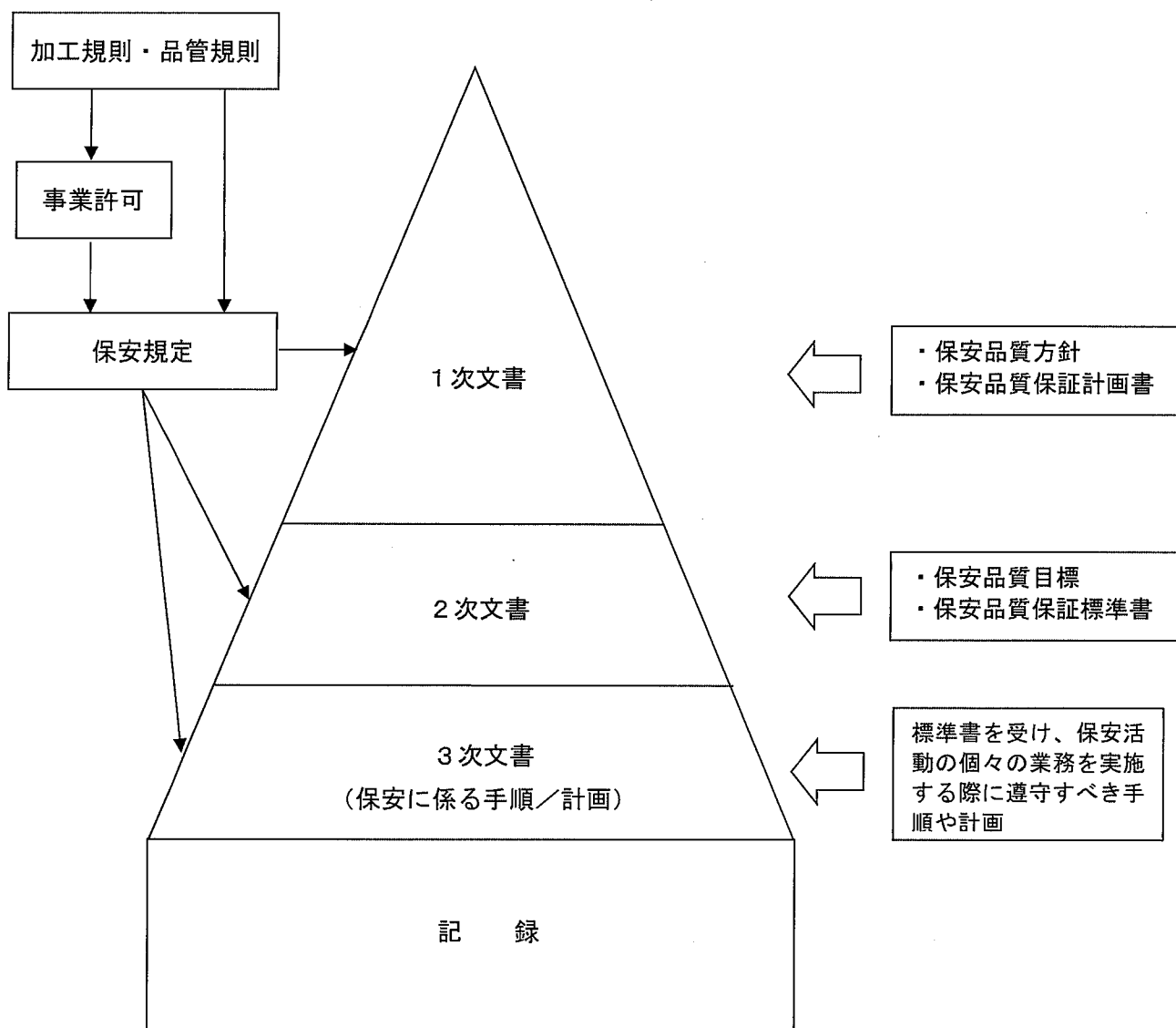


図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図

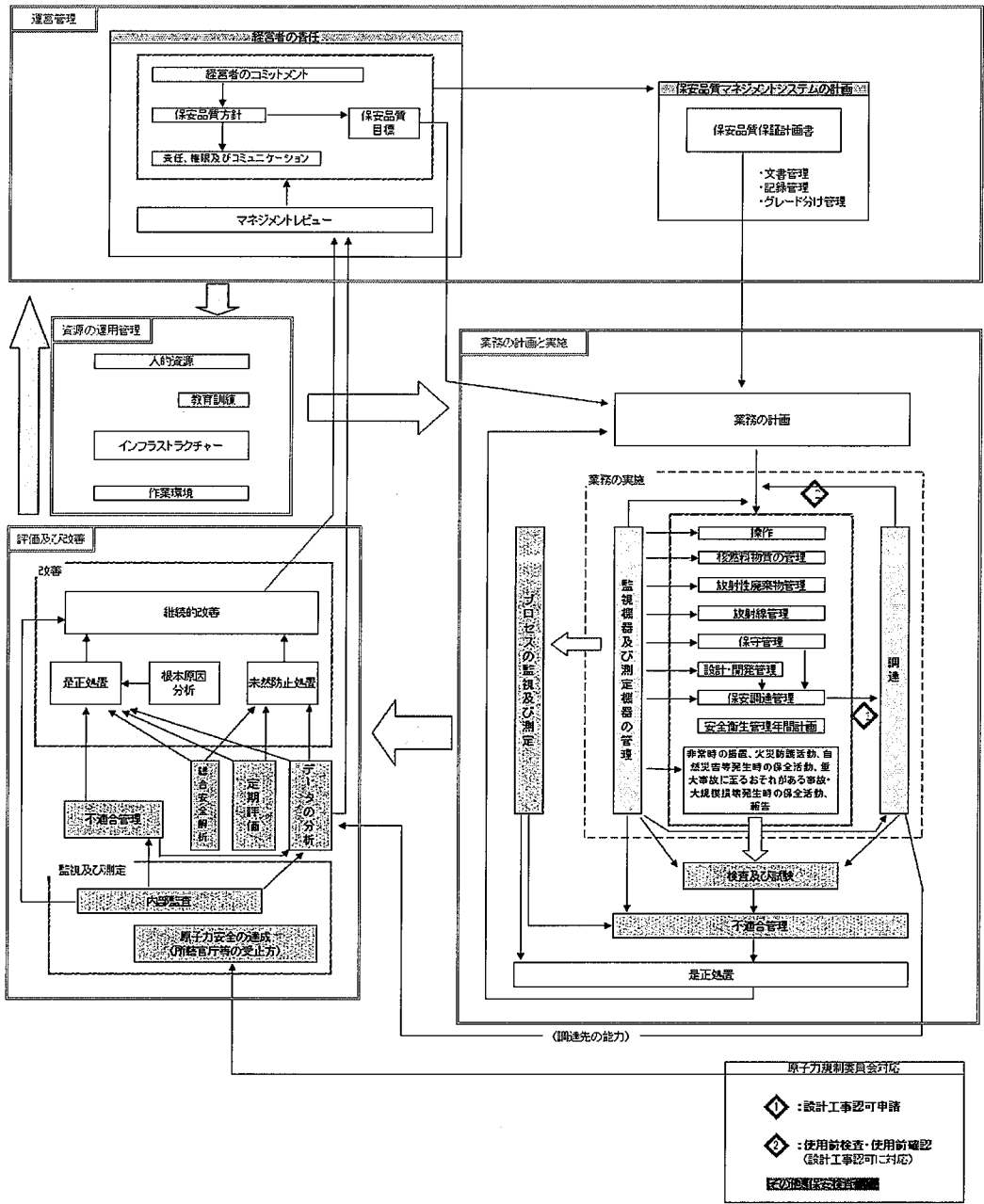
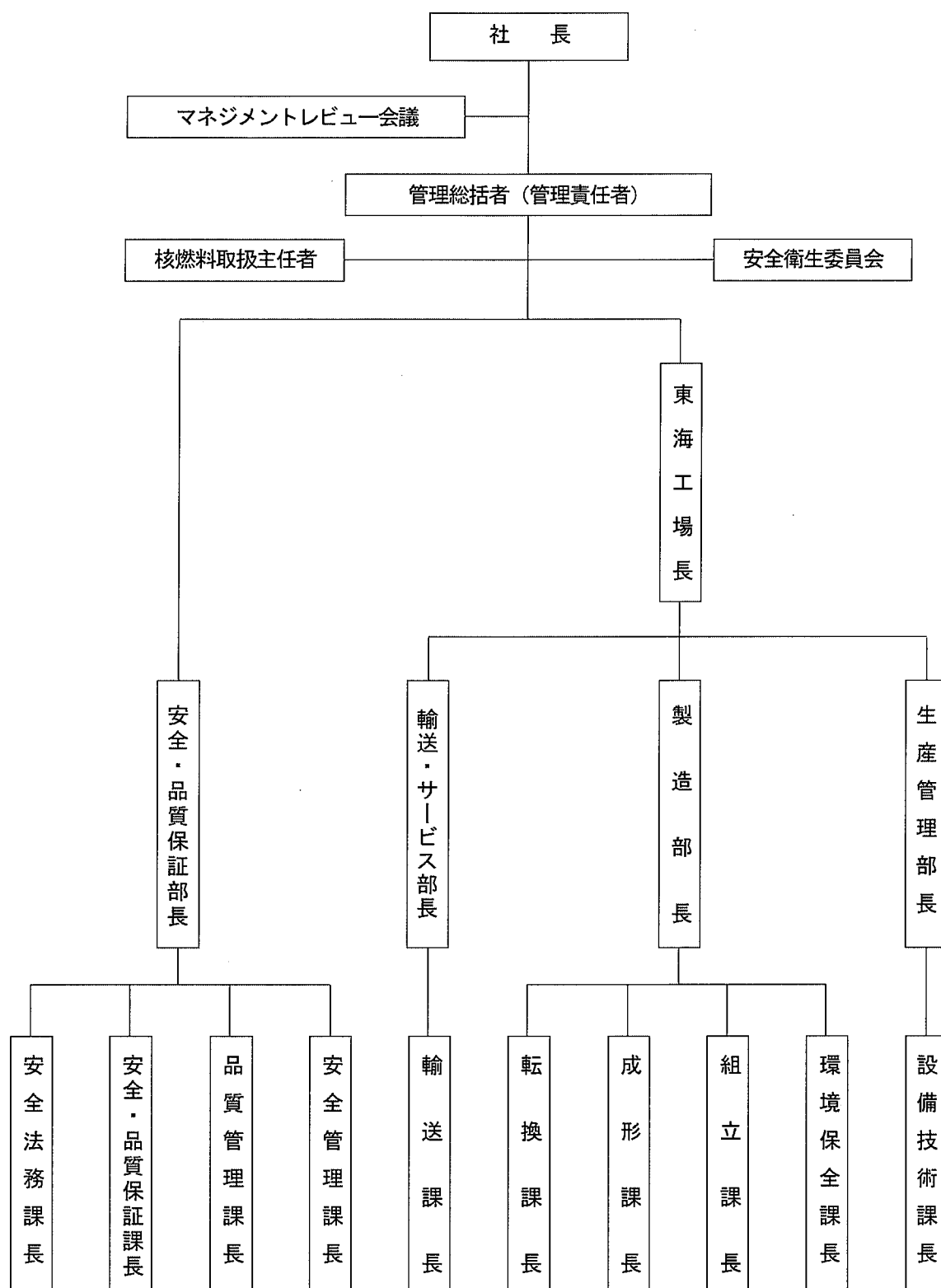


図2 プロセス関連図



(注) 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者として、保安規定第 17 条に定める職務を兼務しないこと。

図3 保安管理組織図

添 付 標準書一覧

保安品質保証計画書	標準書	起案
1. 目的	—	—
2. 適用範囲	—	—
3. 定義	—	—
4. 保安品質マネジメントシステム	—	—
4. 1 一般要求事項	—	—
4. 2 文書化に関する要求事項	保安文書管理標準、保安記録管理標準	安全・品質保証部長
5. 経営者の責任	—	—
5. 1 経営者のコミットメント	—	—
5. 2 原子力安全の重視	—	—
5. 3 保安品質方針	* 保安品質方針	社 長
5. 4 計画	* 保安品質目標	各部課長
5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	安全衛生委員会標準、マネジメントレビュー標準、月例保安報告標準、責任、権限及び選・解任標準	安全・品質保証部長
5. 6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー標準 保安是正・予防処置標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
6. 資源の運用管理	—	—
6. 1 資源の提供	放射線管理標準 施設管理標準 保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長 生産管理部長 安全・品質保証部長
6. 2 人的資源	保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長
6. 3 インフラストラクチャ	施設管理標準	生産管理部長
6. 4 作業環境	放射線管理標準	安全・品質保証部長
7. 業務の計画及び実施	加工施設の操作標準、放射性廃棄物管理標準	製造部長
7. 1 業務の計画	施設管理標準、設計・開発管理標準	生産管理部長
7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス	放射線管理標準、核燃料物質の管理標準、保安社外報告管理標準、火災防護活動標準、自然災害等発生時の保全活動標準、安全衛生管理年間計画標準、定期評価標準、設計・開発管理標準、保安社外報告管理標準、保安調達管理標準、総合安全解析（I S A）標準	安全・品質保証部長
7. 5 業務の実施	保安文書管理標準、監視、測定、データ分析及び評価標準	安全・品質保証部長
7. 6 監視機器及び測定機器の管理	施設管理標準	生産管理部長
7. 3 設計・開発	施設管理標準 設計・開発管理標準	生産管理部長 生産管理部長
7. 4 調達	保安調達管理標準	安全・品質保証部長
8. 評価及び改善	—	—
8. 1 一般	—	—
8. 2 監視及び測定	内部保安監査標準 監視、測定、データ分析及び評価標準 施設管理標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長
8. 3 不適合管理	保安不適合管理標準	安全・品質保証部長
8. 4 データの分析及び評価	監視、測定、データ分析及び評価標準	安全・品質保証部長
8. 5 改善	マネジメントレビュー標準、内部保安監査標準、監視、測定、データ分析及び評価標準、保安是正・予防処置標準、定期評価標準	安全・品質保証部長

## 添付書類 I

添付書類 I-1 事業許可との対応

添付書類 I-2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

## 添付書類 I-1 事業許可との対応

表 1-1、表 1-2-1～表 1-2-7 に設工認申請対象設備に係る事業許可基準規則各条項と事業許可との対応を示す。表中の番号は、設工認に反映する内容について、事業許可から抽出し、事業許可基準規則の条項ごとに整理したものである。(例) (1-1)は、事業許可基準規則第 1 条に対する設計番号 1 を示す。

- 第一条 (定義、安全上重要な施設) 関連
- 第二条 (核燃料物質の臨界防止) 関連
- 第三条 (遮蔽等) 関連
- 第四条 (閉じ込めの機能) 関連
- 第五条 (火災等による損傷防止) 関連
- 第六条 (安全機能を有する施設の地盤) 関連
- 第七条 (地震による損傷の防止) 関連
- 第八条 (津波による損傷の防止) 関連
- 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関連
- 第十条 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 関連
- 第十一条 (溢水による損傷の防止) 関連
- 第十二条 (誤操作の防止) 関連
- 第十三条 (安全避難通路等) 関連
- 第十四条 (安全機能を有する施設) 関連
- 第十五条 (設計基準事故の拡大の防止) 関連
- 第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 関連
- 第十七条 (廃棄施設) 関連
- 第十八条 (放射線管理施設) 関連
- 第十九条 (監視設備) 関連
- 第二十条 (非常用電源設備) 関連
- 第二十一条 (通信連絡設備) 関連
- 第二十二条 (重大事故等の拡大の防止等) 関連
- その他基準規則以外関連

表 2 に事業許可と本申請書の相違点をまとめたリストを示す。



事業許可の安全機能を有する施設の安全機能一覧(以下「安全機能一覧」という。)で示した設工認申請対象の申請状況を表 3-1 に示す。また、既認可の技術基準に対する設計との対応を表 3-2 ～3-6 に示す。

なお、表 3-1 において、「申請回数、取り外しの申請回数及び区分」の欄に記載している記号は下記のとおりである。

○：適合確認または撤去の申請回数

1：撤去し廃棄する設備・機器

2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

3：取り外した後、一時保管した後に復旧する設備・機器

また、表中の網掛けは、既認可及び本申請対象を示す。

以下の設工認申請において、次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対する仕様について、本申請において該当する施設を表 4-1-1～4-1-17 及び表 4-2-1～4-2-7-3 に示す。本申請における設計番号と以下の設工認申請における設計番号の対応を表 5-1～5-2 に示す。

- 一次申請書(平成 30 年 6 月 4 日付け 三原燃第 18-0200 号)  
(平成 30 年 6 月 19 日付 原規規発第 1806196 号にて認可)
- 二次申請書(令和元年 7 月 24 日付け 三原燃第 19-0257 号)  
(令和元年 8 月 9 日付 原規規発第 1908096 号にて認可)
- 四次申請書(令和 2 年 3 月 13 日付け 三原燃第 19-0801 号)  
(令和 2 年 3 月 27 日付 原規規発第 2003279 号にて認可)
- 五次申請書(令和 2 年 7 月 30 日付け 三原燃第 20-0273 号)  
(令和 2 年 8 月 5 日付 原規規発第 2008051 号にて認可)
- 六次申請書(令和 3 年 2 月 15 日付け 三原燃第 20-0695 号)

表 1-1 (1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付原建物、排水貯留池、付属施設、非常用設備)

		加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																								
施設区分	設置場所	名称	変更区分	定義(安全施設)	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を行う施設	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様
燃料物等の貯蔵施設 屋外		付原建物	改造	1-3 1-3	2-13	3-1 3-2	4-18 4-20 4-34 11-2	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-15	6-1 6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6 7-7	-	9-1 9-3 9-5 9-6 9-8 9-10 9-12 9-21 9-23 9-24	10-1 10-2 10-3	11-2 11-5 11-9 11-13 11-14 11-16 11-21	-	13-4	4-29 14-2 14-3 14-4 15-4	-	-	17-13	18-5	-	-	-	-	23-4
		付属建物	改造	1-1 1-3	-	3-1 3-2	4-34 9-21 11-9 11-16	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1 6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6 7-7	-	9-1 9-3 9-5 9-6 9-8 9-10 9-11 9-21 9-23 9-24	10-1 10-2 10-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排出物処理物の貯蔵施設 屋外		排水貯留池	変更なし	-	-	-	9-21	6-1	7-1 7-3 7-5	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-12	-	-	-	-	-	-
		付属施設	変更なし	-	-	-	4-34 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	-	-	10-1 10-2	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設 屋外		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	5-6 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	22-5
			更新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		改造	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-3 22-5 22-11
		増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1-1 (1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、排水貯留池、付属施設、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																							
			定義(安全施設)	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を示す施設	改修基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様		
その他の加工施設		非常用設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災警報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(3)		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表 1-1-1 (1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、排水貯留池、付属施設、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で定める仕様														
				定義(安全施設等)	第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條		第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條					
その他の加工施設		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他加工施設	劣化・実態ワラン倉庫 ※1:屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表I-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射線廃棄物の廃棄施設）（1次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準、設置及び設備の基準に関する規則													その他事業許可で求める仕様								
				定義（安全施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設		設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
放射線廃棄物の廃棄施設	屋外	固体廃棄物の廃棄設備 付属建物	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		放射設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	付属建物 廃棄物管理棟	非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 廃棄物管理棟	非常用設備 自動火災報知設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	※1：屋外に設置	非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設、その他の加工施設）（2次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則													その他事業許可で求める仕様										
				定義（安全施設等）	臨界防止	避難等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等		安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
成形施設	屋外	加工棟	改築	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	-	-	-	-	-	
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	-	-	-	-	-	
		加工棟	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	-	-	
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		加工棟	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	屋外	加工棟	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		加工棟	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		加工棟	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容表（工場棟、付属建物、付属施設、放射線管理棟、非常用設備）（初回申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する取組														その他事業許可で求める仕様									
				定義（安全施設）	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計其他事故		防護施設	医薬施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等		
化学処理施設		工場棟	工場棟	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	屋外	工場棟	工場棟	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	屋外	工場棟	工場棟	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	付属建物	付属建物	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	放射線管理棟	放射線管理棟	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	付属建物	付属建物	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、付属設備、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																	その他事業許可で求める仕様					
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条		第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	工場棟 転換工場 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	撤去及び改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	扉（内部止水止水用）	新設	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					11-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																その他事業許可で求める仕様						
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	工場棟 成理工場 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消防設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	増設及び 増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(3)	展（内部給水止水用）	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容 (工場棟、付属建物、付属設備、非常用設備) (4次申請対象建物)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の真型に関する事項														その他事業許可で求める仕様												
				定義(安全施設)	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故		防護施設	陸揚げ施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等					
その他の加工施設	工場棟独立工場 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	増設及び改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、付属設備、非常用設備）（今次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様								
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物容器管理棟 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通風設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場地、付風建物、付風設備、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様									
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付風建物第2核燃料倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通風設備 非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		扉（内部止水止水用）	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、放射線管理棟、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の真摯に関する規則														その他事業許可で求める仕様											
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条			
その他の加工施設	放射線管理棟 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			増設及び 改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(3)	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						4-17 11-2																							
						11-17																							

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、付属施設、放射線管理棟、非常用設備）（4次申請別添建物）

施設区分	設置場所	名称	加工施設の位置、構造及び設備の取組に関する規則														その他事業許可で求める仕様										
			第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	第二十三条	
その他の加工施設	付属建物放射線管理棟前室 ※1：屋外に設置	非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		火災感知設備及びそれぞれに連動する警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		放送設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容（工場棟、付属建物、付属設備、非常用設備）（4次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様											
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条		第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条			
その他の加工施設	付属建物検査室・分析室 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消防設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			改修	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	床（内部給水用）	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
						4-17 11-2																							
				11-17																									

表 1-1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可の内容（その他の加工施設）（5次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する取組													その他事業許可で求める仕様									
				定義（安重施設）	境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	認識作	安全避難通路等		安全機能を有する施設	設計其他事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
その他の加工施設	屋外	発電機室	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		放送設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋内建築物 発電機室	非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災警報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急避難設備(1)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-8	13-3 20-1 20-2	20-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



表1-1 今申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (付属建物、独立運搬機、チェックタンク室、医薬物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備) (6次申請対象建物)

		加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																									
施設区分	設置場所	名称	変更区分	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	その他事業許可で求める仕様	
化学処理施設	付属建物	シリング処理棟	改造	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		付属建物	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性医薬物の廃棄施設	付属建物	第1廃棄物処理所	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		付属建物	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性医薬物の廃棄施設	付属建物	第1廃棄物処理前室	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		付属建物	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	付属建物	放射性物質の貯蔵所	改造	-	2-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立避難室、チェックスクランク室、廃棄物処理設備、付属設備、付属設備、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																								
				定義（安全確認等）	第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條	その他事業許可で求める仕様	
その他の加工施設		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)		扉（内部漏水止水用）	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽架、チェンクボックス、付属施設、非常用設備）（改申請対象建物）

		加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																												
施設区分	設置場所	名称	変更区分	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	その他事業許可で求める仕様				
その他の加工施設	付属建物第1廃棄物処理所 ※1：屋外に設置	非常用設備 緊急対策設備(C)	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 消火設備	内外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(D)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				車（内部給水止水用）	車（内部給水止水用）	新設	-	-	-	4-17 11-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-1 合同申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属設備、独立避難室、チェッキングクランク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の配置、構造及び設備の基準に関する規則														その他事業許可で求める仕様										
				第一条	第二条	第二条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十二条	第十三条		第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第1 廃棄物処理所中室 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			変更なし	-	-	-	5-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付帯建物、独立避難路、チェンククンクボックス、廃棄物貯蔵設備、付帯設備、付帯設備、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の配置、構造及び設備の基準に関する規則																											
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	その他事業許可で求める仕様					
その他の加工施設	付帯建物第2構築物処理所 ※1：屋外に設置	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし																												
			変更なし	非常用設備 緊急対策設備(2)																											
			増設	非常用設備 緊急対策設備(3)																											
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(1)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(2)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(3)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(1)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(2)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(3)																												
		変更なし	非常用設備 緊急対策設備(1)																												

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更申請書の内容（付属建物、独立遮断機、チェッキングクレーン、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分		設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																								
施設区分	設置場所				名称	変更区分	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	その他事業許可で求める仕様
その他の申請で求めらる仕様	付属建物第3 廃棄物倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			通信連絡設備（電話設備）	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立避難扉、チェッキングクランク等、非常用設備）（6次申請対象建物）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																その他事業許可で求める仕様						
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条		第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
その他の加工施設	付属建物原状貯蔵所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 1/1）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の概要に関する説明																					
				定義（変更設備）																					
				第一系	第二系	第三系	第四系	第五系	第六系	第七系	第八系	第九系	第十系	第十一系	第十二系	第十三系	第十四系	第十五系	第十六系	第十七系	第十八系	第十九系	第二十系	第二十一系	第二十二系
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	シリンダ洗浄装置	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	シリンダ洗浄装置	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	機 (シリンダ洗浄装置)	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	スクラバ	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-5 9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄装置機(1)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄装置機(2)	改造	-	-	-	4-15 4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 洗浄室	クラン回収設備 (第4系列)	クレーン (洗浄室)	変更なし	-	2-10	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄装置機(1)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	洗浄装置機(2)	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	ろ過器	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	送風機	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-20 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-5	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 シリンダ洗浄機 沈殿槽室	クラン回収設備 (第4系列)	送電機	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-



表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 1/3）

建設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に関する規程																			その他変更許可で求められる仕様				
				定義（安全規格等）	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号		第二十号	第二十一号	第二十二号	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	物車輸送容器貯蔵機(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	物車輸送容器貯蔵機(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	シリング転置装置(原料貯蔵機)	改造	1-2	2-2 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	5-3	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 原料貯蔵所	原料貯蔵設備	天井走行クレーン(原料貯蔵機S)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	物車留取・ペレット収容ボックス	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-13 2-14 2-16	-	4-19 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	フードボックス(1)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-19 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	フードボックス(2)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-19 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	コンベア(1)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	コンベア(3)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	バランサー(1)	変更なし	1-2	2-11 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	バランサー(2)	変更なし	1-2	2-11 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	内容器用台車	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	電池用台車	変更なし	-	2-2 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	SUS内容器用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 作業室(1)	物車貯蔵設備	スクラップ貯蔵器(給食用)(第3燃料倉庫)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-9 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15-4	15-1 15-2	-	-			
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 貯蔵室(1)	物車貯蔵設備	シマ	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-9 2-14 2-16 2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16-1 16-2	-	-			
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 前室	物車貯蔵設備	物車留取用内通廊	改造	-	2-1 2-7 2-13 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 貯蔵室(1)	物車貯蔵設備	タレーン(第3燃料倉庫)	改造	1-2	2-3 2-7 2-13 2-19	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	劣化・天然ウラン貯蔵設備	深層容器(1)	変更なし	-	-	-	4-11	5-2 5-23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16-1 16-2	-	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	劣化・天然ウラン貯蔵設備	深層容器(2)	変更なし	-	-	-	4-11	5-2 5-23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16-1 16-2	-		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3燃料倉庫 貯蔵室(2)	U <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵機(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18-1 18-2	-			

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 2/3）

施設区分	設置場所	名称	業種区分	加工施設の庇護、構造及び設備の規程に関する規則																						その他事業許可で定める仕様	
				定義（安全設備）	臨界防止	避難室	閉じ込め	六次管	地盤	地震	津波	外部衝撃	不意投入等	漏水	起爆物	安全容器閉鎖等	安全機能の有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	庇護施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	遮断機設備	重大事故等		
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号		
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	D3ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵庫(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-9 7-16	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	D3ペレット貯蔵設備	金属油用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 前室	D3ペレット貯蔵設備	ペレット積内運搬容器	改造	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	加工棟 成型工程 前室(1)	燃料棒貯蔵設備	燃料棒積内運搬車	改造	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	燃料棒貯蔵容器	改造	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-9 7-16	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	ロードチェンネル用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)	燃料棒貯蔵設備	ロードチェンネル用クワ	変更なし	-	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 3/3）

施設区分	施設場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規程に關する規程																				その他事業変更許可で定められた仕様					
				変更内容	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号		第二十号	第二十一号	第二十二号		
																												第一号	第二号
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-1 2-2 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 洗剤槽室	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23 4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 洗剤槽室	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-1 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-1 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-1 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵建物 シリコン洗浄機 貯蔵室(3)	洗浄乾燥貯蔵設備	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-1 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表1-2-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 2/2)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の高さ、構造及び設備の標準に関する規則																	その他事業許可で定める仕様						
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3号燃焼炉棟	気体廃棄物の廃棄設備(4)	構造	-	-	-	4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-1	15-1 15-2	-	15-1 15-3	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2号燃焼炉棟	気体廃棄物の廃棄設備(4)	構造	-	-	-	4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-1	15-1 15-2	-	15-1 15-3	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3号燃焼炉棟	気体廃棄物の廃棄設備(4)	構造	-	-	-	4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-1	15-1 15-2	-	15-1 15-3	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(液体廃棄物の廃棄設備) 1/1)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の規程に関する規則																						その他事業許可に求められる仕様				
				安全(放射線防護)		騒音防止		放射線		地震		津波		外部衝撃		不法侵入等		海水		震動		安全監視		安全性能を有する施設						
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号					
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9 7-15	-	9-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-10	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-5	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	1-1	-	-	4-15 4-16 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11 9-17	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	1-1	-	-	4-15 4-16 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11 9-17	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8 17-10 17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	1-2	-	-	4-15 4-16 4-24	5-1 5-2	6-1	7-1 7-5 7-9 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-21	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 シリンダ洗浄機 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3))	改造	1-2	-	-	4-15 4-16 4-24	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-21	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	取水	取水貯留設備(1)	改造	1-1	-	-	4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-8	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	排水	排水貯留設備(2)	改造	1-1	-	-	4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-8	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	改造	1-1	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-8	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	改造	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-8	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	変更なし	1-4	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-8	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	変更なし	-	-	-	4-15 4-17	5-2	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	17-9	-	-	17-12	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	液体廃棄物の廃棄設備(保管廃棄設備)	改造	-	-	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-15	-	9-7	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-9	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射線廃棄物の廃棄施設(固体廃棄物の廃棄設備) 1/2)

地区区分	設備種別	名称	主要区分	加工施設の位置、構造及び設備の規制に関する規則																						その他事業許可で求められる仕様		
				定義(主要設備)		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号		第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号																							
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	焼却炉	改造	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-12 5-14	6-1	7-1 7-8 7-15	-	9-3 9-11 9-17	-	11-5 11-16	-	-	14-2 14-5 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	サイクロン	変更なし	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	フラッシュチャンバ	改造	1-4	-	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	イオン交換樹脂混合床	変更なし	1-4	-	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	イオン交換樹脂混合床	変更なし	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	ピット	改造	1-4	-	-	4-15 4-17 4-24	5-1 5-2	6-1	7-1 7-5 7-8 7-9 7-15	-	9-1 9-2 9-11 9-17 9-17 9-21	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所前室	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	新設	-	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)	高性能エアフィルラ用廃棄物フリス	改造	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)	破砕機	改造	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)	クレーン(第2廃棄物処理所)	改造	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物貯留室	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)	ドラム缶用廃棄物プレス	改造	-	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	超音波洗浄機(1)	変更なし	1-4	-	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-5 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	超音波洗浄機(2)	改造	1-4	-	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-5 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	廃棄物受け	改造	1-4	-	-	4-15 4-17 4-16	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	遠心分離機	変更なし	1-4	-	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	ろ過設備	改造	1-4	-	-	4-15 4-17 4-16	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9 7-15	-	9-7 9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	分別・貯蔵フード	改造	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	切断フード	変更なし	1-4	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	排水受槽	改造	1-4	-	-	4-15 4-16 4-23	5-1 5-2	6-1	7-1 7-5 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11 9-17 9-21	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	乾燥機(1)	変更なし	1-4	-	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	乾燥機(2)	改造	1-4	-	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	乾燥機(3)	改造	1-4	-	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-5 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	プラスチック製(1)	改造	1-4	-	-	4-10 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	プラスチック製(2)	改造	1-4	-	-	4-10 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	クレーン(除染室(2))	改造	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物貯留室	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	貯蔵用フードボックス	変更なし	-	-	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容  
(放射性廃棄物の廃棄施設(固体廃棄物の廃棄設備) 2/2)

区分	設備場所	名称	変更区分	加工施設の設置、構造及び設備の規準に関する規則																		その他事業変更許可を求める仕様				
				定義(安全設備)	騒音防止	蒸気等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	水害等	下法侵入等	漏水	倒壊等	安全遊歩通路等	安全誘導等に関する施設	放射線等事故	炸薬施設	廃棄施設	放射線管理施設		監視設備	非常用電源設備	進出遅延設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条		第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物留置室	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備)	切替(1)	変更なし	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物留置室	固体廃棄物の廃棄設備(除染設備)	切替(2)	改造	-	-	-	-	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備(1)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造	1-5	-	-	-	5-2 5-23	6-1	7-1 7-3 7-6	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備)	ドラム缶クラン移動装置	変更なし	1-4	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備)	クレーン(廃棄物一時貯蔵所)	改造	1-4	2-19	-	4-21	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 放射線管理棟副室	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備)	クレーン(放射線管理棟副室)	新設	-	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-





表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (その他の加工施設 1/2)

施設区分	設置場所	名称	業種区分	加工施設の種類、構造及び設備の概要に関する規則																	その他事業許可で求められる仕様					
				定義(定非改測)	騒音防止	遮光等	閉込込め	火気等	地震	地震	津波	外圧衝撃	不法侵入等	溜水	設備	安全確保(通風等)	安全確保(有する施設)	設計基準事故	貯蔵施設	燃焼施設		放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	過温過圧設備	重大事故等
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
その他の加工施設	放射線管理棟 管理室	非常用電源設備	無非改測設備	改造	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-7	-	-	-	-	11-2 11-5 11-11	-	-	-	20-2	-	-		
その他の加工施設	工場棟 車機工場	建物	燃焼水検知警報設備(乾燥工場)	新設	1-1	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	工場棟 成型工場	建物	燃焼水検知警報設備(成型工場)	新設	1-1	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	加工棟 成型工場	建物	燃焼水検知警報設備(加工棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	放射線管理棟	建物	燃焼水検知警報設備(放射線管理棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 除染室・分注室	建物	燃焼水検知警報設備(除染室・分注室)	新設	1-1	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第2脱粒倉庫	建物	燃焼水検知警報設備(第2脱粒倉庫)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第3脱粒倉庫	建物	燃焼水検知警報設備(第3脱粒倉庫)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第1集果物処理所	建物	燃焼水検知警報設備(第1集果物処理所)	新設	1-1	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 第2集果物処理所	建物	燃焼水検知警報設備(第2集果物処理所)	新設	1-1	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンド洗浄棟	建物	燃焼水検知警報設備(シリンド洗浄棟)	新設	-	-	-	4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	シーバーバンク(1)	改造	1-1	-	-	5-2	5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	シーバーバンク(2)	改造	1-1	-	-	5-2	5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	シーバーバンク(3)	改造	1-1	-	-	5-2	5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	シーバーバンク(4)	改造	1-1	-	-	5-2	5-23	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	水素ガス供給配管系統	改造	1-2 1-1	-	-	5-2 5-11 5-23 5-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-12	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	-	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	工業用水遮断弁(手動)	新設	1-2 1-1	-	-	5-2	5-1	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	11-19	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	工業用水遮断弁(自動)	新設	1-1	-	-	5-2	6-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	11-1 11-18	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	水選水選所弁(自動)	新設	1-1	-	-	5-2	6-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-1 9-2 9-8 9-11	-	11-1 11-18	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	冷却水ポンプ停止インターロック	新設	1-1	-	-	5-2	6-1	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-18	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	冷水ポンプ停止インターロック	新設	1-1	-	-	5-2	6-1	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-18	-	-	11-2 11-5 11-9 11-16 11-17	-	-	-	-	-	-		

表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（その他の加工施設 2/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の規程に関する規則																				その他事業許可で求められる仕様 重大事故等 第二十二条		
				定義（主要設備）	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号		第二十号	第二十一条
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号		第二十一条	
その他の加工施設	屋外	付属設備	防護	1-4	-	-	-	5-2	5-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-13	-	9-1 9-1 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	-	14-2 14-3 14-3 14-3	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の加工施設	屋外	付属設備	防護	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-9 7-12 7-13	-	9-1 9-1 9-7 9-11	-	11-1 11-13	-	-	14-2 14-3 14-3 14-3	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	屋外	付属設備	防護	1-2 1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-13	-	9-1 9-2 9-4 9-7 9-11	-	11-1 11-16 11-19	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンドラ洗浄機 貯蔵室(3)	付属設備	保安付属器 (シリンドラ1)	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンドラ洗浄機 貯蔵室(3)	付属設備	保安付属器 (シリンドラ2)	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 シリンドラ洗浄機 貯蔵室(3)	付属設備	保安付属器 (シリンドラ3)	改造	-	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所	付属設備	保安付属器 (ワラン管理機)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所 作業室(1)	付属設備	保安付属器 (ワラン管理機)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所	付属設備	保安付属器 (ワラン管理機)	改造	-	2-1 2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 原料貯蔵所	付属設備	保安付属器 (ワラン管理機)	改造	-	2-1 2-2 2-7 2-9 2-13	-	-	5-2	-	-	-	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 除染室・分拆室 分拆室	付属設備	保安付属器 (分拆1)	改造	1-1	2-2 2-7 2-9 2-14	-	-	5-2	-	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		
その他の加工施設	付属建物 除染室・分拆室 分拆室	付属設備	保安付属器 (分拆2)	改造	1-1	2-2 2-7 2-9 2-14	-	-	5-2	-	-	9-11	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-		

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
1-1	耐震重要度分類第1類の建物及び構築物は、割り増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci（0.6G）に対して建物が概ね弾性範囲にある設計とする。（但し、原料貯蔵所を除く）	-	添5-118
1-2	耐震重要度分類第1類の設備・機器は、水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	-	添5-118
1-3	RC造（SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）を含む）で屋根がRCの建物の場合、F3竜巻に対し、建物の屋根、外壁が損傷しない設計とし、建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで損傷しない設計とする。	-	添5-127
1-4	RC造で屋根がRCでない建物及びS造の建物の場合、RC造で屋根がRCでない成型工場、組立工場は、F3竜巻に対して外壁が損傷しないように外壁補強を行う設計とし、S造の建物である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、外壁に対しサイディング補強を行う設計とする。また、これらの建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。 上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。なお、成型工場の1階の設備・機器は、天井により竜巻の影響は受けない。	-	添5-127
1-5	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じるものの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を100（DRはその逆数で0.01）とした。	-	添5-122

第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-1	各単一ユニットに対し、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについては、形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-
2-2	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-
2-3	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-
2-4	溶液状のウランを取り扱う設備・機器で、その形状寸法を制限するものについては、ウラン溶液の温度上昇に対して変形、破損するおそれのない材料を用いる設計とする。	4	-
2-5	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-
2-7	単一ユニットに係る核的制限値はすべて水全反射条件で設定することにより、裕度を見込んだ設計とする。	5	-
2-8	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-
2-9	ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。(5) 質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。(7)	5, 7	-
2-10	転換加工工程で製造する二酸化ウラン粉末は、熱処理を確実に実施して十分裕度のある減速度管理を行うため、同工程に設置するロータリーキルン内の温度が設定温度以下となった場合には、運転を自動的に停止する信頼性の高いインターロック機構等を有する設計とする。	5	-
2-11	核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。	5	-
2-12	減速度で管理する設備・機器については、火災時の消火水等が浸入しない対策を講じる。	6	-
2-13	(2) 複数ユニットの臨界安全 複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(6)	6	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-14	<p>同一領域内の単一ユニット間の相互作用は、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、単一ユニット相互間は核的に安全であることを確認する。(6)</p> <p>1. 工場棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-13)</p> <p>2. 加工棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-15)</p> <p>3. 原料貯蔵所領域 原料貯蔵所領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、シリンダ貯蔵ピット内のユニットとウラン輸送物の配置は、シリンダの内径を75.3cm、シリンダの高さを1000cm(床から天井までの高さ)とし、ウラン輸送物に収納されているウラン粉末のH/U=0.5(含水率1.6%)又は100%理論密度のペレットとして臨界計算コード(JACSコードシステム)により解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>4. 第2核燃料倉庫領域 第2核燃料倉庫領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>5. 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(1)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>6. 第3核燃料倉庫(2)領域 第3核燃料倉庫(2)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、核的に隔離されていないユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p> <p>7. シリンダ洗浄棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p>	6	添5-13, 添5-15, 添5-16, 添5-17,
2-15	ウランの移動に対しては、臨界安全上の所定の容器に収納して行う設計とし、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、核的に安全であることを確認する。	6	-
2-16	<p>ウランを取り扱う設備・機器(未臨界を確保するため使用する中性子遮蔽材を含む)は、使用条件において十分な強度を有する構造材を用い、未臨界であることが確認された核的に安全な配置に固定する設計とする。(6,7)</p> <p>二つ以上の単一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持する等により臨界を防止する。(5)</p>	5, 6, 7	-
2-17	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	7	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-18	溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	5, 7	-
2-19	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
2-20	転換加工工程等のウランを溶液として取り扱う設備・機器は、全濃度で未臨界となる設計とする。ただし、少量の溶液の化学分析に使用する分析機器、質量の核的制限値を設定したバッチ方式で処理を行い最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器は除く。	3	-
2-21	乾燥機のベルト上における ADU の異常堆積を防止するために、乾燥機のベルトを駆動しないと、上流側の沈殿ろ過設備が駆動しないようにインターロック機構を設ける。	108	-
2-22	二酸化ウラン粉末の減速度が制限値を逸脱することを防止するため、ロータリーキルン内の温度が設定温度(500℃以上)以下となったとき ADU 粉末供給を自動的に停止するとともに、大型粉末容器への粉末供給を停止するインターロック機構を設ける。	108	-
2-23	研削屑乾燥機についてウラン粉末の減速度制限逸脱を防止する設計	57, 61	-

第三条（遮蔽等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
3-1	<p>安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じるよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる設計とする。それら措置により、周辺監視区域境界での線量が、年間 1mSv より十分に低減する。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会決定）を参考に、周辺監視区域外及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における線量評価を行うものとする。</p> <p>線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力分のウランが存在し、その内数として再生濃縮ウランはその最大貯蔵能力分が存在するものとする。また、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物を保管するものとし、最外周の表面線量率を <math>2\mu\text{Sv}/\text{時}</math> とする。また、ウランの受入仕様値、各施設の壁材、壁の配置、評価点までの距離、<math>\text{UF}_6</math> 蒸発後のビルドアップ期間を考慮して評価する。（10）</p> <p>加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を 1 年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量 (ton-U) に貯蔵期間 (月/年) を乗じて得られる値が、次項の a 項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。（添 6-6）</p> <p>加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。（添 6-6）</p>	10, 236	添 6-6
3-2	<p>管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するため、区画を仕切る壁による遮蔽、設備・機器の配置や自動化等の措置を行う。</p>	11	-



第四条（閉じ込めの機能） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-1	UF <sub>6</sub> (ガス、固体)を収納する設備・機器は、UF <sub>6</sub> に対し耐食性を有する材料を用い、耐圧・気密設計とする。	11	添 5-2
4-2	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は、より限定した区域に閉じ込めるため、工場棟転換工場原料倉庫に集約して設置する設計とする。	11	添 5-2
4-3	UF <sub>6</sub> を加熱して取り扱う設備・機器は、圧力異常/温度異常を検知した場合は、自動的にUF <sub>6</sub> の供給を停止し、警報を発するとともに加熱を停止する設計とする。	11	添 5-2
4-4	UF <sub>6</sub> ガスを加水分解する設備・機器は、未反応のUF <sub>6</sub> ガスが後段に流出することを防止するため、水とUF <sub>6</sub> ガスの反応のために十分な水を供給できる設計とする。	12	添 5-2
4-5	UF <sub>6</sub> を冷却して捕集する設備・機器では、冷却不足によりUF <sub>6</sub> ガスを固化できないことによるUF <sub>6</sub> ガスの漏えいを防止するため、冷却不足を検知した場合に真空配管系統の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-2
4-6	UF <sub>6</sub> シリンダを収納する蒸発器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する2次バウンダリとして耐圧・気密設計とし、蒸発器のドレン排出系統にUF <sub>6</sub> の漏えい検知設備を設け、漏えい検知時に自動的にドレン排出弁を閉止する設計とする。また、過加熱によるUF <sub>6</sub> シリンダの損傷によるUF <sub>6</sub> の漏えいを防止するため、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-3
4-7	UF <sub>6</sub> 漏えいの拡大防止のため、フードボックス内にUF <sub>6</sub> 漏えい検知設備を設置し、漏えい検知時に自動的にUF <sub>6</sub> の供給を停止するとともに、UF <sub>6</sub> シリンダの加熱を停止する設計とする。また、影響緩和のため、UF <sub>6</sub> の漏えい検知に伴い局所排気系統を切替え、ガス溜めバッファ機能を有するフードボックスを経由して、排気中のUF <sub>6</sub> をスクラバにより処理を行うインターロック機構を設置する設計とする。なお、ガス溜めバッファ部はインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF <sub>6</sub> ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(12) UF <sub>6</sub> シリンダ以外のUF <sub>6</sub> ガスを取り扱う設備・機器は、閉じ込めに関し事故の拡大防止機能を有する2次バウンダリであるフードボックス内に設置する設計とする。フードボックスは負圧維持のため局所排気系に接続するとともに排気系統にはUF <sub>6</sub> の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF <sub>6</sub> の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、建物外へのUF <sub>6</sub> の漏えいによる影響を緩和するため、UF <sub>6</sub> の漏えい検知に伴い排気系統を切替え、フードボックス内のガス溜めバッファを経由して、排気中のUF <sub>6</sub> をスクラバにより処理してから二段の高性能エアフィルタ（後段は耐HF性）を通して排出する設計とする。なお、ガス溜めバッファはインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF <sub>6</sub> ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(添 5-3)	12	添 5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-8	蒸発器又はフードボックスからの室内への漏えいの拡大防止及び影響緩和のため、UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器をUF <sub>6</sub> に対して耐食性がある材料を用いた防護カバーで覆うとともに、カバー内部及び原料倉庫室内に警報音発報機能及びバッテリーを備えたUF <sub>6</sub> 漏えい警報設備を設置する。(12) UF <sub>6</sub> ガスの閉じ込め性を強化するために、2次バウンダリである蒸発器、フードボックスの外側に3次バウンダリとしての防護カバーを設け、防護カバーの内側及び外側にUF <sub>6</sub> の漏えい検知設備を設ける設計とする。(添5-3)	12	添5-3
4-9	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、遮断弁を自動閉止することにより、UF <sub>6</sub> ガスの供給を停止する設計とする。	12	添5-3
4-10	粉末状のウランを収納する設備・機器は、ウランの飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-11	粉末状のウランを収納する容器は、パッキンを介した蓋等により飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-12	非密封のウランを取り扱うフードボックスは、局所排気システムにより、開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、その内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧を維持できる設計とする。(13) 第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。(添6-3)	13	添6-3
4-13	粉末状のウランを加圧状態で取り扱う設備は、局所排気系に接続したフードボックス又は配管カバー内に収納する設計とする。	13	-
4-14	粉末状のウランが比較的多く移行するおそれのある局所排気システムについては、公衆の線量を極力低くするため、閉じ込めに関し、事故の拡大防止・影響緩和機能を有する2次バウンダリとして、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	13, 31	-
4-15	液体状のウラン及び液体廃棄物を収納する設備・機器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する1次バウンダリとしてウランの漏えいを防止するため、収納するウランの形態に応じて耐食性を有する材料を用いる設計とする。また、接液部は必要に応じてライニング等により腐食による漏えいを防止する設計とする。さらに、運転条件において漏えいのない設計とする。(13)	13	-
4-16	液体状のウラン及び液体廃棄物の貯槽で上部に開口部がある場合、オーバーフローによる漏えいを防止するため、それらの貯槽に液位計を設置し、液位異常を運転員に知らせる警報設備を設置する設計とし、液体状のウランの貯槽には液位異常の検知に連動し、給液を自動的に停止するインターロック機構を設置する設計とする。	13	-
4-17	液体状の放射性物質を取り扱う施設では、当該放射性物質が施設外へ漏えいするおそれがある場合には、想定される漏えい量を考慮し、施設外への漏えいを防止するための堰又は段差を設け、漏えいを検知するために堰漏水検知警報設備を設けることとする。	14	-
4-18	周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、第1種管理区域の床面を設けないように設計とする。	14	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-19	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う設備・機器は、漏えい時に UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液が飛散して運転員へ被液しないようにするとともに、漏えいした UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液から揮発する HF の拡散を緩和するため、飛散防止カバーを設置するとともに、局所排気系統へ接続する設計とする。	14	添 5-3
4-20	廃液の処理工程にウラン溶液が流出することを防止する設計とする。	14	-
4-21	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
4-22	気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器については逆止弁、液封等を設け、放射性物質を内包しない設備・機器への逆流による拡散を防止する設計とする。また、換気設備においても同様とする。	14	-
4-23	第 1 種管理区域において、ウランを取り扱う工程の設備・機器のうち、ウランが設備・機器から空气中へ飛散するおそれがあるものについては、局所排気系統に接続することによりウランの空气中への飛散を防止する設計とする。	14	-
4-24	第 1 種管理区域は、無窓構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。また、同区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。	14	-
4-25	第 1 種管理区域の室内空気は、ウラン粉末が室内に漏えいした場合に備え、高性能エアフィルタ、排気ファン及びダクトから構成される室内排気系統により排気し、空气中のウランを除去する設計とする。なお、排気系統の一部については、高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環給気を行う系統を設ける設計とする。	15	-
4-26	第 1 種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部をシーリング等により漏えいの少ない設計とする。	15	-
4-27	給気ファンと排気ファンとの間にインターロック機構を設け、排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計及び排気ファンが停止したときに給気ファンが停止する設計とする。	15	-
4-28	局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設け、公衆の線量を十分に低減する設計とする。(13) 設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設置する設計とする。(15)	13, 15	-
4-29	設計基準事故として想定している閉じ込め機能の不全においても、第 1 種管理区域は、局所排気系統及び室内排気系統により負圧を維持する設計とする(15) 第 1 種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。(234) 第 1 種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して 19.6Pa 以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。(添 6-3)	15, 234	添 6-3
4-30	UF <sub>6</sub> の漏えいに対しては、スクラバによる処理を行い、二段の高性能エアフィルタ（後段は耐 HF 性）を通して排出する設計とする。	15	添 5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-31	局所排気系統については、外部電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機による給電を行い、第1種管理区域の負圧維持ができる設計とする。	15	-
4-32	容器等の落下を防止する設計	42等	-
4-33	設備・機器の過加熱を防止する設計（可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外）	44等	-
4-34	加工施設内の線量について、1.3mSv/3月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。(10) 汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。(添5-2)	10, 14, 234	添5-2, 添6-3

第五条（火災等による損傷防止）関連  
（火災）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-1	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。	16	添 5-48
5-2	加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(16) 設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(添 5-2)	16	添 5-49
5-3	UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。(16) UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF <sub>6</sub> を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。また、火災源となり得るものを設置する場合には、火災影響評価を実施し、閉じ込め機能を確保する設計とする。(添 5-49)	16	添 5-49
5-4	火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。	17	添 5-50
5-5	人が火災を発見した場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(17)	17	添 5-50
5-6	初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。	17	-
5-7	第1種管理区域では水消火による臨界の発生を防止するために、金属製の容器や棚で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。	-	添 5-50
5-8	屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するため、消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。 (17) 消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。(添 5-50)	17	添 5-50
5-9	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。(17)	17	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-10	<p>火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。(17)</p> <p>火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。(添 5-48)</p> <p>火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。(添 5-48)</p> <p>建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のとおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。</p> <p>① 工場棟の成型工場（第 1 種管理区域）と組立工場（第 2 種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>③ 工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>④ 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。(添 5-48)</p> <p>火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。(添 5-51)</p>	17	添 5-48, 添 5-51
5-11	火災が発生し、その影響がある排気系統を停止しても、それ以外の排気系統により建物の負圧を維持する設計とする。	17	添 7-8
5-12	可燃性油類を使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇を防止する対策、可燃性油類の漏えいを防止する対策を講じる設計とする。(16)	16	-
5-13	<p>焼却炉は、助燃用として使用する灯油が内部に大量に滞留し、爆発的な燃焼を防止するために燃焼用空気を管理する設計とする。また、爆発的な燃焼に進展することを防止するため、燃焼空気用送風機が停止した場合、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。焼却炉は、灯油が内部に滞留することを防止する設計とする。また、異常な温度上昇を防ぐ設計とする。</p> <p>焼却炉は火災を防止するために排気温度を管理する設計とする。また、火災に至る進展を防止するため、排気温度高異常で、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。(添 5-50)</p>	-	添 5-50

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-14	使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブルは、難燃性ケーブルを使用した設計とする。また、UF <sub>6</sub> ガス及び水素を取り扱う設備に関し、地震時にそのガスの供給を自動停止するインターロックに係るケーブルについては、火災から防護するため、検出端から作動端まで金属製カバーに収納する設計とする。なお、設備機器に係る電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルについては、火災によるケーブル損傷でその機能を喪失しても、対象の設備機器は安全側に動作する（運転停止する）設計とする。	-	添 5-49
5-15	油火災は燃焼速度が速く、周辺の難燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災熱影響評価で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。	-	添 5-49
5-16	可燃性油類の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添 5-49) 灯油の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。(添 5-50)	-	添 5-49, 添 5-50
5-17	火災の延焼の防止に関して更なる閉じ込めの強化を図るため、転換工場と成型工場の境界において転換工場の南側に耐火壁（扉を含む）を追設する設計とする。	-	添 5-51
5-18	第 1 種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する部分は、火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が非管理区域に漏えいしないように、不燃性構造又は耐火シールを施す設計とする。	-	添 5-51
5-19	火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。	-	添 5-51
5-20	火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> 製の排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを被覆する設計とする。	-	添 5-51
5-21	主要な構造材が難燃物であり火災荷重が大きなスクラバは、金属で覆うことにより延焼しない設計とする。	-	添 5-51
5-22	火災の延焼を防止するために、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物は金属製容器に収納する設計とする。また、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う設計とする。	-	添 5-51

(爆発)

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-23	<p>爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスが設備・機器外へ漏えいすることを防止する対策、余剰水素ガスを安全に排出する対策、空気の混入を防止する対策を講じる設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、空気の混入により水素ガスが爆発することを防止するため、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、使用条件において十分な強度を有する設計とする。また、炉内圧力を正圧に維持するために、供給ガス圧力を管理する設計とする。さらに、炉体損傷により、炉内圧力の低下による空気の混入を防止するために、供給ガス圧力(炉内圧力)が低下した場合は、自動的に水素ガス供給弁を閉止し、窒素ガス供給弁を開とするインターロック及び警報設備を設置する設計とする。</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、着火源となり得る静電気の放電を防止するために、静電気が滞留しないように適切に接地する設計とする。(添5-54)</p>	16	添5-54
5-24	<p>水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを検知できる設計とする。(16)</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、余剰水素ガスを滞留することなく、安全に排出するために、余剰水素ガスを燃焼させてから排出する機構を設置する設計とする。また、余剰水素ガスを燃焼させるための着火源が喪失した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。さらに、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素ガス漏えい検知設備を設置するとともに、水素ガスが漏えいした場合に滞留しないように、気体廃棄設備により換気する設計とする。</p> <p>・炉体損傷により、水素ガスが炉外に漏えいした場合は、水素ガスの漏えいを検知するために、水素ガス漏えい検知器を設置する設計とし、漏えいを検知した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。(添5-55)</p>	16	添5-55
5-25	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、過加熱による設備・機器の損傷による水素ガスの漏えいを防止するため、熱的制限値を設定してこれを超えることのない設計とする。(16)</p>	16	添5-54
5-26	<p>連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、過加熱による炉体損傷に伴う水素ガスの漏えいを防止するために、炉体を冷却するための冷却水を管理する設計とする。また、炉体を冷却するための冷却水の圧力が設定値以下に低下した場合は、自動的に加熱ヒーター用電源を遮断するインターロック及び警報装置を設置する設計とする。</p>	-	添5-56
5-27	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(150ガル=0.15G)を検知した時点で、水素ガスの供給を停止する設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は地震による損傷を防止するために、耐震重要度分類第1類の設計とする。また、損傷に伴う空気混入による爆発に至る進展を防止するために、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、自動的に水素ガス供給を停止し、窒素ガスを供給するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、窒素ガスを供給する予備系統を設置する設計とする。(添5-56)</p>	16	添5-56



No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-28	水素ガスを使用する設備・機器は、万一、炉内で水素爆発が発生した場合でも、本体の損傷による内部飛来物の発生を防止する設計とする。 (17) ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために、爆発圧力を逃がす機構を設置する(添 5-56)	17	添 5-56, 添 7-8
5-29	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素爆発によるウラン漏えいが発生しても、環境への放出を低減するために、ウラン除去する高性能エアフィルタ、排風機及びダクトから構成される排気系統を有する設計とする。排気系統における高性能エアフィルタは、爆風及び火炎の影響を受けない設計とする。	-	添 5-56, 添 7-8
5-30	ロータリーキルンの爆発圧力を逃がす機構は局所排気系統に接続し、ウラン粉末が室内に漏えいしない設計とする。	-	添 5-56

第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	事業許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所	
		本文	添付
6-1	<p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。(18)</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(添 5-20)</p>	18	添 5-20

第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-1	<p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(18)</p> <p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類し、以下のとおり、それぞれの分類に応じた耐震設計を行う。(添5-20)</p>	18	添5-20
7-2	<p>耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。</p>	18	添5-20
7-3	<p>建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。</p> <p>閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備（堰等）については、建物と同じ区分とする。</p> <p>逆流防止ダンパは、設置する建物の耐震重要度と同じとする。</p> <p>外部環境への汚染防止のため、排気系統における高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの系統の耐震重要度を第2類とし、その他系統内のダクトは第3類とする。</p> <p>第1類又は第2類のウラン粉末を取り扱う設備・機器（配管系統を含む）を第3類のダクトに接続する場合、その接続部に閉じ込め機能維持のためフィルタ、逆止弁等を設置し、その区分は当該のウラン粉末を取り扱う設備・機器と同じ区分とする。</p>	-	添5-21
7-4	<p>耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。</p>	18	添5-24
7-5	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>事業許可基準規則解釈別記3のとおり、建物及び構築物の耐震設計に用いる静的地震力について、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数(Co)を0.2以上とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数（第1類：1.5以上、第2類：1.25以上、第3類：1.0以上）を乗じて算定する。(19)</p> <p>【一次設計】</p> <p>静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて下記に示す割増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(添5-23)</p>	19	添5-23

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-6	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>保有水平耐力の算定においては、同施行令第82条の3により定まる方法により安全性を確認することを原則とし、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数(Co)を1.0以上とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に耐震重要度に応じた割増し係数を乗じて算定する。(20)</p> <p>【二次設計】</p> <p>保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数Coは1.0以上とする。(添5-24)</p>	20	添5-24
7-7	<p>第1類に属する建物・構築物（但し、原料貯蔵所を除く）については、Sクラスに属する施設に求められる程度の静的地震力（1G程度）に対して、建物が過度の変形・損傷を防止するため終局に至らない設計とする。(20)</p> <p>耐震重要度分類第1類の建物及び構築物（以下「建物」という。）は、割増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci（0.6G）に対して建物が概ね弾性範囲にある設計(添5-118)</p>	20	添5-118
7-8	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>設備・機器の耐震設計に用いる静的地震力については、一次設計に係る静的地震力（一次地震力）について、対象の設備、機器の固有振動数が20Hz以上の場合、剛構造とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数（第1類：1.5以上、第2類：1.25以上、第3類：1.0以上）を乗じたものに20%増しして算定する。一次設計は、常時作用している荷重と、一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、許容応力度を許容限界とする設計とする。(20)</p> <p>【一次設計】</p> <p>各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて上記に示す割増し係数を乗じたものに20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(添5-25)</p>	20	添5-25

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-9	<p>剛構造とならない設備・機器の一次設計では、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせ、その結果、第1類、第2類及び第3類に属する設備・機器について、それぞれ1G、0.6G及び0.4Gの静的地震力で弾性状態である設計とする。なお、剛構造とならない設備・機器については、二次設計の水平震度（0.54）に対し、一次設計の水平震度（1.0）で包含できることから、二次設計は不要とする。（20）</p> <p>剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター発行）」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25, 添5-26
7-10	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数1.5以上を乗じたものとする。</p> <p>二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。（20）</p> <p>【二次設計】</p> <p>第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25
7-11	<p>六ふっ化ウランを正圧で取り扱う設備は、耐震重要度分類第1類とし、水平地震力1.0G注）で弾性範囲の設計とする。（2）</p> <p>耐震重要度 第1類</p> <p>UF<sub>6</sub>ガス取扱設備（大きな地震時に閉じ込めを期待する設備）及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構（添5-22）</p>	2	添5-1, 添5-22
7-12	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構</p>	18	添5-22
7-13	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端</p>	-	添5-22
7-14	<p>耐震重要度 第2類</p> <p>UF<sub>6</sub>ガス漏えい時に局所排気中のUF<sub>6</sub>等の除去を行う設備</p>	19	添5-22

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-15	耐震重要度 第3類 インターロック機構の制御部（信号線含む）、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統	-	添 5-22

第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付

第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-1	<p>(竜巻)</p> <p>竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。</p>	24	-
9-2	<p>(凍結)</p> <p>凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。</p>	24	-
9-3	<p>(積雪)</p> <p>積雪について、加工施設は、約 60cm 相当の積雪に耐える実耐力を有し、(25)</p> <p>加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約 60cm の積雪に耐える実力を有する。(添 5-44)</p> <p>(火山灰)</p> <p>防護対象施設(核燃料物質を内包する建物)は、層厚 7cm(密度 1.7g/cm<sup>3</sup>)の水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有する(25)</p> <p>加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他）と鉄筋コンクリート屋根（加工棟、第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他）の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 10cm（約 60cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 7cm に相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>）で約 28cm（約 168cm の積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm<sup>3</sup> では約 20cm に相当する。）(添 5-45)</p>	25	添 5-44, 添 5-45
9-4	<p>(落雷)</p> <p>落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。</p>	25	-
9-5	<p>(生物学的影響)</p> <p>生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。</p>	26	-
9-6	<p>(屋外危険物の火災・爆発)</p> <p>火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。</p>	27	-
9-7	<p>(電磁的障害)</p> <p>ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。</p>	28	-



No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-8	<p>(竜巻)</p> <p>加工施設におけるウランを含有する全ての建物は F1 竜巻荷重により損傷しない設計とする(添5-32)</p> <p>F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁（開口部であるシャッタ等を含む）及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、加工棟（連絡通路）、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟（前室）、第3廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁（開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む）及び屋根を補強する設計とする。第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。具体的に補強する部位を(添五)-第ト-5表に示す。(添5-32)</p>	-	添5-32
9-9	<p>(竜巻)</p> <p>屋根が折板（カラー鉄板含む）及び高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）の建物（連絡通路、渡り廊下、前室含む）は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）屋根の一部を補強シート張りで補強する。鉄骨造（以下「S造」という。）建物の外壁は全面をサイディング（一部内側サイディングを含む。）で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3廃棄物倉庫は除くシャッタは鉄扉化又は補強バーで補強する。</p>	-	添5-33
9-10	<p>(竜巻)</p> <p>核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）で、屋根構造がRC造の建物は、F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計とする。SRC造である成型工場、組立工場は外壁補強を行う。</p>	-	添5-33
9-11	<p>(竜巻)</p> <p>核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造がRC造以外の建物（第3廃棄物倉庫は除く）は、F3 竜巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S造である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追設する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防御する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器（排気ダクトは除く）を耐風圧設計とする。(添5-33)</p>	-	添5-33
9-12	<p>(竜巻)</p> <p>第3廃棄物倉庫を除く建物の開口部（シャッタ等）は鉄扉に変更する。</p>	-	添5-33
9-13	<p>(竜巻)</p> <p>公道からの車両は、敷地境界の防護フェンスで防護する設計とする。(添5-34)</p> <p>車両の運動エネルギーを吸収することができるように防護フェンスを公道と接する敷地境界部に設置する。(添5-35)</p>	-	添5-34, 添5-35

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-14	(竜巻) 敷地外から飛来する軽トラック、プレハブ物置は建物で防護する設計とする。(添 5-34) 民家の駐車場等から、防護フェンスを超えて飛来する車両については、飛来する車両の運動エネルギーに応じ、建物の外壁を補強することにより防護する。(添 5-35)	-	添 5-34, 添 5-35
9-15	(竜巻) 風荷重により、屋根が損傷するおそれがある施設(転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所)は、建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に飛散防止用防護ネットを設置する。	-	添 5-34
9-16	(竜巻) UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う設備・機器に対しては防護カバーを設置する。	-	添 5-34
9-17	(竜巻) ウランを内包する設備・機器に対しては固縛等の補強を行う。	-	添 5-34
9-18	(竜巻) 高性能エアフィルタ～排風機間の排気ダクトは、風圧力で飛散しないように、固定の補強を行う。	-	添 5-34
9-19	(竜巻) 高性能エアフィルタは飛散防止のため、金属カバーで固定する。	-	添 5-34
9-20	(竜巻) 竜巻の風圧力により屋根が損傷する場合は、飛散防止用防護ネットが飛来物の落下による運動エネルギーを吸収することで建物内部の設備・機器の損傷を防止する。	-	添 5-35
9-21	(森林火災) 加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。	16	添 5-47, 添 5-48
9-22	(屋外危険物の火災・爆発) 灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。	-	添 5-87
9-23	(屋外危険物の火災・爆発) LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。	-	添 5-87
9-24	(屋外危険物の火災・爆発) 高圧ガス貯蔵所については、高圧ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。	-	添 5-87

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-25	<p>(航空機落下)</p> <p>航空機の種類に関わらず係数<math>\alpha</math>を保守的に1と設定した上で、3工場(転換工場(第2核燃料倉庫、作業室(2))を含む。以下「転換工場等」という。)、成型工場、組立工場)それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は<math>5.1 \times 10^{-8}</math>回/年、成型工場及び組立工場は<math>4.4 \times 10^{-8}</math>回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機(小型)以外の航空機については、隣接する工場への落下が標的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の標的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は<math>9.6 \times 10^{-8}</math>回/年、成型工場及び組立工場は<math>9.3 \times 10^{-8}</math>回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる<math>10^{-7}</math>回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。</p>	-	添 5-83
9-26	<p>(航空機落下火災)</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が<math>1 \times 10^{-7}</math>回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。</p>	-	添 5-86

第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
10-1	不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。	29	-
10-2	管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。	29	-
10-3	加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。	29, 30	-

第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-1	溢水源となる配管に対し、耐震重要度分類第 1 類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（150 ガル=0.15G）を検知した時点で、必要に応じて、供給を停止する設計とする。	28	添 5-89
11-2	第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。（28） 第 1 種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。（添 5-89）	28	添 5-89
11-3	被水又は没水により排気設備の機能を喪失しない設計とする。	28	添 5-89
11-4	臨界防止の観点から、核燃料物質を内包する設備・機器が、被水又は没水によって臨界とならない設計とする。	28	添 5-89
11-5	被水又は没水による設備・機器における電気火災の発生を防止する設計とする。	28	添 5-89
11-6	加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。（28） 管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有さない設計とする。（添 5-101）	28	添 5-101
11-7	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・フードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-8	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・ウラン粉末の気流輸送設備では、空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-9	被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。（添 5-99） 被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-10	(3) 蒸気による影響評価 地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-99） 蒸気配管からの蒸気漏えいに対しては、地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-11	ウランを内包する設備・機器は、形状寸法又は質量を管理する設計でウランに水の浸入を考慮し最適減速状態を想定した設計とするか、ウランに水の浸入を想定しないウランの減速度を管理する設計とする。	-	添 5-100
11-12	ウランの減速度管理を適用する設備・機器は、ウランが被水しないよう設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う設計とし、没水による水の浸入を防止するため、空気取入れ口等の開口を水位より高くする設計とする。	-	添 5-100
11-13	核燃料物質の貯蔵室である第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)は、以下の設計とすることで溢水による水の浸入を想定しない。 ・部屋内に水配管等を設置しない設計 ・室外から水の浸入を防止する堰を設置する設計	-	添 5-100
11-14	第 1 種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシングによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計	-	添 5-94, 添 5-100

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-15	排気設備（排風機、制御盤）は没水による影響を受けないよう、設備高さを没水許容高さより高くする設計とする。	-	添 5-100
11-16	使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。	-	添 5-100, 添 5-101, 添 5-102
11-17	防護区画内の堰内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。	-	添 5-101
11-18	工業用水、水道水、冷却水、純水及び空調用水の配管には、地震感知に連動して遮断弁が自動的閉止又は送液ポンプが自動停止する設計とする。	-	添 5-101
11-19	遮断弁及びその周辺の配管は、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。	-	添 5-91, 添 5-101
11-20	排気設備（排風機、制御盤）は被水による影響を受けないよう防護対象又はその水配管等に被水防護カバーを設置するとともに、防護対象の配線等による開口部にシール処置する。	-	添 5-101
11-21	a. 防護区画設定の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉じ込めの安全機能として、第 1 種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。</li> <li>・ 閉じ込めに関する防護対象設備として排気設備の有無の観点から区画を設定する。</li> <li>・ 閉じ込めの観点から、UF<sub>6</sub> を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。</li> <li>・ 臨界防止の観点からウランの減速度を管理する設備・機器の設置の有無から区画を設定する。</li> <li>・ 上記何れにおいても溢水源の有無を考慮して防護区画を設定する。</li> <li>・ 溢水の影響を避けるため、扉部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。堰の設置例を（添五）-第リ-3 図に示す。</li> </ul>	-	添 5-92

## 第十二条（誤操作の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
12-1	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。	30	-
12-2	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。	30	-
12-3	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-
12-4	UF <sub>6</sub> 配管の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	30	-

第十三条（安全避難通路等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
13-1	単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	添5-115
13-2	非常用ディーゼル発電機から供給される非常用照明及び誘導灯を設置する設計とする。	30	添5-115
13-3	人が常時立ち入る場所については、停電時に自動的にバッテリーに切り替わり、その機能を維持できるよう電力を供給するものを1個以上設置する設計とする。	31	添5-115
13-4	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	添5-115



第十四条（安全機能を有する施設） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
14-1	水素ガスを使用する設備・機器の爆発の発生防止対策、クレーン等の落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	29, 38	-
14-2	安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	38	-
14-3	核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	38	-
14-4	安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	38	-
14-5	使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棟、分光分析室及び分析室（分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。）は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。	38	-
14-6	機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部放出する可能性がある事象が発生した場合においても、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、インターロック機構を設ける設計とする。	38	添5-1, 添5-2
14-7	インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。 UF <sub>6</sub> 漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計とする。	3, 38	添5-2
14-8	ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。	3	添5-2

第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
15-1	<p>UF<sub>6</sub>の漏えいの検知に伴う遮断弁の閉止までの40秒間の漏えいとした。(241)</p> <p>漏えい検知してから遮断弁閉止までの40秒間の漏えいを仮定(添7-14)</p> <p>UF<sub>6</sub>シリンダ、脱着式UF<sub>6</sub>配管以外のUF<sub>6</sub>ガスを取り扱う設備・機器は、フードボックス内に設置する設計とし、2次バウンダリとして、局所排気系統に接続し、フードボックス内部を負圧に維持することにより、フードボックスで閉じ込める設計とする。(添7-7)</p> <p>フードボックスにはUF<sub>6</sub>の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF<sub>6</sub>の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。(添7-7)</p>	241	添7-14 添7-7
15-2	<p>UF<sub>6</sub>シリンダ及び脱着式UF<sub>6</sub>配管は、労働安全衛生法に基づく第1種圧力容器である蒸発器内に収納されており、蒸発器内でUF<sub>6</sub>が漏えいした場合は、漏えいを検知し、加熱蒸気供給弁及びドレン排出弁を自動で停止する。(添7-5)</p> <p>UF<sub>6</sub>シリンダ、脱着式UF<sub>6</sub>配管は蒸発器内部に設置することで、UF<sub>6</sub>ガスが漏えいした場合には蒸発器で閉じ込める設計とし、2次バウンダリとして耐圧・気密設計とする。(添7-7)</p>	-	添7-5 添7-7
15-3	<p>コールドトラップ等は第1種圧力容器として設計・管理することに加え、容器と遮断弁までの配管部分を強化する。</p>	-	添7-5
15-4	<p>ウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排気系統により建物内部を負圧に維持することにより、建物からのウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-5	<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃性材料のパネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響によりウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排気系統により建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じ込める設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-6	<p>ウラン粉末を加圧で取り扱う設備・機器及びその配管を覆うフードボックス(配管カバーを含む)を局所排気系統により負圧に維持することで、ウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、局所排気系統に設置する二段の高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-7
15-7	<p>ロータリーキルンは、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(破裂板)を備えており、ロータリーキルン内のウランは爆風圧力逃し機構を通じて接続されている局所排気系統を介して建物外へ排気する設計とする。</p> <p>連続焼結炉は、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(スイングドア)を備えており、連続焼結炉内のウランは爆風圧力逃し機構を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8

第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
16-1	各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。	31, 150	-
16-2	貯蔵施設はウランの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。	31	-

第十七条（廃棄施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-1	通常時において、第 1 種管理区域からの排気処理するため、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって処理後、排気口から大気へ放出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(添 6-13)	31	添 6-13
17-2	線量を合理的に達成できる限り低減するため、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力安全委員会決定) (以下「線量目標値に関する指針」という。) において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(31) 線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(32)	31, 32	-
17-3	室内排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。なお、一部については高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-4	局所排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-5	局所排気設備のうちウランの排気系への移行率が高いと考えられる工程の排気系については、公衆が受ける線量を極力低くするため、高性能エアフィルタを 2 段設置する設計とする。	31	-
17-6	HF を含む気体廃棄物が高性能エアフィルタの性能に影響を与える事故時にはスクラバにより処理してから 2 の高性能エアフィルタ（後段は耐 HF 性）により処理して排出する設計とする。	31, 32	-
17-7	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。	32	添 6-17
17-8	液体廃棄物の廃棄設備である廃液貯槽、チェックタンクには、廃水のオーバーフローを防止するため液面高検知警報設備を設ける設計とする。	32	-
17-9	保管廃棄設備の廃液容器は漏えいのない構造とし、万一の漏えいに備えて受容器を設ける設計とする。	32	-
17-10	核燃料物質等を含まない流体を導く管であって、流体状の液体廃棄物を内包する容器、管等に内通するものうち、液体廃棄物が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための止め弁、液封等を設ける設計とする。	32	-
17-11	放射性廃棄物を保管廃棄するために、除染設備、固体廃棄物処理設備及び必要な保管容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計とする。(32) 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下となるよう配置する(237)	32, 237	添 6-19

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-12	廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-
17-13	気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有するものとする。	172	-

第十八条（放射線管理施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
18-1	放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行うための設備・機器等を設ける。特に、管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視・管理するため、以下の放射線監視測定用設備、試料測定用設備等の設備・機器を設けるとともに、放射線防護用設備を備える。	32	-
18-2	放射線監視用測定設備として、エリアモニタ、エアスニファ、ダストモニタ、放射能測定装置（ $\alpha$ 、 $\beta$ 線用）、サーベイメータ（ $\alpha$ 、 $\beta$ （ $\gamma$ ）線用）の機器を設ける。	32	-
18-3	試料測定用設備として、ウラン及び放射性不純物を測定できる放射能測定装置（ $\alpha$ 、 $\beta$ 線用）の機器を設ける。	33	-
18-4	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-
18-5	放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	33, 235	添 6-3
18-6	退出管理用としてハンドフットモニタを設ける。	33	-
18-7	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-
18-8	除染用として、除染用具を設ける。	33	-
18-9	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第 1 種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。(33) 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(235)	33, 235	-
18-10	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-

第十九条（監視設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
19-1	通常時において、加工施設より環境に放出される放射性物質の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とし、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考とした設計とする。 以上のことを踏まえ通常時及び設計基準事故時に加工施設の放射性物質の濃度を監視・測定するため、ダストモニタを設置する設計とする。	33	-
19-2	加工施設内に放射性物質の濃度及び線量の監視設備を設置し、周辺監視区域境界付近に、事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためモニタリングポストを1台設置する。	33	-
19-3	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。	33	-
19-4	停電時の電源復旧までの電源を確保するため、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを有するものとする。	33	-
19-5	モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。	33	-
19-6	工場棟の第1種管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋にはダストモニタ及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合、関係管理者等に通報できる設備（放送設備、電話設備）を設ける。	34	-

第二十条（非常用電源設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
20-1	外部電源系統の機能喪失に対して、第1種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実にを行うため、これらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2基（うち1基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1式）を備えた設計とする。（34） 非常用ディーゼル発電機は、負荷容量に対して十分な容量を有する設計とし、機能及び信頼性を確保するために、予備機を設置する。また、外部電源系統の機能喪失時（以下「停電時」という。）から商用電源の復旧及び非常用ディーゼル発電機から商用電源への切替えまでの時間を考慮し、余裕をみて7日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。（添5-113）	34	添5-113
20-2	上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置（1式）を接続し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-3	各設備の設置場所が離れて点在している設備（モニタリングポスト、火災等の警報設備、通信連絡設備（無線式を除く）、一部の非常用照明及び誘導灯）は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-4	無線式の通信連絡設備（業務用無線設備等）は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。	34	添5-114
20-5	非常用電源設備である非常用ディーゼル発電機は、内燃機関を原動力とし所定の電圧を確立する能力を有する設計とする。	34	-
20-6	非常用ディーゼル発電機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の第52条に基づく使用施設（以下「使用施設」という。）と加工施設へ同時給電するのに十分な能力を有する設計とする。	34	-
20-7	その給電系統には過電流保護機構を設置し、共用によってその安全機能を失うことのない設計とする。	34	-



第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
21-1	通信連絡設備は、設計基準事故時に事業所内の人に対し、退避に必要な指示等を行うための放送設備及び多様性を確保した電話設備（有線式及び無線式）並びに無線通信設備を設ける。	34	-
21-2	外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリーを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。	34	-
21-3	設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は輻輳等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻輳等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。	35	-
21-4	通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する防災ルーム等に設置する。	35	-

第二十二條（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
22-1	設計基準を上回る地震力（静的地震力 1G）を受けた場合に、UF <sub>6</sub> を正圧で取り扱う建物、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液を取り扱う建物が大規模な損壊に至らない、また、設備・機器が転倒しない等の設計をする。（247，添 7-22）	247	添 7-22
22-2	それら※による情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内の UF <sub>6</sub> 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。 （※）転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。（人的対応）	247	添 7-22
22-3	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	添 7-23
22-4	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。	253	-
22-5	事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	添 7-22， 添 7-23
22-6	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-
22-7	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-
22-8	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。 なお、UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。	251	-
22-9	核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状の UF <sub>6</sub> 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。	253	-
22-10	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第 7-8 図に示す。	-	添 7-25
22-11	UF <sub>6</sub> 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第 7-4 表に（資機材の保管場所を（添七）-第 7-9 図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第 7-5 表に示す。	-	添 7-25

その他基準規則以外関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
23-1	第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第1汚染機材保管倉庫及び第2汚染機材保管倉庫を撤去する。	-	-
23-2	非常用ディーゼル発電機を設置する発電機室を新設する。	23, 83	-
23-3	放射線管理棟及び第1廃棄物処理所に前室を新設する。	23, 81	-
23-4	既設建物(転換工場、加工棟、第3核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟)の非管理区域である前室を第2種管理区域に変更する。	36, 37	-
23-5	気体廃棄設備(1)のスクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)は、アンモニアガス、ふっ素の除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-6	気体廃棄設備(1)の水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)及びアルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)は、排気中の硝酸(NO <sub>x</sub> 含む)除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-7	気体廃棄設備(1)の排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)及びコンデンサ(ウラン回収第1系列系統)は、排気冷却性能を有する設計とする。	70	-
23-8	気体廃棄設備(1)のスクラバ(ウラン回収第2系列系統)は、排気冷却及び耐食性能を有する設計とする。	71	-
23-9	気体廃棄設備(1)の排ガス分解装置は、排気中のアンモニアガスの除去性能を有する設計とする。	71	-
23-10	気体廃棄設備(1)のスクラバ(分析系統)は、試料乾燥装置排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(71) 気体廃棄設備(5)のスクラバ(局所排気系統)は、排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(73)	71, 73	-

表2 事業許可との相違点リスト (1/8)

項目	事業許可	本申請																														
核燃料物質の臨界防止	<p>基本方針</p> <p>口、加工施設の一概構造</p> <p>(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(2) 複数ユニットの臨界安全</p> <p>複数の単一ユニット(以下「複数ユニット」という。)は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域区分での相互干渉がないように厚さ30.5cm以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関連する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と3.66mのうちのいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。</p> <p>[P.6]</p>	<p>事業許可との整合性</p> <p>事業許可で示した領域間の相互干渉を防止する設計を、以下に示すとおり変更した。</p> <p>第一 核燃料倉庫(2)領域の境界に開口があり、臨界隔離壁による隔離ができない部分があるため、当該領域に設置するユニットと他の領域のユニットとを必要距離隔離以上離す設計とする。</p> <p>領域間の相互干渉を防止する設計を変更したが、変更後の設計は事業許可の基本方針で領域間の相互干渉を防止する設計のひとつとして謳っており、事業許可と整合している。</p>																														
領域区分	<p>基本設計</p> <p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>安全機能を有する施設</th> <th>安全機能(臨界防止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>833</td> <td>工場棟(転換工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>837</td> <td>工場棟(成型工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>841</td> <td>工場棟(組立工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>844</td> <td>加工棟(成型工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>851</td> <td>付属建物(除染室・分析室)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>855</td> <td>付属建物(第2核燃料倉庫)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>858</td> <td>付属建物(第3核燃料倉庫)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>861</td> <td>付属建物(原料貯蔵所)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>873</td> <td>付属建物(シンタダ洗浄棟)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>[P.79~81]</p> <p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>二、臨界安全設計</p> <p>(ロ) 複数ユニットの臨界安全</p> <p>各施設における複数ユニットの核的に安全な配置を決定するため、臨界安全上の領域区分を行い(添五)・第二-10図に示す。</p> <p>次に、領域ごとに各施設の複数ユニットの臨界安全設計について述べる。なお、単一ユニットの核的制限値に加え、容器の取納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。</p> <p>[P.(添五)-13]</p>	No.	安全機能を有する施設	安全機能(臨界防止)	833	工場棟(転換工場)	臨界隔離壁	837	工場棟(成型工場)	臨界隔離壁	841	工場棟(組立工場)	臨界隔離壁	844	加工棟(成型工場)	臨界隔離壁	851	付属建物(除染室・分析室)	臨界隔離壁	855	付属建物(第2核燃料倉庫)	臨界隔離壁	858	付属建物(第3核燃料倉庫)	臨界隔離壁	861	付属建物(原料貯蔵所)	臨界隔離壁	873	付属建物(シンタダ洗浄棟)	臨界隔離壁	<p>詳細設計</p> <p>図臨配-1 臨界管理上の領域区分</p> <p>資料1 建(核燃料物質の臨界防止)領域区分が干渉しないことは事業許可記載より次の2つの方法で説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨界隔離壁による隔離(4.2-設1)</li> <li>・ 臨界距離による隔離(4.2-設6)</li> </ul> <p>第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書一建1で示す。</p> <p>添付説明書一建1 臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書 (基本方針書) 7 まとめ</p> <p>第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域について、他の領域との相互干渉を評価した。いずれの領域に対しても、臨界隔離壁により隔離されているが、臨界距離により隔離されており、臨界安全評価を行う上で領域同士が相互干渉しない、あるいは相互干渉しても臨界安全であることを確認した。</p>
No.	安全機能を有する施設	安全機能(臨界防止)																														
833	工場棟(転換工場)	臨界隔離壁																														
837	工場棟(成型工場)	臨界隔離壁																														
841	工場棟(組立工場)	臨界隔離壁																														
844	加工棟(成型工場)	臨界隔離壁																														
851	付属建物(除染室・分析室)	臨界隔離壁																														
855	付属建物(第2核燃料倉庫)	臨界隔離壁																														
858	付属建物(第3核燃料倉庫)	臨界隔離壁																														
861	付属建物(原料貯蔵所)	臨界隔離壁																														
873	付属建物(シンタダ洗浄棟)	臨界隔離壁																														

【P.6】  
・下線：要箇所  
・赤字：変更点

表2 事業許可との相違点リスト (2/8)

項目	事業許可	本申請	
<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>核燃料物質の状態</p>	<p><b>基本方針</b></p> <p>(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</p> <p>(1) 単一ユニットの臨界安全 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取り扱いは一つの単位を単一ユニットとし、核的制限値を設定に当たっては、工程で取り扱うウランの性状・化学形態の変化、ウランの均質・非均質の別、取り扱う設備・機器又は容器（以下「設備・機器」という。）の形状の違い、設備・機器の取放量を考慮する。 【P. 3】</p>	<p><b>基本設計</b></p> <p>二、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(4) 主要な核的制限値 臨界管理を行う核燃料物質は濃縮度5%以下の濃縮ウランとし、安全機能を有する施設である各機器における単一ユニットの核的制限値は次のとおりとする。 ・ 主要なユニット： クレーン ・ 核燃料物質の状態 UO<sub>2</sub>、U3O<sub>8</sub>粉末 ・ 核的制限値 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下 積載数 輸送容器、内容器1以下 他社社 3 容器以下 【P. 160】</p>	<p><b>詳細設計</b></p> <p>別添 I 設計及び工事の方法 へ 核燃料物質の貯蔵施設 表へ 設-11 クレーン (第3 核燃料倉庫) 一般仕様 取扱う核燃料物質の状態 UO<sub>2</sub> 粉末、U3O<sub>8</sub> 粉末、UO<sub>2</sub> ベレレット</p> <p><b>事業許可との整合性</b></p> <p>事業許可で示した核燃料物質の臨界防止に関する設計を以下の理由により変更した。</p> <p>一第3 核燃料倉庫に設置するクレーンに関して、取り扱う核燃料物質の状態を UO<sub>2</sub> 粉末、U3O<sub>8</sub> 粉末から、UO<sub>2</sub> 粉末、U3O<sub>8</sub> 粉末、UO<sub>2</sub> ベレレットに変更した。</p> <p>第3 核燃料倉庫のクレーンは UO<sub>2</sub> ベレレットを取り扱う可能性があることから、取り扱う核燃料物質の状態を変更した。臨界防止の評価は、UO<sub>2</sub> ベレレットを取り扱う状態で評価していることから設計変更によつて臨界評価に与える影響はない。</p>

【P.3】 臨界箇所  
・ 積載数：取放品

表2 事業許可との相違点リスト (3/8)

項目	事業許可	本申請
<p>火災等による損傷の防止 排気ダクト</p>	<p><b>基本方針</b> 口、加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 火災等により加工施設の安全性が損なわれないようにするため、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、並びに火災及び爆発の影響を軽減するための安全機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、加工施設全体として、公衆に及ぼす過度の放射線被ばくを及ぼさない十分な監視防止、閉じ込め等の機能が確保される設計とする。なお、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに影響軽減の対策を行うに当たって、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射線物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とする。火災等による損傷の防止に係る基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>[P.16]</p>	<p><b>基本設計</b> 添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 チ、(イ) 1. (3) 火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを敷覆する設計とする。</p> <p>[P. (添五) -51]</p>
<p>火災等による損傷の防止 排気ダクト</p>	<p><b>詳細設計</b> 添付説明書一設2 設備の火災等による損傷の防止に関する説明書 4. 2. 火災影響の軽減対策(第十一条3) [1] 3-設ウ 主要な構造材には不燃性材料を用いる。</p>	<p><b>事業許可との整合性</b> 事業許可で示した火災影響軽減に関する設計を以下の理由により変更した。 一 事業許可の記載において、火災源の近くに設置せざるを得ない排気ダクトの排気ダクトなどの難燃性物質に対して耐火性シートを敷覆する設計とすることとしていたが、安全性向上のため材質変更(難燃性物質→不燃性物質)することとした。 火災の影響軽減のため気体廃棄設備に係る設計を変更(シート変更、材質変更)したが、火災の発生を想定しても、加工施設全体として公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない十分な監視防止、閉じ込め等の機能が確保される設計とすることから、事業許可の基本方針と整合している。</p>

表2 事業許可との相違点リスト (4/8)

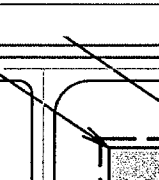
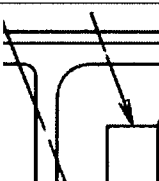
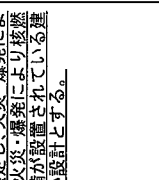
項目	事業許可	本申請	相違点
<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>基本方針                      口.加工施設の一般構造                      (ト)その他の主要な構造                      e.敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発                      敷地内に設置されているA重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3)、液化プロパンガスを取り扱う高圧ガス製造所、北アノモニアを貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を運定し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により可燃物物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。                      [P.27]</p>	<p>詳細設計                      添説建5-2図 A重油用タンクローリ、灯油用タンクローリの移動経路と各建物との位置関係説明図                      第1廃棄物処理所における灯油用タンクローリの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す(橙色線が、灯油用タンクローリの移動経路)</p> 	<p>事業許可との整合性                      第1廃棄物処理所の外部からの衝撃による損傷の防止に関する詳細設計において、以下の理由により変更した。                      一第1廃棄物処理所の屋外にある排気処理設備(但し、ウランは取り扱わない)であるスクラバに対して、火災源となる輸送車両が近接し、火災影響を受けないようにするため、迂回する運搬経路に変更した。                      火災・爆発により可燃物物質を内包する設備が設置されている建物から隣接する運搬経路に変更することから、外壁が損傷しない設計となり、事業許可と整合している。                      * : 6次申請(三原燃第20-0695号)で申請中</p>
<p>内部溢水に対する安全設計(溢水防護区画)</p>	<p>基本設計                      (添五)別添1-18 図4                      A重油・液化アノモニア・LPガス輸送車両容量制限及び構内運搬経路図                      [P.(添五)-475]                      第1廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す(黄色線が、灯油用タンクローリの移動経路)</p> 	<p>詳細設計                      添説建5-2図 A重油用タンクローリ、灯油用タンクローリの移動経路と各建物との位置関係説明図                      第1廃棄物処理所における灯油用タンクローリの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す(橙色線が、灯油用タンクローリの移動経路)</p> 	<p>事業許可で示した溢水防護区画を、以下の理由により変更した。                      一建物内で溢水を閉じ込める設計となっているが、溢水源があることを踏まえ第3核燃料倉庫1階を溢水防護区画として設定した。                      閉じ込めの安全機能として、第1種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定しており、事業許可と整合している。</p>

表2 事業許可との相違点リスト (5/8)

項目	事業許可	基本設計	詳細設計	本申請
<p>非常用電源設備</p>	<p>基本方針 口. 加工施設的一般構造 (ト) その他の主要な設備 (9) 廃棄施設 c 固体廃棄物の廃棄設備 放射線廃棄物を保管廃棄するため、除染設備、固体廃棄物処理設備及び必要な保管容量を有する放射線廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計とする。 【P. 32】 表 安全機能を有する施設の安全機能一覧 【818】廃棄物貯蔵設備 (1) 安全機能は ・ドラム缶への収納 ・落下防止 【p. 78. (添七)-77】</p>	<p>表ト設一固23 廃棄物貯蔵設備(1) 仕様表 【設備・機器名称】 【818】 固体廃棄物の廃棄設備 (保管廃棄設備) 廃棄物貯蔵設備(1) 【機器名】 保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(1) 【20.1-設6】 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の貯蔵エリアに、200Lドラム缶を350本相当保管する設計とする。</p>	<p>事業許可で示している廃棄物貯蔵設備(1)の閉じ込めに関する設計を、以下に示すとおり変更した。 -【818】廃棄物貯蔵設備(1)の安全機能の閉じ込めはドラム缶への収納とドラム缶の段組みに対する落下防止の設計としていたが、当該設備の詳細設計により、ドラム缶を段組みしないこととしたため、本申請では落下防止を設けずドラム缶への収納のみを必要設計とする。 ドラム缶への収納のみに設計を変更したが、変更後の設計は事業許可の基本方針で、必要な保管容量を有する放射線廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計として纏っており、事業許可と整合している。</p>	<p>事業許可との整合性 事業許可で示している廃棄物貯蔵設備(1)の閉じ込めに関する設計を、以下に示すとおり変更した。 -【818】廃棄物貯蔵設備(1)の安全機能の閉じ込めはドラム缶への収納とドラム缶の段組みに対する落下防止の設計としていたが、当該設備の詳細設計により、ドラム缶を段組みしないこととしたため、本申請では落下防止を設けずドラム缶への収納のみを必要設計とする。 ドラム缶への収納のみに設計を変更したが、変更後の設計は事業許可の基本方針で、必要な保管容量を有する放射線廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計として纏っており、事業許可と整合している。</p>

【P. 78】  
・下線：要点箇所  
・青字：変更点



表 2 事業許可との相違点リスト (6/8)

項目	事業許可	詳細設計	本申請																			
非常用電源設備	<p><b>基本方針</b></p> <p>(12) 非常用電源設備 外部電源系統の機能喪失に対して、第1種管理区域の負圧を維持する ための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能を確実に十分な容量、それらとの設備が作用し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2基(うち1基は予備)からなる非常用ディージェル発電機(1式)を備えた設計とする。なお、上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置(1式)を接続し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も、通信連絡設備(無線式を除く)、一部の非常用照明及び誘導灯は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計とする。【(添五)-114】</p> <p>なお、上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置(1式)を接続し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計とする。また、各設備の設置場所が集中して設置している設備(モニタリングポスト、火災等の警報設備、一部の非常用照明及び誘導灯)は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計とする。</p> <p>[p. 34]</p>	<p><b>基本設計</b></p> <p>なお、上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置(1式)を接続し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計とする。また、各設備の設置場所が集中して設置している設備(モニタリングポスト、火災等の警報設備、一部の非常用照明及び誘導灯)は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計とする。【(添五)-114】</p>	<p><b>表へ建1-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫出稼表</b></p> <p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、外部電源系統が機能を喪失した場合、バッテリーに切り替わり機能を維持する。</p> <p>非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" data-bbox="351 757 462 1227"> <thead> <tr> <th>緊急対策設備</th> <th>非常用照明</th> <th>非常用ディージェル発電機</th> <th>非常用ディージェル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 誘導灯</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	緊急対策設備	非常用照明	非常用ディージェル発電機	非常用ディージェル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	(1) 誘導灯	—	—	—	—	○						○	<p><b>事業許可との整合性</b></p> <p>事業許可で示している付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用電源設備に関する設計を、以下に示すとおり変更した。</p> <p>— 非常用照明、及び誘導灯の安全機能の非常用電源設備は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディージェル発電機が給電するまでの間も連続して機能維持できる設計としていたが、当該建物は約13.4m×約6.2mの面積が小さい建物であることから、及び避難の妨げとなる建物内の扉などの障害物が無いことから、バッテリーの駆動時間内に容易に避難できるため、本申請では非常用照明、及び誘導灯はバッテリーのみを内蔵し、非常用電源系統に接続しない設計とした。</p> <p>バッテリーのみの接続としたが、停電時に必要な避難に必要な非常用照明、誘導灯の機能は確保しており、事業許可と整合している。</p>
緊急対策設備	非常用照明	非常用ディージェル発電機	非常用ディージェル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																	
(1) 誘導灯	—	—	—	—	○																	
					○																	

[凡例]  
・下線：要点箇所  
・赤字：相違点

表2 事業許可との相違点リスト (7/8)

項目	事業許可	本申請												
<p>火災等に よる損傷 の防止</p> <p>火災区域 外への影 響評価結 果</p>	<p>基本方針</p> <p>(二) 火災及び爆発に関する構造 (3) 火災及び爆発の影響軽減 ・火災の延焼を防止するために、火災区域 を設定し、万一の火災を想定しても、十分な 耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火 設備を設けることとする。 ・火災の延焼を防止することである。 ・火災の延焼を防止するために、可燃物の 持ち運び及び保管管理(量、起源からの距離 距離、取納方法)を行う設計とする。 ・火災発生時には、設備・機器を安全な状態 に維持するために、運転員により同一火災 区域内の設備・機器を停止する設計とする。 ・水素ガスを使用する設備・機器は、万一、 炉内で水素爆発が発生した場合でも、本体 の損傷による内部飛来物の発生を防止する 設計とする。 ・火災が発生し、その影響がある排気系統 を停止しても、それ以外の排気系統により 建物の負圧を維持する設計とする。 [P. 16~P. 17]</p>	<p>基本設計</p> <p>(添五) 別添9 火災区域外への影響評価結果 [P. (添五) -345] 第3 核燃料倉庫(前室)に係る火災区域の等価時間を 下記に抜粋にて示す。</p> <table border="1" data-bbox="263 1243 343 1646"> <thead> <tr> <th>火災区域</th> <th>火災区域外への影響</th> <th>等価時間 (分)</th> <th>耐火時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中略</td> <td></td> <td>0.31</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	火災区域	火災区域外への影響	等価時間 (分)	耐火時間 (分)	中略		0.31	1.0				
火災区域	火災区域外への影響	等価時間 (分)	耐火時間 (分)											
中略		0.31	1.0											
	<p>詳細設計</p> <p>添設建 6-2 表 火災区域外への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="263 761 343 1209"> <thead> <tr> <th>火災区域</th> <th>火災区域外への影響</th> <th>等価時間 (分)</th> <th>耐火時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 核燃料倉庫(前室)等</td> <td></td> <td>0.27</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>その他 火災区域外</td> <td></td> <td>0.15</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) ①...評価結果 ②...等価時間・耐火時間 ③...等価時間・耐火時間 ④...等価時間・耐火時間・等価時間・耐火時間 ⑤...等価時間・耐火時間・等価時間・耐火時間</p>	火災区域	火災区域外への影響	等価時間 (分)	耐火時間 (分)	第3 核燃料倉庫(前室)等		0.27	1.0	その他 火災区域外		0.15	1.0	<p>本申請</p> <p>事業許可との整合性</p> <p>事業許可で示した等価時間を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・等価時間 (前室)の等価時間を0.15分とした。</li> </ul> <p>等価時間、耐火時間を変更したが、事業許可の基本方針である建築 基準法に基づき防火区画を基本として火災区域を設定し、当該火災区 域外への延焼を防止するために十分な耐火性能(耐火時間)等価時間 間)を有する設計としていることから、事業許可に整合している。</p>
火災区域	火災区域外への影響	等価時間 (分)	耐火時間 (分)											
第3 核燃料倉庫(前室)等		0.27	1.0											
その他 火災区域外		0.15	1.0											

表2 專業許可との相違点リスト (8/8)

項目	專業許可	基本設計	詳細設計	本申請
<p>消火設備</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消火ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半徑内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。屋外消火栓及び防火水槽の配置図を【別添-5】に示す。</li> </ul> <p>[P. (添五)-50]</p>				<p>專業許可との整合性</p> <p>專業許可で示した防火水槽設置位置を以下の理由により変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽設置位置を変更した。</li> </ul> <p>防火水槽の設置位置を変更したが、消防法施行令の一種規制による対象建築物である転換工場、成型工場、組立工場、容器管理棟、放射線管理棟は水平距離100m半徑内に含まれており、專業許可と整合している。</p>

表3-1 設工認申請対象の申請状況(1/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{1}	蒸発器〔脱着式UF <sub>6</sub> 配管、UF <sub>6</sub> 配管系統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水配管系統、窒素ガス配管系統を含む〕	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—		
		原料倉庫地下ピット	変更なし				3	○			認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号		
{2}	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号		
{3}	IL:シリンダ過加熱防止インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—		
{4}	IL:シリンダ圧力高インターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{5}	IL:UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(電導度)インターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{6}	IL:地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小))									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{7}	IL:シリンダ取外しインターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{8}	フードボックス[コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽]			UF <sub>6</sub> フードボックス	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{9}	IL:UF <sub>6</sub> 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック											○	○
{10}	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(フードボックス内)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{11}	防護カバー[蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽、フードボックス]	UF <sub>6</sub> 防護カバー	新設						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—		
{12}	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー内)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
{13}	UF <sub>6</sub> 漏えい警報設備(防護カバー外)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(2/77)

事業許可		設工認		申請次第、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[14]	コールドトラップ (UF <sub>6</sub> 配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(1)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[15]	IL:コールドトラップ温度高インターロック	コールドトラップ(2)							○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[16]	IL:コールドトラップ圧力高インターロック								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[17]	コールドトラップ (小) (UF <sub>6</sub> 配管系統、真空配管系統、窒素ガス配管系統を含む)	コールドトラップ(小)(1)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[18]	IL:コールドトラップ (小) 温度高インターロック	コールドトラップ(小)(2)							○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[19]	IL:コールドトラップ (小) 圧力高インターロック								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[20]	IL:コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[21]	加水分解装置 (エジェクタ) (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	循環貯槽(1)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[22]	循環貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	循環貯槽(2)						3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[23]	堰 (循環貯槽)	堰 (循環貯槽)	新設						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[24]	堰漏水検知警報設備									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[25]	IL:液貯槽ポンプ停止インターロック		改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
[26]	IL:循環貯槽液位高インターロック	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[27]	IL:循環貯槽液位低インターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[28]	熱交換器	熱交換器 (循環貯槽) (1) 熱交換器 (循環貯槽) (2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(3/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{29}	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{30}	熱交換器	熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 熱交換器(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{31}	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽) < UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(1) 堰(UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽)(2)	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{32}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
{33}	飛散防止カバー < UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	飛散防止カバー(1) 飛散防止カバー(2)	新設						○		認可番号 6次:-
{34}	I L : UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽液位高インターロック	UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(1)-C UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-A UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-B UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 貯槽(2)-C	改造						○		認可番号 6次:-
{35}	液受槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	液受槽(1) 液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{36}	I L : 液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{37}	調液貯槽 (UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub> 溶液配管系統を含む)	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{38}	熱交換器	熱交換器 (調液貯槽)(1) 熱交換器 (調液貯槽)(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{39}	I L : 調液貯槽液位高インターロック	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造						○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(4/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[40]	沈殿槽（ウラン配管系統を含む）	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[41]	堰(液貯槽)＜沈殿槽、熟成槽、遠心分離機（固液分離用）、ろ液分離槽、仕上げろ過機、濃縮液受槽、清澄液受槽、再生液貯槽、洗浄液受槽＞	堰(液貯槽)(1) 堰(液貯槽)(2)	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[42]	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
[43]	IL：沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B	改造						○		認可番号 6次:-
[44]	IL：沈殿槽流量比インターロック	沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造						○		認可番号 6次:-
[45]	熟成槽（ウラン配管系統、水配管系統を含む）	熟成槽(1)-A 熟成槽(1)-B 熟成槽(1)-C 熟成槽(1)-D 熟成槽(1)-E	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[46]	IL：熟成槽液位高インターロック	熟成槽(2)-A 熟成槽(2)-B 熟成槽(2)-C 熟成槽(2)-D 熟成槽(2)-E							○		認可番号 6次:-
[47]	遠心分離機（洗浄用）（ADUスラリ配管系統、洗浄ろ液配管系統、水配管系統を含む）	遠心分離機（洗浄用）(1) 遠心分離機（洗浄用）(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[48]	堰(洗浄槽)＜遠心分離機（洗浄用）、洗浄槽、洗浄ろ液分離槽＞	堰（洗浄槽）	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[49]	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
[50]	洗浄槽（ADUスラリ配管系統、水配管系統を含む）	洗浄槽(1)-A 洗浄槽(1)-B 洗浄槽(1)-C 洗浄槽(1)-D	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[51]	IL：洗浄槽液位高インターロック	洗浄槽(2)-A 洗浄槽(2)-B 洗浄槽(2)-C 洗浄槽(2)-D							○		認可番号 6次:-
[52]	洗浄ろ液分離槽（洗浄ろ液配管系統を含む）	洗浄ろ液分離槽(1) 洗浄ろ液分離槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[53]	IL：洗浄ろ液分離槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[54]	遠心分離機（固液分離用）（ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統、水配管系統を含む）	遠心分離機（固液分離用）(1) 遠心分離機（固液分離用）(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(5/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[55]	ろ液分離槽（ろ液配管システムを含む）	ろ液分離槽(1)-A ろ液分離槽(2)-A ろ液分離槽(1)-B ろ液分離槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[56]		IL：ろ液分離槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[57]	仕上げる過機（濃縮液配管システム、清澄液配管システム、水配管システムを含む）	仕上げる過機(1) 仕上げる過機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[58]		ろ過器		ろ過器(転換工程)(1)-A ろ過器(転換工程)(1)-B ろ過器(転換工程)(2)-A ろ過器(転換工程)(2)-B	改造						○	○
[59]	IL：仕上げる過機異常インターロック	仕上げる過機(1) 仕上げる過機(2)								○		認可番号 6次:-
[60]	濃縮液受槽（濃縮液配管システムを含む）	濃縮液受槽(1) 濃縮液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[61]		IL：濃縮液受槽液位高インターロック									○	
[62]	清澄液受槽（清澄液配管システムを含む）	清澄液受槽(1)-A 清澄液受槽(2)-A 清澄液受槽(1)-B 清澄液受槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[63]		IL：清澄液受槽液位高インターロック		清澄液受槽(1)-C 清澄液受槽(2)-C						○		認可番号 6次:-
[64]		IL：清澄液受槽pH異常インターロック									○	
[65]	再生液貯槽（再生液配管システムを含む）	再生液貯槽(1)-A 再生液貯槽(2)-A 再生液貯槽(1)-B 再生液貯槽(2)-B	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[66]		IL：再生液貯槽液位高インターロック		再生液貯槽(1)-C 再生液貯槽(2)-C							○	
[67]	洗浄液受槽（洗浄液配管システムを含む）	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[68]		IL：洗浄液受槽液位高インターロック									○	
[69]	金属容器（溶液・スラリー）	金属容器(溶液・スラリー)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[70]	金属容器（溶液・スラリー）用台車	金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[71]	予備成型乾燥機（排気配管システムを含む）	予備成型乾燥機(1) 予備成型乾燥機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	



表3-1 設工認申請対象の申請状況(6/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[72]	乾燥機【排気配管系統を含む】	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[73]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス(1)-A 粉末回収ボックス(2)-A 粉末回収ボックス(1)-B 粉末回収ボックス(2)-B 粉末回収ボックス(1)-C 粉末回収ボックス(2)-C	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[74]	IL:乾燥機ベルト駆動停止インターロック	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
[75]	IL:乾燥機ADU厚み異常インターロック									○		認可番号 6次:-
[76]	IL:乾燥機温度高インターロック									○		認可番号 6次:-
[77]	IL:乾燥機運転制御機構									○		認可番号 6次:-
[78]	ADUスクラバ【スクラバ液配管系統を含む】	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[79]	堰(ADUスクラバ)	堰(ADUスクラバ)(1) 堰(ADUスクラバ)(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[80]	堰漏水検知警報設備									○		認可番号 6次:-
[81]	IL:ADUスクラバ液位高インターロック	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
[82]	ADUスクラバポンプ停止警報設備									○		認可番号 6次:-
[83]	ADUプロータンク【ADU輸送配管系統を含む】	ADUプロータンク(1) ADUプロータンク(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
[84]	ADU受けホッパ【ADU配管系統を含む】	ADU受けホッパ(1) ADU受けホッパ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(7/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[85]	ADUバグフィルタ〔ADU配管系統、排気配管系統を含む〕	ADUバグフィルタ(1) ADUバグフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[86]	フードボックス(ADUバグフィルタ)		改造						○		認可番号 6次:-
[87]	ADUバックアップフィルタ	ADUバックアップフィルタ(1) ADUバックアップフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[88]	リサイクル粉搬送装置	リサイクル粉搬送装置(1) リサイクル粉搬送装置(2)	改造 変更なし				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[89]	リサイクル粉投入ボックス〔リサイクル粉末配管系統を含む〕	リサイクル粉投入ボックス(1) リサイクル粉投入ボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[90]	リサイクル粉受けホッパ〔リサイクル粉末配管系統を含む〕	リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[91]	スクリーフィーダ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[92]	ポリューマ〔粉末配管系統を含む〕	ポリューマ(1) ポリューマ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-
[93]	スクリーフィーダ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(8/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{94}	ロータリーキルン (UO <sub>2</sub> 粉末配管系統、水素配管系統、窒素ガス配管系統、排ガス配管系統、水封ポットを含む)	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{95}	ダストチャンバ	ダストチャンバ(1) ダストチャンバ(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{96}	フードボックス(ロータリーキルン)[ロータリーキルン、UO <sub>2</sub> プロータンク]	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{97}	ガスヒータ	ガスヒータ(1) ガスヒータ(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{98}	IL:ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック								○		認可番号 6次:-
{99}	爆発圧力逃し機構								○		認可番号 6次:-
{100}	IL:ロータリーキルン温度低インターロック								○		認可番号 6次:-
{101}	IL:ロータリーキルン炉内圧力低インターロック								○		認可番号 6次:-
{102}	IL:燃焼チャンバ失火インターロック	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{103}	IL:ロータリーキルン過加熱防止インターロック								○		認可番号 6次:-
{104}	IL:水素漏えい検知インターロック								○		認可番号 6次:-
{105}	IL:地震インターロック								○		認可番号 6次:-
{106}	UO <sub>2</sub> プロータンク (UO <sub>2</sub> 輸送配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> プロータンク(1) UO <sub>2</sub> プロータンク(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{107}	UO <sub>2</sub> フィルタ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{108}	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ	UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(1) UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{109}	フードボックス(UO <sub>2</sub> フィルタ)	UO <sub>2</sub> フィルタ(1) UO <sub>2</sub> フィルタ(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(9/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[110]	UO <sub>2</sub> 受けホッパ (UO <sub>2</sub> 配管系統、排気配管系統を含む)	UO <sub>2</sub> 受けホッパ(1) UO <sub>2</sub> 受けホッパ(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[111]	フードボックス(UO <sub>2</sub> 受けホッパ)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[112]	粉碎機 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[113]	粉碎機バグフィルタ							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[114]	フードボックス(粉碎機)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[115]	充填装置 (UO <sub>2</sub> 配管系統を含む)	充填装置(1) 充填装置(2)	改造				3	○	○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[116]	フードボックス(充填装置)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[117]	大型混合装置	大型混合装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[118]	サンブラ (酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[119]	バックアップフィルタ(サンブラ)	バックアップフィルタ(サンブラ)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[120]	抜き出しボックス	抜き出しボックス(1) 抜き出しボックス(2)	変更なし						○		認可番号 6次:-
[121]	フードボックス(サンブラ)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[122]	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[123]	サンプリング台	サンプリング台	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[124]	粉碎機 (酸化ウラン輸送配管系統を含む)						3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[125]	フードボックス(粉碎機)	粉碎機	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[126]	バグフィルタ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(10/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{127}	粉末輸送装置②〔酸化ウラン配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置②	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{128}	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置②)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{129}	フードボックス(粉末輸送装置②)	粉末輸送装置②	改造							○		認可番号 6次:ー
{130}	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{131}	粉末抜き出しボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	粉末抜き出しボックス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{132}	濃縮度混合工程用クレーン	濃縮度混合工程用クレーン	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{133}	粉末輸送装置①ホッパ部①〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部①	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{134}	フードボックス(混合装置)〔粉末輸送装置①ホッパ部①、バグフィルタ(粉末輸送装置①)、混合装置〕									○		認可番号 6次:ー
{135}	バグフィルタ(粉末輸送装置③)〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	バグフィルタ (粉末輸送装置③)	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{136}	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{137}	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{138}	混合装置	混合装置	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{139}	粉末梱包機	粉末梱包機	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{140}	フードボックス(粉末梱包機)									○		認可番号 6次:ー
{141}	充填装置	充填装置	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{142}	フードボックス(充填装置)									○		認可番号 6次:ー
{143}	粉末輸送装置①ホッパ部②〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造							○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{144}	フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)									○		認可番号 6次:ー
{145}	粗成型用プレス	粗成型用プレス	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:ー 7次:ー
{146}	フードボックス(粗成型用プレス)									○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(11/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{147}	スラグコンベア	スラグコンベア	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{148}	粉末集塵装置【排気配管系統を含む】	粉末集塵装置	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
{149}	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	バックアップフィルタ (粉末集塵装置)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{150}	造粒機【酸化ウラン粉末配管系統を含む】	造粒機	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{151}	フードボックス(造粒機)									○		認可番号 6次:-
{152}	篩分機									○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{153}	オーバーサイズ粉受器									○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{154}	アンダーサイズ粉受器【フードボックスを含む】			アンダーサイズ粉受器	改造						○	○
{155}	小分け装置	小分け装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{156}	フードボックス(小分け装置)									○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{157}	リフタ	リフタ	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
{158}	原料フードボックス【酸化ウラン粉末配管系統を含む】	原料フードボックス	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
{159}	粉末フィーダ									○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{160}	IL:原料フードボックス質量高インターロック										○	
{161}	溶解槽【溶解液配管系統、排気配管系統を含む】	溶解槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規発第2003279号 6次:- 7次:-	
{162}	堰(ウラン回収第1系列)<溶解槽、遠心ろ過機、沈殿槽、遠心分離機、乾燥機、ろ液受槽(1)、pH調整槽、ろ過機(廃液用)、ろ液受槽(2)>	堰(ウラン回収第1系列)	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{163}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-	
{164}	IL:溶解槽比重高インターロック	溶解槽	改造						○		認可番号 6次:-	
{165}	IL:溶解槽液位高インターロック									○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(12/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{166}	遠心ろ過機〔硝酸ウラニル配管系統、排気配管系統を含む〕	遠心ろ過機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{167}	溶解液受槽	溶解液受槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{168}	IL:溶解液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{169}	ろ過器(1)	ろ過器(1)-A ろ過器(1)-B	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{170}	沈殿槽〔過酸化ウラニル配管系統を含む〕	沈殿槽	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{171}	IL:沈殿槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{172}	遠心分離機〔過酸化ウラニル配管系統、ろ液配管系統を含む〕	遠心分離機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{173}	IL:遠心分離機異常インターロック								○		認可番号 6次:-
{174}	乾燥機〔洗浄液配管系統、乾燥トレイを含む〕	乾燥機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{175}	洗浄液受けポット	洗浄液受けポット	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{176}	IL:洗浄液受けポット液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{177}	ろ液受槽(1)〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{178}	ろ過器(2)	ろ過器(2)	変更なし				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{179}	IL:ろ液受槽(1)液位高インターロック	ろ液受槽(1)	改造						○		認可番号 6次:-
{180}	箱形乾燥機〔乾燥トレイを含む〕	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{181}	乾燥トレイ用台車	乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(13/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{182}	明け替えフードボックス①(気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統を含む)	明け替えフードボックス①	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{183}	ホッパ								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{184}	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{185}	明け替えフードボックス②	明け替えフードボックス①	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{186}	pH調整槽(ADUスラリ配管系統を含む)	pH調整槽(1) pH調整槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{187}	IL:pH調整槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{188}	ろ過機(廃液用)(ろ液配管系統、水配管系統、圧縮空気配管系統を含む)	ろ過器(廃液用)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{189}	ろ過器(3)	ろ過器(3)	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{190}	ろ液受槽(2)(ろ液配管系統を含む)	ろ液受槽(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{191}	IL:ろ液受槽(2)pH異常インターロック								○		認可番号 6次:-
{192}	液位高警報設備								○		認可番号 6次:-
{193}	解砕機(気送配管系統を含む)	解砕機	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{194}	解砕機フードボックス								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{195}	輸送装置(ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	輸送装置	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{196}	バックアップフィルタ(輸送装置)	バックアップフィルタ(輸送装置)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{197}	フードボックス(仮焼炉)[輸送装置、仮焼炉]	輸送装置	改造						○		認可番号 6次:-
{198}	仮焼炉(ウラン粉末配管系統、排気配管系統、循環液配管系統を含む)	仮焼炉	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{199}	IL:仮焼炉温度高インターロック								○		認可番号 6次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

事業許可		設工認		申請次数、取り外しの申請次数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{200}	粉末受けホッパ（ウラン粉末配管システムを含む）	粉末受けホッパ	改造			3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{201}	充填ボックス								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{202}	イオン交換装置（吸着塔）（廃液配管システム、乾燥空気配管システム、水配管システムを含む）	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{203}	堰（ウラン回収第2系列-1）	堰（ウラン回収第2系列-1）	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{204}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
{205}	フードボックス（イオン交換装置）	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{206}	酸洗装置（硝酸ウラニル配管システムを含む）	酸洗装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{207}	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{208}	IL：オーバーフロー液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{209}	堰（ウラン回収第2系列-2）＜酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽＞	堰（ウラン回収第2系列-2）	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{210}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
{211}	投入ボックス（粉末配管システムを含む）	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{212}	溶出槽（硝酸ウラニル配管システム、乾燥空気配管システムを含む）	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{213}	抜出ボックス	抜出ボックス(1) 抜出ボックス(2)	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{214}	中間槽（硝酸ウラニル配管システム、乾燥排気配管システムを含む）	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{215}	ろ過器	ろ過器（中間槽）(1) ろ過器（中間槽）(2)	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{216}	IL：中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造						○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(15/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[217]	溶出液受槽〔溶出液配管系統を含む〕	溶出液受槽(1) 溶出液受槽(2) 溶出液受槽(3)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[218]	IL:溶出液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[219]	リサイクル液受槽〔リサイクル液配管系統を含む〕	リサイクル液受槽(1) リサイクル液受槽(2) リサイクル液受槽(3)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[220]	IL:リサイクル液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[221]	洗浄液受槽〔洗浄液配管系統を含む〕	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[222]	IL:洗浄液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[223]	沈殿槽〔ADUスラリ配管系統を含む〕	沈殿槽(1) 沈殿槽(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[224]	IL:沈殿槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[225]	遠心分離機〔ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統を含む〕	遠心分離機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[226]	IL:遠心分離機異常インターロック								○		認可番号 6次:-
[227]	ろ液受槽〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[228]	仕上げる過器	仕上げる過器	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[229]	IL:ろ液受槽pH異常インターロック	ろ液受槽	改造						○		認可番号 6次:-
[230]	IL:ろ液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
[231]	清澄液受槽〔清澄液配管系統を含む〕	清澄液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[232]	液位高警報設備								○		認可番号 6次:-
[233]	乾燥機〔ADU粉末配管系統、乾燥空気配管系統、乾燥排気配管系統、凝縮液配管系統を含む〕	乾燥機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[234]	乾燥排気フィルタ	乾燥排気フィルタ	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(16/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[235]	ADU受ホッパ (ADU配管系統を含む)	ADU受ホッパ	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[236]	ADU抜出ボックス	ADU抜出ボックス	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[237]	粉碎機	粉碎機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[238]	フードボックス(粉碎機)						3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[239]	スクラップ仮焼炉 (仮焼排気配管系統、仮焼ボートを含む)	スクラップ仮焼炉	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[240]	仮焼ボート用台車	仮焼ボート用台車	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[241]	IL:スクラップ仮焼炉温度高インターロック	スクラップ仮焼炉	改造						○		認可番号 6次:-	
[242]	ヒュームフード (1)	ヒュームフード(1)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[243]	ヒュームフード (2)	ヒュームフード(2)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[244]	箱型乾燥機 (乾燥トレイを含む)	箱型乾燥機	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
[245]	回転混合機	回転混合機	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[246]	フードボックス (粉末投入用) (回転混合機)									○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[247]	フードボックス (回転混合機)									○		認可番号 6次:-
[248]	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造			3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(17/77)

事業許可		設工認		申請次数、取り外しの申請次数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[249]	シリンダ洗浄装置〔配管系統を含む〕	シリンダ洗浄装置 シリンダ検査装置	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[250]	堰<シリンダ洗浄装置、洗浄液受槽、スクラバ、耐圧貯槽>	堰 (シリンダ洗浄装置)	新設							○	認可番号 7次:-	
[251]	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
[252]	スクラバ〔配管系統を含む〕			スクラバ	改造						3	○
[253]	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-	
[254]	洗浄液受槽 (1)〔配管系統を含む〕	洗浄液受槽(1)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[255]	液位高警報設備											○
[256]	洗浄液受槽 (2)〔配管系統を含む〕	洗浄液受槽(2)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[257]	液位高警報設備											○
[258]	クレーン	クレーン (洗浄室)	変更なし							○	認可番号 7次:-	
[259]	洗浄残渣沈殿槽〔ウラン配管系統を含む〕	洗浄残渣沈殿槽(1) 洗浄残渣沈殿槽(2)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[260]	IL: 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック											○
[261]	ろ過器	ろ過器	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[262]	遠心分離機〔配管系統を含む〕	遠心分離機	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[263]	液受槽	液受槽	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[264]	繰返し粉搬送装置 (ホッパ)	繰返し粉ホッパ台車(1) 繰返し粉ホッパ台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[265]	繰返し粉搬送装置	繰返し粉搬送装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[266]	繰返し粉輸送ホッパ (1)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	繰返し粉中間ホッパ	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[267]	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ (1))										○	認可番号 6次:-
[268]	繰返し粉小分けボックス	繰返し粉小分けボックス	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[269]	繰返し粉輸送ホッパ (2)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	繰返し粉投入ホッパ	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[270]	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ (2))										○	認可番号 6次:-
[271]	バックアップフィルタ (繰返し粉輸送ホッパ (2))	バックアップフィルタ(1)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(18/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[272]	繰返し粉投入ボックス	繰返し粉投入ボックス	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[273]	容器昇降リフト										○
[274]	明替えボックス	明替えボックス	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[275]	大型混合装置	大型混合装置(1) 大型混合装置(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[276]	八面体ボックス	大型粉末容器抜出ボックス(1) 大型粉末容器抜出ボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[277]	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1) 大型粉末容器用クレーン(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[278]	原料粉末輸送ホッパ〔ウラン粉末配管システムを含む〕	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[279]	バックアップフィルタ（原料粉末輸送ホッパ）	バックアップフィルタ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		バックアップフィルタ(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[280]	フードボックス（原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ）	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○		認可番号 6次:-
[281]	粉末混合機	粉末混合機(1) 粉末混合機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[282]	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機）									○	○
[283]	粗成型用プレス	粗成型用プレス(1) 粗成型用プレス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[284]	フードボックス（粗成型用プレス）									○	○
[285]	粗成型用プレスフィーダ	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[286]	スラグコンベア	スラグコンベア(1) スラグコンベア(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[287]	粉末集塵装置（粗成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(1) 粉末集塵装置(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[288]	フードボックス（粉末集塵装置（粗成型工程））									○	
[289]	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（粗成型工程））	バックアップフィルタ(4) バックアップフィルタ(5)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(19/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[290]	造粒機〔ウラン粉末配管系統を含む〕								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[291]	アンダーサイズ粉受器	造粒機(1) 造粒機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[292]	フードボックス(造粒機)								○		認可番号 6次:ー
[293]	造粒粉末小分けボックス	造粒粉末小分けボックス(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
		造粒粉末小分けボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[294]	造粒粉末輸送ホッパ(1)〔ウラン粉末配管系統を含む〕	造粒粉末ホッパ(1) 造粒粉末ホッパ(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[295]	フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(1))								○		認可番号 6次:ー
[296]	造粒粉末輸送ホッパ(2)〔ウラン粉末配管系統を含む〕								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[297]	フードボックス(造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)	潤滑剤混合機(1) 潤滑剤混合機(2)	改造						○		認可番号 6次:ー
[298]	潤滑剤混合機								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[299]	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3) 回転混合機(4)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[300]	本成型用プレス								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[301]	フードボックス(本成型用プレス)								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[302]	本成型用プレスフィーダ	本成型用プレス(1) 本成型用プレス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[303]	本成型用プレスホッパ								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[304]	ベレットコンベア								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[305]	ベレット移替機								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[306]	フードボックス(ベレット移替機)								○		認可番号 6次:ー
[307]	圧粉体密度測定装置	ベレット移替機(1) ベレット移替機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[308]	ポートコンベア								○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[309]	乗移台1	乗移台1	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(20/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{310}	粉末集塵装置（本成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{311}	フードボックス（粉末集塵装置（本成型工程））	粉末集塵装置(4)								○		認可番号 6次:-	
{312}	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（本成型工程））	バックアップフィルタ(6) バックアップフィルタ(7)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{313}	試験用プレス	試験用プレス	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{314}	フードボックス（試験用プレス）									○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{315}	フードボックス(1)	フードボックス(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{316}	フードボックス(2)	フードボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{317}	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{318}	連続焼結炉（水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、窒素配管システム、冷却水配管システムを含む）	連続焼結炉(1) 連続焼結炉(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{319}	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック									○		認可番号 6次:-	
{320}	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック										○		認可番号 6次:-
{321}	IL：水素漏えい検知インターロック										○		認可番号 6次:-
{322}	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック										○		認可番号 6次:-
{323}	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○		認可番号 6次:-
{324}	IL：地震インターロック										○		認可番号 6次:-
{325}	爆発圧力逃し機構										○		認可番号 6次:-
{326}	バッチ式小型焼結炉（水素配管システム、窒素配管システム（地震時供給系）、冷却水配管システムを含む）			バッチ式小型焼結炉	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{327}	IL：供給ガス圧力低下インターロック										○		認可番号 6次:-
{328}	IL：着火源喪失警報										○		認可番号 6次:-
{329}	IL：水素漏えい検知インターロック										○		認可番号 6次:-
{330}	IL：バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック										○		認可番号 6次:-
{331}	IL：バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○		認可番号 6次:-
{332}	IL：地震インターロック										○		認可番号 6次:-
{333}	爆発圧力逃し機構										○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(21/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{334}	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{335}	ベレットコンベア	ベレットコンベア(1) ベレットコンベア(2) ベレットコンベア(3) ベレットコンベア(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{336}	パーツフィーダ	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{337}	フードボックス (センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ(1) センターレスグラインダ(2) センターレスグラインダ(3) センターレスグラインダ(4)	改造						○		認可番号 6次:-
{338}	フードボックス (パーツフィーダ)	パーツフィーダ(1) パーツフィーダ(2) パーツフィーダ(3) パーツフィーダ(4)	改造						○		認可番号 6次:-
{339}	ベレット配列機	ベレット配列機(1) ベレット配列機(2) ベレット配列機(3) ベレット配列機(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{340}	ベレットトレイコンベア	ベレットトレイコンベア	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{341}	冷却水循環槽 (研削用) (冷却水配管系統を含む)	冷却水循環槽(1) 冷却水循環槽(2) 冷却水循環槽(3) 冷却水循環槽(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{342}	遠心分離機 (研削用) (冷却水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(1) 遠心分離機(2) 遠心分離機(3) 遠心分離機(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{343}	ベレット外観検査装置 (外観検査用)	ベレット外観検査装置(1) ベレット外観検査装置(2) ベレット外観検査装置(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{344}	金属容器 (ベレット) 受	ベレット外観検査装置(4) ベレット外観検査装置(5)							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{345}	ベレット外観検査装置 (寸法・密度検査用)	ベレット寸法密度検査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{346}	ベレット外観検査装置 (焼結体密度検査用)	焼結体密度検査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{347}	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{348}	ロータ用台車(1)	ロータ用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{349}	液受槽 (洗浄ボックス)	液受槽(1) 液受槽(2)	追加						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{350}	循環槽 (洗浄ボックス) (洗浄水配管系統を含む)	循環槽A・B	追加						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{351}	ろ過器 (洗浄ボックス)	ろ過器(1)	追加						○	○	認可番号 6次:- 7次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(22/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{352}	遠心分離機（洗浄ボックス）〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	スラッジ回収機能付き遠心分離機	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{353}	スラッジ回収ボックス										○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{354}	研削屑乾燥機〔研削屑乾燥バットを含む〕	研削屑乾燥機(1) 研削屑乾燥機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{355}	IL:研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック										○		認可番号 6次:ー
{356}	フードボックス（1,2系酸化明替用）	フードボックス(4) フードボックス(5)	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{357}	ベレット明替機	ベレット明替機	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{358}	IL:ベレット明替機1ポート制限インターロック										○		認可番号 6次:ー
{359}	酸化炉〔ラック搬送装置、ポート（酸化）を含む〕	酸化炉(1)-A 酸化炉(1)-B 酸化炉(2)-A 酸化炉(2)-B	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{360}	IL:酸化炉温度高インターロック										○		認可番号 6次:ー
{361}	粉碎機	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{362}	フードボックス（粉末投入用）（粉碎機）										○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{363}	フードボックス（粉碎機）										○		認可番号 6次:ー
{364}	フードボックス(洗浄用)〔配管系統を含む〕	洗浄ボックス(3)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{365}	液受槽（フードボックス(洗浄用)）	液受槽(3)	追加						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{366}	ろ過器（フードボックス(洗浄用)）	ろ過器(2)	追加						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{367}	遠心分離機（フードボックス(洗浄用)）〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(5)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー		
{368}	粉末篩分機	粉末篩分機(1) 粉末篩分機(2)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー		
{369}	フードボックス（粉末投入用）（粉末篩分機）					○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー	
{370}	フードボックス（粉末篩分機）					○				○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー	
{371}	粉末篩分機用電動リフタ			電動リフタ(1) 電動リフタ(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:ー 7次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(23/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{372}	粉末混合機1	一次混合機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{373}	フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機1)				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{374}	容器リフト (粉末混合機1)				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{375}	フードボックス (粉末混合機1)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-
{376}	粉末明替用フードボックス	フードボックス(1)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
		フードボックス(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{377}	回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{378}	粉末混合機2	二次混合機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{379}	フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機2)				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{380}	粉碎機				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{381}	容器リフト (粉末混合機2)				○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{382}	フードボックス (粉末混合機2)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(24/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[383]	中型混合機	濃度調整混合機	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[384]	フードボックス(粉末投入用)(中型混合機)					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
[385]	フードボックス(中型混合機)					○					○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:-
[386]	中型混合機用電動リフト	電動リフト(3)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[387]	粗成型用プレス	粗成型用プレス	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[388]	フードボックス(粗成型用プレス)					○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
[389]	粗成型用プレスフィーダ	粗成型用プレスフィーダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[390]	フードボックス(粗成型用プレスフィーダ)					○					○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:-
[391]	スラグコンベア	スラグコンベア	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	
[392]	粉末集塵装置(粗成型工程)(ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(1)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
[393]	フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程))										○		認可番号 6次:-
[394]	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程))	バックアップフィルタ(1)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(25/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{395}	造粒機	造粒機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{396}	フードボックス (造粒機)						○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-
{397}	本成型用プレス	本成型用プレス	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{398}	フードボックス (本成型プレス)						○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{399}	本成型用プレスホッパ						○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{400}	フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)						○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{401}	ベレットコンベア						○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{402}	ベレット整列機			ベレット整列機	改造		○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{403}	フードボックス (ベレット整列機)				○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-		
{404}	本成型プレス用電動リフタ	電動リフタ(4)	変更なし		○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-		
{405}	粉末集塵装置 (本成型工程) (ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{406}	フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))										○	認可番号 6次:-
{407}	バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))	バックアップフィルタ(2)	変更なし		○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(26/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[408]	連続焼結炉〔水素配管系統、窒素配管系統(地震時供給系)、窒素配管系統、冷却水配管系統を含む〕	連続焼結炉	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[409]	IL:連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック										○	認可番号 6次:-
[410]	IL:連続焼結炉着火源喪失インターロック										○	認可番号 6次:-
[411]	IL:水素漏えい検知インターロック										○	認可番号 6次:-
[412]	IL:連続焼結炉過加熱防止インターロック										○	認可番号 6次:-
[413]	IL:連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○	認可番号 6次:-
[414]	IL:地震インターロック										○	認可番号 6次:-
[415]	爆発圧力逃し機構										○	認可番号 6次:-
[416]	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[417]	ベレットコンベア	ベレットコンベア	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[418]	パーツフィーダ	パーツフィーダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[419]	フードボックス(センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ	改造		○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-
[420]	フードボックス(パーツフィーダ)	パーツフィーダ	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[421]	ベレット配列機	ベレット配列機	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[422]	冷却水循環槽(研削用)(冷却水配管系統を含む)	冷却水循環槽	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[423]	遠心分離機(研削用)(冷却水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(1)	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[424]	ベレット外観検査装置	ベレット外観検査装置	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[425]	金属容器(ベレット)受				○						○	○
[426]	ベレット寸法密度測定台	ベレット寸法密度測定台	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(27/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能一覧 番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{427}	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{428}	ロータ用台車(2)	ロータ用台車(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{429}	洗浄水循環槽(洗浄用)〔洗浄水配管系 統を含む〕	洗浄水循環槽(1) 洗浄水循環槽(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{430}	ろ過器	ろ過器	追加						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{431}	遠心分離機(洗浄用)〔洗浄水配管系 統、ロータを含む〕	遠心分離機(2) 遠心分離機(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{432}	研削屑乾燥機(研削屑乾燥パットを含む)	研削屑乾燥機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{433}	IL:研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出 し防止インターロック				○				○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:-
{434}	粉末再生フードボックス	フードボックス(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{435}	酸化炉〔ラック搬送装置、ポート(酸化)を 含む〕	酸化炉	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{436}	IL:酸化炉温度高インターロック				○				○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:-
{437}	粉碎機				○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{438}	フードボックス(粉末投入用)(粉碎 機)	粉碎機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{439}	フードボックス(粉碎機)				○				○		認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:-
{440}	乾燥機〔ベレットトレイを含む〕	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2) ベレット乾燥機(3) ベレット乾燥機(4) ベレット乾燥機(6) ベレット乾燥機(8) ベレット乾燥機(9) ベレット乾燥機(10)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{441}	ベレット挿入機	ベレット挿入機Ⅰ系 ベレット挿入機Ⅱ系	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{442}	ベレットトレイ用台車(3)	ベレットトレイ用台車(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(28/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{443}	端面洗浄機	端面洗浄機Ⅰ系 端面洗浄機Ⅱ系	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{444}	端栓圧入機	端栓圧入機Ⅰ系 端栓圧入機Ⅱ系	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{445}	端栓溶接装置	上部端栓周溶接装置Ⅰ系 下部端栓周溶接装置Ⅰ系 上部端栓周溶接装置Ⅱ系 下部端栓周溶接装置Ⅱ系	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		He加圧溶接装置Ⅰ系 He加圧溶接装置Ⅱ系	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{446}	燃料棒ラインコンベア〔ロッドトレイを含む〕	ラインコンベアⅠ系(1) ラインコンベアⅠ系(2) ラインコンベアⅠ系(3) ラインコンベアⅠ系(4) ラインコンベアⅠ系(5) ラインコンベアⅠ系(6) 払出しコンベアⅠ系 ラインコンベアⅡ系(1) ラインコンベアⅡ系(2) ラインコンベアⅡ系(3) ラインコンベアⅡ系(4) ラインコンベアⅡ系(5) ラインコンベアⅡ系(6) 払出しコンベアⅡ系	改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 変更なし 改造 改造 改造 改造 改造 改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{447}	端栓切断機	端栓切断機	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{448}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{449}	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	UO <sub>2</sub> 明替ボックス	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{450}	燃料棒ラインコンベア〔ロッドトレイ、ロッドチャンネルを含む〕	受入コンベア UT前コンベア シールX線前コンベア トレイ搬送リコンベア 全長・重量前コンベア トレイスタックコンベア 燃料棒スタックコンベアA γ線走査コンベア 燃料棒スタックコンベアB 燃料棒供給コンベア チャンネル搬送コンベア チャンネルスタックコンベア	改造			3				○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{451}	燃料棒検査装置(超音波式)	超音波検査装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
{452}	X線検査装置	シールX線検査装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
{453}	燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(29/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{454}	燃料棒検査装置(渦電流式)	渦電流検査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{455}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{456}	ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{457}	定盤	燃料棒検査定盤(1) 燃料棒検査定盤(2) 燃料棒立会検査定盤	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{458}	燃料棒受台	燃料棒受台	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{459}	乾燥機 (ベレットトレイを含む)	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{460}	ベレット挿入機	ベレット挿入機	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{461}	ベレットトレイ用台車(4)	ベレットトレイ用台車(4)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{462}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{463}	端栓溶接装置	端栓周溶接装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
		He加圧溶接装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{464}	端栓切断機	端栓切断機	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{465}	ベレット取出台	ベレット取出台	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{466}	燃料棒ラインコンベア	燃料棒ラインコンベア	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{467}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
{468}	スタック台	スタック台	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(30/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[469]	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[470]	マガジン昇降台	マガジン昇降台	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[471]	マガジン	マガジン	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[472]	運搬台車	運搬台車	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[473]	マガジン架台	マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[474]	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[475]	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置(1) 燃料集合体組立装置(2) 燃料集合体組立装置(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[476]	マガジン架台部	マガジン架台部	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[477]	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置 拘束力検査測定台	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[478]	ホイス	ジブクレーン(1)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[479]	燃料集合体検査台	エンベロープ検査装置	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[480]	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[481]	燃料集合体検査定盤	燃料集合体検査定盤	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[482]	燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定台(1) 燃料集合体検査測定台(2) 燃料集合体検査測定台(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[483]	ホイス	ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[484]	燃料集合体外観検査台	燃料集合体外観検査台	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[485]	燃料集合体嵌合台	燃料集合体検査ビット(1) 燃料集合体検査ビット(2) 燃料集合体検査ビット(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[486]	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠(1) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)	改造						○		認可番号 7次:-
[487]	シリンダ貯蔵ビット	シリンダ貯蔵ビット	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[488]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(31/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[489]	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[490]	天井走行クレーン	天井走行クレーン (原料貯蔵所5t)	改造							○	認可番号 7次:-
[491]	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台(1) シリンダ貯蔵架台(2) シリンダ貯蔵架台(3)	改造			3				○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[492]	UF <sub>6</sub> シリンダ	UF <sub>6</sub> シリンダ	改造						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
[493]	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	改造							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[494]	天井走行クレーン	天井走行クレーン (転換5t)	変更なし							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[495]	大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架台(1) 大型粉末容器貯蔵架台(2) 大型粉末容器貯蔵架台(3) 大型粉末容器貯蔵架台(4) 大型粉末容器貯蔵架台(5) 大型粉末容器貯蔵架台(6)	改造			3				○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[496]	大型粉末容器	大型粉末容器	改造			3	3			○ ○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[497]	大型粉末容器用台車	大型粉末容器用台車	改造							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[498]	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚(1) 仕掛品貯蔵棚(2) 仕掛品貯蔵棚(3)	改造							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[499]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
[500]	SUS容器用台車(3)	SUS容器用台車(3)	変更なし							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[501]	SUS容器用台車(4)	SUS容器用台車(4)	変更なし							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[502]	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	改造							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[503]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
[504]	運搬台車	運搬台車(1) 運搬台車(2) 運搬台車(3) 運搬台車(4) 運搬台車(5) 運搬台車(6) 運搬台車(7)	改造							○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[505]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
[506]	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(32/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{507}	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{508}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{509}	金属容器(粉末)用台車(1)	金属容器(粉末)用台車(1)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{510}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{511}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{512}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{513}	金属容器(粉末)用台車(2)	金属容器(粉末)用台車(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{514}	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(5) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(6) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(7) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(8) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(9) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(10) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(11) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(12) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(13) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(14) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(15) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(16)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{515}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{516}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{517}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1) 粉末一時貯蔵棚(2) 粉末一時貯蔵棚(3) 粉末一時貯蔵棚(4) 粉末一時貯蔵棚(5) 粉末一時貯蔵棚(6)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{518}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{519}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{520}	SUS容器用台車(1)	SUS容器用台車(1)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{521}	金属容器(粉末)用台車(3)	金属容器(粉末)用台車(3)-1 金属容器(粉末)用台車(3)-2	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{522}	フードボックス	フードボックス(4)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(33/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[523]	原料粉末貯蔵棚	原料粉末貯蔵棚(1) 原料粉末貯蔵棚(2)	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[524]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[525]	粉末貯蔵室(1)用電動リフタ	電動リフタ(5)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[526]	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4)	改造		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[527]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[528]	粉末貯蔵室(2)用電動リフタ	電動リフタ(6)	変更なし		○					○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
[529]	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4)	改造				3			○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[530]	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[531]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[532]	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[533]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[534]	第2核燃料倉庫用電動リフタ	電動リフタ	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[535]	粉末回収・ベレット取扱ボックス	粉末回収・ベレット取扱ボックス	変更なし							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[536]	粉末容器ハンドリング装置	フードボックス(1) フードボックス(2) コンベア(1) コンベア(3) バランサー(1) バランサー(2)	変更なし							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[537]	内容器用台車	内容器用台車	変更なし							○		認可番号 7次:-
[538]	他社缶用台車	他社缶用台車	変更なし							○		認可番号 7次:-
[539]	SUS容器用台車(2)	SUS容器用台車(2)	変更なし							○		認可番号 7次:-
[540]	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	改造							○		認可番号 7次:-
[541]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
[542]	リフタ	リフタ	改造							○		認可番号 7次:-
[543]	粉末容器構内運搬車	粉末容器構内運搬車	改造							○		認可番号 7次:-
[544]	クレーン	クレーン(第3核燃料倉庫)	改造							○		認可番号 7次:-
[545]	保管容器(劣化・天然ウラン用)	保管容器(1) 保管容器(2)	変更なし							○		認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(34/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[546]	圧粉ベレット一時貯蔵棚 (ポート (焼結) を含む)	圧粉ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[547]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[548]	乗移台2	乗移台2	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[549]	ポート運搬台車	ポート運搬台車(1) ポート運搬台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[550]	焼結ベレット一時貯蔵棚 (ポート (焼結) を含む)	焼結ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		焼結ベレット一時貯蔵棚(2)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[551]	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		ベレットラインコンベア(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[552]	ポート (焼結) 用台車(1)	ポート (焼結) 用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[553]	ポート (焼結) 用台車(2)	ポート (焼結) 用台車(2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[554]	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (1) スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (2)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[555]	金属容器 (ベレット)	金属容器 (ベレット)	改造						○		認可番号 6次:-
[556]	金属容器 (ベレット) 用台車(1)	金属容器 (ベレット) 用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[557]	仕上りベレット一時貯蔵棚 (ベレットトレイを含む)	仕上りベレット一時貯蔵棚(1)~(4)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[558]	仕上りベレット貯蔵棚 (ベレットトレイを含む)	仕上りベレット貯蔵棚架台(1)~(10) 仕上りベレット貯蔵棚 (前期型) 仕上りベレット貯蔵棚 (後期型)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[559]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[560]	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[561]	ベレットトレイ用台車(1)	ベレットトレイ用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(35/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[562]	余剰ペレット貯蔵棚〔金属缶を含む〕	余剰ペレット貯蔵棚(1) 余剰ペレット貯蔵棚(2) 余剰ペレット貯蔵棚(3) 余剰ペレット貯蔵棚(4)	改造						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[563]	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし						○	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
[564]	圧粉ペレット貯蔵棚〔ポート(焼結)を含む〕	圧粉ペレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[565]	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(1) ペレットラインコンベア(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[566]	焼結ペレット貯蔵棚〔ポート(焼結)を含む〕	焼結ペレット貯蔵棚	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[567]	ペレットラインコンベア	ペレットラインコンベア(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:ー
[568]	ポート(焼結)用台車(3)	ポート(焼結)用台車(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[569]	ポート(焼結)用台車(4)	ポート(焼結)用台車(4)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[570]	金属容器(ペレット)用台車(2)	金属容器(ペレット)用台車(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[571]	仕上りペレット一時貯蔵棚〔ペレットトレイを含む〕	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
		仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[572]	ペレットトレイ用台車(2)	ペレットトレイ用台車(2)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[573]	仕上りペレット貯蔵棚〔ペレットトレイを含む〕	仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[574]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー
[575]	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:ー 7次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(36/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分									
[576]	ペレット貯蔵棚 (金属缶を含む)	ペレット貯蔵棚 (1) ペレット貯蔵棚 (2)	改造								○	認可番号 7次:-
[577]	金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)	変更なし								○	認可番号 7次:-
[578]	ペレット構内運搬容器	ペレット構内運搬容器	改造								○	認可番号 7次:-
[579]	燃料棒一時貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[580]	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[581]	燃料棒一時貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[582]	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[583]	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[584]	燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[585]	トラバーサ	トラバーサ	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[586]	運搬車	運搬車	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[587]	燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	燃料棒貯蔵棚	変更なし		○						○ ○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
[588]	ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		○						○ ○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
[589]	燃料棒構内運搬車	燃料棒構内運搬車	改造								○	認可番号 7次:-
[590]	保存燃料棒貯蔵棚 (ロッドチャンネルを含む)	保存燃料棒貯蔵棚	改造								○	認可番号 7次:-
[591]	ロッドチャンネル用台車(5)	ロッドチャンネル用台車(5)	変更なし								○	認可番号 7次:-
[592]	ロッドチャンネル用リフト	ロッドチャンネル用リフト	変更なし								○	認可番号 7次:-
[593]	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[594]	天井走行クレーン	天井走行クレーン (組立北4.8t)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
		天井走行クレーン (組立北3t)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
		天井走行クレーン (組立南5t)	変更なし								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
		天井走行クレーン (組立南1t)	変更なし								○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[595]	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1) 燃料集合体貯蔵架台(2) 燃料集合体貯蔵架台(3)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[596]	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[597]	天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理横4.8t)	変更なし						○		認可番号 6次:-
[598]	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚(1) 洗浄残渣貯蔵棚(2) 洗浄残渣貯蔵棚(3)	改造							○	認可番号 7次:-
[599]	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[600]	チャッキンググリフト	チャッキンググリフト	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[601]	棚搬入コンベア	棚搬入コンベア	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[602]	SUS容器用台車(5)	SUS容器用台車(5)	改造							○	認可番号 7次:-
[603]	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
[604]	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[605]	洗浄残渣乾燥機 (乾燥バットを含む)	洗浄残渣明替フードボックス								3	○
[606]	回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[607]	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
[608]	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3	○	○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[609]	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造、変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン	改造、変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン (分析室、分光分析室給気系統(2))	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[610]	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(38/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[610]	排気ファン	排気ファン	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[611]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[612]	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
[613]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設、改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
[614]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[615]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[616]	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[617]	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		給気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造						○		認可番号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		排気ファン	改造						○		認可番号 6次:-
[618]	スクラバ(蒸発・加水分解系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(原料倉庫局所排気系統)	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[619]	切替ダンパ	切替ダンパ(原料倉庫局所排気系統)	新設及び改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[620]	地震運動閉止ダンパ	地震運動閉止ダンパ	新設						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[621]	I L : 地震インターロック								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(39/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{622}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3		○			認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{623}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3		○			認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{624}	給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{625}	排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ(原料倉庫との境界部)	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{626}	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{627}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○		認可番号 6次:—
{628}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—	
{629}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3		○			認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{630}	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{631}	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{632}	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{633}	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)(転換加工室局所排気系統(3))	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{634}	スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—
{635}	排ガス分解装置〔助燃用プロパンガス供給配管系統を含む〕	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		認可番号 6次:—
{636}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工室局所排気系統(1))	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{637}	IL:安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		認可番号 6次:—
{638}	スクラバ(分析系統) 〔排気・循環液配管系統含む〕	スクラバ(分析系統)(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—
{639}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造						○		認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(40/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[640]	気体廃棄設備(2)	気体廃棄設備(2)	-				2、3		○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
[641]	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(フィルタ室(1)給気系統)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(作業室、廃棄物缶詰室給気系統)	変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[642]	排気ファン	排気ファン(燃料棒溶接室内排気系統)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造、変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[643]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(廃棄物缶詰室局所排気系統)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(廃棄物一時貯蔵所室内排気系統)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[644]	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	新設						○		認可番号 6次:-
[645]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
[646]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[647]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(41/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{648}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:—	
{649}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	改造						○		認可番号 6次:—	
		給気ファン (フィルタ室(1)給気系統)	改造						○		認可番号 6次:—	
		給気ファン (作業室、廃棄物缶詰室給気系統)	変更なし							○		認可番号 6次:—
		排気ファン (燃料棒溶接室内排気系統)	改造							○		認可番号 6次:—
		排気ファン	改造、変更なし							○		認可番号 6次:—
{650}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—	
		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—	
{651}	負圧警報装置	排気ファン (燃料棒溶接室内排気系統)	改造							○	認可番号 6次:—	
		排気ファン	改造、変更なし							○	認可番号 6次:—	
		排気ファン	改造、変更なし							○	認可番号 6次:—	
{652}	気体廃棄設備 (3)	気体廃棄設備 (3)	—		3				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:— 7次:—	
{653}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン (燃料棒溶接室給気系統)	変更なし							○	認可番号 6次:—	
		給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—	
{654}	排気ファン	排気ファン	改造						○	○	認可番号 6次:— 7次:—	
{655}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						○		認可番号 6次:—	
{656}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 6次:—	
{657}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造							○	認可番号 6次:—	
{658}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造		3					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(42/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{660}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造		3					○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:—
{661}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 6次:—
{662}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
		給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン	改造							○	認可番号 6次:—
{663}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 6次:—
{664}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:—
{665}	負圧警報装置	排気ファン	改造							○	認可番号 6次:—
{666}	気体廃棄設備 (4)	気体廃棄設備 (4)	—							○	認可番号 7次:—
{667}	給気ファン (空調機給気ファンを含む)	給気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{668}	排気ファン	排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{669}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造							○	認可番号 7次:—
{670}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 7次:—
{671}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造							○	認可番号 7次:—
{672}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 7次:—
{673}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 7次:—
{674}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 7次:—
{675}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
		排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—
{676}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 7次:—
{677}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 7次:—
{678}	負圧警報装置	排気ファン	変更なし							○	認可番号 7次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(43/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{679}	気体廃棄設備(5)	気体廃棄設備(5)	-						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{680}	給気ファン	給気ファン(廃棄物処理室・排気室給気系統)	変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{681}	排気ファン	排気ファン	改造						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{682}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{683}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(廃棄物処理室・排気室給気系統)	新設						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{684}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{685}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ(廃棄物処理室・排気室給気系統)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{686}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{687}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{688}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(廃棄物処理室・排気室給気系統)	変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{689}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ(廃棄物処理室・排気室給気系統)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{690}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{691}	負圧警報装置(第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄機共用)	排気ファン	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{692}	スクラバ(局所排気系統)(排気・循環液配管系統を含む)	スクラバ(局所排気系統)(廃棄物処理室・排気室局所排気系統)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(44/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[693]	気体廃棄設備(6)	気体廃棄設備(6)	-						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[694]	空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[695]	排気ファン	排気ファン	変更なし						3	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[696]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[697]	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室、排気室、測定室給気系統)	新設						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[698]	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	新設						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[699]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[700]	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)(廃棄物プレス室局所排気系統)	新設						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[701]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[702]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[703]	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[704]	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	空調機給気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[705]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
[706]	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(45/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[707]	転換第1廃液貯槽 (配管系統を含む)	転換第1廃液貯槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[708]	液位高警報設備										○
[709]	洗浄液受槽 (配管系統を含む)	洗浄液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[710]	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[711]	液位高警報設備	洗浄液受槽	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[712]	ろ液受槽 (配管系統を含む)	ろ液受槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[713]	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	変更なし			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[714]	液位高警報設備	ろ液受槽	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[715]	地下集水槽 (配管系統を含む)	地下集水槽A 地下集水槽B	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[716]	地下ピット (ピット内液回収配管系統含む)	地下集水槽地下ピット	変更なし						○		認可番号 6次:-
[717]	液位高警報設備	地下集水槽A	改造						○		認可番号 6次:-
[718]	堰漏水検知警報設備	地下集水槽B								○	認可番号 6次:-
[719]	転換第2廃液貯槽 (配管系統を含む)	転換第2廃液貯槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[720]	液位高警報設備										○
[721]	混合槽 (配管系統を含む)	混合槽	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[722]	液位高警報設備										○
[723]	集水槽(チェック) (配管系統を含む)	集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	改造			3			○	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
[724]	液位高警報設備										○



表3-1 設工認申請対象の申請状況(46/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[725]	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)〔廃液配管系統を含む〕	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造						○	○	認可番号 6次:- 7次:-
[726]	液位高警報設備										○
[727]	廃液貯槽(洗浄工程)〔配管系統を含む〕	廃液貯槽(洗浄工程)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[728]	液位高警報設備										○
[729]	沈殿槽〔配管系統を含む〕	沈殿槽	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[730]	液位高警報設備										○
[731]	遠心ろ過機	遠心ろ過機	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[732]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(1)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[733]	液位高警報設備										○
[734]	ろ過機	ろ過機	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[735]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(2)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[736]	液位高警報設備										○
[737]	集水槽(チェック)〔配管系統を含む〕	集水槽(チェック)(1) 集水槽(チェック)(2)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[738]	液位高警報設備										○
[739]	イオン交換塔	イオン交換塔(1) イオン交換塔(2)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[740]	液位高警報設備(イオン交換塔)										○
[741]	液受槽〔配管系統を含む〕	液受槽(3)	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[742]	液位高警報設備(液受槽)										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(47/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[743]	乾燥機	乾燥機	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[744]	フードボックス	フードボックス	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[745]	廃液貯槽(チェック) (配管系統を含む)	廃液貯槽 (チェック) (1) 廃液貯槽 (チェック) (2)	改造							3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[746]	液位高警報設備 (廃液貯槽(チェック))										○	認可番号 7次:-
[747]	廃液処理室回収ピット (配管系統を含む)	廃液処理室回収ピット	改造								○	認可番号 7次:-
[748]	液位高警報設備 (廃液処理室回収ピット)										○	認可番号 7次:-
[749]	堰 (廃液貯槽(洗浄工程)) < 廃液貯槽 (チェック)、沈殿槽、遠心ろ過機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽 >	堰 (廃液貯槽 (洗浄工程))	新設								○	認可番号 7次:-
[750]	測定室回収ピット (配管系統を含む)	測定室回収ピット	改造								○	認可番号 7次:-
[751]	液位高警報設備										○	認可番号 7次:-
[752]	貯留タンク (配管系統を含む)	貯留タンク(1) 貯留タンク(2)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[753]	液位高警報設備										○	認可番号 6次:-
[754]	貯留タンク(チェック) (配管系統を含む)	貯留タンク(チェック)(1) 貯留タンク(チェック)(2)	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[755]	液位高警報設備	貯留タンク(チェック)(3)									○	認可番号 6次:-
[756]	ろ過機	ろ過機	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[757]	ろ液受槽 (配管系統を含む)	ろ液受槽	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[758]	液位高警報設備										○	認可番号 6次:-
[759]	堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造								○	認可番号 6次:-
[760]	集水ピット (配管系統を含む)	集水ピット	改造								○ ○	認可番号 6次:- 7次:-
[761]	液位高警報設備 (集水ピット)										○	認可番号 6次:-
[762]	凝集沈殿槽 (配管系統を含む)	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設								○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[763]	液位高警報設備										○	認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(48/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[764]	遠心分離機	遠心分離機	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[765]	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)~(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[766]	液位高警報設備							○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
[767]	ろ過機	ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び改造				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[768]	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[769]	液位高警報設備							○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[770]	イオン交換装置	イオン交換装置	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[771]	乾燥機	乾燥機	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号	
[772]	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~(3)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[773]	液位高警報設備							○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
[774]	堰(チェックタンク)	堰(チェックタンク)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号	
[775]	堰漏水検知警報設備							○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
[776]	排水貯留池	排水貯留池(1) 排水貯留池(2)	変更なし							○	認可番号 7次:-	
[777]	液位高警報設備	排水貯留設備(1) 排水貯留設備(2)	改造							○	認可番号 7次:-	
[778]	保管棚	保管棚(1) 保管棚(2) 保管棚(3) 廃液容器 受容器	改造、変更なし				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
[779]	廃液容器										○	認可番号 7次:-
[780]	受容器(保管棚)							3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
[781]	漏水検知警報設備											○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(49/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[782]	焼却炉（排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む）	焼却炉	改造					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[783]	投入フードボックス							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[784]	抜出フードボックス							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[785]	IL:燃焼装置失火インターロック							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[786]	IL:排ガス温度高インターロック							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[787]	IL:燃焼用空気停止インターロック							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[788]	送風機ファン							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[789]	サイクロン	サイクロン	変更なし					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[790]	フードボックス							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[791]	フラッシュチャンバ	フラッシュチャンバ	改造					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[792]	集塵機	集塵機	改造					3	○	認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:-	
[793]	イオン交換材混合機	イオン交換材混合機	変更なし					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[794]	イオン交換材成型機	イオン交換材成型機	変更なし					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[795]	ビット（配管系統を含む）	ビット	改造						3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[796]	液位高警報設備										○
[797]	クレーン	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造						○	認可番号 6次:-	
[798]	クレーン	クレーン（第1廃棄物処理所前室）	新設						○	認可番号 7次:-	
[799]	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	改造					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[800]	フードボックス							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[801]	破砕機	破砕機	改造					3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-
[802]	フードボックス							3		○	認可番号 5次:原規発第2008051号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(50/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[803]	クレーン	クレーン (第2廃棄物処理所)	改造								○ 認可番号 7次:-
[804]	ドラム缶用廃棄物プレス	ドラム缶用廃棄物プレス	改造						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[805]	超音波洗浄機	超音波洗浄機 (1) 超音波洗浄機 (2)	変更なし				3				○ 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-
[806]	廃水中和設備 (配管系統を含む)	廃水受槽 中和槽 遠心分離機 ろ液受槽	改造、変更なし						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[807]	液位高警報設備										○ 認可番号 7次:-
[808]	分別・解体フード (ドラム缶傾転機を含む)	分別・解体フード	改造						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[809]	水洗槽 (配管系統を含む)	水洗槽	変更なし						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[810]	切断フード	切断フード	変更なし				3				○ 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-
[811]	排水受槽 (配管系統を含む)	排水受槽	改造				3				○ 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-
[812]	液位高警報設備										○ 認可番号 7次:-
[813]	乾燥機	乾燥機(1) 乾燥機(2) 乾燥機(3)	改造、変更なし						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[814]	ブラスト装置	ブラスト装置(1) ブラスト装置(2)	改造				3				○ 認可番号 4次:原規発第2003279号 7次:-
[815]	クレーン	クレーン (除染室(2))	改造						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[816]	解体用フードボックス	解体用フードボックス	変更なし						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[817]	切断機	切断機(1) 切断機(2)	改造、変更なし						3		○ 認可番号 6次:- 7次:-
[818]	廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物貯蔵設備(1)	改造								○ 認可番号 7次:-
[819]	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	変更なし								○ 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(51/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{820}	クレーン	クレーン (廃棄物一時貯蔵所)	改造				3				○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{821}	クレーン	クレーン (放射線管理棟前室)	新設								○	認可番号 7次:-
{822}	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	改造								○	認可番号 6次:-
{823}	クレーン	クレーン	変更なし								○	認可番号 6次:-
{824}	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{825}	クレーン	クレーン①	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{826}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	新設						○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{827}	クレーン	クレーン②	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{828}	エアスニファ	エアスニファ (工場棟 転換工場) エアスニファ (工場棟 成型工場) エアスニファ (加工棟 成型工場) エアスニファ (放射線管理棟) エアスニファ (付属建物 第2核燃料倉庫) エアスニファ (付属建物 除染室・分析室) エアスニファ (付属建物 第3核燃料倉庫) エアスニファ (付属建物 第1廃棄物処理所) エアスニファ (付属建物 第2廃棄物処理所) エアスニファ (付属建物 シリンダ洗浄棟)	改造			2			2	2	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{829}	エリアモニタ	エリアモニタ Ch-1 エリアモニタ Ch-2 エリアモニタ Ch-3 エリアモニタ Ch-4 エリアモニタ Ch-5 エリアモニタ Ch-6 エリアモニタ Ch-7 エリアモニタ Ch-8	改造			2					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 7次:-
{830}	ハンドフットモニタ	ハンドフットモニタ1~6 ハンドフットモニタ7 ハンドフットモニタ8 ハンドフットモニタ9	改造								○	認可番号 7次:-
{831}	ダストモニタ	転換工場ダストモニタ 成型工場ダストモニタ 加工棟ダストモニタ 第3核燃料倉庫ダストモニタ 第1廃棄物処理所ダストモニタ シリンダ洗浄棟ダストモニタ	改造			2			2	2	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{832}	モニタリングポスト	モニタリングポスト	改造								○	認可番号 7次:-
{833}	工場棟(転換工場)	工場棟転換工場	改造、変更なし					○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-1、SD-2)は6次申請 7次:-
{834}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設					○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{835}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (転換工場)	新設								○	認可番号 7次:-
{836}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○			認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(52/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{837}	工場棟(成型工場)	工場棟成型工場	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{838}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{839}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(成型工場)	新設							○	認可番号 7次:-
{840}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{841}	工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-17)は6次申請 7次:-
{842}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{843}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{844}	加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造		○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{845}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
{846}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(加工棟)	新設							○	認可番号 7次:-
{847}	放射線管理棟	放射線管理棟	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{848}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{849}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(放射線管理棟)	新設							○	認可番号 7次:-
{850}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{851}	付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-220)は6次申請 7次:-
{852}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{853}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(除染室・分析室)	新設							○	認可番号 7次:-
{854}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{855}	付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{856}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設				○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
{857}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備(第2核燃料倉庫)	新設							○	認可番号 7次:-
-	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(53/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{858}	付属建物(第3核燃料倉庫)	第3核燃料倉庫	改造								○	認可番号 7次:-	
{859}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設、変更なし								○	認可番号 7次:-	
{860}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (第3核燃料倉庫)	新設								○	認可番号 7次:-	
{861}	付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{862}	付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)	劣化・天然ウラン倉庫	改造								○	認可番号 7次:-	
{863}	付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造					○			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-	
{864}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁(5)	新設								○	認可番号 6次:-	
{865}	付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{866}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{867}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (第1廃棄物処理所)	新設								○	○	認可番号 7次:-
{868}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	○	認可番号 6次:-
{869}	付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{870}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{871}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (第2廃棄物処理所)	新設								○	○	認可番号 7次:-
{872}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	○	認可番号 6次:-
{873}	付属建物(シリンダ洗浄棟)	シリンダ洗浄棟	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{874}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{875}	堰漏水検知警報設備	堰漏水検知警報設備 (シリンダ洗浄棟)	新設								○	○	認可番号 7次:-
{876}	付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造								○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{877}	付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設	○							○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 6次:- 7次:-
{878}	付属建物(発電機室)	発電機室	新設							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(54/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{879}	付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設				○		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-		
{880}	付属建物(第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設						○	○	認可番号 6次:- 7次:-		
{881}	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁(1)	新設						○		認可番号 6次:-		
{882}	遮蔽壁(加工棟の東南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(4)	新設						○		認可番号 6次:-		
{883}	遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界)	独立遮蔽壁(3)	新設						○		認可番号 6次:-		
{884}	遮蔽壁(組立工場の西南角部屋外周辺)	独立遮蔽壁(2)	新設						○		認可番号 6次:-		
{885}	防護フェンス	防護フェンス	新設						○		認可番号 6次:-		
{886}	空シリンダ置場	空シリンダ置場	変更なし							○	認可番号 7次:-		
{887}	非常用電源設備	非常用電源設備	-						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-		
{888}	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-		
{889}	無停電電源装置	無停電電源装置	改造							○	認可番号 7次:-		
{890}	非常用通報設備	非常用通報設備	-		○	2	○		2	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
{891}	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-		
			変更なし			2	○				○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし			2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし						○				○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(55/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[891]	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし				○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			変更なし					2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし								○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし								○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
[892]	放送設備	放送設備	増設		○						○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-	
			変更なし			2	○					○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
			変更なし					2	○			○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2	○			○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2	○			○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2	○			○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし							○		○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(56/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[892]	放送設備	放送設備	変更なし					○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設					○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設							○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし							2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(57/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
(893)	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-			
			増設		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-		
			増設				2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設				2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設				2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設					2	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設					2	○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設							○				○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設							○				○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設								○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			増設								2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			増設								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			改造						2	○		第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			増設								○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			新設								○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
[894]	消火設備	消火設備	-	○	○		○	2	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
[895]	屋外消火栓	屋外消火栓	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-	
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
			変更なし			2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(59/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考					
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次						
[895]	屋外消火栓	屋外消火栓	変更なし				2	○			除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:—					
			変更なし					○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—					
			変更なし						○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—				
			変更なし						○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:—				
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:—				
			変更なし								○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 6次:— 7次:—			
			変更なし									○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:— 7次:—		
			変更なし									○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:— 7次:—		
			変更なし										○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:— 7次:—	
			変更なし										○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:— 7次:—	
			変更なし											○	○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			改造											○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:— 7次:—
			変更なし											○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—
[896]	防火水槽	防火水槽(1) 防火水槽(2) 防火水槽(3) 防火水槽(4)	変更なし、更新								○	認可番号 7次:—				
[897]	可搬式消火ポンプ	可搬消火ポンプ(1) 可搬消火ポンプ(2)	改造、増設								○	認可番号 7次:—				

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{898}	消火器	消火器	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			増設				2	○				工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし							○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし							○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			変更なし								2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-			
			変更なし						2	○	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-			
			変更なし							2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし								○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-		
			変更なし								○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-		
			変更なし								○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-		
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2	2	2	2	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-		
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-	
			撤去及び改造			2	○						○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設及び改造			2	○						○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設及び改造			2	○						○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-



表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造			2	○			○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-			
			改造			2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-			
			改造					2	○		○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設					2	○		○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設						○		○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設								○	○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			変更なし							2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			改造							2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(63/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
[901]	警報設備	警報設備	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-			
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-		
			変更なし				2	○					○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし				2	○					○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし				2	○					○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし				2	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし				2	○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし						2	○				○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし						2	○				○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設								○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			変更なし								2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			改造								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(64/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[901]	警報設備	警報設備	変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし						2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし								○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
[902]	緊急対策設備	緊急対策設備	-		○	○			2	○	○	認可番号 1次:原規発第1806196号 2次:原規発第1908096号 4次:原規発第2003279号 5次:原規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[903]	非常灯	非常用照明	増設		○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規発第1806196号 7次:-
			変更なし			2	○					○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規発第1908096号 7次:-
			改造				2	○				○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2	○				○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし					2	○			○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規発第1904115号 4次:原規発第2003279号 7次:-
			変更なし						2	○			○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[903]	非常灯	非常用照明	変更なし				2	○			○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			変更なし					2	○			○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし						2	○			○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設							○			○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設								○		○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
			変更なし								2	○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								2	○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			増設									○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
[904]	誘導灯	誘導灯	増設	○							○	廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-			
			変更なし		○							○	加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-		
			変更なし					○	○				○	工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし					○	○				○	工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし					○	○				○	工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			変更なし					○	○					○	放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし					○	○					○	除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし						○	○				○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし						○	○				○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設							○				○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設								○			○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
			変更なし								○	○		○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								○	○		○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[904]	誘導灯	誘導灯	変更なし						2	○	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			変更なし						2	○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
			増設								○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-	
			変更なし									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし									○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
			変更なし									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-	
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設		○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			増設			○							加工機成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			増設					○					工場棟転換工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○					工場棟成型工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○					工場棟組立工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○					放射線管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○				除染室・分析室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{905}	安全避難通路	安全避難通路	増設				○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			増設					○			発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号		
			増設							○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-	
			増設								○		第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-
			増設								○		シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:-
			増設								○		第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-
			増設								○		第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
			増設								○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設								○		原料貯蔵所 認可番号 6次:-
			増設								○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
{906}	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし					○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(907)	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		廃水タンク	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
(908)	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		高密度測定装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
		平均粒径測定装置	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
(909)	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
(910)	窒素供給設備	レーザータンク(1) レーザータンク(2) レーザータンク(3)	改造						3	○		認可番号 6次:- 7次:-	
(911)	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)	レーザータンク(4)				3			3	○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	



表3-1 設工認申請対象の申請状況(70/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
(912)	水素供給設備(屋外供給系統)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
(913)	水素ガス供給配管系統	水素ガス供給配管系統	改造			3			3	○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:- 7次:-
(914)	障壁	水素供給設備障壁	新設						○		認可番号 6次:-
(915)	IL:地震インターロック	水素ガス供給配管系統	改造							○	認可番号 7次:-
(916)	遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)	工業用水遮断弁(手動) 水道水遮断弁(手動)	新設							○	認可番号 7次:-
(917)	IL:地震インターロック	工業用水遮断弁(自動) 水道水遮断弁(自動) 冷却水ポンプ停止インターロック	新設							○	認可番号 7次:-
(918)	IL:漏水インターロック	純水ポンプ停止インターロック アンモニア水ポンプ停止インターロック 空調用水ポンプ停止インターロック									○
(919)	遮断弁(蒸気配管)	蒸気遮断弁(1)	新設							○	認可番号 7次:-
(920)	IL:地震インターロック	蒸気遮断弁(2)									○
(921)	秤量設備	秤量設備	-		○					○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
(922)	秤	UF6シリンダ秤量器	改造							○	原料貯蔵所 認可番号 7次:-
(923)	秤	保安秤量器(加工棟1) 保安秤量器(加工棟2) 保安秤量器(加工棟3) 保安秤量器(加工棟4) 保安秤量器(加工棟5) 保安秤量器(加工棟6) 保安秤量器(加工棟7) 保安秤量器(加工棟8) 保安秤量器(加工棟9)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(転換工場1) 保安秤量器(転換工場2) 保安秤量器(転換工場3) 保安秤量器(転換工場4) 保安秤量器(転換工場5) 保安秤量器(転換工場6) 保安秤量器(転換工場7) 保安秤量器(転換工場8) 保安秤量器(転換工場9) 保安秤量器(転換工場10)	改造							○	認可番号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(成型工場1) 保安秤量器(成型工場2) 保安秤量器(成型工場3) 保安秤量器(成型工場4) 保安秤量器(成型工場5) 保安秤量器(成型工場6) 保安秤量器(成型工場7) 保安秤量器(成型工場8) 保安秤量器(成型工場9) 保安秤量器(成型工場10)	改造								○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(71/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[923]	秤	保安秤量器(ウラン管理1) 保安秤量器(ウラン管理2) 保安秤量器(ウラン管理3) 保安秤量器(ウラン管理4)	改造							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
		保安秤量器(分析1) 保安秤量器(分析2)	改造								○	認可番号 7次:-
		保安秤量器 (ウラン管理5) 保安秤量器 (ウラン管理6) 保安秤量器 (ウラン管理7)	改造								○	認可番号 7次:-
		保安秤量器 (シリンダ1) 保安秤量器 (シリンダ2) 保安秤量器 (シリンダ3)	改造								○	認可番号 7次:-
-	-	アンモニア水製造装置	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号	
-	-	大型秤量機3,500kg 秤	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号	
-	-	発光分光分析装置	撤去						○		取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 5次:原規規発第2008051号	
-	-	イオン交換塔	撤去							○	取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (48原 第10305号) 撤去申請認可番号 6次:-	
-	-	本成型用プレス	撤去		○						取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号	
-	-	ベレット移替機	撤去		○						取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号	
-	-	粉末集塵装置	撤去		○						取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(72/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉体密度測定装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (3安(核規)第802号 2安(核規)第632号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	連続焼結炉	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	洗浄ボックス	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	遠心分離機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉碎装置	撤去	○							取得時許可番号 (57安(核規)第54号) 取得時認可番号 (平成14・05・27原第3号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉末混合機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレットラインコンベア	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(73/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	乾燥機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ペレット挿入機	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	端柱溶接装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料棒組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置(燃料棒検査室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体検査台	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置(燃料集合体組立室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規) 第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(74/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉ベレット一時貯蔵棚④	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	焼結ベレット一時貯蔵棚③	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第1廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第2廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材保管倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃水処理所	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	高汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(75/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	低汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	液受槽	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	後処理ろ過器	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排風機(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(76/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレット外観検査装置 (寸法・密度検査用)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (55安(核規)第388号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (62安(核規)第680号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	超音波探傷装置	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第358号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	材料試験機	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	火災報知設備(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(77/77)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	付属建物動力室	撤去※						○		取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第5369号) (57安(核規)第155号)(増設部) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般建物へ変更する。
-	-	ボイラー	撤去※						○		取得時許可番号 (47原第349号) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	暖冷房設備	撤去※						○		取得時認可番号 (44原第5369号) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	灯油貯蔵設備	撤去							○	取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 6次:-
-	-	計量機	撤去※							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:- ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	シリンダ貯蔵ピット(シリンダ傾転台含む)	撤去							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:-
-	-	耐圧試験設備	撤去※							○	取得時認可番号 (58安(核規)第628号) 撤去申請認可番号 7次:- ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	環境モニタリング設備ダストモニタ	撤去							○	取得時認可番号 (平成17・09・12原第9号) 撤去申請認可番号 7次:-



表3-2 建物及び設備 機器と設置位置と対応表(1次申請)

施設区分	設備場所	名称	施設区分	防火		地震		外部衝撃		安全機能		搬送設備	警報設備	安全避難施設	防護施設	放射線	非常用電源	通信設備	その他	
				第4条第1項	第4条第2項	第5条第1項	第5条第2項	第5条第3項	第5条第4項	第11条第1項	第11条第2項									第11条第3項
成形施設	工場棟 成型工場 ペレット加工室	本成型用プレス	搬去																	
		ベントト物替機	搬去																	
		圧縮成型設備	搬去																	
		圧縮体密度測定装置	搬去																	
		造粒設備	搬去																	
		造粒機	搬去																	
		造粒機	搬去																	
		造粒機	搬去																	
		造粒機	搬去																	
		造粒機	搬去																	
搬入施設	工場棟 成型工場 燃料供給装置	ベントト輸送設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
組立施設	工場棟 組立工場 燃料供給装置	燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
移設施設	工場棟 成型工場 ペレット加工室	燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
		燃料供給設備	搬去																	
放射線施設	付風建物 第1放射線管理棟 付風建物 第2放射線管理棟	放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
その他の加工施設	付風建物 第1放射線管理棟 付風建物 第2放射線管理棟	放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	
		放射線管理棟	搬去																	







表3-3 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(2次申請、核然料物質の貯蔵施設)

仕組番号	名称	仕様書	1 貯蔵施設		2 水気設備		3 空調		4 空調設備		5 気密設備	6 水気設備	7 気密設備	8 気密設備	9 気密設備	10 気密設備	11 気密設備	12 気密設備	13 気密設備	14 気密設備	15 気密設備	16 気密設備	17 気密設備	18 気密設備	19 気密設備	20 気密設備	21 気密設備	22 気密設備	23 気密設備
			変更なし	変更あり	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり	変更なし	変更あり																			
へ線-1	5.1.1.5 気密	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-2	気密設備 (物系)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-3	物系一時貯蔵庫(1)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-4	物系一時貯蔵庫(2)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-5	物系一時貯蔵庫(3)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-6	物系一時貯蔵庫(4)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-7	物系一時貯蔵庫(5)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-8	物系一時貯蔵庫(6)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-9	5.1.1.5.5 気密設備(車)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-10	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (1)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-11	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (2)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-12	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (3)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-13	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (4)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-14	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (5)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-15	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (6)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-16	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (7)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-17	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (8)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-18	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (9)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-19	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (10)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-20	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (11)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-21	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (12)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-22	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (13)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-23	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (14)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-24	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (15)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
へ線-25	5.1.1.5.5.1 気密設備 (物系) (16)	変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：設計変更なし+工事なし  
 ◎：設計変更あり+工事なし  
 ●：設計変更あり+工事あり





Main table with columns for equipment type (e.g., fire alarm, fire extinguisher), design details, and compliance status across various building sections (1-23).

Notes and legends on the right side, including:
- 注1: 設備選定から... (Equipment selection notes)
- 注2: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注3: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注4: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注5: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注6: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注7: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注8: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注9: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注10: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注11: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注12: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注13: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注14: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注15: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注16: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注17: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注18: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注19: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注20: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注21: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注22: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注23: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注24: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注25: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注26: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注27: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注28: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注29: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注30: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注31: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注32: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注33: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注34: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注35: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注36: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注37: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注38: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注39: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注40: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注41: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注42: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注43: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注44: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注45: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注46: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注47: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注48: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注49: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注50: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注51: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注52: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注53: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注54: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注55: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注56: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注57: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注58: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注59: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注60: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注61: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注62: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注63: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注64: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注65: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注66: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注67: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注68: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注69: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注70: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注71: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注72: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注73: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注74: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注75: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注76: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注77: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注78: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注79: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注80: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注81: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注82: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注83: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注84: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注85: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注86: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注87: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注88: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注89: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注90: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注91: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注92: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注93: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注94: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注95: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注96: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注97: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注98: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注99: 設備選定... (Equipment selection notes)
- 注100: 設備選定... (Equipment selection notes)











表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、化学処理施設 2/2)

項目	項目名	設計内容	1 構造		2 電気		3 材料		4 防火		5 防音		6 防振		7 防汚		8 防臭		9 防湿		10 防虫		11 防鼠		12 防鳥		13 防風		14 防雪		15 防雨		16 防露		17 防結露		18 防錆		19 防汚染		20 防騒音		21 防振動		22 防熱		23 防光		24 防臭		25 防湿		26 防虫		27 防鼠		28 防鳥		29 防風		30 防雪		31 防雨		32 防露		33 防結露		34 防錆		35 防汚染		36 防騒音		37 防振動		38 防熱		39 防光		40 防臭		41 防湿		42 防虫		43 防鼠		44 防鳥		45 防風		46 防雪		47 防雨		48 防露		49 防結露		50 防錆		51 防汚染		52 防騒音		53 防振動		54 防熱		55 防光		56 防臭		57 防湿		58 防虫		59 防鼠		60 防鳥		61 防風		62 防雪		63 防雨		64 防露		65 防結露		66 防錆		67 防汚染		68 防騒音		69 防振動		70 防熱		71 防光		72 防臭		73 防湿		74 防虫		75 防鼠		76 防鳥		77 防風		78 防雪		79 防雨		80 防露		81 防結露		82 防錆		83 防汚染		84 防騒音		85 防振動		86 防熱		87 防光		88 防臭		89 防湿		90 防虫		91 防鼠		92 防鳥		93 防風		94 防雪		95 防雨		96 防露		97 防結露		98 防錆		99 防汚染		100 防騒音		101 防振動		102 防熱		103 防光		104 防臭		105 防湿		106 防虫		107 防鼠		108 防鳥		109 防風		110 防雪		111 防雨		112 防露		113 防結露		114 防錆		115 防汚染		116 防騒音		117 防振動		118 防熱		119 防光		120 防臭		121 防湿		122 防虫		123 防鼠		124 防鳥		125 防風		126 防雪		127 防雨		128 防露		129 防結露		130 防錆		131 防汚染		132 防騒音		133 防振動		134 防熱		135 防光		136 防臭		137 防湿		138 防虫		139 防鼠		140 防鳥		141 防風		142 防雪		143 防雨		144 防露		145 防結露		146 防錆		147 防汚染		148 防騒音		149 防振動		150 防熱		151 防光		152 防臭		153 防湿		154 防虫		155 防鼠		156 防鳥		157 防風		158 防雪		159 防雨		160 防露		161 防結露		162 防錆		163 防汚染		164 防騒音		165 防振動		166 防熱		167 防光		168 防臭		169 防湿		170 防虫		171 防鼠		172 防鳥		173 防風		174 防雪		175 防雨		176 防露		177 防結露		178 防錆		179 防汚染		180 防騒音		181 防振動		182 防熱		183 防光		184 防臭		185 防湿		186 防虫		187 防鼠		188 防鳥		189 防風		190 防雪		191 防雨		192 防露		193 防結露		194 防錆		195 防汚染		196 防騒音		197 防振動		198 防熱		199 防光		200 防臭		201 防湿		202 防虫		203 防鼠		204 防鳥		205 防風		206 防雪		207 防雨		208 防露		209 防結露		210 防錆		211 防汚染		212 防騒音		213 防振動		214 防熱		215 防光		216 防臭		217 防湿		218 防虫		219 防鼠		220 防鳥		221 防風		222 防雪		223 防雨		224 防露		225 防結露		226 防錆		227 防汚染		228 防騒音		229 防振動		230 防熱		231 防光		232 防臭		233 防湿		234 防虫		235 防鼠		236 防鳥		237 防風		238 防雪		239 防雨		240 防露		241 防結露		242 防錆		243 防汚染		244 防騒音		245 防振動		246 防熱		247 防光		248 防臭		249 防湿		250 防虫		251 防鼠		252 防鳥		253 防風		254 防雪		255 防雨		256 防露		257 防結露		258 防錆		259 防汚染		260 防騒音		261 防振動		262 防熱		263 防光		264 防臭		265 防湿		266 防虫		267 防鼠		268 防鳥		269 防風		270 防雪		271 防雨		272 防露		273 防結露		274 防錆		275 防汚染		276 防騒音		277 防振動		278 防熱		279 防光		280 防臭		281 防湿		282 防虫		283 防鼠		284 防鳥		285 防風		286 防雪		287 防雨		288 防露		289 防結露		290 防錆		291 防汚染		292 防騒音		293 防振動		294 防熱		295 防光		296 防臭		297 防湿		298 防虫		299 防鼠		300 防鳥		301 防風		302 防雪		303 防雨		304 防露		305 防結露		306 防錆		307 防汚染		308 防騒音		309 防振動		310 防熱		311 防光		312 防臭		313 防湿		314 防虫		315 防鼠		316 防鳥		317 防風		318 防雪		319 防雨		320 防露		321 防結露		322 防錆		323 防汚染		324 防騒音		325 防振動		326 防熱		327 防光		328 防臭		329 防湿		330 防虫		331 防鼠		332 防鳥		333 防風		334 防雪		335 防雨		336 防露		337 防結露		338 防錆		339 防汚染		340 防騒音		341 防振動		342 防熱		343 防光		344 防臭		345 防湿		346 防虫		347 防鼠		348 防鳥		349 防風		350 防雪		351 防雨		352 防露		353 防結露		354 防錆		355 防汚染		356 防騒音		357 防振動		358 防熱		359 防光		360 防臭		361 防湿		362 防虫		363 防鼠		364 防鳥		365 防風		366 防雪		367 防雨		368 防露		369 防結露		370 防錆		371 防汚染		372 防騒音		373 防振動		374 防熱		375 防光		376 防臭		377 防湿		378 防虫		379 防鼠		380 防鳥		381 防風		382 防雪		383 防雨		384 防露		385 防結露		386 防錆		387 防汚染		388 防騒音		389 防振動		390 防熱		391 防光		392 防臭		393 防湿		394 防虫		395 防鼠		396 防鳥		397 防風		398 防雪		399 防雨		400 防露		401 防結露		402 防錆		403 防汚染		404 防騒音		405 防振動		406 防熱		407 防光		408 防臭		409 防湿		410 防虫		411 防鼠		412 防鳥		413 防風		414 防雪		415 防雨		416 防露		417 防結露		418 防錆		419 防汚染		420 防騒音		421 防振動		422 防熱		423 防光		424 防臭		425 防湿		426 防虫		427 防鼠		428 防鳥		429 防風		430 防雪		431 防雨		432 防露		433 防結露		434 防錆		435 防汚染		436 防騒音		437 防振動		438 防熱		439 防光		440 防臭		441 防湿		442 防虫		443 防鼠		444 防鳥		445 防風		446 防雪		447 防雨		448 防露		449 防結露		450 防錆		451 防汚染		452 防騒音		453 防振動		454 防熱		455 防光		456 防臭		457 防湿		458 防虫		459 防鼠		460 防鳥		461 防風		462 防雪		463 防雨		464 防露		465 防結露		466 防錆		467 防汚染		468 防騒音		469 防振動		470 防熱		471 防光		472 防臭		473 防湿		474 防虫		475 防鼠		476 防鳥		477 防風		478 防雪		479 防雨		480 防露		481 防結露		482 防錆		483 防汚染		484 防騒音		485 防振動		486 防熱		487 防光		488 防臭		489 防湿		490 防虫		491 防鼠		492 防鳥		493 防風		494 防雪		495 防雨		496 防露		497 防結露		498 防錆		499 防汚染		500 防騒音		501 防振動		502 防熱		503 防光		504 防臭		505 防湿		506 防虫		507 防鼠		508 防鳥		509 防風		510 防雪		511 防雨		512 防露		513 防結露		514 防錆		515 防汚染		516 防騒音		517 防振動		518 防熱		519 防光		520 防臭		521 防湿		522 防虫		523 防鼠		524 防鳥		525 防風		526 防雪		527 防雨		528 防露		529 防結露		530 防錆		531 防汚染		532 防騒音		533 防振動		534 防熱		535 防光		536 防臭		537 防湿		538 防虫		539 防鼠		540 防鳥		541 防風		542 防雪		543 防雨		544 防露		545 防結露		546 防錆		547 防汚染		548 防騒音		549 防振動		550 防熱		551 防光		552 防臭		553 防湿		554 防虫		555 防鼠		556 防鳥		557 防風		558 防雪		559 防雨		560 防露		561 防結露		562 防錆		563 防汚染		564 防騒音		565 防振動		566 防熱		567 防光		568 防臭		569 防湿		570 防虫		571 防鼠		572 防鳥		573 防風		574 防雪		575 防雨		576 防露		577 防結露		578 防錆		579 防汚染		580 防騒音		581 防振動		582 防熱		583 防光		584 防臭		585 防湿		586 防虫		587 防鼠		588 防鳥		589 防風		590 防雪		591 防雨		592 防露		593 防結露		594 防錆		595 防汚染		596 防騒音		597 防振動		598 防熱		599 防光		600 防臭		601 防湿		602 防虫		603 防鼠		604 防鳥		605 防風		606 防雪		607 防雨		608 防露		609 防結露		610 防錆		611 防汚染		612 防騒音		613 防振動		614 防熱		615 防光		616 防臭		617 防湿		618 防虫		619 防鼠		620 防鳥		621 防風		622 防雪		623 防雨		624 防露		625 防結露		626 防錆		627 防汚染		628 防騒音		629 防振動		630 防熱		631 防光		632 防臭		633 防湿		634 防虫		635 防鼠		636 防鳥		637 防風		638 防雪		639 防雨		640 防露		641 防結露		642 防錆		643 防汚染		644 防騒音		645 防振動		646 防熱		647 防光		648 防臭		649 防湿		650 防虫		651 防鼠		652 防鳥		653 防風		654 防雪		655 防雨		656 防露		657 防結露		658 防錆		659 防汚染		660 防騒音		661 防振動		662 防熱		663 防光		664 防臭		665 防湿		666 防虫		667 防鼠		668 防鳥		669 防風		670 防雪		671 防雨		672 防露		673 防結露		674 防錆		675 防汚染		676 防騒音		677 防振動		678 防熱		679 防光		680 防臭		681 防湿		682 防虫		683 防鼠		684 防鳥		685 防風		686 防雪		687 防雨		688 防露		689 防結露		690 防錆		691 防汚染		692 防騒音		693 防振動		694 防熱		695 防光		696 防臭		697 防湿		698 防虫		699 防鼠		700 防鳥		701 防風		702 防雪		703 防雨		704 防露		705 防結露		706 防錆		707 防汚染		708 防騒音		709 防振動		710 防熱		711 防光		712 防臭		713 防湿		714 防虫		715 防鼠		716 防鳥		717 防風		718 防雪		719 防雨		720 防露		721 防結露		722 防錆		723 防汚染		724 防騒音		725 防振動		726 防熱		727 防光		728 防臭		729 防湿		730 防虫		731 防鼠		732 防鳥		733 防風		734 防雪		735 防雨		736 防露		737 防結露		738 防錆		739 防汚染		740 防騒音		741 防振動		742 防熱		743 防光		744 防臭		745 防湿		746 防虫		747 防鼠		748 防鳥		749 防風		750 防雪		751 防雨		752 防露		753 防結露		754 防錆		755 防汚染		756 防騒音		757 防振動		758 防熱		759 防光		760 防臭		761 防湿		762 防虫		763 防鼠		764 防鳥		765 防風		766 防雪		767 防雨		768 防露		769 防結露		770 防錆		771 防汚染		772 防騒音		773 防振動		774 防熱		775 防光		776 防臭		777 防湿		778 防虫		779 防鼠		780 防鳥		781 防風		782 防雪		783 防雨		784 防露		785 防結露		786 防錆		787 防汚染		788 防騒音		789 防振動		790 防熱		791 防光		792 防臭		793 防湿		794 防虫		795 防鼠		796 防鳥		797 防風		798 防雪		799 防雨		800 防露		801 防結露		802 防錆		803 防汚染		804 防騒音		805 防振動		806 防熱		807 防光		808 防臭		809 防湿		810 防虫	
----	-----	------	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	-------	--	--------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--











表0-6 建物・構造物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設、放射性廃棄物の貯蔵施設、放射性廃棄物の処理施設、その他の加工施設) 6次申請書(2021.2.15付け三原協第20-0605号から引用)

設備名	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23							
	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名	設備名					
放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置	放射線計測装置

①: 設計変更なし+工事なし  
 ②: 設計変更あり+工事なし  
 ③: 設計変更あり+工事あり

注1: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注2: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注3: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。

注4: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注5: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注6: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注7: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注8: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注9: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注10: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注11: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。  
 注12: 設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。設備名が異なる場合は、設備名を同一にする。







表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、化学処理施設)

項目	設備・機器	規格	規格																			
			JIS S 5010	JIS S 5011	JIS S 5012	JIS S 5013	JIS S 5014	JIS S 5015	JIS S 5016	JIS S 5017	JIS S 5018	JIS S 5019	JIS S 5020	JIS S 5021	JIS S 5022	JIS S 5023	JIS S 5024	JIS S 5025	JIS S 5026	JIS S 5027	JIS S 5028	
1. 建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造用鋼材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		コンクリート	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		基礎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		耐力壁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		柱	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		梁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		屋根	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		外壁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		内装	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2. 構築物	鉄骨造	構造用鋼材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		コンクリート	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		基礎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		耐力壁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		柱	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		梁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		床	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		屋根	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		外壁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		内装	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3. 設備・機器	圧入機	圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		圧入機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	









表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、成形施設)

6次申請書(2021.2.4付け三原発第20-0619号から引用)

項目	内容	項目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	1-1 基礎	1-1-1 基礎	1-1-2 基礎	1-1-3 基礎	1-1-4 基礎	1-1-5 基礎	1-1-6 基礎	1-1-7 基礎	1-1-8 基礎	1-1-9 基礎	1-1-10 基礎	1-1-11 基礎	1-1-12 基礎
2	2-1 柱	2-1-1 柱	2-1-2 柱	2-1-3 柱	2-1-4 柱	2-1-5 柱	2-1-6 柱	2-1-7 柱	2-1-8 柱	2-1-9 柱	2-1-10 柱	2-1-11 柱	2-1-12 柱
3	3-1 梁	3-1-1 梁	3-1-2 梁	3-1-3 梁	3-1-4 梁	3-1-5 梁	3-1-6 梁	3-1-7 梁	3-1-8 梁	3-1-9 梁	3-1-10 梁	3-1-11 梁	3-1-12 梁
4	4-1 床	4-1-1 床	4-1-2 床	4-1-3 床	4-1-4 床	4-1-5 床	4-1-6 床	4-1-7 床	4-1-8 床	4-1-9 床	4-1-10 床	4-1-11 床	4-1-12 床
5	5-1 屋根	5-1-1 屋根	5-1-2 屋根	5-1-3 屋根	5-1-4 屋根	5-1-5 屋根	5-1-6 屋根	5-1-7 屋根	5-1-8 屋根	5-1-9 屋根	5-1-10 屋根	5-1-11 屋根	5-1-12 屋根
6	6-1 外壁	6-1-1 外壁	6-1-2 外壁	6-1-3 外壁	6-1-4 外壁	6-1-5 外壁	6-1-6 外壁	6-1-7 外壁	6-1-8 外壁	6-1-9 外壁	6-1-10 外壁	6-1-11 外壁	6-1-12 外壁
7	7-1 内装	7-1-1 内装	7-1-2 内装	7-1-3 内装	7-1-4 内装	7-1-5 内装	7-1-6 内装	7-1-7 内装	7-1-8 内装	7-1-9 内装	7-1-10 内装	7-1-11 内装	7-1-12 内装
8	8-1 設備	8-1-1 設備	8-1-2 設備	8-1-3 設備	8-1-4 設備	8-1-5 設備	8-1-6 設備	8-1-7 設備	8-1-8 設備	8-1-9 設備	8-1-10 設備	8-1-11 設備	8-1-12 設備
9	9-1 機器	9-1-1 機器	9-1-2 機器	9-1-3 機器	9-1-4 機器	9-1-5 機器	9-1-6 機器	9-1-7 機器	9-1-8 機器	9-1-9 機器	9-1-10 機器	9-1-11 機器	9-1-12 機器
10	10-1 加工	10-1-1 加工	10-1-2 加工	10-1-3 加工	10-1-4 加工	10-1-5 加工	10-1-6 加工	10-1-7 加工	10-1-8 加工	10-1-9 加工	10-1-10 加工	10-1-11 加工	10-1-12 加工

1. 加工施設(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。

2. 加工施設(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。

3. 加工施設(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。成形機(成形機)の構造基準(成形機)は、成形機(成形機)の構造基準(成形機)に準拠して設計されている。







